

平成21年
9 月 宮崎県定例県議会会議録

平成21年 9 月 10日 開会

平成21年 10月 20日 閉会

平成21年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

9月10日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野廣明議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第16号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自9月11日（土曜日）

至9月14日（月曜日） 休 会

9月15日（火曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第17号から第27号まで追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 代表質問	12

野辺修光議員質問（自由民主党） 12

- ・知事の政治姿勢（民主党政権に対する考え方、政策評価など）について
- ・平成21年度9月補正予算について
- ・平成22年度当初予算編成について
- ・地方分権について
- ・運輸行政について
- ・福祉・介護サービスにおける人材確保について
- ・医師確保対策について
- ・新型インフルエンザ対策について
- ・森林・環境政策について
- ・地球温暖化対策について
- ・経済・雇用対策補正予算の効果について
- ・農業の振興について
- ・水産業の振興について
- ・建設産業対策について

- ・土砂災害防止対策について
- ・東九州自動車道等について
- ・企業局の取り組みについて
- ・県立病院事業について
- ・教職員の人材育成について
- ・景気悪化の教育への影響について
- ・治安対策について
- ・交通死亡事故防止対策について

中野廣明議員質問（自由民主党） ----- 39

- ・知事の政治姿勢について
- ・地方分権・道州制について
- ・民主党マニフェストの宮崎県への影響について
- ・予算編成について
- ・本県の経済状況について
- ・一般競争入札について
- ・農業問題について
- ・土地の有効利用について
- ・教育問題について
- ・政策評価、部長マニフェストについて
- ・昭和シェルソーラー株式会社の立地について
- ・日豊本線について

9月16日（水曜日）

1. 出席議員 ----- 65
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 65
1. 代表質問 ----- 66

外山良治議員質問（社会民主党宮崎県議団） ----- 66

- ・知事の政治姿勢について
- ・小泉構造改革がもたらした生活破壊の現状と本県に与えた影響について
- ・農林水産漁業の諸問題について
- ・知的・精神・発達障がい者等の福祉について

西村 賢議員質問（愛みやざき） ----- 83

- ・知事の政治姿勢について
- ・環境対策について
- ・少子化・子育て対策について
- ・観光客誘致について

- ・ 県民の健康増進について
- ・ 景気・雇用対策について
- ・ 教育問題について
- ・ 公務員の懲戒処分について

武井俊輔議員関連質問（観光客誘致について）

河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 104

- ・ 知事の政治姿勢（政権交代と県政運営、地方分権）について
- ・ 消費者庁設置について
- ・ 農林水産業問題について
- ・ 医療・福祉問題について
- ・ 教育問題について
- ・ 治安問題について

9月17日（木曜日）

- 1. 出席議員 ----- 125
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 125
- 1. 代表質問 ----- 126

井上紀代子議員質問（民主党宮崎県議団） ----- 126

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 教育行政について
- ・ 警察行政について
- ・ 行財政について
- ・ 環境行政について
- ・ 医療・福祉行政について
- ・ 雇用の確保・中小企業振興対策について
- ・ 観光行政について

徳重忠夫議員質問（自由民主党県民の会） ----- 146

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 後期高齢者医療制度について
- ・ 放課後児童クラブの支援について
- ・ 農業問題について
- ・ 入札制度について
- ・ スポレクみやざき2009について
- ・ 教育問題について
- ・ スポーツ振興について
- ・ 県立病院について

・自動車税について	
9月18日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	167
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	167
1. 一般質問 -----	168
新見昌安議員質問 -----	168
・自主財源の確保について	
・防災・防犯対策について	
・農林水産業の問題について	
・医療問題について	
・道路行政について	
・障がい者対策について	
河野安幸議員質問 -----	180
・知事の政治姿勢について	
・市町村合併に伴う周辺部の影響について	
・新規就農者対策について	
・企業の農業参入及び農地制度改正について	
・食農教育について	
・民主党のマニフェストについて	
・国道269号清武町正手交差点の改良について	
・清武町船引川の改修について	
宮原義久議員質問 -----	189
・知事の政治姿勢について	
・財政問題について	
・建設業対策について	
・医療問題について	
・農業問題について	
満行潤一議員質問 -----	202
・知事の政治姿勢（えびの市長競争入札妨害事件、道州制、危機管理、シ ロアリ対策、補正予算案（耐震化、太陽光普及など））について	
・地域医療の充実（新型インフルエンザ対策、ドクターヘリの早期導入） について	
・パソコンリースの見直しによる経費節減について	
1. 議員発議案送付の通知 -----	213

1. 議員発議案第1号追加上程 -----	213
1. 議員発議案第1号提案理由説明 -----	214
野辺議員 -----	214
1. 質 疑 -----	214
権藤議員 -----	214
1. 議員発議案第2号追加上程 -----	216
1. 議員発議案第2号提案理由説明 -----	216
高橋議員 -----	216
1. 議員発議案第1号及び第2号に対する討論 -----	217
萩原議員（第1号に賛成） -----	217
田口議員（第1号に反対） -----	218
凶師議員（第2号に賛成） -----	219
前屋敷議員（両案とも賛成） -----	220
1. 議員発議案第2号採決 -----	220
1. 議員発議案第1号採決 -----	220
自9月19日（土曜日）	
至9月23日（水曜日） 休 会	
9月24日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	225
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	225
1. 一般質問 -----	226
黒木覚市議員質問 -----	226
・知事の政治姿勢（細島工業港の推進、福祉行政（社会福祉事業団）、東九州自動車道（スマートインター）、森林環境税の事業効果と今後の課題）について	
・教育行政（技術系高校の施設、設備の充実）について	
坂口博美議員質問 -----	235
・知事の政治姿勢（地方分権と税財源の移譲等）について	
・入札・契約制度について	
星原 透議員質問 -----	247
・地方分権改革（国と地方の協議の場の法制化）について	
・本県農業の振興策（食品加工と加工団地、食品開発センターの動向、農工商等連携促進法、保存方法、販路開拓）について	
・観光行政（宮崎—台北線の運休、海外の観光誘致対策の取り組み）について	

図師博規議員質問	258
・畑地かんがい事業について	
・新型インフルエンザ対策について	
・県立宮崎病院精神医療センターの運営状況について	
・余裕教室や廃校施設の活用について	
・県有施設の財産管理について	
9月25日（金曜日）	
1. 出席議員	273
1. 地方自治法第121条による出席者	273
1. 一般質問	274
水間篤典議員質問	274
・知事の政治姿勢について	
・県有施設の活用について(要望)	
・公共事業について	
・農業、畜産問題について	
・西諸地区学校再編について	
・介護問題について	
・林業再生事業について	
・宮崎県医療計画の現状と見直し(小林市立病院に特化して)について	
・老人クラブについて	
横田照夫議員質問	284
・ごみ拾い県民運動について	
・落書きコンテストについて	
・農業政策について	
・幼児保育・教育について	
・商工会への対応について	
・三世代同居への誘導について	
太田清海議員質問	294
・地方分権について	
・青少年自然の家の利用について	
・長浜海岸侵食対策について	
・県病院問題について	
・教育問題について	
・基金事業について	
権藤梅義議員質問	306

・知事の政治姿勢（国土形成計画と本県の進むべき姿、F T AやW T Oに 対する知事会の動き、「知事の訴訟発言」問題）について	
・農業問題（九州農業白書と今後の本県農業の姿、和牛精液の流出と盗難 対策）について	
・新型インフルエンザ対策について	
・雇用・労働対策について	
・観光振興対策（県と各地域における振興対策、エバー航空の台北線運休 への対策、九州新幹線鹿児島ルート開通後の対策）について	
・生活保護受給増への対応について	
・介護施設の2006年～2008年実績について	
・自殺防止対策について	
1. 議案に対する質疑 -----	319
前屋敷議員 -----	319
1. 議案第17号から第27号まで採決 -----	324
1. 議案第1号から第16号まで及び請願委員会付託 -----	324
自9月26日（土曜日）	
至9月27日（日曜日） 休 会	
自9月28日（月曜日）	
至9月29日（火曜日） 常任委員会	
9月30日（水曜日） 特別委員会	
10月1日（木曜日） 休 会	
10月2日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	327
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	327
1. 常任委員長審査結果報告 -----	328
高橋総務政策常任委員長 -----	328
長友厚生常任委員長 -----	330
宮原商工建設常任委員長 -----	332
外山 衛環境農林水産常任委員長 -----	334
横田文教警察企業常任委員長 -----	335
1. 討 論 -----	337
前屋敷議員（議案第8号に反対、請願第26号採択に反対及び請願第5号、 第9号、第11号、第19号、第20号の継続審査に反対） -----	337
1. 議案第8号採決 -----	338
1. 議案第1号から第7号まで及び第9号から第16号まで採決 -----	338

1. 請願 1 件採決	-----	339
1. 請願 3 件採決	-----	339
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	339
1. 議員発議案送付の通知	-----	339
1. 議員発議案第 3 号から第 5 号まで追加上程	-----	340
1. 議員発議案第 3 号及び第 4 号採決	-----	340
1. 議員発議案第 5 号提案理由説明	-----	340
萩原議員	-----	340
1. 質 疑	-----	341
権藤議員	-----	341
1. 討 論	-----	344
井上議員（議員発議案第 5 号に反対）	-----	344
宮原議員（議員発議案第 5 号に賛成）	-----	346
1. 議員発議案第 5 号採決	-----	347
1. 議案第 28 号から第 32 号まで上程	-----	347
1. 知事提案理由説明	-----	347
自 10 月 3 日（土曜日）		
休 会		
至 10 月 6 日（火曜日）		
10 月 7 日（水曜日）		
1. 出席議員	-----	351
1. 地方自治法第 121 条による出席者	-----	351
1. 総括質疑	-----	352
外山 衛議員質疑	-----	352
・平成 20 年度決算の総括について		
・県税収入について		
・ふるさと納税制度について		
・組織改正について		
・中山間地域・植栽未済地対策について		
・県民との協働について		
・地域医療体制について		
・子育て支援対策について		
・自殺予防対策について		
・森林環境税について		
・企業立地について		
・知事のトップセールスについて		

- ・九州観光推進機構による観光誘客について
- ・耕作放棄地対策について
- ・食の安全・安心確保の取り組みについて
- ・農水産業における燃油・飼料高騰対策について
- ・農水産業における雇用対策について
- ・道路整備の取り組みと成果について
- ・建設産業対策について
- ・学校支援地域本部事業について
- ・学校職員の健康対策について
- ・企業局の平成20年度決算について
- ・県病院事業中期経営計画について
- ・薬物乱用防止対策について

高橋 透議員質疑 ----- 371

- ・平成20年度重点施策の総括的な成果について
- ・平成20年度決算の総括について
- ・予算執行に対する監査委員審査意見について
- ・自殺対策について
- ・宮崎フィルムコミッション事業の取り組みと成果について
- ・交通事故発生状況と対策及び成果について
- ・授業力リーダー養成とスーパーティーチャーとの連携について
- ・小規模校を残す施策について
- ・農産物ブランドの取り組みと成果について

松田勝則議員質疑 ----- 382

- ・平成20年度の重点施策について
- ・自主財源の確保について
- ・不適正な事務処理に関する再発防止策について
- ・県民の意見の反映について
- ・人づくりについて
- ・子育て支援について
- ・入札制度改革について
- ・就業支援について
- ・災害・テロ対策について
- ・県立病院の経営について

長友安弘議員質疑 ----- 394

- ・本県財政の状況について

<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度重点施策について ・重点推進事業について ・新規・重点事業等について ・監査委員の審査意見について 	403
田口雄二議員質疑 -----	403
<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営について ・行財政改革について ・政策評価について ・医療・福祉行政について ・景気・雇用対策について ・道路行政について ・災害対策について ・教育行政について 	
濱砂 守議員質疑 -----	411
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度決算の総括について ・1月補正（経済・雇用緊急対策）について ・使用料・手数料について ・交通基盤整備について ・特別会計について ・公営企業会計決算について ・病院事業決算について 	
前屋敷恵美議員質疑 -----	422
<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営について ・監査意見書での指摘事項について ・特別会計について ・各種施策、事業（福祉関連、商工労働関連、教育関連）について ・県立病院事業会計について ・平成20年度決算の総括について 	
1. 議員発議案送付の通知 -----	427
1. 議員発議案第6号上程、採決 -----	427
1. 議案第28号から第32号まで決算特別委員会付託 -----	428
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） -----	428
自10月8日（木曜日）	
決算特別委員会	
至10月9日（金曜日）	

自10月10日（土曜日）		
至10月12日（月曜日）	休	会
10月13日（火曜日）	決算特別委員会	
自10月14日（水曜日）		
至10月15日（木曜日）	休	会
10月16日（金曜日）	決算特別委員会	
自10月17日（土曜日）		
至10月19日（月曜日）	休	会
10月20日（火曜日）		
1. 出席議員	-----	431
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	431
1. 議員の辞職許可	-----	432
1. 副議長の選挙	-----	433
萩原副議長あいさつ	-----	433
1. 決算特別委員長審査結果報告	-----	433
高橋決算特別委員会副委員長	-----	433
1. 討 論	-----	436
前屋敷議員（議案第28号に反対）	-----	436
1. 議案第28号採決	-----	437
1. 議案第29号から第32号まで採決	-----	437
1. 議員発議案送付の通知	-----	437
1. 議員発議案第7号追加上程、採決	-----	438
1. 閉 会	-----	438
<hr/>		
1. 資 料	-----	439
平成21年9月定例県議会日程	-----	441
議案送付文書	-----	443
代表質問時間割	-----	446
一般質問時間割	-----	447
総括質疑時間割	-----	448
議案・請願委員会審査結果表	-----	449
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	451
決算議案委員会審査結果表	-----	452
1. 決算特別委員会各分科会主査報告	-----	453
1. 議案議決件名一覧表	-----	461

1. 意見書、その他 -----	465
平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書 -----	467
第9回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣 -----	468
改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書 -----	469
地方の道路整備予算の確保に関する意見書 -----	470
決算特別委員会の設置について -----	471
九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会議への議員の派遣 -----	472
1. 請願一覧表 -----	473
1. 議事経過 -----	491

9月10日（木）

平成 21 年 9 月 10 日 (木曜日)

午前 10 時 1 分開会

出席議員 (42 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)

52 番 外山三博 (自由民主党)

53 番 福田作弥 (同)

欠席議員 (1 名)

公務出張 38 番 井本英雄 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|----------|-------|---|
| 知事 | 東国原英夫 | |
| 副知事 | 河野俊嗣 | |
| 県民政策部長 | 高山幹男 | |
| 総務部長 | 山下健次 | |
| 福祉保健部長 | 高橋博 | |
| 環境森林部長 | 吉瀬和明 | |
| 商工観光労働部長 | 渡邊亮一 | |
| 農政水産部長 | 伊藤孝利 | |
| 県土整備部長 | 山田康夫 | |
| 会計管理者 | 長友秀隆 | |
| 企業局長 | 日高幸平 | |
| 病院局長 | 甲斐景早 | 文 |
| 財政課長 | 西野博之 | |
| 教育委員長 | 大重都志 | 春 |
| 教育長 | 渡辺義人 | |
| 公安委員 | 田代知代 | |
| 警察本部長 | 鶴見雅男 | |
| 人事委員長 | 黒木奉武 | |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|---|
| 事務局 局長 | 濱砂公一 | |
| 事務局 次長 | 岡田英治 | |
| 総務課 長 | 渡邊靖之 | |
| 議事課 長 | 富永博章 | |
| 政策調査課 長 | 日高正憲 | |
| 議事課 長 補佐 | 福嶋清美 | |
| 議事担当 主幹 | 日高賢治 | 二 |
| 議事課 主査 | 山中康 | |
| 議事課 主査 | 前田陽 | 一 |

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成21年 9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、黒木覚市議員、西村賢議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

去る9月3日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成21年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計16件、その内訳は、補正予算案5件、条例9件、予算・条例以外2件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに人事案件及び決算認定案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については本日から10月20日までの41日間とすることを決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりで確認決定いたしました。

今期定例会は、9月15日から3日間の日程で代表質問、18日から3日間の日程で一般質問を

行います。代表質問については、質問人数を7名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、社会民主党55分以内、愛みやざき50分以内、公明党45分以内、民主党45分以内、自由民主党県民の会45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計12名以内とし、質問順序は、14日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。以上のとおり、質問について確認決定いたしましたところであります。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。

休会中の10月8日から10月16日までの間に、決算特別委員会を開催していただき、10月20日の最終日に、付託された議案の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より10月20日までの41日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第16号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より、議案第1号から第16号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 平成21年9月定例県議会の開会に当たりまして、まず、さきの総選挙をめぐる私の一連の行動及び発言によりまして、県議会を初め県民の皆様にも多大な御迷惑、御心配をおかけしましたことを、改めて心よりおわびを申し上げたいと思います。

私といたしましては、7月の県議会全員協議会におきまして、議員の皆様からいただいた御意見や御指摘、また多くの県民の皆様からいただいた御意見等を真摯に、かつ謙虚に受けとめ、残り1年4カ月の任期を、「宮崎県の発展と県民の皆様の幸せのために尽くしたい」という初心を忘れることなく、県勢発展に全身全霊をかけて取り組んでまいっている覚悟であります。皆様には、引き続き御指導・御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま御提案いたしました議案の御説明に先立ち、4点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、国際定期便についてであります。

宮崎空港発着の国際定期便であります「宮崎

一台北線」につきまして、先月突然、エバー航空より、本年10月から運休する旨の連絡がございました。運休の理由は、長引く景気低迷や新型インフルエンザの影響等により搭乗率が低迷しており、さらにエバー航空の厳しい経営状況から収支改善を図るために路線の見直しを行う必要があるというものであります。

県といたしましては、長年にわたる要望活動やチャーター便運航の積み重ねにより実現できた路線であり、7月、8月の搭乗率が70%を超えるなど、今後の利用者増が期待されていただけに、今回の定期便運休の決定は大変残念であります。

本路線は、本県と東アジアとの交流拡大や地域経済の活性化にとって重要な路線でありますので、早期の定期便運航再開に向け、今後とも航空会社や関係機関に積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

2点目は、ブラジル宮崎県人会創立60周年記念事業についてであります。

去る8月23日に、サンパウロ市において、ブラジル全土から本県出身者やその家族など約500名が参加し、「ブラジル宮崎県人会創立60周年記念祭典」が盛大に開催され、私も中村県議会議長を初め県内の関係者の方々とともに参加いたしました。

訪問中は、ブラジルの地で活躍する移住者の方々のふるさと宮崎への熱い思いに接するとともに、本県関係者や進出企業等が同国の発展に貢献する姿に大いに感銘を受けたところであります。

今回の記念祭典を機に、ブラジル宮崎県人会と本県のきずなをより一層深めることができたものと考えております。

3点目は、企業誘致についてであります。

去る9月7日に、宮崎市田野町と清武町の2カ所に太陽電池工場を立地していただいております昭和シェルソーラー株式会社から、国富町の日立プラズマディスプレイ株式会社宮崎工場を買収し、大規模な新工場の立地を決定されたとの連絡がありました。

私は、昨年来、昭和シェル石油株式会社及び昭和シェルソーラー株式会社の両社を訪問し、3番目となる新工場につきましても、ぜひとも宮崎県内に建設していただくよう積極的な誘致活動を行ってまいりました。

今回の発表によりますと、太陽電池工場としては世界でも最大級の規模でありまして、約1,000億円を投資し、約800人の雇用予定とのことでありますので、これにより、本県経済の活性化や雇用創出に加え、関連企業の本県進出や地元企業との取引拡大等、今後の展開に大きな期待をしているところであります。

また、大量の製品が生産され、出荷されることにより、本県物流システムの大幅な稼働率の向上につながるとともに、太陽電池の一大生産拠点が県内に具現化することにより、現在進めておりますソーラーフロンティア構想の推進にも大きな弾みがつくものと考えております。

4点目は、新型インフルエンザ対策についてであります。

新型インフルエンザ対策につきましては、私が入長となる総合対策本部を中心に、感染防止対策の推進を図っているところであります。

新型インフルエンザは、既に流行期に入り、今後、大流行の兆しを見せていることから、福祉保健部に9月14日付で、新型インフルエンザを含む感染症対策に迅速かつ専門的に対応するため、課長級の職であります「感染症対策監」及び「感染症対策担当」を新たに設置すること

といたしました。

県といたしましては、県民の皆様の健康を守るため、状況の変化に的確に対応できるよう、スピード感を持った取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案であります。

今回は、経済・雇用対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計449億4,010万3,000円、特別会計4億268万1,000円、公営企業会計2,238万2,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,281億3,534万9,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業関係につきましては、国庫支出金の交付決定や国の臨時的な交付金の活用等によりまして、河川事業や林道事業を中心に補助公共事業で44億円余、地方道路交付金事業で54億円余、県単独公共事業で11億円余など、公共事業全体で124億円余の追加補正を行うことといたしました。

その他、経済・雇用対策として、国の臨時的な交付金をもとに、社会福祉施設入所者の安全・安心を確保するための基金など、新たな4つの基金の造成を初め、合計で97事業、240億円余を措置することといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金2億4,540万6,000円、国庫支出金336億3,303万8,000円、繰入金39億8,643万3,000円、繰越金23億7,425万9,000円、諸収入2億7,049万6,000円、県債44

億2,410万円、その他637万1,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の新設及び県立高原高等学校の閉校に伴い、所要の規定の整備を行うための条例の改正であります。

議案第9号「宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例」は、国における「地域グリーンニューディール基金事業」の創設に伴い、所要の規定の整備を行うための条例の改正であります。

議案第11号から議案第14号までの4つの条例は、国の臨時的な交付金をもとにそれぞれ基金を創設するため、地方自治法の規定に基づき条例を制定するものであります。

このほか、議案第6号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外4件ありますが、説明は省略させていただきます。

以上、今回提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす11日から14日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、15日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時15分散会

9月15日（火）

平成 21 年 9 月 15 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 井 本 英 雄 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 萩 原 耕 三 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)

- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 52 番 外 山 三 博 (同)
- 53 番 福 田 作 弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 高 山 幹 男 山 下 健 次 高 橋 博 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 伊 藤 孝 利 山 田 康 夫 長 友 秀 隆 日 高 幸 平 甲 斐 景 早 文 西 野 博 之 大 重 都 志 春 渡 辺 義 人 鶴 見 雅 男 城 倉 恒 雄 太 田 英 夫 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱 砂 公 一 岡 田 英 治 渡 邊 靖 之 章 富 永 博 章 日 高 正 憲 福 嶋 清 美 日 高 賢 治 山 中 康 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 議案第17号から第27号まで追加上程

○中村幸一議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第17号から第27号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案第17号から第27号について御説明申し上げます。

まず、議案第17号は、公安委員会委員田代知代氏が平成21年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として佐藤勇夫氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、県議会の同意を求めるといふものであります。

次に、議案第18号は、人事委員会委員黒木奉武氏が平成21年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく黒木奉武氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、県議会の同意を求めるといふものであります。

また、議案第19号から議案第27号は、公害審査会委員渡邊紘光氏ほか8名の委員が平成21年10月31日をもって任期満了となりますので、

その後任委員として渡邊紘光氏ほか8名を任命いたしたく、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、県議会の同意を求めるといふものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

◎ 代表質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおりに取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、野辺修光議員。

○野辺修光議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。きょうは、私の地元からたくさんの皆さん方、また、宮崎の同級生あたりも応援に駆けつけていただいております。大変ありがたく思いながら、自由民主党を代表して質問をしてまいりたいと思います。

去る8月30日に行われました衆議院議員総選挙において、我が自由民主党は、解散前の300議席を181議席も失う歴史的敗北を喫し、平成5年の細川連立政権以来、野に下ることになりました。今回、国民の負託を受けた民主党には、その期待にこたえるべく、国民に示した政策を着実に実行に移してもらい、疲弊した地方が活性化できるよう頑張ってもらいたいと思います。

さて、「不確実性の時代」とは、3年前亡くなられた米国の代表的な経済学者、ジョン・ケネス・ガルブレイスの有名な著書であります。このたび、民主党政権が現実のものとなり、時代はまさに不確実性が高まってきている状況にあると思っております。一方で、米国の

サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機により、我が国は、バブル崩壊後の大不況を上回る深刻な経済状況に陥っております。景気指標の一部に持ち直しの兆しが見えてきているようではありますが、7月の完全失業率が過去最悪の5.7%を記録するなど、依然として雇用情勢は厳しいものがあります。さらに、秋から年末にかけて、完全失業率が一段と悪化し、5%台後半まで上昇すると予測している民間エコノミストもあり、日本経済は全く予断を許さない状況にあります。本県においても、経済や雇用を取り巻く環境は大変厳しいものがあると認識いたしております。また、解決すべき喫緊の課題も山積しており、いかに不確実な時代であろうと、県政は確実に推進していかなければならないと考えております。時代は大きな転換期を迎えております。このような中であって、本県の今後進むべき道をしっかりと見据え、新たな時代に対応していかなきゃならないと感じております。

それでは、通告に従い質問いたします。

まず、知事の政治姿勢について3点伺います。

初めに、民主党政権に対する考え方についてであります。さきの総選挙の勝利で、民主党政権が誕生することになりましたが、そのことで今後、国や地方を取り巻く環境が大きく変わってくる可能性があると考えております。今後、民主党のマニフェストを基本に政策が進められていきますと、本県においても、農業や福祉、教育など幅広い分野でさまざまな影響が出てくることが予想されます。今のところ、まだ具体的な政策がしっかりと見えてきていない段階ではありますが、民主党政権に対する期待と不安について、知事にお伺いいたします。

2点目は、政策評価についてであります。先日、県の重点施策「新みやざき創造戦略」の達成度について、外部評価委員会による評価結果が報告されました。56の重点項目について、創造戦略の工程表と照らしながら、AからCの3段階で進捗状況や成果の評価が行われたわけがありますが、その中の40項目は、工程表どおりに進んでいるとして最高のA評価をされながら、その成果を見ると、「順調に成果が上がっている」とするA評価は24項目、全体の43%程度しかないという結果であります。また、「十分な成果が上がっていない」とするC評価の項目もありました。新みやざき創造戦略は、知事のマニフェストに基づいてつくられておりますので、ある意味で知事のマニフェストの評価でもあると思うのでありますが、この評価結果をどう受けとめ、今後どのように成果を上げていられるのか、知事にお伺いいたします。

次に、国政転出問題であります。このことにつきましては、提案理由説明の冒頭に知事から県民に対して陳謝がありましたので、質問を取り下げたいと思います。

次に、平成21年度9月補正予算についてであります。

米国発の世界的な金融危機は深刻度を増し、戦後最大の世界同時不況の中で、我が国の経済も輸出産業を中心に急激な収縮に直面し、金融環境も大変厳しい局面を迎えました。これに対して、麻生政権は、昨年度2度にわたる補正予算と今年度当初予算で景気対策を打ち、さらに、今年度早々に追加経済対策として、補正予算で新たな財政措置をとられたところであります。この追加経済対策は、景気の底割れ防止、雇用・社会保障・子育て支援、未来への成長強化などに目的が置かれ、各県においても、さき

の6月議会でそれぞれ補正予算が生まれ、本県でも183億円の補正予算が計上されたところであります。6月補正予算183億円については、制度の内容や、国から本県への配分額等が明らかになっているもの、事業の緊急性が高いものを措置したとの説明が6月議会で知事からありましたが、その後、制度の内容等が明確になったものが、今回449億円という大規模な補正予算として計上されてきたものと理解いたしております。

ここで、6月補正予算の他県の状況を見てみますと、例えば、隣の熊本県では801億円、大分県では241億円、鹿児島県では651億円と、各県とも軒並みかなり大規模な予算編成をしております。もちろん他県との単純な比較はできないわけではありますが、それにしても余りにも金額が違い過ぎるのではないのでしょうか。6月補正と9月補正では3カ月の差が生じるわけであり、緊急性を要する景気・雇用対策としては、本県の動きはのんびりし過ぎ、危機感が足りないと言われても仕方がないのではないかと思います。知事は、常日ごろ、行政対応のスピード感の重要性を訴えられておりますが、今回の補正予算の対応についてどのように考えておられるのか伺います。また、9月補正予算編成の基本的な考え方について、あわせて知事にお伺いします。

次に、平成22年度の当初予算編成についてであります。

三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減や社会保障関係費の増加などにより、本県の財政状況は大変厳しくなっております。このような中、県においては、平成19年3月に新たな財政改革推進計画を策定し、平成19年度から平成22年度までの4年間に、一般財源ベースで600

～700億円の収支不足の圧縮に向けた取り組みがなされております。拡大傾向にある収支不足の圧縮や、基金取り崩しに頼らない持続性のある財政構造への転換が喫緊の課題であることは言うまでもありません。一方で、本県を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。少子高齢化対策を初め、高速道路の整備促進、農林水産業の振興、企業誘致の促進、過疎化対策など、本県が抱えるさまざまな課題に対しては、財政が厳しい中であつても的確に対応していかなければならないと考えております。知事が4年1期を一つの区切りとされるのであれば、平成22年度予算は、東国原県政最後の当初予算編成になる可能性があります。予算編成方針の策定前ではありますが、これらのことを踏まえて、平成22年度の当初予算編成にどのように取り組んでいくのか、知事の基本的な考え方について伺います。

次に、地方分権について2点お伺いします。

まずは、地方分権改革についてであります。平成19年度にスタートした第2期地方分権改革は、仕上げの年である最終年度を迎えております。しかしながら、地方分権改革推進委員会の第3次勧告提出はこの秋以降の見込みであり、それを受けて、地方分権改革推進計画の策定、年度内の新分権一括法案の国会提出というスケジュールは、政権交代もあつて困難な状況に陥っているものと考えます。一方で、政権与党となりました民主党は、「中央集権から地域主権へ」を政権構想の柱の一つに掲げ、国と地方の協議の場の法制化、地方が自由に使える一括交付金などの交付、国の出先機関の原則禁止、直轄事業負担金の廃止などを進めていくとしております。新政権の具体的な動きはまだ見えておりませんので、これらの見通しは全く不透明

であります、民主党のマニフェストを基本に地方分権改革が進められていくとした場合、知事の目指す地方分権のあり方と合致するのかどうか、また、今後どのような姿勢で地方分権改革に取り組んでいかれるつもりか、知事にお尋ねします。

次に、国土形成計画についてであります。今年8月、全国を8地方ブロックに分け、地方ブロックごとに、今後おおむね10年間の地域づくりの基本方針となる国土形成計画の広域地方計画が策定されました。国土形成計画は、昭和37年から5次にわたって策定された全国総合開発計画、いわゆる全総にかわる計画であり、地方の自発的な取り組みを尊重するため、全国計画とは別に広域地方計画を定めることになったのが特徴であります。九州圏広域地方計画は、地理的にも近いアジアとの交流を基本コンセプトとしながら、自動車などの地場産業の育成や食料の輸出拠点としての整備、韓国と一体となった観光圏の形成など、具体的な方針を提示しております。九州圏広域地方計画は、今後の九州のあり方を示す指標となるものでありますが、道州制が幅広く議論される中であって、この計画の内容をどのように評価されるのか、また、計画の中に本県の強みや特色はどのように反映されているのか、知事にお伺いします。

次に、運輸行政について2点伺います。

まずは、航空交通対策についてであります。8月11日、本県と台湾を結ぶエバー航空の定期路線が9月末で運休するとの突然の報告があり、私どもは大変驚かされたところであります。同じくこの秋には、本県と長崎を結ぶ定期航空路線が廃止されることが既に決まっておりますが、いずれも搭乗率の低さが休止や廃止の原因とされております。全日空や日本航空につ

いても、不採算路線の見直しを行っていると聞いております。本県と福岡を結ぶ定期路線の昼間や休日の便は、いつ搭乗しても乗客が少なく、いずれ見直しの対象になってくるのではないかと危惧をいたしております。本県の航空路線について、韓国との定期路線も含めてですが、減便や廃止の危険性はないのか、また、国内線、国際線ともに搭乗率の維持あるいはアップのための対策を講じるべきではないかと思っておりますが、県民政策部長にお伺いいたします。

次に、物流対策についてであります。都市から遠く、交通インフラもおくれている本県にとって、物流の効率化は容易に解決できない懸案事項となっておりますが、最近になって、産業界の物流問題懇話会や県の物流対策推進本部などで活発に議論が行われております。トラック輸送からのモーダルシフトを推進していくことが、物流の効率化を図る上で重要になっていると考えますが、モーダルシフトにはさまざまな課題があると聞いております。これらの課題に対する解決のアプローチはいろいろあると思いますが、県は何を課題としてとらえ、それに対してどのような取り組みを行っているのか、県民政策部長にお伺いします。

次に、福祉・介護サービスにおける人材確保についてであります。

近年の福祉・介護サービス施設においては、介護職員を募集してもなかなか人は集まらず、集まっても長続きをしないようであります。これには、介護は、希望が持てない、結婚ができない、給料が安い仕事だと認識されていることがその理由にあるとも聞いております。昨年度、県内には8校、介護福祉士の養成校がありましたが、入学者の減少などにより、今年4月から2校が募集を取りやめております。少子高

齢化の進行から、介護需要が今後ますます増加する一方で、介護職員の人材確保が困難になってくるのではないかと懸念しているところであり、県議会自由民主党においても、昨年の9月、知事に対して、福祉・介護サービスにおける人材確保についての申し入れを行っております。国においては、昨年5月に成立した「介護従事者等の人材確保のための法律」に基づき、賃金を初めとする処遇の見直しを始めておりますが、県においても、安定的な人材確保を図るための取り組みが必要ではないかと思っております。福祉保健部長のお考えをお伺いいたします。

次に、医師確保対策についてであります。

今年4月に発生した、日向市など7つの病院が救急搬送患者の受け入れを断り、門川町の男性が死亡するという問題は、根底に医師不足があるとされております。平成16年の新医師臨床研修制度の導入を契機に、本県においても、大学医局からの派遣医師の引き揚げや勤務医の離職などが目につくようになっており、特に僻地医療や小児科、救急医療などにおいて深刻な事態が生じております。このため、県においては、医師を県職員として採用し、僻地への公立病院などに派遣する「医師派遣システム」や、将来、僻地などへの勤務を希望する医学生に修学資金を貸与する「医師修学資金貸与制度」など、独自の施策を展開し、医師の養成や確保に取り組んでいるところであります。

このような中、宮崎大学医学部において、本県の地域医療を担う医師を養成するため、「地域医療学講座」を来年度から新たに開設することによって、将来的には、この講座から地域の中核医療機関への医師派遣なども行いたいとしており、その効果には、市町村や医師会など幅広く期待が集まっているところであります。国に

おいても、地域の医師不足を初めとする地域医療対策を推進するため、今年度の補正予算で地域医療再生臨時特例交付金を設けておりますが、この交付金をも活用しながら、県として、宮崎大学の講座を積極的に支援していくべきと思っておりますが、知事の考えを伺います。

次に、新型インフルエンザ対策であります。

今年4月、メキシコで発生した新型インフルエンザは、世界各地で感染が広まり、我が国では5月9日に、また本県においては6月18日に、初の感染者が確認されております。その後も新たな感染者が断続的に確認され、県では、今後の流行に備え、昨日付で担当課に感染症対策監を設置するなど、組織体制の強化を図られたところであります。この新型インフルエンザは弱毒性であり、特定の疾患を有する場合を除き、重篤化する可能性は低いとされておりましたが、8月15日に国内で初めての死者が確認されて以来、既に13名の方が亡くなられており、今後は、急激な感染拡大や毒性の強いウイルスへの変異などが危惧されるところであります。さらに、そのワクチンが、当初見込んでいた数量の確保が難しく、年内に準備できるのは1,300万~1,700万人分程度しかないと言われており、県民の不安が一層高まっております。新型インフルエンザは既に流行期に入り、今後、秋口に向けて大流行の兆しを見せておりますが、不足しているワクチンをどのように確保するのか、また、学校や職場などにおける集団感染防止や、来月開催される全国スポレク祭など多くの人出が予想されるイベントにおける感染防止対策はどのようになっているのか、福祉保健部長に伺います。

次に、森林・環境政策について2点伺います。

初めに、木材産業の振興についてであります。本県は、18年連続して杉生産量日本一を誇る森林資源の宝庫であり、国産杉材の供給基地として、その地位を築いてきたところであります。しかしながら、平成19年に改正された建築基準法や、近年の景気低迷の影響などにより、新規の住宅着工件数が全国的にも低迷していることもあって、木材の平均価格は、今年7月で1立方メートル当たり8,100円と大幅に落ち込んでおります。昭和54年の3万5,500円をピークに、木材価格は断続的に下落しており、このまま低迷状態が続くようであれば、林業経営はいずれ立ち行かなくなるおそれがあると懸念しております。木材価格が低迷する中、林業経営で経済的に困窮することのないようにすべきと思いますが、今後の取り組みについて環境森林部長にお伺いします。

次に、森林環境税についてであります。本県の森林環境税は、森林の持つ公益的な機能が将来にわたって失われることがないよう、県と県民が一緒になって取り組む森林環境を守る施策を推進するため、平成18年4月に導入されたところであります。森林環境税は、徴収した税金を森林環境基金として積み立て、一般財源とは経理を区分し、県民による森林づくり活動や企業による森林づくりの支援、森林環境教育、広葉樹の造林、流木流出防止対策など、さまざまな事業の推進に役立てられております。

しかしながら、平成18年度に3,500万円であった基金の残高は、平成19年度に7,200万円、平成20年度には8,500万円と年々増加してきており、今年度は1億円を超える見込みとなっております。これは、税収額と比べて、事業で活用される経費が少ないことが原因ではないかと思われませんが、そうなると、税収額の規模が適当

なかどうかということを検討しなければならないと考えます。森林環境税は、施行後5年を目途に見直しを検討することになっておりますので、遅くとも来年度は本格的な見直し作業に着手されるものと思われま。現在の基金残高は適正規模なのかどうか、また、基金を活用して実施している事業の成果についての検証は行われているのか、さらには、今後の森林環境税についての考え方を環境森林部長に伺います。

次に、地球温暖化対策についてであります。

国際的な専門家で作る地球温暖化に関する政府間機構（IPCC）の最新の評価報告書は、「地球温暖化によって、海面上昇や異常気象、穀物生産量の低下、野生生物の絶滅危機など、人類と生物の生存基盤が脅かされるおそれが生じる」と指摘しており、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2度程度に抑える必要があるとしております。そのために、2050年度までに、全世界で温室効果ガスを少なくとも現状から半減、先進国においては80%以上の削減が必要としており、このことは、今年7月に開催されたイタリア・ラクイラサミットにおいても、主要先進国で支持されたところであります。我が国においては、今年6月、麻生首相が、「2020年に2005年と比較して15%温室効果ガスを削減する」と発表し、また、8月は、サミットの成果を受けて、2050年までに80%削減するためのビジョンを発表しております。この目標達成のためには、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムを目指す低炭素社会をいかに構築していくかが大切と思われま。低炭素社会づくりは、国と地方公共団体、事業者、国民などの適切な役割分担と公平な負担のもとに進められるべきであり、県においても、国の施策に準じた

取り組みが求められていると考えます。県の総合計画「新みやぎ創造計画」では、「地球温暖化防止に貢献する社会づくり」を施策の基本方針に掲げ、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みの推進や、太陽光発電などの新エネルギーの導入促進、二酸化炭素の吸収源の森林づくりを推進していくこととしております。そこで、本県の二酸化炭素排出量の現状について環境森林部長に伺います。また、低炭素社会づくりに向けて今後、県はどのように取り組んでいくのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、経済・雇用対策補正予算の効果についてであります。

世界的な景気後退に伴い、本県の経済・雇用情勢が厳しい局面を迎えたことなどから、県においては、今年1月に約64億円、2月に約211億円の補正予算が相次いで計上され、本県経済の早期回復に向けた取り組みを推進されております。しかしながら、県の経済・雇用緊急対策がスタートしてから半年以上が経過しておりますが、県内の景気動向は依然として厳しい状態が続いており、なかなかその成果が見えてこないのではないかと感じております。財務省が7月に発表した「宮崎県内経済情勢報告」では、今年4月から6月期の経済情勢について、個人消費や生産活動の一部は持ち直しの兆しがあるとして、全体としても「厳しい状況が続いているものの、一部に持ち直しの動きが見られる」との報告になっておりますが、雇用情勢は引き続き悪化しているとされております。また、日本銀行宮崎支店が先週発表した「宮崎県金融経済概況」におきましても、個人消費は弱い動きで、生産は持ち直しつつあるものの、雇用環境は極めて厳しい状況にあるとして、全体でも「宮崎県の景気は、一部に下げ止まりの動きが

みられるものの、引き続き厳しい状況にある」との報告になっております。特に雇用については、7月の有効求人倍率が0.40倍と、前月比より0.01ポイント後退し、新規求人者も前年同月比で5.5%マイナスになるなど、依然として低い水準にあり、当面は厳しい雇用環境が続くのではないかと思われまます。これら最近の景気動向を踏まえ、昨年末からの経済・雇用対策補正予算の効果をどのように評価されているのか、また、今後さらに追加対策が必要ではないのか、知事にお伺いいたします。

次に、農業の振興について3点伺います。

初めに、農業の戸別所得補償制度と日米FTA農業交渉についてであります。民主党政権が取り組もうとしている農業の戸別所得補償制度は、米などの主要農産物を生産する販売農家を対象に、販売価格と生産費の差額を基本に所得補償を行おうとするもので、来年度に調査と制度設計、23年度から本格的導入とのことでもあります。この戸別補償とセットで考えなければならないのが、日米FTA農業交渉であります。当初、民主党マニフェストでは、「協定締結」となっておりましたが、農業団体からの激しい反発を受け、「交渉を促進する」との表現に変更されました。しかしながら、民主党が目指しているのは、所得補償制度の導入を前提とした農産物輸入自由化であり、小沢一郎代議士も、「農家には戸別所得補償制度の導入を提案しており、食料自給体制の確立と自由貿易は何も矛盾しない」と言われております。これについて、自民党の中川秀直代議士が、「民主党の農業戸別所得補償は総額1兆円。これを175万販売農家で割ると57万円。1戸当たり60万円支援で農業貿易を自由化するというのが民主党農政である。私には、この60万円は『貿易自由化に伴

う農業手切れ金』にしか思えない。1戸当たり60万円の戸別所得補償の民主党農政で若者は日本農業に夢を持つことはできるだろうか」。この2つの問題を実にわかりやすく論じておられるわけでありますが、私もこの考え方に全く同感であり、農業戸別補償制度と日米FTA締結が日本農業を崩壊させてしまうおそれがあると、危惧をいたしております。農業を基幹産業とする本県にとって、これから大変大きな問題であると思います。農業戸別所得補償制度と日米FTA締結が本県農業に与える影響と今後の対応策について、知事にお伺いします。

2点目は、和牛精液盗難事件についてであります。県の畜産試験場で起きた宮崎牛の凍結精液盗難事件は、本県の畜産関係者に大きな衝撃を与えるものでありました。また、事件の容疑者として逮捕された人物が畜産試験場の元研修生であったことについても、驚きを隠し切れないものであります。盗難が発覚した当時の精液の管理体制が余りにもずさんであったことは、既に周知の事実であります。本県は日本を代表する畜産県でありますので、このような事件が相次ぐようでは、長い年月をかけて築き上げてきた信頼とブランドが根底から崩れ去ってしまうのは間違いありません。事件の再発防止に向けてどのような対策を講じられているのか、農政水産部長にお尋ねします。

3点目は、原油価格等高騰対策についてであります。昨年は、原油価格の高騰や肥料・飼料などの価格高騰が、県内の産業や県民生活に多大な影響を及ぼし、特に本県の農業においては、コストを幾ら削減しても追いつかないほどの影響が生じるなど、危機的な状況を迎えました。このような状況を踏まえ、県議会自由民主党も、知事に対して、緊急の対策を講じるよう

申し入れを行い、県においても迅速な対応をとられたところであります。しかしながら、燃料や原材料の価格の動向は常に不安定であり、農業経営がこの価格の上下に振り回されるのは、良質な農産物を安定的に生産していく上で好ましいことではないと考えます。燃油価格等が鎮静化した今こそ、昨年のことを教訓として、長期的な視点に立って、価格の高騰に影響されないような取り組みを行うべきだと思いますが、農政水産部長の考えをお聞かせください。

次に、建設産業対策についてであります。

建設産業は、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の急速な悪化により、極めて厳しい経営環境に直面いたしております。このような中、平成21年度の予算編成について、今年の2月議会で知事は、「建設産業対策としては、建設投資の大幅な減少等に加え、景気後退の長期化及び深刻化が懸念されることから、引き続き、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりを進めるとともに、大変厳しい経営環境にある建設産業を初めとする中小企業者の資金調達を円滑にし、経営基盤強化や新分野進出など、ニーズに応じたきめ細かな支援を行っていく」と言われました。また、平成20年度から重点施策としても建設産業対策は位置づけられております。しかしながら、建設業の中には、他の業種へ転換したくても、技術面や資金面などからうまくいかないことが多数あります。そこで、まず、平成19年度からの施策を受けて、建設産業からどれぐらい新しい分野に進出されたのか、どのような成功事例があるのか、県土整備部長にお伺いします。

なお、融資関係の施策などいろいろと事業化はされておりますが、なかなか異業種転換は厳

しい状況にあるのではないかと思います。ここ数年にわたる公共事業の削減、また、入札制度改革の関係で競争性が非常に高まり、倒産が多くなっている状況であります。特に中山間地域では、地域の雇用の受け皿という側面が強いと思っております。

ところで、7月に景気・雇用対策特別委員会の調査で、高千穂町で、西臼杵郡雇用拡大協議会の皆さんを初め、商工会会長、高千穂地区建設業協会会長などと意見交換を行いました。その中で、「農林業が基幹産業ではあるが、ほとんどが兼業農家で、公共事業に依存して成り立ってきた。農業では食べていけない。その上、平成19年度からの急激な入札改革によって、新たな産業に移行する準備もできず苦しんでいる」という意見がありました。また、「高千穂地区を中山間地域のモデル特区として認定し、規制緩和をしたらどうか。例えば建設業でいえば、モデル地区として3年間は指名競争入札に戻すという特区にし、その3年間で業者の半分は他業種に転換しなさいといった準備期間を設けたらどうか」といったような具体的な提案がありました。

このような意見を踏まえ、例えば、特定の地域を重点区域として公共事業費をふやしたり、入札制度改革の枠を緩和し、指名競争入札に戻すことなどを検討することはできないのか、知事に伺います。また、今後の建設産業対策をどのように展開していかれるのか、あわせて知事に伺います。

次に、土砂災害防止対策についてであります。

今年7月、山口県や福岡県などを襲った中国・九州北部豪雨では、とうとい人命が奪われるなど、各地に甚大な被害を及ぼしました。特に

山口県の防府市では、特別養護老人ホームに土石流が押し寄せ、7の方が亡くなりましたが、災害時に援護が必要な施設がこのような災害に巻き込まれることは大変痛ましいことでもあります。報道によりますと、この施設がある一帯は、昨年3月に、山口県が土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域に指定しており、防府市では、地元住民に対し、緊急時の避難方法などを知らせる必要があったにもかかわらず、警戒区域を示したハザードマップは、財政難などを理由に作成されていなかったということでもあります。財政難がとうとい人命を奪うということは、大変やるせない思いであります。県内においても、このような土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された箇所はどれぐらいあるのか。また、その中で養護老人ホームや病院など災害時要援護者施設はどれぐらいあり、その対策はどのように行っているのか。さらには、土砂災害警戒区域に指定されながら、ハザードマップを作成していない県内の市町村があるのか、県土整備部長に伺います。

また、山口県の災害を受け、本県で同じような災害が発生することがないように、防災対策にどのように取り組んでいかれるのか、総務部長に伺います。

次に、東九州自動車道についてであります。

県民の長年の悲願であります東九州自動車道については、日向一都農間の供用予定年度が平成25年度に1年前倒しされることが示され、また、蒲江一北浦間や国道10号延岡道路、北川一延岡間の平成24年度供用開始が示されるなど、各区間の工事が順調に進められております。順調に整備が進む県北方面から県南に目を移してみますと、清武一北郷一日南間は、用地買収やトンネル工事などは行われていますが、供用予

定年度はまだ明らかになっておりません。さらに、日南一志布志間については、平成3年12月に基本計画に決定されたものの、その後置き去りの状況であり、いまだに見通しさえつかない状況であります。このような中、九州地方整備局から、環境アセスメントの手続に向けた環境調査に着手するというような話が出ております。知事は、地方分権の重要性を繰り返し訴えられておりますが、県内も中央集中ではなく、地域分散型の県政を行うべきであると思いません。早急に整備計画路線の格上げに向けた行動を起こすべきであると考えますが、今後の取り組みについて知事にお伺いします。

次に、企業局の取り組みについて2点伺います。

初めに、企業局経営ビジョンについてであります。企業局においては、地方公営企業を取り巻く環境が大きく変化する中、永続的に経済性を発揮しながら、県民福祉の向上を目指すため、事業のあり方を絶えず見直していくことが必要として、平成17年度から今年度までを計画期間とする経営ビジョンを策定し、長期的な視点に立った経営を行っております。現在、企業局の経営はおおむね安定していると思っておりますが、社会経済情勢は急速に変化しております。ビジョンには、企業局の目指す姿や今年度までに取り組む戦略などが各事業ごとに示してありますが、このビジョンの成果と、現在策定中である新ビジョンの方向性について、企業局長にお伺いします。

2点目は、災害防止対策についてであります。約1カ月前の8月11日、駿河湾でマグニチュード6.5、静岡県で最大震度6弱を記録する地震が発生し、気象庁は、初の東海地震観測情報を発表しました。政府の地震調査委員会が7

月に公表した新しい地震動予測地図によりますと、今後30年以内に震度6以上の揺れに見舞われる可能性が、宮崎市で46%と極めて高い確率になっていることが判明しました。企業局では、電気事業や工業用水道事業など、県民や地域に密着した事業を展開されておりますので、一たび大きな災害が発生すると、県民生活に与える影響も甚大なものになると予測されます。現在、企業局が運営している12の発電所を見ますと、平成になってからつくられた3カ所の発電所以外は、すべて昭和20年代から40年代に設置されており、また、工業用水道施設も昭和30年代の完成と、多くの施設が老朽化していることがうかがえます。老朽化施設の耐震性などを心配するわけではありますが、発電所や工業用水道施設の耐震対策はどのようになっているのか、また、水車発電機や水圧鉄管などの整備についての老朽化対策は十分なのか、企業局長にお尋ねします。

次に、県立病院事業についてであります。

病院局では、県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、本県医療の確保・向上を図るため、県立病院の改革に取り組んでいるところであります。改革の第一歩として、平成18年度から地方公営企業法が全部適用され、その長所を生かしながら経営改善が進められておりますが、将来にわたる経営形態については、平成23年度を目途に検討を進め、最終的には、1つ、地方公営企業法全部適用の継続、2つ目に地方独立行政法人化、3つ目に公設民営化、4つ目に民間移譲のいずれかを選択することになっております。将来の経営のあり方を検討するため、県立病院経営形態検討委員会が今年7月に設置され、各県立病院ごとに設けられた分科会においては、活発な意見交換が行われ

ているようであります。県立病院は、県民の健康に責任を持つ知事が、議会の議決によって開設したものでありますので、個人経営病院はもちろん、医療法人の病院や大学病院などと根本的に違っており、そのあり方は、県民の判断によって決定されるものであると考えております。これまで既に検討委員会や分科会は何度か開催されているようではありますが、どういった議論がなされているのか、会議の内容が余り明らかになっておりません。私は、この問題は幅広く多くの県民の間で議論がなされるべきものであると考えます。これまでの検討委員会や分科会においてどのような意見が交わされているのか、病院局長にお伺いします。

また、これら会議の内容について、その都度公表するなどして県民に情報を提供していくことが重要だと思いますが、あわせて病院局長の考えをお伺いいたします。

次に、教職員の人材育成についてであります。

近年の少子化の進行を初め、子供や学校、教職員を取り巻く環境の変化などを受けて、平成19年3月に「教職員人材育成プラン」が策定されたところであります。子供たちに高いレベルの教育サービスを提供していくためには、すぐれた人材の確保や教職員の一人一人の資質の向上が求められるのは当然のことで、そうした意味から、人材育成プランを着実に推進していくことが重要であると考えております。

人材育成プランの中では、すぐれた人材を確保するために、実績のある臨時的任用講師の採用や、大学推薦枠、再チャレンジ推薦枠の導入など、教員採用選考のあり方や方法について見直しを検討することになっているほか、外部からの管理職の任用、社会人枠採用の拡大などを

進めることになっておりますが、これらの取り組み状況について現在どのようになっているのか、教育長にお伺いします。

また、本県においては、教員の指導力向上を図ることを目的に、スーパーティーチャー制度を始められておりますが、本年度の委嘱者が15名と少なく、また、県北部の学校に配置されていないといった課題も見受けられます。人材プランには、スーパーティーチャーを職として位置づける必要なども検討していくとありますが、今後どれぐらいの人数を委嘱されるのか、そして、この制度を最終的にはどのようなものにしていきたいと考えておられるのか、あわせて教育長に伺います。

次に、景気悪化の教育への影響についてであります。

昨年度、県内の県立高校の授業料を滞納した生徒数が26名と、過去最多の人数に上り、世界的な景気悪化が、経済的に不安定な環境にある家庭に影響を及ぼしていることがうかがえます。一方で、今年3月、他県ではありますが、授業料を滞納している生徒から卒業証書を回収したり、滞納している授業料を納付しない場合は卒業証書を渡さないといった通告を保護者に行った県立学校があったと聞いております。また、本県の一部私立高校においても同じような対応があったと記憶しております。不況が長引けば、家庭の経済的な理由から、高校を中途退学したり、また、進路選択の段階で自分の希望する進路を断念する生徒がふえてくるのではないかと危惧しております。景気の先行きは依然として不透明であります。このことで子供たちの将来の夢を摘んでしまっただけとはいけないと考えます。そのためにも、各学校において早目早目の対応をとっていくことが重要だと思えます。

が、教育長の考えをお聞かせください。

最後に、治安対策等であります。

まず、治安対策についてであります。この夏、覚せい剤や合成麻薬を使用したとして、有名芸能人が相次いで検挙される事件が世間を騒がせたのは、記憶に新しいところであります。本県においても、今年3月、宮崎市内のサーフショップ店長などが大麻取締法違反で検挙される事件が起きており、若者の間に蔓延する薬物汚染を懸念しているところであります。また、4月には、宮崎市青島の県道で2名が死傷するひき逃げ事件が発生したほか、5月には、観光客でにぎわう県庁本館の知事室前廊下で男がガソリンをまき散らすというショッキングな事件も起き、さらに先月、延岡市では、母親による虐待で乳児が死亡する事件も発生しております。このように、私たちのすぐ身近なところで大きな事件、痛ましい事件が相次いでおり、今後一層、安全・安心なまちづくりに向けて取り組みが求められているところであります。警察本部では、このたびの人事異動により、7月17日付で鶴見本部長が新たに着任されておられますが、本県の治安情勢に対する認識と今後の治安対策の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

次に、交通事故防止対策についてであります。

本県の昨年1年間の交通事故死者数は48名と、昭和32年以降最少となり、前年からの減少率も全国でトップになるなど、大変輝かしい成果を上げたところであります。ところが、今年に入ると、1月から6月までの死者数が36名、昨年同期比で15名増と急増し、増加率も全国1位という不名誉な結果を招いております。本県で発生する交通事故の原因で最も多いのが、わ

き見などによる事故で、事故全体の70%以上を占めており、全国平均の62.5%を大きく上回っております。このことは、運転に集中していれば防ぐことができた事故も多かったということになるわけであります。交通死亡事故は、県民の日常生活に極めて身近な深刻な問題であると思っておりますが、その防止対策について警察本部長にお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

民主党政権についてであります。さきの総選挙の結果は、多くの国民が、現在の暮らしに対する不満や将来への不安から、変化を期待したものであったと思っております。政権与党になられました民主党におかれましては、国民の皆様と約束したマニフェストを着実に実行していただくとともに、私たち国民は、その実現をしっかりと検証していく必要があるのではないかと考えております。地方の疲弊は待ったなしの状況にあります。道路など社会基盤整備に要する財源の確保など懸念もありますが、地方の実情に十分配慮をいただきながら、地方分権を初めとする各種政策にスピード感を持って取り組んでいただきたいと考えております。

次に、政策評価の結果についてであります。総合計画に掲げた新みやざき創造戦略の着実な推進を図るため、毎年度、政策評価を行っておりますが、より県民の皆様によりわかりやすい評価を行うという観点から、今年度は、進捗評価に加え、新たに成果評価を実施したところであります。この中で、進捗については、おおむね順調との評価をいただきましたが、成果については、今後努力を要するとされるものが過半数を占めるなど、世界的な景気後退による外的な影

響が大きかったとはいえ、全体として、やはり厳しい結果であったと考えております。私のマニフェストをベースにした新みやざき創造戦略に対する評価でありますので、この評価結果を真摯に受けとめ、努力を要するとされた項目については、その要因等の分析を行った上で、来年度に向けた事業の検討に活用するなど、今後、十分な成果が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算の対応等についてであります。県におきましては、今年度になって国が策定した経済危機対策を踏まえるとともに、それまでの経済・雇用緊急対策の次のステップにつながる新たな対策として、去る6月4日、「経済・雇用対策―未来への礎づくり―」をまとめたところであります。6月補正予算におきましては、国からの種々の交付金のうち、制度の内容、本県への配分額等が明らかなものや、実施事業の緊急性が高いものについて措置したものであり、その後も国の情報収集に努めたところであります。そして、今回の9月補正予算案におきましては、国による制度設計が進み、対象となる事業や本県への配分額が明確になった交付金等を正確に把握・確認した上で、経済・雇用対策に資する事業について、必要性、緊急性の観点から検討を行い、適切な予算措置を行ったものであります。

続きまして、平成22年度の当初予算編成についてであります。少子高齢・過疎化の進行や世界的な経済危機の影響に加え、依然として厳しい財政状況など、本県を取り巻く情勢は極めて厳しい状況が続いているところであります。こうした状況を踏まえ、まずは行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転

換に向けた取り組みを、引き続き着実に推進する必要があると考えております。その一方で、経済や雇用の回復など緊急的な課題に対応するとともに、本格的な人口減少社会の到来など将来的な課題への対応として、新みやざき創造計画に基づく新しい宮崎づくりのための重要施策を積極的に展開していく必要があると考えております。したがって、平成22年度当初予算につきましては、財政改革の着実な推進による徹底した財源の捻出に努めながら、選択と集中の理念のもと、県が抱える諸課題に的確に対応した優先度の高い施策や事業に積極的に取り組み、私のマニフェストの総仕上げを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、地方分権についてであります。民主党のマニフェストには、「地域主権国家への転換」「地方自主財源の大幅拡充」「国と地方の協議の場の法制化」などが掲げられており、これらを確実に実行いただくことを期待しているところであります。一方で、マニフェストに掲げられた一括交付金の具体的な制度設計が不透明なことや、ガソリン税等の暫定税率廃止に伴う地方税財源への影響などの懸念もごさいます。このようなことから、私といたしましては、地方にメリットのある、真に実効性のある地方分権改革が実現されるよう、全国知事会などあらゆる機会を通じて、これまで以上に強い働きかけを行っていきたいと考えているところであります。

なお、県におきましては、新政権の発足に伴い、今後本格化する地方分権改革の動きに適切に対処していくために、去る9月1日に、私をトップとする「地方分権・道州制等に関する研究会」を、庁内横断的な組織として設置したところであります。この研究会では、財政基盤が

脆弱でインフラ整備もおこなっている本県が、国から県、県から市町村への分権をどう進めていくべきか、また必要な税財源をどう確保していくかなどについて、具体的な詰めを行っていきたいと考えております。

続きまして、九州圏広域地方計画についてであります。少子高齢化や経済のグローバル化が進展する中、複雑化・広域化する行政ニーズに対応していく観点から、道州制の論議等が行われておりますが、九州圏広域地方計画についても、そのような広域的な観点から、九州の一体的・自立的な発展を図ることを目的として策定されたものであります。この計画は、「東アジアとともに発展し、活力と魅力あふれる国際フロンティア九州」を基本目標に掲げ、国と地方が協働して策定したものであり、その推進についても連携して取り組んでいくこととされており、これまでにない新しいスタイルの計画であります。計画の中では、東九州の振興の重要性が明記されるとともに、本県の最重要課題である東九州自動車道や九州横断自動車道延岡線など、社会基盤の整備促進が盛り込まれたところでもあります。また、フードアイランドや、観光アイランド、さらには大規模ソーラーシステムの設置等を含む低炭素社会・エネルギー先進圏の形成等、本県の強みや特色を生かした施策の方向性も示されているところであり、今後の着実な推進に期待しているところでもあります。

続きまして、医師確保対策についてであります。医師不足への対応は、安全・安心な県民生活を確保する上で喫緊の課題であり、このため県では、さまざまな独自の取り組みを行っているところでもあります。このような中、宮崎大学で計画されている地域医療学講座は、本県の地域医療を担う総合医の養成を目的に、研究や教

育を実施するとともに、出産・育児等で離職した女性医師の復職支援等を行うというものであります。また、将来的には、この講座で養成した医師を地域の中核病院等に派遣することもできると伺っております。県といたしましては、本県における新たな医師の養成・確保策として期待できるものと考えておりますので、地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けるために、現在、策定を進めている地域医療再生計画の中で検討しているところであります。

続きまして、経済・雇用対策についてであります。我が国経済は、輸出や生産など一部に持ち直しの動きがあるものの、完全失業率が過去最悪となるなど、雇用情勢は極めて厳しい状況となっております。このような中、本県におきましては、昨年末に経済・雇用緊急対策を取りまとめ、公共事業や金融支援、雇用創出などの緊急対策に取り組んできたところであります。また、本年6月には、県内経済の回復と成長に向けた新たな経済・雇用対策を策定し、175億円余の補正予算を措置したところであり、世界的な不況の中、これらの対策によって、県内企業の経営や雇用を下支えする一定の効果はあったのではないかと考えております。しかしながら、御指摘のとおり、県内経済は厳しい状況が続いており、今議会におきましても、補正予算をお願いしているところではありますが、今後とも、関連事業の速やかな執行に努めますとともに、その効果と県内の経済状況等を注視しながら、追加対策等も含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、農業者戸別所得補償や日米FTA締結による本県農業への影響等についてであります。民主党のマニフェストによりますと、まず、「所得補償制度では、米、麦、大豆など

の主要農産物や畜産物を生産する販売農家に対し、全国一律の単価に基づく生産費と販売価格との差額を補償する」とされており。一方、本県の基幹品目である野菜や果樹については、土地利用型作物と異なり、恒常的に生産費が販売価格を上回る状態ではないとの判断から、所得補償の対象とされておりません。この所得補償制度につきましては、2011年度の実施に向けて今後、制度設計等がなされる予定であり、詳細はわかりませんが、米は、東北・北陸の大産地に比べて零細規模であり、かつ、麦・大豆の作付面積も少ないこと、野菜・果樹も、昨今の重油や各種資材の価格高騰の影響等で、経営は大変厳しい状況にあることなどから、本県農業者にとりましても、生産意欲の向上や将来的な経営展望が描ける制度となるよう、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、日米F T A交渉に関しましては、経済のグローバル化が進む中で、日本の対外的・経済的発展や世界との協調・協力も重要ですが、農業分野の対応については、我が国は今や世界最大の農畜産物の純輸入国であり、仮に競合する農畜産物がさらに市場開放されれば、本県のみならず、我が国の農業全体に致命的な影響等を及ぼすことから、農業者の将来的な不安等を払拭する観点からも、守るべきものは守るという断固たる厳しい姿勢で臨んでいただきたいと考えております。

続きまして、中山間地域振興等についてであります。中山間地域の振興につきましては、本県の大きな課題の一つと考えており、昨年度に引き続き今年度も、県の重要施策として短期的・中期的施策を総合的に展開し、中山間地域の活力再生を図ることにしております。御質問に

ありました公共事業につきましては、現下の厳しい雇用・経済情勢も勘案して、国の経済危機対策補正予算を活用するなど、公共事業予算の確保に努め、中山間地域の道路等の社会基盤整備に積極的に取り組んでいるところであります。また、指名競争入札につきましては、本県では、談合事件により失われた県民の県政に対する信頼回復を図るために、一般競争入札に移行してきたところであり、入札参加者数が限定されることによる競争性の問題や、業者選定に恣意性の余地が残りますことから、今後とも、一般競争入札の枠組みの中で、技術力や地域貢献度が高く地域に根差した建設業者が受注しやすい環境の整備に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、今後の建設産業対策についてであります。建設産業は、中山間地域を初め、本県の地域の経済と雇用を担う重要な産業の一つでありますことから、建設産業対策を県の重点施策に位置づけ、建設業に軸足を置きながら新分野進出を図る建設業者に対する助成や、セミナーの開催、さらには経営相談窓口の設置、金融支援などの各種の支援を行っているところであります。また、公共事業につきましては、予算の確保と切れ目のない早期の発注に努めるとともに、入札制度につきましても、建設工事における最低制限価格の引き上げを実施したほか、地域企業育成型を初めとする総合評価落札方式の拡充などの経済・雇用緊急対策を講じたところであります。建設産業は、極めて厳しい経営環境に直面しておりますので、県といたしましては、今後とも、建設産業の実情に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、入札制度についても制度の検証と見直しを行い、よりよい制度の構築を図ってまいりたいと考えており

ます。

続きまして、東九州自動車道についての今後の取り組み等についてであります。日南一串間一志布志間につきましては、いまだ基本計画区間のままで整備着手のめどが立っていないことから、一刻も早く進めていただくよう、国土交通省に強く要望したところ、九州地方整備局長から、日南から南に続く一部区間について、環境アセスメントの手續に向けた環境調査に着手するとの方針を示していただいたところであります。このことは、当該区間の整備に向け大きく前進したものと受けとめ、大変ありがたいと思っていますところであります。県といたしましては、国による環境調査の早期実施を求めていくとともに、早期に整備計画の格上げや事業化が行われるよう、県議会を初め県民の皆様の御協力、御支援もいただきながら、関係機関への要望活動など、積極的に行ってまいりたいと存じます。以上です。〔降壇〕

○県民政策部長（高山幹男君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、宮崎空港の航空路線についてであります。現在、世界的な景気低迷や新型インフルエンザなどの影響で、航空会社を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。今のところ、御指摘の2つの路線以外につきましては、一時的な増便や減便はあるものの、運休や廃止という話は聞いておりません。航空路線は、地域経済の活性化や東アジアとの交流拡大を図っていくための重要な基盤となるものでありますので、県といたしましては、航空会社と連携したキャンペーンを実施するなど、利用の促進に取り組んでいるところであります。今後とも、県民の利用を促進しますとともに、観光部局とも連携しまして、県外や海外からの観光客の誘

客を進めることによりまして、搭乗率の向上と路線の維持充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、モーダルシフトについてであります。本県産業の振興を図る上で、物流の効率化は大変重要であり、低コスト、大量輸送が可能な海上輸送やJR貨物へのモーダルシフトの推進が必要であると考えております。一方、農林水産業や製造業など、それぞれの産品、製品によりまして、求められる輸送手段やルートはさまざまでありまして、また、それを輸送する船舶や鉄道は、採算に見合う貨物量が確保されなければ運営できないという問題もあると考えております。このため、県におきましては、昨年7月に物流対策推進本部を設置しまして、産業界などとも連携しながら、物流の実態把握や対応策の検討に部局横断的に取り組んでおります。具体的な事業としましては、今年度から、陸上トラック輸送から県内発着の海上・鉄道輸送にシフトした貨物に助成を行います物流効率化支援事業を実施するなど、モーダルシフトを推進する取り組みを行っているところであります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 答えいたします。

防災対策への取り組みについてであります。本県ではこれまで、宮崎県防災の日を中心といたしまして、地震や風水害を想定した県総合防災訓練の実施、マスメディアを活用した県民への啓発、自主防災組織の育成や防災士の養成など、自助・共助・公助の充実に努めているところであります。今回の山口県の豪雨災害では、市町村長が行う避難勧告・指示の的確な発令や、災害時要援護者施設の警戒避難体制が課題として改めて認識をされたところであります。

このことから、県では早速、市町村防災担当課長会議を開催いたしまして、避難勧告・指示の発令に係る判断基準の作成の徹底や、土砂災害を初めとした災害時の情報伝達・避難体制の整備などについて、適切に対応するよう強く要請をしたところであります。さらに、今後、県土整備部と合同で市町村に赴きまして対策協議を行う予定としておりますので、その中で、地域の実情に応じた個別具体的な助言に努めまして、防災対策の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、介護人材の確保についてであります。介護人材につきましましては、職務の困難性や厳しい労働条件などの理由により、全国的に離職率が高く、人材の確保が厳しくなっている状況にあります。本県におきましては、現在のところ、都市部に比べますと逼迫する状況にはございませんが、今後、高齢化が進行する中、人材の確保が困難になることが懸念される場所があります。今般、国の経済危機対策において、介護職員の賃金の引き上げや、介護職への進路選択を促進する事業等が盛り込まれているところであり、県といたしましては、従来から実施している福祉人材センターにおける就業支援とあわせて、これらの国の予算を活用した事業にも積極的に取り組むことにより、介護人材の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザワクチンの確保についてであります。新型インフルエンザワクチンにつきましましては、10月末から約1,800万人分の供給が順次開始されると聞いております。今回、国内で製造されるワクチンの数には限り

ありますことから、重症化が心配される方や医療従事者に対し優先的に接種を行うこととされ、現在、国において、具体的な方針の検討が行われているところであります。また、海外で製造されたワクチンの輸入についても、現在検討がなされているところであります。県といたしましては、国における優先接種の方針が固まり次第、直ちに対象者の数を把握し、必要とされるワクチンが確保できるよう国に強く要請してまいりたいと考えております。

次に、学校や職場、イベントにおける集団感染防止対策についてであります。まず、学校や職場などの集団内での感染防止対策といたしましては、集団感染の早期探知、早期対応が重要であることから、インフルエンザ患者を診療した医師等からの通報に基づき、保健所が直ちに必要な指導などを行っているところであります。また、万一集団感染が発生した場合は、臨時休業等の要請基準に基づき、学級閉鎖等の措置を行っていただくこととしております。次に、多くの人出が予想されますイベントにつきましましては、基本的には主催者みずからが、まずは開催の必要性を判断していただき、開催する場合は、発熱、せきなどの症状がある方を参加させないなど、個別の感染防止対策を行っていただく必要があると考えております。なお、主催者からの感染防止対策の相談に対しましては、積極的に対応してまいることとしております。いずれにしましても、感染拡大を防止するためには、まずは県民の皆様一人一人が、手洗い、うがい、咳エチケットの励行に努めていただくことが最も重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、林業経営に対する今後の取り組みについてでございます。木材価格の長期低迷によりまして、森林所有者の林業経営意欲が低下し、安定的な林業経営の確保が懸念されている中におきまして、林業生産コストの低減を図り、森林所有者の収益の確保や負担の軽減を図ることが重要となっております。このため県では、間伐等の施業の集約化、林道や作業道の整備、高性能林業機械を活用した作業システムの導入など、森林整備におけるコスト削減を図るとともに、山村における重要な収入源でありますシイタケなど、特用林産物を取り入れた複合経営による安定的な収入の確保対策にも取り組んでいるところでございます。今後は、これらの対策に加え、林業と木材産業との連携をさらに強化し、木材の生産・流通・加工を通じた全体のコスト削減を進めるとともに、県産材の需要拡大を図ることによりまして、森林所有者の効率かつ安定的な林業経営の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、森林環境税についてであります。森林環境税基金につきましては、森林環境税を導入いたしました平成18年度から21年度末までに、累計の積立額が約10億3,000万円、事業実施額が約9億2,000万円でありまして、差し引き約1億1,000万円の基金残高を見込んでおります。基金残高の用途につきましては、基金事業で植栽いたしました広葉樹の下刈りに充てる予定であります。下刈りは通常、植栽後6年間行う必要がありますことから、平成18年度から22年度までの課税期間中に植栽いたします広葉樹のうち、23年度以降の下刈りに要します額を計画的に基金に確保しているところでございます。

次に、基金事業につきましては、公募による県民代表等で構成されました宮崎県森林環境税

活用検討委員会におきまして、事業の選定及び成果の検証を毎年度行っているところでございます。委員会では、これまでの取り組みにつきまして、森林づくりボランティア活動への参加が年々増加するなど、税の目的であります県民参加による森林づくりへの理解促進が図られつつあるとの評価を得ているところであります。森林環境税は、今年度で導入後4年目を迎えますが、今後につきましては、公益的機能の発揮が求められます森林の整備状況や、意見交換会での県民の意向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策についてであります。平成18年3月に策定いたしました宮崎県環境基本総合計画では、平成22年度の二酸化炭素排出量を、基準年の平成2年度と比較して10%削減するという目標を掲げておりますが、現時点の最も新しい数値であります平成18年度の排出量は3%減となっております。県ではこれまで、この計画に基づき、県民一人一人の二酸化炭素削減のための実践活動の促進や、太陽光、バイオマスなどの新エネルギーの導入促進、県民参加の森林づくりなどを総合的に推進することによりまして、二酸化炭素の排出量の抑制や吸収源対策に取り組んできたところでございます。この計画は平成22年度までとなっていることから、今後、国の施策等を踏まえながら、低炭素社会づくりに向けて新たな計画を策定しまして、本県の豊かな森林資源など地域の特性や創意工夫を生かした計画的でより効果的な対策に、県民、事業者、行政が一体となって取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、畜産試験場で起きました凍結精液盗難

事件の再発防止策についてでございます。畜産試験場では、今回の盗難事件の発生を受けまして、それまで分散していました凍結精液の保管場所を1カ所に集めて集中管理しますとともに、侵入防止さくの設定や二重施錠の実施、パスワードを利用した警備システムの導入などの再発防止策に直ちに取り組んだところであります。また、凍結精液の在庫管理を強化しますとともに、職員に対する危機管理意識の徹底に努めているところであります。今回の事件につきましては、畜産関係者を初め、県民の皆様方に多大な御心配と御迷惑をおかけしたところでございます。改めておわびを申し上げますとともに、二度とこのようなことが生じないように、再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、燃油や原材料価格の動向に影響を受けない農業経営の取り組みについてでございます。燃油や原材料、配合飼料等の価格高騰は、今のところやや落ちついてはいるものの、予断を許さない状況にあることから、引き続き、燃油の使用量を削減します省エネ対策等に取り組み、輸入資源に依存した生産構造を改革していくことが重要と考えております。このため、園芸品目につきましては、省エネ設備等の導入支援に加えまして、新規事業「目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦」により、各地域に課題解決のためのモデル集団を設置しまして、農業改良普及センターとJA等が連携して、省エネ対策の普及に向けたきめ細かな支援を行うこととしております。また、畜産部門では、生産性の向上に向けた取り組みを支援しますとともに、飼料自給率の向上や、食品残渣等を利用したエコフィード等の活用によります低コスト化を推進しているところであります。今

後とも、これらの取り組みによりまして、関係機関・団体と連携しながら農家所得の向上を図り、経営の安定に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 答えいたします。

建設業の新分野進出の実績等についてであります。県では、建設業に軸足を置きながら新分野への進出を図る建設業者に対しまして、必要な経費の一部を助成する建設業経営基盤強化事業を実施しております。その実績といたしましては、平成19年度11件、20年度は32件、21年度は現時点で18件となっております。農業や小売業、サービス業などへの進出を図る延べ61の建設業者に支援を行ったところであります。これらの企業の多くは、新たな分野への取り組みをスタートさせたばかりであります。例えば、パンの製造・販売及びレストラン事業を展開しまして、大型ショッピングセンターに2号店を出店した企業や、農業生産法人を設立しまして、ピーマン、パプリカを県外へ出荷する企業など、現時点において、新事業の経営が軌道に乗りつつある事例も見られるところでございます。企業の新たな分野への進出に当たりましては、専門知識の把握はもとより、企業が持つ経営資源の内容や規模に応じた事業運営など、さまざまな対応が求められますので、引き続き、県産業支援財団などの支援機関との連携を図りながら、支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、土砂災害防止対策についてであります。県内には1万1,826カ所の土砂災害危険箇所があり、その中に災害時要援護者施設が238施設あります。このうち、お尋ねの土砂災害警戒区域につきましては、過去に災害を受けた箇所や

要援護者施設がある箇所などを優先的に調査を進めまして、現在、1,130カ所の指定を終えております。その中にある要援護者施設は72施設であります。その防災対策につきましては、ハード対策とともに、ソフト対策として、情報伝達の充実や、市町村が主体となった警戒避難体制の整備を促進しております。また、土砂災害ハザードマップにつきましては、県がこのマップの基盤となる図面を提供するなど、市町村に対する支援を行っておりまして、現在までに2自治体で作成されているところであります。今後とも引き続き、ハザードマップ未作成の市町村に対しましては、早期に作成するよう働きかけてまいることとしております。土砂災害防止におきましては、警戒避難体制を整備することが非常に重要でありますので、先ほど総務部長から答弁がありましたとおり、今後とも、市町村を初め、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○企業局長（日高幸平君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、企業局経営ビジョンの現在までの主な成果についてでございます。現在の経営ビジョンは、健全経営の推進と地域貢献の充実を基本的な考え方といたしまして、平成17年度に策定をいたしましたものでありますが、電気事業につきましては、これまで改良修繕工事の計画的な執行や、組織の再編など経営の効率化を進め、経営基盤の強化を図ったところでございます。また、地域貢献の一環といたしまして、企業局地域振興貸付金や「新みやざき創造」支援事業によりまして、一般会計に対して今年度までに総額21億円の貸し付けを実施いたしますほか、ダム上流域の未植栽地に植林を行う緑のダム造成

事業を実施しているところでございます。さらに、今年度、太陽光発電やマイクロ水力発電など、新エネルギーの導入にも取り組んでいるところでございます。

次に、工業用水道事業につきましては、施設の耐震工事の計画的な実施など、設備の適切な維持管理に努めて安定供給を図りますとともに、平成20年度には未達水量料金の引き下げを行いまして、ユーザーへのサービス向上を図ったところでございます。また、現在、新たな企業の立地により給水量の拡大も図られつつあるところでございます。このほか、地域振興事業につきましては、一ツ瀬川ゴルフ場の効率的な運営に努めますとともに、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、経営の改善を図ったところでございます。このように、経営ビジョンに基づく取り組みは、おおむね順調に推移しているところでございます。

次に、新ビジョンの方向性についてでございます。地方公営企業は、健全経営のもとに、社会経済情勢の変化に的確に対応し、企業としての経済性を発揮いたしますとともに、県民福祉の向上に貢献していくことが、何よりも重要でございます。企業局を取り巻く情勢を見ますと、行財政改革の推進や電力自由化の進展等厳しい状況にございますが、一方では、エネルギー分野において、地球温暖化防止の観点から低炭素社会への転換が求められておりまして、水力発電を含む自然エネルギーや新エネルギーの重要性が高まってきております。

企業局といたしましては、このような時代の変化に的確に対応しながら、これまで以上に健全経営の維持に努め、地方公営企業の本来の目的でございます県民福祉の向上を図っていくために、地域貢献に積極的に取り組んでまいりま

すとともに、新エネルギーの導入につきましても、小水力や太陽光発電などに取り組んでいく必要があると考えております。これらのことを踏まえまして、現在、具体的な経営戦略や事業計画につきましても検討しているところでございます。

次に、発電所や工業用水道施設の地震対策についてでございます。発電所の水圧鉄管などの水路工作物につきましては、既に国の耐震基準を満たしております。また、昭和56年の法改正以前に建てられました耐震補強の必要な建物本体につきましては、現行の耐震基準に基づきまして、綾第一発電所ほか2カ所について、平成20年度までに工事を実施し、その対策を完了したところでございます。

工業用水道施設につきましては、平成8年度から12年度までに実施いたしました改築事業によりまして、送配水管を新設いたしましたほか、配水池や浄水場につきましても、昨年度から耐震補強工事を行っておりまして、平成23年度に完了する予定でございます。

次に、水車発電機や水圧鉄管などの老朽化対策についてでございます。企業局の設備につきましては、電気事業法に基づいて定められた企業局保安規程によりまして、定期的に巡視・点検を行っております。水車発電機につきましては、この規程に基づきまして、おおむね10年ごとに分解点検を実施しておりまして、部品の取りかえや補修を行っており、また、水圧鉄管につきましては、8年ごとに管厚測定や塗装を実施しております。また、必要なものにつきましては全面的な更新を行うなど、老朽化対策には万全を期しております。以上でございます。

〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県立病院経営形態検討委員会や分科会での意見の概要についてであります。検討委員会につきましては、7月の設立の際に、分科会委員を含む全体会を開催いたしまして、まず、委員会設置の趣旨や県立病院の概要、4つの経営形態の特徴等について説明を行いますとともに、今後の検討スケジュールや進め方等について議論いただいたところであります。それぞれの県立病院の状況を個別に検討するために設置いたしました3つの分科会につきましては、これまでに2ないし3回開催されまして、各圏域の医療事情や、県立病院の果たす役割、経営面の課題等についての議論が行われたところであります。また、この中で、「地域医療の中核的存在である現在の県立病院の医療資源を維持していくことが重要である」との御意見や、「経営健全化のためには、まず医師確保を図るべきではないか」等の意見が出されております。

次に、県民への情報提供についてであります。検討委員会及び分科会の協議内容につきましては、全体会での取り決めによりまして、会議終了後にその都度、当日の会議内容の要点等について、代表者から公表しているところであります。病院局といたしましても、検討委員会や分科会の状況等を節目ごとに、ホームページ等を通じまして県民の皆様にお知らせしたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、人材育成プランの取り組み状況についてであります。県教育委員会では、平成19年3月、今後10年間にわたって教職員の人材育成を推進していくための指針となる「教職員人材育

成プラン」を策定し、「優れた人材の確保」や「能力開発のための研修システム」等の6つの柱に即した具体的な取り組みを進めているところであります。例えば、幅広く経験豊富な人材を確保するため、平成19年度に実施した教員採用選考試験から、受験者の年齢制限を41歳未満に緩和するとともに、過去5年間のうち24月以上、本県において臨時的任用講師等の経験がある受験者は、1次試験において教職教養試験を免除しております。また、社会人の採用につきましては、一部の採用区分において、民間企業等で正規職員として継続5年以上の勤務経験を有する者を対象に、特別選考試験を実施しております。なお、大学推薦枠や再チャレンジ採用枠の導入、企業等の外部からの管理職任用につきましては、引き続き検討を行うこととしております。

次に、スーパーティーチャー制度についてであります。この制度につきましては、他の教師の模範となるようなすぐれた教育実践を行っている教師が、授業公開等を通して教師の指導力と資質の向上を図ろうというもので、平成18年度から試行してまいりました。今年度は、これまで3年間の試行期間の成果を踏まえ、小学校6名、中学校4名、県立学校5名の計15名をスーパーティーチャーに委嘱し、本格実施としたところであります。スーパーティーチャー15名のうち14名につきましては、本年4月より新たな職として設置いたしました指導教諭に任用しているところであります。この指導教諭の処遇につきましては、給料表において、教諭よりもさらに高い級を新たに設け、これを適用しているところであります。今後の委嘱につきましては、地域のバランスや学校種及び教科・領域等を考慮し、スーパーティーチャーにふさわしい

教師を積極的に委嘱してまいりたいと考えております。

最後に、県立高校における授業料滞納等、景気悪化の影響への対応についてであります。経済的な理由から修学が困難な生徒に対する支援策といたしましては、1つには、県立高校における授業料免除、2つには、県育英資金による県立及び私立高校生等への奨学金の貸与の事業を行っているところであります。両制度とも、生徒及び保護者に対して周知徹底を図っており、それぞれほぼ1割の生徒が利用しているところであります。また、経済情勢の悪化等に伴い、保護者の家計が急変した場合には、県育英資金の緊急採用制度により、年度途中においても随時に貸し付けを決定し、迅速な救済を行っているところであります。さらに、現在の厳しい経済情勢に必ず救済措置として、国の補正予算を活用し、高校生等への奨学金の貸与枠の拡大等を内容とする「高等学校等生徒修学支援基金事業」を今議会に提案申し上げて、御審議をお願いしているところであります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、本県の治安情勢についてであります。本県警察では、平成15年から街頭犯罪等抑止総合対策を推進してまいりました。その結果、刑法犯認知件数は、平成14年の約1万7,700件をピークに減少傾向にありまして、昨年は1万1,100件で、平成14年と比較して約6,600件減少しております。また、本年8月末現在の刑法犯認知件数は約6,500件で、昨年同期と比較いたしまして約900件減少しております。犯罪の増加傾向に一定の歯どめをかけることができたものと考えております。しかしながら、コンビニ強盗や振り

込め詐欺等の悪質な事件も発生しており、県下の治安情勢はなお予断を許さない状況にあるものと認識しております。

そこで、今後の治安対策の基本的な考え方についてであります。私は、県民目線で仕事を進めることが警察活動の原点であり、それによって、県民の皆様の安全・安心を確保することが重要であると考えております。その上で、警察といたしましては、強盗や振り込め詐欺等の悪質な事件の未然防止はもとより、自転車盗や万引き等の県民に身近な犯罪対策を引き続き推進いたしますとともに、県や市町村等の関係機関や防犯ボランティア団体と連携をいたしまして、犯罪のないまちづくりを進め、日本一安全で安心な宮崎県を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交通死亡事故防止対策についてであります。県内の交通死亡事故につきましては、昨日現在、47件で、49の方が亡くなっております。前年対比で申しますと、発生件数、死者数ともに23件、23人の増加となっており、大変厳しい情勢であります。死亡事故の特徴を見ますと、事故の形態におきまして、車両単独あるいは対向車線へのはみ出しによる衝突事故など、運転者の一方的な過失によるものが多く、この形態での死者が24人で、これは前年対比プラス12人になっております。また、その原因を見ても、わき見、考え事などのぼんやり運転によるものが大半であります。警察といたしましては、運転者が緊張感を保ち、前をしっかり見て運転に集中していれば、これらの死亡事故の大部分は防止できるものと考えております。死亡事故の防止につきましては、現下の情勢を厳しく受けとめ、これまで実施してまいりました高齢者対策を重点とする諸対策のさらな

る推進、昨日から開始されました新たな県民運動である「てげてげ運転追放運動」の積極展開、飲酒運転を初め、交通事故に直結する違反取り締まりの強化及び関係機関・団体との連携強化等、総合的かつ効果的な対策を前向きに推進してまいり所存であります。以上であります。〔降壇〕

○野辺修光議員 再質問の前に、ちょっと急いだために、水産業の振興について飛ばしてしまいました。

本県では、カツオ・マグロ漁業やまき網漁業、養殖業などを中心に多様な漁業が営まれております。県内外に良質な水産物を提供する産業として、将来にわたって健全な発展を図る必要があると考えております。しかし、最近の状況を見ても、水産資源の減少や価格の低迷に加え、燃料や資材価格の高騰、さらには世界的な景気低迷の影響を受けて、漁業活動を維持していくことが非常に困難になっております。このような中で、国の今年度補正予算において、漁業者への資金繰り対策として、保証引き受けが総額1,200億円という、これまでにない規模で緊急保証支援が行われることになりましたが、困窮する漁業者が、この支援策をうまく活用して経営の見直しができるよう、県としても何らかの緊急対策を講じるべきであるかと思っております。農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 今回の国の保証支援についてでございますけれども、資金繰りに困っておられる漁業者への資金融通を円滑にしますために、実質的に国が融資額のほぼ全額を保証するといったものでございまして、本年度に限り実施されるものでございます。県といたしましても、厳しい漁業経営の現状等を踏まえ、早急に経営の改善を支援する観点から、

国の保証支援の対象者に対しまして、県の利子補給により、総額40億円の低利融資を行います。漁業緊急保証対策資金利子補給金を、本議会にお願いしておるところでございます。今後とも、現場の要望にこたえる支援策を講じることによりまして、燃油や資材の高騰、水産物価格の低迷などの影響を最小限に抑え、漁業経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 済みません、これからが再質であります。まず、知事に伺ってみたいと思います。先ほど、国政転出問題は壇上からは削除しましたが、これに関して1点だけお聞きします。知事は、国政転出問題が発生したときに、どちらかといえば自民党寄りの姿勢をとられたと思います。しかし、このことは私ども自民党にとって決してプラスではなかった。マイナスではなかったかなと思っておりますが、民主党からはそう映ったと思っております。民主党が圧勝して、あす、政権がスタートするわけですが、知事も当時懸念されて、もし負けたら補助金等で仕返しがされるかもしれんというようなことを言われたわけですが、知事のあの姿勢に対して、今回の政権がスタートした場合に、何がしかの宮崎県に対するペナルティーが科せられる心配はないか、この点についてはどう考えていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） さきの総選挙で自民党寄りの姿勢という御指摘がありました。私としては、政権与党であった自民党さんに、自己変革をしていただきたい、変わっていただきたいと、そういう提案でございました。その一連の行動というのは、宮崎のため、地方のため、あるいは地方分権・地域主権を勝ち取るという、一連の私の政治理念に基づくものであつ

たことを御理解いただければと思います。これも全国知事会との歩調を合わせた行動でもあったわけですが、さらに全国知事会としては、特定政党の支持はしないという態度でしたので、私はそれに歩調を合わせたということでございます。また、国政は、国全体の発展あるいはすべての国民の福祉の向上のためになされるものだと、私は理解しております。民主党さんは、またそれらの理念を特に重要視されておりますので、選挙時のスタンスいかんで特定の地域に影響がもたらされるということはありませんと考えております。

○野辺修光議員 そうであれば幸いです。今議会の最大の焦点は、何といたしましても、今から審議していくこの449億円の予算が可決成立しても、果たしてこれが予定どおり執行できるかということではないかと思っております。民主党政権はあした誕生するわけですが、追加経済対策として可決成立しておる46基金のうち、本県に関する11基金が執行停止され、回収される可能性があるということでもあります。このことは、民主党のマニフェストに示されておる中央集権から地域主権へ移行するという公約からすると、逆行するんじゃないか、逆行する暴挙であり、地方自治体を混乱させ、ひんしゆくを買うということに結果的になるのではないかと、私は考えております。まさかそのようなことはないと思うのでありますが、直面する課題でありますので、このことについて何点か具体的にお尋ねしてみたいと思います。

まず、この予算の執行停止あるいは回収に関する情報収集、これはどのような方法で情報収集され、また、現在どのような情報をつかんでいらっしゃるのか。これは総務省出身の副知事に伺ったほうがいいと思いますので、お願いい

たします。

○副知事（河野俊嗣君） ただいま御指摘の報道を通じた執行停止等の状況につきましては、東京事務所を初め各部局に対しまして、各省庁を初めとしてさまざまな情報収集をするようにという指示を出しておるところでございますが、現時点では、まだ新内閣の発足前でありまして、政府としての正式な決定がなされておらず、具体的また明確な指示が出されていない状況でございます。各省庁においてもそのような情報は持っていない段階でございます。引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 情報収集はできていないということだと思っております。

次に、今回の補正予算の財源の中で、国からの内示によって予算計上したもの、そしてまた、交付決定があつて予算計上したもの、それぞれ幾らか、総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 9月補正予算の歳入総額449億4,000万円のうち、141億3,000万円が基金積み立てに係る交付金でございますけれども、このうち、内示段階にありますのが83億7,000万円、交付決定を受けているものが57億6,000万円でございます。

○野辺修光議員 内示段階の予算計上が83億円余、交付決定したものの予算計上が57億円余ということですね。内示段階で計上したもののほうが多いということでございます。

次に、交付決定があつたものは凍結や回収は困難と考えるわけでありましてけれども、内示段階で予算計上されたものは凍結や回収がされやすいと考えていいのか、それとも、どちらも一緒と考えていいのか、いま一度、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（山下健次君） 新政権による正式な決定が行われておりませんので、凍結または回収がどういった形で行われるか、詳細はわかりませんが、交付決定と内示ということで、補助金等の交付に関する現在の制度から申し上げますと、交付決定は、受領者側、つまり補助金を受ける側に交付の請求権が生じます。さらに、補助金を交付する側には交付の債務を発生させる行政行為と一般的には解されておりまして、内示につきましては、その前段階における事実上の準備行為というふうにご覧いただいております。したがって、仮に法的効果を持つ行政行為か否かを基準といたしまして、凍結または回収が行われるということになれば、その取り扱いにはやはり違いが出てくるのではないかと考えております。

○野辺修光議員 ということは、やはり、内示段階で予算計上したものは、交付決定があつて予算計上したものより凍結・回収されやすいと、そう理解したいと思っております。確認のためですが、今回の予算案は10月2日に採決されることになっておりますが、採決以前が凍結・回収されやすく、可決成立後は凍結・回収に応じないということではできないのか、その点はいかがでございますか。

○総務部長（山下健次君） 一般的な制度論として申し上げますけれども、予算案が可決成立した場合には、その執行権者は、その責任におきまして、成立した予算に基づいて収入、支出を実行する、いわゆる予算の執行を開始することになります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、国の補助金等の受け入れについての法的な効果は、あくまで国の交付決定により生ずるものと解されますことから、予算成立前か後かということが、凍結または回収

について違いを生ずるということにはならないのではないかと考えております。

○野辺修光議員 ということは、可決成立したということは問題でなくて、やはり、先ほどの内示段階の予算計上のほうが凍結・回収されやすい危険性があるということになると思います。それで、次に進みますが、今回の補正予算が可決成立した後に凍結・回収がなされた場合に、これにかわる代替財源、担保できる財源があるのか、それともまた、減額補正しかないのか、この点はいかがでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 国の経済危機対策におきましては、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえまして、対策事業の追加に伴う地方負担を軽減すると。そして、積極的な事業実施を促進するために、地方公共団体への配慮として種々の交付金が創設をされたところでございます。県におきましても、厳しい財政状況の中にありまして、経済・雇用対策に資する事業について、その交付金の活用を前提として補正予算での措置を行ったところでございます。したがって、本県の厳しい財政状況をかんがみますと、仮に、凍結また回収により財源としての交付金が減額されることとなれば、みずからの財源により補てんすることは大変厳しいと。したがって、交付金の収入額に応じて、必要な事業を絞った上で、減額の補正予算を検討せざるを得ないというふうに考えております。

○野辺修光議員 やはり減額補正しかないということでもありますので、そのようなことになったら大変だと思うんです。そこで、今まで経験したことのないようなケースだと思いますが、総務省出身の副知事、こういう場合にはどのような手だてが最も有効だとお考えでしょうか。

○副知事(河野俊嗣君) 新政権の発足前でも

だ詳細な情報が不足している状況ではございますが、いずれにいたしましても、この厳しい経済状況を踏まえた経済・雇用対策ということで、国の交付金を前提として、地方公共団体が押しなべてさまざまな対策を講じる、そういう重要な事業だと考えております。すべての団体にとりまして大変大きな影響があるということでございますので、全国知事会等と連携をいたしまして、国に対して、地方の実情を踏まえた対応をとられるよう強く要望してまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 これからがやはり東国原知事の力の見せどころだと思うんですが、今後、国などに対してどのような対応をなされていかれるのでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 現時点で、凍結または回収に関する詳細がわかりませんので、具体的な対応については何とも申し上げられない状況であります。いずれにしても、非常に厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、また、地方が混乱しないよう慎重に対応されるべきであると考えますので、国と地方の協議につきましても、さきの9月9日、地方六団体から民主党に対して要請が行われ、国と地方の協議の場も早期に持たれると聞いておりますので、私といたしましては、そのような場や、あらゆる場、あるいは全国知事会での積極的な発言を通じて、地方の立場を強く新政権に訴えてまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、もし予算の執行停止があった場合、知事は、訴訟も視野に入ってくるとコメントされたわけではありますが、どの法律のどの条文のもとに考えておられるのか。法的根拠があれば

お聞かせいただきたいと思ひます。

○知事（東国原英夫君） 予算の執行停止に關しましては、マスコミの取材に対する私の発言は、仮に執行停止が行われれば、本県を初め地方公共団体に大きな混乱が生じるものと懸念されるため、適切ではないという気持ちから、強い抗議として表現したものでありまして、いたずらに法的な手段に打って出るという趣旨ではありませんので、御理解をいただければと思っております。なお、私が法的措置として申し上げましたのは、例えば「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の第25条にあります補助金等の交付決定の取り消し、返還命令など、各省庁の長の処分に対する「不服の申出」の規定を根拠として想定したものであります。いずれにしても、地方における経済・雇用対策に支障を来すことがないように、まずは国と地方の協議の場や全国知事会を通じて、地方の立場を強く訴えてまいりたいという考えであります。

○野辺修光議員 知事、大分トーンが落ちたような気がするんですが、推移によってはそういう強硬な姿勢も必要になってくるんじゃないかと思っております。

次に進ませていただきます。時間がありませんが、もうちょっと我慢していただいて、医師確保の問題であります。実は、私ども自民党三役と県の医師会の三役と懇談の機会があったのでありますが、その中で先生方が言われるのは、こういうことを言っているのかわかりませんが、女医さんが非常に進出されてきた。そこで、家庭に入られる人が多いために一つは医師不足があるんですよというふうな話があったわけでありまして。これは実際そうだと思います。そこで、女医さんたちは、現場から家庭に

5年ぐらい入られるとなかなか復帰ができないということでありまして。その方たちを復帰させるために、地域医療学講座で研修を受ければ復帰できるんだということでありまして、これは非常にいい制度だと思います。地域医療再生臨時交付金は、県だけしか受け入れることができません。県に基金として積み立てて、これを活用するということでありまして、知事からも前向きな答弁をいただきましたが、ぜひこれは積極的に医師不足解消のために取り組んでいただきたい、このようにお願いをしておきたいと思うのであります。

東九州自動車道の問題であります。日南一志布志間ではありますが、その前に、ガソリンの暫定税率あるいは高速道路通行料金の撤廃ということで、果たしてこの建設促進ができるかなということも心配するわけでありまして。このことについては、午後、中野議員のほうから質問がありますので省きますが、知事に1点お尋ねしたいのであります。志布志港のことは、実は11月議会に同じような質問をしたのでありますが、九州唯一の中核港湾であります志布志港を拠点とする物流対策を明確にすることが、私は、東九州自動車道日南一志布志間の建設促進につながると思うのでありますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 現在、県内産業界から、物流の効率化を進めるため、本県初の国内・国際航路の増便等による海上輸送の利便性向上を強く求められているところであります。そのためには、可能な限り県内港湾に貨物を集約する必要があると考えております。しかしながら、物流は、地理的条件はもとより、貨物の種類、出荷先、納品時間等、求められる輸送条件がさまざまでありまして、御質問のありまし

た志布志港につきましても、南九州全体の物流という視点から、県内港湾との役割分担のもとで活用されていくべきものだと考えております。

○野辺修光議員 私が聞いておりますのは、やはり宮崎県内の港湾のことも大事ですが、私は11月に言ったんですが、その後、古川代議士がまさしく同じことを言われまして、都城志布志線、そして清武から以南、これは直轄方式でやれば無料になりますから、いろんな農産物や宮崎県の産物を志布志港に集めて中国・上海等に輸出したいという構想であります。そういう方向で宮崎県の物流も、油津港も宮崎港も大事なんですが、そういう構想を出していただくことによって、この日南一志布志間が非常に大事だ、交通量もふえるんだということを打ち出してもらわんと、日南一志布志間是一部現道を使うということではありますが、どうしてもこれは承服できないわけであります。そういうことを知事、前は県民政策部長に聞いたと思うのですが、明確な答弁が返ってきておりませんでしたので、ぜひひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

それから、国道448号線、これは壇上から聞きませんでしたでしたが、このことについても、恋ヶ浦トンネル、それから名谷トンネルも12月には完成します。これは知事初め県当局の御努力に感謝しているわけではありますが、それ以北の、名谷から市木にかけて長大トンネルを抜いてもらわんと、地すべりが起こっているんです。これは串間からも先般、陳情書も出ましたので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、今こういう時代でありますので、即どうこうということではありませんけれども、県土整備部長、調査ぐらいはぜひやっていただきたい

ということをお願いしておきたいと思っております。

最後に、時間もありませんので、知事をお願いしておきたいのでありますが、知事は、地方分権改革について、全国の知事のトップに立って取り組んでこられたわけでありますので、今回、予算の執行停止あるいは回収等がないように、全国の知事のトップに立って取り組みをお願いしたいと思うのであります。場合によっては、知事が言われておりますように、訴訟も視野に入れてやるというぐらいの気持ちで、ぜひともこれは阻止してもらわんと、宮崎県の景気・雇用に大きな影響があります。そのことは県議会自由民主党も知事の姿勢を支持してまいりますので、ぜひ前向きに頑張ってくださいようお願いいたします。私の質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 今回は代表質問であります。代表質問の定義はないようでもありますので、従来の方で質問をいたします。

最初に、今回の衆議院議員選挙、私はもう腹が立って立ってたまらん。一言愚痴を言わせていただきたいと思っております。今回の衆議院選挙は民主党の圧勝でありました。見事な自民党の負けっぷりでありました。私の心境は、さもありなんという心境であります。そしてまた

腹が立ったのは、選挙が終わった後にも、大敗を喫した今でも、ある自民党の幹部、「宏池会は自民党の保守本流の元祖だ」と、こんなことを今ごろまだ言っておるんです。こんなことを考えると、まだまだ自民党だめだなど、民主党さんにしばらく頑張ってもらわんといかんなど、本当にこれは真実の私の心であります。

しかし、権力者の一挙手一投足は国民がしっかり見ているということをつくづくこの1年間で感じたわけであります。いつの世も、会社、行政あらゆるところで、やはり「改革」という文字を失ったら進歩はない、発展はないという気がいたします。日々改革であります。改革するには、最初は半分は敵だと思わないとできないわけであります。そういうことで、時の権力者の一言一句は本当に重みがあるなど、みんなが見ているということであります。

それで、質問に入りますけれども、知事の一言について質問をいたします。まず、知事の政治姿勢であります。何も済んだことをぶり返すつもりはないんですけれども、どうも私の頭の中から離れない、ただそれだけであります。ここでしっかり再度、知事に質問をいたします。

前の国政選挙のときに、日南のどこかわかりませんが、こういうことを発言されております。「国政に行くなというなら行かない、その場合は1年半の任期はプラーっとさせてもらいます」、いわゆる「プラーっと」発言であります。それについて知事は、全員協議会の発言の中でこういう趣旨で言われております。「私の女性の支持者が、知事さんは毎晩毎晩夜遅くまで働きづくめで大変でしょうということ、時には1週間に1回はプラーっとせんと体がもてんちゃんないの」とか、そんな趣旨の発言をされました。こう聞いたんですけれども、何が真意

なのか私にはわからずにまだ頭にこびりついておる。やっぱり「プラーっと」発言は、私にとってもですけれども、知事の発言としてはかなり重いなと思っておりますので、再度、何が真意なのか、しっかり真意のほどをお聞かせください。

次に、たまたま日経ビジネスを見ていました。目につかなければよかったですけれども、目につきました。8月24日のビジネスの記事文で、いろいろと知事はこれに言及されております。例えば、「私の理想は、自民党が知事会の要望をすべて反映した上で立候補し、総理総裁になることでした。知事では限界があると感じたのは、就任して1年経過したころです。国の政令、省令などによる縛りが強過ぎると感じた」、こういうふうに言っておられるわけです。そこで質問でありますけれども、私の知識、考えでは、限界を感じたということは、頑張っていて頑張っていて死ぬぐらい頑張ったけれども、これ以上できなかった、そんなときに「限界を感じた」という言葉が出るんじゃないかなと思うんですけれども、知事は、何をどのように取り組んで知事としての限界を感じたのか、お尋ねをいたします。

次に、地方分権・道州制についてであります。

これも8月24日の日経ビジネスの記事文であります。私も道州制大賛成であります。ここだけは知事と一緒に考えであります。中央集権型の日本の将来は変わらない、私もそう思っております。ここでまた知事の言葉を引用するわけですが、「国政への出馬の真意は地方分権にあります。全国知事会の要望をすべてマニフェストに反映させること、自民党の総裁候補にすること。自民党からは、「検討したが、す

べてはのめない」との回答で出馬は断念した。武士に二言はないのです。要求が通らないのであれば、知事の立場から分権を進めていきます」、そしてまた、「宮崎県は財政基盤が脆弱で、財源の63～64%を国に依存している。宮崎を立て直すためにも国の仕組みを根本的に変えなければならない。そして責任ある立場から地方に財源を確保しなければならない。分権には総裁のいすが必要だ。私が自民党から出馬を検討したのは、政権与党に正面から踏み込んでいって、その奥に控える省庁を解体するためでした。政権交代して霞が関の外堀を埋めるというのではなく、今ここにある与党と霞が関の政治システムに切り込んでいきたくかった」、そういうふうに述べておられます。すごい文章だなと、「言うは易く行うは難し」、そんな気がしたわけでもあります。

そこで知事、質問であります。権限移譲、財源移譲は、私は当たり前の話だと思うんです。知事の分権論を聞いていますと、いつもこの権限移譲と財源移譲ばかりであります。知事の地方分権・道州制の構想はどのような構想なのか。

2つ目、「財源の63～64%を国に依存している。宮崎を立て直すためにも国の仕組みを根本的に変えなければならない」と記事文にあります。具体的にはどのようなことかお尋ねいたします。

「省庁の解体」とか「与党」とか「霞が関の政治システムに切り込む」とは、具体的にどのようなことか質問をいたします。

後は質問者席のほうからやります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

御指摘の発言の真意でございます。全員協議会でも申し上げましたとおり、私はこれまで一心不乱に県政に取り組んでまいりましたが、県民の方からあのとき、少しは休みをとって体をいたわるようアドバイスをいただきましたことから、その県民の方の表現をそのまま使わせていただいたものであります。決して県政や知事職を軽視したものではございませんし、県政に邁進するという気持ちは今でも変わっておりません。しかしながら、私の言葉足らずで、あるいは表現の稚拙さによりまして、県民の皆様、そして県議会の皆様に誤解を与えまして多大な御迷惑、御心配をおかけしたことを、大変申しわけなく思っております。

次に、知事としての権限等についてであります。私は就任以来、「国と地方は対等でなければならない」と申し上げてきましたが、現実には、地方の財源や権限は非常に限られておまして、地方がみずからの意思と力でそれぞれの特性に応じた地域づくりを進めるという姿とほど遠い状況にあります。例えば、県民や市町村長と意見交換しますと、地域の道路や公共施設の整備等を要望されることが多々ありますが、財源が乏しく、十分には要望にこたえることができないのが実情であります。また、権限の問題では、例えば福祉施設の設置について、入所者1人当たりの床面積から廊下の幅に至るまで、国が一律の設置基準を設定しているなど、地域の実情に合った自由な発想に基づく施策展開が難しい状況であります。「知事としての限界を感じた」という発言は、そうした税財源や権限の移譲が進んでいない税財源・権限の移譲について、これまでの知事の発言が国に影響力が必ずしも大きくないという現状をとらえてのものでありまして、地方分権改革を着実に進め

る必要があるとの思いから、これまでさまざまな行動をとらせていただいたものであります。

次に、地方分権についてであります。地方分権の本質は、地方がみずからの意思と力でそれぞれの特性に応じた地域づくりを進めることにあり、住民に身近な行政サービスは、住民の手の届くところで意思決定され、住民目線で実施されるべきだと考えております。そのためには、まずは、地方分権改革推進委員会が勧告で示している約4,000項目の義務づけ・枠づけの見直しや、国の出先機関の廃止・統合による二重行政の排除などを着実に実施する必要があり、あわせて必要となる税財源を確保することも不可欠であります。義務づけ・枠づけの見直しや権限・税財源の移譲を進めることは、霞が関で複雑に絡み合った網の目を一本一本ほどいていくような作業になると思いますが、政治による強いリーダーシップをもって着実に実行されていかなければならないものと考えております。

なお、道州制については、かねてから申し上げさせていただいているとおり、行政権、立法権、財政権を兼ね備えた地方政府の確立を目指すものと考えておりますが、まずは権限・税財源を地方に移譲する地方分権改革を確実に推進していくことが必要だと考えております。

次に、地方財源の確保についてであります。真の地方分権を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にするとともに、支出に見合う自主財源が確保できる税財政構造に改め、地方が自立的に運営できる基盤をつくり上げることが必要だと考えております。そのためには、国からの税源移譲を進め、地方税財源の充実を図ることが必要であり、具体的には、全国知事会として主張しているとおり、まずは国と地方の税源配分を現在の6対4から5対5にする必要

があると考えております。また、地方交付税については、その復元・増額を行った上で、最終的には地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するために、地方共有税として特別会計に直接繰り入れを行うような方式に改めることが必要であり、さらには、地方消費税の充実等により、財源のパイそのものを大きくする必要があると考えております。

続きまして、地方分権改革がこれまで進んでこなかった大きな理由の一つとして、内閣総理大臣の諮問機関でありますところの地方分権改革推進委員会の勧告に対しても抵抗を示す、各省庁の姿勢等にあると考えております。大胆な地方分権改革を進めるには、国民目線、住民目線での政策を断行するという理念のもとで、政治の強いリーダーシップをもって、それらに立ち向かっていくことが必要だと考えております。議員御指摘の発言は、私自身がその役割を担う立場になればという思いからのものであります。以上です。〔降壇〕

○中野廣明議員 やはり知事の一言というのは、リップサービスとかジョークとか、そんなことでは済まないこともありますので、ぜひ慎重にお願いいたします。

それから、道州制でありますけれども、道州制については、地方分権改革推進委員会、経団連の最終提言までされております。民主党マニフェストでは、道州制についてはよくわかりません。今後は道州制推進派の人たちが大同団結することが大事かなと思っております。ぜひ頑張ってくださいと思っています。

その記事文の最後にこんなことが書いてありました。「そして必ず捲土重来を果たしたい、私はそう決意しています」というふうに書いてありました。捲土重来、これは、「敗れた者が

一たん引き下がって勢いをつけ、意気込んで来ること」ということでもあります。これを知事になぞらえますと、今回は総理大臣をねらって失敗したけれども、再度挑戦する、そんな意味かなと私はとったわけです。やっぱり大志を抱いて頑張ったほうがいいのかなと思いますので、頑張ってください。

次に、今回、民主党のマニフェストが出ました。この中身については、はっきりしない未確定の部分が多いわけですが、かなり各県影響があるかなと思っております。直接最後まではわかりませんが、わかる範囲で、想定される範囲で、関係部長お答え願いたいと思います。

まず、1つ目が子ども手当、これはゼロ歳から中学生まで1人当たり2万6,000円、年額31万2,000円支給するというものであります。本県の総支給額はどれぐらいになるのか。

2つ目が、公立高校実質無料化による本県の支給額と、私立高校生年額12万円の本県の支給額はどうかお尋ねいたします。

3つ目が、配偶者控除の見直しによる合計金額、これは収入増額になる予定であります。

そしてまた次が、オーナー課税の廃止、これは本県にとっては減収になります。

5つ目が、中小企業法人税を18%から11%に引き下げる。これは本県の減収分はどうか。

6つ目が、軽油引取税、自動車取得税の暫定税率廃止による本県の減収分はどうか。

7つ目、公的年金控除の最低保証額を140万円に戻す。老年者控除50万円を復活する。県税収入への影響はどうか。

8つ目が、国直轄事業の地方負担金の廃止による高速道路建設への影響はどうか。

9つ目が、高速道路の無料化。本県高速道路建設の進捗に影響はないのか。

最後になりますけれども、後期高齢者医療制度の廃止に伴う県の負担についてお伺いをいたします。関係部長でお答えください。

○県民政策部長（高山幹男君） まず、私立高校生に対する助成についてお答えいたしますが、県内の私立高校生約1万人おりますけれども、これに対しまして1人当たり12万円が支給されると仮定いたしますと、支給見込み額は約12億円というふうになります。その手続きにつきましては、今後、具体的な実施に向けての検討が行われる中で示されるものと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 県立高校生の場合の支給見込み額であります。平成21年度の生徒数及び授業料を前提に試算いたしますと、約29億円になるものと考えております。手続きにつきましては、今後、この制度が創設されることになった時点で示されるものと考えております。以上です。

○総務部長（山下健次君） 建制順にお答えをしたいと思います。

私のほうには5問ほどあったかと思いますが、まず、配偶者控除等の廃止による県税への影響ということでございますけれども、配偶者控除、扶養控除につきましては、一般的な場合には、所得税（国税）控除対象者1人につきそれぞれ38万円、住民税（地方税）では、同じくそれぞれ33万円を所得から控除する仕組みに基本的になっております。これを民主党マニフェストでは、国税である所得税に対して、配偶者控除及び扶養控除の廃止を行うものとしておまして、地方税である住民税については見直しの対象とはしないとされておりますことから、

この部分については県税への影響はないものと考えております。

次に、1人オーナー会社の問題でございますが、1人オーナー会社というのは、出資総額の90%以上が親族等の出資で占められておまして、常時経営に従事する役員の半数以上がその親族等によって占められている同族会社というものとされております。現在、この会社の代表者の給与のうち、所得税の算定の際に給与所得控除として控除される部分につきましては、所得税と法人税で二重に控除することとなることから、法人税の算定におきましては損金への算入を認めないという措置が設けられているところでございます。この措置が廃止をされますと、当然、法人の課税所得が減少いたしますことから法人事業税が、また、法人税額が減少いたしますことから法人県民税が、いずれも県税としては減収になるということが考えられます。具体的な影響額につきましては、算出の基礎が国税の資料でございますので、試算することはちょっと難しゅうございます。

次に、中小企業向け法人税率の引き下げのことでございますが、国税でございます法人税について、資本金1億円以下の中小企業のほかに公益法人等につきましては、中小企業者等の税率の特例といたしまして、先ほど御質問にございましたように、現在、22%から18%に引き下げられた税率が適用されているところでございますが、同じく民主党のマニフェストにございますように、この税率をさらに11%に引き下げることになりますと、法人税額をもとに税額を算出しております法人県民税が、やはり減収になるものと考えております。これも、影響額につきましては国税資料がもととなっておりますので、試算については難しゅうございま

す。

次に、軽油引取税及び自動車取得税につきましては、税率の特例措置、いわゆる暫定税率が設けられておまして、軽油引取税は本則の税率が1リットル当たり15円ということでございますが、これに対して17.1円を上乗せして合計32.1円ということになっております。また、自動車取得税につきましては、自家用普通自動車について、本則の税率が3%に対して2%を上乗せして5%というふうになっているところでございます。これを、平成20年度決算見込み額をもとに暫定税率を廃止するということが影響額を試算いたしますと、軽油引取税では約49億円、自動車取得税では約7億円それぞれ減収になるものと試算されるところでございます。

それから、公的年金等控除制度と老年者控除の問題でございますが、公的年金等控除制度は、65歳以上の方が受け取られます公的年金の所得に対して設けられた控除限度額の下限、いわゆる最低保障額につきまして、民主党のマニフェストでは、現行120万円であるものを、平成16年度税制改正前の140万円に戻すというものでございます。また、老年者控除につきましては、納税者本人が65歳以上で所得金額が1,000万円以下の場合に、同じく平成16年度の税制改正で廃止されました、所得税課税の際に50万円を所得から控除する制度を復活させるということが、マニフェストでうたわれているところでございます。仮にこの公的年金等控除制度及び老年者控除の見直しを、地方税である住民税にも適用されるということになりますと、当然、県税収入は減収になるというふうに考えられます。これも、具体的な影響額につきましては、算定のもとになります制度対象者ごとの資料が、これは市町村の資料に基づきますので、試

算は困難でございます。以上です。

○福祉保健部長（高橋 博君） まず、子ども手当についてであります。ことしの4月現在でゼロ歳から中学3年生までの本県の児童生徒数は約16万3,000人となっておりますので、これで試算しますと、本県での総支給額は509億円程度と見込まれます。

次に、後期高齢者医療制度についてありますが、この制度は、原則75歳以上の高齢者に対して、窓口での原則1割負担で医療の給付を行うものであります。窓口負担を除いた分の財源は、公費で5割、各医療保険者から4割、そして高齢者の保険料で1割を、それぞれ負担する仕組みになっております。このうち公費5割については、国、県、市町村が4対1対1の割合で負担をしておりますが、今後の高齢者医療制度が明らかでない現段階では、県の負担がどのようになるのか不明であります。以上であります。

○県土整備部長（山田康夫君） まず、国直轄事業の地方負担金が廃止された場合の高速道路建設への影響についてでございます。国直轄事業の地方負担金の廃止に見合う国の予算が確保されない場合には、高速道路を含めた直轄事業全体の事業量が減ることが想定されます。ひいては高速道路の建設におくれが生じることが危惧されるところでございます。県としましては、このようなことにならないよう、直轄の総事業量の確保、そのための国費の確保とともに、今後とも、県内高速道路の必要性を強く訴えながら、その早期整備を要望してまいりたいと存じます。

次に、高速道路の無料化という政策による本県の高速道路建設への影響ということでございます。民主党のマニフェストでは、高速道路の

原則無料化を掲げ、その所要額として1.3兆円が明記されておりますが、その具体的な内容はまだ不明確でありまして、特に本県の東九州自動車道門川―西都間のような、現在、建設が進められている区間についての今後の取り扱いについては、全く示されておりません。今までどおり進められるのか、これも危惧しているところでございます。県としましては、今後の動向を注視しながら、必要な機関に対して、県内高速道路の建設が着実に進められるように強く要望してまいりたいと思います。

○中野廣明議員 どうもいろいろありがとうございました。このマニフェストで見ますと、減ったりふえたりするわけであります。最終的にはどうなるかわかりませんが、とりあえず、施工するまでにはかなり時間がかかるのかなという気がいたします。

2つだけ言わせてもらいますけれども、子ども手当であります。私は、少子化対策は、日本はヨーロッパなんかと比較すると30年ぐらいおくられていると思っているんです。少子化が進んでプラスになるところはどこもないんじゃないか。今、日本も人口減に入りました。少子化になりますと、ますます国益も減っていくということで、大変な痛みを感じる問題であります。公平な立場で、自民党とどっちがいいかという、やっぱり民主党の子ども手当のほうがいいのか。自民党は2年間とか書いてありましたから、子どもはこっちのほうがいいのかと思いますので、とにかく少子化対策、頑張ってもらいたいなと思っております。

それからもう一つ、高速道路の無料化でありますけれども、無料化そのものはいいか悪いかわろいろ判断があると思うんです。今、高速道路会社の現況はどうなっているかといいます

と、高速道路は今、民営化になりました。このときの借金が約40兆円あるわけです。これは再建団体に持っていきっておりますから、40兆円あるわけです。問題はこれをだれが払うかということです。今、高速道路会社では年間大体2兆6,000億ぐらい入っているそうでありまして。その2兆円で40兆円の借金を返すんだ、そういう手だてになっております。あと6,000万で維持(メンテナンス)等をやっていく、そういう記事を東京都副知事、作家の猪瀬さんがしっかり書いておりました。無料化はいいんですけども、この40兆円を今後だれが払うのかということをしっかり検証しなければならないと思っております。

次に、予算編成についてであります。

今議会に約449億円の補正予算が提出されているが、このうち基金への積立金は幾らか。また、民主党マニフェストでは、予算の凍結、税収の減など不確定要素があると思うが、本県の補正予算の執行並びに平成22年度当初予算編成の取り組みはどうなっているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 9月補正予算の歳出総額のうち、国の交付金をもとに基金へ積み立てるものといたしましては、森林整備加速化・森林再生基金41億円、介護職員処遇改善等臨時特例基金29億6,000万円、こういったものを合わせまして合計141億3,000万円でございます。

次に、2点目の補正予算の執行、22年度当初予算編成の取り組みということでございますが、経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続いておりまして、当面の景気対策につきましては、国、地方が連携をいたしまして迅速かつ効果的に対応すべきであるというふうに考えております。また、先ほどお話にもございました

ように、本格的な人口減少社会への対策、あるいは地方の活性化など、将来的な課題につきましても、平成22年度当初予算での対応が必要でございまして、予算の早期編成を含めて、国と地方がその役割分担のもとに実効性のある施策を推進していくべきであると考えております。現時点では、民主党のマニフェストに盛り込まれました各種施策の対応の詳細がわかりませんし、また、新政権の発足前にありまして正式な決定もないということから、何とも申し上げられないところではございますが、いずれにいたしましても、予算の凍結、あるいは税制の見直し、さらには新年度の予算編成等につきましては、影響が極めて大きいことから、地方の行財政運営に混乱を生じさせないように、強く要望してまいりますとともに、情報を的確に把握しながら、本県予算の着実な編成・執行に努めてまいりますと考えております。

○中野廣明議員 通常でありますと、もうそろそろ、課長同士の新規事業のヒアリングぐらいかなと思います。部長、今ちょっと答えがありましたけれども、今後、本当に例年どおりの予算編成手順で行くのかなと心配しております。できる範囲でやられると思いますけれども、簡単に、めど、感想はどうですか。

○総務部長(山下健次君) 先ほど申し上げましたように、なかなかめどがつかない。税制、それから凍結、あるいは国の新しい制度、そういったものがどういうふうに進んでいくか見通しのつかない時点ではございますが、県といたしましては、通常ペースで予算を組んでいく作業と同時に、新しい情報を逐次把握していきながら、それに対する対応を行っていくということになるかと思っております。段階的に1段、2段ということも可能性としてはあり得るかという

ふうにご考えております。

○中野廣明議員 今、本当に景気浮揚等大変重要な時期でありますから、慎重じゃなくて大ざっぱでいいから、いいほうに予算組みして新年度予算を出してもらいたいと思います。

次に、本県の経済状況について質問いたします。

日本の景気指数も底を抜け出し上昇に転じたと言われているが、7月の全国消費者物価指数は前年同月比2.2%の低下、これは過去最大のマイナス幅になっております。幅広い商品の価格が下がっています。消費者にとってはプラスであります。一方、企業の採算が悪化し、景気を悪くするリスクもはらんでいるとも言われております。デフレ懸念もされております。デフレになりますと、日本経済全体の収縮を招くおそれがあると思います。今、宮崎も、いろんな数字を見ますと本当に厳しい。知事、厳しいです。数値を見ると大変であります。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねいたします。現在の企業の倒産状況、保証協会の代位弁済状況、セーフティネット緊急融資制度利用状況、有効求人倍率等はどうなっているかお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） まず、県内企業の倒産状況についてでございますけれども、民間調査会社によりますと、負債額1,000万円以上の倒産件数、過去3年間の数字を申し上げますが、平成18年度が84件、19年度が101件、20年度が7件増の108件となっております。次に、信用保証協会の代位弁済額につきましては、これも3年間申し上げますが、18年度が21億1,000万円、19年度が34億7,500万円、20年度が約10億円増の45億3,800万円となっております。また、緊急保証制度の保証承諾額につきま

しては、制度が創設された昨年10月末からことしの8月末までに、3,887件、487億1,194万円となっております。次に、政府系金融機関のセーフティネット貸付でございますけれども、昨年10月末からことし7月末までに、2,066件、252億2,400万円となっております。最後に、県内の有効求人倍率につきましては、年度平均で、19年度が0.65倍、20年度が0.51倍、直近の状況であることし7月で0.40倍となっております。以上でございます。

○中野廣明議員 いろいろ数字を聞きましたけれども、緊急保証の承諾実績——1カ月ぐらい私の資料とずれておるかもわかりませんが、件数で言いますと3,524件であります。これは全国で3番目に低い数字なんです。ワースト3。九州で2番目に低い数字であります。それから金額で言いますと448億5,900万、全国で2番目に貸付額が低い、そして九州で一番低い、そうとなっております。それからセーフティネットの実績で見ますと、件数は大体全国中ぐらいでありますけれども、金額で言いますと273億、全国で7番目に低くて、九州で2番目に低い、そういう数字になります。それから緊急融資とセーフティネットの合計で言いますと、件数で言いますと、全国8番目に低くて、九州で2番目に低い。金額で言いますと721億8,200万、全国で3番目に低いんです。そして九州で一番低い。有効求人倍率も去年あたりは大体1でした。東京なんか4とかありました。今、本当に働きたくても働く場所がない、そういう状況になっております。有効求人倍率、全国でワースト6位でありますけれども、九州で3番目という状況であります。そういう本当に今厳しい状況にある。これは当事者になればまだまだ厳しいわけです。何で宮崎はこうなるのかなと、い

ろいろ考えるわけですが、なかなか答えが出ません。

次の質問に行きます。企業誘致も私は大変重要なことだと思っているんです。宮崎の底上げには、やっぱり企業誘致が一番早道だと思っています。しかし、今となれば、雇用を守るには既存の企業の倒産防止が重要じゃないかなと思うんです。自動車産業等が大分小さくなりました。本当に誘致企業も大変であります。ちまたでは銀行の貸し渋り、貸しはがしの話もあります。新聞によりますと、金融庁が貸し渋りの検査に入ったという記事もありました。緊急保証制度の利用、貸し付けの条件変更への対応など、保証協会の果たす役割が大変重要だと私は思っているわけです。県としては信用保証協会に対してどのような指導をしているのか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 信用保証協会に対しましては、日ごろから、中小企業の立場に立ちまして資金繰り支援を行うよう要請しているところでございますが、景気の回復がおくれる中、今後、企業の資金繰りがさらに厳しくなることも懸念されると思っております。8月上旬に信用保証協会と意見交換を行い、引き続き緊急保証制度の利用促進を図るとともに、経営状況の厳しい中小企業に対しまして、融資期間を延長して月々の返済額を減少させるなど柔軟な対応を要請しているところでございます。

○中野廣明議員 今、銀行とか保証協会等も、数が多くなると、決算書を見ながらそれをコンピューターにかけてA、B、C、D、債務超過企業とか事務的に扱われるんです。こういうときはしっかり経営者を見ながら、助けられるものは1年でも2年でも延命させて、そこからま

たいい再建の方法が出てくるんじゃないかなと思いますので、部長、ぜひしっかり指導していただきたいと思います。

次に、国の雇用対策。倒産防止といえば、今、雇用助成金とか職業訓練とか融資制度でありますけれども、製造業の99%が中小企業であります。今は企業を何とか延命させることが、働く場所の確保としては大変大事じゃないかなと思っておるわけです。何ぼ職業訓練をしたって、働く場所がなけりゃどうしようもないんです。今、経済状況の激変により、中小企業は借り入れをしても返済できない状況にあります。今、企業を延命させることが私は大切だと思うわけでありまして。中小企業の倒産防止に役立つ施策を部長の頭で考えていただきたいと思っておりますけれども、商工観光労働部長に質問いたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中小企業の倒産防止につきましては、雇用の確保という観点からも極めて重要な課題と認識しているところでございます。このため、厳しい経営環境にある中小企業の資金繰りを支援するため、国の緊急保証制度と連動しました県のセーフティネット貸付につきまして、融資枠の拡大、あるいは信用保証料の軽減を図るなど、積極的に現在取り組んでいるところでございます。また、商工会などに専門家による経営支援チームを設置しまして、資金調達が困難になった中小企業に対しまして経営改善計画の策定を支援するなど、金融面、経営面から総合的に現在支援を行っているところでございます。今後の対応につきましては、これらの支援策がしっかりと中小企業に行き届くように、さらに制度の周知徹底に努めますとともに、改めて金融機関や信用保証協会に対しまして、既存貸付の一本化ある

いは融資期間の延長など、緊急保証制度を活用した積極的な対応について要請していきたいと考えております。また、県内の中小企業者などからは、県の融資制度の改善・充実を求める要望もいただいております。国の動向も踏まえまして、より実効性のある制度として中小企業に十分活用いただけるよう、制度の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野廣明議員 今、中小企業が一番求めるのは、やはり売上高が減少しておるといことです。そして利益も少なくなる。だから、幾ら融資制度をつくっても、借りても払えないというのが現状であります。やはりここで今、一番中小企業が求めているのは、「1,000万の売上げが500万になった。500万になったら、50万借金払っていたのが20万なら払えます」、そういう必要性が多いんです。部長、ぜひこういう制度をしっかりと頑張ってくださいと思います。こんなのを条件変更というんですけれども、問題は、条件変更しますと、次、銀行が金を貸さんです。何でかなと思ったら、条件変更した企業は、銀行としては、そこに金を貸すというのは貸し倒れとして積み立てないといけません。ですから、条件変更して企業はうまいぐあいにはいきました。それでまた運転資金が借りたいといっても、なかなか借りられないというのが現状でありますから、ぜひこういうところを——今、本当に誘致企業は大変であります。それと同時に、今の企業、倒産しなくて済むところがまだまだあるわけですから、金融面での指導をしっかりとやってほしいと思います。

次に、国の雇用対策の一環として、本県でもふるさと雇用再生特別基金が63億3,000万円、これはことしの3月現在であります。緊急雇用創

出事業臨時特例基金がことしの6月現在で63億7,000万円となっております。そこで、これらの基金の事業の実施方法、今年度を含めた今後の事業計画についてどうなっているか。そして、基金だから残しておいたらまた返せということになりますので、とにかくこういう時期にありますから、前倒しで使うべきじゃないかと思っております。部長に質問いたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） まず、ふるさと雇用再生特別基金事業についてでございますけれども、今年度は、今回の9月補正予算後で16億7,159万8,000円、雇用創出数で403人、平成23年度までの3年間で約1,900人の雇用創出を見込んでいるところでございます。

それから、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業につきましては、今年度は今回の9月補正予算後で13億7,149万7,000円でございます。雇用創出数は1,235人、平成23年度までの3年間で約5,100人の雇用創出を見込んでいるところでございます。また、事業の執行につきましては、現下の厳しい雇用情勢の中、早急な対応が求められていると考えておりますので、庁内各部局及び市町村と連携しまして、早期の執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野廣明議員 この事業の中身を見ますと、本当に非効率な事業であります。本当に執行するほうは大変だろうと思っておりますけれども、せっかく金があるわけですから、頑張って使ってもらいたいと思います。

次に、一般競争入札について質問をいたします。

まず、知事、いろんな数字を並べますけれども、ぜひ聞いておってもらいたいと思います。建設業者の失業保険喪失者、平成18年度が5,678

人、平成19年度が7,251人、20年度が5,989人です。そしてことしの4月から7月までが2,724人、去年の4月から7月までが3,056人で、わずかですが、ことしは332人減っております。それから倒産件数、いつも新聞等に出るのは1,000万円以上です。19年度が101件中、建設業が52件、20年度が108件中57件であります。それから21年度の4月から7月を見ますと、トータルで37件ですけれども、建設業は21件入っております。20年度は4月から7月が35件中21件、ことしも4月から7月の段階では去年と同じ倒産件数ということになっております。それから、建設業だけの倒産件数と言っていますけれども、これは保証協会の代位弁済を受けた分です。18年度が316件中、建設業が80件、19年度が484件の173件、20年度が587件の238件です。ことしの分を見ますと8月までが90件、20年度が95件、代位弁済は5件ふえておりますけれども、金額は減っている。とにかく、私は思うんですけれども、こういう数字は本当にとまらない。ここで議論しているのは、ただ紙を読んで簡単なようにありますけれども、当事者になると大変だと私は思うんです。私も家が倒産した経験がありますからよくわかりますけれども、知事、これは本当に大変です。

そこで、知事に質問いたします。倒産はとまらない、倒産は二文字、従業員の家族もおります。毎年5,000～6,000人の人たちが失業保険を受給している。失業保険を喪失した人たちの後は今のところわかりません。この大きな原因は、やはり急激な公共工事の発注方法の変更にもあると思っております。ますます公共工事は減少傾向になります。このままだと、まだまだ倒産は続くのかなと思います。不況と入札改

革、本県はダブルパンチを受けているのかなと思うんですが、このような状況を知事としてどういうふうに感じておられるか、質問をいたします。

○知事(東国原英夫君) 入札・契約制度改革につきましては、平成19年度から抜本的な改革に取り組んできたところであります。より公正、透明で競争性の高い制度の構築が図られてきたものと考えております。しかしながら、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大によりまして、競争性の高まりに加え、景気の急速な悪化により、建設産業が極めて厳しい経営環境に直面していることは、十分認識しておる次第でございます。このため今年度は、地域の経済、雇用を担う建設産業を支援するための緊急的な対策として、入札・契約制度については、最低制限価格の引き上げや、混合入札の柔軟な対応による受注機会の確保、地域企業育成型総合評価落札方式の対象範囲の拡充など、さまざまな取り組みを実施しているところであります。また、公共事業予算につきましては、6月の増額補正に加え、今議会におきましても、河川事業や地方道路交付金事業など公共事業全体で124億円余の追加補正案を提出させていただいているところであります。県としましては、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが必要と考えておりまして、今後とも、幅広く意見を伺いながら、制度の検証と必要な見直しを行うとともに、建設業者の実情に応じた、きめ細やかな支援にも努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 業者にしてみれば、きめ細かな指導は必要ないんです。私は今思いますと、今、土木のほうで試行とかいろいろなことをやっていますけれども、倒産なんかの数値は全然変

わらないということなんです。試行とかやっているうちに倒産している。当初に戻りますと、私は準備をしっかりしてやるべきだったんじゃないかなと。最初からそう言っていますけれども。試行試行とか言っておる間に企業はつぶれているんだということを、知事、しっかり念頭に置いていただきたいなと思っております。

それから、県土整備部長に質問をいたします。最低制限価格の引き上げや地域企業育成型総合評価落札方式の対象範囲の拡大など、建設業者への対策を進めているというが、一般競争入札導入による弊害の改善が全然数値としてあらわれていません。一般競争は野辺議員のほうでされましたので、私のほうは、一般競争入札の地域要件をもう少し小さくする、例えば土木事務所管内等に戻したら、まだまだよくなるんじゃないかと思っておりますけれども、県土整備部長の御見解をお伺いします。

○県土整備部長(山田康夫君) 一般競争入札の実施に当たりましては、原則、県内建設業者に発注しますとともに、工事の規模や種類、事業量等を勘案して地域要件を設定しております。この地域要件につきましては、県の公共事業費が大幅に減少している中で、その範囲を狭めてしまいますと、地域によっては、応札可能な工事が著しく減少してしまうことも考えられます。このようなことから、ことしの1月から始めております地域企業育成型を初めとした総合評価落札方式の検証と見直しなど、県議会を初め幅広く御意見を伺いながら、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境整備を、スピード感を持って今後とも検討してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 スピード感というのは、例えば1年とか2年とかあるわけですがけれども、何

ぼ早くても2年スピードを持ってもだめなんです。これは大体どれぐらいの期間を言っておるんですか。

○県土整備部長(山田康夫君) 現在、総合評価につきましては試行を続けておりまして、いつまでにとというのが、現時点ではなかなかはっきり申し上げられませんが、これまでも必要な見直しは、平成19年の4月から制度改革に取り組んでおります。例えば最低制限価格の引き上げを19年の10月に行っておりますけれども、そういったこととか、ことしの4月に再引き上げを行ったとか、年度途中であっても、必要な見直しは迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。

○中野廣明議員 そもそも総合評価落札方式を使うことは、私はかなり厳しいんじゃないかと思うんです。もともと総合評価落札方式は技術提案型なんです。国が大きな工事をするのに、環境とかいろんな面を考慮して、業者から提案して、お互いに技術の話し合いをしながら、単価が安くないかとか、これはそういう方式なんです。部長は、いつも「必要に応じてやっている」と。私が言うのは、試行している間に数字は全然落ちないじゃないかということなんです。何ぼスピード感と言ったって、42.195キロ走るのに、2日走って一生懸命スピード感で走っても、これは1年も2年もたてばどうしようもない。今、そういう試行とかやっておる間に倒産しているんです。そのスピード感というのを知事はどんなふうに解釈されますか。

○知事(東国原英夫君) 今、県土整備部長からも答弁があったように、できるだけ現場の意見を聞きながら、その時代の社会のスピードに応じた対応というのが必要じゃないかと思っております。ですから、ことしの4月から見直しも行わ

れていますので、4月からやったものを——今8月ですけれども——最低1年ぐらいは様子を見るというのが普通の常識的な範囲ではないかなとは思っております。

○中野廣明議員 やはり机の上で考えるのと現場で考えるのは大分差がある。1年も考えておる間に何件倒産するかということです。とにかくスピード感ということでありましてけれども、よその県は不況対策として一定の期間いろんな政策を出しておるんです。例えば熊本ですと、これは9月まで来ていますけれども、一般競争入札を対象に9,000まで——限定的ですけれども——するとか、九州でも2県ぐらいそういうことをやっております。部長、本当に机の上と現実とは違うんです。働く場所がなくなっておるんです。FHPも倒産したときにみんな県外に行ってしまう。スピード感とか試行とか言っておる間に、宮崎の働き手はみんな県外に行ってしまう。真剣に考えていただきたいと思えます。

次に、農業問題に入ります。

日本の農業は衰退していると私は思っております。日本の農業政策は今、実態を見れば失敗であったと思っております。部長は久々に農業出身の部長であります。何もかも知り尽くしているかと思えますけれども、この際、国なんかには気を使わんでいい、言いたいことをしっかり言っていたきたいと思えます。

まず、農業就業人口の減少でありますけれども、全国的に見ますと、昭和40年1,151万人でありました。平成17年が335万人、70%の減。宮崎でいいますと、昭和40年が21万7,000人から、17年が6万6,000人、これは約69%減であります。このような実態の中の日本の食料自給率は39%で、主要先進国の中で最低であります。政権マ

ニフェストでは50%、100%に上げると言っておりますけれども、本当にまじめな話かなど、私は甚だ疑問であります。そこで、部長にお尋ねいたします。今回の耕作放棄地調査の結果、全国、宮崎ではどのようになっているのか。また、耕作放棄地解消のための支援策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 平成20年度に実施しました耕作放棄地全体調査におきましては、全国で23万1,000ヘクタール、本県では2,907ヘクタールの耕作放棄地が確認されております。このうち、農振農用地区域内に所在し再生利用を図るべきとされた耕作放棄地は、全国で7万6,000ヘクタール、本県で1,209ヘクタールとなっております。県としましては、これらの結果を踏まえ、国の経済危機対策の臨時交付金を活用しまして3億円余の予算を確保し、耕作放棄地の利用調整や再生整備、さらには営農再開に必要なハウス、農業用機械の導入など総合的な支援に取り組んでいるところであります。

○中野廣明議員 「復元不可能な農地」という言葉が今回出てきました。集落の中、周辺地域とか、調整区域の範囲を積極的に農振地域を外せば、家も建てられるし、地域の活性化にもつながる、大きな景気浮揚策になると思っております。思い切って復元不可能な農地は農振の地域から外すべきだと思うんですけれども、部長の御意見をお聞かせください。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御質問にございましたように、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるなどの耕作放棄地につきましては、農業委員会、市町村等におきまして、周辺の状況なり、農業生産基盤の計画の有無あたりの確認を行った上で、

「非農地」として判定されることとなります。非農地として判定された土地につきましては、市町村によりまして農振農用地区域から除外されることとなります。したがって、御質問の耕作放棄地の取り扱いにつきましては、地域活性化の観点からも、農業委員会あるいは市町村の意向を十分踏まえまして、有効に活用されますように適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私はいつも土地にこだわるんですけれども、国もそうです。ますます土地の規制を強めようとしておる。これだけ農地離れ、農業離れしている中で、土地だけは山でも確保しようと、そんな考えであります。私は、まだまだ宮崎は土地を有効利用すれば、いろんなところに人が住めるし、活性化につながると思っております。それで、また国もこんなばかなアンケートをしております。「高齢化等による労働力不足」が約50%、「生産性が低い」「農地の受け手がない」「土地条件が悪い」、こんなのアンケート調査する必要もない、わかり切った話です。こんなのを国はのうのうとしてやっておる。そういうことで、私はあえて聞きますが、耕作放棄地の発生には根本的な要因があるはずだと思うんです。もうわかっておるんですけれども、再度、部長に聞きます。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 農業を取り巻く経営環境といいますのは、零細規模の農家が非常に多い、なかなか農地の面的な集積が図りにくいといったことがございますし、さらには、収量・品質が気象変動とか災害あたりの影響を受けやすくてなかなか安定しない。さらには、価格面で経済情勢とか輸入農産物の動向、影響を受けやすいといったことから、個人とか産地の努力では解決できないような不安定な要

素を抱えておると思っております。結果的に、農業所得の向上が図りにくいといった構造になっているんじゃないかというふうに思っております。こういったことから、県としましては、何といたしましても、農業所得の向上に向けまして、ブランド産地の拡大、あるいは担い手への利用集積、さらには産地改革の強化といった視点での取り組みをさらに強化してまいりたいと思っておりますし、さらには農畜産物の価格安定制度、あるいは農業共済あたりの農家経営に対するセーフティネット対策の充実を図っていくことが、今後は重要ではないかというふうに考えております。

○中野廣明議員 今、農政水産部の国の補助事業を見ましたら140ぐらいあるんです。そんなのをずっとやってきても農業は下り坂なんです。部長、しっかり現場を見ながら実態に合った施策を展開しないと、全く無駄なことじゃないかと思えます。

もう一回聞きますけれども、本県の野菜価格安定制度の現状はどうなっているか。今度の民主党のマニフェストでは、所得補償ではハウス園芸は除外されているんです。ハウス園芸については別途検討というようなことになっております。まだ中身がわかりませんが、国富町を見ますと、専業農家は大体ハウス園芸が多いんです。たばこ、お茶、牛、米もありますけれども、ここら辺、しっかり価格安定制度を県でやるべきだと思います。意見をお聞かせください。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御質問の野菜の価格安定制度でございますけれども、野菜価格が保証基準額を下回った場合に、その差額の一定割合を生産者に対しまして補給金として交付する制度でありまして、過去5年間の年平均

の交付額を見ますと、約9億4,000万円程度が交付されております。しかしながら、現行の保証基準額は市場の9カ年平均の販売価格をもとに設定されているといったことから、重油価格の高騰など急激な生産費の増大による所得の減少等には十分対応できていないような状況でございます。こういったことから県といたしましては、国に対しまして、地域の実情を十分考慮し、所得に視点を置いた持続的な生産が可能な制度の見直し・拡充につきまして提案・要望を行っているところであります。

○中野廣明議員 価格保証対策、とにかくずっと9年ぐらい価格保証の金額も変わらんような状況でありますから、部長、答弁はそういうふうになりますけれども、実態を見ながらしっかりと頑張ってもらわんと、これから後継者なんか本当にできません。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、毎度のことでありますけれども、土地の有効利用について質問いたします。

知事も、わざわざ国富の調整区域を視察いただいたとのことであります。感想をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） ことしの3月11日に視察を行わせていただきました。国富町の市街化調整区域にある耕作放棄地の状況を確認して、改めて、さまざまな課題があるんだなと痛感いたしました。耕作放棄地の増大などは、全国的な課題でもありますことから、地域の活性化を図る上で、土地利用に関する規制の緩和や見直しについて、今後検討していく必要があるものと考えております。また国においても、人口減少・少子高齢社会の本格的な到来や農業をめぐる環境の変化などを踏まえ、平成25年度をめどに、都市計画法を抜本的に見直す予定であ

ると伺っておりますので、その推移を見守りつつ、本県といたしましても、都市と農村地域との共生など、まちづくりのあり方について、今後も十分に議論を重ねてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 どうもありがとうございました。どこを見られたのか、私はわかりませんが、知事、この見直しの権限は知事にあるんです。これには国はうまいことやっています。ただし条件つきです。知事が勝手にやれんように、権限は移譲したとか言っていますけれども、国に合議とか協議をしなさい、権限を知事におろしたのは大概そういうふうになっています。ぜひ今後とも国にだまされんように、しっかり議論してもらいたいと思います。

次に、県土整備部長にお尋ねいたします。今回、都市計画基礎調査の概要、調査目的、実施金額はどうなっているのか。宮崎広域都市計画において調整区域内の耕作放棄地の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 都市計画基礎調査でございます。都市計画法の規定に基づきまして、おおむね5年ごとに行うこととされております。平成19年度及び20年度の2カ年で実施をしております。都市計画区域内の人口、産業分類別の就業人口、市街地の面積、土地利用別の面積などの現況調査と将来の人口予測を行ったところであります。この調査結果は、県や市町村が定めます都市計画のマスタープランや土地利用など、都市計画の策定・見直しの基礎資料となるものであります。実施金額でございます。平成19年度が5,364万9,000円、平成20年度が3,990万円の合計9,354万9,000円となっております。その半分を関係市町村が負担いただいております。また、宮崎広域都市計画区域に

おける市街化調整区域内の耕作放棄地につきましては、今回の調査で新たに分布図の作成を行ったものでありますが、その結果によりますと、耕作放棄地につきましては、点在して分布している状況が見受けられたところでありませ

○中野廣明議員 次に、そもそも都市計画基礎調査は都市計画マスタープラン作成のための基礎調査であります。調整区域は開発を抑制するための区域でもあります。現在つくられているマスタープランの中では、調整区域内の耕作放棄地、調査の中には「土地の有効利用」という項目が入っているんです。そういう観点から、このマスタープランではどういう位置づけでどういう中身になっているのか、お尋ねいたします。とりあえず国富町だけでいいです。

○県土整備部長（山田康夫君） 現在のマスタープランにつきましては、平成16年の5月に策定をしておりますけれども、宮崎広域都市計画区域マスタープランの中におきましては、議員御指摘のとおり、市街化調整区域における土地利用の方針におきまして、「優良農地との調和を図り、各種農業基盤の整備が行われている優良な農地の保全に努める」などについて記載をしておりますが、耕作放棄地としての記述は特になされていないところでございます。

○中野廣明議員 優良農地はまだ何とか農業者がおってやっておるんです。私が言いたいの

きには——そういうふう「土地の有効利用」という目的が書いてあるんです。有効利用というのは、有効に使われていないところを有効に使わないと意味がないんです。今、有効に使われておるところばかり調査しておる。今度、マスタープランにそういうのを入れ込む気はありますか、ありませんか。

○県土整備部長（山田康夫君） 議員御指摘のとおり、耕作放棄地、いわゆる未利用地につきましては大きな課題というふうに認識をいたしておりますので、それを踏まえた上で、今後の都市計画区域マスタープランの見直しに当たります

○中野廣明議員 部長、その答弁を聞いておると、課の職員がつくった答弁そのものです。都市計画の職員は都市計画法しか頭にないんですから。こんなのは部長がしっかり——田園都市と調和のとれた、国富町はそんなところじゃない、田園都市なんて言えるものじゃない。私が言っているのはそんなきれいな話じゃない。次、しっかりここはやってください。私はこれにかけておるわけじゃありませんけれども。そういうことで一応終わります。

次に、教育問題に移ります。

私、最近、「教育とは何ぞや」というようなことをふっと考えるんです。高校までサイン、コサイン、タンジェント、いろんなことを習ったけれども、今この年になって算数で使うのは足し算、掛け算、割り算、引き算です。4つあれば助かっておる。英語なんかも、極端に言うと、外国に「ハウ・ドゥー・ユー・ドゥー」なんて覚えて行ったら、向こうに行ったら「ナイ

ス・トゥ・ミーツ・ユー」とか「ウエルカム、ウエルカム」なんです。高校のときに文法を一生懸命暗記——これは何だったのかなと思うわけです。昔の人はよく言ったなど、「読み書きそろばん」、本当に私はいい言葉だなと思うんです。これだけあれば、後は本人の将来の考え方で、頑張った分野で頑張れば、しっかり世の中は通じるのかな。小学校なんかを思い出すと、勉強した思い出はないんです。末席させられたり、運動場を走らされたり、ドジョウすくいに行ったりとか、そんないい思い出ばかりなんです。教育とは何ぞや、そんなことをよく最近考えます。

そういうことで、質問に入りますけれども、今年度の全国学力調査における宮崎県の結果についてどのように評価されているのか、教育委員長にお尋ねいたします。

○教育委員長（大重都志春君） 全国学力・学習状況調査における本県の子供たちの学力の状況につきましては、小学校の知識に関する問題は全国平均を上回っているものの、活用に関する問題に課題が見られ、引き続き改善に努めていく必要があると考えております。中学校では、知識及び活用に関する問題とも全国平均を上回っておりまして、おおむね良好であるととらえております。また、子供たちの学習習慣や生活習慣等の状況につきましても、「家で学校の宿題をしている」「学校で好きな授業がある」「学校の決まりを守っている」「近所の人に会ったときにあいさつをする」など、多くの項目で全国に比べ望ましい傾向にあり、すばらしい子供たちが育っていると思います。これもひとえに、先ほど議員がおっしゃったとおり、本県の子供たちが将来に夢や希望を抱きながら日々の授業を大切にしていること、先生方が子

供たちを大切にしながらわかる授業に向けて頑張っていること、そして、家庭や地域に子供たちを育てていこうという温かい雰囲気があること、こういうようなものが今回の結果につながっているものと考えております。以上です。

○中野廣明議員 この学力調査の結果については、大阪の橋下知事は、調査結果を公表するしないとかでもめた結果、結果的には一部を公表した。また、鳥取県議会では情報公開条例改正案を可決したということでありまして、市町村別・学校別成績を開示したということでありまして、本県では、今回の調査結果をどのように活用し学力向上につなげるのか、お尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査の結果活用につきましては、各学校におきまして、調査結果をもとにしながら、例えば、漢字の読み書きに個人差があることや、記述式の問題の正答率が低いなどの課題解決を図りますために、改善計画書を作成いたしまして、指導体制や授業等の工夫・改善を図りますとともに、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導に努めております。また、県教育委員会におきましても同様に、それぞれの教育事務所単位で学力調査の結果を分析し、明らかになった課題を解決するために、指導力のある教員による模範授業や研究協議等を行い、教員の指導力の向上を図っております。今後とも、市町村教育委員会と連携しながら、国が行っております調査とともに、本県独自の学力調査の結果もあわせて活用し、指導方法の改善や子供たちの基本的な学習習慣や生活習慣のさらなる定着に努め、学力向上につなげていきたいと考えております。以上です。

○中野廣明議員 活用の仕方はいろいろあろう

かと思えます。私はどうすればいいかということころまでは考えておりませんが、ここずっと成績表を見ていくと、担任の先生、教え方が悪いかどうかとか——極端なことですよ。そこら辺まで行き着くのかなと。公表するかしないかは別ですけども。私も経験があるんですが、教え方の悪い先生では成績が悪くなる。好かん先生も出てくる。いい意味で、教え方がうまいか下手かが先生の一番の見るべきところだと思うんです。とにかく子供たちが平等に学べるように使っていただきたいなと思っております。

それから、話は今度はほとんど違いますけれども、学校の推薦入学制度、これが最初できたときは、我々の恩師の後藤教育長のときだったんです。スポーツがしたい人はスポーツで学校に行けばいいのか、いいなと思っていたんですけども、最近疑問がわいてきたんです。それでお尋ねしますけれども、学校の推薦入学制度の所期の目的、推薦入学の手順はどのようになっているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 推薦入学制度の目的ではありますが、入学者選抜において、一般入試の学力検査でははかることのできない生徒一人一人の、中学校3カ年間にわたるさまざまな活動の成果や興味・関心、意欲や個性などについて、あらゆる角度から生徒の適性や能力を評価することなどを目的として実施しているものであります。推薦入学の手順ではありますが、中学校では、推薦を希望した生徒に対し、高等学校が示す推薦要件に基づいて校内推薦委員会で選考し、推薦者を決定いたしております。高等学校では、中学校から提出された調査書、学校推薦書、自己推薦書等の書類と、推薦入学者選抜検査で実施する面接、小論文等の結果を厳正に

審査し、それらを総合的に判定して選抜いたしているところであります。以上です。

○中野廣明議員 次に、推薦入学は全国で実施されております。ですから、いいことがあるんだらうと思うんですけども、私は、普通科への推薦入学は本来の目的に合致するのかなと甚だ疑問に思っているわけです。ただ、工業系、音楽系に行きたい。普通科は大体みんな進学するために行くわけですから、そういうことを考えますと、普通科の推薦入学、見直しの方向もあるんじゃないか。これは突然の話ですから、私は普通科は推薦入学なんかなくてもいいんじゃないか、そう思っているんですけども、教育長の考えをお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 推薦入学制度につきましては、普通科高等学校におきましても、目的意識や意欲・個性など、生徒のよさを総合的に評価することができることから、相応の役割を果たしてきているものと考えております。毎年、入試後に実施いたしております高等学校への入学者選抜に関する調査におきましても、推薦入試で入学した生徒が、高い目的意識や意欲を持ち、学業はもとより生徒会活動や部活動などで学校の中心となって活躍しているとの報告も、普通科高等学校から寄せられております。県教育委員会といたしましては、学校等からの意見も踏まえながら、今後とも、推薦入試を含め、入学者選抜制度がよりよいものとなりますように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中野廣明議員 教育長の答弁は美し過ぎて再質する余地はないようにあるんですけども、実態を考えると、高校、例えば宮崎市で言うと今、進学校4つあるんですか。では教育長、4つの進学校の特色は何ですか。そんなのはある

のかなと思うんです。今の子供たち、親たちは、進学率のいいところに最終は行かせたいというのが本音じゃないかなと思うんです。全国でやっていますから廃止というのは無理にしても、今、先生たちも忙しい忙しいと言っておるわけですから、なるだけそういう無駄なところは省いて、しっかり教育に専念できるように頑張ってもらいたいと思います。

もう一つ、私、前回オリンピックを見ておりました。そうしたら、日本のスケートの女王、金メダルをもらいました。そのときインタビューを聞いておったんです。そうしたら、こんな話し言葉でした。「私のお母さん、お父さんからいただいた」云々なんです。私はこれでごくりしたんです。世界の女王たるものが、いい年して「私のお父さん」。敬語の使い方というのがやっぱり必要だなと思ったわけです。こんな敬語を私は小学校ぐらいに習ったような気がするんですけども、敬語の教育というのは今どうなっているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校における敬語の指導についてであります。現在、小学校段階では、5・6年生の国語科の授業におきまして、敬語の種類や役割を学びますとともに、話す相手を先生にしたり、学級の友達にしたりして、相手に応じた話し方ができるように指導いたしております。また、中学校の2・3年生の国語科の授業では、身の回りのさまざまな敬語の表現を集め、場面や相手に応じて敬語を適切に使い分けができるように指導いたしております。日常的な指導におきましては、国語科での学習を生かしながら、教職員や学校を訪れる方々へ適切な言葉遣いができるようにするとともに、職場体験学習や社会見学なども実施してお

りますけれども、学校を離れて学習する場合の言葉遣いにつきましても、事前に指導しているところでもあります。あえて申し上げるまでもありませんけれども、敬語は、社会生活の中で人と人がコミュニケーションを円滑に行い、確かな人間関係を築くために大切な働きを持つものでありますので、学校での指導はもとより、家庭や地域の中で、大人が正しい敬語を使う姿を示していくことも重要であると考えております。以上です。

○中野廣明議員 時々会社に電話しますと、事務員の方が、「うちの社長は今いらっしゃいません」とか言うんです。こんなことを聞くと、その会社のありようが大体わかるかなと思います。だから、「知事」と言っても、これは敬語が入っておるわけです。「知事さん」と「さん」をつける。「議長」と言っても何もおかしくない。そういう部分もありますから、敬語というのは社会に出たら大事だなと思いますので、ぜひ頑張って教えてください。

それからもう一つ、最近、「井の中の蛙」とか「人のふり見て我がふり直せ」「実るほど頭を垂れる稲穂かな」、こういうことわざとか、よく先人たちは言ったものだなとは思っているんですけども、やっぱり人生の教訓として信を得ていると思うんですけども、私もこんなのをどこで覚えたかわからんです。今、学校ではこういうのは教えるのですか、教育長。

○教育長（渡辺義人君） ことわざ等の指導についてということではとらえさせていただきますけれども、ことわざや人生の教訓に関しましては、国語科の授業におきまして、小学校では、例えば「石橋を叩いて渡る」「千里の道も一歩より」などといったことわざの指導を通して、生活の知恵や教え、戒めに触れる機会がありま

す。中学校では、例えば「故きを温ねて新しきを知る」あるいは「百聞は一見に如かず」などといった故事成語の指導を通して、中国の古典をもとに、生き方や考え方に触れる機会があります。また道徳の時間におきましても、ことわざや故事成語などを使って、子供の心に響くように指導が行われているところでもあります。さらに学校では、議員もよくごらんになろうかと思えますけれども、子供たちの目に触れる場所に、ことわざや格言、名言などを掲示しているところもございます。先日、私は県北のある県立高等学校を訪問いたしました。進路指導室の前に次のような、標語というんでしょうか名言が掲げてございました。言いますと、「越えなければならぬ 坂がある 越えなければ見えない 風景がある」、こういうものでございました。新しい学習指導要領におきましても、伝統や文化に関する教育の充実が求められているところでもありますので、今後とも、心の糧となる先人の生き方や伝統、文化に関する学習を通して、児童生徒の生きる力の育成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中野廣明議員 社会人になると学校で習わぬようないろいろな面がありますから、幅広く教育、頑張ってもらいたいと思います。

次に、政策評価、部長マニフェストについて質問をいたします。

知事は、知事のマニフェストの中で、「宮崎の意識改革、既存の概念を打ち壊す 県民の皆様と総力を挙げて戦うためには、まずは模範となる県庁の意識が変わっていかねばなりません」、そういうふうに書かれております。私は、この政策評価を見て何かようわからんごとなったんですけれども、私は人の行動というのは手段と目的がしっかりあると思うんです。予

算を組む、事業を実行する、これはみんな手段なんです。今、県庁で予算をつけてやっていることは手段、その先に目的とか成果があるわけです。この政策評価を見てみますと、例えば、企業であれば、営業マンが東京に10回行った、そして成果は2つしかなかったということ、この政策評価で評価しますと、東京に行くのは計画的に10回行ったからマルだ、だけど成果は2だから、括弧して成果はバツだと。簡単に言えばそういう成果評価なんです。高山部長は私の家の近くに住んでおるものですから余り言えんのですけれども、そういうマニフェストになっているんです。そういうことでまず聞きますけれども、政策評価に関する一連の事務の流れはどうなっているかお尋ねいたします。

○県民政策部長(高山幹男君) 政策評価に関する一連の流れでございますけれども、新みやぎ創造戦略は3つの大きな戦略があり、その下に16の枝戦略があります。今回の政策評価につきましては、その下にあります56の重点項目と、その項目ごとに具体的な取り組みを示した122の取り組み事項を対象に行っております。評価に当たりましては、まず担当部局におきまして、122の取り組み事項の進捗状況とその成果についてA、B、Cによる3段階の自己評価を行っております。その上で、外部委員による評価委員会を開催いたしまして、その1つ上の段階であります56の重点項目の進捗状況とその成果について3段階の評価を行っていただいた、そういう流れでございます。これらの内部評価と外部評価の内容をもとにしまして戦略評価シートを作成して、政策評価の結果として取りまとめたものでございます。

○中野廣明議員 これも事業ごとに、事業した担当が評価して上げるということです。そし

て、それを部でまとめて評価委員に渡す。私ももらった小さい厚いやつ、あれで評価するというのは、評価する人も大変だろうと思うんです。いわゆる言葉、文言で評価するわけですから、極端な言い方をするとどげでもなる。最初は、計画的に事業を遂行したかどうかを評価するとかになっておったですね。私は、企業感覚で言うと、ここを幾らやってもしょうがないなと思うんです。もうちょっと目的のところをやらないとだめだ。私は、本当はこんなのは県議会の仕事じゃないかなと思うんです。「うちは3月の予算の数字だけチェックしますけれども、中身は別なところで評価します」ということじゃないかなと思うんです。私は、これは企業の人たちが見たら頭をひねるんじゃないかなと思います。今後、この評価のあり方を改善すべきじゃないかと思えますけれども、部長どうですか。

○県民政策部長（高山幹男君） ただいま御指摘にありましたように、成果を評価する、非常にこれは大事なことであります。そういうこともありまして、政策評価につきましては、昨年度は、工程表どおり実行できたかを評価する、いわゆる進捗評価のみを行っておったんですけれども、より県民の方にわかりやすい評価を行うという観点から、今年度は、進捗評価に加え、県民生活へ及ぼした効果等を評価する成果評価を新たに実施したところであります。その評価のあり方につきましては、評価委員会の中でも、また内部評価におきましても、「より大きくくりな政策を対象として評価するべきではないか」「成果をはかるためには客観的指標が必要ではないか」等の意見が出されたところでありまして、先ほど御指摘にあったとおりでございます。県民の目線に立った、よりわかりやす

く、より意義のある評価を行っていくことは重要であると認識しておりますので、引き続き、成果評価のあり方につきましては検討してまいりたいというふうに思っております。

○中野廣明議員 県民にわかりやすくということよりか、まず評価、何をすべきかということをしっかり考えるべきじゃないかと思っております。

次に、部長のマニフェストであります。私もこれを見たら、何これと、部長と課長の事業執行状況のマル・バツ評価じゃないかと思ったんです。部長マニフェストは本来の目的にかなっているのか、そこら辺のところを総務部長、代表して。

○総務部長（山下健次君） 「部長（部局）マニフェスト」と正確には申し上げますけれども、これは部局長一人一人が、当年度の職務遂行に当たりましての基本姿勢、それに重点的に取り組むべき職務目標を、部下職員や県民の皆様にお示しをするというものでございます。この職務目標の設定の際には、部局長と各部局職員との協議を経た上で、年度初めに知事と各部局長が意見交換を行いまして、目標の重点化・明確化を図りますとともに、できる限り高い目標を設定するように、特に知事からの要請もあつて努めているところでございます。県といたしましては、各部門を統括する部局長がマネジメント意識を強く持って組織運営に取り組みますとともに、部局全体で目標を共有して職務に励むことによりまして、組織の力が上がるということが図られるのではないかと考えております。

○中野廣明議員 いろいろ言い方はありますけれども、私としては、これは事業の遂行状況の部長、課長の本来のやるべき姿かな、そんな印

象でありました。一層よくなるように意識改革をしながらやってほしいと思います。

次に行きます。国富町のFHP、残念ながら店じまいをいたしました。本当に大規模な施設でありましたけれども、おかげで今回、昭和シェルソーラーの立地ということになりました。本当に久々のいい話でありました。そこで、この立地により、今後、波及効果はどのようなことが期待できるかお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今回の昭和シェルソーラー株式会社の第3工場の生産規模は、一般住宅用に換算しまして約30万戸分に相当する年産900メガワットの計画でございまして、宮崎市田野町の第1工場及び清武町の第2工場を大きく上回る世界最大規模の太陽電池工場となると聞いております。今回の進出によりまして、約1,000億の直接的な投資や約800人の雇用創出に加えまして、関連産業の本県への立地や地元企業との取引拡大のほか、大量の製造品出荷等によりまして、本県の物流体系の大幅な改善にもつながるなど、本県経済の拡大・活性化に大きく寄与するものと期待しているところでございます。県といたしましては、今後とも、工場の立地が円滑に進みますよう、地元国富町はもとより関係機関とも連携を図りながら、できる限り支援をしてみたいと考えております。以上でございます。

○中野廣明議員 今、この昭和シェル、日本一の規模ということですから、いつまでも日本一の規模を守るように、行政一体となって頑張ってもらいたいと思います。いろいろ雑誌等で見ると、今いろんな企業が大々的に土地を買いあさっているとか、そんな報道がされております。これからの誘致企業はこういう分野が主になるのかな。自動車産業も大変であります。

いろんな業種を含めて、知事初め先頭に立って誘致活動を励んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、私、この間、久々に宮崎から鹿児島に電車に乗って行きました。そして、トイレに行ったんです。トイレに行ったら、トイレだけは古い形ですけども洋式になっていました。用を足しておったら、とにかく揺れるんです。横揺れ。左手でこっちを見ながらしていると、用を足すのにどっちもしておると、揺れるとちゃんとできんです。私はびっくりしたんです。電車が悪いのか線路が悪いのか、今どきこんな電車が走っておるのかと。線路が悪いのかもわかりません。この間、出張に行っておって、大分から急に帰ってきたんです。そして、弁当ぐらいあるだろうと思ったら、宮崎まで弁当を売っていなかった。それはいいとして、日豊本線——これから鹿児島は、新幹線は通るわ、ひょっとしたらまた国際便が来るかもわからん。本当に宮崎は頑張らんと、今どきあんな列車じゃ、新幹線で来た人があんな列車に乗ったら、極端に何十年か前に返った気分になるんじゃないかなと思うんですけども、日豊本線の今後の計画等々はどうなっているか、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 日豊本線の整備についてでありますけれども、日豊本線の高速化整備につきましては、特に大分、鹿児島両県との県境区間に多額の費用を要することなどから、昨今の厳しい国、地方の財政状況、あるいはJR九州の経営実態の中で、具体化の見通しが立っていないという状況でございます。ただ、日豊本線は、東九州を縦貫する唯一の幹線鉄道といたしまして、本県産業の振興とか地域の活性化はもちろんでありますけれども、九州

が一体となった発展を図る上でも大変重要な交通基盤でありますので、今後とも、国とかJR九州に対しまして、高速化の必要性を強く訴えてまいりますとともに、国に対しまして、鉄道整備の支援制度の拡充を要望していきたいというふうに思っております。また、型式が古く、利用者からの不満の声も多い特急車両につきましては、2011年春の九州新幹線鹿児島ルート of 全線開通に合わせまして、JR九州で特急車両の再編を検討されていると聞いておりますので、利用促進を図るためにも、引き続き、快適な車両の導入をJR九州に強く働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○中野廣明議員 以上で終わりますけれども、一言だけお願い申し上げます。いろいろ今の時期、戦後63年か64年、大きな日本の変革期であります。政権も変わりました。本当に今、世の中は変わろうとしております。行政も実態に即した仕事をしないと、なかなか成果は上がらないのではないかなと思っております。そういう面で、知事を先頭によその県に負けないように頑張ってくださいますことをお願い申し上げます。終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時48分散会

9月16日（水）

平成 21 年 9 月 16 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)

- 51 番 米良政美 (自由民主党)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 人事委員長 代表監査委員 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 高橋博 吉瀬和明 渡邊亮一 伊藤孝利 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 鶴見雅男 黒木奉武 城倉恒雄 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 局長 事務局 次長 総務課 長 議事課 長 政策調査課 長 議事課 長 補佐 議事担当 主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|--|--|

◎ 代表質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、社会民主党宮崎県議団、外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。衆議院選挙結果は、構造改革路線に終止符を打ったという歴史的な選挙であったと思います。社民党は先月18日の公示以来、平和と福祉を基本に、「生活再建——いのちを大切に政治」を掲げ、社民党の基本的な考え方や政策を訴えてきました。社会保障の削減や労働法制の改悪により国民生活は厳しさを増す一方で、一昨日、政府が発表した数字はそれを裏づけています。7月の完全失業率は5.7%、また生活保護世帯数は5月で121万5,000世帯を超え、これも過去最多となっています。これらは、パート、派遣、契約社員など、働く者にとって不利な雇用形態を増加させた連立政権の政策がもたらした結果であり、国民の中に、連立政権は退陣してほしいといううねりが怒濤のごとく生じたことは当然だと思います。社民党は、小選挙区、比例区合わせて37名の候補者を擁立し、小選挙区で3議席、比例区で4議席、合計7議席の現有議席を獲得することができました。御支持をいただいた有権者の皆さんに心から感謝を申し上げます。

知事の政治姿勢についてお伺いをします。

今回の選挙結果について所感をお伺いします。あわせて、9月1日付新聞によると、総選挙前、自民党に対し、自身を党総裁候補とする

ことなどを条件に総選挙に出馬することを提案し、自民党寄りの姿勢を鮮明にされたが、残念ながらわかりませんが、オファーがなく、御破算となったと言われています。この騒動が自民大敗の一因となった見方には、「あのとき自民党が変わって提案を受け入れていれば、大敗はなかったかもしれない」と反論されたと報じられています。知事は7月の全協及び9月議会提案理由説明の中で、「議員、県民からいただいた御意見等を真摯かつ謙虚に受けとめ、残り1年半の任期を県勢発展に全身全霊をかけ取り組んでいく」と述べておられました。真意がどこにあるのか、全く理解に苦しみます。御説明をお願いします。

以降は質問者席から質問をします。（拍手）
〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

今回の総選挙の結果は、多くの国民が、現在の政治への閉塞感や手詰まり感、また日々の暮らしに対する不満や将来への不安から、現状の打破と変化を求めたものだと考えております。新政権におかれましては、地域の実情、地方の声に十分配慮をいただきながら、景気・雇用対策など喫緊の課題はもちろんのこと、地方分権・地域主権の実現など各種政策にスピード感を持って取り組んでいただくことを期待しております。

続きまして、議員御指摘の発言につきまして、マスコミから、さきの総選挙における一連の私の対応が自民党大敗の原因の一つではないかと尋ねられたことに対して回答したものであります。この発言の趣旨は、「多くの国民が自民党に変化を求めており、私も、日本のために、例えば中央集権から地方分権へと国家のあ

り方を根本から変えるなど、政権与党として自民党は変わってほしい、自己変革していただきたいと申し上げました。しかしながら、こうした声に十分にこたえることができなかつたことが敗因の一つではないか」と申し上げたものがあります。以上です。〔降壇〕

○外山良治議員 そのことと、自分自身がオーダーを出してオファーがなかつたこととどういふ関係になるんでしょう。

○知事(東国原英夫君) 御質問の趣旨がちょっとわかりませんが、オファーを出してオーダーがなかつた——オーダーはあつたんです。自民党さんから出馬の要請があつたので、私としては、出馬の条件として2つ提示させていただきました。それは地方分権、全国知事会のあの条項、7項目を全部のんでいただくということと、それを実行していくためにはそれなりのポストが必要だということで総裁ということとを条件とさせていただきます、総裁になるためには総裁選挙の条件等々、推薦人だとか、やり方すべてを変えていただく、自民党の体質、自民党のシステム、そういったものを多く変えていただくということを要求させていただきました、それに対する満足な答え、つまり知事会の要望の7項目のうち、すべてをのめないということがありましたので、出馬をお断りしたということでございます。

○外山良治議員 私に言わせれば、たかだか2年の頑張り——もちろん知事は頑張っていたと思いますが、2つのオーダーを出してオファーがなかつたと。僕もこういう世界に足を入れて約30年近くなります。もちろん、たくさん自民党の市会議員、十分存じております。彼らがどのような毎日を過ごしているか。本当に大変な、ある議員は、早朝4時、5時、

牛の世話をして、議会に出てくる。プラーっとする暇はない。そういう議員が、自民党の方々が頑張っておられる。それをたかだか2年、3年、知事をやったからといって、そういう方々のふだんの思いというものを含めて、知事が2年でおれを自民党総裁にせえとか、そういったことを挙げること自体が、自民党員の方々に対して、また自民党の地方議員の方々、国会議員の方々に対して、思い上がりも甚だしい、そういう気が正直しました。改めていただきたいというふうに考えます。このことで余り議論すると次ができませんから、次に移ります。

あの構造改革というものが何を残したか。以前、今から20年前、30年前、40年前というのは一億総中流と言われておりました。まさしく格差が非常に少ない社会を破壊した。一方、日本の大企業は02年から6年間、過去最高益を更新しております。ごく最近の日本経済新聞によれば、一部上場企業、たしか1,690社の内部留保、これは国外17兆円も含めて240兆円という莫大な内部留保をしております。一方、その富を生み出した勤労者の所得は10年連続で低下しております。これは経営側の厳しい賃金抑制と言われております。さらに、厚労省が31日発表した7月の勤労統計調査によると、平均賃金は前年度比4.8%減の36万5,922円となっています。不況が長引く中、依然として厳しい状態が続き、自殺者は11年連続3万人以上を記録して、21年もこの傾向は続いています。構造改革、規制緩和は、都市と地方、所得、教育、医療、雇用、福祉、命等々、すべての分野で破壊と格差拡大をもたらしています。

まず、雇用についてお伺いをします。9月7日に、田野町と清武町の2カ所に太陽電池工場を立地している昭和シェルソーラー株式会社が

日立プラズマディスプレイ株式会社宮崎工場を買収し、大規模な新工場の立地が決定との説明がありました。説明によると、太陽電池工場としては世界最大級の規模、約1,000億円を投資し、約800人の雇用予定とのことですが、これは、本県経済の活性化や雇用創出に加え、関連企業の本県進出や地元企業との取引拡大等、波及効果は大なるものがあると期待されています。まず、関係された職員に対して心から敬意と感謝をいたします。そこで、お伺いをいたします。昭和シェルソーラーの進出に伴い、どのような波及効果が期待されるのか、答弁をお願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今回の立地の波及効果についてであります。今、議員が質問の中で波及効果につきまして、約1,000億の投資額、あるいは約800人の雇用者数、地元企業との取引拡大などについておおよそ述べられましたので、それに加えてお答えしますと、今回の立地は、大量の製品出荷等によりまして本県の物流体系の大幅な改善につながる、また地元企業の技術高度化、あるいは大学等と連携した人材育成への取り組み、県内金融機関や小売業・サービス業の活性化など、さまざまな波及効果が期待されております。また、太陽電池の一大生産拠点が県内で具現化することによりまして、現在、本県が進めておりますソーラーフロンティア構想の推進にも大きな弾みがつくものと考えております。以上でございます。

○外山良治議員 わかりました。期待をしておきます。

昭和シェルソーラーに対する補助金をどう考えているのか。また、日立プラズマディスプレイに交付した補助金はどうなるのか質問をします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 補助金についてでございますが、まず、昭和シェルソーラー株式会社に対する企業立地促進補助金につきましては、今後、具体的な投資額や雇用者数が明らかになるとと思いますので、その実績等に基づき交付してまいりたいと考えております。

次に、日立プラズマディスプレイ株式会社へ交付した補助金についてでございますけれども、本県の企業立地促進補助金は、企業が立地し操業を開始することにより、県内に新たな雇用が創出されることや、県内経済が活性化されることを目的としておりまして、同社の場合、実際に操業を開始し、雇用が確保されたという実績がありましたので、補助金を交付したものでございます。なお、現在の県の企業立地の補助制度では、企業が早期に事業撤退した場合における、既に交付した補助金の取り扱いにつきましては、地方の条件不利地である本県が企業立地を促進する観点から、特段定めていないところでございます。以上でございます。

○外山良治議員 日立に対する補助金は、過去、17年、18年、19年だったと思いますが、それぞれ幾らですか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 平成17年度に2番館増設に対して5億円、平成18年度と平成19年度に3番館増設に対してそれぞれ5億円を補助しておりまして、合計で15億円でございます。

○外山良治議員 2年前に5億交付して、今現在では撤退と。補助金を多額、15億円出して、2年間経過後に撤退した。しかし、その返還の規定はない。今後、何があるかわからない。そこで、返還規定というものをある程度設けておく必要があるのではないかと思います。答弁してください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 誘致した企業が最先端産業の大企業であっても、近年のグローバル化した産業、経済の中では、市場の変化あるいはスピードを予測できないこともありますので、短期間で撤退する場合も考えられるわけでございます。補助金交付要綱に事業継続期間を定めることによりまして、地方での立地を検討している企業が本県立地を敬遠することも予想されますので、そのあたりの対応については慎重な対応が必要と考えています。しかし、補助金額が高額となる場合、その交付に当たっては、より慎重な対応が必要であると我々は十分認識しております。企業、地元がともに望ましい形での交付について、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○外山良治議員 地方の悲哀というものを十分感じさせる答弁でした。非常に悲しくなります。

次に、お伺いします。昭和シェルソーラー第1工場、第2工場の雇用形態はどうなっているのか、第3工場の雇用形態はどのような計画か、お願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 雇用形態についてであります。まず既に操業を開始しております第1工場と第2工場につきましては、現在、合計で約260人の従業員がおりますが、そのうち約6割が正規職員とお聞きしております。今回の第3工場につきましては、従業員数が約800人ということはお聞きしておりますけれども、具体的な進出計画を現在策定中でありまして、詳しい雇用形態につきましては、今後示されるものと考えております。以上でございます。

○外山良治議員 6割が正規ということは、逆

に言うと4割が非正規ということになるわけですが、担当部長、可能な限り正規職員をお願いしていただきたい。これは要望にとどめておきます。

次に行きます。昭和シェルソーラー雇用予定800名のうち、日立からの400名についても新規雇用としてカウントするのか、答弁をお願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 雇用予定者数の考え方でございます。今回の第3工場の従業員数約800人で、うち日立プラズマディスプレイ株式会社の従業員約400人を受け入れたい意向であるとお聞きしております。企業の新規立地に伴う最終雇用予定者数につきましては、各企業の事業計画に基づきまして、当該企業の新たな立地により何人が雇用されることになるのかという視点で今まで掲げております。この雇用予定者数には、一般的には、新規学卒者のほかに、製造業、サービス業、農林水産業からの転職者に加えまして、過去に別の誘致企業で雇用されていた方なども含まれております。したがって、日立プラズマディスプレイ株式会社を退社された方を昭和シェルソーラー株式会社が採用される場合も、新規雇用者数として取り扱うことにしております。以上でございます。

○外山良治議員 知事マニフェスト100社1万人——日立プラズマの400名も以前カウントしていた。では、今度またダブルカウントする。電卓で言えば、引き算の計算はできないプラスだけの電卓、こういうカウントの仕方がいいのか。まあ、いいですわ。もうちょっと現実合ったようなカウントの仕方というものを考えていただきたいというふうに思います。

次に、雇用について、先ほど申し上げたよう

に、失業率5.7%、非正規1,880万人、来春卒業予定の県内高校生の求人倍率は7月末現在で0.24倍と、4人に1人しか職がない等、厳しい状況のもと、ハローワークは職を求める人たちによってあふれていると言われております。質問しますが、東京都内中小製造業の技術・技能の現状と、これを担う人材に関する諸課題を明らかにすることを目的に、東京都労働経済局総務部企画調査課による「都内中小製造業の技術・技能集積と人材育成に関する調査報告書」が出されております。それによると、東京の製造業が今後とも活力を維持していくためには、ものづくり機能を担っている技術・技能者の育成がかぎとなる。技術の高度化に備えた継承体制の確立のためだと思っておりますが、教育、職業訓練、人材育成支援、設備の高度化への支援、技術・技能動向に関する情報支援を総合的に展開していくことが求められているとしています。県内の実態等、調査されていると思っておりますが、答弁を求めます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県では、第8次の宮崎県職業能力開発計画を策定するに当たりまして、平成17年度におきまして、企業等がどのような人材を求めているか等の調査を行っております。この調査におきましては、県内2,000事業所を対象として調査を実施し、1,234事業所から、技能者の充足状況あるいは人材育成の取り組み等について回答を得たところでございます。調査の結果としましては、全体の32.9%の事業所において、「技能者が不足」または「やや不足している」との回答がありました。製造業におきましては溶接工や金属工作機械作業員、サービス業ではホームヘルパーや介護福祉士、コンピューター関連ではSE、プログラマー、ソフトウェア開発技術者が

不足しているなどの回答を得たところでございます。以上でございます。

○外山良治議員 職業能力開発促進法第4条2項によると、国及び都道府県は、その責務として、職業を転換しようとする労働者、その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ、必要とされる職業訓練の実施に努めなければならないとされているが、当該規定を受けて、離職者、在職者及び学卒者に対する職業訓練に対する本県の取り組みについて答弁を求めます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 離職者、在職者及び学卒者に対する職業訓練についての本県の取り組みでございますが、県立産業技術専門校におきましては、学卒者及び在職者を対象に施設内訓練を実施しており、離職者等につきましては、民間教育訓練機関を活用して委託訓練を実施しているところでございます。

○外山良治議員 公共職業能力開発施設に関する過去5年間の就職率の推移について答弁を求めます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県立産業技術専門校の就職率についてでございますけれども、平成16年度から平成20年度までの5年間の就職率を申し上げますと、平成16年度98.9%、平成17年度99.0%、平成18年度96.8%、平成19年度98.9%、平成20年度96.3%となっております。90%台の上位を推移しているところでございます。

○外山良治議員 本県の公共職業能力開発施設はニーズを十分に満たしているか、九州各県と比較して定員及び教科、本県の公共職業能力開発施設にない施設、教科を求めて他県へ移動し

た件数等、答弁を求めます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 現在の県立産業技術専門校の訓練科等につきましては、その設置に当たりまして、企業に対するニーズ調査を実施しまして、業界団体の意見等を踏まえて決定されたところでございます。また、県立の産業技術専門校の定員及び訓練科の状況についてでございますけれども、7つの訓練科、130名の定員となっております。また、本年4月時点で九州各県の状況を見ますと、定員及び訓練科とも各県の地域実情によって異なっております。それから、他県の公共職業能力開発施設を受講している本県出身の訓練生についてでございますけれども、そのような実態がありますことは、学校基本調査等で承知しておりますが、正確な数値については把握していないところでございます。

なお、県立産業技術専門校も開校後5年が経過しております。雇用情勢や社会構造等も大きく変化しております。今後、企業ニーズ等を十分踏まえた専門校のあり方について検討していく予定にしております。以上でございます。

○外山良治議員 部長、一連のおたくの答弁、本当にばらばら答弁。何でかいうと、17年に調査をしたと。溶接とかOAというものの希望が高かったと。今の西都、その2つの教科、ありますか。答弁してください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 先ほどちょっと申し上げましたが、溶接工や金属工作機械作業員、非常に要望が高かったと申し上げましたけれども、これについては現在の専門校の構造物鉄工科で対応しています。以上でございます。

○外山良治議員 教科としてはありますかと聞いている。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 教科としてはありませんが、構造物鉄工科で対応できると考えております。

○外山良治議員 あなたがどう考えようと、ないでしょうが。例えば福岡は、自動車整備科、ものづくり溶接科、OAビジネス科、機械技術科、たくさんの科があります。こういった科を設けて、宮崎県は技能者集積宮崎県、そういった取り組みをしなければ、全部宮崎県、ばかにされる。そして、企業ニーズは溶接が多い、OAが多い。その技術を身につけるために県外に流れていく。実態調査はしたことがない。もう答弁がばらばら。そこで、青年開発隊のことが問題になっている。青年開発隊を職業能力開発促進法で言う施設として転用して、積極的利用促進を図るべきと思うが、答弁をしてください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今の御質問の前に、先ほどサービス業でホームヘルパー、コンピューター関係でプログラマー、今、議員がおっしゃいましたけれども、こういうものの対応については委託訓練等で実施しております。その科目がないから訓練がやられていないということではないと私は認識しております。

それから今、御提案があったものにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、今後、県立産業技術専門校のあり方について十分議論していかなきゃいけないと、私は思っております。その中で、新たな施設整備につきましても、その必要性も含めて議論してまいりたいと考えております。また、新たな訓練科の設置につきましては、一定数の訓練者が確保されなければ運営が厳しくなるわけでございます。各県、隣県等との連携した取り組みと

か、今、九州知事会では政策連合で政策テーマによって広域的な検討、こういう議論もやられております。そのあたりも含めてトータルとして、本県の産業専門技術校の訓練科、あり方等について今後十分議論してまいりたい、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○外山良治議員 宮崎県の職業訓練、本当に貧弱、研究段階ではない。何のために企業意向調査をすんのんかと。先ほど申し上げたように、今の社会にマッチした技能者というものの教科、それは10年前、20年前から準備をしておいていただきたい、これは強く要求しておきます。就職率、ほとんど100%、需要があるか、これは教育の問題とも関係してきますが、私ごとで恐縮ですが、足がない、しかし職業訓練校を出て技術では負けない。そのことによって子供3人つくることができた。そういう技能者、技術者が社会にいかに関与していくのか、その場の提供は、法律に規定してあるように、都道府県の責務としてうたってある。その責務を果たしてこなかった宮崎県の商工観光労働部サイドの問題、今後、十分注意してください。

次に、耕作放棄地についてお伺いをします。

日本の農村社会は、何百年も同じところに住み続ける定住社会が基本であり、それを支えてきたのは農林水産業であったと思います。しかし、山間地域だけではなく、多くの農村で限界感を感じている住民の方が増加していると思います。

私が住んでいる赤江地区には、わずか25平方キロメートルに5万6,000人が住んでおります。年々、世帯数、人口がふえています。その一方で、この春に合併した日南市は、赤江地区の約20倍に当たる536平方キロメートルに赤江地区

と同じ5万8,000人が住んでいますが、過去5年間で3,000人以上減少している状況にあります。定住が基本であった農村社会がなぜすたれていくのか。答えは明白です。基幹産業である今の農林水産業では、農業後継者を十分に残せないからであります。宮崎県では、限界集落のことを「いきいき集落」と呼んでいますが、後継者を残せないような農林水産業では、先行きに不安を感じないほうがおかしいと言うべきでしょう。つくる人がいなければ、農地も山も海も荒れてしまいます。今後、農村部ではどんどん人口が減少し、後継者が夢を託すべき農地の荒廃が加速的に進んでいくのではないかと心配をしております。

平成17年の農林業センサス調査結果では、日本の食料基地として第6位の農業生産額を誇る本県に4,685ヘクタールもの耕作放棄地が存在しており、5年前より240ヘクタール、10年前より1,665ヘクタール増加しております。4,685ヘクタールの農地で米をつくったら、宮崎市で1年間に消費する米を補っても余りある量に相当します。今後、世界規模で食料需給が逼迫すると見込まれておる中で、看過できる数値ではありません。ここで、この国の食料を賄う資源であるはずであった4,685ヘクタールもの耕作放棄地を県はどうしていくつもりか、特に山間地域では過疎・高齢化が同時進行するために、どのような対策を考えておられるのか、担当部長の答弁を求めます。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県では平成20年度より、耕作放棄地の解消対策として、みやざきフロンティア農地再生事業を実施いたしております。全市町村にプロジェクトチームを設置するとともに、33名の専任コーディネーターを配置しまして、耕作放棄地の再生整備

に取り組んでいるところであります。さらに、耕作放棄地の再生整備に加えまして、ハウスなどの営農施設や農業機械等の導入、市民農園、直売所等の整備についても支援を行うなど、積極的な事業推進に取り組んでいるところであります。特に御指摘の山間地域では、鳥獣被害が大きな問題となっておりますので、防止施設等との一体的な再生整備とあわせまして、放牧や収益性の高い新品目の導入などの支援を行い、経営の安定と後継者の確保を図ってまいりたいと考えております。

○外山良治議員 今、担当部長の答弁がございました。そのような取り組みを将来取り組まれた場合、4,685ヘクタールの耕作放棄地が解消されるという自信がありますか。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 4,685ヘクタール、これはセンサス数字でございます。昨日お答えさせていただきましたが、昨年度、耕作放棄地の全体調査をさせていただきました。この中で、本県で2,907ヘクタール、放棄地があるということが確認されております。その中で、農振農用地区域内にありまして、今後再生すべきとされた農地というのが1,209ヘクタールでございます。その他の部分につきましては、現状が山林原野となっているといったところもありまして、そういうところについては復元が非常に厳しい状況にあるというふうに受けとめています。

○外山良治議員 私が申し上げたいのは、過去、耕作放棄地が増加していると。そのことにさまざまな事業展開をして、4,685ヘクタール以上にふやさないということを約束できますか。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 約束と言われますとあれなんです、最近ふえております耕作放棄地、センサス数字で議員のほうから御指

摘ございました240ヘクタール、ここ5年間でふえているということでございますけれども、この大半が相続等により非農家が所有している分、240ヘクタールのうち230ヘクタールは非農家の方に譲渡されるという実態がございます。今後、耕作放棄地の発生を抑制していくためには、不在村地主さんあたりも含めて対策が必要じゃないかというふうに思っております。こういったことから、本年6月に成立しました改正農地法では、農業委員会による農地の利用状況等調査を毎年やるということになっておりますし、さらには、農地の相続をされる場合は農業委員会に届け出をしていただくといったことが義務づけられておりますので、こういったチェックシステムあたりで新たな放棄地の発生につながらないように、抑制できるように、最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

○外山良治議員 地域別では、どの地域の耕作放棄地がふえていますか。

○農政水産部長(伊藤孝利君) いろいろ調査した結果を見ますと、都市部と山間地域が増加しているといった傾向のようです。

○外山良治議員 それはどこですか。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 町村ごとに見ますと、ここ5年で宮崎市が50ヘクタールふえております。あと山間部といいますか、多いところは高鍋あたり26ヘクタールふえておりますし、高岡あたりも28ヘクタールという状況でございます。

○外山良治議員 そういった地域を重点的に指導していく、地域ごとのプログラム、そういうものをしっかり立てて指導していただきたいというふうに強く要望しておきます。

新しい政権においても、安全・安心な食料の

自給は大きな課題になると思いますし、何よりも夢がなければ若者は地元に着しません。このため、今後、確実に成果が上がるようしっかりと取り組んでいただくよう、強く要望します。

次に、林業についてお伺いします。

九州の林業所得は79万5,000円ですが、宮崎県の所得は幾らですか。また、林業担い手の現状を見ると、平成7年度林業就業者数4,232名が17年度は2,311人と、45%減少しています。うち65歳以上は516人、22%です。所得、担い手等を見ると、林業の厳しさがかいま見えます。林業担い手を確保するには、林業所得確保につながる県産材の需要を拡大することが最重要と思います。本県の県産材の需要拡大対策について答弁を求めます。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 御質問の林業所得につきましては、農林水産省の林業経営統計調査がありますけれども、この調査では標本数の関係から、全国と、九州を初めとします各ブロックごとのデータしか公表されておりません。しかしながら、九州ブロックの調査戸数の約3割を宮崎県が占めておりますことなどから、九州全域の統計とそれほど差はないというふうに思っております。ただ、このような状況もありますので、林家の現況というのは非常に厳しい状況にあるというふうに考えております。そういう中で、県産材の需要拡大というものが大変重要だというふうに考えておりました。県では、素材の生産から流通・加工に至るコスト削減や、乾燥材等の品質や性能の確かな製品づくりなど、外材や他県産材との競争に打ち勝つ安定供給体制づくりを進めるとともに、大消費地におけるトップセールスや産直住宅の推進に努めておるところでございます。特に、

今年度は県内の住宅着工が落ち込んでいることから、木造住宅建築の後押しをするために、大黒柱1本を含む杉の柱81本を120棟分提供する事業にも取り組んでいるところでございます。林業所得の確保には県産材の需要拡大が一番の方策というふうに考えておりますので、今後とも、関係団体との連携強化を図りながら、より一層の取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

○外山良治議員 直近の担い手数は何名ですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林業従事者の数といいますのが、直近といいますか、一応国勢調査によりまして調べたデータがあるわけですが、それによりまして、県内で2,311名が林業に従事しているということが言えると思っております。

○外山良治議員 直近は幾らですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） センサスは確かに古いデータではあります。直近のデータにつきましては、センサス以外に、環境森林部といたしまして、林業経営事業体等々いろいろな数を当たっておるところでございますが、そこらあたりを踏まえまして、2,000名ぐらいいはいるのではなかろうかというふうに考えております。

○外山良治議員 2,000名ぐらい、これもほとんど当たっていないでしょう。というのは、過去のトレンドから見ると、平成17年が2,300人、平成7年が4,000人、これからすると1,300人程度だろうと推察ができます。2,000人はどこから来たかさっぱりわかりませんが、過去の統計から見ると、そうなる。今までいろんな取り組みしてきたとおっしゃいますが、確実に急減している。僕もこういった席に25～26年おります

が、そのことに対する答弁と現状、これだけ乖離があると、もう嫌になってきます。所得を見てごらん下さい。79万5,000円ですよ。こういう人、何食うてはんのんかなと。例えば、僕は思います。農業というのは所得補償する。林業は所得補償ないんでしょうか。県単で取り組まれたらどうですか。例えば立米当たり、今7,000円ぐらいですか。採算ラインは立米当たりどのくらいですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） いろいろと採算ラインの考え方はあるわけですが、現在、木材価格が非常に低下しております。8,000円台になっておりますけれども、木材価格が1万2,000円ぐらいになれば、何とか林家の方はやっていけるんじゃないかというふうに考えております。

○外山良治議員 だから、所得補償制度を県単でやったらどうですかという質問をしている。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 所得補償制度につきましては、農水省、国のほうもいろいろと検討されるというふうに聞いておりますけれども、県といたしましては、現在、森林整備について、公益的機能を持っているという観点から、それなりの補助をしておりますので、それにて対応させていただきたいというふうに考えております。

○外山良治議員 山が怒りますよ。山口、福岡、静岡、ちょっとした雨で人間が20人、30人死んでいく。山の怒りですよ、あれは。農地を守る、山河を守ること、これは人間の大事な責任だと思う。そういう視点から林業を大事にする、そういったことをしっかりと行政の中心として踏まえていただきたい、これは強く要望しておきます。

医師不足対策についてであります。

全国的に深刻化する医師不足は、救急医療や僻地医療、小児医療など、本県の地域医療体制にも大変重大な影響を生じさせています。このような事態を受け、国においては近年、相次いで大学医学部の定員増を打ち出すなど、これまでの政策の転換を図っており、また県においても、医師の養成確保を重点施策に掲げて、医師派遣システムや医師修学資金貸与制度など、独自の施策を展開しております。

こうした中で、来年度、宮大医学部に開設予定の地域医療学講座が、本県における新たな医師確保策として注目をされています。地域医療を担う医師の養成を目的として、地域医療の現場への医師の派遣という効果が期待される取り組みについて、社会民主党としては、さきの6月議会における鳥飼議員の一般質問でも主張したとおり、県が積極的に支援すべきと考えます。そこで、知事にお伺いをいたします。さきの自民党、野辺議員に対する答弁で、県は、国の地域医療再生臨時特例交付金を活用して、この地域医療学講座の運営を支援していく考えのようではありますが、来年度からの講座運営に向けて宮大の準備は順調に進んでいるのか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 宮崎大学では、来年4月の講座開設に向け、ことし4月に地域医療連携室を設置されまして、2名の教員を配置して、その準備に当たっていると伺っております。現在、この2名の教員を中心に、地域医療学の教育・研究体制の構築に関する学内の調整や、外部からの新たな教員の確保等を進めており、講座開設に向けての準備は順調に進んでいると伺っております。

○外山良治議員 講座開設の支援に向けた地域医療再生基金の造成や予算化について、今後ど

う進めていくのか、お伺いをします。

○知事(東国原英夫君) いわゆる地域医療再生基金につきましては、本年度の国の補正予算で措置された地域医療再生臨時特例交付金の交付を受け、造成することとなります。この交付金の交付を受けるため、現在、県において、本県の地域医療が抱える課題を整理し、その解決に向けた具体的方策を地域医療再生計画として取りまとめる作業を進めておまして、10月中旬に国に提出する予定としております。その後、国が審査を行い、必要額を交付することとなっております。それを受け、基金の造成と事業の予算化を進めることとしていただいております。新政権におかれましては、この基金をぜひカットしないようお願いしたいと思います。

○外山良治議員 10月に申請して、交付決定をして、恐らく来年には基金条例を設置して、新年度ぐらいに予算化、こういうプログラムになるであろうと。新政権——ちょっと言わんでいいことまで言い合なすと思いつながら聞いていたんですが、民主党の方々の今までの説明では、大事な点についてはそのまま執行する、不要不急、緊急性がない点については凍結もあり得る、執行停止もある、そういうふうなまじめに言っているわけですから、知事、こういった命に関することは執行停止なんかするものですか。

地域医療体制の充実、県民の暮らしの安全・安心の観点から最も基本的で重要な問題であります。今後も引き続き、宮崎大学と密に連携して、この取り組みが期待される十分な効果を上げられるよう、全力で取り組んでいただきたいと思います。知事の決意をお願いします。

○知事(東国原英夫君) この講座におきまし

ては、本県の地域医療の実態分析、医師の効率的な配置に関する研究や教育を行うとともに、大学附属病院等と連携しながら、幅広い疾患を診療できる能力を身につけた、いわゆる総合医の養成に取り組むこととなっております。また、宮崎大学はもとより、自治医科大学等他大学の卒業医師、出産・育児等により休職中の女性医師等の受け皿となり、医師の復職支援やキャリアアップにも取り組むこととなっております。さらに、将来的には、養成した医師を中核病院等に派遣する機能も担うと聞いております。したがって、県としては、地域医療の研究・教育の充実はもとより、医師不足が深刻化する中、新たな医師の養成確保策として、また女性医師対策としても効果が期待できるものと考えております。

○外山良治議員 続いて、命の格差についてお伺いをします。

所得の減少、失業等、厳しい環境の中、警察庁が公表している月ごとの暫定値で、ことし1月から7月に自殺した人は全国で約2万人に上り、昨年の同期間より約1,000人増加をしているようです。本県は196人で15人減少しています。しかし、7月の完全失業率5.7%、所得の減少、生活保護世帯など過去最悪になるなど、社会の環境は、うつ病、自殺の引き金になる要因が社会全体を覆っていると言えます。平成19年ごろ、自殺者は本県、約400人、未遂者は10倍の4,000人である。未遂者の情報は警察及び救急病院等に一部ある。再発防止的視点から、警察情報を関係部と共有し、有効活用を図るよう求めてきました。09年5月、「厚生福祉」に、「自殺未遂者対策で大阪府警と大阪市が連携して自殺死亡率を減らそうと今夏から取り組み、今年度中に市内全域で実施する方針」との記事

が掲載をされていまして。本県警察の取り組みについて答弁を求めます。

○警察本部長（鶴見雅男君） お答えします。

宮崎県では、宮崎県自殺対策推進本部を設置して総合的な自殺対策を推進しているところですが、警察の取り組みについて申し上げますと、まず自殺企図に係る急訴事案、警察安全相談などにおいて自殺企図者を把握いたしました場合は、本人もしくはその家族に対して、宮崎県自殺対策推進協議会が発行しておりますリーフレットを配付するなどして、自殺防止センター等の相談窓口がある、こういったことを教示いたしますとともに、専門家によるカウンセリング等を受けるよう粘り強く働きかけをしているところでございます。さらに、本人もしくはその家族から情報提供の同意が得られれば、プライバシーの保護には十分配慮しながら、自殺企図者に関する情報を知事部局のほうに提供することといたしております。平成20年中におきましては、109名の自殺企図者を把握いたしましたして、そのうち同意が得られた35名の方の情報を提供しているところでございます。警察といたしましては、今後とも、自殺企図者の把握に努めまして、相談窓口の教示、情報提供について関係機関と緊密な連携を保ちながら、自殺防止対策に真摯に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○外山良治議員 ありがとうございます。同意が得られた方について各保健所に通報していると。保健所は通報を受けてどういう対応をされているのでしょうか、答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 保健所におきましては、警察からの情報を受けて、プライバシーの範囲におきまして、連絡をとれる方に対し、いろいろお話を伺うという形の中で相談に

応じていくということでございます。内容としては、それ以上のことはなかなかできませんということが正直なところでございます。

○外山良治議員 そこで、電話相談は午前9時から午後10時となっています。以前にも質問したことがありますが、自殺時間は、今までの統計から、自殺をしている時間というのがあります。人の活動が停止をした午前3時から6時ごろ、かつ月曜日に多発をされると言われております。時間変更とピアカウンセリングが必要と考えますが、答弁をしてください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 自殺対策を進めていく上で、電話等の相談窓口は大変重要であると考えております。このため県では、精神保健福祉センターにおいて平日の午前9時から午後7時まで、さまざまな悩みに対応する「こころの電話」相談事業を実施しているところであります。また、民間団体におきましても、自殺防止のための電話相談窓口が、毎週水曜日、金曜日、日曜日の午後8時から午後11時まで開設されております。電話相談の時間等の見直しにつきましては、相談に対応できる人材の確保など解決すべきさまざまな課題がありますので、今後、民間団体とも連携しながら、よりよい方法について検討してまいりたいと考えております。また、自殺未遂者や遺族によるピアカウンセリングにつきましては、これらの方々のみずからも深く傷ついておられますので、その活用は慎重に検討する必要があると考えております。以上でございます。

○外山良治議員 先ほども申し上げましたが、過去の質問と答弁、そして現状把握と行政の乖離、これをどう考えてんのんかと。自殺は月曜日に多い、午前3時から6時に多い、これは10年前から議論されている。しかし、電話は、今

やられているのは、水、金、日、午後11時まで。テレビ、新聞で自殺防止月間といって毎日のように出る。コマーシャルがいっぱい出る。内容はこういう状況、これではあかん言うてんの。現状に何で合わせてくれへんのかとってんの。答弁してください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 議員が御指摘のように、確かに時間帯によって最も多い相談時間に対応できていないという部分がございます。私どもとしても、それは大きな課題だということで認識はしておりますので、民間団体等とも、そのあたりについては、その実現に向けて協議はしているところでございます。ただ、その時間帯に対応できる相談員の確保というのがなかなか難しいということもありまして、そのあたりは時間をかけて協議していきたいというふうに考えております。

○外山良治議員 24時間365日、県民の相談を受けてんのは警察だけ、そういう面で言えば、警察は偉いと思う。警察がやっているわけですから、民間民間言うて——行政で一回取り組まれたらどうですか。と申し上げますのは、例えば私、よくここでも引用させていただきますが、幻覚痛というのがある。この痛み、日常的にはいい。痛みがあってもそんなに実感できない。ところが、本当に痛みを感じるのは人の活動がとまったとき、これはたまらん。人間のメンタル的なものも、みんなが寝静まって、家内もいびきをかいて寝ている、そのときから心の苦しき、痛みというのは始まる。そのときに電話をしよう。しかし、だれもそういったところでは対応しない。これで本当の対策と言えんのかと。これ以上は申し上げません。また10年後、だれかが一緒のことを言ったときにまた一緒の答弁では困る。ぜひ考えていただき

い、これは強くお願いをしておきます。

これも地域間格差の問題で、空き家対策についてお伺いをします。

都市と地方の格差は、人口の流出、移動、偏在をもたらし、派生問題も生じています。03年総務省調査では659万戸が空き家となって、何と全住宅の12%に住む人がいない状態で、不審火や犯罪現場となる事例も多々発生をしております。また、空き家のうち、売りも貸しもせず住む人がいない、長期間不在となっている家は212万戸とも言われております。本県の実態はどうなっているか、答弁を求めます。

○県土整備部長（山田康夫君） 本県の空き家の実態についてであります。平成15年住宅・土地統計調査によりますと、本県の空き家は5万3,500戸でありまして、住宅総数49万400戸に対してその割合は11%となっております。その空き家のうち、賃貸や売却の予定がなく長期にわたって不在の住宅につきましては、2万5,900戸となっております。

○外山良治議員 2万何千戸が売りも何もしない空き家のまま、ちなみに県営住宅の営業戸数というのはたしか9,000戸ぐらいだったと思いますが、競争率が非常に激しい、7倍、8倍。では、この空き家というものを県営住宅として指定して、有効利用を図ることはできないんでしょうか。担当部長、答弁してください。

○県土整備部長（山田康夫君） 空き家の借り上げによる県営住宅としての活用でございますけれども、住宅の所有関係あるいはその位置、規模、建設時期などがさまざまでございます。また、そういったことから、安全性の確認あるいは維持管理が困難であるということ、借り上げに伴う新たな費用が発生することなど、県営住宅として活用するにはさまざまな課題がある

というふうに考えております。しかしながら、この空き家につきましては、全国的な課題であると同時に、やはり貴重なストックでもありますので、その有効な活用のあり方について、市町村あるいは関係部局と連携しながら、今後とも研究してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 こういった問題についても、私、市議員になったころだったと思います。今から20数年前、武蔵野市で例えばリバースモーゲージ制度、御理解いただいていると思いますが、こういった制度でやってきた。研究というのは、また一緒にの質問です。20年前同じような質問をして同じような答弁をする。一向に進歩がない。現実には全住宅の12%が空き家、そこで犯罪が発生をする、不審火が発生をする。地域の中でそういう住宅ができてくると、雑草が生い茂る、地域の環境が荒廃する。そういうことをしないために、そういった有効利用というものもあっていいんじゃないか。それを今から準備——もう今から遅いんですが、担当部長、十分念頭に置いてください。

例えば、私の団地の中でも、知的障がい者のグループホームとしてそういった利用もされております。つい最近、NHKで7時半から約30分、「かあさんの家」というのがありました。全国放送で非常に反響があったと伺っています。そういう利用もできる。その一つとして、お願いしたように、9,000戸の県営住宅、市町村住宅もそうですが、人が住んでいたから維持管理、間を置かずして有効利用を図るということがあっていいんじゃないか。今後、そういったことを十分踏まえて考えていただきたいというふうに強くお願いをしておきます。

次に、教育についてお伺いたします。

経済協力開発機構の「図表で見る教育」によると、日本は、国内総生産に占める教育への公的支出の割合は3.3%で、データがある28カ国中ワースト2位、また教育支出に占める家計負担の割合は21.8%で、データ比較が可能な22カ国中、韓国に次いで高かったと報告をされています。

このような中、我が国では所得格差が各般にわたって深刻な影響を与えています。文科省専門家会議は8月4日、08年度の全国学力テストを受けた公立小学校の6年生について調査結果を報告しています。それによると、年収1,200万円以上の家庭で、国語、算数の正答率が約80%、一方、200万円未満は約60%で、学力テストの結果と年収の関係が明らかになっています。また、東京大学の大学経営・政策研究センター調査によると、年収200万円未満家庭の高校生の4年制大学進学率は約28%、1,200万円以上の家庭では倍以上の約63%と報告されています。知事及び教育長の所感と本県の実態について答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 所得と学力等については相関があるとの調査結果を、私も関心を持って読ませていただきました。その中には、子供の学力に影響を与える要因として、家計の収入が挙げられておりました。しかし、ほかにも、ニュースを話題にしたり、本の読み聞かせをしたりするなど、保護者の子供への接し方や、新聞を読んだり、学校行事に参加するといった保護者のふだんの行動なども指摘されておりました。私は、子供たちは郷土の宝であると思っております。これらの調査結果も踏まえながら、今後も、本県の子供たちを保護者や学校、そして地域と力を合わせてしっかりと育てていくことが大切であると考えております。

○**教育長（渡辺義人君）** 御紹介のありました文部科学省が開催しました専門家会議で報告された調査によりますと、所得が1,200万円以上1,500万円未満の家庭と、200万円未満の家庭を比べますと、全国学力・学習状況調査の平均正答率に約20ポイントの開きがあるという結果が出ております。それから、東京大学が実施いたしました調査結果を見ますと、所得が1,200万円を超える家庭と200万円以下の家庭を比べますと、4年制大学の進学率が約35ポイントの開きがあるという結果が出ております。この2つの調査では、家庭の収入が高いほど正答率や大学進学率が高い傾向にあるという結果が出ているところではありますが、この結果につきましては、調査の事実として受けとめたいと考えております。

なお、本県の実態につきましては、同様の調査を実施しておりませんので、所得と学力あるいは進学の関係について申し上げることはできません。

なお、教育の本来あるべき姿ですとか、県教育委員会の責務を考えますと、所得や家庭環境にかかわらず、それぞれの教育現場におきましては、一人一人の子供たちにしっかりと寄り添い、確かな学力はもとよりであります。生きる力をすべての子供にひとしく身につけることができるように指導していくことが、大切なことではないかと考えております。以上です。

○**外山良治議員** 宮崎県の県予算全体における教育予算の割合は、九州の中で最下位レベルです。県は、人づくりを県政の大きな目標に挙げていますが、財政難を理由に、なかなか教育にかける予算はふえていません。一人一人を大切にするための教育はどうあるべきか、これからの宮崎をどうするのか、どこに重点を置くのか

が問われています。教育予算の少なさは保護者の負担増へとつながります。地域や保護者間の経済格差が教育格差を生まないためにも、教育予算の増額は絶対必要です。知事及び教育長の見解をお伺いいたします。

○**知事（東国原英夫君）** 予算の内容の各県との比較につきましては、各県においてそれぞれさまざまな要因があると思われまことから、一概に比較することは難しいと考えておりますが、一般的に申し上げますことは、教育予算はその大半をなす人件費に左右されるところが大きいということでありま。本県の特徴といたしましては、児童生徒数が九州で3番目に少なく、これに伴い、教職員の人件費につきましても相対的に小さな数値となっているところであり、このことが本県の教育予算の県全体予算に占める割合を低くしている要因ではないかと考えられます。私は常日ごろから、県勢発展のかぎは人づくりにあると申しております。これからも、郷土宮崎の発展を支える子供たちのために、教育予算には留意してまいりたいと考えております。

○**教育長（渡辺義人君）** 教育委員会の業務につきましては、いわばマンパワーで支えられておりまして、本県教育委員会の予算は人件費が88.9%を占めているところでありま。知事からただいまお答えがありましたけれども、各県との予算比較につきましては、そのような要因にも留意しておく必要があるのかなと思っております。教育委員会といたしましては、郷土宮崎の発展を支える子供たちのために、教育予算の確保につきまして、今後とも精いっぱい努力してまいりたいと考えております。以上です。

○**外山良治議員** 公立小学校、中学校、高等学

校における入学時における保護者の負担額ほどの程度になっているのか、それぞれ答弁をしてください。

○教育長（渡辺義人君） 標準的な例として申し上げますと、小学校の場合では、ランドセル、体育服、絵の具セット、鍵盤ハーモニカなどでおおよそ5万円程度が、中学校の場合では、制服、通学かばん、ジャージなどで7万円程度が必要になっているようであります。高等学校の場合では、学科によって異なりますけれども、普通科では、中学校の入学時と同様の学用品に、教科書購入費及び入学金が加わりますために9万円程度が必要となり、最も高額となる工業系では、実習服ほか3年間の実習に要する経費が入学時にさらに含まれることとなりますために、17万円程度が必要となります。以上です。

○外山良治議員 非常に厳しい。小学校、中学校、高校——小中は義務で義務教育と言われながら、保護者負担というのが極めて多額に上っている。あわせて高校生にもなると入学時だけで10数万、大変な状況。極めて厳しい環境のもと、保護者、教職員等から、2010年度「県立高等学校の教育に関する要請書」「特別支援学校の教育に関する要請書」が8月25日、知事及び教育長に提出されています。積極的な対応を強く要望します。

定時制・通信制における発達障がい等のある生徒の現状についてお伺いをします。定時制高校の在籍数872名、通信制高校の在籍総数は約3,200人です。通信制高校における活動生は1,314名、休眠生は1,876人となっています。最近、十分な対応がないまま休眠状態となる方々が増加していると伺っています。定時制・通信制高校における発達障がい等のある生徒はど

の程度在籍しているのか、通信制課程の休眠生を含めて実態を把握されているのか、把握していないとすれば、適切な環境整備及び休眠生を出さないためにもプライバシーに十分配慮した上で調査すべきと思いますが、それぞれ答弁をしてください。

○教育長（渡辺義人君） 定時制・通信制高校における発達障がい等困難のある生徒につきましては、保護者や本人からの申し出によりまして、一部については把握ができておりますけれども、全体の数については把握ができていないところであります。また、通信制課程における、お話にありました、在籍はしているものの受講申し込みをしていない、いわゆる休眠生につきましては、転居したり、あるいはなかなか連絡がつかなかったりして把握が難しい状況にあります。

しかしながら、各学校には発達障がい等困難のある生徒が少なからず在籍をしていることから、その実態を把握し、対象生徒への支援体制を充実させることは必要なことであると考えております。発達障がい等困難のある生徒の実態の把握に当たりましては、議員からもただいま御質問の中でありましたように、当該生徒のプライバシーに十分に配慮する必要がありますので、今後、他県における調査事例等も参考にしながら、実態把握に向けて研究してまいりたいと思います。以上です。

○外山良治議員 簡単に言うと、3,200人、通信制における。1,300人が活動中、約2,000名が休眠中、今、電話しても行方不明、わからない。わからないまで放置をしていたところに問題がある。十分、実態把握に努めるということでございますから、行政施策を講じる場合にはまず実態を正しく把握することと、私がかねがね思っ

ています。今後、十分対応していただきたいというふうに思います。

知的障がいについてお伺いいたします。行政施策を講じるとき、対象者の正確な把握が前提であるべきと思います。平成16年度と平成21年度の療育手帳所持者の増減を見ると、県北部と日向入郷の療育手帳所持者が約160人減少しています。ところが、東諸県地区では約520名の増加となっています。原因等特別な要因があるのか、答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 療育手帳につきましては、知的障がい者またはその保護者は、住所を変更したときはその届け出を、また交付対象者が死亡したときは手帳の返還を、市町村を經由し児童相談所に行くことになっております。県北地区の療育手帳の保有者数が平成15年度と比べ20年度に減少しているのは、17年度、延岡児童相談所においてこうした届け出等が十分になされていない状況を把握し、管内の市町村の協力を得て住民基本台帳との照合に取り組んだ結果であります。

○外山良治議員 簡単に言うと、正確な、基礎的な情報管理がされていなかったことが明らかになったと。今後の改善策について答弁をお願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 17年度の結果を踏まえ、市町村に対し、手帳受給者等への指導と住民基本台帳との照合の徹底を要請し、現在は市町村から随時、各児童相談所に報告が行われるようになっております。今後とも、市町村と連携を図りながら、手帳の適切な管理に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○外山良治議員 今から12～13年前、同じ質問を宮崎市議会でした。またここで一緒に質問を

せないかん。どないなってますの。やっぱりもっと真剣に考えてもらいたい。事故、病気等で障がいを受けた場合、早期発見・早期対応が基本であると言われております。本県の療育手帳の取得年齢別交付実績を見ると、14歳取得が33人で最も多く、12～15歳に集中しています。通常であれば、母子保健法1.5・3歳児健診で発見、取得者が多いと考えていましたが、療育手帳の取得年齢が12～15歳の間に多いのはなぜか、答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 知的障がいの早期発見については、市町村による乳幼児健診等で対応しておりますが、療育手帳の取得時期は保護者の判断によるところが大きく、進学時など、子供の成長にあわせ取得されるケースも少なくないと思われまます。県といたしましては、保護者等への手帳制度の理解促進を図るとともに、事情により手帳を取得されない方も必要な療育支援が受けられるよう、障がい児等療育支援事業など在宅の障がい児のサポートに着実に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○外山良治議員 最近、障がい児を持つおやじの会に出席しました。若いお父さんが、「残業から帰宅すると息子が寝ている。この子さえいなければと、首に手を当てたことが何回もある。私は子供の面倒を余り見ていない。家内は365日24時間見てくれている。日本一の家内です」と、涙を流して話しておられました。認めたくない気持ちも十分理解ができる。母子保健法で障がいがあるということがわかる。しかし、そのことをちゃんとした説明していただいて、障がいを受けても心配しなはんなど、こういった制度があるから十分やっつけていけますよというようなフォローが今ない。だから、12～15

歳に集中している、そのことが問題。おやじの会の若いお父さんが、家内がないところで首をやった。しかし、力が入れられなかった。なぜそういうふうになるのかということをも十分考えていただきたい。答弁してください。

○福祉保健部長(高橋 博君) 障がい児が将来にわたり自立して生活していくためには、障がいの特性やライフステージに応じた継続性のある支援体制の確保が重要であると認識しております。このため、知的障がい児に対しては、児童相談所及び知的障害者更正相談所はもとより、地域での生活を支援する「そうだんサポートセンター」や特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が相互に連携しながら、切れ目のない支援に努めているところであります。今後、一層これらの取り組みを関係者の総力戦で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○外山良治議員 精神障害者退院促進支援事業は平成18年から実施されており、平成19年度からは、より一層充実が図られたものと思っておりますが、宮崎県における精神障害者退院促進支援事業の内容及び実績について答弁を求めます。

○福祉保健部長(高橋 博君) 県では平成18年度から、3カ所の障がい保健福祉圏域で精神障がい者地域移行支援事業を実施し、退院に向けての啓発活動や、公共交通機関の利用方法等の院外活動への同行支援、患者さんや家族への相談・助言等を行っているところであります。平成20年度までに70人の支援対象者のうち42人が退院され、その住居の状況は、20人が自宅、13人がグループホーム等、9人が民間アパート等となっております。また、日中は、一部重複がありますが、26人が家庭、12人が生活訓練等利用、5人が福祉的就労となっております。

す。県としましては、今後とも、一人でも多くの精神障がい者の方が、地域の中で自立した生活ができるよう支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○外山良治議員 担当部長、今現在、精神障がい者は5,600人、そのうちの入院の1,005人を社会へ出していこう、一般就労化しよう。一般就労、18年から取り組み、現在まで何名ですか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 一般就労については、実績はゼロだったと思います。

○外山良治議員 だったと思いますじゃなくて、ゼロなんです。ですから、こういった方々に対する就労支援、行政のあり方について真剣に考えていただきたい。1,005人ですよ。それがゼロです。寂しくなります。

発達障がいについて質問ができませんでした。今後、また生きている間、質問していきたいと思っております。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきを代表し、質問させていただきます。これまでの質問や答弁も踏まえ、通告していた項目を一部割愛させていただきます。

さて、本日は、いよいよ鳩山新政権が誕生する歴史的な日となりました。今回の総選挙では

政権交代が実現し、また、これが今後の選挙でも、国民目線を外した政治を行えば政権が変わる、政権選択の時代になったとも言えます。我々愛みやざきも、県民目線を忘れずに頑張っていきたいと思っております。そして今日は、東国原知事の52回目の誕生日であります。誕生日おめでとうございます。一つの節目でもあり、県勢発展のために身をなげうって御尽力される姿に、県民も励まされると思います。また1年間、健康には留意されて、なお一層の活躍を期待いたします。

それでは質問に移りますが、我々も県勢発展のために一生懸命調査研究をしてまいりました。執行部の皆様方には、積極的な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、知事に、本県の行財政改革についてお伺いいたします。県執行部は、厳しい本県の財政事情から、行財政改革大綱2007を掲げ、行財政改革を進められておりました。6月議会での土木事務所再編案のときのように、行財政改革には総論賛成、しかし、個別の事案に対しては各論反対のようなことも今後も起こり得ます。行財政改革によって県民へのサービス低下は避けなければなりません、知事の推進しようとする政策や熱意が、県民やまたこの議会にも余り伝わらなかったように感じます。本県が今後どのように行財政改革を進めていくのか、知事の考えと決意をお伺いいたします。

以下、自席にて一問一答にて質問いたします。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

行財政改革につきましては、行財政改革大綱2007に基づきまして、持続的、自立的な行財政システムを構築していくため、改革を推進し

ているところであります。その結果、部の削減を初めとする組織のスリム化や、総職員数について、平成23年度までに17年度当初比1,000人純減の目標に対し、881人の職員数の純減を行うとともに、財政面では、義務的経費の削減や事務事業の徹底した見直し、また、財源確保対策等により、収支不足額の圧縮を図ってきたところであります。県といたしましては、全体としては、これまでおおむね順調に推移していると考えておりますが、今後とも本県の行財政を取り巻く環境は厳しいものと見込まれますので、引き続き、さらなる取り組みを進めていく必要があると考えております。 [降壇]

○西村 賢議員 また行革は、必ずしも行政がやらなければならない仕事なのか、また民間の活用ができないのかを、絶えずと申しますか随時判断して、特に単に職員を切るという方法ではなく、また新しいやり方というものを考えていかねばなりません、民間に移譲できるものはないのか、また、先ほどスリム化と申されましたが、スリム化について逆に職員の中からのアイデアは出てこないのか、知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 行政のスリム化につきましては、県民総力戦という観点から、市町村や県民、企業等との連携・協働を推進していく中で、県の役割や事業の進め方を常に見直す必要があると考えております。このような考え方に基きまして、これまで各種業務委託や県の直営施設への指定管理者制度導入など、随時、業務のアウトソーシングを進めてきたところであります。さらに、新たな取り組みとして、県民提案型のアウトソーシングに取り組んでいるところでありまして、具体的には、職員から提案のあったユニバーサルデザイン普及啓

発事業など4事業について、県民の皆様からコスト削減やサービス向上等の手法に関する提案を募集しているところであります。県といたしましては、今後とも、こうした取り組みによって、限られた人員と財源の中で、県民が公共サービスに求める多様なニーズにこたえられるよう努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 また、非常によい取り組みをすぐに実行に移すということも、非常に重要な行革だと思っております。非常に今後の取り組みにも期待しております。

次に、天下りについてお伺いします。今、中央省庁では大きな問題となっております。さきの総選挙でも、多くの政党が天下り禁止をマニフェストに掲げておりました。マスコミ報道によりますと、総選挙前後で駆け込み天下りが行われたというようなこともあり、非常に国民感情を逆なでする事態が起きたことにあきれるばかりであります。このようなひどいことは本県にはないと思っておりますが、働く気力、体力がある職員を地域で有効活用するというのも、非常に重要なことではないかとも思います。ただ、そうはいっても、天下るだけのポストをつくったり、また、外郭団体などで随意契約等、そのポストを守るがために仕事を送るというようなことがあってはなりません。県は退職職員の再就職先を公表しておりますが、知事部局、また教育委員会も含めて、問題となるような団体はないのか、また、職員が天下りをしている会社への随意契約など、そのようなことはないのかお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 本県における各種団体等への再就職におきましては、公社等改革の中で団体等独自の新たな職員採用に慎重を期すことが必要とされていることや、年金の満額支

給までの県職員の就労機会の確保を図る上で、公務内で一律に再任用するのは制約が多いこと等から、団体等からの要請があった場合、必要性や個々の職員の適性を検討した上で、定年退職者の推薦を行っているところであります。したがって、国で問題となっている、早期退職者を人事更新の一環として各種団体等にあわせするものとは事情が異なるものと考えております。一方で、退職者の再就職について公平性、透明性を確保することは大変重要な課題と考えております。現在、本庁課長級以上の職で退職した者の再就職状況の公表や、退職後の県への営業活動の制限等を実施しているところであります。なお、随意契約につきましては、法令の定める理由がある場合に行うことができるものでありますが、職員が再就職していることをもって随意契約を行うことはあり得ないものと考えております。今後とも、県職員の再就職につきましては、県民からの信頼が損なわれることのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今後とも、県民に信頼される行政を築くためにも、よろしくお願いたします。

次に、地方分権についてお伺いをいたします。知事は、マスコミ等でも絶えず地方分権を叫ばれて、また、その成果もあつてか、この総選挙でも、ほとんどの政党が地方分権に対して前向きに取り組まれました。その思いというのは、非常に効果があつたのではないかと考えております。まさに、ミスターとつけるなら「ミスター地方分権」と言われるような活躍があつたかと思っておりますが、ただ、やはり知事がいるんなマスコミで「国がこうしないと、国があししないと」ということばかり聞いていると、

県民は非常に不安になります。といいますのも、やはり国が移譲しなければこの県は何もできないのかと、何もできなかったのも国がしなかったからなのかというような、不安になるわけですが、国への訴えも今後はもっと具体的に、何のための権限を、このぐらいの予算をというふうに、非常に具体的に分権していく必要があると思います。本県に限らず、財源確保に苦勞している自治体はたくさんあります。今後、地方分権に関して、国と地方との協議の場が法制化されるような動きもありますが、宮崎県はどう訴えていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 地方分権の本質は、地方がみずからの意思と力でそれぞれの特性に応じた地域づくりを進めることにありまして、住民に身近な行政サービスは、住民の手の届くところで意思決定され、住民目線で実施されるべきだと考えております。そのためには、まずは地方分権改革推進委員会が勧告で示している約4,000項目の義務づけ・枠づけの見直し等を着実に実施する必要があります。また、地方が自主的に運営できる基盤をつくり上げるためには、地方税財源の充実を図ることが必要でありまして、まずは、国と地方の税源配分を現在の6対4から5対5にすることや、地方交付税の復元・増額、さらには地方消費税の充実等を図る必要があります。国と地方の協議の場については、メンバーや協議の方法などその具体的な制度の内容が明らかにされておきませんので、私としては、財政基盤が脆弱でインフラ整備等もおこなっている本県にとって、真にメリットのある分権改革となるよう、今後ともあらゆる機会を通じて主張していきたいと考えております。

○西村 賢議員 今の答弁を聞きまして、非常に心強く思いました。ただ、やはり税源移譲によって本県の財源が減らないように留意していただくように、重ねてお願いいたします。

続きまして、知事の盟友でもあります大阪府橋下知事が、国の直轄事業負担金に「ぼったくりバーの請求書」というような表現をしまして、結果、全国的に見直しを求める声が上がりました。県も実は同じように市町村に対して県の事業負担金というものがありますが、当然これは国のようなシステムではなく、真に必要な事業費の部分だけ分割しているものであります。ただ、宮崎県市長会がことし7月に県に提出しました「平成22年度県に対する要望書」の中には、市町村の負担金のあり方について、「分権型社会にふさわしい県と市町村との役割分担の基本に沿った抜本的な見直しを行うことを強く要望する」とありました。今後、県と市町村は、協議の場を設けてしっかりと信頼関係を築くべきではないかと思いますが、知事はどうにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 県が実施する公共事業等の一部につきましては、法律等に基づき、受益者負担の観点から市町村負担金を徴収しておりますが、まず、事業開始に当たっての地元市町村の同意や市町村負担金に対する県議会の議決をいただいていること、また、負担金の経費内訳は国庫補助事業の対象経費のみであること、さらには、県有施設の維持補修費の負担を求めていること等の点におきまして、市町村負担金は国の直轄事業負担金とは異なっているものと認識しております。ただし、県から市町村の担当部局に対する負担金の詳細の提示や丁寧な説明が不十分な事業もあったことは反省すべき点と考えておりますので、今後、その内容

について説明責任を果たしていくため、関係部局において、市町村へ十分な情報提供や説明を行う方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひ信頼関係をしっかりとつくっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、環境問題について質問したいと思います。

CASBEEについて県土整備部長にお伺いしますが、CASBEEとは、建築物総合評価システムという国が推進している指標でもあり、建築物が環境に与える負荷、またリサイクル資材や自然エネルギーの導入といったものを数値化して総合評価するものであります。その数値化するためのマニュアルは国がつくっておりますが、その地域に合わせたものを各自治体が条例や要綱をつくって導入しています。企業によっては、CASBEEによる高評価を受けたことを積極的にアピールする企業もあり、愛みやざきはことし4月に、導入先進地である福岡市を訪れ、調査をいたしました。福岡市も独自の「CASBEE福岡」を導入し、導入から3年目で既に57件もの届け出が行われておりました。今後はより多くの建築物の設計が対象となるでしょうし、環境へ配慮するということは、周辺地域住民へ配慮することと同じであります。先進地域では、CASBEEの評価が高い建築物に対して、金融機関の融資が受けやすくなるなどの地域ぐるみでも支援する体制ができておりますが、県土整備部長にお伺いいたします。本県のCASBEEの導入、また普及に対する考え方をお伺いします。

○県土整備部長(山田康夫君) CASBEEは、建築物の省エネルギー等の環境性能を総合的に評価するシステムであり、平成13年度から国が推進しているものでありまして、「京都議定書目

標達成計画」におきましても、その開発・普及が位置づけられております。このシステムは、建築物の環境配慮設計や資産評価等における活用が期待されておまして、本県におきましても、環境に配慮された建築物の普及など、「自然と共生した環境にやさしい社会づくり」の観点からの活用が期待できるものというふうと考えております。今後、県のホームページや建築関連団体等で構成します宮崎県建築連絡協議会等を通じまして、県民や建築技術者に対して周知を図るなど、その普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今後、考えていくということなんですけれども、ぜひ条例化に向けるとか、また普及するためにも、そのような企業を支援するという活動も今度はしていただきたいと思います。

また、環境問題を考えるのに、輸送コストや輸送時のCO₂削減にも大きく寄与するであろう建築資材の地産地消について、県の考え方はどうかを伺います。県は、公共工事の発注者として、資材調達の際にできる限り県内産を使用するように働きかけているのか伺います。

○県土整備部長(山田康夫君) 県発注工事につきましては、宮崎県工事請負契約約款に、県独自に資材購入先は県内業者から選定するよう努めることを明記するとともに、県外業者から購入する場合には、購入先や購入理由などの報告を義務づけております。また、全受注者に対しまして、建設資材を購入する場合には、県内業者から選定することを契約ごとに文書で要請しますとともに、請負金額が1,000万円を超えるものにつきましては、資材の購入状況について報告を求めています。さらに、これらの取り扱いにつきましては、毎年県内各地で開催して

おります建設業者研修会のテキストに明記いたしまして、業者の方々に説明及び要請を行ってきております。今後とも、本県の経済や建設産業が大変厳しい状況にあることも踏まえまして、さまざまな機会をとらえて、重ねて県内業者の活用を要請してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 県内産業の育成のためにも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、少子化・子育て対策に移ります。

本県の児童虐待の状況についてお伺ひしますが、今回の総選挙の各党マニフェストでも、少子化対策というものが重要政策に盛り込まれておりました。また、この新政権では、本県出身の福島みずほ代表も入閣するとのお話も聞いており、非常に期待したいと思っております。国が徐々に子育て対策を充実させていっているものの、一方では、本県においても深刻な虐待事件が発生し、身近に育児に悩む県民がいることを思い知らされました。全国的に見ても、乳児への虐待のニュースは後を絶たず、深刻な問題となっております。最近報道される内容からも、突発的な虐待ではなく、周囲からも発見しづらくなっているような虐待がふえているように感じますが、福祉保健部長にお伺ひします。本県の虐待の状況はこの数年でどのようになり、また、虐待のあった家庭への支援の体制はどうなっておりますか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成20年度の児童相談所における児童虐待の相談処理件数は287件となっており、前年度と比較して92件増加しております。このため、県といたしましては、児童虐待を早期に発見し、子供や家庭に対して的確な支援を行うため、市町村や警察、医

療機関など、関係機関との情報共有や連携を進めるとともに、地域のネットワークである市町村要保護児童対策地域協議会が効果的に機能するよう支援を行っております。また、このような取り組みの中で、虐待を受けた子供だけでなく、虐待を行った保護者に対しましても、カウンセリングを行うなど、適切なケアに努めているところであります。以上でございます。

○西村 賢議員 92件ということで非常に著しい増加だと思うんですが、これはまた、対応される職員さんの数であるとかいうのは、今お答えできないかもしれませんが、足りているのかどうかというのはわかりますか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 児童相談所の職員、特に児童虐待に対応いたしますのは、児童福祉司が中心となって対応することになるわけですが、去年、組織改正がございまして、児童相談所と福祉事務所、それから知的障害者更生相談所の支所が統合されまして、福祉こどもセンターというふうになりました。そういうこともありまして、児童福祉のほうの増員ということもありましたけれども、そういう組織としてのスケールメリットといいますか、そういった形でのバックアップということも可能になってまいりましたので、そういう意味では、次第に体制的には充実してきているというふうと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。既に民間の支援団体も幾つも活動しておりますし、そういった団体と協力しながらやっていただけるのも一つの策かなと思っております。また、この虐待は、相談できる方はいいんです。延岡のケースもそうでしたが、みずから相談に行く方はまだ手の差し伸べようがあると思うんですが、なかなか気軽に相談できない、1人で思い

悩むという親もたくさんいらっしゃると思います。今後、虐待の発生予防に向けて、どのように県は取り組むのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 児童虐待の発生防止のためには、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てに関する不安や悩みに適切に対応していくことが必要であると考えております。このため、県におきましては、年中無休で相談できる「子ども・ほほえみダイヤル」を初めとして、児童相談所や保健所等における電話や面接による相談・情報提供を行うなど、相談支援体制を整備しているところであります。また、子育て家庭の交流などの場を提供する地域子育て支援センターの設置促進・活動強化や、さまざまな子育て支援に取り組むNPO等に対する助成なども行っております。県といたしましては、子育てを行う方々が気軽に必要な情報を得ることができるよう市町村等と連携し、これらの取り組みについての周知にも努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○西村 賢議員 ぜひ対策の強化をお願いいたします。

次に、女性の再就職支援についてお伺いいたします。産休や育休などをとっておらずに、出産のために退職してしまった女性が、育児を経てまた再就職しようとした際に、非常に困難だという話をよく伺います。本県の景気状況、また求人の少なさも影響しているかもしれませんが、共稼ぎ、共働きをしないと生活が厳しいという家庭も多いこともあります。このような状況から、県も再就職への支援を行っているとは思いますが、現状はどのようになっておりますか。また、企業への育児休暇などの取得をしやすくするなどの働きかけはどうなっておりますか、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（高山幹男君） 女性の再就職支援等についてでありますけれども、子育てとか介護を終えた女性の社会参画を支援していきますことは、活力ある社会を築いていく上で大変重要であるというふうに認識いたしております。このため、県におきましては、男女共同参画センターを中心にいたしまして、新たに事業を起こしたり再就職などを希望する女性に対しまして、さまざまな情報の提供でありますとか相談事業等の支援を行っております。また、企業の経営者等を対象にいたしまして、女性の登用に対する理解を深めるセミナー等も開催しているところでございます。さらに、男女共同参画社会づくりを進めていくためには、仕事と家庭が両立できるような環境づくりが必要でありますことから、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や「仕事と家庭の両立応援宣言企業」の募集・登録等によりまして、企業の自主的な取り組みを促しているところであります。そういったことで、今後とも、国や関係機関との連携を図りながら、女性の社会参画の一層の支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

○西村 賢議員 非常に長い時間がかかると思いますけれども、ぜひ充実させていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、観光客誘致について質問いたします。

まず、エバー航空運休の影響についてお伺いいたしますが、我が県と台湾を結ぶ航空路線であったエバー航空が10月から運休するとのことで、わずか1年4カ月余りでの運休には、県民にも衝撃が走りました。航空会社の運休理由には、まだ納得できない部分もあります。本県側も多額の費用をかけて支援を行ってまいりましたが、費用対効果があったのか疑問もありま

す。開設当初から、発着の曜日や時間に対して、また欠航便の多さに苦情が相次ぎ、それが搭乗率アップにも影響したのではないかなと思いますが、そのようなことを踏まえて、まず反省点はないのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 台北線につきましては、就航以来、新聞広告でありますとかテレビ番組等によるPR、団体利用補助金等の助成制度によりまして、県民や隣県からの利用を図るとともに、台湾におきましても、メディアを活用したPRや旅行代理店への働きかけ等を行ってまいりました。また、御指摘にありました運航スケジュールや欠航への苦情につきましても、随時、エバー航空に申し入れを行ってまいりました。そういった中で、本年の7月、8月の搭乗率は70%を超えたわけですが、全体としては伸び悩んだというところがございます。今回の運休につきましては、エバー航空が厳しい経営状況の中で判断されたものと存じますけれども、県といたしましては、これまで進めてきた事業の効果を見きわめながら、早期の運航再開に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○中村幸一議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲内となります。武井俊輔議員。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。では、ただいまの西村賢議員の質問に関連して、質問を続けさせていただきます。エバー航空の件について、県民政策部長に御質問を申し上げます。先ほどもありましたとおりで、不定期運航になるということになりました。この不定期運航というのは、大体どれぐらいの頻度で運航

されることになるのかということ、それからまた、旅行商品として考えましたときに、定期便ということであれば、エージェントさん、旅行代理店も商品を組んで非常に売りやすいんですが、こう言ったらあれですが、いつ飛ぶかわからないようなものと、そもそも商品としてなかなかつくれる。そうなりますと、どんどんどんどん悪循環になっていって、結局は不定期運航の頻度というのが物すごく——本当に年に数便とか、極端な話ですが——になってしまうということにもなりかねないのではないかと考えますが、以上2点お伺いをいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） エバー航空からは、運休後の10月以降につきましては、今のところ11月と来年2月に、不定期に数便程度、運航する予定というふうに聞いております。また、不定期便の旅行商品につきましては、チャーター便と同じような取り扱いをするということで、基本的には旅行会社を通じて販売される予定というふうに聞いております。

○武井俊輔議員 もちろん予定としてはそうなんですが、先ほどからあるとおり、エバー航空がこういう形で急に運休したいということもありますので、この予定というものが実際どの程度しっかりと守られて、商品として売っていただけるのかというのが非常に不安があると思います。それで、結局エバー航空がこういう形になったわけで、定期便とは言いながら実際は不定期運航という形になるわけです。とするならば、逆に言えば、定期便として毎日、決まった日に飛んでくるのが望ましいわけですから、そういった別の航空会社を探していく。例えば中華航空、チャイナエアですね、こういったところにかえてほしいと。チャイナエアは日本への進出についても非常に積極的に取り組んでいま

すから、例えば、そういった航空会社をかえて、定期便として高頻度で飛んでくるような形に変更してほしいといったようなことを、こちら、県のほうからアプローチしていくといったようなことはできないのかどうかお伺いいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 宮崎—台北線につきましては、日本と台湾の航空関係に関する合意によりまして、エバー航空が台湾の航空当局から運航会社として選定され、運航権を有しておるといことでございますので、引き続き、エバー航空に運航再開を要請していきたいというふうに思っております。また、台湾の航空当局にも相談いたしながら、定期便の早期再開に向けて、あらゆる努力をしていきたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 ということは、確認ですが、例えばエバー航空が、極端な話ですが、定期便として不定期で年に1回しか飛んでこないということであったとしても、エバー航空がこの路線権を持っている限りは、エバー航空しか宮崎—台北線は飛ばすことができないことになるということではよろしいでしょうか。

○県民政策部長（高山幹男君） 飛ぶ期間が6カ月以上離れると、次の運航権についても考えられるということは、話は聞いております。

○武井俊輔議員 わかりました。それを踏まえてなんですが、結局、定期便がこういった形でちゃんと頻度よく飛んでこないということでは不定期運航になったということなんですね。そうすると、今までは、チャーター便をずっと飛ばしていたわけですね。要はチャーター便の実績が積み重なった結果、定期便になったということ、そういった形で今まで宮崎県がずっと努力をしてきた結果、成果ということであるんで

す。と考えると、逆に言うと、定期便かチャーター便かというのは別として、実は台湾からの座席数、つまり飛んでくる便数というのは、チャーター便は定期便ができたことによってなくなったわけですから、平たく言えば、要は前より減っているわけですね。つまりチャーター便だったときのほうが、平たく言えば、まだましだったという話になってしまうわけなんです。とするならば、定期便がこういう形で余り高頻度に飛んでこないということであれば、またチャーター便の復活、例えば台北もそうですし、高雄でもいいんですけれども、そういった形で、もっともっと別の形での営業施策、実際に台湾からの飛行機の便数をふやすということについての努力というのがされるべきではないかと考えますが、あわせて伺います。

○県民政策部長（高山幹男君） チャーター便を飛ばしてはどうかという御質問だと思いますけれども、宮崎—台北線の運航権はエバー航空が保有しているために、チャーター便の運航につきましても、エバー航空が優先されるというふうに聞いております。また、台北線につきましては、先ほど申しましたとおり、ようやく利用促進の取り組みなどの効果があらわれてきたのではないかと考えておりますので、引き続き、定期便としての早期再開に向けた努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 非常に残念な話ですね。お客さんの数がふえてきて搭乗率が上がっているのに、飛行機が飛んでこなくなると。結果としては、定期便のときよりも来る便数が減ってしまうというのは、非常にここにジレンマを感じるんです。そういった意味で、運航権の問題はあるかと思うんですが、エバー航空に対して積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

今度は、商工観光労働部長にお伺いいたします。では、実際にこの運休に伴う、例えば観光客数であるとか観光の消費額であるとか、そのあたりを含めてどの程度影響があるのか、ないしあったのかお聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） この1年間に定期便を利用して直接本県を訪れた台湾人観光客等は、約5,000人おられました。台湾から本県への観光には、福岡の定期便などを利用する方法もあります。したがって、運休の影響が具体的にどの程度出るか、まだ明確にはわからない状況でございます。しかし、本県に直接観光客を呼び込める手段である定期便の運休によりまして、例えば宮崎と福岡を結んで九州を縦断する旅行商品——これは具体的に言いますと、宮崎に入りまして福岡から出る、あるいは福岡に入りまして宮崎からアウトするという旅行商品でございます——あるいはゴルフツアー等の組み込まれた宮崎滞在型の旅行商品、そういう商品が造成しにくくなるというのは事実だろうと思います。観光客の旅行の選択の幅が狭くなる。やはり少なからぬ影響が出るのではないかと考えております。以上でございます。

○武井俊輔議員 まさにそのとおりでございます。実際に5,000人という数字がありましたけれども、さまざまな影響を考えますと、多分それ以上の影響というのは出ているのではないかと考えております。

私からは最後の1点でございますが、最後に知事にお伺いしたいと思います。今後こういう形で非常に国際線というもののあり方が厳しい——これは航空会社、日本でもJALとかを含めてもそうですけれども——そういった状況があるわけですが、そういった中で考えてみますと、今後、やっぱり隣県等との連携というもの

をより緊密にやっていくということが大事だと思います。例えば鹿児島から上海とか、鹿児島県も非常に苦勞しているみたいですが、例えば宮崎県でもこういうのを一緒に売ったりするとか、逆にそれで向こうにも売ってもらうとか、もっとそういったことを積極的にやっていくべきではないかと私は考えているんです。そういった意味で、宮崎県だけではどうしても限界があるわけですから、南九州ないしは九州全体のそういった連携によつての宮崎空港の国際線の活性化ということについて、不可欠ではないかと考えますが、知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 国際線の活性化のためには、隣県等と連携した広域的な取り組みが重要だと考えております。このため、台湾からの観光客の誘客につきましては、これまでも鹿児島県や九州観光推進機構等と連携して、周遊ルートの開発や共同でのセールス等を行ってきたところであり、今後一層このような取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、台北線の宮崎からの利用につきましては、日本と台湾の間で定期路線として認められている南九州では唯一の路線でありますので、運航再開の際には、隣県の方々にも利用していただけるよう、旅行代理店への働きかけやPRを強化してまいりたいと考えております。なお、各県における国際線のあり方については、お互いに利用し合うという共通認識も大事だと考えております。

○西村 賢議員 次に移ります。次は、大型客船の入港について伺います。御承知のとおり、ロイヤル・カリビアン・インターナショナル社の大型クルーズ船「レジェンド・オブ・ザ・シーズ号」（約7万トン）が、来年の3月から計5回、日向市細島港へ寄港が予定されております。

す。この船は、乗員乗客2,500名を乗せることができ、あの大型客船「飛鳥Ⅱ」が5万トン規模ですから、さらに巨大な船であります。それに先立ちまして、私は6月、ロイヤル・カリビアン社の幹部の方々と意見交換をさせていただきました。その際のやりとりは、県や市の関係者にレポートにまとめ届けましたが、まず、その場で細島港を選んだ理由について尋ねたところ、「ライバル社との違いを出すための新しい航路、また都市を結ぶルートを考えての結果」だと言っておりました。「これまで寄港した港は大都市が多く、お客様にも新しい日本の風景を楽しませることができる」ということでした。中国人にとって非常に未知なところが多いこの本県に期待をしておりましたが、今回、細島港が上海を立って日本でのファーストポートでもあり、入港に対し、C I Q体制を含め、さまざまな対策が求められております。先方もそのことを非常に危惧されており、観光や買い物の時間が大幅に変わってしまうことを心配しておりました。県民政策部長にお伺いしますが、現時点でのC I Q体制はどうなっておりますか。

○県民政策部長（高山幹男君） 大型クルーズ船「レジェンド・オブ・ザ・シーズ号」の細島港寄港につきましては、乗客の皆様にもスムーズな上陸をしていただくためにも、入国審査等の手続が円滑に行われることが重要でございます。このため、これらの手続を所管します国の機関や船舶代理店、関係部局などと情報交換を行っておりますほか、この7月に直接、福岡入国管理局に出向きまして、円滑な入国審査が行われるよう要請を行ったところでございます。今回の寄港は、細島港の利用促進でありますとか、今後の宮崎への大型観光客の誘致にも貢献するものと考えておりますので、円滑な受け入

れができますよう、引き続き協議等を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の答弁であれば、まだ確約的なものには至っていないということですが、C I Q対応のまずさは、旅行者といたしますか、観光客のイメージに一番影響するところでもありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

このような大型客船の寄港は、宮崎県にとっても多大な経済効果のみならず、中国国内への知名度の向上や本県の魅力をアピールする絶好の機会であります。乗客の満足度によっては、今後も観光客が増加し、継続的な細島港寄港となる可能性もあります。また、ことし7月より、中国では中国人の個人観光ビザが解禁されており、今後、中国人観光客を獲得するためにも絶好の機会でもあります。商工観光労働部長にお伺いしますが、本県のおもてなしの体制について、取り組みをお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今回の大型クルーズ船の受け入れにつきましては、今後の中国人観光客誘致につながる重要な機会になると考えており、県としましては現在、地元日向市と一体となって受け入れが成功するよう、万全の体制で取り組んでいるところでございます。具体的には、日向市を中心に、細島港での伝統芸能披露や物産販売などを計画中でございます。また、県から地元受け入れを担当する旅行会社に対しまして、魅力的な観光コースの造成に向けた情報の提供や、具体的なコースの提案などを行っているところでございます。今回の寄港を契機に、中国に宮崎の魅力が発信されまして、今後の中国人観光客の増加につながるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 これは提案なんですけれども、広くいろんな民間の企業等々にも情報公開していく、どんどん参加していただくような体制をとればなと思っております。ぜひその点についてもよろしく願います。

続けますが、この件については、私の被害妄想かもしれませんが、先ほどありましたエバー航空台湾路線就航の際には、県を挙げてその就航を喜び、また知事も現地に行って関係者を回ったり、婚活ツアーなるものといろんなイベントを企画して非常に盛り上げました。それはそれでいいと思いますし、当然かかった予算に対して元が取れるといいですか、そのような効果はあったのではないかと思います。今回このような海外の大型客船が細島港に入るわけですから、乗員乗客2,500名と申し上げましたが、それが仮に5回も来れば、8,000人とか1万人ぐらいのお客さんも乗ってくるわけですから、先ほどの台湾から本県に来た乗客が5,000名という話もありましたけれども、そういう意味では、この細島港寄港は非常に大きなチャンスだと思うんです。先方と話した際に、再来年のツアーはまだ未定であると、それもことしじゅうに決めていくというような話もされておりました。そういう意味では、ぜひ知事にトップセールスをやっていただいて、来年だけじゃなく再来年も、もしくは来年の秋もというようなことで、ほかのフェリー会社、クルーズ会社もあるでしょうから、そのあたりにもぜひ働きかけていただきたいと思います。そのあたりの知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 今回のクルーズ船受け入れは、今後増加が見込める中国からの観光客を誘致する上で、また本県の港湾利用を進める上でも大きなチャンスだと考えております。

このため、先般8月に担当部長を上海に派遣し、ロイヤル・カリビアン社を訪問させたところでもあります。今後も、今回の受け入れが継続的な寄港へ結びつくよう、受け入れ体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 もう一度繰り返しますが、ぜひ知事としてのトップセールスについてお考えを伺いたいんですが。

○知事（東国原英夫君） 今のところ予定はないんですが、今後その受け入れの状況などを把握しながら考えていきたいと思っております。

○西村 賢議員 上海に行かれるか、もしくは向こうが宮崎に来たときには、ぜひ知事にもお会いいただいて、声をかけていただくようなことがあれば、向こうの印象も非常に変わるのではないかなと思いますので、ぜひよろしく願います。

次の質問に移りますが、県民の健康増進についてお伺いします。

まず、受動喫煙に向けた取り組みですが、7月、愛みやぎきで神奈川県庁を訪れ、健康増進課たばこ対策室の方より、神奈川県が条例化し来年4月に施行されます「公共的施設における受動喫煙防止条例」についてレクチャーをいただきました。受動喫煙の健康被害は、成人にとどまらず子供たちにも大きな影響があります。既に飲食店や公共施設、乗り物では、禁煙や分煙化が進んできてはおりますが、神奈川県では国内初の条例化をしてルールを明確にしております。このような動きは、近い将来、全国に広まるのではないかと感じたところでありました。神奈川県松沢知事のリーダーシップで、たばこの害についての教育、広報など非常に積極的に取り組んでおり、この条例化に向けたアンケート調査によると、喫煙者で7割、非喫煙

者で9割以上の方が受動喫煙対策の必要性に賛成とのことでした。条例化によって店舗などでの分煙化の設備も必要となり、負担をかける部分も出てきますが、これは先進地域として今後も参考にしていきたいと思います。

そこで宮崎県ですが、葉たばこの一大産地でもあり、生産農家も多く、非常に重要な産業でもあります。また、たばこの売り上げの一部は、自治体の貴重な財源ともなっております。だからこそ、たばこを悪者にしないための取り組みが本県でも必要であると思いますが、既に葉たばこ産地である清武町では、分煙化に積極的に取り組んでおりました。愛みやざきとしては、神奈川県庁での視察の後、県民1,245名にアンケート調査を行い、たばこの害については宮崎大学医学博士の江藤准教授に御教示いただき、また、たばこを生産販売する立場のJTからも、マナー向上や分煙の啓蒙活動について伺いました。このことを踏まえて質問させていただきますが、まず、本県の施設の分煙化の状況はどうなっておりますか、担当部長にお伺いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 県の施設のうち、県立学校と保健所については、全施設で敷地内全面禁煙としているところであり、ほかの施設についても、建物内禁煙や分煙の取り組みが進められているところであります。県民の健康を守る観点から、県の施設の受動喫煙防止対策の充実も重要と考えますので、今後、アンケート調査の実施等により、状況の把握を行い、公共の場における分煙の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 アンケートを今からとられるということですが、ぜひ、積極的になるべく多くの方からとっていただきたいと思いま

す。

次に、受動喫煙の害について江藤准教授によると、受動喫煙は弱者が被害に遭うと指摘しております。確かに親が自宅で吸えば、そこにいる子供は自動的にたばこの煙を吸ってしまいます。また、職場や飲食店などで上司が吸った場合に、なかなか部下は注意することはできません。これをスモークハラスメントだと指摘しておりました。このようなことは、県民へのアンケートをとってみるとよくわかります。我々のとったアンケートでも、喫煙する・しないにかかわらず、約6割の方が受動喫煙を「迷惑に思った」と回答しています。また、公共性の高い施設での喫煙を規制することにも、喫煙する・しないにかかわらず、76%の人が「賛成」と回答しております。福祉保健部長にお伺いしますが、本県の受動喫煙に対する考え方、啓発活動はどうなっておりますか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 受動喫煙防止につきましては、県民の健康を守るという観点から、大変重要な課題であると考えております。このため県では、事業所などにおける受動喫煙防止対策を推進するための禁煙・完全分煙施設に対する認証制度を、平成15年度から実施しております。認証に当たっては、各施設に分煙推進リーダーの設置を義務づけ、保健所が、分煙達成基準を満たしていることを確認した上で、認証プレートを配付するとともに、県庁ホームページに掲載して公表しております。また、人が多く集まる公共施設の管理者や飲食店の経営者などを対象に講演会を開催し、広く受動喫煙防止の啓発を図っているところであります。以上でございます。

○西村 賢議員 啓発活動というものはまだ広がっていないと思いますので、ぜひまた今後も

積極的な取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、日本たばこ産業（JT）では、販売者と一緒になって、喫煙マナーの向上や分煙化に向けた取り組みをされております。また、いろんな話を聞くと、このような取り組みをJTだけに任せていいものだろうかと思いますが、本県は喫煙マナー向上に向けて取り組んでいるか、お伺ひします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 分煙に関するマナーにつきましては、禁止された場所で喫煙しないということだけではなく、妊婦や子供、病人の前では喫煙しない、混雑した場所や閉め切った室内では喫煙しない、歩行喫煙をしないなど、喫煙者自身の積極的な配慮が大切であると考えます。今後とも、分煙対策を推進するとともに、喫煙者及び非喫煙者が、たばこの害について正しい知識が得られるよう、普及啓発に取り組んでまいります。以上でございます。

○西村 賢議員 今回の答弁も非常に基本的といえますか、当然のことだと思います。ただ、まだまだマナー向上に向けての取り組みが本県は足りない、もしくは県民の意識がまだまだ低いというところもありますので、ぜひこの普及には力を注いでいただくようお願いいたします。

当然、未成年の健康を守ることも県としては重要ですが、受動喫煙を防ぐだけではなく、未成年の喫煙自体をさせない取り組みも必要だと感じます。以前、taspoを未成年に貸した大人が逮捕されるようなケースもありましたが、本県において未成年者の喫煙での少年補導の状況、そしてたばこ販売店への指導体制はどうかを警察本部長にお伺ひいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） お答えします。

未成年者の喫煙に関する補導状況であります

が、平成17年に4,083人を補導したのをピークに毎年減少傾向にあり、昨年は2,484人、本年8月末現在の状況では1,048人となっております、これは昨年同期比で703人の減少となっております。なお、すべての補導人員に対する喫煙補導人員の占める割合につきましては、過去5年間を通じて約30%を占めております。これはほぼ横ばい状況でございます。次に、たばこ販売店に対する指導等についてでございますけれども、警察庁におきまして、これまで財務省、厚生労働省との連携のもとに、全国たばこ販売協同組合連合会等の関係業界に対しまして、未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認、たばこ販売店の従業員研修等の協力要請、こういったものを行ってきております。今後とも、少年の健全育成を阻害する喫煙防止の観点から、引き続き、関係機関・団体等の協力を得ながら、夜間補導等の街頭活動を強化してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○西村 賢議員 減っているとはいえ、まだまだ想像以上に多い数字であったと思います。このような補導件数から見ても、当然、補導されるのは氷山の一角であり、未成年の間に喫煙に対しての健康被害の認知度の低さといえますか、意識の低さが感じられますが、教育現場では喫煙の健康被害に対する教育はどうなっているのか、教育長にお伺ひいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校における喫煙防止に関する指導につきましては、小学校の体育科、中学校、高等学校の保健体育科の授業のほか、学級活動等の特別活動など、学校教育活動全体を通して、小学校から発達段階に応じた指導を行っているところであります。具体的な内容といたしましては、未成年の喫煙は法律に

よって絶対に許されないことを強く指導しますとともに、たばこの煙には有害な物質が含まれていることや、長い間吸い続けると肺がんや心臓病などになりやすいこと、さらに、若い時期からの喫煙はその危険性が高くなることなどを、十分理解するように指導いたしております。健康への悪影響に関する正しい知識を身につけさせることは大変重要でありますので、県教育委員会といたしましては、各学校に、文部科学省が作成しております、たばこの害などをわかりやすく説明した冊子や、「飲酒、喫煙、薬物乱用防止に関する指導参考資料」などを配付して、指導の充実に努めているところであります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

最後に知事にお伺いいたしますが、これまでのやりとりも踏まえて、神奈川県が取り組んだ条例、また受動喫煙に対しての考え方をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 神奈川県を受動喫煙防止条例は、健康増進法で努力義務とされている受動喫煙の防止策を、一定の施設管理者に対して義務づけるものでありまして、一歩進んだ取り組みだと理解しております。受動喫煙による健康への悪影響につきましても、医学的に明らかにされているところでもあり、本県におきましても、県民の健康を守るという観点から、禁煙・完全分煙認証制度を普及するなど、不特定多数の方が利用される施設での受動喫煙防止対策が一層進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 非常に知事の言葉を重く受けとめて、今後も、本県でもこのような体制が広まって行って、また県民の健康を守るようにもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、雇用対策について伺ひます。

本県の有効求人倍率については、いまだ厳しい結果が出ており、また、先日の新聞での「来春卒業予定の県内高校生の求人倍率は0.24倍。7月末現在で4人に1人しか職がない厳しい状況に陥った」との報道は、県内企業の先行き不安が顕著に見てとれました。また、総務省の2008年度統計によると、完全失業率も本県は6.1%、小学校でいえば、1クラス2～3人の児童の親が失業しているということにもなります。これまでも県は雇用対策にさまざまな施策を行ってきましたが、当然、厳しい景気状況にあつて苦戦を強いられているとは思ひます。商工観光労働部長に、さまざまな政策の成果が得られたのか、所見をお伺ひいたします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 県の雇用対策の効果でございます。商工観光労働部所管の事業で申し上げますと、例えば、県内就職促進強化事業やU・Iターン対策事業における就職説明会の開催、さらには「ヤングJOBサポートみやぎ」における若年者に対する就職相談等に取り組むなど、厳しい就職状況ではあります。多様な就職機会の提供に努め、少しでも就職に結びつくようにしているところでございます。また、直接的な雇用創出につきましても、企業誘致はもちろん、農商工連携による新たな産業の創出、さらには今年度から、ふるさと雇用再生特別基金事業等にも鋭意取り組んでいるところであります。大変厳しい雇用情勢の中ではありますが、今後とも、雇用対策事業に全力で取り組みまして、一人でも多くの雇用を生み出してまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 ぜひよろしくお願ひします。

次に、ハローワークについて伺ひます。都市

部では、民間の職業あっせん所などがありますが、我々が視察した横浜市の「就職Shopヨコハマ」では、求職者と企業をコーディネーターがマッチングしており、求職者の満足度も高く、特に初めて正職につく方の割合が非常に多いようです。企業もきめ細かく欲しい人材を求めることができる。また、その職場環境、若い人が多いとか先輩がいるとか、そこまでも考慮してマッチングするようで、非常に感心させられました。しかし、大企業や求人自体の少ない本県においては、民間型は難しく、公的な機関であるハローワークが担う役割は非常に大きいと思います。実際、我々のところにも、ハローワークへの改善点を求める声も求職・雇用側双方から来るものがあり、職業をあっせんする仲介者としての責任感が希薄であるとの指摘もあります。しかし、我々としても、国の施設であるハローワークに対し、なかなか物が言いがたいのも事実であります。まず、ハローワークと県の連携はどうなっているのかお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ハローワークと県の連携でございますが、県では、県内外の就職説明会や求職者の生活・就労対策を宮崎労働局と連携して実施しますとともに、雇用対策全般について定期的な情報交換を行っているところであります。また、地域雇用対策連絡会議を県内5地域に設置しまして、管内ハローワークと各地域の雇用情勢についての情報交換や、それを踏まえた雇用対策の検討を行っているところでございます。今後とも、ハローワーク等とさらに連携を深めながら、地域のニーズを踏まえた効果的な雇用対策の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 私は、求職や就職のかなめと

なっているハローワークこそ、地域の実情を把握している行政がやるべきであって、権限や財源を分権すべきだと考えております。昨年12月、地方分権改革推進委員会の第2次勧告では、国の出先機関の定員削減としてハローワークの統廃合を求めていました。ハローワークが担う職業紹介事業を地方自治体に移管すべきとありました。しかし、まだ現在は移管されておられません。また、ハローワークの地方自治体への移譲に関する議論が、地方分権改革推進委員会、また全国知事会などで盛んに行われていることですが、東国原知事はハローワークの地方への移譲をどう考えているのか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） ハローワークは、職業紹介、失業給付の支給、雇用保険事業の実施など、国民に総合的な雇用サービスを提供しておりまして、現下の厳しい雇用情勢の中で、その役割はますます重要となってきております。このハローワークについては、議員も御指摘のように、地方分権改革推進委員会の第2次勧告において、「将来的には、漸次縮小を図るべきである」とあります。その機能については、単に地方分権化する方向でいいのか、現在の経済・雇用対策における国の役割や、地方分権改革推進委員会でも言っております国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも十分留意する必要があると考えております。雇用は国民生活の基本となるものでありますから、ハローワークのあり方につきましては、国と地方の役割を踏まえ、ハローワークを利用する国民、住民の側に立って、今後、十分に議論を深めていかなければならない問題であると考えております。

○西村 賢議員 今、知事の自信がないという

か、知事が実際、全国知事会でこの担当委員と
かになれる可能性もあるわけですから、それ
までにいろんな地域の県内の実情、また求職者
の声、雇用側の声もしっかり聞いた上で、全国
知事会のそのような場での発言をする立場にあ
るわけですから、しっかりと県の声を届けてい
ただきたいと思います。

次に、最低賃金について伺います。厚生労働
省は今年1月1日、今年度の最低賃金(時給)につ
いて、各都道府県の審議会が出した答申状況を
発表いたしました。中央最低賃金審議会は7月
に、経済不況を理由に最低賃金が生活保護の支
給基準を上回る35県については、前年度のまま
据え置くとする目安を示しましたが、本県を初
め33県が1円から5円の賃金引き上げを答申し
ました。引き上げ額の全国平均は10円、答申額
の全国平均は713円です。最も高いのは東京の
791円で、最も低いのは、佐賀、長崎、沖縄、
そして本県の629円でした。その差は162円と
なり、差が139円だった前年度に比較しても、
地域間格差はさらに拡大してしまいました。こ
の地域間格差の拡大についての商工観光労働部
長の所見と、本県審議会の経過をお伺いいた
します。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 地域別最
低賃金につきましては、最低賃金法に基づき、
各都道府県に置かれる地方最低賃金審議会の答
申を受けまして、都道府県労働局長が決定する
ことになっております。この審議会は、公労使
の三者の委員によって構成されております。都
道府県間で最低賃金額に差が生じていますの
は、中央最低賃金審議会が提示します引き上げ
額の目安を参考とはするものの、審議会におき
まして、地域の実情を十分考慮しながら審議が
行われた結果であると考えております。なお、

審議会の経過につきまして公表されておられ
ませんが、7月から9月にわたって5回の審
議が行われまして、公労使委員それぞれの立場
から意見が交わされたと聞いております。以上
でございます。

○西村 賢議員 次に、生活保護基準の実態に
ついて福祉保健部長にお伺いしますが、生活保
護の受給状況は県によっても極めて大きな差が
あり、最大の沖縄県は最小の富山県の10倍もの
世帯が生活保護を受けております。一口に生活
保護と申しましても、生活扶助や教育扶助など
さまざまな扶助がありますが、そのいずれかを
昨年12月中に1回でも受けた方の割合が、全国
平均1,000人当たり12.5人、宮崎県は11.8人で全
国17位でありました。県民所得が低い本県の水
準から見れば、もっと厳しい順位かと思ってい
ましたが、これは生活保護申請をしたいが世
間体を考えてしない、もしくは申請しても他県
より厳しい結果、このような状況なのか、福祉
保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 本県の生活保
護の状況につきましては、平成20年度におい
て、被保護世帯が1万75世帯、被保護者が1
万3,324人で、保護率は人口1,000人当たり11.72
人となっております。昨年以降、増加傾向にあり
ます。このような状況の中、各福祉事務所におき
ましては、生活保護の申請の意思が確認された
者に対して、申請書を速やかに交付するととも
に、審査に当たっては、訪問調査、関係機関調
査等を十分に行い、いわゆる漏給・濫給防止に
努めているところであります。以上ございま
す。

○西村 賢議員 公平公正な審査をお願いし
たいと思います。

次に、ワーキングプア対策について伺いま

す。福祉保健部の国保・援護課にお願いして、一つの例として生活保護給付モデルを伺いました。38歳の母親と小学生の子供1人の母子家庭の場合、生活保護の支給額は、さまざまな扶助を足しまして、東京では18万5,820円、宮崎では15万600円でした。そこで、商工観光労働部長にお伺いします。2007年11月、最低賃金法の改正により、ワーキングプア解消を目指して最低賃金を決める際には、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことを明記し、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との文言もつけ加えられました。中央最低賃金審議会では、12都道府県の最低賃金が生活保護基準を下回る事が判明いたしました。本県が地域最低賃金を2円引き上げたことを評価ゼロとは申し上げませんが、時給629円で8時間、そして20日間働いて10万640円ということです。ここから国民年金の1万4,000円を支払えというのが非常に無茶な話であり、フリーターの増加で未納者がふえるのも当然と言えますし、また、勤労者が課税対象でありながら生活保護世帯の非課税を考慮すれば、さらに勤労意欲がわかなくなるのも理解できなくはありません。商工労働行政を預かる県としては、このような状況を傍観することが許されるとは思えません。低賃金で働いているフリーターは、親に経済的な依存をして生活が成り立っているとも言われます。だからこそ自立ができないし、結婚や子供をもうけることができないということにつながっていると思います。また、若いフリーターならまだしも、一家の大黒柱が日雇い派遣や契約社員という労働環境が、生活維持のために消費者金融などに走り多重債務に陥ったり、夜逃げや自殺という最悪のスパイラル結果を生み出していることも考えられます。このこ

とを踏まえて、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

○**商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 労働者の就業形態が多様化する中で、本県においても近年、パートやアルバイト、派遣社員などの非正規労働者の割合が増加しております。特に、昨年秋以降の不況によりまして、非正規労働者の解雇、雇いどめ等の問題が生じるなど、労働者が不安定な状況に置かれている実態も承知しております。県といたしましては、本当に厳しい経済情勢でございますが、今後とも国等と連携を図りながら、このような状況が少しでも改善されますよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○**西村 賢議員** これは労働者にとって、一部の方にとっては、生死にかかわる部分の重要な課題だと思いますので、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、知事にお伺いします。憲法25条の生存権の理念に基づき、国が生活に困窮する国民に対し必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする法の精神は理解しますが、モラルハザードや不正受給者など過保護の問題と、本当に保護を必要としているワーキングプア世帯などが保護されていないという、両面での問題があるとされております。最低賃金法の改正に伴い、新たな文言がつけ加えられたのは先ほど申し上げたとおりですが、働く意欲と能力がありながら生活保護基準以下の生活を余儀なくされることは、憲法上の規定から見ても大きな矛盾があります。さきの総選挙においても、野党だった政党はもちろん与党であった公明党も、最低賃金、時給1,000円の公約を打ち出しておりました。政権交代と相なったわけですから、民主党のマニ

フェストにある「子ども手当の創設」や「生活保護の母子加算の復活」とともに、「最低賃金の引き上げ」をも取り組むよう、全国知事会としても強く求めていくべきだと思います。ワーキングプアの問題を踏まえ、県民生活向上のための国への働きかけを含めた知事の決意をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 昨年からの世界的な景気悪化は、我が国の雇用情勢にも大きな影響を与え、本県の労働環境についても非常に厳しい状況が続いているところであります。私は、働く人々が経済的に自立し、結婚や子育てなど、将来に希望が持てるような社会づくりを進めることが大変重要であると考えております。このため、これまでも全国知事会等を通じ、正規労働者と非正規労働者との均衡ある処遇に向けた法的整備等について要望してきたところであります。このような中で、新たな政権与党の三党連立政権合意において、労働者派遣法の抜本改正や最低賃金の引き上げ等について、全力を傾注していくことが確認されておりますので、その取り組みを注視しながら、今後も機会あるごとに地方の声を届けてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 非常に期待しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、教育問題に移ります。

N I E (Newspaper in Education) の取り組みについて教育長にお伺ひしますが、N I Eは学校などで新聞を教材として活用することで、世界じゅうで実施されており、日本では教育界と新聞界が協力して全国で展開しております。子供たちの読解力の低下や文字・活字離れが心配される中で、成果を上げているものの一つでもあり、2009年度のN I E実践指定校は、全

国47都道府県で536校ということになっており、本県も小中高合わせて8つの学校が指定校として現在取り組まれていると聞いております。N I Eの取り組みの一つに、「わがまち新聞コンクール」というものも開催されており、小中高でその地域の出来事や名所、名物などの地域のすばらしさを新聞で紹介するという企画も、地域を知り、地域を好きになるためにも効果があるのではないかと考えられます。このような取り組みを少しでも多くの学校に広めることはできないのか、教育長にお伺ひします。

○教育長（渡辺義人君） N I Eにつきましては、お話にありましたように、学校教育で新聞を活用する活動のことでありまして、財団法人日本新聞教育文化財団が社会性豊かな青少年の育成や活字文化の発展などを目的として行っているものであります。本県におきましては、本年度、小・中・県立学校の中からN I E実践指定校として8校が認定をされ、新聞を使った授業や新聞づくり等を行い、その成果を研究発表会やホームページ等で公開しております。なお、N I E実践指定校は、本年度の8校を含めまして、これまでに46校が認定されているところであります。新学習指導要領におきましては、子供たちの思考力、表現力、判断力等をぐくむ上で、言語活動の充実が重要視されておりますので、教育に新聞を活用していく活動は、今後ますます大切になると考えております。県教育委員会といたしましては、現在、県N I E推進協議会の一員として、教育に新聞を活用する活動を推進しているところでありますが、今後とも、多くの学校が取り組むことができるように、効果的な新聞活用のあり方について助言等を行いながら、N I E活動の普及に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 新聞を読むことで、親子のコミュニケーションなどにつながることも期待されていますので、ぜひ取り組みが広がるようにお願いしたいと思います。

次に、教師の不祥事について、教育長、総務部長に伺います。昨今のマスコミで報道される公務員不祥事については、驚きを通り越し憤りを感じます。県教育委員会も9月4日、勤務態度不良や人身事故を起こした校長2人を含む教職員7名を懲戒処分としました。教職員の今年度の懲戒処分件数は16件、昨年同期を上回っており、社会的に模範を示すべき立場の者が、わいせつ行為、飲酒運転、体罰など、不可抗力的なものではなく、すべて確信犯であることが許せません。公務員としての使命感の欠如、また自覚の欠如など、緊張感を欠いた組織の緩みも指摘せざるを得ませんが、これらの行為が県民の行政不信を増幅させていることは確かであります。教育長にお尋ねいたします。まず、全国的な教職員の不祥事の多発をどのようにとらえておりますか、お伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 教職員は、児童生徒を教育的愛情を持って心身ともに健全に育てるという崇高な責務を十分認識し、日ごろから児童生徒、保護者、地域社会の思いや願いにこたえていかなければなりません。このようなことから、教職員の不祥事につきましては、教育への信頼を著しく損なうものであり、まことに遺憾であります。

○西村 賢議員 続けます。本県においての最近の懲戒処分の状況を踏まえて、私が参考にした19年度の調査資料では――細かいところは省きますが――懲戒処分を受けた各県の教員数を教員1,000人当たりの数に直してみると、本県は9.4で全国6位の深刻な状況にありました。こ

れは教育長に伺いますが、本県の処分件数が多いのは、他県の処分との違いがあるのか、言いかえれば、本県は基準が厳しい分だけ、その処分件数が多くなっていると考えられるべきなのか、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本県の懲戒処分の基準につきましては、平成18年1月に、不祥事を防止し県民の信頼を得るとともに、懲戒処分の透明性を確保するために、教育委員会と知事部局で連携して策定をいたしましたものであります。他県等におきましても、それぞれ教育委員会独自の基準が策定されておりますけれども、本県では、懲戒処分の運用に当たりまして、重大事故につながりかねない交通法令違反について、比較的厳しい処分を行っておりますことから、処分件数が多くなっているものというふうに考えております。以上です。

○西村 賢議員 とはいえ、やはり教師としての自覚が乏しい人がいるのは確かであります。監督すべき県教育庁としても、これ以上厳しくは難しいのかもしれないかもしれませんが、まだまだ対応の甘さがあると断ぜざるを得ません。子供たちを安心して任せることもできませんし、また、子供から見ても、教師を尊敬することができなくなるのではないかと危惧しております。いま一度、教育長に、今後の対応策とその決意を述べていただきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会といたしましては、これまでも「服務規律等マニュアル」の作成や「教職員の懲戒処分に係る基準」の改正を行いますとともに、服務規律に係る校長会を開催するなど、さまざまな取り組みを行いまして、教職員の服務規律の遵守に努めてまいりました。また、各学校におきましても、繰り返し研修を実施してきたところであります。

しかしながら、最近の相次ぐ不祥事の状況は、まことに申しわけなく、重く受けとめているところでございます。教職員一人一人が、不祥事をみずからのこととして受けとめ、信頼される教職員としての意識改革に取り組むなど、教職員一人一人の心に強く響く指導が必要であるというふうに考えているところであります。そこで、ことしの8月末には、緊急の県立学校長会や教育事務所長会を開催しますとともに、学校へ教職員の綱紀保持及び服務規律の遵守に係る緊急通知を出すなど、指導の徹底を図ったところであります。また、これらの中で、教師として生きる意味について改めて考えるよう、私の思いをメッセージに託しまして伝えたところであります。その一部を述べさせていただきますけれども、「教師、それは、子供たちに囲まれ、さまざまな感動を共有できる幸せな仕事。子供たちと接する中で、自分自身もともに成長できるやりがいのある仕事。ぜひ、子供たちが自分の学校を誇りに思う、自分を教えてくれる先生方を誇りに思う、自分の仲間を誇りに思う、そして自分自分を誇りに思う、そんな子供たちが育つ学校を目指して、一人一人が教師としての誇りを持って、子供たちに寄り添うよう」お願いしたところであります。以上です。

○西村 賢議員 非常に熱い思いが伝わりましたが、我々だけじゃなく、当然、全教員に伝わるように、また心に刻まれるように、よろしくお願いしたいと思えます。

次に、関連して、公務員全体のことについて総務部長に伺います。福岡市の海の中道での3幼児死亡事故から3年目の8月25日、福岡県警の警察官が飲酒、ひき逃げ容疑で逮捕されました。福岡市長は、「3年前のこの事故がきっかけで、全県的・全国的に飲酒運転の根絶・撲滅

運動が始まっただけに」と憤りを隠せませんでした。確かに3年前、公務員の飲酒による悪質で重大な事故だったために、警察は過失運転致死罪を適用しました。世間の公務員への風当たりは当時強く、どこの自治体でも飲酒運転は厳罰主義で臨んできました。ところが、佐賀県の元県立高校教諭が、「飲酒運転を理由に懲戒免職処分になったのは不当」だとして、県の処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が8月5日、福岡高裁であり、「裁量権の乱用」と認めた佐賀地裁判決を支持し、県側の控訴を棄却しました。佐賀県以外に、少なくとも三重県、大阪、京都、神戸、兵庫県加西の1県4市で、公務員の飲酒運転による懲戒免職処分が取り消されており、いずれも上告しているようですが、飲酒運転の態様や検挙の有無が争点になっております。そこで部長に、これらの判決に対する所見を伺います。また、このようなことで県の懲戒処分の基準を見直すことになるのか、あわせてお伺いします。

○総務部長(山下健次君) 御指摘のように、平成18年の福岡市の非常に悲惨な事故、それ以来、そのときを踏まえ、本県におきましても、職員による飲酒運転の撲滅を期して、19年12月に基準を改正したところでございまして、従来、停職処分が最高であったところでありますが、酒気帯び運転について原則免職としたところでございます。ただいま御質問にございました各県・市等の処分取り消し訴訟につきましては、いずれも態様がさまざまにございまして、しかしながら、それぞれの判決において、その態様を考慮されたものでございまして、一般的にそういったことがまだ確定されたわけではございません。さらに、すべてがまだ係争中という状況でございまして、いずれにしても、その結果

は十分注視してまいりたいと思っております。基本的には、本県におきましては、処分基準は免職から減給まで幅を設けておりまして、当然、情状酌量の余地は設けてありますが、飲酒運転は、県民の生命・財産を直接脅かしかねない、公務員として絶対あってはならないことですので、今後とも厳正な対応を行ってまいり所存でございます。

○西村 賢議員 このことを踏まえまして、次に人事委員会委員長にお尋ねいたします。公務員には、その身分を保証するためにも、自分に科せられた処分に対し、人事委員会に不服申し立てをする権利があります。この制度は、人事権の濫用などに歯どめをかける機能を持たせるものでありますが、場合によっては、厳罰化を空洞化させている可能性もあると思います。人事委員会委員長にお伺いしますが、本県における不服申し立ての状況をお聞かせください。

○人事委員長（黒木奉武君） 懲戒処分等の不利益処分に関する不服申し立てにつきましては、中立的な第三者機関としての人事委員会が、準司法的権限に基づき、公正公平に審査を行いまして、厳正な判断として裁決をしているところであります。このような中、平成11年度以降、過去10年間に人事委員会に出された不服申し立ては8件となっております。この8件の中で、懲戒処分に係る申し立ては5件ありました。このうち、処分を承認しまして申し立てを棄却したものが3件であります。処分の程度が妥当でないとして、処分を修正したものが1件あります。残る1件につきましては、現在、審査中でございます。また、懲戒処分以外のその他の申し立てが3件ありますが、いずれも受理要件に該当しないものとして却下いたしております。以上です。

○西村 賢議員 ありがとうございました。人事委員会の裁決は、今後も慎重に当たっていただきたいと思っております。

私の手元には、「全国交通事故遺族の会からのメッセージ」があります。このメッセージの中で、「飲酒運転の事実を、偶発的な検問や事故などでの発覚に任せておいていいはずがありません。本来は、飲酒運転をした公務員が自発的に申告するのが理想ですが、彼らとて人間だから、完璧なことはあり得ないでしょう。行政経費のほとんどは税金で賄われていることを忘れてはなりません。公務員の飲酒運転や事故を撲滅し、それに引きずられるように、民間企業や市民のレベルまで意識改革が進むことが、私たち遺族の切なる願いです」と結んであります。私も同じ気持ちであることを申し伝えておきます。

以上で愛みやぎきの代表質問を終わります。
(拍手)

○中村幸一議長 ここで暫時休憩いたしますが、再開は14時50分といたします。休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時50分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 東京都議選で吹き荒れた民主への風は、衆議院選でさらに加速し、同党に単独過半数を大きく上回る308議席を獲得させました。一方、自民党は、改選前議席から181減の119議席、また改選前31議席だった公明党は、支持者の皆様の御期待にこたえられず、候補を立てた8小選挙区で敗れ、比

例区で800万票以上いただきましたが、21議席と後退してしまいました。とりわけ我々にとって、太田代表、北側幹事長の議席を失ったことは痛恨のきわみであります。しかし、公明党は、今回の民意を真摯に受けとめ、8日、山口新代表、井上新幹事長のもと、新たな決意で出発をいたしました。「昇龍の淵に潜むは昇らんがため」との「三国志」、劉備玄德の言葉があります。「大衆とともに」の立党精神を胸に、公明党は再起をお誓いし、県議団を代表して質問をさせていただきます。

まずは、きょうスタートする新政権に対し、知事の政治姿勢について何点かお伺いいたします。

2007年末からの世界経済危機による国内経済や雇用の不安に対し、旧政府・与党は、切れ目ない政策を打ち出し、何とか景気回復の入り口が見えるところまで来たところでありました。ところが、こうした実績は、政権交代の大波の前に、有権者に十分実感していただくまでに至らず、劣勢を巻き返すことができませんでした。政治ジャーナリストの岩見隆夫氏は、衆議院選の結果について、「今回の民主党の勝因は、自民党の敗因の中にある。民主党のマニフェストは典型的なばらまき政策が並べられ、評判は余りよくなかったし、鳩山代表に人気があったわけでもない。しかし、自民党に対する幻滅感や不満が想像以上に根深く、国民は自民党時代に幕引きをした。有権者は、残る民主党を選んだ。そういう消極的選択をしたのだと思う」と分析しております。この分析を裏づけるデータとして、朝日新聞社が、8月31日、9月1日に実施した緊急の全国世論調査によると、民主党中心の新政権に「期待する」と答えた人が74%に達し、政権交代が起きて「よかった」

とする意見は69%でした。反面、民主党政権が日本の政治を「大きく変えることができる」と見る人は32%という結果でした。また、目玉政策となった1人月2万6,000円の子ども手当を支給して所得税の配偶者控除などを廃止することに賛成は31%で、反対は49%。高速道路を無料化して建設の借金は税金で返済することについては、賛成は20%にとどまり、反対が65%と、かなり評判が悪い世論調査の結果が出ていました。

また、元国土交通省国土計画局長、小峰法政大教授は、「経済が成長してパイが大きくなれば、その分け前が国民に及び、国民の生活が豊かになるというのが経済政策の基本だ。新政権の政策は、どうやって経済を成長させてパイを大きくしていくのかという要素がほとんどないに等しい」と指摘しております。新政権は、子ども手当など、家計に所得を分配することで消費がふえ、内需主導型の成長ができると主張していますが、これはパイをどう切り分けるかという問題で、パイそのものを大きくする、成長させるということにはならないとも指摘しております。このことから、新政権は、国民のために誤りのないかじ取り、そして将来世代が安心できる国づくりに全力を挙げるべきだと、ここで申し上げます。そこで、新政権への期待と不安を抱きつつ、県政への影響について、以下の3点を知事に伺います。

知事は、民主圧勝、自民大敗、そして政権交代という今回の衆議院選挙の結果をどのように受けとめておられるのか、お伺いいたします。

新政権が掲げる税制の焦点は、ガソリン税などの暫定税率を廃止し、直轄事業負担金の廃止などを通じて道路整備の水準を維持するとしていますが、公共事業は削減すると言っております。

す。高速道を含めた県内の道路網整備への影響について、見解をお伺いいたします。

3点目です。新政権の掲げるマニフェストと、知事マニフェストを具体化・重点化した「新みやざき創造戦略」の目指す方向性に大きなずれはないかお伺いいたします。

次に、地方分権についてお伺いいたします。

今回のような政権交代が行われ、今後も絶えず政権交代が競われるようなことになれば、国と地方の役割を、地方自治法が示すとおり明確にしておかなければ、もっと言えば、地方自治体が担うべき仕事は、国の関与なしで立案から執行まで自力で支える地方主権制度が確立されなければ、政権交代のたびに地方が振り回されることとなります。したがって、政権交代は地方主権とセットでなければならぬと考えます。

御案内のとおり、2000年4月施行の新地方自治法では「地方公共団体の役割と国の配慮」を明確にいたしました。新地方自治法の眼目であり、地方分権の宣言とも言われております。新地方自治法第1条2は、国の役割として、

(1) 国際社会における国家としての存立にかかわる事務、(2) 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する事務、(3) 地方自治に関する基本的な準則に関する事務、(4) 全国規模・視点で行わなければならない施策・事業と明記。さらに、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねることを基本とすると定められております。

今回の衆院選の特徴の一つに、全国知事会や指定市長会が各党のマニフェスト、特に地方分権改革に関する評価などで積極的な発言やかかわりが注目されました。しかし今回、地方分権とは何か、なぜ必要なのかという大事な部分が

あいまいなまま、主権者である国民・県民を置き去りにした議論が主で、そのことにより住民が本来求めている地域再生とか地域間の格差是正には焦点が当たりませんでした。また、その上での地方分権の構想である道州制について、公明党は地方主権型道州制を提案させていただきましたが、ほとんど争点になりませんでした。そこで、地方分権構想のために、今回の衆議院選で全国知事会や指定市長会が各党のマニフェスト、特に地方分権改革に関する評価などで積極的な発言がなされましたが、発言者の一人としての知事の見解をお伺いいたします。

今回の衆議院選で、地方分権改革として道州制がクローズアップされたと思いますが、知事は、新政権の打ち出した地方自治のあり方どのような見解を持たれたか、お伺いします。

以下、自席で質問をさせていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

さきの総選挙の結果は、多くの国民が、現在の社会・政治・経済の閉塞感や手詰まり感から、とにかく変化・変革に期待したものであったと思います。新たな政権与党におかれましては、地域の実情、地方の声に十分配慮いただきながら、国民の皆様と約束したことを着実に実行していただくとともに、私たち国民は、その実現をしっかりと検証していく必要があると考えております。

公共事業削減による道路整備の影響についてであります。民主党マニフェストでは、平成21年度の公共事業予算額7.9兆円を平成25年度までに1.3兆円節約するとなっております、その具体的な内容につきましても、まだ明らかになっておりませんが、本県の道路整備への影響も懸

念されるところであります。しかしながら、東九州自動車道を初めとする道路の整備は、本県の発展に欠かすことのできない重要な課題でありますことから、県といたしましては、おくれしている社会資本整備が着実に進められるよう、県議会を初め県民の皆様の御協力・御支援もいただきながら、関係機関への要望活動など積極的に行ってまいりたいと存じます。

続きまして、民主党マニフェストと本県の総合計画の方向性についてであります。新みやざき創造計画は、人口減少・少子高齢社会、安全・安心な生活を希求する成熟社会、グローバルな経済・交流社会を大きな政策課題としてとらえ、本県が取り組んでいく基本的な施策の枠組みを示したものであります。一方、民主党マニフェストは、「国民の生活が第一」という観点から、子育て、年金、教育、医療、地域主権、雇用・経済など、国レベルで取り組むべき政策がまとめられたものであり、国民あるいは県民福祉の向上を目指すという意味で、基本的方向性に違いはないと考えております。なお、民主党マニフェストに掲げられた個別の政策の中には、暫定税率の廃止や高速道路の無料化等、地方のインフラ整備への影響が懸念されるもの、一括交付金等その姿がまだ明確でないものも含まれておりますので、今後の動向を注視し、本県としても、地方からの意見をしっかりと主張していく必要があるかと思っております。

次に、各党のマニフェストについてであります。私は、さきの衆院選の際に、自民党に対して、地方分権に関する全国知事会の要望項目を政党マニフェストに一言一句たがわず盛り込んでいただきたいということを申し上げました。これは、自民党初め各政党が地方分権をマニフェストに盛り込み、それが選挙の争点の一つ

となることによって、これまで遅々として進まなかった地方分権改革が少しでも前進すればとの思いからでありました。今回の選挙では、各政党が地方分権に関する具体的な政策をマニフェストに盛り込み、また有権者の目が地方分権に向けたという点では、私なりの役割が果たせたのではないかと考えております。なお、全国知事会が主催しました公開討論会に私も参加しましたが、全国知事会としての地方分権に関するマニフェストの採点結果は、3党の中では公明党が最高点であり、私自身も同様の評価をしたところであります。

次に、道州制についてであります。新政権の中心である民主党のマニフェストには、「地域主権国家への転換」「地方財源の大幅拡充」「国と地方の協議の場の法制化」などが掲げられております。一方、道州制につきましては、自民、公明、民主のマニフェストの中で、唯一民主党だけが言及されておられません。インデックスの中では触れられておりますが、マニフェストの中では触れられていないということです。この点について、公開討論会の場においては、「当面4年間は現行の基礎自治体と都道府県を前提とした分権改革を進め、その後に広域自治体のあり方を考える」ということであります。私は、道州制は、行政権、立法権、財政権を兼ね備えた地方政府の確立を目指すものと考えておりますが、まずは権限・税財源を地方に移譲する地方分権改革を確実に推進していくことが必要だと考えております。したがって、新政権のもとでの分権改革の推進状況を注視しますとともに、道州制を含む広域自治体のあり方に対する考え方をできるだけ早い時期に示すよう求めていきたいと考えているところであります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

県民の不安払拭のために、地方から声を上げるといふこと、地方の立場を明確に国に示していくことが大事であると考えます。また、知事に評価いただきました公明党の地域主権型道州制におきましても、宮崎から発信できるよう、行動を起こしてまいりたいと思います。

続いて、消費者庁設置についてでございます。

こんにゃくゼリーによる窒息死事故や、中国製冷凍ギョーザの中毒事件といった法律の所管が不明確だった「すき間事案」の解消に早急に取り組むことのできる、公明党も強く推進しておりました消費者庁が1日発足いたしました。同庁は、省庁にまたがっていた消費者行政を一元化し、生活の安全を守る司令塔としての役割を担うことは、御案内のとおりでございます。消費者庁の発足によって、これまで企業、生産者重視で縦割りだった行政が是正され、消費者にとってメリットが実感できるとともに、透明性、専門性の確保など、消費者中心の体制ができ上がりました。特に、一元化の姿として、内閣府の外局として発足し、農林水産省、公正取引委員会など9府省1委員会から約200人の職員で動く、JAS法、食品衛生法、消費者契約法など各省庁が所管していた消費者に身近な29の法律を同庁に移管し、複雑で多岐にわたる消費者トラブルに対応する、食の安全にかかわる事項だけでなく、マルチ商法、催眠商法などの詐欺的商法、架空請求、老人への次々販売など、消費者が直面するさまざまな問題に対処などがあります。このことにより、企業への立入検査や問題のある製品の回収命令、被害拡大を防止するための事故情報の公開のほか、各省庁への勧告も行えるなど、強い権限を持つことになり

ます。

そこで、本県におきましては、これまで食の安全については、他県を先駆する取り組みを行っていただいていると思いますが、消費者庁の設置により、本県における食品表示の適正化に向けた取り組みをどう考えておりますか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 食品表示の関係でございます。

本県では、平成16年に、副知事を会長に、庁内の関係部局で構成します「宮崎県食の安全・安心対策会議」を設置し、この中で食品表示の適正化についても連携した取り組みを行っております。これまでも、本県で発生しましたウナギの産地偽装や事故米等の不適切な表示に関する案件につきまして、当対策会議において迅速かつ適切に対応してきたところであります。食品表示制度は、JAS法を初め食品衛生法や景品表示法など、複数の法律に基づく幅広い対応が必要でありますので、今後とも当対策会議を中心として、関係部局の連携を強化しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 消費者庁は、消費者からの情報、関係部署からの事故情報などすべてを集約するため、その情報は膨大なものとなると予想されます。しかし、消費者の信頼を得るためには、対応の素早さが不可欠になると思います。情報をいかに迅速に処理し結果を出すか、最前線で事故情報や消費者からの相談に応じる各地の消費生活センターの機能強化が課題になると考えます。そこで、消費生活センターの充実が急がれると思いますが、今後どのように充実していくか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 消費生活セン

ターの充実についてでありますけれども、消費者庁の設置に合わせて施行された消費者安全法におきましては、国及び地方公共団体の責務として、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定、実施することとされており、都道府県におきましては、消費生活センターの設置が義務づけられるとともに、市町村においても、必要に応じて設置に努めることとされたところでございます。

このような中、本県においては、消費者行政活性化基金事業を活用いたしまして、消費生活相談員の資質の向上や弁護士等専門家との連携強化など、県の消費生活センターの機能充実を図ってきているところでありますが、さらに、市町村における新たな消費生活センターの設置や相談窓口の整備等を促進することによりまして、消費者行政の一層の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 答弁の中にありました消費生活相談員の資質の向上、それと専門家との連携強化、多岐にわたる相談があると思いますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、自民党のほうからも何度も繰り返されて質問されましたが、公明党も質問したいと思います。農林水産業問題でございます。

新政権の看板政策である農家への戸別所得補償制度が、具体化へ踏み出されます。この制度は、米や麦、大豆などの販売農家を対象に、販売価格が生産費を下回った場合に差額を税金で補てんするというものでございます。新政権は、所得補償の財源を1兆円としておりますが、財源の裏づけから具体的な制度設計まで不透明な部分が極めて多いとされております。そもそも1兆円の積算根拠も不明ですが、財源を

確保するために、補正予算の凍結、公共事業の中止など、どこかに痛みを押しつけることになると言われております。そのことを国民にはっきりと示す必要があると考えます。制度設計も難題です。米の生産調整、減反ですら難航している状況なのに、麦や大豆などの主要作物にも、生産数量目標を設定し、それに従った販売農家に所得補償を行うとしています。多品目に及ぶ経済的な生産が果たして可能なのでしょうか。多くの農家がつくりたいものをつくれなくなるおそれがあります。専業農家も兼業農家も一律にして、生産費と販売額の差を補てんすることへの疑問の声も多いと聞いております。例えば、大分県臼杵市の中野市長は、「農家を育てるといふよりも、福祉政策ではないか。農業政策として間違っている」と批判しております。所得補償を実施したとしても、10年後、20年後の日本農業の展望が見えない。戸別所得補償と一体的に進めようとしているのが日米FTAの締結。岡田幹事長は、「4年間でさまざまな問題が決着して締結できれば望ましい」と意欲的でありました。しかし、締結によってアメリカから安い農産物が押し寄せ、国内産業に壊滅的な打撃を与えることを懸念した農業団体が猛反発。これを受け、民主党はマニフェストに書いた「締結」を「交渉を促進」に修正する一幕がありました。農業関係者にはまだ不信感がくすぶっています。

戸別所得補償制度の対象品目の米を取り上げてみたいと思いますが、宮崎県のように、農業産出額(3,211億円、全国で第5位)における米の割合は7%に過ぎず、本県にとってどれだけの実が、また効果があるかと考えます。狭い日本で、気候も違う、地形も違う、当然作物も違う、農業従事者の形態も違う、そうした中で、

確かに、全国一律の制度変更を繰り返し続けたことが農村社会の地盤低下の一因になったと、反省はしなければなりません。

新政権の戸別所得補償制度でも、それに要する費用は先ほど申しましたが、最低1兆円と言われます。全国一律でなく、地方の農業の実情に応じた使い方ができるような地方分権が、農業の分野にこそ必要ではないかと考えます。国際化が避けられない流れの中で、農業をどう強化するかというポイントは、それぞれの地方の農業現場にあるように考えます。本県において、やっと、就農支援や雇用確保、農地の有効利用、また農商工連携に宮崎発のビジネスモデル創出に取り組んでいくところだったと考えます。そこで、戸別所得補償制度は、農業の集約化・大規模化を模索してきたこれまでの農政の大転換となりますが、これと一体的に取り組もうとしている日米F T A交渉とあわせて、全国に誇る宮崎農業への影響について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話にございました戸別所得補償制度では、米、麦、大豆などの主要農産物や畜産物の販売農家に対し、生産費と販売価格との差額を補償するとされておりますが、一方、本県の基幹品目であります野菜や果樹は、恒常的に生産費が販売価格を上回る状態ではないとの判断から、所得補償の対象外となっております。この所得補償制度につきましては、平成23年度実施に向け、今後、詳細な制度設計等がなされると伺っておりますが、米は、東北・北陸の大産地に比べて零細規模であり、麦・大豆の作付面積も少ないこと、野菜・果樹も、昨今の重油価格の高騰等の影響で経営は大変厳しい状況にあることなどから、今後は、本県農業の実情が十分に反映され、農業者

の生産意欲の向上につながる制度となるよう、あらゆる機会を通じ、国に要望してまいりたいと存じます。

また、日米F T A交渉での農業分野の対応につきましては、我が国は、今や世界最大の農畜産物の純輸入国であり、仮に競合する農畜産物がさらに市場開放されれば、我が国の農業全体に致命的な影響を及ぼすことから、国内農業を守り、農業者の将来的な不安等を払拭する観点からも、今後とも、断固とした厳しい姿勢で臨んでいただきたいと思いますと考えております。以上であります。

○河野哲也議員 新政権の林業・水産業、具体的施策は、林家への森林管理・環境保全直接支払制度、漁業についても、所得補償制度の導入にとどまっていると思います。地球温暖化対策の重要な産業であるという観点から、これをどうとらえ、今後どのように本県林業・水産業の振興を図っていくか、関係部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 本県林業の振興につきましては、現在、木材価格の長期低迷等によりまして、森林所有者の経営努力だけでは適正な森林の整備が難しい状況にありますことから、県では、森林所有者の負担を軽減するため、森林整備事業による植栽や間伐への経費助成などさまざまな支援策を講じているところでございます。本年度からは、京都議定書の森林吸収量を確保するため、採算性の悪い森林での間伐に定額助成をするなど、支援の拡充を図ったところでございます。今後、新たな政府の施策の方向や内容等が具体的に示されるものと考えておりますが、森林・林業は、低炭素社会を実現する上で重要な役割を担っておりますので、県といたしましては、引き続き、多様で

健全な森林づくりや県産材の需要拡大等に取り組みまして、持続可能な循環型林業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 水産業関係でございます。本県水産業は、資源の減少、水産物価格の低迷、就業者の減少・高齢化、さらには燃油高騰等によります経費の増大など多くの課題を抱えております。新たな国の水産業施策につきましましては、所得補償制度を含め、今後、具体的な内容が検討されると伺っておりますが、県といたしましては、関係機関・団体と連携しながら、今後とも、漁業経営の効率化、流通・販売体制の強化、水産資源の確保と漁場環境の保全等に積極的に取り組みながら、持続できる水産業の構築を進めてまいりたいと考えております。また、国に対しましても、新たな対策が本県水産業の振興につながる制度となるよう、強く働きかけを行ってまいりたいと存じます。

○河野哲也議員 ありがとうございます。最も重要なのは、次の世代をどう育てるかだというふうに考えます。今回、県内を回って痛感するのは、真正面から担い手を育てようという強い意志が必要であると感じました。今いる担い手支援とともに、これからの方々が一人前になるまでサポートする「あすの担い手政策」、これが必要だと実感しております。

次に行きます。医療・福祉問題について伺います。

初めに、後期高齢者医療制度についてでございます。新政権は、75歳以上が対象の私たちの長寿医療制度（後期高齢者医療制度）を廃止するとしております。しかし、前身の老人保健制度に戻すのか、新たな制度を創設するのか、肝心の廃止後の姿がはっきりせず、不安が広がっ

ております。少子高齢化が進み、75歳以上の医療費が急速にふえ続けている現状を考えると、後期医療を廃止しても、この問題自体が解決するわけではないと考えます。しかも、2008年4月の制度導入時に月額約6,000円だった平均保険料は、きめ細やかな改善策が重ねられた結果、09年度は月額約5,160円と、年間約1万円も下がっていると聞いております。さらに、国保加入者だった約1,100万人の75%の世帯で保険料が軽減されていると聞いております。制度導入から1年以上がたち、現場では制度が定着しています。全国市長会でも上がったように、ここで廃止すれば大きな混乱が生じると、地方の反発も広がっています。毎日新聞が行った47都道府県知事へのアンケート調査によると、回答した46人のうち、後期高齢者医療制度の廃止に賛成したのは茨城県知事だけというのが現実です。仮に同制度を廃止し、もとの老健制度に戻すと、最大で9割軽減されている低所得者の高齢者の国保保険料が大幅にアップするおそれがあり、一方、自治体の国保保険料の格差も現在は2倍に抑えられていますが、5倍に逆戻りし、財政破綻に陥る懸念も指摘されております。新政権は、高齢者や地方の声に耳を傾けるとともに、制度廃止後の全体像を早急に示す責任があると考えますが、この改革について知事はどのように考えているか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 今後、少子高齢化が進展する中で、国民のだれものが安心して医療を受けられる国民皆保険制度を維持していくためには、高齢者にかかる制度を含め、我が国の医療保険制度が将来にわたり安定的に運営されることが重要であると考えております。このため、制度設計に当たっては、国民のだれものが納

得するような制度となるよう、国だけで決めるのではなく、地方の声も十分に聞いていただき、きちんと議論していただきたいと考えております。

○河野哲也議員 10年間の議論というのは何だったのかなというふうに感じますが、全体像が見えていませんので、これまでにしたいと思っております。

次に、子育て支援について伺います。フランスの出生率は、1994年の1.65を最低に反転し、10年後の05年には1.94に回復し、最近では2.05に回復させています。フランスの復活しつつある子たくさん社会、その背景には、手厚い経済的支援や、働く女性に子供が負担にならない社会制度、新しい家族観などが複合的に作用していると分析されています。ただ、消費税率が最高19.6%で、所得税の累進税率も日本よりはるかに高い、高負担で高福祉の国であるということ。ただ一方で、家族がふえるほど税額が低くなるという仕組みもつくっていると聞いております。このフランスの手厚い子育て支援策を日本で行うとすると、10兆円の財源が必要だと言われております。新政権の目玉である子ども手当、総額5.3兆円が必要とされ、その財源はといえば、明確になっているのは所得税の配偶者控除と扶養控除の廃止による1.4兆円、今後、国の一般会計と特別会計を合計した総予算207兆円を組み替えして捻出されるとしております。中野議員も数字を質問されましたけれども、これを宮崎県に置きかえた場合、子ども手当を対象とするゼロ歳から中学卒業までの子供は約16万3,000人で、2万6,000円掛け12カ月で、総額約509億円余りとなります。実に本県の一般会計5,830億円余のおよそ10%を占めることになる。参考までに現在の児童手当、3歳未

満の乳幼児と小学校6年生までの児童合わせて12万8,000人、総額94億円と言われております。総務部長、本県の所得税の配偶者控除と扶養控除の廃止による捻出額、どれだけになるでしょうか、お伺いします。

○総務部長(山下健次君) 配偶者控除、扶養控除、国税である所得税では、現在、一般的には控除対象者1人につきまして、それぞれ38万円を所得から控除する仕組みとなっておるところでございますけれども、これを廃止することになりますと、当然、所得税が増収になるということは考えられますが、本県内でこの影響額ということになりますと、算出のもとになる国税資料がございませんので、試算することは困難でございます。

○河野哲也議員 対象の子供がいない世帯については、やっぱり負担感を味わうこととなると思いますが、しかし、本日より日本は一気に子育てを社会全体で応援することに特化していくというわけでございます。そこで、新政権の子育て支援策の目玉政策としてのも子ども手当について、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) いわゆる子ども手当につきましては、本質的には定額給付金と変わらないと思っております。しかし、現行の児童手当よりも支給額がふえて支給対象範囲も拡大することから、子育ての経済的負担の軽減につながるものとして、この施策に期待を持たれている方もいらっしゃると思います。また、多額の財源を要することや所得制限を設けないことから、一部に疑問視されている方もいらっしゃることは事実だと思います。いずれにしましても、今後、国会等において予算化に向けた議論が始まることとなりますので、県といたしましては、国の動向、議論の内容を注視していきたいと考

えております。

○河野哲也議員 今、知事も答弁されたように、大変期待も大きい政策であります。子供さんを持つ若い御夫婦、1人2万6,000円の12カ月、31万2,000円、子供さんのために使っていただくことを祈りたいと思います。

地域性の観点、現行の児童手当にも子ども手当にもありません。しかし、中山間地域の子育ての経済的な支援の声をよく聞きます。例えば、遠距離による、子供を病院に連れていくための交通費や高額な教育費等でございます。ぜひ地域に応じた支援が必要であると考えますが、今後、中山間地域における子育て支援対策をどのように行うか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 中山間地域においては、豊かな自然や地域のきずななど、地域の特色を生かした子育て支援体制を整備することが重要と考えております。このため、県では平成20年度から「地域の絆で子育て支援事業」に取り組み、子育て親子と地域住民との交流を目的とした親子ふれあい農園の実施や、住民の相互扶助による子育て支援組織の立ち上げなどについて、市町村や民間団体への助成を行っているところであります。また、今議会にも予算をお願いしておりますが、安心こども基金を拡充し、地域の創意工夫による子育て支援の仕組みづくりなどを促進する事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、そこで打たれた施策について調査させていただきたいと思います。

次に、地域医療再生特別交付金についてでございます。厚生労働省は、6月5日付の医政局長通知で、地域医療再生計画作成の方針を公表いたしました。この計画は、ことし4月に前政

府が定めた経済危機対策の一環として今年度の補正予算でつけられた、地域医療再生臨時特例交付金を受けるために必要となるものです。交付金の額は30億——25億とも聞きますが——70地域、100億の10地域の計3,100億円規模、通常の交付金と異なり、単年度ではなく複数年にまたがって使えるほか、国庫補助率の規定がないため、地方自治体に予算の余裕がなくても受けられます。使用目的について、担当となる厚労省医政局指導課は、「モデル例は示したものの、地域で本当に困っている内容と解決策を挙げてもらい、そこに対して交付金を出していきたい」としており、特に制限はかけないとしております。医療圏単位での医療機能の強化の目的ならば、建築物、大学への寄附講座、医療秘書の雇用、職員の退職引当金など、何に対しても充当できるとされております。そこで本県は、どういう方針でこの地域医療再生計画を策定し、交付申請を進めるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 地域医療再生計画は、地域医療が抱える課題の解決を目的として策定するもので、計画期間は平成25年度までの5年間、計画の対象地域は、基本的には2次医療圏となっておりますが、医師確保に関する事業など県全体で実施したほうが効率的な事業は、県全域を対象とすることができるとされております。県におきましては、市町村、医師会、宮崎大学を初め、県内の関係機関との意見交換を踏まえ、医師確保と救急医療体制の強化を本県の優先すべき医療課題として掲げて、現在、策定作業を進めているところであります。今後、10月中旬の国への計画提出に向け、引き続き、関係機関と協議しながら作業を進めていきたいと考えております。

○河野哲也議員 採用が県内2医療圏ということもお聞きしているのですが、そこで県北医療圏の実態をどのように把握しているか、部長、よろしくをお願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 新医師臨床研修制度の導入等を契機として、医師不足が全国的に生じており、県北地域においても、医師確保が大きな課題となっております。また、初期救急医療体制が不十分な状況もあり、2次、3次の救急医療を担う県立延岡病院に多数の患者が集中し、医師が疲弊するなどの問題が起きております。このように、県北地域においては、医師確保や救急医療の面で解決すべきさまざまな課題があると認識しております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。実態をしっかりと把握していただいていることに感謝申し上げます。延岡市を初めとする自治体及び市の医師会も、今できることを懸命に実践されております。要望です。全県からさまざまなメニューが挙がっていると考えますが、県北につきましては、救急拠点病院の機能強化、開業医師の支援、看護師・臨床検査技師の確保、女性医師・看護師の就業環境整備、北浦診療所の整備など、できれば重点的にお願いしたいというふうに考えます。

続いて、教育問題のほうに移らせていただきたいと思います。教育問題について何点かお伺いいたします。

新政権は、地方の教育委員会を発展的に改組した教育監査委員会を創設し、教育行政の責任を首長に移管するとしております。これは、教育委員会に対して、改革の一つとして施策に挙げられているようでございます。それに対して、教育行政の責任を首長に移管することだけでも、教育においては政治的中立性・安定性・

継続性が必須であり、選挙で選ばれた首長が直接教育の事務を担当することで、教育の政治的中立性・安定性・継続性が損なわれるおそれが高くなり、大きな問題があると言われております。そこで、本県では宮崎県の教育の方向というのは、知事が決めるんでしょうか、教育委員会が決めるんでしょうか、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条の規定によりまして、県立学校の設置・管理や組織編制、教育課程、学習指導に関する事、学校の職員の任免その他の人事に関する事など、教育行政の基本的な方針に関する事項につきましては、県の教育委員会が管理し、執行することとされております。

○河野哲也議員 教育委員会は、教育行政の方針決定機関であるということを確認しておきたいと思いますが、実を言うと、今問題になっているのは、教育委員会の機能性であります。隣県の大分県教員不正採用試験は、収賄側と贈賄側の逮捕で終息したかのように見えてましたが、不正が確認されたとして不採用になった元教員が、納得できないとして地位確認の訴訟を起こしたそうです。その訴訟の中で問題になるのが、採用・不採用を決定した教育委員会の議事録の提出にあると言われております。この会議の内容によっては、委員一人一人が不正事件に対し、どう認識し、どう責任をとるか問われることになると言われております。もし責任を回避するようなことがあれば、教育委員会は、行政委員会として首長から独立しているといいながら、機能不全に陥っているということになりかねません。大きな問題提起がなされると思います。ところで、教育委員会は合議制で、「多数

決により教育行政の基本方針を決定する」とあります。そこで、直近の教育委員会の会議内容を教育委員長、お願いしたいと思います。

○教育委員長（大重都志春君） 去る9月3日に開催いたしました定例教育委員会におきましては、今議会に提出する経済・雇用対策を柱とする補正予算に関すること、本県教育の振興に功績のあった職員を表彰する県教育職員表彰の受賞者の選考に関すること、教職員の懲戒処分に関することの議題3件につきまして、審議・決定を行ったところであります。また、全国学力・学習状況調査結果や体罰防止対策など計11件の事項につきまして事務局から報告がありましたが、このうち、学力向上に関しましては、秋田県など、学力が高い県の施策を参考にすべきであるという意見があり、また、体罰防止対策に関しましては、先生方が共感するようなパンフレットを作成するよう意見が出されるなど、活発な議論がなされたところであります。以上です。

○河野哲也議員 ありがとうございます。宮崎県は大分県のように心配することはないのかなという気がします。答弁の中に、全国学力テストの報告があったとありました。県教育委員会は4日、文部科学省が8月下旬に公表した全国学力・学習状況調査の結果を受け、今まで非公開であった県内7教育事務所別の平均正答率を初めて公表いたしました。小学校国語A、国語B、算数A、算数Bの4領域の平均正答率は63.0ポイント、中学校は、国語A、国語B、数学A、数学B、4領域69.3ポイントで、教育事務所間の差を見ると、最も高い地域と低い地域の差は、小学校では4.7ポイント、中学校では6.0ポイント、小学校で最も差が大きかったのは算数Bで、その差は6.1ポイントで、中学校で

最も差が大きかったのは数学Aで7.6ポイントであると報告されております。ところで、今年度は、全国学力調査の教育事務所別の平均正答率を公表されましたが、その意図について教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査の結果につきましては、本年度、今お話がありましたように、教育事務所ごとに平均正答率を公表したところであります。本県が独自に行っております「みやざき小中学校学力・意識調査」につきましては、これまで教育事務所ごとに結果を公表してまいりましたので、それに合わせて全国の学力調査の結果も同様に公表することにいたしました。本県独自の学力調査は、小学校5年生と中学校2年生を対象とし、全国の学力調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象にいたしておりますので、同じ集団の子供たちが2年間続けて2つの調査を受けることとなります。したがって、教育事務所ごとに結果を公表することにより、市町村教育委員会や学校は、2つの調査を関連づけながら、経年による比較や、より詳細な分析が可能になるものと考えております。以上です。

○河野哲也議員 教育長、済みません。調査結果を教育事務所ごとに公表するとしたのは、だれがどの時点で決めたんでしょうか、お伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査の教育事務所ごとの公表につきましては、先ほど申し上げましたとおり、より詳細な分析が期待できると考えておりますので、昨年度から、市町村教育委員会の御意見も伺いながら県教育委員会内で検討を進め、8月末に、すべての市町村教育委員会から最終的な了承を得ることができたところであります。これを受けまし

て、県教育委員会として、教育事務所ごとに結果を公表することにしたところであります。以上です。

○河野哲也議員 ということは、先ほど、直近の委員会で学力テストの報告があったとありましたけれども、そのときに確認されたということで理解してよろしいと思います。実を言うと、21年度教育長マニフェストの中に、全国学力テスト4領域、全国平均以上としていますけれども、教育長、見解をお願いします。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査におきまして、小学校、中学校ともに全国平均以上という目標を、本年度の教育長マニフェストの一つに掲げたところであります。結果につきましては、小学校の「知識」に関する問題は、国語・算数ともに全国平均を上回っているものの、「活用」に関する問題につきましては、国語で1.4ポイント、算数で3.7ポイント全国を下回るという結果でありました。また、中学校につきましては、国語・数学の「知識」及び「活用」に関する問題、ともに全国平均を上回ったところであります。今後、調査結果を詳細に分析・検討いたしますとともに、他県の先進的な取り組み等も参考にしながら、特に「活用」に関する力の育成に重点を置きながら、児童生徒の学力向上を図っていきたくと考えております。以上です。

○河野哲也議員 教育委員会の今後の分析、対策を望みたいと思います。フィンランドの世界一学力の分析がさまざまにされておりますが、いずれの報告にも共通して掲げてあるのが、教師・学校をサポートする専門家チームがすべての学校に配置されているということを挙げております。宮崎県も何年か前に、モデル的に特別支援教育推進のために専門家チームを立ち上げ

ていたことがあったと思います。ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。先ほどの問題提起じゃありませんけれども、教育委員会は、教育現場の問題をもっと話し合われてもいいのではないかと考えます。でないと、問題視されている機能不全を指摘されても仕方がないということが言われるのではないか。改革の柱として、教育現場の課題をどう支援していくか、大事な視点にしていきたいと考えます。

次に移ります。改正教育職員免許法の成立により、教員免許更新制が平成21年4月から導入されています。教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すことを目的とし、不適格教員の排除を目的としたものではないとされております。「教育の政治的中立はあり得ない」と日教組の会合で発言した民主党の輿石東参議院議員会長が、12日、教員免許更新制度を、「抜本的に見直し」から現行制度を早くも「廃止」する意向を示したと報道されました。この教員免許更新制度は、平成16年10月、文部科学大臣から「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の諮問を中央教育審議会が受けて、平成18年7月に答申を出し、その後、教員養成部会を中心に議論を重ねた結論です。審議過程において、教職員組合、校長会、国立大学協会、学校・大学関係者、一般市民等の意見を踏まえた結論であったはずですが、新政権は、この更新制度を教員養成6年制に伴い廃止を打ち出しています。教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 教員免許更新制は、

教育職員免許法の改正によりまして、教員免許状に10年間の有効期間を定め、更新講習を修了した者に有効期間の更新を認めるものでありまして、その目的につきましては、議員が先ほど述べられたとおりというふうに認識をいたしております。この教員免許制度につきましては、教育職員免許法に基づきまして、免許法の改正を経て全国的に実施されているものでありますので、今後のあり方につきましては、国において十分な御議論がなされるべきものであると考えております。以上です。

○河野哲也議員 そういう目的のもとでの更新制度だったと考えます。ところが、この制度の講習、これは現場の先生に評判がよくありません。確かに、役に立ったという少数意見もありますが、10年目、20年目、30年目の先生方が受講する中で、「自分が大学のときに受けた内容とほとんど変わらない」と、そういう意見を出されています。これでは更新制度の意味が全くない。来年1月に廃止になってしまうと考えてしまいます。私は、実を言うと、この制度に期待していました。なぜならば、英語活動の授業は受け持ちたくないとか、パソコンの授業ができないとか拒否するベテランの教師が残念ながら存在すると聞いているからです。発達障害の子は受け持ちたくないと逃げ、学級を崩壊させ、難しい学級を新採の先生に受け持たせてしまったベテランの先生の存在を聞くからです。こうした先生方は、資格が生涯有効のため、専門職としての努力、この姿勢が鈍ってしまっているのではないかと感じています。専門性を向上させるための更新制です。しっかりと、受講者へのさまざまな側面からの配慮が不可欠だと考えますが、本県の講習は、本年度、何人の方が、どこでどのように受講されているかお伺い

します。また、受講者に対してどのような支援を考え対応されたか、教育長、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県内における今年度の更新講習につきましては、宮崎大学、宮崎産業経営大学及び宮崎学園短期大学が、7月から9月にかけて開講しているところであり、8月末までのこれら3大学での受験者総数は、聞き取りであります。県内外及び公立・私立の区別はできておりませんが、すべての教員免許状に共通します必修領域で671人、おのおの免許状の種類に対応する選択領域で、延べ数になりますが、1,810人と把握いたしております。受講者の支援につきましては、受講に際してのサービスを「職務専念義務の免除」にしたほか、受講者が所有する免許に幅広く対応できるように、県内の大学に多様な講座開設を働きかけますとともに、受講漏れがないように、公立学校校長会を通して制度の周知を徹底するなど、便宜を図っているところであります。以上です。

○河野哲也議員 私も調査が一部に偏りましたので、本当に役に立ったという先生方もいらっしゃると思いますが、今答弁の中にありました、幅広い、やっぱり受講者が自分に合った選択のできるもの、例えば、大学だけじゃなくて教育研究団体なんか主催するものに参加するのもオーケーであるとか、そういうことも検討していただきたいなというふうに考えます。

最後です。治安問題について、まず違法薬物撲滅についてお伺いいたします。

有名芸能人の覚せい剤所持・使用事件や大学生らによる大麻使用などが社会問題化していることから、違法薬物への対策強化が求められております。警察庁が発表した「平成21年上半期

の薬物・銃器情勢」によると、覚せい剤事件の検挙人数は5,384人で13.1%減、反面、押収量が6.4倍の約263キログラムに激増しているという報告がありました。覚せい剤の需要が依然として根強く、使用者が減っていないというのが現状だと思えます。また、大麻の所持や栽培などの検挙件数は、昨年同期比で13.4%増の1,907件、検挙人数も21.3%増の1,446人に上り、いずれも上半期の統計が残る1990年以降で最も多くなっています。一方、近年急増している合成麻薬MDMAなどでは、検挙人員のうち、少年及び20歳代の若年層が約5割を占めており、若年世代への違法薬物汚染が進んでいると見られます。そこで、本県においての実態を警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） お答えいたします。

全国における覚せい剤事犯の検挙につきましては、ここ数年、御指摘のとおり減少傾向にありますけれども、大麻事犯については、逆に増加傾向にありまして、本年上半期においても、過去最高を記録いたしました昨年をさらに上回る水準で推移しております。本県の状況でありますけれども、覚せい剤の検挙はここ数年横ばい状況にあり、本年8月末現在、41件、32名の検挙となっております。これは昨年同期と件数、人員ともに同数となっております。また、大麻事犯の検挙でございますけれども、平成17年以降、増加傾向にありまして、本年8月末現在、38件、29名の検挙となっております。昨年同期比で申しますと、26件、15名の増加となっております。全国傾向同様、昨年を上回る水準で推移しているところでございます。以上でございます。

○河野哲也議員 都会で起こっていることが、

宮崎でも起こっているということになると思います。違法薬物の撲滅について、具体的な対策を警察本部長に伺いたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） お答えいたします。

警察といたしましては、薬物事犯の対策につきましては、供給源の遮断と需要の根絶が重要と考えております。そのためには、税関、海上保安庁等の関係機関と連携して、密売人や末端乱用者の徹底検挙を図ってまいります。それから、薬物乱用の防止対策といたしまして、取り締まりだけでなく、広報啓発活動の推進が重要だと考えております。これまでも県・市町村、厚生労働省、麻薬取締部等の関係団体と連携を密にいたしまして、薬物乱用防止のための広報啓発活動を強力に推進してまいりました。特に最近では、大麻事犯を中心に、若者への薬物汚染が危惧されておりますことから、若い世代の規範意識の醸成のために、これまで行ってまいりました薬物乱用防止教室に加え、本年は大学生を対象とした薬物乱用防止講話を実施しているところでありまして、これまで県内5つの大学で合計約2,000名の方が受講したところであります。以上でございます。

○河野哲也議員 今、本部長から、大学生の取り組みについて御報告いただきましたが、教育長、公立学校においてはいかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 薬物乱用につきましては、児童生徒の健全な心身の発達に悪影響を及ぼす重大な問題と受けとめております。小中学校・高等学校におきましては、日ごろから、保健体育課の授業はもとより、学級活動や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通して、「薬物乱用と健康」について指導いたしております。また、警察職員や学校薬剤師等による

「薬物乱用防止教室」を開催しているところであり、特に高等学校におきましては、警察の担当者から、薬物依存の恐怖や誘われたときの対処法などの事例をもとに、薬物の危険性等について具体的な指導をいただいているところがあります。県教育委員会といたしましては、児童生徒の発達段階に応じた的確な指導ができますように、文部科学省や警察庁が作成いたしました指導資料やDVDなどを学校に配付して、指導の充実に努めているところでもあります。今後とも、学校はもとよりであります。家庭や地域、関係機関と緊密な連携を図りながら、継続的な乱用防止対策の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○河野哲也議員 ぜひ真剣な取り組みを、また、本当に定着するそういう教育をお願いしたいと思います。同時に、再犯防止策の強化も必要だと考えます。特に覚せい剤事犯での逮捕者のうち、半数以上が再犯というのが現状です。しかし、専門治療施設や民間のリハビリ施設が少ないため、社会復帰を支援する体制整備が急務であると考えます。また、既存するリハビリ施設の経済的支援も、行政は対策を講じるべきではないかと考えますが、本県の再犯防止の方策を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 覚せい剤等の再乱用防止につきましては、精神保健福祉センターを中心に、薬物関連問題相談事業を実施しております。この事業は、専門医による本人や家族に対する治療等の個別相談、家族に対する正確な知識・情報の提供及び家族同士の支え合いを促進する家族教室の開催などに取り組むものであります。再乱用防止のためには、今後とも、この事業の推進や関係機関との一層の連携強化等を図ることが重要と考えております。な

お、覚せい剤等の薬物は依存性が強いので、まずは手を出させない対策が重要でありますので、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などを通して、広く県民に薬物乱用防止を啓発してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今、テレビ等でも特集されていますけれども、再犯防止が非常に難しい。これは本当に全県で取り組む緊急的なものじゃないかなと思いますので、どうかよろしく願います。

侵入盗対策についてお伺いいたします。厳しい社会情勢の中で、犯罪が多様化・悪質化し、深刻な状況になっています。マスメディアの扱いにもよるのですが、連日のように全国で殺人、コンビニ盗の強盗等頻繁に行われているような印象を受けます。そんな中、一時期、ピックのような金属製の工具を使って侵入するピッキングによる空き巣、忍び込み等の侵入盗が多発していました。私が調べたところ、平成14年、認知件数2,431件、検挙件数821件でありました。ところが、平成19年は、1,387件、検挙件数711件で、認知件数は激減していることがわかりました。ところで、最近はどうなんでしょうか。20年、21年の認知件数、検挙件数を警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） お答えします。

侵入盗の認知件数と検挙件数につきましては、平成20年中が認知件数1,193件、検挙件数が605件、本年8月末現在では認知件数が794件、検挙件数297件であります。以上であります。

○河野哲也議員 空き巣等の発生抑制のため、行政・県民の協力のもと、県警の御努力に感謝申し上げます。私が調査した範囲では、検挙率は50%を超える成果が見えるのですが、検挙件

数で見ると、ほとんど横ばいであります。考えられる理由、検挙向上対策を警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） お答えいたします。

宮崎県警察といたしましては、ここ数年来、県民の皆様にご不安を与える侵入盗を初め、各種犯罪の抑止対策に取り組んできたところでありまして、その結果、先ほど御指摘いただきましたように、侵入盗の認知件数、こういったものは減少し、一定の成果を得たところであります。一方、検挙件数につきましては、先ほど御指摘のとおり、なかなか増加には至っていないという現状であります。その理由といたしましては、最近の犯行形態として、犯人が現場に証跡を残さない等の犯行手口が巧妙化していることとか、聞き込み捜査による情報収集が困難になっているといったようなことで、捜査環境が厳しくなっていること等々があると考えております。これに対して、侵入盗の検挙対策といたしましては、今後とも、綿密な現場における鑑識活動の徹底、住民の皆様のご協力を得るための広報啓発活動の推進に努め、さらに、他県警察との情報交換や合同捜査、共同捜査の推進、警備業界等関係機関や防犯団体との連携、そういったことをしっかりと図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○河野哲也議員 どうかよろしくお願ひ申し上げます。

公明党、再起を誓うということで、選挙の総括の中に、もっと公明党らしさを出せということでありました。公明党らしさというのは、清潔な政治ということで、最後に、知事に政治姿勢として1問お伺いしたいと思います。

いよいよ本日、民主党政権の誕生でございます。

その裏側でいまだ火種がくすぶり続けているのが、鳩山総理の献金偽装問題であります。ここ最近のマスコミ世論調査によると、鳩山代表の説明に納得していない人は、実に全体の7割強。このまま「秘書がやった」の一点張りで逃げ回れば、新政権は政治と金の問題という爆弾を抱えてスタートすることになるという見方が大勢でございます。公明党はマニフェストで、秘書など会計責任者が虚偽記載などの違反を行った場合、監督責任のある国会議員の公民権を停止する政治資金規正法改正を掲げました。一連の献金偽装に対し、「公人としての説明責任をきちんと果たすのが、政治の最高指導者としてのマナー」との指摘は当然であると思っております。政治評論家・森田実氏は、鳩山総理は説明を尽くさないままだと、「総理大臣になっても短命に終わる」と語っています。東国原知事は、政治と金を敏感に感じ、宮崎の献金体質を正すために打って出た方でございます。総理大臣指名を受けたものが、国民の7割が納得していない献金問題を解決しないままであることを知事はどう考えるか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） これはあくまでも一般論でございますが、私も含めて政治家たる者は、政治と金、政治献金、そういったものに対しては公明正大であり、おっしゃるところの高潔・清潔・清廉でなければいけないと、私は考えております。もし国民の多くの方々が、その説明責任に対して納得していないのであれば、それはあくまでも政治家の判断でございますが、説明をされることがあるのではないかと考えております。しかるべきところで、しかるべき対応をされることが、政治家として、また国家の首相であるお役目だと私は考えております。

平成21年 9月16日(水)

○河野哲也議員 以上で公明党を代表して質問
を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時6分散会

9月17日（木）

平成 21 年 9 月 17 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)

- 51 番 米良政美 (自由民主党)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 高橋博 吉瀬和明 渡邊亮一 伊藤孝利 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 鶴見雅男 城倉恒雄 太田英夫 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 局長 事務局 次長 総務課 課長 議事課 課長 政策調査課 課長 議事課 課長補佐 議事担当 主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|---|--|

◎ 代表質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、民主党宮崎県議団、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 民主党県議団を代表して質問をいたします。

今回の総選挙は、自民党を中心とした与党連立勢力対民主党を中心とした野党連立勢力が真っ向から対峙し、政権交代をかけて政党選挙が繰り広げられました。民主党を中心とする勢力の勝利は、選挙によって政権交代が実現されたという点で日本憲政史上初めてであり、歴史的な結果となりました。308議席を獲得した民主党の勝利は、単純に民主党の勝利と言えるのではなく、国民の皆さんの政治へのやりきれない不信感、従来型の政治・行政の機能不全への失望と、それに対する強い怒りが高い投票率となってあらわれたと言えます。つまり、この選挙の勝利は国民の皆さんであると言えます。

先日、週刊誌にセンセーショナルな記事が掲載されました。「自民壊滅、死屍累々のA級戦犯竹中平蔵がパソナ会長に就任。年俸1億円のひとり勝ち。小泉改革で拡大した派遣業界から大金を手に入れた有権者が自民党にノーを突きつけた理由の一つは小泉構造改革への反発だった。しかし、構造改革の中心にいた竹中平蔵氏は、古巣の壊滅的大敗にどこ吹く風、自民党候補者が選挙を戦っている真ただ中、自分が推進した政策で成長した企業にちゃっかり再就職し、大金を手に入れた」というものです。

小泉・竹中路線での改正労働者派遣法は成立し

ました。小泉構造改革は、改革の名のもと、日本じゅうに格差を生み、地方を疲弊させました。小泉は息子を衆議院議員にして、竹中は他人事のように自民党の大敗を批評し、再就職で悠々自適でほくそ笑んでいます。このようなことは自民党政権の中では常時認められてきたのでしょうか。駆け込み天下りと何ら変わらず、本当に許せないことです。いろいろな格差に悩む国民の生活を全く無視し続けた日本のリーダーだったと思います。その小泉元総理が指名した安倍さんに始まり、福田さん、麻生さんと、たらい回し政権に国民は一層苦しめられました。そこに怒りの種は芽を出したのです。

今回の選挙の勝利者は、再度言わせていただきますが、国民の皆さんです。今回の選挙結果を機に、政党は互いの揚げ足取りや批判合戦の政治ではなく、各政党がその長所を発揮し、政策面でしのぎを削り、議会制民主主義を発展させ、国民のための真の意味での責任ある政党制を実現していかなければならないと思います。選挙において政権交代がなし遂げられたことをしっかりと認識すべきです。今回の選挙は、互いにマニフェストを掲げて戦い、国民の皆様にも大いに関心を寄せていただきました。政党の違いは政策の違いであり、政策の違いは税金の使い方の違いです。国民の生活が第一、地域主権を訴えた民主党は多くの国民の皆さんから支持をいただきました。

以上述べました経緯で、昨日、歴史的な民主党鳩山政権は誕生しました。今後は、選挙による政権交代の時代を迎えたこととなります。東国原知事には、民主党がマニフェストを提示以来、手厳しい御批判をいただきました。知事に民主党政権樹立についての所見と民主党政権に対するスタンスについてお尋ねをいたします。

次に、教育行政について教育長にお尋ねをいたします。

来春高校卒業予定者に対する求人倍率は、昨年度に比べ確実に激減しています。高校卒業と同時に新しい出発を迎えることが困難な状態がずっと続いています。地域経済の活性化が重要で、地方の疲弊はまさに子供たちの未来に確実に影を落としています。県内就職希望者の高校生の就職状況と今後の対応についてお聞きをいたします。

次に、心的疾患に悩む先生に対する対応についてお尋ねをいたします。今年度も患者数を減らすことはできませんでしたが、その対策と休職者の職場復帰プログラムはどのように実施されているのか、お聞かせください。

ことは全国定時制・通信制振興大会が宮崎県において開催されました。大変熱心な取り組みで、私も宮崎県の振興会の役員として参加をさせていただきましたが、定時制・通信制の問題点を各県においても具体的に整理されており、教育問題の多様性を実感することができました。以前から繰り返し取り上げて質問させていただいていますが、教育の機会をあきらめさせたくないとの思いからお尋ねいたします。通信制高校の未履修者の実態把握の現状と今後の対策をお聞かせください。

また、新型インフルエンザは、マスコミ等の報道で学級閉鎖がふえている印象があります。これからの季節を考えますと、子供たちへの影響を心配しています。学校における養護教諭の職務範囲と休校措置の基準等、県教育委員会の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、警察行政について警察本部長にお尋ねをいたします。

マスコミ報道も過熱する中、素人が人を裁く

という裁判員制度が始まりました。検察、警察は、始まった裁判員制度で自白の任意性を立証するため、一部に限り、録音・録画を試行しています。しかし、可視化の対象拡大については、供述をためらわせ、捜査に支障があるとして、一貫して反対の姿勢を示しています。自白強要による冤罪を防止するためには、取り調べの可視化は必要と考えますが、本部長の所見をお尋ねいたします。

来月は全国から多くの方が来県しての第22回全国スポーツ・レクリエーション祭が県内各地で開催をされます。期間中、大勢の県外客の皆さんが繁華街を散策されるものと予想されますが、風俗関連営業にかかわる執拗な勧誘、誘引等が懸念されるところです。他県では、風俗関連の営業における勧誘、誘引、ビラの配布、及び客待ち等に対する条例が施行され、これらの行為を規制するのに効果が上がっていると聞きます。県内の実態把握はどのようにされているのでしょうか。また、今後の取り組みとして、「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例」の改正が必要と思われませんが、お尋ねをいたします。

次に、連日のテレビ報道で芸能界における薬物汚染の実態には驚きと根深さを実感させられます。薬物汚染が例外なく宮崎県でも身近に迫っており、県民、子供たちへの広がりを絶対にとめなければなりませんし、薬物の根絶を図らなくてはと強く願っています。通告をしていましたが、警察本部が強い体制で薬物汚染に取り組んでおられることを昨日の河野議員の答弁で聞かせていただきましたので、今後のますますの取り組みの強化を要望いたします。

以上、壇上からの質問を終わり、残りは質問者席にて質問を続けます。(拍手) [降壇]

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

今回の総選挙は、私がかかわってありました「せんたく」としても働きかけをさせていただいたとおり、各党が本格的にマニフェストを闘わせた初の政権選択選挙であり、我が国の政治史の中でも歴史的なことだったと思います。また、この結果は、多くの国民がこれまでの政治への閉塞感や手詰まり感、また日々の暮らしに対する不満や将来への不安から現状の打破と変化を期待したものと考えております。

きのう発足いたしました新しい政権には、多くの国民の方々が求めた変化・変革、さらに国民目線、住民目線での政策決定や地域主権への転換などに私も大いに期待しているところであります。地方の疲弊は待ったなしの状態にあります。地域の実情、地方の声に十分配慮いただきながら、景気・雇用対策はもちろんのこと、地方分権、地域主権の実現、医療・福祉の充実、道路等社会基盤の整備など、各種政策にスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、高校生の就職状況と今後の対応についてであります。来春卒業予定者に対する求人倍率は全国的には7月末時点で0.71倍と、昨年同期比でほぼ半減しており、本県においては直近の8月末時点で0.33倍と、大変厳しい状況にあります。このような中、学校だけでなく県教育委員会といたしましても、8月の下旬より、私を初め次長などの幹部職員が直接、企業に出向きまして、求人をお願いをしているところであります。その中で企業側から、「なかなか採用の見通しが立たない」とか、「採用は行うが、

その数は減らさざるを得ない」などの生の声を伺い、県内企業が置かれている厳しい現状も実感しているところであります。

このような厳しい状況を踏まえまして、この時期としては異例のことではありますが、去る9月14日に、県商工観光労働部と宮崎労働局と共同して、県経営者協会などの主要経済4団体に対して求人確保拡大のための要請を行ったところであります。また、就職を希望する生徒が一人でも多く就職決定できるよう、各学校において、よりきめ細かな支援を行うために、今回の補正予算案に進路対策専門員を増員するための経費を計上し、御審議をお願いしているところであります。

このような厳しい経済状況においてこそ、地域経済の活性化が大変重要であると思っております。そのためにも、企業や地域産業界のニーズにこたえることのできる人材の育成が今後とも必要であると考えておりますので、地域産業界や地域社会との連携充実など、さまざまな角度で創意工夫しながら、将来の宮崎の産業を担う人材の育成にも一層力を入れてまいりたいと考えているところであります。

次に、教職員の心的疾患といましようか、メンタルヘルスについてであります。心の健康についての対策は、初期段階における対応が重要であるとされております。このため、県教育委員会といたしましては、平成20年度から学校職員健康づくり総合支援事業に取り組み、各学校における教職員の心の病の予防や早期発見・相談に努めているところであります。具体的には、各教育事務所管内を単位として、保健所、公立小中学校、県立学校など、関係するすべての機関が連携しながら、管理職や初任者、衛生管理者等を対象とする各職域内でのうつ病等の

早期発見に資する研修会、メンタルヘルスに関する相談窓口の設置など、心身の健康増進に係る事業を総合的に実施しているものであります。今後とも、この組織を中心として、教職員の心の病の防止など所要の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、教職員職場復帰トレーニングについてであります。このトレーニングにつきましましては、精神性疾患などの病気で休職中の教職員が円滑に職場に復帰するとともに、再発を防止するために平成17年12月から導入し、希望者に対して実施をいたしております。トレーニングの内容といたしましては、所属する学校におきまして、原則4週間の中で疾病の程度等に応じて、同僚との会話や授業参観等を通しながら、少しずつ仕事になれるようなものとなっております。これにより、昨年度は25人の教職員が職場復帰トレーニングを受け、そのうち17人が職場復帰をいたしております。今後とも、休職中の教職員が円滑に職場復帰ができますように、トレーニングの内容等を工夫しますとともに、安心して働くことができる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、通信制高校におけるレポート未提出者の現状等についてであります。提出すべきレポート数に対する未提出数の割合は、平成21年度前期におきましては、宮崎東高校が33.3%、延岡青朋高校が19.4%であります。昨年度までの3年間と比べますと、宮崎東高校は横ばい、延岡青朋高校につきましましては改善されてきております。現在、レポート提出が滞りがちな生徒には、電話や電子メールで激励し、提出を求めたり、あるいは登校を促してレポート作成を支援したりしているところであります。今後も、学級担任や教科担任に加えまして、今年度から通

信制高校に新たに配置をいたしました生徒支援相談員を含めて、粘り強く個別指導に当たりたいと考えております。

最後に、新型インフルエンザに対する学校等の取り組みについてであります。学校におきましては、保健主事、養護教諭が中心となりまして、すべての職員で連携を図りながら、手洗い、うがい指導や健康相談など、インフルエンザ感染防止に取り組んでいるところであります。また、毎日の健康観察とともに、家庭でも体温をはかってくるよう指導するなど、家庭と一体となって児童生徒の健康状態の把握に努めているところであります。

県教育委員会といたしましては、県立学校、市町村教育委員会に対しまして、インフルエンザ様症状が見られる児童生徒への医療機関での早期受診や集団発生時の保健所への連絡など、新型インフルエンザの対応のあり方について4月以降、各種の研修会などを通しまして随時指導を行ってきているところであります。さらに、9月1日付で学校の臨時休業基準を設定し——その内容であります——「当該学級において、インフルエンザに罹患した児童生徒が2人以上かつ在籍者数の1割に達したときを一応の基準として、4日間程度の学級閉鎖、また学級、学年を超えて広範な感染が認められる場合は、同じく4日間程度の学年閉鎖、学校閉鎖」を行うことを通知したところであります。これから秋冬を迎え、インフルエンザによる患者の増加が懸念されますが、引き続き、関係部署や関係機関等と緊密な連携を図りながら、対応に万全を期してまいり所存であります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、取り調べの可視化についてであります。取り調べの全面可視化につきましては、今後、政府でどのような検討がなされるかを踏まえつつ、県警察におきましても適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、県内の繁華街における客引き行為等の実態と今後の取り組みについてであります。まず、県内の客引き行為等につきましては、苦情や取り締まりの要望が寄せられていることなどがございまして、客引き行為等に係る警察への通報、要望等の分析、さらに県内繁華街の実態調査——本部主管部門、所管警察署によりますこういった実態調査、さらには県民の皆様に対するアンケート調査、こういったことを行いまして、その実態把握に努めたところがございます。その結果、現行の「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例」のもとでは、規制困難な客引き行為やスカウト行為等が行われているという実態、さらに、アンケート回答者の約4割の方が客引きをされた経験を有し、うち約7割が迷惑または不快と感じていること、こういったことが明らかとなりまして、条例改正の必要があると考えているところであります。現在、条例改正に向けたパブリックコメントを実施中のところであります。警察といたしましては、今後とも、県民の皆様のお安全・安心を確保する観点から、健全な風俗環境の保持に向けて、各種施策に前向きに取り組んでまいり所存であります。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 答弁をいただき、ありがとうございました。

教育長にぜひ検討していただきたい内容がございますので、お話をしておきたいと思っております。職場復帰プログラムのことなんですけれども、本当に人材がもったいないということと、

そういう心的疾患にならないようにするということは当然なんですけれども、もしかかった場合、人材をせっかく獲得しておいて財政的な損失でもあると思うんです。職場復帰が不可能であつたら、3年で失職していくわけです。そして、幾つか縛りがあるんです。もとの職場に帰らないといけない、そういう問題とか現実にありますね。ああいう問題もなぜ柔軟に検討ができないのかというのが、私は疑問なんです。

それともう一つは、職場復帰トレーニングするのに教育関係の機関の中だけでないといけないというのが、そこもちょっと疑問があるんです。ありとあらゆる県の持っている行政機関の中で、そしてまた少しそこから外れているかもしれないけれども、そこも利用して緩やかに職場復帰を可能にしていくということに、なぜ取り組めないんだろうかなというふうに思います。それは、県庁職員全体にもかかわることなんですけれども、そういう議論があつてしかるべきではないかなというふうに思うんですが、その点について、教育長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長(渡辺義人君) 基本的には、当該先生の立場から見ますと、みずから勤務している学校を休職して、復帰トレーニングを受けて、その学校にまた復帰するという点において、その段階で一定のまたバイアスがかかってくるというか、傾斜がかかってくるということはあると思います。ただ、教職員の地位の特殊性といえますでしょうか、教職員免許を持っておられて、教職現場で教鞭をとって子供たちを育てていく、そういう専門的な立場の方でありますので、この先生方が、例えば一般行政の世界でそのまま通用するのかといえば、いかがかなという場面もありますし、逆に言えば、一般行政

の職員が学校の教壇に立って生徒を教えきれるのかというような問題とまた同じような結果が考えられると思いますけれども。ただ、そうはいいまして、学校現場に直ちに直帰ができないというような場合もあり得ると思いますので、そういった場合には、例えば異動等において一定の配慮ができないかどうか、そういったところも含めまして考えていく必要があるのかなと思います。

それから、復帰トレーニングの場所につきましては、やはり先ほど申しましたような教職員の職務の特殊性、そういったところがありますけれども、今、議員いろんなことをおっしゃいましたので、そのあたりで、なかなか厳しいとは思いますが、そういったふうな手だてが、何らかの別の手だてが講じられないかどうか、そのあたりは調査研究をしていきたいと思えます。以上です。

○井上紀代子議員 ぜひ、その調査研究の中に、お医者さんと御一緒に議論してみるとか、そういうきめ細かな対応をお願いしたいというふうに思えます。結果的には職場を失っていくわけですから、そういう問題をしっかりと受けとめていただければというふうに思っています。これについては、まだ議論させていただきたいこともありますので、またこれから御一緒に議論をさせていただきたいということを申しとおきたいと思えます。

もう一つ、昨日もちょっと出ましたが、教育長からも、将来の宮崎の産業を担う人材の育成に一層力を入れてまいりたいというふうに、本当に力強い答弁をいただいたんですが、私は、宮崎県はやっぱり人材育成県にならないといけないと思っているんです。そういう意味でいうと、就職を含めて企業にとって即戦力になるよ

うな、私どもの宮崎県にそういう子供たちをきっちり育てていくと、企業誘致にとってもプラスですし、いろんな意味で子供たちの未来というか、一歩出る、その一歩が大きいというふうに思うんです。東北のある県におきましては、派遣切りもないし、企業誘致がそれで非常に進んでいるという実態があるんですけども、そういう意味でいうと、人材をどう育成するか、どういうプログラムの中で育成していくかということ、これはとても大切なことだと思うんです。高校の教育のあり方というのが今、非常にパターン化されているといったらおかしいんですけども、そこに特化されているところに大変な問題点があるのではないかとこのように思っています。外山議員からも出ましたし、野辺議員からも出たと思うんですが、そういう点をしっかりと受けとめていただけるかどうか、教育長の見解をお聞きしておきたいと思えます。

○教育長(渡辺義人君) 井上議員と同じく私も、地元で育った子供たちが地元の企業で就職をして、郷土の産業を支えていただきたいという思いは共通であります。そういう中で私も、先ほど御答弁申し上げましたが、今回、各企業を回らせていただく中で、宮崎県の工業高校の生徒あるいは商業高校、農業高校の生徒も含めてでありますけれども、産業系高校を卒業した子供たちの働きぶりはおたくの企業に就職されていかがでしょうかというお話を聞くんですけども、非常にすばらしいという評価をいただいております。コミュニケーション力がとれておったり、あるいは先輩後輩、そういう上下関係もしっかり守っている、そういうふうな大変高い評価をいただいております。本県で現場で育った子供たちが宮崎県の産業界においてそう

いう評価されるような働きをしているということは、私も実感したところであります。現在、各学校におきましては、地域産業を担うという趣旨から、それぞれの企業の御支援等、あるいは関係する団体の御支援等をいただきながら、実践力を養成するための実習、そういったところに力を入れているところでありますので、今後とも、企業等が求めるニーズを踏まえながら、適時的確にそういう子供たちをしっかりと育てていくための現場教育に取り組んでいきたい、このように考えております。以上です。

○井上紀代子議員 御答弁いただきありがとうございます。ぜひ私どもも一緒に、民主党県議団一緒にやらせていただけたらというふうに思っているところです。

昨日は歴史的な民主党の鳩山政権ができました。鳩山総理以下各大臣が深夜まで所信を述べたわけですが、私もずっと深夜にわたって聞かせていただいております。昨日のあれは知事は聞いていらっしゃるのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 全部ではないですが、聞かせていただきました。

○井上紀代子議員 そのとき鳩山総理が、地方の予算なんか引き揚げないとはっきり申し上げておりましたが、そのことは認識をしていただけたのかどうかは私もわからないんです。ここ何日間かの代表質問を聞いておりましたら、大して情報もない中で、どうしてこんなにも私どもの執行部というのは、宮崎県の執行部というのは、ばたばたするんだろうかと思って、奇異に感じておりました。

実は民主党としては、麻生内閣が経済対策として国会に提出した補正予算は経済対策としての効果や必要性に疑問があると。予算が数多く計上されているけれども、仮に政権交代が実現

した場合は、執行の抑制・凍結などの措置を検討すべきであると考えているということは、鳩山代表がその時期におっしゃったことなんです。それは、独立行政法人、公益法人といった国の関連機関の支出や、事業内容も不明確なままに単に資金を積み込んだ基金、代表が特に国会で取り上げたのはアニメの殿堂であったわけです。一方で、補正予算で地方に対しても地方活性化公共投資臨時交付金、地方活性化経済危機対策臨時交付金を初めとして、医療や環境などの分野でも資金が交付されているわけですが、これらに対しては、現下の厳しい地域や地方財政の状況を踏まえて、各地域において積極的な政策実施の財源となると考えるところから、その執行を抑制・凍結することは考えられないということを、民主党としてはずっと言い続けなんです。

それにもかかわらず、今回なぜ、こうもばたばたというか、私は最初、テレビの画面に知事が出られて、法的措置を考えていると言われたときには、正直申し上げて、実は恥ずかしい思いをしたんです。そしてまた、私どもの執行部、県の執行部というのは民主党のマニフェストも読んでいただいていないのかと思えました。私に、欲しいとはだれ一人言っていただいておりますので、それはどうしてなのかなと正直思いましたが、ダウンロードすれば見られるわけですから、何を民主党が考えているかぐらいは認識していただけたらなと思ったんです。今回の知事の、法的措置を考えないといけない、ここまで発言される理由というのが何かあったのか、それを知事にお尋ねしておきたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 予算の執行停止に関しまして、マスコミの取材に対する私の発言

は、仮に執行停止が行われれば、本県を初め地方公共団体に大きな混乱が生じることが懸念されるため、適切ではないという気持ちから、強い抗議として表現したものでありまして、いたずらに法的な手段に打って出るという趣旨ではございません。なお、私が法的措置と申し上げましたのは、例えば「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の第25条にあります補助金等の交付決定の取り消し、返還命令など、各省庁の長の処分に対する不服の申し出の規定を根拠として想定したものでございます。いずれにしましても、地方における経済・雇用対策に支障を来すことがないように、まずは国と地方の協議の場や全国知事会を通じて地方の立場を強く訴えてまいりたいと考えております。

これは補足ですが、マニフェスト作成時に、地方と国の協議の場の法制化をお願いしますと。最初のマニフェストには入っていなかったんですが、それを強く要望したときに、民主党さんはそれを受け入れていただいて書いていただきましたので、強く要望することがやはり民主党さんを動かす原動力になるかなということで、我々の地方からの要望を柔軟に受け入れてくださる、そういう政党だと思ひまして、そういう強い主張をさせていただいたところでございます。

○井上紀代子議員 意味が本当にわからないんです。きちんとした情報に基づいて——そしてあれを県民は見るわけです。テレビを見て、ああ、そんなに問題なのか、民主党はそんなことをするのかというふうに逆に——私は疑ってしまいました。何を考えてそういうふうな行為に出られたのかなと思って、もっと情報をしっかりとるということをやっていただきたいというふうに思います。これから特にそういうことを

お願いしておきたいと思います。

次に進みますが、厳しい財政状況の中で、持続可能な行財政システムを構築していくには、徹底した事務事業の見直しや職員数の削減など改革が必要不可欠であるということで、県は、行財政改革大綱2007で適正な定員・給与管理ということで、平成23年4月までに1,000人の人員削減を目標にしています。以前も議場で私は意見を出させていただきましたが、予算とその執行に合わせた人員が必要だというふうに考えているわけですが、適正な定員とは何なのか、知事にお尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 極めて厳しい財政状況の中で、持続可能な行財政システムを構築していくためには、徹底した事務事業の見直しや職員数の削減などの改革が必要不可欠と考えております。このため、行財政改革大綱2007において、総職員数を平成23年4月までに17年4月対比で1,000人純減するという目標を立て、これまで計画的に取り組んできたところであります。この目標を達成するため、これまで組織の簡素合理化や事務の効率化、民間委託などに取り組んでいるところでありますが、一方で、新たな行政需要に対応するため、人員の再配分を行い、必要な部署には必要な人員配置を弾力的に行っているところであります。適正な定員とは何かを一言で申し上げるのは大変困難ではありますが、県民が公共サービスに求める多様なニーズにこたえられるよう、業務量に応じた人員の配置に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 業務量に応じた人員の配置というのが、これをどう導き出すかが問題なんです。そこをどうしていくかということ、私は何度か知事にも挑戦しているわけです。行財

政改革特別委員会の論議では、減らすばかりではない、ふやして行政需要に充てるということも答弁されているわけです。業務委託で減らす分は非常にわかりやすい。後、どうやって適正な定員というのか、これはなかなか難しいと思うんですが、そこを知事はどんなふうにお考えですか。

○知事（東国原英夫君） 適正な定員というのは、先ほども申し上げたとおり、非常に厳しいと思います。例えば行政需要、行政事務量に対して何人なのかとか、地域の面積あるいは人口、そういったもろもろのことがあり、そしてまた事務の質の問題等々がありまして、定員を適正だというラインを決めるのは非常に難しい問題だと認識しております。

○井上紀代子議員 私は以前、佐賀県の例をとって、そうやって導き出して適正な人員というのを図っていくべきではないかということを知事には申し上げたんですが、まだまだこれについては議論をさせていただきたいと思いますので、今の答弁でよしとするということにはならないと思いますが、地方の財政が厳しいということは私も理解しておりますので、ぜひもっともって検討していただきたいというふうに思います。

それでは次に、本年2月議会で多くの議員がエコクリーンプラザみやざきの問題点を取り上げましたが、エコクリーンプラザみやざきの現状について、浸出水調整池の補強工事の進捗状況や、補強工事についての地元住民への説明の状況についてお伺いをしたいと思います。

また、県環境整備公社の体制強化の現状と、宮崎市を初めとする関係11市町村との話し合いの状況はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） まず、浸出水調整池の補強工事の進捗状況につきましては、現在、調整池本体を支える基礎ぐいや地中ばりを設置するための工事に着手した段階で、8月末の進捗率は約2割となっており、環境整備公社では予定どおり来年5月末までに完成できるよう、工事を進めていくこととしております。また、工事に関する地元への説明につきましては、今回の問題に至った反省の上に立ちまして、開かれた公社として積極的に情報公開に努めることにしております。具体的には、工事の進捗状況について、毎月、現場便りという形で文書でお知らせするとともに、随時、現場説明会を開催しております。本日も地元対策協議会の役員等に対して実施する予定と聞いております。

次に、環境整備公社の体制強化の現状についてであります。このことについては、宮崎市など関係市町村とも協議を重ねた結果、公社では本年4月から、これら関係11市町村中心の理事会構成に改めるとともに、評議員会には地元代表にも入っていただくなど、当面の見直しを行ったところであります。また、今後の公社組織のあり方につきましても、6月に県と関係市町村とで取り交わした確認書の中で、「法律に基づく県と市町村の責任や、ごみ処理の状況等を踏まえて、どのような形態がよいのか、理事会を中心に検討する」としており、今後、事務局体制や職員のあり方を含めて議論していくこととしております。

○井上紀代子議員 次に、新聞で報道されておりましたが、県環境整備公社の告訴の結果を受けての県の対応について、お伺いしておきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 先般報道されました内容によれば、県警から検察庁に書類送検され

たとのことではありますが、県といたしましては、まだ継続中の案件でありまして、今後、検察庁のほうで処分について検討されることとなりますので、引き続き、その動向に注目していくこととしております。いずれにしましても、公社の告訴に対する最終的な判断が示された段階で、改めて対応を検討させていただくこととなると思います。

○井上紀代子議員 次に、環境の問題で、持続可能な経済社会を目指して、環境容量内での循環型社会システムを構築していく、これは私も宮崎県でも変わらないわけですが、今回上がっております住宅用太陽光発電導入補助事業の実施、その中で目的や目標をどのように位置づけて、その実効性というのはどのくらいに見込んでおられるのか、知事にお尋ねをいたします。

○知事(東国原英夫君) 今回提案しております補助事業は、本県の恵まれた日照条件を生かし、環境に優しい自然エネルギーである太陽光発電を家庭レベルに広く普及させることにより、低炭素社会の実現に貢献することを目的としております。また、製造、発電、活用の三拍子そろった太陽光発電の拠点を目指し、ことし3月に策定したソーラーフロンティア構想の推進にも寄与するものと考えております。本県における昨年度の住宅用システムの設置件数は約1,000件であります。本年1月に再開された国の補助制度及び今回の県の支援措置によりまして、年間1,500件以上の設置、そして住宅用システムの世帯普及率全国1位を目指してまいりたいと考えております。なお、ことし11月には、余剰電力の買い取り価格を引き上げる制度がスタートいたしますので、今回の支援措置と相まって、本県の住宅用システムの普及拡大に

大きな弾みになるものと期待しております。

○井上紀代子議員 ぜひ、みやぎきソーラーフロンティア構想というのは積極的に推し進めていっていただきたい、そういうふう要望しておきたいと思っております。

続いて、医療・福祉行政につきまして、福祉保健部長に随時、御質問させていただきたいと思っております。

全国的に感染拡大が予想されております新型インフルエンザの本県の発生状況はどのようになっているのか、まずお聞きしておきたいと思っております。

○福祉保健部長(高橋 博君) 6月17日に本県初の患者が確認されて以降、7月下旬からは、中学生、高校生のクラブ活動を中心として集団感染が多数確認されております。また、9月に入り、学校が新学期に入るとともに、学級閉鎖等の数も増加してきており、9月12日までの通算ですけれども、学級閉鎖が46クラス、学年閉鎖が8学年、休校が3校となっております。以上です。

○井上紀代子議員 全国のニュースで見ましたが、企業によっては、感染拡大によって営業停止にならないように、マニュアルを決めたり、訓練をやっていらっしゃるようです。来月は、全国スポレクの開催と行楽の季節等々、人の動きが非常に活発になるんですけれども、流行期に備えた医療体制はどのようになっているのかということと、また医療スタッフの訓練は行われているのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○福祉保健部長(高橋 博君) 流行期に備えた医療体制につきましては、県の新型インフルエンザ総合対策本部において決定しました9月以降の対応方針に基づき、医師会と連携を図り

ながら整備を行っております。まず、新型インフルエンザ患者の外来診療につきましては、すべての一般の医療機関において対応を行い、入院が必要な場合には入院病床を有する医療機関で受け入れることとしております。呼吸不全などの重症患者につきましては、人工呼吸器などの医療器材の整った医療機関で対応するなど、医療機関相互の連携体制の確保を図っているところであります。また、各医療機関に対しましては、訓練も含めた院内感染防止対策を万全にさせていただくよう要請をしております。さらに、患者の増加に備え、外来診療時間の延長や日祝日の当番医の拡充を図っているところであります。

なお、今回の新型インフルエンザは、抗インフルエンザウイルス薬による早期の治療が有効と言われておりますことから、県といたしましては、本年度中に20万7,300人分の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流行に備えることとしております。以上でございます。

○井上紀代子議員 妊婦の方や持病を持っている方、子供たちというのは、新型インフルエンザにおける影響というのが大きくかかわってくると思います。集中治療室をきちんと確保ができるのかということと、医療スタッフがそれにきちんと当たることができるかということが体制として望まれますので、十分な体制がとれるよう、よろしく願いしておきたいと思いません。

それでは次に、実は先日、難病連の方がお見えになりまして、その方たちと難病患者に対する就業支援のことについて一緒にお話をしております。では、県はどこが窓口なんだろうということ、最初、障害福祉課に電話をかけたり、いろんなどころにかけて、商工観光労働部

にも労政にもかけてみたんですが、結果、健康増進課になっているというふうに——そこが窓口だと言われていたわけですが、難病と一口で言っても、その疾病の特性というのはいろいろで、簡単に言えないんです。ただ、難病患者の方も、就労していく、そのシステムは欲しいというふうに思っているわけですね。難病患者に対する就労支援について、現状はどうなっていますでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 難病患者に対する就労支援につきましては、難病相談・支援センターにおいて、その相談に応じているところでありますが、難病のある方は、その疾病の特性により就労の面でさまざまな制限があることから、受け入れ先の確保が課題となっております。このため、難病患者の就労に関するシンポジウムなどを開催し、事業主等に対し就労への理解を深めていただいているところであります。また、今年度からハローワークにおいても、難病患者を新たに雇用する事業主を支援するための「難病のある人の雇用促進のためのモデル事業」が行われております。県といたしましては、今後とも関係機関と連携し、事業主への理解を促進するなど、難病患者への就労支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 難病相談・支援センターが、厚労省が持っている就業支援のモデル事業とかがとれるような後押しをぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、私が宮崎市に住んでいるのは皆さん御存じなんですが、実は、宮崎県の医師会が「宮崎の医療を考える会」というのをつくっております。そこの中で、いかに医師が疲弊しないで頑張っていけるかということとかを検証しているわけですね。幾つかのデー

タがあるわけですが、その中で、医師不足の象徴とも言える宮崎市郡地域での輪番制をテーマにアンケート調査を行ったということが、結果としてずっと出てきているわけです。これは「日州医事」ですので、皆さんも持っていらっしゃると思うんですが、そのデータの中に、医師不足がそこにいるお医者さんたちを非常に疲弊させているという問題点というのが、随分詳しく書いてある。それはお医者さんの言葉ですので、即、出ているわけです。

また一方で、これは宮崎市の広報なんですけれども、今、救急医療が危ないということで、宮崎市の市民に対してこういう広報紙を出しているわけです。私は、医師の疲弊を防ぐということは大変重要だと思います。前も私どもの田口議員が取り上げておりますが、コンビニ受診のことについて、安易な気持ちで救急医療を使っていたかのように、できるだけしっかりとした対応をするということは必要だと思います。県はこの問題をどのように取り組んでいけるのか、そこをお聞かせいただきたいとします。

○福祉保健部長（高橋 博君） いわゆるコンビニ受診などによりまして、医師が疲弊し、医療現場を去るということが医師不足の原因の一つになっていると認識しております。このため県では、救急医療の適切な利用について新聞広告、テレビやラジオによる広報等、PRの強化に努めているところであります。また、今年度より救急医療利用適正化推進事業に取り組み、小児科医師による幼稚園、保育所等を対象とした訪問救急教室の開催や、適正受診に向けた自主的な活動に取り組むNPO等住民団体の育成・支援等を行うこととしております。今後とも、県民に救急医療についての適切な理解を

持っていただき、安易な時間外受診を減少させることなどによりまして、医師の疲弊を防ぎ、救急医療体制の確保を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 ぜひ、十分な広報をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、宮崎市の小児診療所の運営費に対する財政支援のことについてお話をさせていただきます。平成20年度におけるこの診療所の稼働状況というのは、延べ入院患者数が3,393人で、小児科医等の不足が叫ばれる中、診療・介護体制や患者の療養環境が良好なことから、貴重な小児の入院施設として圏域を越えた活用がされている。これはよく御存じのことだと思っています。ただ、宮崎市の小児診療所の運営は、小児の2次救急医療に特化していること、小児医療が採算性の低い分野であること、それをもって年間1億円以上の支出超過となっております。大変厳しい状況にあります。これについては再三、宮崎市から県に対して、運営費に対する財政支援をしていただけないものだろうかということが来ていると思いますが、これについてのお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 宮崎市小児診療所につきましては、小児科医が不足する中、入院治療を必要とする小児患者を24時間365日受け入れる2次救急医療の診療所として重要な役割を担っていただいていると認識しております。しかしながら、現行の国の小児救急医療施設の運営費の補助制度は病院のみを対象としておりまして、診療所への財政支援は難しい状況にあると考えております。

○井上紀代子議員 小児科医の不足ということについての認識はある、そして宮崎市のこの小

児診療所が持っている力、その役割については認識ができる。だけれども、制度上これではできないということになれば、これは県単で支援をするということではできないでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県の財政も大変厳しく、単独での財政支援は困難な状況にあります。御理解をいただきたいと考えております。

○井上紀代子議員 毎回、私、撃沈しているわけですが、毎回同じことを言って毎回撃沈しているわけですが、実は、この小児診療所というのは、20年度は509人、過去をさかのぼれば18年は679人、19年が650人というふうにして県内からお見えになっているんです。確かにこのこと自体が、宮崎市の診療体制というのを今後どうしていったらいいのかということと、もう一つは小児科医が少ないということと、それを含めてどうやってカバーしていくのかということが重要だと思います。では、宮崎市の診療所に対する財政支援はできないけれども、小児科医不足をカバーするためにはどうしていくのかということについてはどのようにお考えなのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 小児科医不足の問題につきましては、県の医療計画の中でも、こども医療圏構想ということも検討課題になっておりまして、県央部の小児救急医療体制の整備につきましても、今後、小児科医全体の動向を見ながら、関係機関と十分、協議検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 撃沈ついでですので、知事はこの小児科医療のことについてどのようにお考えで、例えば宮崎市のような診療所で財政的支援は難しい、そのことも含めて全体的な小児

の医療体制についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 基本的な問題、根源的な問題というのは医師不足だと思います。診療科間の偏在だと思います。産科、小児科の医師が少ないというのが、地方全体そうなんですけれども、現状だと思います。この医師不足をどうするか、あるいは小児科や産科の医師が働きやすい環境をどうするかということが重要になろうかと思います。医師の臨床研修制度が始まって以来、医師不足というのは叫ばれておりますので、新政権には、この制度は見直していただくということもマニフェストの中に入っておりますので、こういったものに期待して、地方の医師不足解消に向けて、今後も国に対して要望等を行っていきたいと考えております。

○井上紀代子議員 言ってしまったら自分のほうに返ってきたというような感じですが、これから私もそのことについては頑張っていきたいと思います。しっかりと受けとめていきたいというふうに思っています。

それでは次に、雇用の確保と中小企業の振興対策について、商工観光労働部長にお聞きしたいと思います。

先ほど教育長がおっしゃったとおりに、雇用の場所を確保するというのは本当になかなかです。そして、宮崎は大方、中小企業です。その中小企業の皆さんが元気になって、中小企業の皆さんが雇用を十分抱えていただけるような状況になるということがとても大切だというふうに思っています。

これは宮崎県中小企業団体中央会から来た要望書なんですけれども、もちろんお読みになっている方たちが多いとは思いますが、ちょっとこの要望書について読ませていただきたいと

思います。中小企業支援の明確な方向性の確立についてということで、「県において現在進められている事業の見直し、合理化に当たっては、すべての事業において数値目標を定め、その成果が求められる傾向にある。多くの県内中小企業は、昨年来の急激な景気悪化で経営基盤が弱体化し、危機的状況に陥っており、支援効果を明確に数値であらわすことは難しく、支援関係予算の確保も厳しいものとなっている。限りある県財政の中ではあるが、地域経済を再生し、地域の暮らしを守るためには、中小企業が地域社会で果たす役割を十分に評価していただき、本県における中小企業支援の明確な方向性を示すビジョンまたは中小企業振興条例を策定し、その中で地元中小企業支援のあり方、各支援機関の役割等を明確化していただきたい」というふうになっています。

私は、これを読ませていただいたときに、個別にいろいろな支援というのを、宮崎県は中小企業対策というのはずっとやってきたと思うんです。それが中小企業団体中央会の皆さん方のところに胸にぴたっと来るというか、時期に応じた、そういう対策がとられていないのかなというふうに思ってしまうわけです。商工観光労働部長に、今後、中小企業施策をどのように展開していくのか、またこの要望についてどう考えておられるのか、そこを聞かせていただきたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 現在、県が行っております中小企業対策でございますけれども、各中小企業の実態を把握するための現場主義、これを実践しながら、県内の中小企業者の声を直接伺っており、また商工関係団体とも随時意見交換しながら、国の対策等とも連動して現在実施しているところでございます。ま

た、県では毎年、中小企業支援法に基づく中小企業支援計画を策定し、各支援施策を展開しているところでございます。

今回の中小企業支援の明確な方向性の確立についての要望でございますけれども、議員が言われましたように、中小企業の地域経済における役割を踏まえまして、中長期的な視点から本県の中小企業支援の明確なビジョン等を明確に示しなさいということだろうと思います。地元中小企業の振興なくして本県の地域経済の活性化はあり得ないわけでございます、中小企業対策は県政の重要な柱でございます。また、県の施策やその方向性を県民に明確に示すということは、県民総力戦を推進する上からも行政の責務であろうと考えております。その点を十分考慮しながら、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 中小企業対策というのは本当に欠かせないんです。だから、きめ細かに、そしてスピーディーにやられることが大変重要だというふうに思いますので、それを要望しておきたいと思います。

次に、何度もまた申し上げて恐縮ですが、青島地域の活性化については、商工観光労働部長どういうふうにお考えなのか、そこを聞かせていただきたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 青島地域、青島の再生は長年の懸案でございます。青島は、全国に名立たる美しい海浜、温泉、食、神話など、地域固有の観光資源がいっぱいあるわけでございます。さらには、県立総合運動公園が北に隣接しておりますけれども、トロピカルロード等の健康づくりの施設も備えております。今後の成熟社会の多様なニーズにこたえ得る、まとまった観光地として、そのポテンシャ

ルは非常に高いと考えております。

現在、青島地域では、民間による旧橋ホテルの再開発計画、あるいは宮崎市の主体的な取り組み、また「こどものくに」改修の動き、さらにはJR日南線の観光特急「海幸山幸」号の運行開始など、全体的な再開発に向けたさまざまな動きが出てきており、県としましても、これらの動きに連動し、その再生・活性化に積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。青島再生は、今後、宮崎から発信する新しい価値創造の舞台づくりとして、まさに新みやざき創造計画の基本目標であります「日本の原点、時代の起点、創造みやざき」のリーディングケースになると期待しているところでございます。今後とも、地元宮崎市などと十分連携しまして、青島地域の再生・活性化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 ぜひ、期待しております。

それから、今回、ゴールデンウィークに対応してシルバーウィークというのがありますが、これについてはどのように取り組んでこられたのか、その取り組み状況をお聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今回の、いわゆるシルバーウィークにつきましては、5月の大型連休に匹敵するものでございます。多くの方が旅行に出かけることが見込まれますことから、積極的な観光PR等が重要であると考えております。このため、ことしはシルバーウィークを念頭に、夏休みの期間中である7月、8月だけでなく、9月まで観光キャンペーンを実施するとともに、航空会社とのタイアップキャンペーンにつきましても9月まで実施するなど、シルバーウィークに向けた観光PR等を現在、積極的に展開しているところでございま

す。以上でございます。

○井上紀代子議員 シルバーウィークに向けての商品開発を含めて、そういうものが私どもにはよくわからないんですけれども、それは現実にはあったんでしょうか。そういう商品、お聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 具体的な商品につきましては、先ほど申し上げましたように、観光キャンペーン等を9月までやっておりますし、航空会社とのタイアップキャンペーンにつきましても9月まで実施する。そして、9月いっぱい旅行商品等もありますので、そういう中で、我々としては積極的にPR等やっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 今後の観光振興についてどのように取り組むのかも、また伺っておきたいというふうに思います。県庁にはたくさん来ていただいているんです。県庁にはたくさん、100万人を超えたというふうに言われて、これは大変うれしいことですが、ほかの観光地がどのようになっていくのかというのが、実は心配なんです。県庁さえ見ればいい、物産館に来さえすればいい、これでは困るので、現実には今後の観光振興をどのように進められるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今後の本県の状況を見ますと、人口減少による需要の低下、あるいはグローバル化が進展する中で本県の活性化を図っていくためには、これからますます多様な産業に経済効果をもたらす観光を振興することが重要であると考えております。したがって、今後、観光振興に一層力を入れていく必要があると考えておまして、具体的な施策展開に当たりましては、本県観光に対す

る明確な考え方を持って臨まなければならないと考えているところがございます。

このため、今年度から新たに、主要観光地を見詰め直し課題等を抽出する観光地総点検を実施するとともに、宮崎観光の新たなイメージを創出するため、恋旅プロジェクトなどに取り組んでいるところがございます。このような取り組みなどによりまして、今後、本県観光の新たな道筋を示していきたいと考えております。さらに、観光振興につきましては、民間の創意や熱意が不可欠でありますので、積極的に官民一体で取り組み、民間の主體的な活動も促進していきたいと考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 観光振興について知事にお尋ねしたいんですけども、現実には今の宮崎県の観光の状況を精査していただいたとして、知事は宮崎県の観光はどこが目玉になっているというふうにお考えでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 御指摘なんですけれども、観光の入り込み客等々を見てみますと、ふえているところと減っているところ、その格差が極端なのかなという現状認識をしております。例えば、高千穂、鶴戸神宮、青島、そういったところはふえているんです。減りが極端なのかなというのが、申しわけないんですけども、えびのの京町温泉、あのあたりが人的にはちょっと少なくなっているんです。ですから、こういったところを連携して、ポイントポイントで——宮崎の神話と伝承・伝説ということで、スピリチュアルというような視点でこの2～3年、観光行政、PRしてきたんですが、それではちょっと地域的に格差が生じるということ認識しておりますので、これをまたシフトして、海外も視野に入れて、満遍なくという

か、観光客の方がいろんなところを周遊、回られるような、そういった取り組みを今後していかなきゃいけないと思っております。

○井上紀代子議員 観光振興というのは、どこが売りなのか、宮崎の売りは何なのかということを確認する必要があると思うんです。私はこの年齢ですから、この年齢のおばさんたちがどこに行くかと言われると、黒川あたりに女の人たちが固まってみんなで団体みたいな形で行くわけです。そのときの1泊の値段というのが2万したり、3万近く取られたりするんです。でも、宿泊場所を、旅館をかえて、そこに2泊だったり3泊だったりするわけです。毎年、次の年の分をまた予約して帰る。リピーターになるということです。何があるかといったら、温泉と食事なんです。ちょっと散策をして、みんなでうろうろとして、どこにでもあるようなロールケーキを買って、それが楽しくて帰ってしまうみたいな、では何がよかったのみたいな形になるわけですね。出ている食事も、私、精査させていただきますと、毎回行ったたびに、これは宮崎でも大丈夫、これも宮崎にありみたいなことがいっぱいそろっているわけです。条件としては、うちのほうが絶対にいいと思うわけです。本当は、京町なんかも好きなんです。行きたいんです。だから、プレゼンの仕方だと思っただけです。そこがきちんとなぜ観光商品になれないのか。そういう意味でいう、つながりのあるというか、行きやすくなるような、そういうプレゼンがなぜできないのかというのが、ちょっと私は心配なんです。

このままでいくと、県庁にはだれかが来るかもしれないけれども、ほかの観光地にはどこにもだれも行かないということになると、とても寂しいことだなと。せっかくおいしい食べ物が

あって、景勝地がきちんとあって——今回の観光カレンダーは、ちょっと違うカレンダーがつくられているのを見せていただきました。そのカレンダーによると、ちょっとここに立ってみたいと思うような作品でした。その写真家の方が今、西都で個展をやっているという事なので、一回行ってみたいと思うんですが。だから、行ってみたいと思わせる、そこに立ってみたいと思わせるものがないといけないと思うんです。知事は宮崎県の観光の入り客というのを非常に大事にしているから、ここに宮崎のよさがあり、これを商品化できるとか——私はミーハーなので、「レッドクリフ」が出れば「レッドクリフ」に関する商品が出るというのにみたいな、そういうことをついつい考えてしまうんですが。知事の考える観光振興というのが決め手がないから、今のような答弁になるのかなという思いもあるんですけども、どこを磨いてどこを売りにしたら観光振興ができるのか、その辺について知事のお考えを聞かせてください。

○知事（東国原英夫君） 先ほども申し上げましたとおり、私が就任してから、この2年、3年ぐらい、ポイントは神話と伝承のふるさと、スピリチュアルというところに重きを置いた。高千穂あるいは妻、青島、鶴戸あたりのいわゆる神話街道——神話街道そのものじゃないんですけども、それに準ずるストーリーをつくったということです。私は、これは成果があつて、それなりの成功はしていると思うんです。それはポイントで、例えば高千穂、鶴戸神宮、青島の観光客が、入り込み客がふえているところを見ると、これはある程度成果があつたんじゃないかと私は認識しております。では、次の展開をどうするのかということでございます

ので、県では、一村一祭や宮崎遺産、そういったものを出して、これまで皆さんが余り注目されなかったところを掘り出して、磨き上げて、宮崎のよさというのをこれから発信していかなくちゃいけない。ちょっと抽象的なんですけれども、今までの神話のふるさと、そのストーリーは成功したが、その次のステップを今検討している、考えている、模索しているということです。

○井上紀代子議員 まだ模索中ということですので、できるだけ早く結論を出していただけるようお願いしたいというふうに思うんです。実は、高千穂の道の駅のところで福島県から来られた方たちと御一緒になったので、お話を聞かせていただいて、帰りに高千穂の道の駅で「東国原」という焼酎を買って皆さん帰っていただいたんですが、その方たちに、「どの方向から来られましたか」というふうにお聞きしたら、福島県から長崎のほうに入って、そして熊本のほうからおりてこられて宮崎のほうに来られたそうです。宮崎のほうにずっと入らずに、高千穂あたりでとまったままで、また熊本のほうに帰っていく。熊本からまた別のところに行くみたいなことを言われたわけです。宮崎の市内のほう、南のほうもとてもすてきなところですから、ぜひおいでくださいというお話をしたんですが、やはり商品化をしていくということが一番大事なんじゃないかと思うんです。常に商品化されたものが目につくところにあるということが大事なのではないかなと思うんです。旅行会社さんとの、いわゆるプロの方との議論、それも十分に詰めていただいて、ただ、行政的にやれることは何なのかということと、プロの方たちがやれることは何なのかというのがあると思うんですけれども、そこをしっかりと

やっていたらと思うんです。そういう議論を——一々知事が出ていかないといけないのかということもあると思うんですけれども、そのことについてはいかがなんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 旅行商品の開発に関しては、旅行代理店や旅行関係の会社に任せている時代ではないと思うんです。行政が細かく、地元に着した、売り込みたい商品を具体的に提案する時代じゃないかなと思っております。御指摘のように、今後は、行政も積極的に関係部局に働きかけて、知恵を絞って、創意工夫して、新たな商品開発をこちらから旅行会社や関係者に提案するようなことに取り組んでいきたいと思っております。

○井上紀代子議員 最後に、知事の政治姿勢のことにつきまして議論させていただきたいと思っております。

民主党政権ができたということについての知事のスタンスというのを、先ほど聞かせていただきました。最初の自民党の方に対する答弁とどう違うのかなと思いつつ聞いていたんですけども、知事になられて1年たったときに、知事が1年で限界を感じたと言われた1年の限界、何に限界を感じられたのか、まずそこをお伺いしておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） きのうも答弁させていただいたと思いますが、中央集権による、中央による地方の縛り、一番限界を感じているところは、いろんな義務づけや枠づけ、あるいは政令、省令等々で自由裁量の枠が非常に少ないというようなところに限界を感じている。あるいは壁といたしましては、意識の壁と制度の壁と物理的な壁というのがないと僕は思うんです。意識の壁というのは、県職員であったり、議会の皆さんあるいは県民の皆さんの意

識、制度というのは法令的な、制度的な壁、物理的な壁というのは、宮崎が大消費地に遠いとか、そういう物理的な壁、あるいは財政的に逼迫しているというような壁、そういったものに難しいハードルというのか、壁というものを感じた次第です。

○井上紀代子議員 私は、国と地方との関係、それがまさに自民党政権のありようだったと思うんです。途中途中で知事が地方分権についていろいろな意見を言っていたらというの、テレビも含めてですけども、新聞紙上でも見せていただきました。地方分権の知事のお考えというのは、あのころの自民党政権の中での地方分権のありようというものではなかったのかなというふうに思うんです。今回、民主党が出しています地域主権ということについての知事のお考えはいかがなんでしょうか。私は、知事のようなタイプの方だったら、このことを生かして、知事の今持っているようなパッションみたいなのはもっともっと発揮できると思うんです。逆に、だからこそ生かされる。これからこそ、知事のようなタイプの方の施策、そういうものは生かされていくと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 地方分権と一言で言っても、県民の皆様や国民の皆様の、果たして地方分権とは何じゃろかい、我々の生活はどう変わるんだろうかというような非常に素朴な質問というのか——私もちよつと説明不足の部分があったんですが、これからまた機会を見て、いろんなところで、県民の皆さんの生活はこう変わりますとか、行政スタイルはこう変わりますとかいうことを具体的にお示ししていかなきゃいけないと痛感しております。

議員御指摘の、以前の、旧政権与党の分権と

ということと、今の民主党さん、新政権の地域主権というのは、少しニュアンスが違っていると私も認識しております。というのは、地方分権というのは国からの分権という色合いが旧政権は強かったんですが、今回の政権は、地域から権限や財源を勝ち取るんだというようなニュアンスになっているのではないかと。これはあくまでもニュアンスの問題でございしますが、分権をこれから進める上で、分権改革推進委員会が勧告しました内容がこの1～2年、遅々として進んでいないということございしますので、今後の新政権は、まず地方支分部局あるいは出先機関の問題、あるいは枠づけ、義務づけの問題、そういったものをきちんと進めていただけないかと。そしてまた、多くのものを、財源あるいは権限、例えば医療、福祉、教育の問題、あるいはインフラの問題や消防や警察に至るまで、かなりの権限や財源を地方に移譲していただいて、地方の選択、地域住民の選択による行政運営というのが可能になると、私は期待をしているところでございます。

○井上紀代子議員 私は、知事の県民総力戦という考えが地域主権というのに非常に合致していると思うんです。というのは、その地域の中で何かを決めていくというときにはリスクも背負うということなんですね。すべてがいいことばかりではない。リスクも背負う。でも、リスクを背負うことをよしとするには何をしなければいけないかというと、地域で言えば、やはり知事を信頼するということだと思うんです。知事の発言をそれこそ県民の皆さんがよしとする、そしてともに、宮崎にとってはこれが必要なんだから、ここをやっていこうということをきっちりと決めていくということが大事だと思うんです。

今、知事は80何%かの支持率をお持ちですが、支持率が大事なのではなくて、知事がずっとやってこられたことに対する県民の信頼が大事だと私は思うんです。私は、前日も、2月の代表質問でも言わせていただきましたが、ゼロ予算の組み立ての仕方や予算の組み立ての基本的な考え方、県民総力戦、知事が持っているビジョンというのは物すごくいいと思うんです。それこそ、民主党がずっと主張してきた地域主権。ですから、県民にどうメッセージするかということこそがすごく大事なのではないかと。うふうに思うんです。そこを知事が今後、特徴のあると申しますか、宮崎県はどういう県にしたいんだということをはっきりとメッセージされなければいけないと思うんです。よくも悪くも、私は、松形知事の時代の国土保全奨励制度、森林の公益性ということをしっかりとメッセージされた松形知事のあの姿勢というのは、非常に支持しています。環境に関して言えば、我が宮崎県は1位なんだと。ですから、環境税を取るということについても、県民の皆さんが一致してそのことについては認識していただいて、そのことをよしとしていただいているというふうに私は思っています。それでは、東国原県政は、東国原知事は何を県民に対して、県民総力戦の裏返しみたいな何を——だからこそ県民総力戦でやろうよという基本的なところ、そこを知事には強くもっとメッセージされる必要性というのがあるのではないかと。うふうに思っています。

先ほど教育長とちょっと議論させていただきましたが、宮崎は人材県になるべきだと思うところなんです。宮崎というところは人材が豊富で、人柄もいい。では、人柄がいいだけでいいのかと言われると、そうではないと思

うんです。ステータスのある人材を確保するということが大事なのではないかというふうに思うんですが、知事の県政の中での、これこそ東国原県政だと言われるものは何なのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 私の選挙のときのマニフェストの冒頭の部分に、前段の部分に書かせていただいた私の宮崎に対する思いというのと、宮崎のポテンシャルあるいは宮崎が進むべき方向性というのは、あのマニフェストで示せていただいたんですが、一言で言うと、おくられている部分、おくらてきた部分を検証し、他府県あるいは全国平均以上にすべての要素を持っていこう、そういうことです。そのためには県民総力戦でかからなければいけない。教育や観光行政、インフラあるいはおもてなしとか、あらゆる面で県民総力戦で取り組まなきゃいけないというのが、私の県民の皆さんに対する投げかけでございます。

では、県をどういうふうにしていくのか、将来像はどういうビジョンで持っていくのかというような御指摘、御質問だったんですが、これは、ずっと言わせていただいていますけれども、宮崎の特徴、環境もいい、人もいい、そしてスローであるということが最大の武器だと私は思っておりますので、太陽と緑の国、これは21世紀型の太陽、太陽光発電や新エネルギー、太陽電池ですね。緑は、中山間地域を守る、農林水産業を守る、自然を守る、環境に優しいという、その宮崎のあり方、ここで存在感を示すべきかなと思っております。製造業は非常に重要です。第2次産業は非常に重要ですが、宮崎のアイデンティティー、そういったものは、役割分担したときに、宮崎はのんびりしている、落ちつける、いやされる、そういうよ

うなキーワードではないかと私は考えています。いいところを今後も伸ばしていくというのが、県政の、21世紀の宮崎のあり方ではないかなと思っております。

○井上紀代子議員 私、壇上から申し上げましたが、今回の政権交代というのは、選挙によって政権交代になったんです。私は、それがすごくいいことだというふうに思っています。連立によって政権が変わるのではなくて、選挙によって政権交代ができた。今後はそういう方向に行くだろうというふうに思うんです。ですから、地方自治体はそのたびにがたがたするようなことは、あってはいけないと私は思うんです。ただ、今まで日本の国はそれを経験しておりませんので、政権移行ということがなかなかでき上がっていない。そのプログラムが今後はできてくるのではないかというふうに思います。今回、知事がおたおたしたのか、執行部がおたおたしたのか、よくわかりませんが、そういうのをされると、県民もふらふらするとか、それについては、民主党政権がこれからしばらく続くと思いますが、その政権とのいい距離感、地方自治体がべったりする必要は全くありませんので、地方主権を含めて、そういう意味では、ある程度の距離感、微妙な距離感というのがいいのではないかというふうに思っています。

蛇足なんですけれども、今後想定される各市市長選というのがメジロ押しに並んでおりますが、これに対する知事のスタンスはどのようになっているのか、そこを聞かせていただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 私は記者会見でも述べさせていただきましたが、県内の首長選に関しては、中立、不偏不党の立場でいたい

と考えております。

○井上紀代子議員 わかったようなわからないような答弁ですが、よくも悪くも知事の動向というのは県民は注視しています。ですから、知事が県民に対してメッセージをされるということは、それを受けとめるだれかがいるということをご認識していただきたいというふうに思っています。

これから民主党政権の中では地域主権ということを中心として、地方自治体との関係、ありようというのがそういうふうになっているわけですから、これから、落ちついたと言ったらおかしいんですけども、一回一回おたおたすることのないような県政運営をお願いして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党県民の会、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) それでは、ただいまから質問をさせていただきたいと存じます。代表質問最後の登壇となりました。自由民主党県民の会を代表いたしまして、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと存じます。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

昨日、鳩山内閣が誕生いたしました。まずは心からお祝いを申し上げたいと思います。御案

内のお通り、新聞、テレビなどでは、民主党を主体とする新政権による政策運営に関する話題が矢継ぎ早に報道されております。今後、新政権の政策実施に向けた活動が本格化すれば、1～2年のうちに国の制度の大幅な見直しが進み、これまでとは状況がさま変わりするであろうと思っております。しかし、そうした見直しの内容が地方の実情を踏まえたものになるのか、県民の多くが不安を抱いているのではないかと考えております。このような状況において、知事が今後の県勢発展に向けてどのように取り組まれるのか、知事の役割、また責任というものがこれまでも増して大きくなるのではないのでしょうか。そこで知事にお尋ねしますが、今般の選挙により民主党が勝利をおさめ、党派分布も大きく変わった。こういった状況についてどう思われるか。また、今後どのように対応されるのか、まずお伺いしておきたいと思っております。

次に、東九州自動車道についてお伺いしておきます。現在、本県における東九州自動車道の整備は順調に進められておるところであります。しかし、今後の整備については、道路特定財源の一般財源化や、民主党政権にかわった場合、党マニフェストにも記載されている高速道路の無料化、暫定税率の廃止など、高速道路の整備に必要な予算確保がなされるのか、非常に懸念をいたしておるところであります。このような大変な時期であるからこそ、県民の悲願である東九州自動車道の早期完成を目指すことは特に重要であると考えております。そこで、県は、東九州自動車道の新直轄事業区間については、平成26年度完成ということで要望を行っておりますが、今後も計画どおりに進められる見込みなのか、知事にお伺いをいたします。

また、新政権の中心となる民主党は、必要な道路はつくると言っておられます。以前、現在の民主党の副総理であります菅直人氏が宮崎県に来られたときにも、東九州自動車道は必要な道路であると言われております。そこで、県にとって真に必要な道路である東九州自動車道の完成が1年でも早まるよう、新政権に対して強く要望していくべきではないかと思いますが、知事にお伺いをしておきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度について、知事にお伺いを1点しておきたいと思っております。

民主党のマニフェストにおいては、「後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る」と明記してありますが、現段階においては、後期高齢者医療制度の廃止後の具体的な制度のあり方が明らかになっていない状況であります。この後期高齢者医療制度は、昨年4月に導入されて約1年半がたつわけではありますが、知事は、後期高齢者医療制度についてどのように考えておられるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わり、以下、質問者席から質問させていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

さきの総選挙の結果は、多くの国民の方々が、現在の暮らしに対する不満や将来への不安から、とにかく変化、変革を期待したものであったと思っております。新たな政権与党におかれては、地域の実情、地方の声に十分配慮しながら、国民の皆様と約束したことを着実に実行していただくとともに、私たち国民は、その実現

をしっかりと検証していく必要があると考えております。本県は、社会基盤整備や中山間地域対策、子育て・医療対策など、さまざまな課題が山積しておりますので、県選出の国会議員の方々とも連携を図り、御協力をいただきながら、郷土宮崎の発展のために全力を傾けてまいりたいと思っております。

次に、東九州自動車道の今後の整備についてであります。本県の東九州自動車道における国土交通省事業区間につきましては、県境一北浦間及び北川一延岡間について、平成24年度の供用の予定が示されているところであります。県といたしましては、これまで、供用年次が公表されていない区間も含め、事業中区間のすべてについて平成26年度までの供用を要望してきたところでありますが、新政権となっても今までどおり順調に整備が進められるかどうかについては、現時点では明確でないことから、今後の動きを注視してまいりたいと考えております。

東九州自動車道の早期整備は、県民の悲願であり、これまでも県政の最重要課題として取り組んできたところであります。県といたしましては、新政権を初め、必要な機関に対して、宮崎県における高速道路の必要性を訴えるところともに、整備に必要となる予算の確保や、整備のおくれている地方への重点配分、さらには1年でも早い供用について強く主張してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。後期高齢者医療制度につきましては、開始当初には、国の事前の説明が十分ではなかった、75歳という年齢で線引きされ差別された、保険料の負担が重過ぎる、あるいは年金から勝手に保険料を徴収されたなど、制度に対するさまざまな不安や不満の声が数多く上がったとこ

るであります。このため、国におきましては、低所得の方々に対する保険料の軽減措置や、保険料の年金からの天引きと口座振替との選択制への変更など、改善策が実施されたところあります。今後、高齢化の進展により高齢者にかかる医療費の増加が見込まれる中、将来にわたり国民皆保険制度を維持するために、75歳以上で制度を別にすることの是非や、制度運営に必要な財源についてどのような方法、割合で負担すればよいかをきちんと議論し、国民に納得してもらう必要があると考えております。以上です。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 東九州自動車道、これは絶対に一日でも早く実現しなきゃいけない。今、知事は、現時点では明確でないから注視していくと、注目していくという発言のようでございますが、知事、待っていてはいけません。待っていてはいけません。今まで宮崎県は自民党議員が中心でありました。現時点では3人の民主党の国会議員が誕生いたしました。先ほど井上議員も、知事と一緒に頑張っていくと言われたんです。民主党の議員の方、あるいは自由民主党の方と一緒に行動を起こしてもらわなければ、これは実現できないと、私はこのように考えておりますので、行動をしっかりと起こしていただきたいと、このように思います。

続いてお尋ねします。知事の政治姿勢についてお尋ねしますが、知事は、衆議院選挙が行われました8月30日、衆議院選挙の投票日は県内にいらっしゃったかどうか、まず、お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 政務活動としての講演会と選挙特番への出演で、県外におりました。

○徳重忠夫議員 衆議院選挙はずっと前から

はっきりしておったわけであります。今回の選挙は、政権選択選挙と言われる極めて、極めて関心の高い選挙でもありました。宮崎県の代表を選ぶ極めて大事な選挙であったと思います。開票結果は8時ごろには——8時半ごろでしたかね——報道関係により当選確実が出されたのは御案内のとおりです。当選が確定的となった段階で、当選者へお祝いの言葉をかけるといった配慮が、県知事として必要ではなかったかと私は思うわけであります。県民が高い関心を持っていた選挙日に県外に行っていたという御自身の行動について、知事の行動についてどう思われるか、知事の見解を伺っておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 当日の行動についてでございますが、選挙日程が決まったのは40日前でございます、私の講演会のスケジュールが決まったのはそれ以前の2～3カ月ぐらい前だったと記憶しております。それでどうしてもスケジュール変更ができなかったということでございます。選挙特番の出演は、地方分権・地域主権の実現を政党のマニフェストに盛り込んでいただくことを働きかけてきた者の責任として、全国的な注目を集める中で、改めて一人でも多くの国民の方々に地方分権というものを知っていただく、そういう趣旨で出演させていただいたという経緯です。また、県内の開票状況につきましては、逐一把握をしておりました。そしてまた、当選された方々には、翌日、早速お祝いの気持ちを込めた電報をお送りしたところあります。その後、お二人の当選者とお会いさせていただきましたが、他の方々とも今後、機会を見つけて意見交換を十分させていただきたいと考えております。

○徳重忠夫議員 やはり直接電話があると、直

接知事からのお祝いの言葉を受けると、本人も、ありがたいと、よし、やる気が出るぞと、知事と一緒にやろうという気持ちになったんじゃないかと、私はこう思ったので、あえて質問をさせていただきました。

それでは次に、今般の選挙の結果を受けて、私は、今後の宮崎県の県勢発展を進めていくためには、東国原知事が、本県が抱える課題を国にしっかりと訴えていく体制をつくるのが大事であると、このように考えております。そのためには、本県の代表として国政に直接携わる県選出国會議員の力を最大限に利用することが極めて重要だと考えております。さらに、私は、県政が抱えるさまざまな課題に的確に対処していくためには、自民党や民主党といった党派にこだわることなく、さらに、県選出のすべての国会議員が一丸となって、あらゆる場で宮崎の実情を訴え、知事とともに行動していくべきだと考えておるところであります。したがって、県選出国會議員全員が集まる場を年に何度か設けて、県政の重要課題などについて意見を交わして、国会議員全員が情報を共有して、知事とより密接に連携する体制をつくるべきだと、私はこのように考えるわけでありまして。そこで知事にお伺いしますが、知事は、就任以来、県選出国會議員全員と県政全般の諸課題についての意見交換といったものは何回ぐらい開催されたのか、過去2年半の間に何回されたのか、お伺いしておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 就任してからということで申しますと、昨年と一昨年の2回開催しているところであります。この一年につきましては、いつ選挙があるかよくわからない状況でございましたので、今年度につきましては開催しておりません。

○徳重忠夫議員 2回ということでありまして。年に1回しかやっていないと。それではなかなか意が伝わらない。知事の意味が伝わらないと私は思います。やはり年に何回かそういう会を持たれていいんじゃないですか。知事はしょっちゅう東京にも出ていけます。時間をつくれないという理由はないと、このように思っております。ぜひひとつ時間をつくって——昼食会でもいいじゃないですか、あるいは朝食会でもいいじゃないですか。帰ってこられる日もわかっているわけでありまして、ぜひひとつそういう方向で、そういう場をつくっていただきたいと思っております。

それと、これは先ほど井上議員からも質問があったこととございます。国民の神聖なる審判によりスタートした民主党政権であります。9月11日、マスコミのインタビューに、国の補正予算の一部執行停止が実行された場合には、「法的根拠はどう整理するのか。訴訟も当然視野に入れる」と述べておられますが、まだ具体的に示されていない政策案件に対して、国会での議論もされていないものに対して、法的根拠を示せというのはいかかなものかと思っております。知事の発言は、知事個人の発言ではないと、このように思っております。宮崎県民全体の発言といっても過言ではないと、私はこのように考えております。今後において、言葉には十分配慮をいただいて、注意を払っていただきますように、この際、強く要望を申し上げておきたいと、このように思います。要望でございます。

それでは次に、福祉保健部長にお伺いをいたします。先ほど知事から、後期高齢者医療制度についての御答弁をいただきましたが、これに関連してお答えいただきたいと思っております。後期高齢者医療制度が廃止になった場合、運営主体

である後期高齢者医療広域連合は今後どうなっていくのだろうか、大変心配をいたしております。福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今後の高齢者に係る医療制度がどのようなになるのか明らかでない現段階では、広域連合がどうなるのか不明であります。しかしながら、後期高齢者医療制度に係る法律が改正・施行され、新しい制度が開始になるまでは、現在の制度が継続することとなります。県としましては、県及び市町村にどのような役割や負担が生じるのか、十分な情報提供を行い、市町村及び県民の皆様にご混乱が生じないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ混乱の起こらないように十分注視していただきたいと思っております。

続いて、福祉保健部長にお尋ねをしていきたいと思っております。放課後児童クラブについてお尋ねをいたします。

近年、少子化や核家族化が進行し、子供や子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域社会における子育て力などの低下が問題となっております。このような中、小学校の放課後に、異なる年齢の子供同士が遊んだり交流したりする機会が少なくなってきました。また、子供を巻き込む犯罪や事件の増加により、子供が安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと、さらに、就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があることなど、小学校に入学して間もない低学年の子供や子育て家庭にとって、放課後に子供たちが安全な場所で安心して過ごすことができる場の確保が望まれております。そのため、共稼ぎ家庭など留守家庭の小学3年までの子供を

対象にしておりますが、適切な遊び場や、家庭にかわって安心感のある安定した生活の場を提供する放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブが県内各市町村で展開されているわけでありまして。本県でも、昨年末現在209カ所が整備されているようでありまして、県では、この放課後児童クラブの設置促進を進める一方で、本年から、利用者から利用料を徴収するよう指導しているようでありまして。私は、放課後児童クラブの利用者から利用料を取るのには納得がいかないのでありまして。子ども手当よりは、この部分の補助のほうが重要であると思うわけでありまして。そこで、まず、放課後児童クラブの利用料徴収について、なぜ徴収する必要があるのか、あわせて各市町村の状況と九州各県の状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 放課後児童クラブは、児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るものでありますが、本来、制度の枠組みとして受益者からの負担が求められております。また、近年、待機児童への対応や開設時間の延長、さらには指導員の質の向上など、運営体制の充実が必要となっております。このようなことから、保護者からの利用料を徴収することにより、クラブの設置促進を図るとともに、安全・安心なサービスが提供できるよう、市町村に対し助言指導を行っているところであります。

次に、県内の市町村の状況についてですが、現在、事業を実施しております県内21市町のうち、宮崎市を含め17市町が利用料を徴収しております。また、九州各県におきましては、佐賀県、長崎県、熊本県及び沖縄県で、すべての市町村において徴収されているようであ

ります。なお、その他の県においては、特に把握していないとのことであります。以上でございます。

○徳重忠夫議員 利用料はある程度取らざるを得ないということでございます。よく考えてみますと、放課後児童クラブといっても4時間ぐらいおるわけでありまして。おやつ代を取るぐらいは当然だとも考えられます。その中でも21市町の中で4市町は取っていないという事実もあるようでございます。そのことについては理解をいたしました。

次に、県は、放課後児童クラブの適正な運営のために利用料の徴収が必要としておりますが、一方では、国庫補助の対象となる運営費補助について、宮崎県は、国の補助基準額より低く基準額を設定しているようであります。補助金の内容はほとんど人件費であります。これを国の基準どおりにしていただかなければ、さらに、先ほど充実した運営がとおっしゃいましたが、とてもできないのであります。そこで、お尋ねをいたします。この放課後児童クラブに対する補助基準額について、なぜ国の基準よりも低くしているのか。同額にする考えはないのか、部長にお答えをいただきたいと思っております。

○福祉保健部長(高橋 博君) 放課後児童クラブにつきましては、平成15年度には116カ所であったものが、20年度には209カ所と大幅にふえてきており、今後もさらに増加するものと予想されます。このような中、県としましては、厳しい財政状況にありますが、補助対象となるクラブのすべてに対する支援を行っていききたいとの考えから、18年度より基準額を調整しているものであります。

○徳重忠夫議員 前の部長のマニフェストに、20年度は215カ所という目標を立てていらっ

しゃった。それで209カ所になっているわけです。21年度は230カ所の予定ではないかと思っております。それを多くなったから分ける、削減するというのは、私は納得できません。人件費が要るわけですから、それを削減するという事は、国はちゃんと払うと言っているわけですから、それは納得できないのであります。

そしてまた、これから申し上げることは大きなことだと思っておりますので、聞いていただきたいと思っております。県内にあっては、ほとんどの中小企業を初め、土曜日を休みとする事業所は少ない状況にあります。また、夏休みや春休みも、子供たちには安全に遊ぶ場所すらない状況であります。国が認めている放課後児童クラブの補助金には、基本額とは別に、土曜日に開設する場合の加算や、夏休みの長期休暇時に長時間開設する場合の加算もちゃんと明記されております。そして補助金も出されております。現在県は行っているのかどうか、お尋ねをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 放課後児童クラブが土曜日などに開設し、年間の開設日数が250日を超える場合、超える日数については補助の加算対象とはしておりませんが、夏休み等に長時間開設する場合につきましては、国基準額より低い額ではあります。加算対象としております。

○徳重忠夫議員 部長の今の答弁は全く理解できません。と申しますのも、土曜日の加算は一切していないとおっしゃっている。あるいは春休み、夏休みもずっと子供たちが来るんです。それも30%以上の減額でしか払っておりません。それも国が基準をちゃんと定めております。土曜日もしっかりと定めてあるんです。土曜

日1日1万3,000円。大体40日ぐらいですよ、土曜日があるのは。そうすると52~53万というお金なんです。これぐらいは出していいじゃないですか。土曜日に子供たちが来ないんだったらいいんですよ。必ず来るんです。春休み、夏休みもほとんど来るんです。夏休み、春休みは加算してあるんです。しかし、土曜日を一切加算しないというのは、これはただで働けと。それは余りにも酷な話。そして、安全・安心、放課後児童クラブの目的を達していないと思います。どう思いますか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 放課後児童クラブは、児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援の役割も担っていることから、子育て支援対策としまして大変重要な事業であると認識しております。このため、厳しい財政状況の中ではありますが、補助対象となるクラブのすべてに対して支援を行っていききたいという考えから、補助基準額の調整等を行っているものであります。

○徳重忠夫議員 調整をされたらいいんでしょうか。安全・安心が保てるんですか。ちゃんと日当を払っていただかなければ、働いてくれる人はいないんです。安心・安全ということが第一義だと考えますときに、これをやるべきですよ。実は、宮崎市は全額払っているじゃないですか。鹿児島県も熊本県も全額、国の基準どおり払っているんですよ。それをなぜ宮崎県は払えないんですか。それは納得できないのであります。いかがでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 厳しい財政状況の中、クラブのすべてに対して支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じますが、今後に向けて、市町村や運営主体など関係者の意見も聞きながら、より効果

的な事業の仕組みを研究してまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 少なくとも土曜日加算ぐらいは考えていただかなければ、安全・安心は守れません。事故が起こったとき責任はどうするかということや、いろんなことがございます。ちゃんと職員を配置していかなければ、安全は守れないということもありますので、ぜひひとつ前向きに御検討いただきますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、農業問題についてお尋ねをしていきたいと思っております。

農業を取り巻く情勢が厳しさを増しておる中、本県においても、高齢化の進行や担い手の減少が進んでおります。耕作放棄地の増加など新たな問題も出てきております。本県には、約7万ヘクタールの耕地面積のうち、畑地が約5割、約3万2,000ヘクタールということで、温暖な冬季の気候を生かしながら畑作物による農地のフル活用は、今後の本県の農業にとって非常に重要ではないでしょうか。このような中、本県において畑作農業の生産振興を加速させるため、必要不可欠な水の供給を行う畑地かんがい事業が進められ、既に綾川、一ツ瀬川、大淀川左岸・右岸の4カ所で整備が完了しており、本県における畑作物の生産拡大が大いに期待されます。こうした状況の中で、都城市に設置されている県総合農業試験場畑作園芸支場の果たす役割は極めて重要であり、畑地かんがい用水を利用して農業所得を増大していける作物の研究を積極的に進めるべきではないでしょうか。そこで、これまでの畑作園芸支場において、畑地かんがい用水を活用した作物の研究をどのように行ってきたのか、また、どのような作物をつくれば農家所得の増大が期待されるのか、農政

水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お答えいたします。

県の畑作園芸支場におきましては、畑地かんがい用水を活用した露地野菜や花卉等の栽培技術の改善、農業機械等を活用した省力化、軽作業システムの確立を重点的な研究目標に掲げまして、研究を進めてまいりました。これらの研究成果も活用しながら、畑地かんがい整備で先行しております綾川地区や一ツ瀬川地区では、ピーマン、キュウリ等の施設野菜はもとより、大根、ジュース用ニンジンといった露地野菜などへの作物転換により、水を利用した収益性の高い営農が展開されております。さらに今後は、所得の増大が期待できる作物としまして、近年、国産需要が急速に伸びておりますハウレンソウ、キャベツなどの加工用・業務用野菜をターゲットにした産地づくりを強力に推進してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。畑作が非常に多い、耕地面積の半分あるということを見ると、これは真剣に考えていかなきゃならない問題だと、このように考えます。答弁にあったように、現在の農業者の技術や装備をもってやっていくなれば、生産拡大を図ることは十分可能であります。そこで、農家所得の向上を図るために、試験場や普及センターが一体となって振興する畑作物の栽培技術等を普及していくことが最も重要であると考えております。そのことについての部長の考えをお伺いしておきたいと思っております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 新品目や新たな栽培技術等の研究成果につきましては、試験場と普及センターが一体となって、速やかに生産現場への普及を進め、技術の早期定着化を図

りながら、新たな産地づくりに貢献していくことが極めて重要でございます。このため、試験研究と普及が車の両輪となりまして、生産現場における課題や研究開発ニーズなどの情報の共有化を行い、新たな試験研究課題の設定や研究成果の現地実証試験等により、県内各地域の実情に合った園芸作物等の生産振興に努めているところであります。今後ますます多様化する消費者ニーズや、需要が伸びる加工用・業務用野菜の動向等を踏まえながら、収益性の高い作物への転換や、高品質・安定収量を実現する生産技術の確立・普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 農政水産部長には最後の質問になろうかと思いますが、お答えいただきたいと思っております。農家の所得確保は、生産物をいかに安定的に出荷できるかにかかっております。そのためにも、畑地かんがい用水の活用は必要不可欠であると考えます。しかしながら、広大な面積で大量の野菜が生産された場合、その販売先を確保しておく必要があります。販売ルートの構築が不可欠であります。最近、中食、外食など消費者の食のスタイルの変化に伴いまして、野菜の消費に占める加工・業務用野菜の割合が全体の55%と言われており、増加しております。私の地元でも、冷凍野菜の加工で全国的に展開している農業生産法人もあります。そこで、このような安定した販売ルートを確保するためには、冷凍野菜向けなど、加工・業務用野菜を中心とした契約栽培等を進める必要があると考えますが、農政水産部長の見解を最後に伺っておきたいと思っております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御指摘にございましたとおり、加工用・業務用野菜につきましては、契約栽培等によります安定的な販売ル

ートを確保していくことが大変重要であると思っております。このため、県といたしましては、農業団体、農業生産法人等が連携した定時・定量・定質といった安定的な生産供給体制の整備に加えまして、大消費地での商談会、実需者と協力した商品開発といった販売活動等の取り組みに対し支援を行っているところであります。今後とも、関係機関・団体と協力しながら、実需者ニーズに即した契約取引を積極的に進め、農家所得の増大を図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 最後と申しましたが、もう一つありました。今回の衆議院選挙で民主党が政権与党となりました。民主党は、新たな戸別所得補償制度を実施するとお聞きいたしております。その詳細については、いまだ明らかになっておりませんが、米、麦、大豆といった主要農産物が対象になっておるわけでありまして。一方、野菜・果樹は現段階では対象外とされているようですが、将来、果樹・野菜経営においても生産費割れをするようなことになれば、制度の対象としていくと言っているようであります。しかし、新たな所得補償制度をまつまでもなく、本県農業の発展のためには、今こそ先見の明をもって、県内耕地面積の約半分を占める畑作農業による産地づくりをしっかりとやっておかなければいけないのではないのでしょうか。そこで、今後の本県畑作農業における畑作園芸支場の役割は何か、また、どのように畑作農業の振興を図っていかれるおつもりか、部長にお答えをいただきたいと思っております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 畑作農業は、少雨・干ばつなどの天候不順で生産が不安定であります。また、1戸当たりの経営面積が広く、重量野菜が多いといったことから、経営の

安定化と労働負担の軽減等が試験研究に今、強く求められてございます。したがって、畑作園芸支場では、引き続き、畑地かんがい用水を有効活用した収量・品質向上のための栽培技術を初め、加工用・業務用に適した品種の選定や、省力化・大規模化に対応できる機械化技術体系の確立に向けた研究開発を強化してまいりたいと考えております。さらに、今後の畑作振興につきましては、これら畑作園芸支場の研究成果を、今後、整備が進む畑地かんがい地区等で十分活用しながら、加工用・業務用の需要拡大にも的確に対応できる産地の育成に積極的に取り組み、安定的で生産性の高い畑作農業の確立を目指してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ頑張ってくださいようにお願いを申し上げておきたいと思っております。

続いて、県土整備部長にお尋ねをしてまいりたいと思っております。

都城志布志道路についてお尋ねをいたします。このことについては何回も質問をいたしておりますが、状況も変わってまいります。その都度また質問も続けさせていただきたいと思っております。

本県の道路網の整備は、他県に比べますと、高速道路もそうではありますが、大変おけると言わざるを得ないと考えております。民主党政権になって、今後の本県の道路整備はどうなっていくのか、大変心配をいたしております。中でも都城志布志道路につきましては、西諸、北諸、都城地域の発展に欠くことのできない最も重要な道路であります。高速道路と同様に、予算確保などの問題もありまして、現在整備が進められている都城志布志道路の整備がおくれるのではないかと懸念をいたしております。また、同路線の鹿児島県境までの約5キロ

メートル区間については、いまだ計画区間のままであると、これは御案内のとおりであります。整備区間にも入っておりません。民主党の政策集インデックス2009によりますと、事業化に当たりましては、費用便益分析（BバイC）を厳格に実施するとされていることでもあります。このままでは整備に着手できないのではないかと大変心配しております。そこで、都城志布志道路の進捗状況と費用便益分析（BバイC）上はどうなのかということでもあります。今後の取り組みも含めて、県土整備部長にお答えいただきたいと思っております。

○県土整備部長（山田康夫君） 都城志布志道路の整備の進捗状況等についてでございます。都城志布志道路の都城インターチェンジから五十町インターチェンジ間の約13キロメートルにつきましては、国土交通省において、国道10号のバイパスとして平成12年度から整備に取り組まれております。このうち、平塚インターチェンジから五十町インターチェンジ間の約1.9キロメートルにつきましては、早期供用に向けて現在、鋭意施工中と聞いております。一方、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間の約3キロメートルにつきましては、県の施行により、平成13年度から整備に取り組んでおりまして、平成22年度の完成供用を目標といたしております。残る鹿児島県境までの議員御指摘の約5キロメートル、この区間につきましては、そのうち、梅北インターチェンジから飯野松山都城線までの約2.5キロメートルにつきましては、費用便益分析結果が3.9と出ております。国の事業採択基準の1以上を十分満たしていることから、平成22年度に新規採択されるよう、国に強く要望をしているところであります。都城志布志道路は、南九州の物流を担う重要な道

路でありますことから、今後とも早期完成に向け取り組んでまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。費用便益分析（BバイC）の結果、3.9という数字を今初めて私は知ったわけでありまして、大変うれしく思っております。これだけ費用対効果というのがあるということです。知事、3.9もあるんですね。1以下は考えるというような民主党の考え方でありまして、3.9もあるんですね。ぜひひとつ自信を持って、この志布志道路の早期完成に向けて積極的に動いていただきたい、要望していただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

続いて、入札制度についてお伺いをいたします。

入札制度についてでございますが、御案内のとおり、建設投資の減少や経済の急激な悪化等に伴いまして、建設業は青息吐息であります。さらに追い打ちをかけるように、民主政権では、大幅に公共事業の削減がなされるのではないかと懸念されるところでありまして、公約にも掲げられております。公共事業に依存している地方経済はますます疲弊していく一方ではないかと心配をいたしております。また、本県において、官製談合を契機といたしまして、急激な入札制度改革が実施されたわけでありまして、県政を揺るがした大事件であり、改革はやむを得なかったとしても、結果として、建設業者をより一層窮地に追い詰めているのではないかと考えております。このような状況を踏まえて、県の入札制度について考え方を伺っておきたいと思っております。まず初めに、入札制度改革が行われた平成19年度から現在までの建設業許可業者数の動向及び倒産件数はどのように変わっているのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○**県土整備部長（山田康夫君）** まず、本県における建設業の許可業者数につきましては、本年3月31日現在で5,256業者となっております。これを2年前の平成19年3月31日時点と比べますと、269業者、約4.9%の減となっております。これは全国の状況と同様に減少傾向がございます。また、民間機関の調査による負債総額1,000万円以上の県内建設業の倒産件数につきましては、平成19年度は52件、平成20年度は57件となっております。

○**徳重忠夫議員** 本県において、建設業者の廃業・倒産がふえたのも、指名競争入札を廃止し、一般競争入札を拡大したことがその要因の一つではないかと、当然考えられるわけであり、全国的に見れば、まだまだ指名競争入札を実施している都道府県が多いのではないかと考えられますが、建設工事における、全国と九州各県の一般競争入札や指名競争入札の実施状況をお知らせいただきたいと思っております。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 本年7月現在の国土交通省の調査によりますと、47都道府県のうち、本県を含め13の団体が、予定価格が250万円を超える工事を一般競争入札で行っておりまして、適用する予定価格は異なりますが、34の団体が指名競争入札も実施をしております。また、九州各県の状況につきましては、本県と佐賀県を除く6県が指名競争入札も実施をしております。なお、全国的な傾向を申し上げますと、平成18年の12月に全国知事会が、「都道府県の公共調達改革に関する指針」を取りまとめておりまして、一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止を示しておりますが、この指針の策定以降、250万円を超える工事を原則一般競争入札とした団体が12増加をしております。また、1,000万円以上の工事で一般競争入札を実施

しておりますのは31団体であり、指針の策定以降、試行を含めまして新たに28の団体が実施をするなど、近年、一般競争入札が全国的に拡大をしているところであります。

○**徳重忠夫議員** ただいま答弁をいただいたところでありますけれども、その中で、部長がおっしゃいました、34自治体でまだ指名競争入札を行っているとの答弁でした。つまり、7割以上の都道府県がまだ指名競争入札を行っているということであり、やはり地域の状況、各県状況によって違っていると、このように思っております。九州では本県と佐賀県のみが指名競争入札を行っていないということでございます。ただ、佐賀県を考えてみますと、福岡県、熊本県に隣接しているということもあって、建設業者にとっては民間投資も期待できる状況、環境にあると、私はこう考えております。我が宮崎県は、建設業者が公共事業に依存する割合が非常に高い地域であると、私はこう考えております。都道府県における指名競争入札の実施状況や、中山間地域の雇用の受け皿でもある建設業の重要性を踏まえて、本県において、一部でも指名競争入札を実施すべきではないかと思っておりますが、再度お答えをいただきたいと思っております。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 本県におきましては、談合事件により失われた県民の県政に対する信頼を回復するために、一般競争入札の拡大など、より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に取り組んでまいりました。また、改革と並行しまして、制度を検証し、幅広く意見を伺いながら、予定価格の事後公表や、地元の業者が受注しやすい本県独自の地域企業育成型総合評価落札方式の創設、最低制限価格の引き上げなど、必要な見直しを随時行っ

てきたところであります。御質問の指名競争入札につきましては、入札参加者数が限定されることによる競争性の問題や、業者選定に恣意性の余地が残りますことから、今後とも、一般競争入札の枠組みの中で、制度の検証と見直しを継続し、技術力や地域貢献度が高く、地域に根差した建設業者が受注しやすい環境の整備に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 御答弁をいただきましたが、まだまだ納得できないことばかりであります。建設工事における最低制限価格についてもお尋ねをしたいと思います。宮崎県のああいふ談合事件は、業者の談合というより、知事、執行部がみずからやった。そのことが県内業者をこのように追い詰めていると。このことについてもやはり反省もしていただきたい、このように思うところであります。建設工事における最低制限価格についてお尋ねしますが、本年4月に経済・雇用緊急対策が出てまいりました。予定価格をおおむね85～90%に引き上げられたところでありますが、一般競争入札の導入による競争性の高まりにより、依然として落札価格は最低制限価格付近に集中している状況にあります。建設投資が大幅に減少し、増加が見込まれない状況の中で、地域雇用の受け皿でもある県内の建設業の経営改善を図るために、最低制限価格を思い切って90%～95%に引き上げる考えはないか、部長にお答えをいただきたいと思っております。一般競争入札が行われる前の段階では、大体95%から97%～98%までの落札価格であったと私は記憶しているわけでありまして、少なくとも90%～95%は保たなければ維持費を求めることはできないと、よく言われております。少なくとも90%～95%に引き上げるような考えは

ないか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○県土整備部長（山田康夫君） 最低制限価格につきましては、公共工事における経済・雇用緊急対策として、建設業の健全な発展や工事の品質確保を図る観点から、本年の4月に予定価格のおおむね85%～90%に引き上げたところでありまして、これは全国的にも高い水準となっておりますことから、再度の引き上げは難しいものと考えております。

○徳重忠夫議員 難しいといったら難しいんです。前はできたんですね。95%から97%～98%までいった経緯があるわけですから、できないことはない、やればできると私は信じております。ひとつ検討を十分していただきますようお願いをしておきたいと思っております。

最後に、総合評価落札方式についてお伺いをしたいと思います。地域の建設業者は、地元雇用の受け皿でもあります。災害時の緊急的な対応や日常的な道路パトロールなど、地域に極めて大きな貢献をしております。このような地域を支える建設業者の健全な育成を図るためには、公共工事の入札において地元企業の受注機会の確保を図る仕組みが重要であると考えます。そこで、総合評価落札方式の中で、地域の企業を高く評価する地域企業育成型の適用範囲を、現在の予定価格3,000万円未満から5,000万円未満へ引き上げる考えはないか、再度、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思っております。

○県土整備部長（山田康夫君） 地域企業育成型の総合評価落札方式につきましては、小規模工事を念頭に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすいよう配慮した、本県独自の方式でございます。昨年度は、適用範囲を予定価格2,000万円未満の土木一式工事としておりましたけれども、今年度は、これを3,000万

円未満に引き上げたところであり、さらに8月からは、予定価格3,000万円未満の建築一式工事についても適用を拡大したところでもあります。地域企業育成型は、本店所在地を市町村単位で評価をし、手持ち工事件数を制限するなど、比較的小規模な企業を念頭に置いた制度でございます。御質問にありました適用範囲のさらなる拡大につきましては、上位ランクの企業への適用の妥当性、及び他の総合評価落札方式とのすみ分けなどの課題がございますので、今後、幅広く意見を伺いながら検討させていただきたいと思っております。

○徳重忠夫議員 建設業者は、毎年50社から60社ぐらいの倒産状況であります。よく考えますと、5人従業員を抱えておれば250人、そして家族まで入れたら大変な数が生活をされている状況。これが廃業・失業となったら大変でございます。そのことも考えなければ、誘致企業だけを考えるようではいけない。やはり、現在一生懸命頑張らせていただいている建設業も一つの大きな企業だと理解をしていただいて、ぜひともそういった業者の声を真摯に受けとめて聞いてほしい。幹部だけの話を聞いて決められるのではなくて、末端の業者、A、B、C、D、それぞれの意見をしっかり吸い上げて、今後の建設・土木行政に反映をさせていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

続いて、教育長にお伺いをしてまいりたいと思っております。スポレクみやぎ2009について、幾つか教育長にお尋ねをいたします。

来月10月17日から20日にかけて、「皆来んね 笑顔まんかい 神話の国で」をスローガンに、第22回全国スポーツ・レクリエーション祭、スポレクみやぎ2009が開催されます。この祭典は、毎年都道府県持ち回りで開催され

る、だれもが気軽にスポーツやレクリエーション活動を楽しむことができる、国内最大規模の生涯スポーツの祭典であります。県内8市7町で24種目が開催され、県内外から約2万人の参加が見込まれると聞いております。このようなたくさんの参加が見込まれる本祭典は、平成13年度の日本スポーツマスターズ以来の大きなイベントであり、国内外にスポーツランドみやぎを初め、本県の魅力を十分に発信できる大きなチャンスであると考えております。この祭典は、本年度だけで県費で3億6,000万円、種目別大会を開催する市町でも相応の予算負担があると聞いております。これだけの経費をかけた祭典であります。多くの県外客の宿泊・観光等も予想され、それ相応の経済効果も期待できる場所でもあります。そこで、スポレクみやぎ2009の目的と効果について、教育長にお伺いをしておきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 全国スポーツ・レクリエーション祭は、勝敗のみを競うのではなく、個々の体力や年齢に応じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら交流の輪を広げることを大きな目的としております。この祭典の開催によりまして、県民の皆様が気軽にスポーツに親しむことのできる、いわゆるスポーツの生活化の促進や、競技団体の組織力の向上、あるいはそれぞれの競技種目が地域のシンボルスポーツとして定着することを期待しているところでもあります。また、経済波及効果につきましては、選手・役員だけでも、韓国選手が200名おりますけれども、この200名を含め約9,000人の来県予定がありまして、宿泊、弁当、お土産、レンタカー利用など、かなりの個人消費が期待されることから、今のところ、おおよそであります、16億円と試算をしている

ところであります。さらに、開会式や特別行事などを通じまして、県内各地域の観光資源や食文化、あるいは自然豊かなスポーツランドみやざきの魅力を全国に向けて情報発信できますことから、今後の観光客誘致などの効果も期待しているところであります。以上です。

○徳重忠夫議員 大変な経済効果もあるようでございます。ぜひこれが成功するようにお祈りを申し上げたいと思います。祭典まであと1カ月となりました。県実行委員会を初め、各会場地でも万全の体制で取り組まれていると思いますが、現時点で開催に向けて解決すべき課題があるのかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） スポレクみやざき2009の開催については、昨年5月に県実行委員会を設立いたしまして、それぞれの競技開催地や関係機関の協力を得まして、魅力ある祭典の検討や輸送交通対策、県内外に向けての祭典周知など、鋭意準備を進めてきたところであります。おかげをもちまして、選手・役員で県外から約9,000人、県内から約1万人の参加が見込まれております。現時点における課題といたしましては、開会式が行われる県総合運動公園周辺の混雑が予想されますことから、関係警察署に協力を依頼するとともに、一般観覧者に対しまして、公共交通機関の利用をお願いすることにいたしております。また、新型インフルエンザの対応につきましては、文部科学省を初め、県関係部局と鋭意協議を行い、競技会場等における感染防止対策を講じるとともに、各都道府県を通じまして、選手の皆様への感染予防のための周知を行うことにいたしております。県教育委員会といたしましては、スポレクみやざき2009の成功に向けて、それぞれの競技開催地

を初め、関係機関・団体とも連携を密にしながら、今後とも万全の体制で臨んでまいりたいと思っております。以上です。

○徳重忠夫議員 大勢の皆さんが県外からお越しになられます。よい機会であります。県を挙げておもてなしの心で接するとともに、祭典期間中に宮崎県の魅力を十分知っていただき、できれば、祭典終了後、宮崎に滞在していただくとか、観光地めぐりをしてもらうとか、リピーターになって再度宮崎に来ていただくなど、仕掛ける必要があると考えます。そこで、県外からの参加者に宮崎の魅力を知っていただくためにどのような対応を考えておられるのか、伺っておきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） スポレクみやざき2009には、先ほどお答えいたしましたとおり、県外から多くの皆様に参加されますことから、本県の魅力をPRできる絶好の機会であると考えております。このため、県総合運動公園で開催される特別行事におきまして、県内各地域の特産品や観光地をアピールするとともに、県内8市7町の競技開催地で行われます歓迎レセプションや地域住民の方々との交流行事の中で、商工会議所や観光協会などの御協力により、地元の海の幸、山の幸の提供を行うなど、地域の魅力をPRすることにいたしております。県教育委員会といたしましては、それぞれの競技開催地とも連携しながら、多くの皆様方に県内各地の情報発信を行いますとともに、県民と参加者の交流の輪が広がり、にぎわいのある祭典となるよう取り組んでまいります。以上です。

○徳重忠夫議員 続いて、教育問題についてお尋ねをしていきたいと思っております。

先月下旬、文科省が、今年で3回目の実施と

なる今年度の全国学力・学習状況調査結果について公表しております。この結果を見ますと、本県においてはこれまで3年間、全国の状況と照らして、おおむね良好という順調な結果を示しているところがございます。地道な取り組みを重ねてこられた成果であるにとらえておるところでございます。あわせて、児童生徒の日ごろの努力や、保護者や地域の方々の協力・支援があつてのことと考えておるところであります。そこで、教育長に3点ほどお伺いしたいと思ひます。この調査自体の目的や意義について、教育長としてどのようにとらえておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査の目的であります、国及び各教育委員会、学校等が、それぞれの立場において、児童生徒の学力や学習の状況を把握・分析することにより、施策や指導の成果と課題を検証し、その改善を図ることであるにとらえております。したがいまして、調査結果から明らかとなりました課題を解決するために、施策や児童生徒への指導方法を見直したり、基本的な生活習慣などの改善を図ったりしながら、最終的には一人一人の児童生徒にしっかりとした学力を定着させていくことに意義があると考えております。以上です。

○徳重忠夫議員 続いてお尋ねしますが、本調査におけるこれまで3回の本県の結果について、どのように評価をしているのか、もう一度お尋ねをしてみたいと思ひます。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査における本県の子供たちの学力の状況につきましては、小学校では、「知識」に関する問題は正答率が3年連続で全国平均を上回っておりますが、「活用」に関する問題については課

題が見られますので、今後一層の改善を図っていく必要があると考えております。中学校では、3年連続ですべての教科で全国平均を上回っており、おおむね良好な状況であるにとらえております。また、子供たちの学習状況についても申し上げますと、一例であります、家庭で授業の復習をしたり、毎日、朝早く起きて朝食を食べたり、近所の人にみずからあいさつをしたりするなど、望ましい生活習慣に関する項目につきまして肯定的に回答している子供の割合が、全国的にも非常に高い状況にあります。これらの調査結果につきましては、本県の子供たちの努力はもとより、市町村教育委員会や各学校の先生方の指導、保護者や地域の方々の御協力、そして御支援のたまものであるというふうに考えております。以上です。

○徳重忠夫議員 続いて、スポーツ振興についてお尋ねをしてみたいと思ひます。

スポーツ振興についてでございますが、今年に入りまして、本県の高校スポーツ界は、各競技種目ですばらしい活躍をしてくれました。3月の全国高等学校選抜大会においては、都城工業高校の男子バレー部が、本県初となる全国制覇を果たしてくれました。大変な快挙であります。また、今年8月の全国高校野球選手権大会では、都城商業高校の野球部が、本県勢としては8年ぶりとなるベスト8を勝ち取ってくれました。これらの大会での選手の皆さんの頑張りは、子供から大人まで多くの県民に大きな元気と夢を与えてくれました。地元で応援していた私といたしましても、この上ない喜び、うれしい限りでありました。選手の皆さんや監督さん、そして関係者の皆さんの御努力に頭の下がる思いであります。スポーツは多くの人たちに感動や勇気を与えてくれます。私が思います

に、強豪チームが集まる全国大会などで活躍するためには、それぞれの学校等の対応だけでは限界があります。県を挙げての組織的かつ効率的な取り組み支援が必要であると考えます。このことは、各種の競技力を競う日本最大のスポーツの祭典であります国民体育大会での本県選手の活躍についても言えることであります。そこで、教育長にお聞きします。国民体育大会等の全国大会で、本県選手にもっと活躍してもらいたいと思いますが、特に高校生の競技力向上を図るための教育委員会としての取り組みについて伺っておきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 本県におきましては、「競技力強化推進校」の指定制度を設け、全国大会等で活躍が期待できる高等学校22校20競技42の部に対して、強化活動への支援を行いますとともに、優秀選手を獲得するために、高校入試においてスポーツ推薦制度を導入しております。また、中学校においても、「競技力向上推進校」の指定制度を設け、県中学校秋季体育大会で優勝しました22校18競技30の部に対して、活動の支援等を行っております。このような、これまでの取り組みもあり、平成20年度、21年度の全国高等学校総合体育大会では、これまでにない数多くの入賞者を出すなど、一定の成果があらわれております。さらに、国民体育大会におきましても、高校生の活躍によりまして、平成19年度、20年度、2年連続で天皇杯順位30位台を確保しているところであります。なお、議員の地元の都城商業高校あるいは都城工業高校についても、活躍は御案内のとおりであります。県教育委員会といたしましては、宮崎県の子供たちが国民体育大会などの全国規模の大会で活躍し、県民に感動と元気を与えられるように、今後とも、県体育協会や競技

団体等の関係機関との連携を図りながら、推進校指定制度の充実など、各種の施策を効果的かつ継続的に推進してまいりたいと考えております。以上です。

○徳重忠夫議員 それでは次に、病院局長にお尋ねをしていきたいと思います。県立病院の経営問題についてであります。

先般、平成20年度県立病院事業会計決算（見込み）が公表されました。新聞報道等によりますと、病院事業全体の収支は8億6,800万円余の赤字ということであります。病院局では、平成18年度に中期経営計画を策定され、その後、経営改善に取り組んだ結果、平成17年度は約31億円あった赤字が、18年度は約17億円、平成19年度は約6億7,000万円の赤字にまで改善しております。しかし、平成20年度は、中期経営計画の目標は達成したものの、赤字幅そのものが広がったということであります。私は、県民の医療に対する安心を確保する上で、県立病院の経営安定は欠かせないものだと考えておりますので、経営が悪化している状況を大変心配しているところであります。そこで、平成20年度の収支悪化の要因をどう分析し、今後どのような経営方針で臨もうとしておられるのか、病院局長にお尋ねをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成20年度は、診療報酬改定に伴う施設基準への的確な対応や、延岡病院における診療報酬の包括請求方式であります、いわゆるDPCへの円滑な移行等を図ることにより、収益の確保を図る一方、医療器械や薬剤等の共同購入、材料費の節減等、徹底した経費削減に取り組んだ結果、3年連続で中期経営計画の目標を達成することができたところであります。しかしながら、地域との連携により医療機関のすみ分けが進んだことや、

いわゆるコンビニ受診の自粛、さらには、一部診療科の医師不足等により患者数が減少したため、残念ながら、議員御指摘のとおり、前年度よりも赤字幅が広がる結果となったところがあります。今後は、これまでの取り組みを一層徹底いたしますとともに、最重要課題である医師の確保に努め、県立病院本来の役割である高度医療の提供と民間医療機関からの紹介等による重篤患者の受け入れを進めていくことによりまして、収益の向上を図り、経営改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○徳重忠夫議員 医師の確保についても質問したかったわけではありますが、時間の都合で割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、病院局では、平成17年6月に策定しました「宮崎県立病院の今後のあり方」に基づき、平成23年度を目途に、県立病院が将来にわたり医療を提供するにふさわしい経営形態を選択するため、今年7月に経営形態検討委員会を立ち上げられました。さらに、それぞれの県立病院の置かれている状況が異なることから、各病院ごとに個別に検討する分科会も立ち上げられたところがあります。本県における県立病院は、言うまでもなく県民医療になくしてはならない存在であり、将来にわたって高度で良質な医療を提供していくことが非常に重要であり、今回の検討の必要性はよく理解できます。この検討のスケジュールでは、年内に検討委員会で一定の方向を出した後、今年度中に県としての一定の結論を出されると聞いております。しかしながら、現在の県立病院を取り巻く状況を考えますと、医師確保を最優先の課題として取り組むべきであり、経営形態の見直しはその後に十分時間をかけて検討するべきではないかと考えます。そこで、病院局長にお尋ねします。県立

病院の経営形態の見直しについては、「今後のあり方」に基づき、平成23年度を目途に選択するとされていますが、現在のように医師確保のめどすら立っていない状況の中で、なぜ今、県立病院の経営形態の検討を行わなきゃならないのか、また、全国の状況についてもあわせて伺いをしておきたいと思っております。

○病院局長（甲斐景早文君） 総務省が平成19年に示しました「公立病院改革ガイドライン」に基づき、公立病院は、おおむね平成25年度までの間に経営形態の見直しを行うこととされております。しかしながら、本県におきましては、医療資源に乏しいことや、県立病院の地域医療に果たす役割の大きさ等から、将来にわたり持続的・安定的な医療の提供を行っていくためには、一刻も早く病院経営の体制整備を図る必要があるとの観点に立ちまして、平成17年度に「宮崎県立病院の今後のあり方」を策定し、その第一歩として、平成18年度に地方公営企業法の規定の全部を適用したところがございます。今回の検討も、この「今後のあり方」に示されたスケジュールに基づき、地域医療における県立病院の果たす適切な役割を明らかにした上で、良質な医療の提供を持続できるものとするために、経営の効率化を追求するものであります。

次に、全国の状況ではありますが、総務省によりますと、平成20年度末現在で、地方公営企業法の全部適用については、導入済み及び予定している病院が378、以下、地方独立行政法人化については45病院、指定管理者制度については64病院でありまして、民間譲渡については、新たに12病院が予定していると伺っているところであります。

○徳重忠夫議員 病院経営は非常に厳しい状況

であります、ひとつ慎重に進めていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

最後に、総務部長にお伺いをいたします。自動車税についてということをお願いをいたします。

自動車の継続検査、いわゆる車検の際に添付が義務づけられている自動車税納税証明書についてであります。期限内に納付した場合に限って、納税通知書に添付している納税証明書に領収印の捺印を受けることとなっております、車検時の証明書として利用できることとなっております。それ以外は県税・総務事務所で証明書の交付を受けなきゃならないという形になっています。このため、納期を1日過ぎただけでも、車検を受ける際に、納税者本人か車検を代行する業者が、忙しい合間を縫って、わざわざ県税・総務事務所に出向かなければならないのであります。一方、鹿児島県では、当初の納税通知書だけでなく、督促状や催告書の納付書にも納税証明の欄を設けておりまして、延滞金を含めて全額を納付すれば、金融機関で領収印を押してもらって証明書として利用できております。改めて県税事務所に出向く手間が要らないのであります。特に県境に接した地域では、隣県との取り扱いが異なることでさまざまな不都合が生じているところであります。県民の利便性を高めるとともに、県税の窓口業務を省力化するためにも、鹿児島県と同様な取り扱いはできないのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) 自動車税納税証明書につきましては、特に納期内納付の促進を図るという観点から、本県におきましては、御指摘のように、納期内納付に限り、納税通知書の領収印をもって納税証明書として使用をしているところでございます。また、この納税証明書

の交付に当たりましては、県税窓口での混雑等を緩和するために、宮崎、都城、延岡の各県税・総務事務所に自動発行機を設置いたしまして、さらには、郵便による取り扱いを行うなどの利便性の向上にも努めているところでございます。御指摘のございました鹿児島県のように、期限後の納付についても、納付書を納税証明書とする取り扱いを行うということになりますと、延滞金の正確な算出をも証するという意味で、金融機関へ新たな事務負担等をお願いするということがございますし、また、事務的には、納付書への証明欄の追加あるいは電算プログラムの改修に相当な費用がかかるということもございまして、現状では、現在の取り扱いを変更するということが難しいと考えております。

○徳重忠夫議員 大変厳しい内容でございますが、九州8県で、5県はそのままがいいんです。領収書だけでいいんです。そのことを考えますと、宮崎県は、鹿児島県、熊本県、大分県に囲まれているんです。隣接するところはみんな困っていらっしゃるんです。そのことをぜひ考えていただきたいと思っておりますし、業者の手間を少しでも省いてやるのが温かい優しい県行政ではないか、私はそう思うんです。やはりそういう気持ちも大事にしていきたいということ強く要望して、私の質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○中村幸一議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時21分散会

9月18日（金）

平成 21 年 9 月 18 日 (金 曜 日)

午前 10 時 3 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 井 本 英 雄 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 萩 原 耕 三 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)

- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 52 番 外 山 三 博 (同)
- 53 番 福 田 作 弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 高 山 幹 男 山 下 健 次 高 橋 博 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 伊 藤 孝 利 山 田 康 夫 長 友 秀 隆 日 高 幸 平 甲 斐 景 早 文 西 野 博 之 大 重 都 志 春 渡 辺 義 人 鶴 見 雅 男 城 倉 恒 雄 太 田 英 夫 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱 砂 公 一 岡 田 英 治 渡 邊 靖 之 章 富 永 博 章 日 高 正 憲 福 嶋 清 美 日 高 賢 治 山 中 康 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 一般質問

○井本英雄副議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、警察本部長には、答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、自主財源の確保に関してであります。これについては、一昨年3月の地方自治法の一部改正により、幾つかの特定された場合に、行政財産をその用途または目的を妨げない限度において貸し付けることができるようになったことを受け、昨年の6月議会において、行政財産の活用についてただしたところであります。その後の取り組み状況についてどうなっているか、まずは総務部長にお伺いをいたします。

次に、防災・防犯対策に関して何点か伺いたいと思います。

1点目は、BCPの策定に関してであります。BCP（Business Continuity Plan）、訳せば事業継続計画、企業が自然災害などの緊急事態に遭遇したときに、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能にするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこ

とで、行政の場合は業務継続計画とも呼ばれております。新型インフルエンザに関する報道が連日のようになされている中、経済産業省のホームページを見てみますと、新型インフルエンザに対応したBCPの策定を勧めておりますが、県が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」においても、「社会・経済機能の維持」の項で、県や市町村、各事業者に対し同計画を策定するよう勧めております。そこでまずは、県における業務継続計画、BCPの作成状況はどうか、総務部長にお伺いをいたします。

2点目は、火災警報器についてであります。総務省の消防庁が昨年の8月に発表した「平成19年における火災の状況（確定値）」によりますと、住宅火災による死者は放火自殺者等を除くと1,148人、前年と比べると39人の減少ということで、2年連続で減少はしているものの、65歳以上の高齢者はそのうちの684人、59.6%となっております。前年が58%ですから、その割合はふえております。今後、高齢化が進めば、この割合はさらに増加してくるのではないかと危惧するところでもあります。住宅用火災警報器につきましても、昨年の2月議会において何点か質問をいたしました。そこで、前回の質問以降、本県における住宅用火災警報器の設置状況はどうなっているか。あわせて、その普及啓発には今後どのように取り組んでいくのか、同じく総務部長に伺いたいと思います。

3点目は、青色回転灯を装備した車両、いわゆる青パトの活用について伺いたいと思います。今月10日の毎日新聞に、宮崎市青島内海地区の青色防犯パトロール隊発足式の様子が掲載されておりました。記事によりますと、同地区では65歳以上の高齢者が約35%を占めており、隊員17名も多くが高齢で、最年長者は何と81歳

ということでありました。隊長さんの年齢も77歳、高齢を物ともせず、防犯ボランティア活動に立ち向かわれる姿に心から敬意を表したいと思っております。ここでは、県内の防犯ボランティア団体の活動の現状、青パトの配備・運用状況について、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、農林水産業に関して2点伺いたいと思います。

1点目は、農作物の野生猿被害対策についてであります。近年、野生猿やイノシシ、シカなどによる農作物への被害が深刻化してきております。えさを求めて里におり、畑や果樹園にある農作物を食べてしまう。手元にあるデータ、内容が少々古くて恐縮でございますが、平成18年の日本の鳥獣被害の総額は196億円に上り、このうちイノシシによる被害が55億円、シカが43億円、野生猿が16億円だったようであります。そして、これらのいずれも増加傾向にあると言っております。本県における野生鳥獣による農作物被害の現状はどうなっているのか。また、そのうち野生猿による被害はどの程度あるのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

2点目は、マグロはえ縄漁業の国際減船についてであります。この問題は、少々古い話ではありますが、昨年11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会における大西洋クロマグロ漁獲量の3割、同年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会におけるメバチ漁獲量の3割のそれぞれ削減が合意され、これを受けて、国際漁業再編対策に基づいて減船が実施されることになったものであって、減船の漁業者に対して、救済費交付金、不要漁船処理費交付金が交付されることになったところであります。しかしながら、不要漁船処理費交付金は処理費用の3分の2相当額

にとどまり、減船を希望はしたものの、非常に厳しい漁業経営にある所有者が、残りの処理費用を負担することが難しいという問題が発生しています。ここでは、全国及び本県における減船の実施状況はどうなっているのか、同じく農政水産部長に伺いたいと思います。

次は、医療問題に関してであります。これについては福祉保健部長に3点伺いたいと思います。

まず、女性特有のがん検診推進事業についてであります。私たち公明党が、がん対策を求める署名に取り組むなど強力で推進した結果、今年度補正予算で措置されたこの事業、対象となる年齢は、子宮頸がんが20歳から5歳刻みで40歳まで、乳がんが40歳から5歳刻みで60歳まで、実施主体は市町村であり、準備が整ったところから順次スタートするという事になっております。この事業に対する県内市町村の取り組みはどのような状況か伺いたいと思います。

2点目は、はしかワクチンの追加接種に関して伺いたいと思います。はしか流行防止に関する厚労省の対策推進会議というものが開かれ、13歳と18歳を対象にしたワクチンの追加接種率が目標の95%を下回り、13歳が85.1%、18歳が77.3%だったとの報告がされたという報道が先般なされておりました。追加接種は一昨年、はしかが若者を中心に流行し、高校や大学の休校が続出したのを受けて、小学校入学までの接種が1回だった年代を対象にして、免疫力を高める目的で平成20年度から5年間の時限措置として実施されるようになったものであります。そして、流行を抑えるには95%以上の接種率が必要だともされております。そこで、平成20年度における本県の13歳及び18歳の追加接種率はどのようになっているか。また、全国と

比較するとどういう状況なのか。

あわせて、県内における13歳及び18歳の追加予防接種の接種率が95%を超えている市町村はどれぐらいあるのか伺いたいと思います。

3点目に、狂犬病予防ワクチンの接種について伺いたいと思います。あさっての20日から26日までの1週間は、動物愛護週間になっているようであります。ことしは制定60周年の節目ということで、動物に対する正しい理解、そして関心を深めるためのいろんなイベントも各地で開催されることになっているようであります。最近では愛好家がふえ、ペット市場の規模も大きくなっている中で、肝心かなめの飼育方法を知らない人も見受けられるようであります。これらのイベントに参加することによって、動物に関する知識を少しでも習得してもらえたらと望むところであります。ところで、これもちょっと前の新聞情報ではありますが、いささか気になる記事を見つけました。それは、すべての飼い犬に義務づけられている狂犬病の予防ワクチンの接種率が、かなり低い水準にとどまっているというものでありました。そして、推測される理由として、マンションなどでの室内飼育がふえたと、そして感染の危険性がないと思込んでいる飼い主がふえているのではないかといいふうにもありました。もしそうであれば、極めてゆゆしき問題であります。確かに、国内では狂犬病は50年以上発生していないということになっておりますが、予防ワクチンの接種は法律に基づいたものであって、すべての飼い犬に義務づけられているものであります。また、中国では、年間約3,000人がこの狂犬病に感染して死亡しているようでありまして、いつ日本に侵入してもおかしくないというふうに専門家も警告しております。飼い主には、いま一度認識を

改めてもらうとともに、我々も危機意識を高めていく必要があるのではないかと考えます。以上を踏まえ、本県における接種率はどのような状況か、また、全国的に見ればどういった状況か。あわせて、今後、接種率を向上させていくために、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

通告していましたが最後の質問であります、警察本部長に1点だけ伺いたいと思います。

バス専用レーンに関してであります。宮崎市橋通りでは、朝夕2時間ずつ、交通量の多い時間帯にバス専用レーンが設定されております。これは、公共の交通機関である路線バスが、他の車両からの妨げを受けることなく、すなわち路線バス以外の車両による違法走行あるいは違法駐停車によりまして、定時通行に支障を来すことがないようにするために設定されていることは認識しております。しかし、宮崎市内においては、路線バスのみならず、タクシーも高齢者あるいは障がい者の足となる大事な公共の交通機関であるというふうに思います。また、バス専用レーンは、地域によってはその運用が異なり、路線バス以外にもタクシー、ハイヤーなどの通行が認められているところもあります。さらには、市内中心部を流れる大淀川にかかる新たな2本の橋、天満橋及び赤江大橋によりまして、交通量にも若干の変化がうかがえます。以上を踏まえた上で、宮崎市内においても、バス専用レーンへのタクシーの乗り入れについて検討の余地はないのか伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。障がい者対策についてを含め、後は自席から行います。(拍手) [降壇]

○総務部長(山下健次君) [登壇] お答えい

たします。

まず、行政財産の貸し付けについてであります。庁舎等の行政財産につきましては、平成18年度の地方自治法の一部改正により、庁舎等の用途または目的を妨げない範囲におきまして貸し付けができることとされたところであります。これまで貸し付けについて数件、相談はございましたが、今のところ貸し付けの事例はございません。今後とも、貸し付けについて相談があった場合は、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザに係る業務継続計画についてであります。県では、インフルエンザが蔓延する事態にあっても県民生活の維持に最低限必要とされる業務を継続するため、各所属単位の業務継続計画を作成することとしたところであります。これまでに、最も重要となります継続すべき優先業務の選定と、最大4割は勤務できなくなることを想定いたしました人員配置については、おおむね整理されているところであります。さらに、先日、9月1日の県の総合対策本部会議では、秋以降の感染拡大に備えまして、計画のさらなる充実を図るよう改めて確認したところであります。現在、所属ごとに、職場における感染対策、業務に不可欠な物資・サービスの調達方法、関係機関との情報共有や協力体制などについて検討を進めているところであります。

最後に、住宅用火災警報器についてであります。この警報器の普及状況につきましては、各地域で実施された調査の結果をもとに、消防庁において平成21年3月時点の普及率を推計しておりますが、それによりますと、本県では26.2%となっております。全国の41.6%と比べますと低い状況となっております。これを消防本

部ごとに見ますと、調査を実施いたしました7消防本部の中で、普及率が最も高いのは日向市消防本部の35.1%、最も低いのは西都市消防本部の16.2%となっております。また、住宅用火災警報器の普及啓発でございますが、各市町村において、消防団員による戸別訪問を行うなど、主体的に取り組んでいただいているところであります。本県では、毎年10名以上の人が建物火災によりお亡くなりになっているところであります。住宅用火災警報器の早期普及は、県民の安心・安全を確保する上で大変有効であると考えておりますので、県におきましても、新聞やテレビ、ホームページ等による広報啓発を引き続き行うなど、市町村や消防本部と連携して、より一層の普及推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、女性特有のがん検診推進事業の取り組み状況についてであります。この事業は、国の平成21年度補正で予算措置されたもので、一定の年齢の女性に対し、子宮がん及び乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配付することにより、検診受診率の向上を図ることを目的として実施されるものであります。9月1日現在で、県内の約3分の1となる9つの市町村で、無料クーポン券等の配付が行われたところであります。その他の市町村につきましても、補正予算計上などの事業実施に向けた準備が進められているところであります。ほとんどの市町村で、10月ごろまでに無料クーポン券等の配付が完了する見込みであります。

次に、本県の麻疹の接種率についてであります。本県の平成20年度における麻疹の予防接種

率は、中学1年生に相当する年齢——13歳であります——を対象とする第3期では、本県が88.4%で全国平均の85.1%を上回っており、全国の順位は27位となっております。また、高校3年生に相当する年齢——18歳であります——を対象とする第4期では、本県が81.4%で全国平均の77.3%を上回っており、全国の順位は24位となっております。

また、平成20年度において、予防接種率が95%を超えている市町村は、第3期では、門川町など8町村、第4期では、諸塚村、日之影町の2町村となっております。これらの町村のうち、第3期では、門川町、日之影町、西米良村、諸塚村、椎葉村の5町村において、また、第4期では諸塚村において、接種率100%を達成している状況であります。

次に、この予防接種率向上の取り組みについてであります。県では現在、麻疹予防接種率の向上を図るため、新聞、テレビ、ラジオを活用した啓発を行っております。また、教育委員会や医師会と連携し、学校において接種勧奨を行うとともに、接種率の調査を実施し、未接種者に対しては、さらなる接種勧奨を行っているところであります。さらに、予防接種の実施主体である市町村に対しましても、未接種者への個別通知や電話による接種勧奨を要請しております。また、医師会の協力のもと、麻疹を初めとする予防接種の広域化を図り、県内どこでも予防接種を受けられる体制を整えております。今後とも、市町村、医師会及び教育委員会との連携を図り、麻疹の予防接種率の向上に努めてまいります。

次に、狂犬病予防ワクチンの接種率についてであります。厚生労働省の平成19年度の統計では、接種率の全国平均が75.6%に対し、本県

は78.3%で、全国17位となっております。御承知のとおり、狂犬病は一たん発症するとほぼ100%死に至る疾病であり、公衆衛生上の影響が極めて大きいことから、狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主には年1回の予防注射が義務づけられております。このため、県におきましては、接種率の向上に向けて、市町村や県獣医師会とも連携し、飼い主へのはがき等による個別通知や予防注射の休日実施、動物病院での接種などに取り組むとともに、マスメディア等を活用し、接種の必要性について啓発を行っているところであります。今後とも、市町村職員や獣医師等関係者の知識や予防対策への意識向上を図るとともに、接種の利便性の確保や県民への啓発に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、野生鳥獣による農作物の被害についてでございます。本県におけるイノシシ、シカ、猿などの野生鳥獣による被害状況につきましては、平成20年度の市町村報告によりますと、面積で1,584ヘクタール、金額で1億9,883万円となっております。近年、増加傾向にございます。このうち猿による被害につきましては、386ヘクタール4,165万円となっております。主な作目で申し上げますと、野菜と芋類で97ヘクタール2,009万円、果樹で68ヘクタール925万円、水稻で146ヘクタール429万円となっております。

次に、マグロはえ縄漁業の減船対策についてでございます。国際的なマグロの漁獲規制の強化を受けまして、国は本年1月、マグロはえ縄漁船を削減する減船事業の実施を決定いたしました。この事業によります減船を希望し、交付金の支払いの対象となった漁船は、全国で87

隻、本県では2隻となっております。なお、減船した漁業者に対しましては、お話にありましたように、国からの救済措置として、漁船のスクラップ処分に伴う損失や乗組員の退職金などの経費等を補てんするための交付金が支払われることとなっております。以上でございます。

〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県内の防犯ボランティア団体の現状についてであります。防犯ボランティア団体は、そもそも地域住民の皆様方が各地域における自主防犯活動を行うために結成されているものでありまして、その数も年々増加傾向にありまして、昨年末現在、把握しておりますところでは、309団体、約2万人の御参加をいただいているところであります。この防犯ボランティア団体の取り組みといたしましては、防犯パトロールや防犯広報、子供の登下校時における見守りなどの活動を活発に行っていただいているところであります。また、青色回転灯装備車両の運用状況についてであります。本県における青色回転灯装備車両は、平成17年から運用を開始しておりまして、本年8月末現在で、78団体において合計388台が運用されております。具体的に申しますと、防犯ボランティア団体が314台、県と市町村が66台、防犯協会が8台を活用して、防犯パトロールを行っておるところであります。警察といたしましては、防犯ボランティアの皆様方の献身的な活動に対して、心から敬意を表すものでありまして、今後も連携を強化して、官民一体となった地域安全活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、バス専用レーンについてであります。

バス専用レーンの設置目的は、先ほど議員御指摘のとおりでございます。バス専用レーンは、朝夕の交通量の多い時間帯で、路線バス等の正常な運行に支障を及ぼすおそれのある道路を指定しておりますが、これを通行できるのは、路線バス、通学・通園バス、通勤バス、それと二輪車でありまして、これ以外の一般車両については通行できないということになっております。御質問がありましたように、タクシーがバス専用レーンを通行できるようにするためには、タクシーをバス専用レーン通行の指定車両とする必要がございます。そういたしますと、タクシーはバス専用レーンのみしか通行できなくなりまして、他のレーンを通行できるのは、追い越しや右折のための進路変更の場合に限られることとなります。また、前を走っているバスを追い越す場合に進路変更をしたり、追い越し後に再度バス専用レーンに戻る場合など、頻繁な進路変更をすることとなりまして、交通の危険性が増大するといったような問題がございます。こういったことも踏まえまして、本県におけるバスの交通事情から検討いたしました結果、タクシーがバス専用レーンを通行することとなれば、バス専用レーン内の混雑が予想されまして、路線バス等の正常な運行が困難となるおそれがあることなどから、現状では、タクシーのバス専用レーン通行の指定は困難と考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただき、ありがとうございました。何点か伺っていきたいと思います。

まず、自主財源の確保についてですが、行政財産の貸し付けについて、相談はあったが、実績に結びついたものはないということでありま

した。貸し付けという言葉のイメージからすると、どうしても空き部屋あるいは未使用の施設、こういったものを想像してしまうということでしょうけれども、最近、他県において、狭いスペースを貸し付けることによって、増収に結びつけている事例があるようであります。何かといえば、施設内に設置してある清涼飲料水などの自動販売機に着目したものであります。

例えば愛知県ですが、まだこれは試行の段階だそうですけれども、従来は目的外使用ということで、一部の業者に特例で認めてきた県有施設への自動販売機の設置、これを県庁舎の2台分の設置スペースについて競争入札による公募制で貸し付けることにしたところ、3年間分の契約で2,059万2,000円の価格がついた。それまで1台当たりの設置料は平均で年間1万2,785円だったそうなので、約2,000万円以上の増収が見込まれるということになったようであります。愛知県の県有施設内には1,020台の自動販売機があるそうですけれども、そのうち施設内の食堂あるいは売店といった一体的に管理がなされているものを除いたものが約560台ほどあるそうですが、これを貸し付けということで公募に切りかえて、来年度から本格的に実施をしていくというふうな情報がありました。

そのほか川崎市でも同様の取り組みをしたところ、これについては台数はちょっとわからないんですけれども、それまで年間2万円程度の目的外使用許可料といったものを取って、総額で年間約600万円の収入だったところが、今年の2月からことしの2月にかけて、4度にわたって一般競争入札を実施した。その結果、収入は何と年間で1億5,596万円に上って、1億5,000万円の収入増ということになったそうであります。俗っぽい言い方をすれば、本当においしい

話じゃないかと思います。

そこでまず、知事部局の行政財産における自動販売機の設置台数、そしてその使用料はどうなっているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 知事部局の庁舎等におきまして設置を許可しております自動販売機の台数は、約260台でございます。使用料でございますが、地域により若干異なっておりまして、消費税を除いて1台当たり年額6,600円から1万円ということになっております。

○新見昌安議員 知事部局だけでもこれだけの台数があるわけでありまして。そのほかの教育関係の施設あるいは警察関係施設まで含めると、相当の台数があるんじゃないかと思います。先ほど紹介した他県の取り扱いに当てはめると、すべての台数が対象にならないとしても、かなりの収益が見込まれるのではないかと。これはぜひ本県でも、自主財源確保という観点から、同様の取り組みをしてはどうかと思いますけれども、これは知事に見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 厳しい財政状況の中で、歳入の確保を図る手段の一つとして、県有財産の利活用を推進する必要があると考えております。入札による自動販売機の設置につきましては、平成18年度の地方自治法の一部改正によりまして可能となったところでありますが、収入の増加を図る上で有効な手段であることから、庁内での設置状況や他県の事例について調査を行ってきたところであります。自動販売機については、その設置場所によって利用状況に差があることや、設置の許可期限が異なっておりますことから、個別の状況を踏まえながら、現在、入札の導入方法について検討を進めているところであります。

○新見昌安議員 ありがとうございます。か

なり前向きな答弁だったというふうに評価をいたします。しっかり検討して、早目の結論を出していただければというふうに思います。

次に、防災・防犯対策についてです。

新型インフルエンザの発生・流行時においても、県としての行政機能を維持し、県民生活に支障を来すことがないように、職場における感染対策あるいは継続すべき業務の選定、職員の勤務体制、こういったものをあらかじめ定めておくのがBCPであるというふうに思いますが、これは市町村においても同じじゃないかと思えます。県としては、この策定に向けて、市町村にはどのような働きかけをしているのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) 市町村の業務継続計画、BCPにつきましては、市町村が住民サービスの直接の担い手でございますことから、県以上にその策定というのは重要であると考えております。したがって、市町村に対しては、本年4月の県のインフルエンザ対策本部設置のときに、本部長名で、国や県の行動計画を参考にして万全の対策で取り組むよう要請したところでございます。その後も、インフルエンザ発生状況、国の運用方針等に加えまして、県の対策本部の決定事項について、その都度情報提供しているところでございまして、市町村の状況についても随時連絡を受けるなど、相互に密接な連携を図ってきたところでございます。

○新見昌安議員 パンデミックが現実のものになるかもしれないという危機意識のもと、しっかりと連携を図っていただきたいというふうに思えます。

ところで、BCPの策定は、行政機関のみならず、企業にとっても極めて重要であります。

そもそもこのBCPは、企業などの組織におけるリスクマネジメントの一部であります。繰り返しますけれども、大地震などの災害で被害を受けても、重要な業務が中断しない、また中断しても可能な限り短い期間で業務を再開できるようにするためのものであります。これができなければ、地域経済に大きな影響を及ぼすことにもなり、事業の縮小、最悪の場合は廃業にも追い込まれることになるかもしれません。新型インフルエンザの大流行もある意味、災害であります。従業員や顧客の命を守り、会社を守るためにも、きちんとしたBCPを策定することが重要でありますけれども、事業所等に対してはどのような働きかけをしているのか、同じく総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) 事業所につきましては、お話にございましたように、電力、ガス、通信等のライフライン事業者に対して、本年4月の県対策本部設置のときに、これは市町村と同時でございしますが、同じく本部長名で、供給体制や備蓄の状況、流通対策などの確認を行うとともに、重要業務の着実な継続のための計画の策定等、万全の体制で取り組むよう要請したところでございます。その後も、関係部局を通じて、その都度情報提供をしているところでございますが、今後さらに、今議会でお願しております「事業者向け業務継続セミナー」を開催いたしまして、その意識向上を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 県内の事業者の皆さんは、現下の厳しい経済状況の中で、BCPにお金をかける余裕はないというところも多いんじゃないかと思えます。その意味では、先ほど提案のあった今回のセミナー、意識づけとして大変有効じゃないかと思えます。ぜひとも実効あるも

のなるよう取り組んでいただきたいというふうに要望いたします。

今回、新型インフルエンザの流行に備えてのBCP策定に関して伺ったところでありませけれども、先ほども述べたように、本来のBCPは災害発生を想定して策定するものであります。県は災害発生時に、県民の生命・身体的安全確保、被災者支援、こういったもののために、災害応急業務、復旧業務、こういったものをする責務を負っているわけでありませ。そのためにも、BCPの策定は本当に重要であると考えるんですけれども、全国的に見ても、策定済みの地方公共団体は少数にとどまっているという調査結果もあります。この業務継続計画、BCPの重要性をどのように認識しておられるのか、知事に伺いたいと思ひませ。

○知事（東国原英夫君） 業務継続計画は、事業者が、事業活動の全面中断を回避するために、あらかじめ欠かすことのできない業務を選定し、緊急時に人的・物的資源をその業務に集中投入するといった一連の対策を計画として取りまとめるものであります。特に、ライフライン機関や行政等の社会機能の維持にかかわる部門にあっては、地域住民の生活に密接に関与していることから、計画策定の重要性は極めて高いものと認識しております。このため、新型インフルエンザを含め、災害・事故発生時にも対応できる計画として充実を図る必要があると考えておりますが、当面は、先ほど総務部長が答弁しましたように、新型インフルエンザへの対応を優先して、計画の充実整備に向けて努めてまいりたいと思ひしております。

○新見昌安議員 よろしくお願ひいたします。

次に、住宅用火災警報器についてでありますけれども、前回、県営住宅の設置状況について

も伺ったところでは。その後、どんなぐあいですか、計画どおりに進んでいるでしょうか、お伺ひをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成16年6月の法改正により、設置が義務づけられました住宅用火災警報器の県営住宅への設置につきましては、全戸数約9,000戸のうち、既に設置済みまたは解体予定のものを除く約7,700戸に対して、平成20年度から22年度までの3年間で設置することとしておりましたが、計画を早めまして、21年度中には設置を完了することにしております。

○新見昌安議員 前倒して取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

県営住宅にお住まいの、聴覚に障がいのある方、あるいは耳が不自由な高齢者への配慮についてはいかがでしょうか、同じく県土整備部長に伺ひたいと思ひませ。

○県土整備部長（山田康夫君） 消防法では、火災の発生を警報音等で知らせる警報器の設置が義務づけられているところではあります。聴覚に障がいのある方や、高齢者等で耳が不自由になられた方の場合には、音と同時に光や振動を発生する補助装置が有効とされております。このため県としましては、機種を選定に際し、光や振動を発生する補助装置との接続が可能な警報器を、全戸について採用したところではあります。

○新見昌安議員 これについても、優しい配慮をありがとうございます。

防災・防犯対策について最後となりますけれども、防犯ボランティア団体に参加されている方々が2万人ということで、本当に自分たちの地域の安全は自分たちで守るといふ熱い思いが伝わってくるのではないかとと思ひませ。また、

青パトの台数も388台ということで、これだけの車が県内を走り回っていれば、犯罪抑止に一定の効果もあるのではないかとというふうに期待をいたします。青パトを活用した防犯パトロールの効果、これはどのように認識されておられるか。また、防犯ボランティア団体に対する顕彰はどのように行われているのか、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 青色回転灯装備車両を活用した防犯パトロールにつきましては、視覚的なアピール度、それから機動力等から、防犯効果は非常に大きいとされており、その見守り活動によりまして、犯罪者を寄せつけないといったこととか、地域住民の方に安心感を与えるといった効果が大変期待できるということで、全国で現在導入をされております。実際にその活動に対しましては、地域の皆様方から、「子供の登下校時にパトロールをしてくれており、大変安心だ」とか、「顔見知りの方が活動してくれているので親しみがわく」、そういった声が多く寄せられておりまして、地域安全の推進に大変大きな効果を上げているものと理解しております。また、防犯ボランティアに対する顕彰状況でありますけれども、警察におきましては、毎年、防犯協会との連名によりまして、多年にわたり防犯活動に尽力され、あるいは犯罪の防止に顕著な功労があった団体や個人の方に対して、表彰を行っております。ちなみに本年は、合計68の団体と個人の方に表彰を行っております。今後も、安全で安心なまちづくりを推進する観点から、功労のあった団体や個人の方に対しては、適切に顕彰に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

続いて、農林水産業の問題について伺いたい

と思います。

先ほどの野生鳥獣による農作物被害に係る答弁、2億円近くの被害額にも驚いたところですが、そういった被害が続けば、営農意欲にも影響を及ぼしてしまうということで、看過できない問題じゃないかと思えます。対策もいろいろ講じてこられたと思うんですけども、イノシシやシカといったものは電気さく等で防止できる。ただ、猿については、なかなか有効な策がなかったと言われる中で、モンキードッグと呼ばれる犬を育成して、農地にやってくる猿を追い払おうという試みが全国的に広がっているようでありますけれども、本県におけるモンキードッグを活用した野生猿の被害防止への取り組み状況はどうなっているか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） モンキードッグでございますけれども、県では平成19年度から、川南町の果樹園におきまして、猿を追い払うモンキードッグの実証事業を実施しているところでございます。猿の目撃頻度が減少し、被害が少なくなるなどの一定の効果が確認されております。しかしながら、より効果的に被害を防止するためには、広域的な取り組みが必要であるといったことから、県といたしましては、モンキードッグの導入支援に加えまして、えさ場や隠れ家となる耕作放棄地等の刈り払いや、大規模な被害防止さくの設置など、地域や集落ぐるみの総合的な取り組みに対しまして、支援を行っているところであります。

○新見昌安議員 答弁の中では触れられませんでしたけれども、効果がある一方で、専門の訓練士によるしつけ、あるいは飼い主による毎日の訓練、こういったものも欠かせないということで、動物であるがゆえの手間や費用がかかる

といった問題もあるというふうに聞いております。いずれにしても、被害防止のための一つのメニューですので、川南町の実証事業の結果についてももしっかり検証していただいて、一定の効果が確認できれば、前向きに取り組んでいただければというふうに思います。

次に、国際減船についてでありますけれども、国は今年度補正予算に盛り込まれた地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用事例の一つとして、まぐろはえ縄漁業国際減船対策事業というものを示しております。これは、減船が地域経済に与える影響を緩和して、その足腰を強化するために、スクラップ処分にする場合の費用算定額の3分の1相当を単独事業として交付することを実施する場合には、臨時交付金を充当してもいいというものであります。今回の減船は国際漁業再編対策の一環ということで、本来ですと、不要となる漁船の処理費用については、全額国費で交付するのが筋ではないかというふうに思うんですけれども、ここに至ってもそのような対応がなされていない以上、厳しい漁業経営の状況に置かれている所有者の漁船処理費用の負担を軽減してやるためにも、この臨時交付金を活用すべきじゃないかと考えるわけですけれども、農政水産部長の見解を伺いたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話にございました漁船のスクラップ処分に係る国の交付金は、処分費用の直接的な補てんではなく、廃船することによって失われる利益を補償する性格を有していると考えられますことから、実際のスクラップ費用を十分賄える金額が交付される見込みでございますので、県としての追加交付は難しいと考えております。なお、厳しい状況に直面しております本県水産業全体の経営改善

を早急に支援するため、今回、国が行う漁業緊急保証支援対策の対象者に対しまして、県の利子補給により総額40億円の低利融資を行う漁業緊急保証対策資金利子補給金を本議会にお願いしているところであります。この低利融資を通じた資金融通の円滑化や金利負担の軽減を幅広く行うことによりまして、漁業経営の安定化が図られ、地域経済への影響も緩和されるものと考えております。以上であります。

○新見昌安議員 次に、障がい者対策について伺います。

障がい者用の駐車場の適正な利用を図る観点から伺いたいと思います。公共施設やさまざまな店舗、ホテル、この辺には身障者マークをつけた駐車場、現在では至るところで目にするようになっております。この身障者用駐車場は、身体に障がいのある方が施設を利用しやすくするように、出入り口に近いところに設置してあるわけですけれども、そのスペースはかなり広くとっております。これは、歩行が困難なために車いすを使用しなければならない方が、車を乗りおりする際にドアを全開にしなければならないために確保してあるわけですけれども、障がいのない方がそこに車をとめているために、障がいのある方がとめられなくなるという話はよく聞くところであります。

ところで、九州内においては、真に身障者用駐車場を必要とする人に共通の利用証を交付することで駐車場を利用できる人を明確にする、いわゆるパーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度を導入している県があるようであります。佐賀県と長崎県は同じ名称のパーキングパーミット制度、熊本県では内容はほとんど同じですけれども、ハートフルパス制度と言うそうであります。当初は、それぞれの県の利

用証は、それぞれの県内の協力施設でしか利用できなかったようですけれども、今月1日に、3県で利用証の相互利用に関する協定を締結したということが、佐賀県のホームページに載っておりました。そこには、調印した後、にこやかに握手を交わす3人の知事の写りがあったわけですが、これに加えて、鹿児島県が同様のパーキングパーミット制度を11月から導入するようであります。宮崎県、何となく置いてきぼりを食らっている感じがしますが、本当に身障者用駐車場を必要とする方のためのこの制度は、宮崎県でも導入すべきじゃないかと考えます。知事の見解をお願いします。

○知事（東国原英夫君） パーキングパーミット制度は、身体障がい者用駐車場の不適正利用を防止し、真に必要な方が駐車場を利用しやすくすることを目的としております。実施している県では、利用対象者を車いす使用者に加え、内部障がい者、高齢者、妊産婦などで歩行困難な方に広げ、利用証を交付しており、これらの方にとりましてはメリットのある取り組みだと考えております。しかしながら、利用者の増加に駐車場整備が追いつかず、最も必要度の高い車いす使用者が利用しにくくなる、利用証を持たない障がい者などが利用できないなどの問題点があるほか、駐車場設置者に新たな負担が生じるなど、整理すべき課題もあるようでございます。身体障がい者用駐車場の不適正利用は、基本的にはマナーの問題と認識しておりますが、今後、駐車場利用のあり方について、この制度も含め、障がい者団体や駐車場設置者などの意見を広く聞いてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 身障者用駐車場を必要とするのは、車いすを使われている方はもちろんのこ

とですが、心臓や腎臓、直腸、小腸などに障がいがある、いわゆる内部障がいの方たちも含まれております。内部障がいをあらわすものとして、ハート・プラスマークというものがありますが、これはまだまだ認知度が低いようでありまして、要は、これらの活用も含めて、真に身障者用駐車場を必要とする方たちが楽しく外出できるように、優しい目線で対処していただければいいなというふうに要望いたします。

次に、医療問題についてですが、まず、女性特有のがん検診推進事業についてであります。先ほどの答弁によりますと、県内の状況は、ほとんどの市町村で来月ごろまでには無料クーポン券配付が完了する見込みであるということでありました。推進に取り組んできた私たちとしても、ほっとしているところではありますが、がんで亡くなる人を減らすためにも、がん検診の受診率を向上させ、早期に発見することが重要であることは、論をまたないところであります。ところで、検診の実施主体は市町村ですけれども、自分が住んでいる市町村内の医療機関のみならず、他の市町村でも受診できるようにするなど、県としても対象者が受診しやすい環境づくりに取り組むべきじゃないかと考えますが、そのような観点から、市町村に対してどのような働きかけをしておられるのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県としましては、休日検診の実施など、女性の方が検診を受けやすい体制の確保について、市町村に対し要請するとともに、円滑に事業が実施できるよう、市町村への情報提供等を行ってまいりました。また、受診者の増加に対応できるよう、検診機関への協力を依頼するとともに、検診設備を持つ医療施設を検診機関として追加登録した

ところであります。今後も、この事業をきっかけとして、女性特有のがん検診の受診率向上が図られるよう、市町村や検診機関等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 今回の事業は、女性特有のがん検診の受診率が低いということから、経済危機対策における未来への投資につながる子育て支援の一環として、今年度補正予算に措置されたものであります。ただ、これは今年度限りであります。私たち公明党としては、恒久的な制度にするよう取り組もうとしていたやさきの残念な下野であります。新政府におかれては、この制度、ぜひとも継続して実施してもらいたいと強く望むところであります。

ところで、この質問をまとめるために情報収集をいろいろする中で、広島県が開設している「広島がんネット」というホームページを見つけることができました。このトップページでは、情報を「がんを知る」「がんの早期発見」「病院を探す」「がんと向き合う」「広島県の取り組み」といった5つに分類してありまして、例えば「がんの早期発見」では、市や町のがん検診の実施内容や受診率をまとめておりますし、検診受診を勧めております。また、「がんと向き合う」というコーナーでは、緩和ケアの説明、相談窓口等を掲載しております。また、胃がんとか大腸がん、そういったものを初めとして、がんの種別メニューも盛り込んでありまして、がん情報を一元的に網羅してある、なかなかすぐれたものであります。がん対策については、2年前の9月議会でも知事に多くの観点から質問をしておりますので、県民に対しての一元的ながん情報の提供、本県も積極的に取り組んでいくべきだと考えますが、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 「広島がんネット」は、予防から終末期までに必要となる情報が、ホームページ上で大変わかりやすくまとめられているようであります。本県におきましては、平成21年3月から、県庁ホームページ内に、「みやざきのがん情報」として、宮崎県がん対策推進計画や相談支援センター等の情報を掲載するとともに、「がん情報ブログ」を設置し、市町村のがん検診情報の発信を始めるなど、情報提供の充実に努めているところであります。今後、市町村や関係機関及び民間団体と一層連携し、県民の皆様にとってわかりやすい情報が一元的に提供できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 最後に、はしかの13歳と18歳の予防接種率向上のためにお伺いをしようと思ったんですが、先ほど聞きましたので結構でございます。

以上で終わります。（拍手）

○井本英雄副議長 次は、河野安幸議員。

○河野安幸議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の河野安幸であります。自由民主党からは最初の質問であります。さきの総選挙で、自由民主党、大敗をいたしました。自由を取れば民主党であります。一昨日、民主党政権がスタートいたしました。国民に対してどのような政治がなされるか、不安を持ちながら見詰めていきたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず、知事の政治姿勢について伺いたいと思います。

知事が宮崎県知事に就任されて2年半が経過いたしました。知事はこの2年半の間、厳しい財政事情の中、入札問題を初め幾つかの課題の

解決に、東国原流の手法で取り組みを進められてまいりました。私たちは、知事の行政経験のなさを危惧し、芸能人という経歴に県組織のトップリーダーとしての権限行使、組織の運営手腕、財源をどう生み出すか、さらに財源をどう活用していくのか、そしてまた、国との関係はうまくいくのかなど、真剣に心配をいたしたところでございます。知事の評価は、その任期の4年間をもってなされるべきとも考えますので、きょうは評価をいたすことは控えますが、知事の日誌、ブログにも書いてありましたが、起承転結、この「転」が深い意味を持って拡散し、思わぬ方向へ転じ、いささか県政への就任時のひたむきさが薄れてきたのではないかと感じております。

さて、今、我が国や私たちの宮崎県がどのような状況にあるか、このことを的確にとらえ、正確にとらえることが必要であり、重要な時期にあると思います。周りが次々にやめていく中で、より高い報酬を目指し転職した介護福祉士、企業倒産や派遣の契約切れなどでやむなく職を探さなければならない若者たち、さらにまた、手塩にかけて育てた農産物の価格の低さ、そして高齢者医療制度の適用に怒りをあらわにされる高齢者の人々、年金制度を揺るがすずさんな社会保険行政、そしてまた、先行きの見えない障がい者支援行政、そして11年連続して自殺者は3万人を超え、宮崎県は自殺率全国第4位であります。国民、県民にこんな思いをさせて本当に申しわけない、政治に携わる者、行政に携わる公務員は、この思いに駆られなければならないと思うのであります。特に、政治家が一層この思いを強くしていかなければなりません。生活格差、労働格差、教育格差が拡大し、強い者が勝つのは当たり前の論理がまかり通っ

ております。このことが国民から政治に対し課題として強く今求められ、今回の総選挙の結果を導き出したと言っても過言ではないと思います。既に日本は、主要国では下から4番目の格差大国になっていると言われております。中国、ロシア、アメリカに次ぐ格差大国になるなど、ほんの10年前、国民のだれが予想したでしょうか。

長期にわたり政権を担ってまいりました自由民主党の地方議員の一人として、自戒の念を込めて申し上げますが、私たちは、国民生活を守るセーフティネットを整備することなしに、市場万能、弱肉強食の政治を推し進めてきた結果、日本の社会は公正さが失われ、あらゆる分野で格差が拡大したのではないかと考えております。今こそ、国民、県民一人一人が落ち着いた生活の営みを守り、安心して将来が見通せる施策の展開が必要なのではないのでしょうか。そこで知事にお伺いいたします。県経済の一つのバロメーターであります県民1人当たり所得が46位である現状をどう感じているのか、また今後どう対処していくのかお尋ねいたしたいと思っております。

次に、市町村合併に関する質問をさせていただきます。

本年6月16日に、政府の地方制度調査会が、平成11年から国主導で推進してきた平成の大合併について、自治体の行財政基盤強化に一定の成果があり、現行の市町村合併特例法の期限である来年3月末で打ち切るとした答申を取りまとめ、新聞発表されました。この答申内容によりますと、平成11年3月末に3,232あった市町村が、来年3月23日時点では1,760と、ほぼ半減するとのことでもあります。また、この答申では、地方分権の受け皿としての行政体制が整備され

つつあり、財政基盤が強化され、少子化・高齢化対策などが行われていると一定の評価をしている反面、合併により市町村の規模が大きくなり、住民の声が届きにくくなっている、地域の伝統・文化の伝承発展が危うくなるなど、合併による懸念が現実化している地域もあるとのマイナス面も指摘されております。

本県におきましては、この平成の大合併により、44市町村が現在28市町村に減少しております。我が地元清武町も、来年3月23日をもって宮崎市に合併されることになりました。昭和25年、清武村から清武町になりまして60年、その歴史がついに終わるのであります。何となく寂しい気がいたします。市に吸収された町村におきましては、5年間は特例区になるとのことですが、当然旧役場の職員数は減らされるわけございまして、当然事務量も減るわけございまして、そうすると、地元業者の事務量も減り、飲食業関係にも影響が出ることでしょう。合併した影響で町が廃れるようなことがあってはならないと思っておるわけございまして。市町村合併支援室をつくり、国と一緒に合併を強力に推進してきた県としましては、合併後において、周辺町村が寂れないように、地域の伝統・文化が伝承発展できるように、住民サービスが低下しないように、新市に対して指導監督する必要があると思っております。そこで、総務部長、知事にお伺いをいたしたいと思います。既に平成の大合併で合併した本県の市町村におきまして、旧町村で合併の影響により倒産に追い込まれた業者がいるかいないか。また、住民サービスが低下したとか文化・伝統が守りにくくなっているとかの追跡調査は行っているかどうか。

また、合併後の市に対して、今後の指導監督

はどのように行うのか、具体的な答弁をお願いいたします。

次に、新規就農者に関してお伺いいたします。

今年6月に九州農政局から発表されました九州農業白書によりますと、九州では認定農業者数が2008年12月現在で5万1,188経営体となっており、全国の21%を占め、ブロック別では1位を誇っております。県別には、熊本県が1万1,309経営体で全国3位、鹿児島県が8,878経営体で全国5位、宮崎県は8,840経営体で全国6位でございます。特に鹿児島県と宮崎県が最近大きくふえているとのことございまして、これは非常に喜ばしいことだと存じております。一方、先月13日に農水省が、2008年度の新規就農者が前年に比べ約2割減少し、6万人にとどまったと発表されております。新聞報道にありましたように、2008年は肥料や燃料などの生産資材価格の高騰に加え、消費の低迷で農畜産物販売価格も低迷し、新規就農者の受け皿となってきた施設野菜や花、茶、畜産経営などの景況感が悪化したことが、このような結果になったのでありましょう。

しかしながら、我が国農業の基本である地域農業を維持発展させていくためには、農業後継者である自営農業就農者を確保するのが重要な課題だと思っておるのであります。後継者の就農率が低下したのは、他産業並みの給与を後継者に支払うことが困難であることも影響していると思われまして、したがって、国や県としましては、政策的な手当てを行い、農業後継者に裏づけのある経営展望や将来性を示す必要があるのではないのでしょうか。既に宮崎県では、高鍋町に広大な敷地を有する県立農業大学校を設立しており、農業後継者育成に取り組まれて

おります。また、7月の新聞で開講式の模様を拝見いたしました。が、高校卒業生以外にも、みやぎ農業実践塾として、県内外を含めた脱サラ、Uターン、Iターンなどの方々を対象にした新規就農者育成を実施されております。今年は20名も入塾されたとのことでございます。そこで、農政水産部長にお伺いいたします。本県における新規就農者数及び農業大学校卒業生の就農率は過去5年間どのように推移しているのか。

また、低迷を続けているのであれば、就農率を上げるために、どのような施策を講じられるのか、お答え願いたいと思います。

次に、企業の農業参入及び農地制度改正関連問題についてお伺いいたします。

国では、農業従事者の6割を65歳以上が占めており、耕作放棄地が農地全体の約6%となっている現状を踏まえ、効果的及び効率的な農地の利用を目指すため、本年6月17日に農地法の改正法案を可決成立いたしました。改正の最大ポイントは、農地の利用権を原則自由にするということであり、改正前は、所有・利用とも農業者あるいは農業生産法人に限られていたのですが、改正後は、利用について、一般企業やJA、NPO法人にも認めるということとなります。当然、外国資本でも賃貸契約できるのであります。ただし、企業が借地する場合には、役員1人以上が常時農作業に従事することや、農業委員会の許可に当たっては、市町村が関与するなどの要件が付加されております。

今年6月発表されました九州農業白書でも、近年、農外からの企業参入が九州では増加しておりまして、2009年3月現在で、43法人が126ヘクタールで農業を営んでいるとのことであり

ます。耕作放棄地拡大に歯どめをかけ、食料自給率の向上を目指すためには、今回の法改正は、平成の農政改革前進に向けた第一歩であると受けとめているところであります。既に大手企業が農業参入している地元では、「雇用拡大で地域農業全体が活気づく」という意見もある一方、「もうからなければ撤退し、農地が荒廃、逆に利益が出れば農地を買いあさり、規模拡大を目指す地元の担い手と競合するのでは」といった声もあるようでございます。そこで、農政水産部長にお伺いいたします。本県における企業の農業参入の実態はどうなっているのか。

また、法改正に伴い、賃貸での企業参入を認めるかどうかの判断や、適正な利用がなされない場合の許可の取り消しなど、今後、市町村農業委員会の業務が複雑・多岐にわたることが予想されますが、改正農地法の施行に当たって、どのように市町村の農業委員会の指導監督を行われるのか、お答えください。

次に、食農教育問題についてお伺いいたします。

食農教育に関しましては、平成17年に食育基本法が制定され、国としては、食料自給率の向上、農山漁村活性化などを目指して、農林漁業体験活動の促進、学校給食における地産地消の推進などに取り組んでいるところでございます。食及び農は、その国の重要な産業であるとともに文化であります。その意味から、子供のうちから食の大切さを教え、健全な食生活の実現を図るとともに、都市と農山漁村の交流を深め、地域社会の活性化、豊かな食生活の継承を図ることで、最終的には食料自給率を向上させるというこの食育推進運動は、極めて意義深いものだと思っております。

さらに、国では平成20年度から、農山漁村での長期宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を進めており、2万3,000の小学校の約120万人が1週間の民泊を体験することとあります。また、全国各地の小中学校で農業・農村体験を実施しているところがふえ、高校生の農業体験型修学旅行もあるそうで、いずれも生徒には好評のようであります。農業・農村の教育的機能も高いとの調査結果もあるそうでございます。

これは8月の農業新聞に載っていた記事であります。高知農業高校では、「孫600人の援農隊」と名づけ、600人の生徒を市内の高齢農家に派遣する校外実習事業を今年から始めたそうあります。暑い中、稲刈りの作業を手伝ったそうあります。高知で農繁期の労働力が不足している農家を援助するとともに、高齢者からの知恵を受け継ごうということがねらいだそうあります。この制度を県内でもぜひ導入してほしいものであります。そこで、農政水産部長及び教育長にお伺いいたします。県におきましても、平成18年度から22年度までの食育推進計画を作成しておられますが、具体的な施策及び現在までの進捗状況はどうなっているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

また、本県におきまして、高知農業高校が取り組んでいるような校外実習事業は取り組めないものか、教育長にお伺いいたしたいと思いません。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

県民所得についてであります。1人当たり県民所得は、雇用者報酬、企業所得、財産所得の

合計を県の総人口で除したものでありまして、必ずしも個人や家計の所得水準を示すものではありませんが、御質問にありましたように、平成18年度の本県の全国順位は46位となっております。なお、その主な要因は、人口に比較して企業所得が少ないことが考えられます。豊かさや暮らしやすさをあらわすものとしては、物価や住環境、自然など、さまざまな要素があり、県民所得だけが唯一の指標であるとは考えておりません。しかしながら、県民所得が地域経済の水準を総合的に示すものであることは事実でありまして、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎える中で、県民生活の一層の充実を図るためには、県民所得の向上に向けた取り組みも大変重要であると認識しております。このため、基幹産業である農業の活性化や太陽光発電の拠点づくりといった本県の強みや地域特性を生かした新たな分野の産業集積など、県民の所得の向上につながる施策を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、合併後の新市町への対応についてであります。県におきましては、合併後の速やかな一体性の確立と均衡ある発展が図られるよう、合併市町を総合的に支援しているところであります。具体的には、市町村合併支援交付金や国の支援策の活用等による支援を行いますとともに、合併後の事業計画であります市町村建設計画や合併市町村基本計画に位置づけられました県事業の優先採択、重点投資等に努めているところであります。合併市町に対しましては、今後とも、合併後の新たなまちづくりを積極的に支援してまいりますとともに、適切な助言に努めてまいりたいと考えております。なお、新宮崎市におかれましては、これらの支援・助言に加え、合併特例区の設置や総合支所の

効果的な活用などにより、住民サービスが低下しないよう、また、地域の文化・伝統が継承発展できるよう、十分御検討の上、取り組まれていかれるものと考えております。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

市町村合併の影響についてでございます。御指摘の課題等につきましては、個々具体的な事例としては聞いておりませんが、地域に勤務する職員数の減少あるいは行政改革等による住民サービスの見直しを、合併のマイナス面としてとらえられるケースもあるというふうに聞いております。また、建設投資の大幅な減少や最近の急激な景気の悪化等によりまして、建設産業等が厳しい状況にあるということは認識しておりますが、合併の影響を直接受けた事例について把握することは難しいと考えております。県におきましては、合併市町の訪問あるいは担当者会議の開催等によりまして、合併に係る諸課題等について意見交換を行っているところでございますが、今後とも、合併市町と連携しながら、合併後の効果や課題の把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、本県における新規就農の状況についてでございます。本県における過去5年間の新規就農者につきましては、最も多い年で平成18年の243名、最も少ない年で平成19年の190名ということで、おおむね200名前後の水準で推移しておりまして、ここ5年間で合計で1,120名となっております。また、農業大学校卒業生の就農率は、卒業後直ちに就農する者と研修後に就農する者を合わせますと、最も高い年で平成18年度

の65%、最も低い年で平成16年度の49%と、全国平均の38%を上回る60%近い就農率で推移しております。

次に、就農率を上げるための取り組みについてでございます。農業大学校につきましては、昨年度、今後の基本的な方向を整理しまして、「たくましい実践力を備え、即戦力となる農業者の育成」を基本方針として掲げたところでございます。この中で、就農率を上げるための主な取り組みとしましては、学生の希望する資格取得や就農準備に向けたきめ細かな指導助言を行う就農コーディネート担当を配置しますとともに、大規模経営の担い手や農業法人が求める人材を育成するため、アグリビジネス学科を来年度から新設するなど、就農に向けた支援体制の充実強化やカリキュラム・学科の再編を行うこととしております。今後とも、確実に就農へとつなぐ仕組みを構築し、即戦力となる農業者の育成に努めてまいりたいと存じます。

次に、企業の農業参入についてでございます。本県におきましては、御指摘のございました九州農業白書にございます農地リース方式での参入の例はございませんけれども、地場企業を中心に本年1月現在で58法人が参入しており、業種別では建設業からの参入が、また作目別では野菜の経営が最も多くなっております。地域の雇用の受け皿として農業の果たす役割が注目され、全国的にも資本力・経営力のある企業の農業参入が進んでおりますが、こうした取り組みがしっかりと地域に根差して、本県農業や農業者を活性化させる視点で進めることが大切でございます。県といたしましては、既存の農業法人やJA等と連携し、地域における調和や発展が図られる形での参入となりますように、積極的に支援を行ってまいりたいと考えて

おります。

次に、市町村農業委員会への指導についてであります。今般の農地制度の見直しにおきましては、優良農地を確保し、その有効利用を図るための新たな措置としまして、農業に参入した企業が農地を適正に利用していない場合の許可の取り消しや、農地の利用状況調査の実施、農地の相続が行われる場合の届け出の受理など、農地利用に関する監視業務が追加され、農業委員会の果たす役割がより重要になったところがあります。県といたしましては、これらの新たな業務がすべての農業委員会において確実かつ円滑に実施されるよう、きめ細かな指導助言や研修を行いますとともに、増加する業務の軽減を図るための農地情報システムの導入・活用などを積極的に支援してまいりたいと考えております。

最後に、食育の推進についてであります。県では、「宮崎県食育推進計画」に基づきまして、関係部局が連携しながら食育の推進を図っております。具体的には、例えば農政水産部におきましては、食と農の身近な関係づくりを図る観点から、学校給食における地場産物の利用促進や子供たちが一連の農作業を体験する教育ファームの設置などの、家庭・学校・地域等における食育への取り組みを支援してきたところがあります。計画の進捗状況であります。学校給食における地場産物の利用割合や農業体験者数が増加するなど一定の成果が見られる一方で、市町村における食育推進計画の策定が十分に進んでいないなどの課題も残されているところがあります。このため、今後とも、食育の意義について県民に対する理解促進に努め、県民運動として自発的な活動が展開されるよう、計画の推進に取り組んでまいりたいと考えており

ます。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

農業高校における校外実習への取り組みについてであります。県内の農業高校におきましては、本県の基幹産業であります農業の担い手を育成するために、栽培や飼育、加工、流通、販売までの一連の学習を通じて、生徒に基礎的・基本的な知識や技術を習得させますとともに、農業に対する理解を深めさせているところがあります。この過程におきまして、経営面も含め先進的な技術を持つ農家や農業生産法人等の御協力をいただきながら、実践的で実体験を伴う校外学習を積極的に取り入れてきております。さらに、学校によりましては、地域に根差したさまざまな農業関連の取り組み、例えば棚田保存会による農作業体験や里山づくり、地域食文化の継承などに生徒を参加させることで、地域で長年培われてきました、いわゆる農村文化に触れる体験を与えているところがあります。御紹介にありましたような「孫600人の援農隊」、大変ネーミングもすばらしいと思いますけれども、このような高知県を初め他県の取り組みも参考にしながら、今後とも、地域や農業関係団体等との連携のもと、校外学習をさらに進めることによりまして、本県農業・農村の将来を支えるたくましい人材の育成を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野安幸議員 民主党のマニフェストについて、知事にお伺いしたいと思っております。

財源のはっきりしていない子ども手当月額2万6,000円を、知事としてどのように思っておられるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

次に、高速道路の無料化についてもですが、どのようにお考えになっているのかお伺いした

と思います。これにつきましては、運送業界に言わせますと、高速道路が一般道路化になりますと、混雑が予想され、宮崎の農産物が関東・阪神方面の市場に時間どおりに着かないというような心配もあるようでございますから、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 子ども手当につきましては、子育ての経済的負担の軽減につながるものとして期待を持たれている方も多くおられるようではありますが、その一方で、多額の財源を要することや所得制限を設けないことなどから、一部で疑問の声が上がっているのも事実であります。財源や支給方法など詳細につきましては、現段階では明らかになっておりませんが、今後、国会等において、予算化に向けた議論が始まることとなりますので、県といたしましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、高速道路の無料化についてであります。民主党はマニフェストで高速道路の無料化を掲げておりますが、その具体的な内容はまだ不明確でありまして、特に本県の東九州自動車道門川一西都間のような現在建設が進められている区間については、今後どのように進められていくのか、大変憂慮しているところであります。また、高速道路の無料化は、これまでその利用者の通行料金によって成り立っている高速道路の制度を、広く一般から徴収される税金で賄うこととする施策の大きな転換であることや、流通コストの削減、観光客の増加などによる経済効果がどの程度あるのか、一方で鉄道や海上輸送などの運輸産業への影響、環境への影響などがどの程度あるのかといったさまざまな点において、慎重に議論されるべきものと考えております。

○河野安幸議員 次に、教育長にお伺いをいたしたいと思いますが、公立高校授業料の実質無償化が行われた場合に、県費支出は伴わないのか。

そしてまた、この制度をどのように教育長としてお考えなのか、お伺いいたしたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） まず、県費支出に関してでありましたけれども、民主党のマニフェストによりますと、「公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を助成し、実質的に授業料を無料とする」とされております。この制度の創設及び創設された場合の財源や仕組みにつきましては、今後、議論がなされていくものと存じますので、現在の段階で確定的なことを申し上げられる状況にはありませんけれども、創設をされる場合には、実質的な県費負担が生じないよう期待したいと存じております。

それから、どのように考えるかということでもありますけれども、県教育委員会における取り組みといたしましては、県立高等学校等在学生のうち経済的に困難な家庭に対しましては、現在、授業料減免制度で対応しているところであります。公立高校授業料無償化の詳細につきましては、先ほど申し上げましたとおり、明らかにはなっておりませんが、民主党のマニフェストによりますと、家庭の状況にかかわらず、高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるという政策意図のもとに、同党のマニフェストに盛り込まれたものというふうに認識をいたしております。以上です。

○河野安幸議員 次に、県土整備部長にお伺いをいたしたいと思っております。高速道路が無料化になれば、今、供用の高速道路の維持管理費はどこが負担するのか、お伺いいたしたいと思いま

す。

○県土整備部長（山田康夫君） 現在、高速道路の有料区間における維持管理費は、高速道路株式会社の料金収入により賄われておりますが、民主党のマニフェストでは、高速道路の無料化を実施するための具体的な内容はまだ不明確でありまして、無料化後の高速道路の維持管理費をどこが負担するかについては示されておられません。県としましては、県の負担がどうなるかなども含め、今後の動向を十分注視してまいりたいと存じます。

○河野安幸議員 マニフェストについては終わりますが、再度、県土整備部長にお伺いしたいと思っております。国道269号線清武町正手交差点は、依然、渋滞が激しくなるばかりであります。通行者の半分は、正手交差点、いわゆる高岡郡司分線、清武停車場線の交差点でございますが、役場方面へ左折する車が半分おるわけでございますが、コカ・コーラの跡地が空き地のうちに専用の左折帯の設置をできないものか、これは要望として町も上げておるわけでございますが、部長の考えをお聞かせください。

○県土整備部長（山田康夫君） 国道269号正手交差点付近につきましては、昨年7月の加納バイパスが開通して以降、交通量が増加しております。特に朝夕の通勤時には、宮崎方面から田野・清武方面に向かう車両により混雑をしております。この交差点の交通解析をしましたところ、田野町方面への直進車と清武町役場方面への左折車の混在による影響がやはり大きいと判断されます。したがって、御質問の左折車線の設置について、検討してまいりたいと考えております。

○河野安幸議員 ありがとうございます。

次に、清武町船引川の改修についてお伺い

いたします。船引川につきましては、数年前、国庫補助による改良計画がなされておりました。そして、一部は用地買収も県のほうでなされておるようでございますが、その後どうなっておるのか、県土整備部長に伺いたいと思っております。

○県土整備部長（山田康夫君） 船引川につきましては、平成13年度までに、清武川の合流点から県道高岡郡司分線の島内橋上流までの460メートル区間につきまして、国庫補助事業で河川改修が完了しております。これより上流につきましては、県の単独事業により河川改修を進めていたところでありますが、用地取得の困難な箇所があったために、平成16年度から事業を中止しております。現在、県では、限られた予算の中で、大規模な浸水被害が発生いたしました箇所において、重点的に河川改修を実施しているところであります。このようなことから、船引川の抜本的な河川改修に早期に着手することは難しいと考えておりますが、今後、浸水状況の把握や用地取得について、地元との調整を図ってまいりたいと考えております。

○河野安幸議員 ありがとうございます。

最後になりますが、先ほど、農政水産部長の答弁にありましたが、農業大学校にアグリビジネス学科を来年から新設するとお答えいただきましたが、これは具体的にどのような学科なのでしょうか、お伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） アグリビジネス学科には、一応2つのコースを設けることとしております。1つは、農業法人などの企業的な経営を担う人材を育成しようということで、大型農場の栽培技術とかあるいは経営管理などを体系的に学習する大規模経営コースを予定しております。それからもう1つは、みずからの経営の中で、加工販売とかあるいはグリーンツ

ーリズムなどの地域資源を活用した新たな取り組みを担う人材を育成するため、加工の知識とか技術、直売所の経営などを体系的に学習するグリーンライフコース、この2つのコースを一応設けることとしております。以上です。

○河野安幸議員 それぞれ御無理な質問をさせていただきましたが、御答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。(拍手)

○井本英雄副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一昨日、民主党、社民党、国民新党から成る鳩山新政権がスタートしました。大型公共事業の中止、後期高齢者医療制度の廃止、国の出先機関の原則廃止、暫定税率廃止などなど、これまでの政策が次々に中止、廃止となるようであります。本県に与える影響が心配されるところであります。

それでは初めに、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。今議会、代表質問で何人も質問がありましたが、確認の意味を含めましてお伺いをいたします。

今回の衆議院議員選挙で、自由民主党は、公示前の300議席から119議席と歴史的な敗北、一方民主党は、480議席のうち308議席をも獲得

し、公示前の勢力図が逆転したわけでありませぬ。連立をする社民党、国民新党及び無所属議員で民主党系議員を含めると、3分の2以上である320議席を超えることとなります。また、自主財源比率が3割しかない本県にとっては、国からの財源が来ないにつちもさつちもいかなない状況であります。これまでは、国のいわゆる官僚との関係で、ある程度県の事業も調整可能であったかもしれませんが、今後は民主党政権であります。脱官僚を旗印に選挙戦を戦ってこられた経緯を考えたときに、今後は、政府・与党、つまりは民主党との関係が宮崎県のためには重要になるのであらうと考えます。そのような中、御自身を「自民党総裁候補に」などというような条件をつけられた知事は、明らかに自民党寄りであると考えますが、今後、政府・与党である民主党とどのように接していかれるのか。さらには、民主党の中に人脈を持っておられるのか、まずお伺いをいたします。

以下、自席で一問一答にて質問をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

私が自民党寄りだという御意見であります。が、さきの総選挙における私の行動は、しっかりした2大政党制が我が国に根づくために、自民党に自己変革を求めたものでありまして、私は知事として、中立、不偏不党という立場に変わりはございません。

また、新政権に対しましては、県勢発展のために、県選出国會議員の皆様と連携し御協力をいただきながら、あらゆる機会をとらえて地方の実情、地方の声を訴えていきたいと思っております。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございました。

次に、知事は地方分権・道州制を高らかにうたっておられますが、現在の行財政や税制のシステムのままで地方分権及び道州制になっても、税収などの自主財源も人口も少なく、また、国庫補助を初めとする国の関与が深い事業に頼っての県政運営が行われているのが目に見えております。こういう状況を考えたときに、ますます地域間格差を生んでしまうのではないかと心配するものであります。私は、現在の国と地方の役割分担を明確にする必要があると考えます。国の役割は、外交、防衛、危機管理、治安、エネルギーや通貨などの国の根幹にかかわるものに限定し、全国一律の基準でなく、住民に一番近い行政が住民のニーズに応じてサービスを行うシステムをつくるのが地方分権であると考えます。いずれにせよ、三位一体の改革のような、国に地方がだまされないように、自治体間の財政格差の拡大、地方の直面している財源不足に対応するために新たな財政調整、財源確保の制度を創設するとともに、地域間の格差を是正する意味からも、財政力の弱い地方の自治体に手厚く財政措置が行われるような制度とすることが必要であります。財源を含めた権限の移譲でなければ地方分権の意味がないと考えますが、知事の考えておられる地方分権、道州制とはどのようなものをイメージされているのか、目指す方向性も含めてお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 地方分権改革は、明治以降続いてきました中央集権体制から脱却をし、住民目線での政策の決定・運営がなされる地域主権国家への改革を進めるものと考えております。そのためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うことにあわせて、地方の自立的な行政

運営を支える税財源の確保・充実を図ることが不可欠であります。この税財源の問題については、現在、地方分権改革推進委員会において最終勧告に向けた検討が進められておりますが、まずは、国と地方の税源配分を5対5にすることや、地方交付税の復元・増額あるいはその算出方法の見直しを行った上で、地方消費税等の偏在性の少ない地方税源の拡充を図ることが必要だと考えております。いずれにしても、地方分権というものは、国から与えられるものではなく地方から勝ち取るべきものだと考えております。

また、道州制については、行政権、立法権、財政権を兼ね備えた地方政府の樹立を目指すものでありまして、地方分権改革の最終形となり得るものと考えております。いずれにしましても、本県のような地方にとって、またそこに暮らす住民にとって真にメリットのある改革を進めていかなければいけないと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。地方分権を進める上で重要なこととして述べられたように、地方の自立的行政運営を進めていくためには財源の確保が重要であり、道州制も含めて本県にメリットのある改革となるためにも、知事には頑張っていただきたいと思っております。要望にしておきたいと思っております。

次に、知事の後援会主催の政治資金パーティーについてお伺いをいたします。この後援会パーティーについては、9月12日の知事のブログを読ませていただき、御自身悩んでおられることもわかっておりますが、政治資金法第8条の2項に規定されているパーティーということで、合法的なパーティーでありますから何も問題があるわけではありませんが、数点お聞かせをください。

これまでの議会でもたびたびこの件につきましては取り上げられていますが、今議会が10日に開会され、翌日となります11日に宮崎観光ホテルにて、会費1万円で、演題「定番・定着化

県民総力戦」ということで講演会並びにパーティーが開催されたようであります。まず、知事の指示で開催されるものなのか、御自身の後援会が知事の日程を勘案しながら開催されるものなのかお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 後援会は、私の政治活動を支え、県民の方々とパイプ役にもなっておりまして、重要な役割を果たしているものと考えております。しかしながら、全県1区の組織でもありますことから、後援会を維持するためにはそれなりの費用が必要となります。個人献金や会員収入では賄えないことから、いわゆる政治資金パーティーも開催させていただいているところであります。このパーティーは、県民の方々と直接意見交換を行う場であり、また県政応援への感謝の気持ちを伝える貴重な機会でもあります。お尋ねの件につきましては、後援会が主体的に企画しておりまして、私と相談した上で公務に支障のない日程で実施させていただいております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、これまで県内、県外何回ずつ開催されたのか。さらには、これまで何人の方が参加していただいたのかお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 知事就任以降、県内で19回、県外で2回、計21回開催させていただきました。合計約1万人の方々に参加していただいております。ちなみに、パーティー収入のうち約半分は開催経費に充てられておりまして、実際の後援会の収益は大体約半分、残りの半分ということです。このパーティー1回当た

りの平均収益は約290万円となっております。人件費など後援会の1カ月分の運営費がおおよそ300万円ぐらいですので、ほぼそれで消えてしまうということでございます。

○宮原義久議員 それでは次に、パーティー券の販売方法はどのように販売しておられるのかお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 基本的には、後援会が会員や団体、企業等に御案内を差し上げまして、開催の趣旨に賛同し出席の御返事をいただいた方に購入していただくという方法をとっております。

○宮原義久議員 次に、パーティー券に関するのですが、知事の後援会の方々が、各種県内の団体へパーティーへの参加、つまりパーティー券購入の依頼をしておられるようですが、「しがらみのない」ということを標榜されて選挙も戦ってこられたし、知事御自身の姿勢もそうであったというふうに思いますが、知事の後援会の方がパーティー券の依頼を各団体、つまり県と密接に関係のある団体へ依頼をされることは、団体からすれば知事サイドからの圧力となりませんか。知事にお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 私は、特定の政党や団体の支援を受けずに、「しがらみのない県政」を基本的政治理念としまして県民の皆様にお約束をさせていただき、知事に就任させていただきました。先ほど申し上げましたとおり、いわゆるパーティー券は趣旨に賛同していただいた方々の自由意思で購入していただいておりますので、議員が御指摘のようなことはないと考えております。なお、後援会も十分認識しておりますし、私も日ごろからそのようなことがないよう指示させていただいております。

ります。

○宮原義久議員 ありがとうございます。言われるように、直接知事の後援会の方から各団体のほうに、こういう企画をやりますということ、案内が行くようであります。ただ、行って、直接返事が後援会のほうに返れば問題はないのかなというふうに思うんですが、会場の都合、人数の都合の把握もあるでしょうから、「出席のほうはいかがでしょうか」、買ってくれととられるような再度の電話連絡等があるということ、これを聞かせていただきましたので、そうなる、と圧力になるんじゃないかなというふうな考えがありましたので、質問させていただいたところ、であります。

次に、1万円のパーティー券を購入することで、一般の方にすれば、知事に直接会えますし、写真も一緒に撮ってもらえる。知事の人気でありますからできることだというふうに思います。とても私どもには無理だと思います。1万円のパーティーもいいと思うんですが、1万円出せない県民の方が多いわけであります。政治資金パーティーだけでなく、市民会館や各種ホールを知事御自身の後援会で借り上げての講演会を開催されたことがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 議員の言われる方法で講演会を開催したことは、恐らくなかったと思います。私は、県民目線、現場主義で県政運営に当たっておりますことから、政務活動の中でも、イベントや視察、会合等、あるいはマラソン大会等々県内各地を訪問させていただき、積極的に県民の方々とお話しし意見交換を行うように努めているところであります。

○宮原義久議員 ほとんどのここにいる議員も、県政報告ということで、機関紙を発行しな

がら県民の声を吸い上げて努力をいたしておるところであります。厳しい県内の経済状況を考えたときには、県民に余り負担にならない形での報告会というのも——先ほどありましたが——考えてほしいなというふうに思っているところ、であります。これは要望にかえたいと思います。

次に、テレビ出演についてであります。知事就任1年後であった昨年の2月議会で、私はテレビ出演についてのお尋ねをさせていただきました。質問内容は、「テレビ番組等で、「ことしはテレビの出演を多少控えさせていただき仕事に専念したい」という発言をされておりましたが、現在、多少控えておられる状況なのでしょうか。また、今後のテレビ出演についての知事のお考えをお聞かせいただきたい」という質問をさせていただきました。知事の答弁は、「メディアを通じて全国にPRするとか、地方の声を中央あるいは全国に届けていくということは非常に重要なツールかなと思う。テレビの露出をちょっと控えさせていただこうというふうな気持ちでもあったが、県内の隅々まで声を聞くと、「一部の産品はPRされたが、まだうちの産品はPRされていない」とか、「一部の観光地はにぎわっているが、まだ県内全域に至っていない」、あるいは「地方の窮状というものをもっとメディアを通じて全国に訴えていただきたい、中央に訴えていただきたい」という声が相変わらず多い。反面、「テレビに出過ぎではないか。内政はどうしているのか」とか、「県民に目線は向いているのか」というような批判もあるが、そういったものを総合的に勘案して、今後、宮崎がどうあるべきか、どういふふうな展開を遂げていくか、このブームを定着・定番化するためにどうしなきゃいけない

かというのを自分の中で十分整理して熟慮して、また、今後対処していきたいと考えている」ということでありました。一方、さきの国政転出騒動の際、全員協議会の中で知事に対していろいろと厳しい意見が出され、その中でも内政重視に向けた意見があったと思います。知事からは、「これからは内政に専念し、テレビ出演を控え、番組も取捨選択する」というような内容の発言をされていたと記憶しておりますが、今後のテレビ出演、メディアへの対処方法についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、マニフェストで県民の皆様と宮崎をPRするという事をお約束させていただいております、テレビ出演を初めさまざまなメディアにおいて情報発信を行ってまいりました結果、宮崎県の知名度は上がりブランド力が高まる等、一定の成果があったと考えております。今後、さらに本県の定番・定着化を図り中長期的に安定して発展していくためには、県民の皆様一人一人が総力戦で情報発信に取り組む段階に来ていると感じております。私のメディアへの出演につきましては、宮崎県のためになるかどうかを十分精査して出演番組を取捨選択し減らしてきているところであります、今後は、今まで以上に県政運営に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 知事に就任されて2年以上がたちました。全国での宮崎の場所（位置）も宮崎の産品も、知事のおかげをもちまして十分PRをされてきたと思います。厳しい激動の時代であります。宮崎県の将来をどのようによくしていくか、今後ともこれまで以上にしっかりと内政にも取り組んでいただきたいと思います。

次に、財政問題についてお伺いをさせていた

できます。

民主党政権となることで、麻生政権のもとで決定された補正予算の見直しが進められようとしています。全国の自治体においては、厳しい経済状況を打開するために経済・雇用対策として創設されたものであり、基金を造成して今後3年間であらゆる対策を打つ計画であったわけです。知事もこのことについては、「予算を執行したもの、内示したものを召し上げるのは、行政の継続性から非常に不適切である」との考えを持たれており、訴訟も辞さない姿勢で挑まれるような覚悟も持たれているようであります。私も同じ考えであります、本日、午前の閣議で、「補正予算のうち、国民生活に支障がないと判断したものの執行を停止する」との決定がなされたようであります。詳細はまだこれから詰められることになるというふうに思いますが、県内の各自治体や46都道府県知事とこの問題についての今後の対応についてはどのような行動をとられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 現時点では詳細は明らかではありませんので、具体的な対応につきましては何とも申し上げられませんが、いずれにいたしましても、非常に厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、また地方に混乱を生じさせないよう慎重に対応していただきたいと思います。

国と地方の協議につきましては、さきの9月の9日、地方六団体から民主党に対して要請がなされておりました、国と地方との協議の場も早期に持たれると聞いておりますので、私にいたしましては、他の知事とも連携を図りながら、国と地方の協議の場を初め全国知事会等における積極的な発言を通じて地方の立場を強く

訴えてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、本県の6月補正額は182億5,800万円で、九州管内では、熊本県の801億円余、鹿児島県の651億円余、人口の最も少ない佐賀県でも310億円余の補正となっております。九州管内の9月補正では、福岡県の717億円、次に我が宮崎県の449億円余となっております。6月補正と9月補正を合計すると、当初予算比でどこの県も横並びの補正額となっているようであります。いずれにしましても、各県ともかつてない大型補正予算となっており、執行停止となれば深刻な影響が懸念されるところであります。さきの野辺議員の質問に対する総務部長の答弁を踏まえますと、国の交付決定が済んでいない事業が特に心配であります。熊本県や鹿児島県など6月のうちに多額の補正予算を組んだ県は、既に多くの事業が国の交付決定を受け、片や本県のように6月より9月に重点を置いた補正予算としている県は交付決定がおくれ、その結果、執行停止の影響が大きくなる、そのようなことは心配されないのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) 国の補正予算の執行停止につきましては、先ほど知事からもございましたが、詳細が必ずしも現時点では明らかではございませんけれども、通常、国の交付決定は各都道府県とも同時期に行われることが多くございまして、その際に各都道府県における予算成立のあるないが影響することはないものと考えられますことから、仮に国の交付決定のあるなしが執行停止の基準となった場合であっても、予算成立の前か後かということで違いはないと考えておるところでございます。

○宮原義久議員 そういうことにならなければいいがなというふうに心配をしているところで

ありますが、先が見えませんが、今後努力をいただきたいと思っております。努力して何とかなればいいんですけれども、そういう状況でありますから……。

次に、建設業対策についてお伺いをさせていただきます。

申すまでもなく、建設業は社会資本整備の担い手であります。また、地域経済・雇用を支える重要な産業でもあります。しかしながら、建設投資の大幅な減少や入札制度改革に伴う一般競争入札の拡大による競争性の高まりなど、厳しい環境のもと大変な状況であります。そのような中、我々自由民主党会派による知事への申し入れなどにより、最低制限価格の引き上げや事後公表の試行などに取り組んでおられますが、厳しい状況に変わりないのであります。私の地元でも、5業者あった地域に1者しか残っておらない地域があります。その1者もなかなか仕事の受注が厳しいと伺っております。一般競争入札の拡大で仕方ないと言えればそれまでありますが、問題は災害が起こった場合であります。今までであれば、災害発生と同時に、災害現場に近い業者さんたちが協力して、重機などを持ち寄り、住民の生活に支障がないように土砂の除去など早急に対策を講じてきたわけがあります。このような地域は、一たん災害が発生すると孤立する状況となるようなところであり、人的災害などが一遍に発生でもした場合、この1者での対応は満足にできないのではないかと危惧するものであります。

これまでの議会答弁の中でも、「建設産業は、社会資本の整備を通じて県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応や地域の雇用に大きな役割を担っている」と答弁されております。入札・契約制度改革に当たっては、地域に

おける建設産業の役割を考慮して、県発注工事については原則県内業者に発注するとともに、入札参加資格として地域要件を設定され、また、総合評価落札方式についても評価項目の見直しを行い地域企業育成型が導入され、地域に根差した、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備してこられております。しかし、実態としては倒産へと追い込まれた業者も多々あります。地元企業優先となっているはずであります。現在の公共事業における地元業者への発注率と、今後優秀な業者の育成をどのように進めようと考えられておられるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） まず、地元業者への発注率についてであります。県土整備部において平成20年度に一般競争入札で発注しました土木一式工事は671件でありまして、このうちの540件については発注事務所管内の建設業者が落札しておりまして、管内業者への発注率は80.5%となっております。

次に、地域の優秀な建設業者の育成についてであります。現在試行しております総合評価落札方式は、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する方式でありまして、地域の建設業者の役割を適切に評価するとともに、技術力向上の意欲を高め、地元の建設業者の育成につながるものと考えております。さらに本年1月からは、小規模工事を念頭に、本県独自の方式である地域企業育成型の総合評価落札方式も試行しており、今後とも、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすい環境を引き続き整備してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ただいま答弁をいただきました状況で、優秀な業者の育成をするとの考えを

お示しいただきましたが、建設業界の方々が銀行へ融資の申し込みをされたときに必ず言われる言葉があるというふうにお聞きをしております。「経営計画が立たないでしょう。いつ受注できるかわからない状況で厳しい」と言われるようであります。「この状況では保証協会の保証も引き受けてもらえない。事業量も減少し、受注もくじを引くようなもので、先行きのめどが立たない」と言われております。ほとんどの業者がこのような状況となっているようですが、県として、建設業界の育成という観点から、受注のめどの立ちにくい制度となっているようでありますので、金融機関に相手にもらいにくい産業になっていることについて、県土整備部長はどのような感想を持っておられますか。

○県土整備部長（山田康夫君） 建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の急速な悪化によりまして建設産業が大変厳しい経営環境にあることは十分認識いたしております。このため、先ほどもお答えいたしましたけれども、本県独自の地域企業育成型の総合評価落札方式を創設するなど、技術力や地域貢献度が高く、地域に根差した建設業者が受注しやすい環境の整備を図っているところであります。今後ともよりよい制度の構築を図ってまいりますとともに、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮原義久議員 次に、工事の前倒し発注についてお伺いをいたします。国の経済危機対策によりまして、創出効果が一日でも早く発揮されるように、公共事業について実質的に過去最高水準の前倒し執行が進められ、国土交通省の直轄工事については、平成21年度当初予算の上半

期の契約率については、特別な工事があるものを除いて、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し最大限努力するという事になっていて、このように国の経済危機対策を受けて県において6月補正が行われており、県においても公共事業等の施行方針という形で、平成21年度上半期契約済み額の割合のめどを8割とし、最大限の努力を行うよう積極的な執行に努めることという通知がされておるようであります。しかしながら、業界の方々にお聞きしますと、「本当に前倒し発注は8割となっているのか甚だ疑問である」という声が多いのであります。そこで、公共三部を所管する環境森林部長、農政水産部長、県土整備部長にお伺いをしますが、現時点において契約状況はどのようになっているのか、それぞれお聞かせをいただきたいと思っております。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 環境森林部におきましては、林道等で施工時期の調整を必要とする工事、あるいは国の交付決定のおくれたもの等諸事情があるものを除きまして、平成21年度当初予算及び平成20年度からの繰越予算を対象に、景気回復に全力を尽くす観点から、上半期の契約目標を8割として早期発注に努めておきまして、8月末で約28億円を契約し、発注率は72%であります。今後とも引き続き目標達成に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 農政水産部におきましては、交付決定のおくれたもの、農作物の作付や台風等の気象条件との関係から施工時期の調整を必要とする工事など諸事情があるものを除き、平成21年度当初予算及び平成20年度からの繰越予算を対象に、上半期の契約目標

を8割として早期発注に努めておりますが、8月末までの契約額は約64億円を契約し、進捗は約52%であります。今後とも引き続き目標達成に向け取り組んでまいりたいと存じます。

○県土整備部長（山田康夫君） 県土整備部におきましては、交付決定のおくれたものや、河川等で施工時期の調整を必要とする工事など諸事情があるものを除きまして、平成21年度当初予算及び平成20年度からの繰越予算を対象としまして、上半期の契約のめどを8割として早期発注に努めております。8月末で約282億円を契約し、発注率は約58%であります。今後とも引き続き目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 それぞれ状況をお聞かせいただきました。目標達成に向けて努力しておられるようではありますが、実態としては経済対策としての効果がなければ意味がないのではないかと思います。また、いつも思うんですが、補助事業等国の予算の執行状況で仕方がないのかもしれないんですが、年度末にどっと事業が発注されることが常であります。現在の国全体の経済状況や地域経済の疲弊した現状を考えれば、今後は切れ目のない事業の執行を継続していただきたいということをお願いしておきたいというふうに思っております。

次に、他県の入札状況を分析させていただきますと、前にも質問がありましたが、一般競争入札は、福岡県で5,000万円以上、長崎県土木で3,500万円以上、建築で5,000万円以上、熊本県が3,000万円以上、大分県が4,000万円以上、鹿児島県が5,000万円以上、沖縄県1億5,000万円以上、本県と佐賀県が250万円以上となっておりますが、佐賀県においては限定つきで改善との話も聞こえておるようであります。時代の流れ

が一般競争入札であろうとは考えますが、他県に比べてなぜ早急に250万円という金額を設定しなくてはならなかったのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成18年の入札談合事件により公共工事の発注のあり方が厳しく問われるとともに、公共事業発注の公平性、透明性の確保や談合の土壌の排除など、再発防止のための改革が求められたところであり、このため、民間有識者、県民の方々の御意見等もいただき、大きく失われた県政への信頼、県民の誇りを一刻も早く回復するため、職員の意識改革とコンプライアンスの徹底や一般競争入札の拡大など、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立を目指して抜本的な改革に取り組んできたところでございます。

○宮原義久議員 次に、現在のこの厳しい状況で、指名競争入札で談合でもやれば、企業はその時点で倒産へと追い込まれる時代であろうというふうに思っております。県と建設業界との信頼関係が本県では完全に崩れているようにも感じます。業界の方々と意見交換をさせていただきますと、受注した管内の工事箇所には、工事終了後も、やはり自分がしたということであり、自信を持ち完成させたものであり、地元の住民にもどこの業者が工事をしたかがちゃんと知れ渡るわけであり、そうした箇所がさらに災害でも発生しようものなら復旧に全力を挙げるが、管外の工事をして、煩悩も薄く地域の面倒まで見られないという話であります。県内の建設業の方々と信頼関係を県土整備部長はどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 建設産業は社

会資本整備の大事な担い手でありまして、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たしますとともに、中山間地域を初め地域の経済と雇用を支える重要な産業であると十分認識いたしております。このため、入札・契約制度につきましても建設関係団体の皆さんとの意見交換を重ねるなど、これまで幅広く意見を伺ってきたところであります。本年4月には、これらの意見も踏まえまして、公共工事における経済・雇用緊急対策として、建設業の健全な発展や工事の品質確保を図る観点から、最低制限価格を予定価格のおおむね85～90%に引き上げました。また、技術力や地域貢献度の高い地元企業が受注しやすい環境を整備する観点から、地域企業育成型の総合評価落札方式の適用範囲を予定価格3,000万円未満まで引き上げたところであります。今後とも、厳しい経営状況に置かれている建設産業の実情に応じたきめ細やかな支援に努めますとともに、入札・契約制度につきましても引き続き制度の検証と見直しを行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 例えば、災害が発生したときに業界の方が言われるのには、「市町村道の復旧が先だ。県道、国道はその次ですかね」というような話になるんです。やっぱり気持ちが離れてしまっていますので、そのあたりの信頼関係ということになると、それなりに業界の皆さんの意見も十分聞いていただいた上での改革にしてほしいなというふうに思っております。

次に、250万円未満の工事というものがあります。逆になかなか受け手がいないと聞いておりますが、どのような状況となっているのか。さらには、受け手がいなかった場合の対応について、県土整備部長お聞かせください。

○県土整備部長（山田康夫君） 250万円未満の

建設工事は随意契約で行っておりますけれども、工事価格が少額であっても技術者の配置は必要であることや、受注額が小さくとも施工に手間を要する工事もありますことから、施工業者から敬遠されるというようなものもございます。したがって、案件によっては契約の相手方を決定するまでに時間を要するものもあるようではありますが、このような場合には、相手方を変更して再度の見積もり依頼を迅速に行うことにより、工事に支障が生じないように対応しているところであります。

○宮原義久議員 次に、事業量の減少、景気の悪化、風水害等の災害の減少ということから、優秀な技術職員の確保が困難になってきていると聞いております。給与の減少や倒産等により、若い技術職員から見て、あこがれの仕事でない、やりがいのある仕事でなくなっているようであります。若い技術職員は建設関連業に見切りをつけて他産業へと転出をされることも聞いておりますし、今後、技術職員の高齢化についても業界としては心配をされておりますが、現状と、若手技術職員の育成・確保については県としてどのような考えをお持ちなのか、県土整備部長お聞かせいただきたいと思っております。

○県土整備部長（山田康夫君） お答えします。

まず、建設産業における高齢化の現状についてであります。国の全国調査によりますと、建設業就業者のうち年齢50歳以上の就業者が占める割合は43.2%でありまして、近年わずかな増加傾向にあります。それに対し15～29歳の年齢層の就業者の割合は13%であり、近年減少している状況でございます。このため若手技術者の育成・確保は重要な課題であると認識をしております。建設技術者に対する土木施工管理技

士等の研修を行うとともに、産業開発青年隊に指定管理者制度を導入することとし、若者にとって魅力ある教育環境の整備を行うことにしております。また、建設産業に対しましても、経営基盤強化を図るために助成や融資等によるきめ細やかな支援に努めますとともに、入札制度の検証と必要な見直しを行うなど、地域に根差した建設業者が伸びていける環境づくり、ひいては若手技術者にとって魅力ある産業となるよう支援してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

それでは次に、予定価格の中に含まれている人件費、つまりは労務単価の現状を調べてみました。設計労務単価は、特殊作業員、普通作業員、のり面工、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（普通）、土木一般世話役というような分類になっているようではありますが、設計労務単価を10年前の平成12年と平成21年で比較をしてみたいと思います。特殊作業員という分類のところが、平成12年で2万800円、平成21年が1万6,400円となっております。4,400円の減で、12年比21.2%の減。運転手（特殊）という形で、クレーンのオペレーターとかそういう関係になるようですが、平成12年が2万1,800円、平成21年が1万6,500円、5,300円のマイナスで、平成12年比24.3%の減。現場責任者クラスになると言われますが、土木一般世話役、平成12年2万4,300円、平成21年1万8,300円、マイナス6,000円、平成12年比で24.7%の減。そのほかの分類も12.2～24.7%減少となっているようであります。このように設計単価が厳しく見直され、最低制限価格も九州で一番厳しい。さらに、入札も一般競争入札250万円以上という厳しさであります。業界からは、「単価が平成12年以前の水準ならやっていけるが、このような

設計単価では従業員の雇用も厳しい」と言われているようであります。公共工事の積算における労務単価が低下していることについて、県土整備部長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○県土整備部長（山田康夫君） 公共工事の積算に用いております労務単価につきましては、実際の賃金支払い状況の調査結果に基づきまして国において決定をされております。この労務単価は、公共投資の減少の影響などから、全国的にこの10年程度継続的な下落が続いておりまして、本県も同様な状況にあるところであります。建設産業につきましては、建設投資の大幅な減少、あるいは一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の急激な悪化によりまして極めて厳しい経営環境や雇用情勢に直面していることは十分認識しているところでございます。

○宮原義久議員 次に、労務単価が、今言われたように平成12年に大きな見直しがあったようであります。平成11年と比較をしてみると、全職種で本県の平均の下落率が単年度で18.9%減になっているようであります。その下落の上に、先ほども述べましたように、平成12年と平成21年で比較して12.2～24.7%減となっているわけで、このような厳しい現状を分析したときに、雇用環境、労働環境、さらにはすぐれた業者の育成は困難であると私は考えますが、このような厳しい経営環境の中、地域に根差した建設業者が確保されると考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 建設産業が極めて厳しい経営環境に直面していることは十分認識しております。このため今年度、建設産業を支援するための緊急的な対策として、入札・契約制

度については、最低制限価格の引き上げや混合入札の柔軟な対応による受注機会の確保、地域企業育成型総合評価落札方式の対象範囲の拡充などさまざまな取り組みを実施しているところであります。また、公共事業予算につきましては、6月補正で58億円余、今議会で提案しております124億円余、合わせて183億円余の増額補正を講じることとしたところであります。県といたしましては、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが必要と考えており、今後とも、幅広く意見を伺いながら制度の検証と必要な見直しを行うとともに、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援にも努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 答弁にあったように、「今後とも、幅広く意見を伺いながら制度の検証と必要な見直しを行うとともに、建設業の実情に応じたきめ細やかな支援にも努める」ということのようにあります。「実情に応じたきめ細やかな支援」ということで、制度の検証、見直しをきっちりとやっていただいて、やはり知事にも直接業界の皆さんの意見を聞いていただき、適切な見直しをしていただきますよう強く要望しておきたいというふうに思っております。

次に、医療問題についてお伺いをいたします。

現在、医師確保が非常に厳しいということで、全国の各自治体でも深刻な問題となっているようであります。医師を取り巻く現状は、救急患者のたらい回しや、勤務医師の過重労働、女性医師の増加、医療リスクの問題、臨床研修医制度の導入など多くの問題を抱えております。これまで私は何回となく、高度な医療を併設する中核病院の整備について質問をしてきましたが、病院が幾ら立派になっても、必要とさ

れる医師の確保が、市町村での対応では限界であることを聞かされております。

県内の医師数は、平成18年12月31日の資料になりますが、2,557名ということのようでありませう。年齢別に見ますと、40～49歳が753名、30～39歳が606名、50～59歳が517名となっております。通常の仕事であればタイアされている70～79歳でも207名、80歳以上でも100名の医師が頑張っておられるようであります。男女の比率は、男性85.9%、女性14.1%となっているようであります。今後は女性医師の比率が40%になる日が近いと言われております。こうした現状を踏まえて、県内公立病院の医師確保の現状は、県立3病院で193名の定員であるようであります。休診している部分の定数を勘案したところで10名の不足となっているようであります。これに、県内18の市町村立の公立病院での必要医師数111名に対して、現在の医師数は85名というふうになっております。26名の不足となっております。このうち7つの病院は充足率100%となっておりますが、充足率最低は41.7%であり、厳しい現状があります。さらに、県内にある国立病院3カ所の必要医師数60名に対して現在の数字は56名で、4名の不足となっております。これを合計しますと、県内の公立病院だけでも40名の医師の確保がどうしても必要となります。そこで、県立病院の医師確保の取り組みと確保に対する問題点について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 病院局におきましては、医師の確保が喫緊かつ最重要の課題でありますことから、その対策として、今年度に部長級の「医監」を設置いたしまして医師確保対策に係る体制の強化を図りますとともに、医師給与の大幅な引き上げや医療秘書の導入な

ど、医師の待遇改善や負担軽減についてできる限りの対応を行っているところであります。しかしながら、近年の全国的な医師不足の中、医師を派遣している各大学医局においても医師の確保が難しくなっていることから、大学への派遣要請や本県ゆかりの医師等への個別の働きかけを強化するとともに、県立病院における勤務環境の改善に積極的に取り組むことが何よりも重要であると考えております。

○宮原義久議員 それでは次に福祉保健部長に、医師確保についての市町村との連携はどのようにしておられるのかお聞かせください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、市町村と連携した医師確保対策を推進するため、公立病院を有する15の市町村とともに「宮崎県医師確保対策推進協議会」を平成19年度に設立し、各種事業に取り組んでいるところであります。具体的には、本県の地域医療に関心のある医師に「みやざき地域医療応援団」として登録いただき、本県に招いて実際に公立病院等を案内し、本県での就業を働きかけたり、また、医師求人サイトや広報誌に公立病院の情報を掲載して医師の募集を行うなどの取り組みを行っております。市町村の公立病院は僻地医療や救急医療など地域医療を支える重要な役割を担っておりますので、今後とも当協議会を中心に市町村と一体となった医師確保に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、市町村が首長さんを中心に医師確保に努力をされておりますが、医科大学の医局にも、派遣してもらおうにも対応できる数の医師がないというふう聞いておるわけであります。各公立病院の統合や、医師会の先生方とこれまで以上に踏み込んだ何かのシステムをつくっていかなくては地域医療は確保

されないと考えますが、運営は各自治体でありますので、厳しいということは十分承知の上であります。市町村を含めて協議はされているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、地域医療を担う医師を養成・確保するため、医師派遣システムや医師修学資金貸与制度等独自の施策を展開しているところであります。このうち医師修学資金貸与者につきましては、早ければ平成22年度から地域の公立病院等への医師派遣が可能となり、その後徐々に増加していく見込みであります。また、公立病院を有する市町村と一体となった活動の成果として、現在、常勤医師1名と非常勤医師1名が県内の公立病院で勤務しているところであります。さらに来年度、宮崎大学医学部が「地域医療学講座」の開設を予定されており、県としても新たな医師の養成・確保策として期待しているところであります。医師確保については、全国的に医師の獲得競争が激化している中で画期的な解決策がないため、さまざまな事業や手法を展開し、県全体での医師確保につなげていくことが重要と考えております。今後さらに、市町村や県医師会、宮崎大学等と連携を深めながら対応してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 これまで、医療問題ということで小林市立市民病院の改築問題を何回となく質問させていただきました。県からお金はいただけませんでした。今月の13日に無事落成式が実施されたところであります。県からは高橋福祉保健部長にも御出席をいただいたところがあります。ありがとうございました。今月24日の開業に向けて準備が進められておるところです。総事業費53億円の巨費を投じて建設されたんですが、残念なことにかかりの医師不足に苦

しんでいる現状があります。医師確保のためにも、担当部署のお力添え、また知事のお力添えを十分いただきますように要望しておきたいというふうに思っております。

時間がありませんが、最後に、農業問題ということで質問させていただきたいと思っております。

お茶の生産状況についてお伺いをしますが、農業分野のほとんどの分野において厳しい状況が続いておりますが、特にこの2～3年、急激にお茶の生産現場が危機的状況になっているようであります。このごろの各種会合においてもペットボトルのお茶が主流となっております。きゅうすを使うようなリーフ茶の使用量が大きく減少しているようであります。生産量も平成15年1,430ヘクタールが平成20年には1,650ヘクタールということで、15年と20年で比較して680トンほど生産が伸びておるんですが、一番茶の価格が他県と比較して非常に安いということで、鹿児島県と比較して一番茶だけで8～9万円の差、静岡県と比較して12～13万円の差ということであります。5ヘクタールぐらい持っているところで加工施設をつくると1億円程度のお金がかかるというふうにお聞きをしております。こういう状況を考えたときに、現在の状況を農政水産部長はどのようにお考えなのか。また、このような現状を踏まえて、県としてどのような対策を打たれているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お茶につきましては、ただいまお話ございましたように、全国的なリーフ茶の消費の減退、あるいは在庫量の増加などによりまして、荒茶の価格は近年著しく低下している状況でございます。本県におきましても、平成21年産の一番茶の状況を見ますと、荒茶価格の低迷に加えまして収穫前の晩

霜害の影響等も重なり、一番茶の収入が例年の6割程度になっているといった農家も見られるところがございます。また、二番茶、三番茶の価格につきましてもいずれも低迷しております、茶業経営をさらに圧迫している状況でございます。このようなことから、他作物との複合経営、あるいは規模縮小を検討される農家も見られるといったことで、茶業経営はこれまでにない厳しい状況にあると認識しております。

こういったことを踏まえまして、県のほうでは、本年の一番茶の厳しい現状を踏まえ、関係機関・団体で組織します茶業経営対策会議を6月に設置しまして、緊急的な対策として、各普及センターに相談窓口を設置しますとともに、農家の緊急的な巡回指導等を行ってきたところであります。また、資金繰りが厳しい農家に対する資金の円滑な融通に向けた特段の配慮を融資機関にお願いしますとともに、晩霜害等の被害農家に対する共済金の早期支払いにつきましても、国のほうに要望した結果、昨日までに共済金の支払いが行われたと伺っております。

さらに、本県茶業の再生のためには品質向上が喫緊の課題であると思っております、緊急対策としまして、晩霜害を受けた早出し地帯における防霜ファンの整備と製茶技術向上のための研修センターの設置について、本議会にお願いしているところであります。県といたしましては、関係機関・団体と一体となりましてこれらの品質向上対策に取り組みますとともに、今後はさらに、生産から流通に至る総合的な取り組みを進めることによりまして、本県茶業経営の安定向上に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。今言われるように、融資を受けても非常に厳しい

から返済ができないということであれば、融資を受けられないということにもなりますし、共済金の支払いが先日ありましたということのようですが、どうも共済に入っておられる方が非常に少ないという話もあります。それは、非常に厳しいという状況があるからそういう状況だと思いますので、そのあたりも十分踏まえて対策を打っていただきたいと思います。

少々延びましたが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 昨日、本会議終了後、社民党県議団は、来年度の予算要求に係る要望事項を知事に行いました。大変多忙な中、知事には丁寧な対応をいただきまして、心から感謝を申し上げます。一般質問もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

まず、えびの市政の混乱についてであります。えびの市の宮崎市長が9月16日付で退職となりました。今回のえびの市長の入札妨害事件、地元では大きな混乱が起こっています。市議会の不信任決議に対抗して、筋違いの市議会解散を断行、一時再出馬の動きもありまして、辞表提出のおくれにより、市議選、市長選の同日選挙もできない状態になりました。8月30日に衆議院選挙もあつたばかりですが、あすには市議選が告示され、来月には市長選、本当に大きな問題になっております。今回のえびの市の混乱についての見解を知事にお聞きします。

道州制についてお尋ねいたします。東京大学名誉教授の大森彌先生の道州制についての講演を聞く機会がありました。大森先生は、全国都道府県議会議長会、制度研究アドバイザー、ま

た国の審議会委員、多数歴任をされております。大森先生の講演の趣旨は次のようでありました。

宮崎と福岡がなぜ一緒にならないといけないのか。道州制の目的は中央集権の是正のはず。しかし、中央はそうは考えていない。神奈川県知事は、横浜、川崎の政令市を抱えており、東京都との合併ばかり考えている。それに千葉、埼玉が加わり4県で関東州、人口約3,500万人、地方自治体とは呼べないような巨大な組織が誕生する。人口でも中央には勝てない。2001年小泉骨太の方針に「道州制」が明示をされた。憲法に、自治体の枠組みは「地方公共団体」という名称になっている。だから、地方自治法の改正だけで道州制は可能になる。今の道州制議論の広がり、現職知事が道州制を唱えているという憂いすべき事態も要因であろう。道州制の対案として広域連合も設立可能となり、都道府県を越えた事業もできる仕組みになった。それでもだめだったら県と県の合併という手法も可能である。なぜ、どこが現行の都道府県制度でだめなのか、道州制のどこが現行制度よりまさるのかははっきりさせなくてはならない。住民自治の代表は首長ではない、議会である。道州制の議会はどのような形になるのかほとんど議論はない。

こういった趣旨でありました。大森先生本人は「当局側の学者ですよ」というふうにおっしゃっておりますが、現在の道州制議論に疑問を投げかけておられました。

ここで知事にお尋ねします。私の考える道州制議論のあり方、これは受け売りもたくさん入っていますが、お聞きいただきたいと思っております。財政的要因による国主導の道州制導入であってはならない。財政調整機能、企画立案機

能が備わっていなければならない。焦ってはならない。大政奉還、幕藩体制の廃止から明治4年の廃藩置県の幾多のクーデターを経て、現在の国の枠組み、中央集権化になった。時間の長い壮大な制度設計が必要である、そのように考えています。国から目線の地方分権から、個人、家族、コミュニティーから見た、補完性の原理から見た地域主権型社会へ、そのことが担保されて真の地方自治確立につながる。地方政府と呼べるレベルの組織が道州制のイメージと考えますが、知事の見解を求めます。

以下、質問席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

えびの市長の今回の事件についてであります。過去、官製談合事件があった本県において、その教訓が生かされることなく、このような不祥事が発生し、政治に対する不信感がもたらされたことは極めて残念であります。私たち県民の負託を受けて行政をつかさどる者は、コンプライアンス意識や自浄能力を高め襟を正し、常に県民の皆様から信頼されるよう努めていかなければならないと考えております。

続きまして、道州制についてであります。道州制は国の形の根本にかかわるものであり、国、地方双方の政府を再構築し真の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行革や財政再建の手段にしてはならないと考えております。また、道州制の検討に当たっては、国、道州、基礎自治体の具体的な役割分担を明確にした上で、それにふさわしい税財政制度のあり方、道州間の財政調整をどうするか、地域経営の主体となる基礎自治体の行財政基盤の強化、小規模自治体に対する補完のあり方をどうするかなどなど、しっかりした制度設計を

行う必要があると考えており、それに並行して国民的な幅広い議論を巻き起こしていくことも必要だと考えております。〔降壇〕

○満行潤一議員 安心しました。ほとんど認識は変わらないなと思っておりますので、ぜひ慎重な対応というか、やっていかにやいかんなど思っています。

さて、私たち社民党議員団は、北海道庁に道州制に向けた取り組みの調査をこの前行ってきました。北海道の道州制の定義は、「中央省庁の権限、財源を含めた大胆な地方分権。それに伴う中央省庁、国の出先機関、都道府県、基礎自治体の再編」と位置づけてありました。道州制移行に伴う効果として、東京一極集中の是正、地域の独自性の発揮が期待でき、地域が活力を持つ、日本全体も元気になる、そういう構図になっています。具体的な動きとしまして道州制特区推進法——これは今のところ北海道しか使えない法律ですが、国からの権限・財源移譲を進める。国の事務・権限約5,100項目のうち3,100項目を市町村へ順次移譲する。これらを一步一步積み重ねることが道州制の展望が開けてくるとの説明でありました。また、住民、経済団体、市町村との意見交換にも力を入れているということであります。本県の道州制に向けた取り組みについて、知事に、取り組み状況、そして課題について、担当部長に、具体的な取り組み状況についてお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 道州制につきましては、私、先ほど答弁させていただいたように、国のあり方を根本的に見直すものでありまして、県や市町村に大変大きな影響を与えることから、しっかりした制度設計を行う必要があると考えております。このため、道州制を想定した場合の本県のメリット、デメリットや課題の

整理、道州制に移行した場合に本県が埋没しないための方策はどうあるべきかなどについて具体的な検討を行うことを目的に、県では毎月1日に、庁内横断的な組織として「地方分権・道州制に関する研究会」を設置したところであります。

○県民政策部長（高山幹男君） 具体的な取り組みであります。ただいま知事が答弁申し上げましたように研究会を毎月1日に立ち上げたわけですが、実際に、先ほど議員が御指摘にありましたいろんな問題点があります。知事もお答えしましたように問題点ございます。その辺を全庁的に、各部でどういう問題点があるかを導き出していく、そのためにはどういった対応が必要であるか、そういったものを具体的に引き出しながら、検討しながら共通認識を高めていく、そういった取り組みをやっていききたいというふうに考えております。

○満行潤一議員 おっしゃるとおりだと思いますが、国の都合による、特に地方の財政削減などという合理化的発想の道州制ではいけないと思います。地域主権、地方からの積み上げによる地方政府確立が肝要だと思いますので、このことについては引き続き議論させていただきたいと思っております。

次に、危機管理についてお尋ねいたします。

まず、消防の広域化です。何回も質問していただきますので多くを語りませんが、昨年3月に策定しました広域化推進計画の進捗状況について、今回お尋ねいたします。これまでの質問の中で、「スケールメリットが働くできるだけ大きな枠組みの消防体制を構築することを目指して、県内を1か3の消防体制で検討中」ということでもあります。現在の検討状況について、宮崎市、延岡市、都城市、それぞれ核になる都市

ですが、それぞれの意見も含めて知事にお尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) 消防の広域化につきましては、昨年3月に消防広域化推進計画を策定した後、1消防本部体制と3消防本部体制の2通りの組み合わせについて、消防本部等関係機関と、それぞれのメリットや組み合わせの有効性あるいは課題等について検討を行ってきたところであり、組み合わせにつきましては、より大きい枠組みのほうがスケールメリットが得られやすいとの意見がある一方で、広域化に伴う初期投資、消防団と市町村との連携への影響、また管轄面積が広くなることなどを懸念する意見も出されているところであり、現段階ではまだ意見の一致を見ていないところがあります。いずれにしても、消防業務は市町村の自治事務であり、消防の広域化は自主的に行われることが基本であります。広域化に当たりましては、関係機関が共通の認識を持つことが大変重要でありますので、今後とも市町村や消防本部等と十分に協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、県内の自治体、消防本部と今後とも意見交換を重ねて、よりよい消防のあり方を検討いただきたいなと思っています。

もう一つ、消防の問題につきまして、広域化の阻害要因になっております非常備7町村の常備化の動きについてお伺いします。西臼杵3町では消防常備化検討会を、美郷、諸塚、椎葉では日向市を入れた検討会を実施していると伺っています。残る西米良村はどうなっているのかよくわかりませんが、それぞれの進捗状況について、いかになっているのか、また県の関与をどうされているか、担当部長お願いいたします。

す。

○総務部長(山下健次君) ただいま御質問ございましたように、現在、消防非常備7町村の常備化を進めているところでございますが、その中で、常備化に向けた取り組みに対しまして、昨年度から助成を行うなどの働きかけを行ってきているところでございます。その結果、先ほど御質問ございましたように、関係消防本部との協議、あるいは同様の状況にある県外市町村への調査など、7つのすべての町村においてそれぞれ検討が開始されているところではございます。地域ごとの動きにつきましては、ただいま議員御指摘のとおりでございます。県といたしましては、これらの非常備町村に対しましてこれまで以上に働きかけを行いますが、相談への対応等積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 今までないところは財政状況の悪いところですから、財政基盤という部分もあってちゅうちょされているところもあるだろうと思いますので、ぜひそういうところを含めて一日も早い全県下の常備化を推進していただくように、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

シロアリ対策、ここでは外来種のシロアリ、アメリカカンザイシロアリという、従来日本に生息していなかったシロアリの被害が広がっている。これは5月13日の宮崎日日新聞に載っております。「延岡に侵食「対処急がないと拡大」」の見出しで、県内で初確認されたと大きく報道されておりました。記事によりますと、輸入家具や輸入木材によって渡来したとされる北米大陸原産のシロアリ、これがアメリカカンザイシロアリ。これによる家屋の食害が県内で

初めて延岡で確認された。20都府県で被害が今まで確認されていて、木製の家具や柱の中などに分散して発生するため、発見や駆除が難しいのが特徴だ。調査に当たった吉村剛先生によると、「今回確認された周囲の家や地域一帯にも被害が広がっている可能性がある」というふうに記事にはなっていました。今のところ建物被害報告は県内では延岡市だけですが、鹿児島県でも報告されているということでもあります。県内どこかの町で発生している可能性も高いと考えられ、本県としても取り組む必要があると感じますが、現状認識について、担当部長の見解をお願いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 新聞報道を受けまして、県としましては直ちに、社団法人日本しろあり対策協会——これは全国的にシロアリ対策の中核的役割を果たしている法人であります——の宮崎県支所に対してアメリカカンザイシロアリ対策等についての意見を求めたところであります。同支所からの回答では、「外来種であるアメリカカンザイシロアリは、在来種であるヤマトシロアリ等に比べ、被害の程度や範囲、進度等が比較的弱いものであるため、冷静な対応が必要」とのことでありました。また、現在、同協会の本部において抜本的な防除方法を研究中とのことですので、県といたしましては、当面の駆除方法について、同協会と連携しながら県民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 新聞報道、私の感覚からするとかなり……。大丈夫だということのようですが、それでよしとするのかわかりませんが、また研究してみたいと思います。

耐震化についてお尋ねします。今回の補正予算案に耐震化関連予算が計上されています。県

立学校の耐震化はかなり進み、小中学校の耐震化もそれなりに進んでいると考えますが、福祉施設の耐震化がおくれているというふうに危惧しております。その現状と、今回の補正予算案の期待される事業効果についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 社会福祉施設の耐震化の現状につきましては、関係施設の調査を行いましたところ、耐震化率は約90%となっております。このため、国の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用して基金を設置し、耐震化されていない建物の改築等を行うとともにスプリンクラー整備を進めたいと考えております。この事業の実施により社会福祉施設等の耐震化などが促進され、施設利用者の安全・安心の確保が図られるものと期待しております。

○満行潤一議員 はい、わかりました。

次に、太陽光発電システムの普及について伺います。1戸建ての皆さん、議員もそうですが、何軒の方々が太陽光発電システムをつけていらっしゃるのか。私は、9年前、2000年10月に設置をしております。3.36キロワットのシステムに、新エネルギー財団から90万円の補助、NPO法人から60万円、計150万円いただいて設置をしました。今と比べたらすごく高いんですが、設置費用は当時1キロワット当たり90万円、掛けますと280万円かかっていますから、差し引き130万円の自己資金が必要だったわけです。この設備で私の家では年間8万円発電をしています。自宅で消費する分、そして余った分は九州電力に売電をしている、そういうことになるわけですが、設置費用は、今は9年前からすると大きく値下がりをして、昔、私のころは1キロワット当たり90万円ぐらい、今60

～70万円ぐらいに下がっているということのようです。今回の補正予算案に太陽光発電システム導入促進事業が計上されています。県庁舎屋上、この議会棟の上に太陽光パネルをのせるという事業も含まれているようですが、この事業の概要についてお尋ねいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 太陽光発電システム導入促進事業であります。今回提案いたしておりますけれども、この事業は、ソーラーフロンティア構想に掲げました3つの柱の一つであります、太陽光発電の導入拡大を図って低炭素社会の実現に資することを目的とするものでございます。この中には、今質問にございました県庁舎へのパネル等を含めまして2つの取り組みを予定しております。まず1点目が、住宅に太陽光発電システムと省エネ設備をあわせて整備する場合に、設置経費の補助として1キロワット当たり3万円、上限10万円を助成する制度を創設するものでありまして、家庭における普及促進を図っていくものでございます。もう一点は、先ほどございました、県庁舎に10キロワット程度の発電システムと発電状況等を表示するパネルを設置いたしまして、県民に対する普及啓発を図りますとともに、太陽光発電の拠点を目指す本県の姿勢を広くアピールしようというものでございます。

○満行潤一議員 設置する家庭に対して補助金制度を創設するということですが、これまでは融資制度というのが本県にありました。この融資制度と今回創設する補助金制度というのはどうなるのか。併用できるのか、選択制なのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○県民政策部長（高山幹男君） ことし4月からスタートしました融資制度は、金融機関から資金を借り入れて太陽光発電システムを設置す

る場合に、低利で資金調達できる環境を整えることによって導入促進を図ろうというものでありまして、今回提案しております補助制度は、設置経費自体を低減しようとするものでありまして、国の補助制度とか県の融資制度に加えまして今回の支援策を講じますことで、今後、県内における太陽光発電システムの普及が加速化することを期待しているところでありまして、併用は認める考えであります。

○満行潤一議員 後ほど質問しますが、これまでずっと制度を創設するようお願いをしておりましたので、大分前進だなと思っています。

そうするうちに、昭和シェルソーラーが国富町の日立ディスプレイ跡地に進出する。このことについては代表質問で外山議員もしましたし、出ていますので、企業立地という部分では質問をしませんけれども、大変大きな世界最大級の太陽光発電関連の企業だということで、これが軌道に乗ると、本県が太陽光発電関連産業が集積をする世界的な生産拠点になる可能性を秘めている、非常にこれは明るい話題だと思っています。

そのことを踏まえて、次に質問させていただきます。私は今まで何回も太陽光発電システムの普及については質問をしているんですが、2000年11月の質問では、先ほど言いました「個人住宅への助成と並行して県有施設での設置を検討いただきたい」、これは今回日の目を見ました。もう一つそのときに提案をしています。「特に学校においては、これからの21世紀を担う子供たちの環境・省エネ教育に高い効果が期待できます。学校にパネル1枚でもいいから設置できないか」という提案です。これはまだいまだに実現していません。県内すべての学

校に環境教育とか理科、科学の教材として設置できないものか、教育長お尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本県の公立学校における太陽光発電パネルの設置状況であります。出力10キロワット以上の場合で申し上げますが、県立学校におきましては2校、市町村立学校におきましては8校が設置をしているということでございます。県教育委員会といたしましては、太陽光発電の導入を進める本県の施策に応じますとともに、環境教育を進める観点から、今回の補正予算案におきまして、県立学校1校における太陽光パネル、及びこれと一体となる学習用の発電量等表示モニター設置のための経費を計上し、御審議をお願いしているところであります。また、市町村教育委員会におきましても、このたびの国の補正予算の活用によりまして、現時点におきまして17の学校で太陽光発電パネルの設置が予定されているところであります。

○満行潤一議員 全体で何校になるかわからないんですけども、10キロワットというのは、私は要らない。商業ベースに乗せれば家3軒分ぐらいの発電が10キロワットでできるわけですけども、パネル1枚、モジュール1枚各学校につけたらどうかという提案をずっとしています。これは担当部長にお願いしますが、今回、太陽光関連の産業が集積する世界的な生産拠点になる可能性がある。本県にとって有意義な関連事業じゃないのかなと。先ほどおっしゃいました、本県が掲げるソーラーフロンティア構想にも乗る、県民運動としても新たな産業集積に向けた一助になる。「うちの県は、全部の小中学校、中学校、高校に太陽パネルのついています」、これは非常にいいことじゃないのかなと思うんですが、担当部長いかがでしょうか。

○県民政策部長（高山幹男君） 県におきましては、製造・発電・活用の三拍子そろった太陽光発電の拠点づくりを進めておるわけでございまして、発電におきましては、県内において、メガソーラーであるとか、一般家庭などにさまざまな主体によって多様な形で発電されることが望ましいというふうに思っております。そのため今回このような制度にしておるわけですし、あわせて、一般事業所とか工場、学校などの公共施設等においてもシステム導入が広がりますことは、太陽光発電の拠点づくりを進める上で大変有効なことと思っております。したがって、学校におきますシステム設置につきましては、教育委員会等とも連携しながら、ソーラーフロンティア構想の趣旨とか太陽光発電の効果等について広く普及啓発を行いまして、その機運醸成に努めていきたいというふうに思っております。

○満行潤一議員 富士通日立プラズマディスプレイ、ああいう状況で撤退をされました。今度こそ、昭和シェルソーラー、地元をしっかり根差した真の地元企業になるように、県民で運動、応援するべきじゃないのか。県民の意識高揚になると思いますので、ぜひ事業化に向けて再度検討いただきたいなと思っています。

次行きます。新型インフルエンザ対策についてであります。

新型インフルエンザは流行がとまりせん。県内でも、夏休みが終わりまして、本格的に学校で爆発的に感染が広がっていると言っても過言ではなかろうと思います。しかし、その怖さというのが一般の県民の方にまだまだ理解いただいていないのかなと。これまでの通常のインフルエンザの死亡数、直近でいくと、2000年、2003年、2005年と通常のインフルエンザが

流行していますが、WHOが概念として提唱しています超過死亡概念による死亡者数をとると、2000年は全国で1万3,800人、2003年1万1,200人、2005年1万5,100人の方々が亡くなっているわけです。流行時に多くの高齢者が亡くなっている。この現状をもう一回みんなで認識すべきじゃないのか。流行すると一定の率で死者が出ます。今回の新型インフルエンザは0.5%の確率で死者が出ると言われています。大流行するほど死者がふえる。体力のある、感染しても重症化しない子供たちが、学校などの集団で流行を広めます。それに重症化しやすい人(ハイリスク者)が感染して命を落とす、こういう構図になるわけです。学校での感染防止は、子供たちを守るだけでなく、社会防衛上非常に重要な対策である、そのように考えています。ぜひ、公衆衛生概念というので、ピークを抑える、流行をいかに抑えるか、これが非常に大事だろうと思います。そのためにも学校の対策が非常に重要だろうと思います。これまでの集団発生件数と主な集団の種別、また確定患者・疑似患者数をお願いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 新型インフルエンザにつきましては、現在、県内の59カ所の定点医療機関からのインフルエンザ患者数の報告と、医療機関及び施設からの集団発生の報告により流行状況の把握を行っているところであります。定点医療機関当たりの報告数では、8月10日から16日の週には流行期に入ったことを示す「1」を超え、それ以降も増加を続け、9月7日から13日の週には3.54となっております。また、集団発生の件数は9月12日までの累計で123件となっております。こうした状況を踏まえ、特に学校などでの集団発生に対しましては、学校内はもとより地域への広がりも防止す

る観点から、学級閉鎖など臨時休業の措置がとられているところであります。なお、新学期が始まってから9月12日までの措置の状況は、小学校4校、中学校7校、高等学校8校となっており、これまでの累計は、保育所5施設、小学校4校、中学校9校、高等学校8校となっております。

なお、確定患者数あるいは疑似患者数につきましては、個別の人数の把握は現在行っておりません。以上でございます。

○満行潤一議員 次に、学校閉鎖、学級閉鎖の基準をお願いしたいと思うんですが、鎌倉市のある保育園では、4分の1の園児が感染しても休園しないという方針だという報道がありました。仕事を持つ保護者の都合に配慮してのことだそうです。職員の多くが感染して保育所の運営が困難にならない限り続ける、こういう保育園も存在をする。本県の学級閉鎖、学校閉鎖の基準についてお願いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 県教育委員会といたしましては、9月1日付で学校の臨時休業基準を設定し、その内容であります。当該学級において、インフルエンザに罹患した児童生徒が2人以上かつ在籍者数の1割に達したときを一応の基準として、4日間程度の学級閉鎖、また、学級、学年を超えて広範な感染が認められる場合には、同じく4日間程度の学年閉鎖、学校閉鎖を行うことを、県立学校や市町村教育委員会に対しまして通知したところであります。

○満行潤一議員 夏休み期間中も学校のクラブ活動で多くの患者が発生しております。患者だけの出校停止や部活動禁止ではなくて、チームの対外試合禁止や学校の全体集会の禁止など強い姿勢で臨まないと、今後の流行はもっとスピードを上げることになると考えています。ま

た、高校の進学校などの朝課外、夕課外の対応なども的確な対応を望みます。特別支援学校の対応にもっと気を使うべきと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

もう一つ、職場として県庁の対応はどうなっているのか。大手企業では、家族ぐるみの体温測定や健康管理をかなり厳しく指示をしているところもあると伺っています。危機管理上、県の職員にばたばたと倒れられたら業務に大変な支障も出ます。どのような対応になっているのか、担当部長お願いいたします。

○総務部長(山下健次君) 新型インフルエンザ対策につきましては、事案発生当初から知事を本部長とする総合対策本部を立ち上げまして、全庁を挙げてもろもろの対策に取り組んでいるところでございます。先ほど福祉保健部長からございましたが、最も重要な公衆衛生上の対策につきましては、福祉保健部を中心に医療体制等の強化・充実を図っているところでございますが、その他の部局にございまして、それぞれ部局対策室を組織いたしまして所管業務に係る新型インフルエンザへの対応に当たりますとともに、各所属で業務継続のための体制整備に努めているところでございます。特に蔓延期には最大4割程度の職員が欠勤するということが想定されておりますので、日ごろから職員の感染状況の把握に努めておりますとともに、県民の社会経済活動に密接に関連して最低限度継続する必要のある窓口が感染の場とならないよう、その感染防止対策についても徹底していくことにしているところでございます。

○満行潤一議員 ぜひ対応方よろしく願い申し上げます。

次に、ドクターヘリ導入についてお伺いいたします。

これまで何度となく早期導入を求めてきました。今まで何回質問したのか議事録をひっくり返してみますと、2004年11月議会から6回やっていますので、きょうで7回目です。ドクターヘリ導入の意義、効果についてはもう多くを申し上げませんが、今回、東京にあります救急ヘリ病院ネットワーク(H E M - N e t)と、札幌市でドクターヘリを運航しています手稲溪仁会病院を社民党議員団で調査をしてまいりました。全国的には、本年4月現在でドクターヘリ配備拠点数16道府県18カ所と少しふえてきました。九州では福岡県と沖縄県が2機目の導入を目指しています。長崎県は既に1機配備、鹿児島県は鹿児島市立病院に配備が決定をしています。佐賀県は10月から長崎県とドクターヘリの共同運航を始める、長崎県のドクターヘリを協定を結んで使う。今まで長崎県は福岡県ともそういう協定を結んでおりましたので、佐賀県は長崎、福岡両方のドクターヘリを活用するということになっています。あと宮崎と大分と熊本がまだ今からということですよ。

ドクターヘリの効果というのを、先ほど言いました救急ヘリ病院ネットワークが調査をしております。少し紹介をしたいと思うんですが、医療費も格段に減り、救急車より入院が4日から18日短縮されるという集計が出てきています。交通事故で重傷となった患者をドクターヘリで搬送するのと救急車で運んだ場合に比べて、入院日数が、今言いましたように18日ぐらい短縮されるし、医療費も5万円から116万円ぐらい安くなる、これを救急ヘリ病院ネットワーク(H E M - N e t)がまとめています。そういう意味では、知事も今まで、7,000万円要るとか、ヘリポートに3,000万円経費がかかるとかおっしゃるんですけども、予後もよくて社会

復帰ができる。いろんなメリットが現実には報告で明らかになっております。救命効果、後遺症の軽減効果、入院日数の軽減、医療費削減、本当に多くの実績があって、全国的に見れば、実に多くの重症患者がまさに死のふちから何事もなかったかのように生還して社会復帰をする、またその方が働いて税金を納める、そこまですなっています。

国は新たな財政支援として、県が負担するドクターヘリ運航費用の2分の1を特別交付税で手当てすることを20年度から適用するということになりました。これによってドクターヘリ全国配備が現実のものになってきました。まずは調査費等の予算化が急がれております。ぜひ導入に向けて決断いただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） ドクターヘリを用いた救急医療が、傷病者の救命や後遺症の軽減等に果たす役割の重要性は、県としても十分に認識しているところであります。その一方で、ドクターヘリを導入・活用するためには、必要な財源の確保はもとより、これを運営する医療機関が救急医の確保等十分な体制を整える必要があるなど、導入に向けての厳しい課題もあるかと存じます。こうした中、宮崎大学においては、本県の地域医療の充実を図るため救急部門の機能強化を検討されております。県といたしましては、ドクターヘリ導入の可能性につきましても宮崎大学と協議しながら、地域医療再生臨時特例交付金を受けるために策定を進めている地域医療再生計画の中で検討しているところであります。

○満行潤一議員 「地域医療再生計画の中で検討」ということは、その中にドクターヘリの導入に向けて予算化をすると、調査費とかを宮崎

大学医学部と県でつくる計画の中に盛り込むということでもいいわけですか。

○知事（東国原英夫君） 計画の中に、宮崎大学と協議して、ドクターヘリの整備に向けての計画を盛り込んでいくことを検討している段階であります。

○満行潤一議員 地域医療再生基金に伴う計画書は10月16日が締め切り、日州医事という医師会の会報に会長のページにあるんですが、10月16日までに提出するということですから、今から提出される。その中にドクターヘリの導入に向けての計画を入れるということですので、ということ、地域医療再生基金を国が認めればその中で計画が進んでいくと。それは宮崎大学医学部も当然了解というか、宮崎大学医学部がドクターヘリ導入に向けて県と協議を始めるということですね。ありがとうございます。

消防防災ヘリが入る前に、私はドクターヘリの導入を訴えています。それが2004年なんですけれども、歴代の知事もなかなか難しい課題でした。卵が先か鶏が先かという議論なんです。医者がない、お金がない。でも、全国的に、知事の一声でドクターヘリを導入したところは導入できているわけです。そこにドクターヘリを置くということは、その基地病院になるところが、一生懸命地域医療、救急医療を頑張るためにやる。それに医者が魅力的な職場ということで日本じゅうから集まる。本県もいっぱい医者が全国に散らばっています。何回か申し上げますが、千葉北総病院にもいます。千葉北総病院には無給の医者もいて、その医者はドクターヘリに乗りたくて無給で働いている。長野県の佐久総合病院、畑のど真ん中に大きなJAの病院がありますが、そこには本県の医者が19名も勤めているという現状を見ると、いっぱい日本

じゅうに優秀な医者が宮崎県出身者がいらっしやるわけですから、宮崎大学医学部がドクターヘリを使って地域医療、救急医療を頑張るとなれば、日本じゅうからいっぱい帰ってくる。またそういうことになるんだろうと思いますので、ぜひ急いでいただきたい。ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。期待をしております。

最後、パソコンリースの見直しによる経費節減についてであります。

これは前回、6月議会でやったんですけれども、大部分の議員の皆さん、何のこっちゃかよくわからなかったと不評だったので、もう一回わかりやすくまとめたつもりですので、皆さんよく聞いてください。どうしたらパソコンリース見直しによって経費節減ができるかということであります。前回の提案は、5年リースをやめて備品として購入をして6年から7年使えば、経費の大幅削減になるという提案です。平成21年度の5年リースパソコンは5,197台、年間経費1億6,400万円だそうです。1台当たり年間3万1,585円、これを5年間で60月にすると、1台当たりの5年間のコストは15万円を超えるわけです。もちろんリース料には故障したときのための保守料も含まれていますし、金利も入っています。単純に、5年間で更新しているパソコンを6年使うと、今までの5分の1の経費、すなわち1年分の経費が浮きます。わかりますか。わかりやすく言うと、5,200台の5分の1ですから1,020台分が浮くわけです。しかし、問題になるのは備品で購入したときの故障などのメンテナンスをどうするかです。しかし、今申し上げたように、1,020台分のパソコンが浮く勘定ですから、たとえ6年間で500台壊れて新品を追加購入しても520台分は経費が浮く、単純に言う

とそういうことになります。いかがでしょうか、県民政策部長。

○県民政策部長(高山幹男君) パソコンの調達に当たりましては、毎年、モデルチェンジでありますとか新たなソフトウェアの開発動向などを調査した上で、導入方式を含めまして総合的に判断して決定しているところでございます。今御指摘にありましたとおり、パソコンの使用期間を延ばすこと、長く使うことで故障がふえてくるということがありますことと、故障した場合の部品調達等が可能かどうか懸念される場所ですが、その一方で経費の節減には有効であるということは事実でございます。そういったこともありますので、実際他県でやっている状況等でございます。九州のかなりの県が5年のリースでやっておりますので、その辺の状況等を含めまして、最も効率的な方法につきまして引き続き検討してやっていきたいというふうに思っております。

○満行潤一議員 最新のパソコンが6年間で500台も壊れるということは想定できないわけ——5,000台ですから相当壊れるかしれません。しかし、任期付きのパソコンの技術職を配置すれば保守料はかなり安く上がる、自前でメンテナンスを行えば安く上がると思うんです。これはブラックボックス化してなかなか中身がわかりません。リース料の内訳、パソコン本体分と保守料分と保守の業務実績表、一体毎年何台のパソコンが壊れて業者に修理を頼んでいるか、こういうのがはっきりすると経費節減の金額というのはいくらもはっきり皆さん方に示せると思うんですけれども、これは公表できないのでしょうか。

○県民政策部長(高山幹男君) 平成16年度導入のパソコンの例ですけれども、1年目で12

台、2年目が20台、3年目が30台、4年目が50台、そういった形でふえてきているというような状況でございます。

○満行潤一議員 10台、20台、30台でしょう。合わせて100台ぐらいしか6年間で壊れないのかなと思うんです。リースというのは、企業会計なら意義があります、償却できるわけですから。でも、これは一般会計ですから、企業会計じゃないんです。行政会計は全く税法上のプラスも何もないです。備品購入費で購入して何が問題があるかという、僕はメリットがあるばかりだと思うんです。

話は飛びますが、毎年精査してパソコンは導入されているというんですけれども、ことしも7月31日で切れていますので新しいパソコンが入りましたが、ことしのパソコンのメーカーはどこなんでしょうか。

○県民政策部長(高山幹男君) ことしの分は把握しておりません。申しわけございません。

○満行潤一議員 ことしのはNECだと聞いています。去年もNEC、おとしもNEC。結局、宮崎県庁のリースである5,200台、全部NEC、これはやっぱりおかしいと思うんです。毎年毎年入札とかされているんだろうと思いますけれども、それは入札の効果が上がっていないんじゃないのか。担当部署は楽です、メーカーに任せておけばいいわけですから。でも、保守料とか要らん金を払っている可能性が高いと思うんです。何でNECが毎年5,200台全部本県からとれているかも非常に不思議であります。ぜひそのところも含めて今後見直しをしていただければありがたいなと、経費節減につながるだろうと思います。

時間が来ました。終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、議員より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成21年9月18日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 県議会議員 蓬原 正三

野辺 修光

河野 安幸

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

平成21年度補正予算の適正な執行を求める
意見書

◎ 議員発議案第1号追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

[「議長、意見書案提出の動議を求めます」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 ただいま高橋透議員ほか3名から意見書案提出の動議が提出され、所定の発議者がありますので、動議は成立したものと判

断いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時47分休憩

午後 4 時15分開議

◎ 議員発議案第 1 号提案理由説明

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、議員発議案第 1 号の提出者に提案理由の説明を求めます。野辺修光議員。

○野辺修光議員〔登壇〕(拍手) それでは、発議者を代表して、「平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書」の提案理由を説明させていただきます。

世界的な金融危機による景気後退は、我が国の経済を急速に悪化させ、その影響を受け、本県の景気・雇用情勢も厳しい局面を迎えております。

このため、さきの麻生政権においては、経済危機対策として総額約14兆円の平成21年度補正予算を 5月29日に成立させ、これを受けて、本県においても 6月補正予算及びこの 9月補正予算を相次いで計上し、本県経済の早期回復に向けた取り組みを行っているところであります。

本県経済は、個人消費や生産活動の一部に持ち直しの兆しがあるものの、7月の有効求人倍率が0.40倍と、先月より0.01ポイント後退するなど、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、失業率も今後さらに悪化することが予想されております。

このような中、このたび発足した民主党を中心とする新政権において、今年度補正予算について一部執行停止が議論されておりますが、仮に地方向けの予算が執行停止されることになると、本県の景気・雇用はもとより県民生活

に多大な影響を及ぼすおそれがあります。

よって、本会議は国に対して、地方経済に与える影響が大きい平成21年度補正予算について、執行停止を行うことがないよう要望するものであります。

何とぞ議員各位の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は 1人10分以内いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。権藤梅義議員。

○権藤梅義議員 ただいま提案理由の説明を野辺議員からされましたので、野辺議員のほうにお答えをいただければと思います。

補正予算の執行停止が非常に問題だという指摘は、一部理解をしておりますが、例えば、今回行われました15兆円の補正をそっくりそのままやれと、こういう意味なのか、そこのところをお聞きしたい。この意見書の趣旨とするところですか。

○野辺修光議員 ただいまの質問であります。国においてのことであって、県議会に提案されておる15の基金に与える影響ということで、宮崎県議会に与える影響ということで、あくまでも県民の生活を守るために必要だということをお願いをしておるところであります。

○権藤梅義議員 引き続きお願いします。本来、意見書等を出す場合には、何らかの検証、検討がなされてしかるべきというふうに思うん

ですが、こういった議論がなされたのかお伺いをしたいと思います。

○野辺修光議員 提案の自民党としては、今報道されておりますように一部でも執行停止があると、県民生活に多大な影響を受けるから、このことについては早急に、タイミングを失することなく国に要望という形で意見書を上げたいという議論をしてみいました。

○榎藤梅義議員 私が聞いておるのは、支障が出るんじゃないか、どういうところに出るのか、そういったこと等については、例えば愛媛県議会では、「経済とか雇用情勢への対応はもとより」云々と、「介護の処遇改善や介護施設の整備、あるいは学校の耐震」、こういったことを上げて影響が出るんじゃないかというような心配をされての意見書が出ているんですが、本件においてはそういったこと等を党として検討されて、問題が大きい、これはやっぱりきちんと物を言っておかにかいかん、そういう検討をされたんでしょうかということです。

○野辺修光議員 そういうことにつきましてももろもろ検討したわけでありまして。今、組閣されて、きょうのニュースでもありましたように、10月の2日に向けて、各省庁、補正の見直しについて検討するよう言われたわけでありまして。そのことは前から予測されておったわけでありまして、例えば15の県の基金について、今まで196億6,000万円、6月議会で10億3,000万円、9月議会で37億3,000万円の予算計上がされておりますが、来年度からの残りが149億円あるということでありまして。ことしの分については停止されないかもしれませんが、来年度分からのほうが大変心配される。そのほか単年度基金についても、経済危機対策臨時交付金99億円、定住自立圏等民間投資促進交付金等の単年度基

金も影響を受けるのではないかと、そういう心配がありますので、自民党としてはそういうことのないように——あすから連休ですから、きょうがタイムリミットだということをお願いをしているわけでありまして。

○榎藤梅義議員 さきの本会議で野辺議員そのものが、内示と交付決定、執行停止、こういった議論をされて、私どももある程度理解を深めたところでありまして。これは執行部じゃないとわからないかもしれませんが、私は個人的には、交付決定というものについて執行停止があるのかなと首をかしげます。ただ、内示についてはあるかもしれない。こういうことがあるわけでありまして、これをはっきりした基準等がない中で議論してもいかんと思っておりますから、この質疑はいたしません。私は、今後についてこういう問題は起こってくると。政権が交代するということは、その主眼とするところが変わってくるわけですから、こういうことは今からも起こってくる。そういう意味ではきめ細かな議論が必要ではないかというふうに感じております。

先ほどの3時のNHKの解説等を見ても、緊急性や経済性の低いもので削減した分は、より効率的なものに使うのであれば、減額してそのままじゃなくて別な方面で使うんだから、その波及効果が高ければプラスになるんじゃないか、そういう意見も解説の中で述べておられましたので、今後について、検証もできていないということでありまして、私どもとしては、検証を含めた執行停止というものに対して、政権が変わってやる第一歩だということ、温かく見守ってほしいなということをつけ加えまして、終わります。以上です。

○中村幸一議長 以上で質疑は終わりました。

○中村幸一議長 次に、事務局長に議員発議案第2号を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成21年 9月18日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 県議会議員 鳥 飼 謙 二
高 橋 透
太 田 清 海
外 山 良 治

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

生活者を優先し地方重視の予算措置を求める意見書

◎ 議員発議案第2号追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

◎ 議員発議案第2号提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、議員発議案第2号の提出者に提案理由の説明を求めます。高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕 発議者を代表し、議員発議案第2号について提案理由を申し上げます。

自民党政権が進めてきた市場原理優先の規制

緩和や構造改革路線によって、富める者はさらに富み、貧しき者はさらに貧しくといった社会が作り出され、さまざまな格差が生まれました。所得格差、教育格差、医療や介護の格差、都市と地方の格差などなどであります。今や日本の全労働者の3分の1が非正規雇用となり、懸命に働いても生活できないワーキングプアと呼ばれる方々はその格差の象徴ではないでしょうか。

昨年、容赦なく首を切られ、派遣村で年を越された方々は記憶に新しく、その方々を初めとする国民の怒りと、将来にわたって安心して生活できる政治の転換へのあらわれが政権交代へとつながったものと確信をいたします。

これからは、将来にわたって地方が大事にされる政治と、生活者の視点に立つ政策、財源への配慮が求められてきます。

ここで私が強調したいことは、三位一体改革を通じた地方財政の圧縮などによる地方切り捨てであります。その地方切り捨てこそが、少子高齢化と中山間地域における過疎化を一層加速させ、地方の衰退を招いたと思います。

だからこそ、これまでの市場経済至上主義から脱却した、「支え合いの社会」へ政治のかじを大きく切りかえていくことをしっかりと追求していくことが大切であると主張するものです。

よって、私たち社民党県議団は、将来にわたり安心して生活できる地方重視の予算措置を求める理由から、意見書案を提出するものであります。

さらに、私が申し上げたいことは、私が議員になったころだと思えますから、もう6年になるのでしょうか、熊本、鹿児島、宮崎3県で構成をする南九州観光振興議員連盟の総会が鹿児

島で開催されました。当時は米良政美議長でございましたが、そのときのあいさつが今も強く印象に残っております。内容は、「九州新幹線の開通を目前に控える熊本、鹿児島に比べて、本県は新幹線どころか高速道路も未完成であり、鉄道も単線、しかも車両はぼろぼろ」と、米良議長は「悲哀を感じる」という表現で、本県のインフラ整備がおくれ、交通網がいかにか貧弱かを嘆き訴えられました。まだ記憶に残っていらっしゃると思います。最近では、後ろにいらっしゃる中村議長も、安易な道州制論議にくぎを刺されるかのように、「各県に比べ最もおくれをとっている本県インフラ等の整備の確立なしに道州制論議はあり得ない」と、九州議長会でも発言をされています。他県では高速道路も鉄道の複線化・高速化も当たり前です。本県はその当たり前ものを整備しなければならない大きな課題があるのでございます。

だからこそ、政党間で主義主張の違いがあつたとしても、宮崎県議会で一致結束できる課題は団結して中央に物を言っていくことを、私は大事にしたいと強く主張するものであります。意見書採択における全会一致の原則は、例外の名のもとに崩れましたが、本県の限らない発展を願う社民党県議団の思いを御理解いただき、我が会が提出する意見書案に賛同くださるよう切にお願いし、提案理由といたします。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

質疑の通告はありません。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第1号及び第2号に対する討論

○中村幸一議長 これより両案に対する討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第1号「平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書」について、賛成の立場で討論いたします。

県民の方とマスメディアの方に申し上げますが、通常は、こういう場合は反対討論が出た後に賛成討論というのが普通であります。ところが、1号議案に対案して、先ほど社民党から出た第2号議案を反対討論とみなすという議会のルールがございまして、今の高橋議員の上程が反対討論とみなして、私が賛成討論するわけですから、御理解いただきたいと存じます。

「地域主権の確立」「地域のことは地域が決める」、これは民主党がさきの総選挙で示したマニフェストに掲げられている文言であります。我が国が直面している100年に一度と言われる世界大不況に対して、速やかに景気・雇用対策を講じていくのは当然のことであり、そうであるからこそ、本県議会においても昨年の12月議会で緊急経済対策(生活対策)の早期実現を求める意見書を採択し、あわせて、年明け早々からの相次ぐ補正予算の審議において、各会派の皆さんからもそれぞれ議案に御理解を示されたものであります。このことは、民主党のマニフェストにありますとおり、まさに地方のこと

を我々地方議会が議論して決めているわけであり、国が取り組もうとしている施策、あるいは進めていく施策について、それが地方への影響が懸念されるものであれば、しっかりと地方から声を上げるのは当然のことであり、この姿勢は、自由民主党が政権与党であった時代にあっても全く同じことであります。

私どもは、このたびの総選挙で国民の負託を受けた民主党がこれから取り組もうとしている政策に対して異を唱えようとしているわけではありません。むしろ心から、不安よりも期待を大にしているところでもあります。民主的な手続を踏んで一たん成立した予算を、一方的に執行停止しようとする動きがあることに大きな不安を抱かざるを得ない状況であることから、地方の経済対策、ひいては県民生活に影響が出ないようにお願いをしたいというものであります。

新政権の方針がはっきりしない段階で拙速過ぎるといふ御意見があったと思いますが、予算の執行停止の方針が出てしまってから行動していたのでは遅いのであります。繰り返しますが、私たちは、今ここで民主党の対立軸を示そうとしているわけではありません。一連の経済対策は国と地方が協力しながら取り組みを進めていかなければならない課題であり、一刻も早く本県の景気・雇用が回復するように、そして県民の皆さんが安心して生活できるようにとの思いからの要望であります。昨日は、愛媛県議会においても同様の意見書が、民主党、社会民主党も賛成して採択されております。

なお、けさの大臣会見の要旨についてちょっと御紹介いたします。この大臣は、今度就任されました藤井財務大臣、それと原口総務大臣の2人の会見の様相であります。「地方の予算をどうするのかということではありますが、地方と

いっても全部とは言えない、いわゆる一切除くということではない。それと同時に、地方といえども聖域だということにはできないんだ」ということを言っております。そういう事案も今後出てくるであろうということ、けさの藤井、原口両大臣の会見で示されております。

114万県民の安心・安全を確保できるようにという思いから、民主党政権に対して切なる願いを込めての要望であります。どうか議員各位の皆さんにおかれましては、以上の趣旨を十分御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕 民主党の田口でございます。

議員発議案第1号「平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書」について、反対の立場で討論いたします。

リーマンショックに端を発する世界的な金融・経済危機により、急激に我が国経済も悪化の状況に陥り、麻生自公政権がその経済危機対策として、過去最大の13.9兆円の補正予算を成立させました。しかし、緊急の経済対策として疑問がある予算が数多く見受けられ、当初から、「前年度末に成立させた定額給付金に続く総選挙前のばらまきではないか」との批判が各方面より上がり、民主党もこの補正予算案には反対の立場をとってまいりました。しかし、参議院では否決されたにもかかわらず、衆議院の3分の2条項を使って約1カ月で成立させたものであります。

そのような中、本年の6月30日、当時の民主党の鳩山由紀夫代表の会見において、「政権交代が実現した場合、平成21年度の補正予算は凍

結したい」との見解を示しました。その後民主党は、「国民の生活が第一」と訴え総選挙を勝ち抜き、政権交代を社民党や国民新党の皆さんと実現させました。政権交代とは、税金の使い方を変えることであり、政策の優先順位を変えることであります。国民との約束（マニフェスト）に基づき予算を組み替えていきます。国の総予算207兆円を徹底的に効率化し、無駄遣い、不要不急の事業を根絶してまいります。しかし、景気・雇用対策はもちろん、子育て、教育、年金、医療、地域主権などの国民生活の立て直しには集中的に使ってまいります。

よって、麻生内閣が成立させた補正予算は、経済対策としての効果や必要性に疑問が残る予算が数多く計上されており、民主党は、執行の抑制や凍結、そして停止が必要だと考えています。

ただし、対象となるその多くは、独立行政法人や公益法人等で、在籍する天下り数が約750人いる国の関連機関への約3兆円の支出や、事業内容も不明確なままに単に資金を積んだ、官僚の埋蔵金となりかねない4.4兆円の46基金です。また、だれのための経済対策なのかわからない官公庁用の施設整備費の2.9兆円、また、アニメやテレビなどの日本の新しい芸術分野の拠点として117億円をかける国立メディア芸術センター、通称「アニメの殿堂」であり、補正予算で組むべきものとはとても思えないこのような事業等は厳しく見直すべきと考えています。

しかし一方では、地方に対しては、地方活性化公共投資臨時交付金、地方活性化経済危機対策臨時交付金を初めとして医療や環境などの分野で資金が交付されています。これらに対しては、「小泉政権時代の改革、規制緩和や歳出削減などを進めた結果、格差が拡大し、疲弊した

地方にとりましては現下の厳しい地方財政の状況を踏まえて、各地域において積極的な政策実施の財源になると考えられますから、その執行を凍結、停止など民主党は考えてはおりません。そして特に、国の補正予算に応じて地方議会が行った議決を事後的に国が否定するようなことは全く予定しておりません」、これは、一昨日誕生した鳩山政権の経済産業相に就任した直嶋正行氏が、7月3日時点で、政権交代が実現した場合を想定し、民主党の政策調査会長として答えたものであり、その後も一貫してその方針は変わっておりません。鳩山新首相も、組閣後の記者会見はもとより、終始、「地方に迷惑がかかるような予算の凍結や執行停止はしない」と明言しております。

よって、意見書に、「地方向けの予算が執行停止されることになると、本県の景気・雇用に多大な影響を及ぼすことになり、県民生活に大きな混乱が生じることが懸念される」とありますが、民主党は地方と協議する場も提唱することとしており、その心配は全くなく、意見書そのものが必要ないものと私は考え、意見書の提出に反対をいたします。

議員の皆様のご理解と御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕（拍手）我々愛みやぎきは、幹事長会及び議会運営委員会におきまして終始一貫、この意見書提出につきましては、今までの申し合わせのとおり全会一致での提出を求めてまいりました。それは、今後、この意見書提出を境に幹事長会及び議会運営委員会が混乱し、議会運営がさらに難しくなるということが必至になるからです。それを避けるためにも、我々はここで力を合わせ、やはり宮崎

を守るという意を固めなくてはいけないはずで
す。

その中で、社会民主党のほうからは折衷案の
提出を求める意見が再三出されました。自民党
からの歩み寄りを期待いたしましたところですが、
残念ながらそれはかないませんでした。そして今回、
各会派に配慮したという形の第2号
議案が提出されております。その姿勢を大いに
評価するとともに、意見書内容につきましても
理解に値すると考えております。

よって、愛みやざきは、第2号議案に賛同の
意をあらわし、賛成討論といたします。以上で
す。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋
敷恵美でございます。

議員発議案第2号「生活者を優先し地方重視
の予算措置を求める意見書」案に賛成の立場か
ら討論いたします。

さきの衆議院選挙では、自公政権への批判が
強まる中、国民の意思で政権交代を実現し、民
主党を中心とする連立政権が誕生いたしました。
新政権にあっては、国民の、政治を変えたい、
よくしたい、その思いをしっかりと受けと
め、国民の期待にこたえられる政治の実現を強
く望むものです。

日本共産党は、国民のための政治を一步でも
二歩でも前進させるために、建設的野党の立場
で奮闘するものです。

さて、今回、国において今年度補正予算の一
部執行停止が議論される中で、国民生活や地方
自治体など地方経済に与える影響が懸念されて
います。地域経済への混乱は極力避けなければ
なりません。本議員発議案第2号の「生活者を
優先し地方重視の予算措置を求める意見書」案

は、国民の中で医療、年金、介護、雇用などの
不安が渦巻く中で、生活者の立場に立った予算
措置は、今後の予算編成のあり方として国民か
ら強く望まれている課題でもあり、当然賛成す
るものです。

また、県民の不安を解消するためにと、議員
発議案第1号「平成21年度補正予算の適正な執
行を求める意見書」案が提出をされました。現
時点での速やかな予算執行を要望する同意見書
案にも、県民の不安を払拭する意味から、反対
するものでないことを申し添え、討論を終わ
ります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号「生活者を優先し地
方重視の予算措置を求める意見書」についてお
諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の
議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立少数。よって、本案は否
決されました。

◎ 議員発議案第1号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第1号「平
成21年度補正予算の適正な執行を求める意見
書」についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の
議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原
案のとおり可決されました。

次の本会議は、24日午前10時開会、本日に引

平成21年 9 月 18 日 (金)

き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 4 時 46 分散会

9月24日（木）

平成 21 年 9 月 24 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透市 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)
- 52 番 外山三博 (同)

53 番 福田作弥 (自由民主党)
欠席議員 (2 名)

23 番 宮原義久 (自由民主党)
34 番 丸山裕次郎 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 高橋博 吉瀬和明 渡邊亮一 伊藤孝利 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早文 西野博之 大重都志春 渡辺義人 鶴見雅男 城倉恒雄 太田英夫 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局局長 事務局次長 総務課長 議事課長 政策調査課長 議事課長補佐 議事担当主幹 議事課主査 議事課主査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|--|--|

◎ 一般質問

○井本英雄副議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、黒木覚市議員。

○黒木覚市議員〔登壇〕（拍手） 皆さんおはようございます。けさ来るとき、日向から車で来ましたが、猫が事故に3匹遭っております。日向で1匹、都農で1匹、高鍋で1匹。ちょっと不吉な予感がしまして、しっかり気を引き締めて質問しなきゃいかんというふうに思っております。それぞれ5連休で、シルバーウィークといいますか、ちょっと体が怠けていますけれども、体にむち打ってしっかり質問いたします。

まず、細島工業港の大型岸壁についてであります。この事業は、白浜港の対岸に水深13メートルの岸壁をつくるというものであります。県ではこれを通称17号岸壁と言っているわけであり、現在、細島工業地帯の4区内では、30ヘクタールあるわけでありますが、これには旭化成が工場を今建設中であります。1区の40ヘクタールにつきましては、中国木材が進出を予定しているところでございます。そのほかの企業においても大型岸壁を利用するというふうにいろいろ聞いているわけであり、そのような中に、平成22年度の国交省の概算要求の新規プロジェクトに盛り込まれなかったことがわかったわけであり、地元では非常に落胆しているところであります。日向市を初め、県北の市町村、また議会においても、何回となく県

のほうに陳情いたしたところでございます。県のほうでも国に対して強く要望していただいたというふうに思っております。今回の衆議院選挙で自由民主党から民主党に政権が変わり、国の事業費が削減されるのではないかと、地元では非常に心配をいたしております。大型岸壁の整備は、新規企業の進出において大変重要であり、必要不可欠であります。大型岸壁整備の推進について、知事に今後のお考えをお伺いしたいと思っております。

次に、社会福祉事業団自立化事業についてお聞きをいたします。これは、さかのぼりまして平成16年度、生活福祉常任委員会と当時は言っておりましたが、その委員長は濱砂委員長でありました。河野哲也副委員長、そしてこの中にいらっしゃるのが、徳重委員、星原委員、外山良治委員、そして私。退職された方が2名ほどいらっしゃいます。この当時は安藤知事でありました。中原福祉保健部長でもありました。現在の高橋博部長は少子化対策監でありました。現東国原知事は、当時はどこにいたかわかりませんが、全くこのことはわからないというふうに思っています。そこで、福祉保健部長に、社会福祉事業団自立化事業の内容と今日までの進捗状況について、壇上からお聞きをいたしておきます。

次に、教育行政についてであります。

教育長に、人づくり、物づくりの観点から御質問をしておきます。今回、県立工業高校に行く機会がありました。県内7校の工業高校のうち、私は3校ほど訪ねてまいりました。また、宮崎工業高校で工業系の校長会があり、その会議の後に全員の校長先生からいろいろとお話を聞くことができました。そして、実習室にまず行ってみました。機械類は非常にぴかぴかに整

備されておりました。整理整頓あるいは管理も行き届いている感じでした。しかし、皆さんに今配っておる1枚の用紙がございませぬ。この用紙を見てください。これは学校の備品の一部をコピーしたものでありますが、備品の導入年代を見ますと、40年以上たっているものがあるんです。皆さん、年代をずっと追ってください。40年以上もたっている。私が見たところでは、きれいなんですけども、骨とう品みたいな、そういう感じさえ受けたんです。40年前といいますと、皆さん、自分の年をちょっと考えてみると、生まれていない方もいるかもしれませんね、議員の中には。知事でさえ恐らく中学生ぐらいかな。そうでしょう。そうしますと、知事の年代の方が扱った教材が連綿と今使われているんです。それも私はいいい面もあると思うんです。しかし、また後で自席のほうでやりますから、いいんですが、教育長、この備品の整備計画をどうしていくのか、お尋ねをいたしまして、後は自席のほうから質問させていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、細島港の大型岸壁整備についてであります。御質問にありましたとおり、直轄事業として要望しておりました大型岸壁が、現時点で、主な新規施設として国土交通省の来年度予算の概算要求に盛り込まれませんでした。私といたしましても、本県地域産業の発展のために必要不可欠な施設と考えておりましたので、非常に残念に思っております。このような中、かねてより誘致を進めておりました昭和シェルソナーの国富町進出が決定いたしまして、細島港につきましても、製品の輸出などの貨物量の増加が期待されるところであります。これを弾

みとしてさらなる利用促進を図るとともに、引き続き、日向市や産業界などと連携しながら、大型岸壁の早期着工を国に強く要望してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

社会福祉事業団自立化事業についてであります。この事業は、平成16年3月に策定された公社等改革指針を踏まえ、当時、年間10億円前後の県からの財政支援に依存していた社会福祉事業団の経営自立を目的として、17年度に創設した5カ年事業で、事業内容は大きく3つあります。まず、1つ目は、事業団みずからによる経営改善策として、職員数の削減や給与制度の見直し等を行うものであります。2つ目は、事業団の経営自立を支援する交付金として、運営費不足分、退職金引当金、施設修繕費等の経費に5カ年で合計40億円を交付するものであります。3つ目は、経営自立のためには、基本財産となる土地・建物が不可欠であることから、それらの譲渡を行うものであります。

次に、進捗状況ですが、まず、事業団において、職員数の削減や組織体制、給与制度の見直し等を行った結果、収入に占める人件費の比率が、平成16年度の73%から20年度には54%となるなど、大幅な経営改善がされております。また、県では、自立化交付金を平成17年度から21年度に毎年度8億円ずつ交付し、あわせて、平成18年4月には、県立社会福祉施設10施設を無償で譲渡し、経営自立を支援してきたところであります。これらを一体として実施してきたことにより、平成22年度以降、県からの財政支援に依存しない自立した経営が可能となりつつあるところであります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

専門高校における産業教育の教材としての備品についてであります。専門高校における産業教育につきましては、実際に産業用の設備に触れ、機器の仕組みや取り扱い方法を体験的に学ぶことが不可欠であります。このため、県教育委員会といたしましては、従来から、各専門高校の特性に応じた備品の整備に努めているところであります。これらの備品につきましては、その主なものの導入時期のピークが、1991年から2000年、すなわち平成3年から平成12年までの10年間となっております。大部分の備品につきましては、議員から先ほど御質問の中にもありましたように、教材として適切に使用できる状態にあると言えるものであります。導入から相当年数が経過しているものがあることも御指摘のとおりであります。このため、今議会におきまして、国の臨時交付金を活用した2億3,000万円相当の備品更新のための増額補正予算をお願いしているところであります。将来の宮崎の産業を担う人材の育成は必要でありますので、今後とも専門高校教育の充実に努めてまいりたいと存じます。以上です。〔降壇〕

○黒木覚市議員 細島港の大型岸壁につきましては、知事が今、答弁いただきましたが、ぜひ必要だということは知事のほうでもわかっているわけですから、今後とも引き続き、国のほうに要望していただきますようお願いをさせていただきます。

次に移ります。スマートインターチェンジについてでございますが、このことにつきましては、今あります有料の延岡道路、門川のほうの分でございますが、これが現在、門川町側から延岡に行くほうしか乗れないわけです。乗るよ

うにしかありません。私どもは、先般、門川町長、あるいは地元の米良県議と一緒に、西日本高速道路株式会社の延岡事務所を訪ねました。東九州自動車道が全線開通した場合には、門川から宮崎側に乗ることができないんです。現在のままでは乗ることができない。ですから、ここにスマートインターチェンジという形で門川から乗れるようにしてくれというのが要望であります。現在のままでいきますと、門川から日向のインターまで14キロあるんです。門川の人たちは日向に行って宮崎の方向に行かなければならなくなる。おりるときも日向でおいて門川に帰ると、そういう形になるわけでございます。ですから、門川周辺の方が非常に不便を感じるということで、今、地元でも協議会等を立ち上げようとしています。協議会を立ち上げることが第一だというふうに言われたものですから、それを準備はいたしておりますが、県のほうにもそういう声を恐らく上げると思います。できるだけ県のほうでも早くそういう取り組みをしてほしいというふうに思いますが、県土整備部長にこのことについて御答弁をお願いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） スマートインターチェンジの検討につきましては、西日本高速道路株式会社、国や県、また地元自治体との協議調整が必要となってまいります。県といたしましては、各方面の御意見、御要望も踏まえまして、関係機関と調整しながら、今後どのような対応が可能か、検討してまいりたいと存じます。

○黒木覚市議員 東九州自動車道は、門川―西都間が25年度というふうに予定をされております。民主党政権になりましたから、これがどうなるかちょっと不安ですけれども、予定として

は、私たちはできるというふうに思っております。スマートインターの全国の整備状況を聞いてみますと、西日本高速道路株式会社で聞いた話でございますが、全国で3,000億の資金が用意してあると。西日本では3分の1の1,000億。設置箇所も全国で200カ所、西日本で60カ所。整備期間が平成21年度から29年度というふうに伺っております。そういうふうに伺っておるわけですが、できるだけ早く地区協議会というものを、地元の人たちが協議会をつくっている協議、県とも国ともいろんな話し合いもあるでしょう。そういうものをつくってほしいということですから、これはつくるのが第一でありますけれども、知事、ぜひ、西日本高速道路のほうにも陳情方をよろしくお願いいたします。知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） ただいま議員より御要望をお伺いしましたので、担当部局に指示させていただきまして、関係機関との調整を図らせていただきたい。そしてまた、NEXCO西日本さんのほうにも要望してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 次に、環境森林部のほうにお聞きをいたします。森林環境税についてでございます。18年度から22年度まで5年間、今実施中ではありますが、先般、高千穂町のほうでも地域の皆さんとの意見交換会が始まったようでございます。県内8カ所というふうに聞いております。森林環境税を導入して4年目ですね、これまでの事業による成果、どういうふうに成果が上がってきておるのか。もう4年目ですから、成果と今後の取り組みについて、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税につきましては、県民共有の財産であります森林

を、県民みんなで守り育てることを目標といたしまして、県民参加と公益的機能の重視という2つの視点から、森林づくり事業を展開しているところでございます。

まず、県民参加の森林づくりでは、森林づくりへの県民の理解を促進するため、県民の提案や企業の参加による森林づくりのほか、ボランティア団体の育成や活動への支援を行いますとともに、子供たちが森林の役割を学ぶ森林環境教育に取り組んでいるところでございます。また、公益的機能を重視する森林づくりでは、水源地等の上流にあります長期間放置されました森林を対象に、広葉樹造林等の森林整備を行いますとともに、花粉の少ない苗木の生産や、公益保全上の重要な森林を市町村が公有林化する取り組みへ支援を行ったところでございます。

これらの取り組みによりまして、県民参加の森林づくり活動の拡大につながりますとともに、災害の防止など公益的機能の高い森林の整備が促進されたものと考えております。県といたしましては、今後とも、県民協働で支える森林づくりを推進しますとともに、公益的機能を重視した森林の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 ありがとうございます。もう一点、森林環境税を導入している他の県では、木材の利用促進や間伐材の搬出支援など、幅広く税を活用しているようであります。本県ではこれらの事業に活用する考えはないか、お聞きをします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税につきましては、本県では、ソフト、ハード事業の両面から、森林づくりに重点を置いた取り組みを実施しているところでございますが、これまでに、税事業の用途を検討いたします森林環

境税活用検討委員会での提言を踏まえながら、溪流の流木を撤去するなどの新たな分野も取り入れて実施しているところでございます。しかしながら、森林環境税の全国的な使途を見ますと、おっしゃいましたような、ソフト事業の木材の利用促進のための普及啓発や林業担い手育成などの事業、あるいはハード事業といたしまして、間伐材の搬出支援や作業路の開設などの使途も見られるところでございます。これらの新たな分野での事業展開につきましては、他県での取り組み事例も参考にいたしまして、森林環境税活用検討委員会や、現在、地域で開催しております県民との意見交換会での意見等を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 ありがとうございます。次は、先ほど壇上から申し上げました社会福祉事業団の自立化事業の件についてお伺いをいたします。総務部長、事務決裁規程という訓令等の規定を伺いたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 宮崎県事務決裁規程におきましては、行政組織の内部的な命令でございます訓令、あるいは法令等に基づく処分などを広く一般に知らせます告示あるいは公告のほか、要綱、要領などの規定を「訓令等」と定めているところでございます。

○黒木覚市議員 同じく総務部長に、補助金の予算の執行に当たり、要綱、要領の決裁権者はだれか、また、総務部への合議はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 補助金等の交付に関する要綱、要領の決裁につきましては、宮崎県事務決裁規程に基づきまして、次長が決裁権者と定められております。また、起案に当たりましては、文書取扱規程に基づきまして、関係

所属に合議をすることとされておりますが、補助金等の交付に関する要綱等につきましては、総務部の財政課に合議するよう、これは通知により定めているところでございます。

○黒木覚市議員 同じく総務部長、知事が編成した予算の内容にかかわる議会への説明は、その後の執行を前提とするべきであると考えているが、この点はいかがでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 大事なことでありますが、予算の編成権は知事にございますが、その予算案は、県議会において議決をいただくことによって成立をするものでございます。当然、議会への説明に当たりましては、政令に基づく歳入歳出予算の事項別明細書あるいは給与費明細書等の説明書のほかに、各部局の新規事業あるいは政策的な経費など主要な事業につきまして、具体的にどのような事業を実施するための予算であるかをわかりやすく示した資料を活用いたしまして、常任委員会において説明することとしておるところでございます。予算は、県の行政目的を具現化するためのものがございますので、事業の適切な執行を図るためにも、議会への十分な説明が必要であると考えております。

○黒木覚市議員 総務部長、もう一点、補助金の予算執行に係る要綱に対して、財政課は意見を申し上げるのでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 毎年度の予算執行につきましては、年度の初めに各部局に対しまして予算執行方針を示しまして、計画的かつ効率的な執行及び必要最小限の支出による節減合理化のほかに、事業の執行状況の確認などについて注意を喚起しているところでございます。また、それぞれの個々の予算執行に当たりましては、支出負担行為の決裁や補助金交付要綱の

制定等についての合議を通じまして、対象事業の内容の精査、さらには適期における適切な金額の執行であるか等チェックを行いまして、予算の適正な執行を確保しているところでございます。

○黒木覚市議員 ありがとうございます。これから福祉保健部長のほうにちょっと振りたいと思います。この社会福祉事業団、皆さん、頭の中で、どの施設かなとなかなかわからないんです。経営している施設を申し上げてください。

○福祉保健部長(高橋 博君) 現在、社会福祉事業団のほうで経営しております社会福祉施設は11施設ございまして、その内訳を申し上げますと、まず、知的障がい児施設が3カ所ございます。延岡市にありますひかり学園、都城市にあります高千穂学園、清武町にありますひまわり学園。それから、児童養護施設が1カ所ありまして、宮崎市にあります青島学園。それから、知的障がい者援護施設、国富町にあります向陽の里でございます。それから、救護施設、新富町にあります清風園。身体障がい者授産施設であります、宮崎市にあります向陽園。それから、特別養護養護老人ホームが2カ所ありまして、都城市に霧島荘、宮崎市にみやざき荘がございます。それから、軽費老人ホームが、宮崎市に青島荘がございます。最後に、養護老人ホームでありますけれども、都城市に東岳荘、これは平成20年に都城市のほうから譲渡を受けたものでございます。以上でございます。

○黒木覚市議員 今、11カ所になったわけですね。平成20年度末の自立化交付金によって事業団が積み立てた金額、また21年度末では幾らぐらい見込んでおるのか、お示してください。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成20年度末

は約9億7,000万円で、21年度末は約13億2,000万円の見込みであります。

○黒木覚市議員 私がどうしてこのことを今質問しているかといいますと、先ほど総務部長のほうから、私たちには、こういった重点施策の説明とか、委員会のほうで新規事業はすべて説明をいただいております。この中で、皆さんたちが今、交付金を積み立てているという部分がないんですよ。この中をちょっと読み上げてみますが、星原議員が質問している部分、「どこでも、退職者が出ると退職給与引当金みたいなものがあるんですが、この場合は、そういうことは、今まで補助金なり交付金で積んでいたというふうにとってもいいんですか」と。福祉保健課長が、「5年間で40億という想定をいたしておりますが、その1年分が8億円ということでございます。この40億円の中身につきましては、運営に要する経費として給与費等人件費に13億円想定しております。今、星原委員がおっしゃいました退職給与引当金に相当する金額を12億円程度想定しております。残りの15億円が、施設が10カ所に分散してございますが、建てかえまではいかないんですけれども、かなり老朽化が目立つところもございまして、5年間で修繕に要する経費でございます」と、私たちにはこの説明しかないんです。どこにも積立金とはないんです。だから、私は、後、調べてみました。どこで積み立てができるようになったのかと不思議でならなかったんです。そうしましたら、要綱が出てきました。これは課でつくった要綱です。先ほど私は総務部長にそれで言ったんです。課でつくった要綱です。私も皆さん方から要綱をいただきました。要綱の中に括弧書きで積み立て可と書いてあるんです。委員会は3月の15日です。4月の1日から

もう要綱でやっているんです。なぜ私たちにそういう大事なことも説明しないままに積み立てているのかが私は不思議でならなかった。ちょっと議会を軽視しているものですから、私はこれを取り上げたんです。余りにもひどいなと。先ほど言いましたように、ことしで13億余りになるんです。何にも私たちには知らせないんです。そのとき議会で40億というものが通っていけばそれでよかったのかと、私は心配するんです。これはもうちょっと伺っておきましょう。この交付金ですね、施設修繕費について、その大半が使われておらず積み立てに回っているが、どういう理由かということをお答えください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 事業団の施設は、向陽の里を初め、老朽化した施設が多く、また、自閉症等への対応など、利用者に適切なサービスを提供していくためには、大規模修繕等の実施が不可欠と考えております。しかしながら、この事業がスタートした時期に、平成18年の障害者自立支援法の制定・施行を初め、福祉を取り巻く法制度等が大きく変化をいたしました。こうした状況変化を踏まえ、施設整備や経営方針の再検討が必要となったことなどから、大規模な修繕工事の施工等を先送りせざるを得なくなり、積立金に積み立てたところがあります。今後の修繕に係る費用は約26億円程度と見込まれております。したがって、積立金は今後これらの支出に充当し、利用者のサービスの確保を図っていく必要があると考えております。

○黒木覚市議員 今後のことはいいんですよ。私たちに説明がなかったんです。そういうこともなかったんです。だから、私は議会軽視だと言っているんです。交付金を積み立てに回すこ

とについて議会に説明がなかった。議会軽視ととれると私は思っていますから、そのときなぜ説明できなかったのか、わかりましたら、部長、答えてください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 社会福祉事業団自立化事業につきましては、5年という短い期間でいかに完全自立化を達成するかという点に私どもの意識や説明の重点があったため、説明が不十分になってしまい、申しわけなく思っております。

○黒木覚市議員 我々議会に、申しわけなかったでこういうことが通っていけば、いつも議会を何とかごまかして予算を通過させて、後は自分たちが自由にいろいろできる。そういうことでは議会軽視だと本当に思うんです。やっぱり説明責任、こういう重点施策の中の新規事業のときにしっかりそういうことも言うておけば、我々も認識するんです。だれも積立金は知らないですよ。さっき言った委員会の名前の人たちもほとんどの人が知らないんです。あなたたちはその後説明を一回もしていない。私は全部議事録を見ました。見たけれども、どこにも出てこない。説明した書類も何もないんです。だから私は言うんです。途中で委員会で、積み立てにこれぐらいこうしておりますと、そういう説明も全くないんです。総務部と意思疎通ができているのか、これもわからない。総務部に聞いてみると、総務部はあなたたちが説明しているものと思っているんです。だから、私は今回こうやってお聞きしているんです。

自立化交付金の要綱、例えば、今、修繕費で積み立てをしておりますね。こういうものが、今の要綱を見ると、何にでもというか、ほかのものに流用ができるんです。私はそういうふうに見ています。その辺は部長はどう思っていま

すか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 交付要綱では、交付金の対象となる経費は、経営自立のための積み立てに要する経費を含めた事業団の運営に要する経費と定めております。また、交付金の具体的な用途につきましては、毎年度、事業計画策定及び実績報告の都度、真に自立化に必要な経費であるかという観点でチェックを行うなど、交付金の適正な執行を図ってきたところでございます。

○黒木覚市議員 今の答弁では答えにならないんですよ。流用ができるんじゃないかと。私は要綱をもらって見たんです。これでは流用できるんです。これは縛りも何もないじゃないかと。だからほかに流用はできますねと。例えば積立金、修繕費で積み立てたけれども、人件費とか退職金とか、そういうものに流用できる要綱じゃないですかと指摘しているんです。

○福祉保健部長（高橋 博君） 積立金の積み立てにつきましても、適正かどうか十分にチェックを行ってきているところでございます。

○黒木覚市議員 ちょっと答弁になりませんが、よう答えられんと思います。わかりました。これは要綱では流用できるんです。だから私は今指摘しているんです。これをどうやって今から縛っていくかをやらないといけない、そう言っているんです。これは委員会でも後やる場所があるでしょうから、そちらのほうでやっていただきたいというふうに思います。

もう一点、これから先のことを聞いておかんといかんですね。多額の税金が積み立てられているわけです。22年度以降、県がどういうふうに管理監督できるんですか、その辺をお答えください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 自立化交付金から積み立てられた施設修繕費等積立金につきましては、この事業終了後の22年度以降におきましても、確実に施設修繕費等に充当されるべきことは当然のことでございます。このために事業団に対して、その執行に関する確約書を提出させるとともに、毎年度、執行計画の事前協議や実績の報告を行わせるなど、県として責任を持って執行管理を行ってまいりたいと思います。

○黒木覚市議員 なかなか納得のいく答弁ではございませんけど、委員会のほうでまたこれもですね。

あと、自立化交付金を計画した当時の部長、先ほど申し上げましたね、私たちに3月議会で説明をいただいた方です。この方が4月1日から事業団の理事長に行っておる。使う側に行っておる。私たちは、何かと、あれだけ審議したものが、いつの間にか、半月もたたんうちに使う側に行っているんです。これはやっぱり理由があるだろうと思うんです。もし、部長で答えることができましたら、お答えください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 事業団から理事長適任者の派遣要請があり、必要性を検討の上、事業団の経営改善の遂行を期して人選されたものと思います。

○黒木覚市議員 同じく知事に、知事は当事者じゃないから、答えにくいかもしれんけれども、このことについてはどういうふうに思いますか。

○知事（東国原英夫君） 部長が申し上げましたとおり、事業団からの要請を踏まえた上で、事業団の経営改善を遂行するために最も適した人材を派遣したものと思っております。

○黒木覚市議員 大変答えにくいですよ。わ

かりました。またやりましょう。

事業団が本当に自立化するというのであれば、今年で終わるわけですが、県の職員が、派遣している方が3名、OBが3名。今6名いるわけです。県から職員が派遣されると向こうでの給与が高いわけです。もう5年間もこの事業をやっているわけですから、職員も育ててきているはずですよ。そこで育った職員を本部のほうでも使うべきだと。今、本部のほうにそういうふうに行っているわけですから、自立化したらある程度任せると、そういう方向に行っていきたいと思うんですが、福祉保健部長、今後どうでしょうか、その辺は。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県職員の派遣につきましては、事業団からの要請に基づき行われてきたところであります。派遣状況につきましては、自立化事業実施前の平成16年度までは、現役職員が10名程度派遣されておりましたが、自立化事業がスタートした17年度以降、年々派遣者数が少なくなってきており、平成21年度には、現職3名、県OB職員3名の計6名となっております。今後も、事業団からの要請があった場合は、その必要性等を十分検討した上で対応していくこととなります。

○黒木覚市議員 こればかりやると時間がなくなります。後はまた、委員会、決算がこれから控えるわけですから、その中でいろいろ議論をしていただきたいというふうに思います。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。教育委員長には、どんなところに視察に行かれたのか、また、工業系の高校に行き施設設備の実態を把握しているのか、お尋ねをします。

○教育委員長（大重都志春君） 教育委員会の委員の視察につきましては、学校現場の現状や

課題について理解を深めるため、毎年度2回、7つの教育事務所のうち、2つの教育事務所管内の小中学校、また県立学校、市町村教育委員会等の視察を実施しているところではありますが、お尋ねにありました工業系の高校の視察につきましては、最近実施していない状況にあります。教育委員会委員は非常勤でありまして、また、他の職業を持っておられる方がほとんどであるため、視察先や視察回数には限界がありますが、できるだけ早い機会に、工業系も含めた専門高校の視察を実施したいと考えております。以上です。

○黒木覚市議員 今お答えをいただきましたけれども、確かにそれぞれ職業は持っておられると思うんです。忙しい中だろうとは思いますが、ぜひ現場を見てほしいなど。私も今回、工業系の3つの学校を回ってみましたけれども、どの学校も、先生たちは何も言わないんです。要求しているけれども、予算がないと言われてそれです。先生たちも、そういうことでは子供に申しわけないと思いがらも、やっぱり現実はそのとおりです。お金がないといえばそれで終わってしまうんです。ことは幸いにして補正予算を2億3,000万ぐらいつけていただきましたので、できるだけ幅広くそういうものに対応してください。

工作機械を見ますと、20数年前に買っている。横にパソコンが置いてあるんです。一緒に買ったと。子供たちに聞くと、パソコンは使わない、使えないと言います。今のパソコンと合わない。動くのも遅くて合わない。そういうふうには、子供たちは、パソコンはあるけれども使えない、使わない。そういう状況もあるんです。皆さんに配っている一番上の汎用旋盤ですね。これは工業高校に行きますと、広い部屋

にこっちに10台、こっちに10台置いてあります。そうしますと、40年前のは全然使わないんです。置いてあるだけです。いつも磨いておくだけ。骨とう品ですよ。磨いておくんです。そして、20年前に買った旋盤をみんなで使うと。使えないんですよ。それではほかの学校はどうかといいますと、宮崎工業と都城工業しか新しいほうの20年前のはないんです。23台の分は。あとの3台はほかのところにありますけれども、ほかの5校は、新しい旋盤がありませんから、今、全国で旋盤の技術大会があるんだそうですが、これにも行けない。校長先生は嘆いていましたよ。出したいけれども、旋盤が古くて通用しないんです。そういうことをやっているんです。だから、そういう面では非常に問題になります。

時間が余りありませんが、もう一点、教育長、今、どれぐらいの予算が毎年ついているんですか。

○教育長（渡辺義人君） 平成17年度以降本年度まで、5カ年間の当初予算額の平均として申し上げますと、産業教育設備費として4,420万円となっております。以上です。

○黒木覚市議員 最後に知事に。校長先生たちとお話ししますと、子供たちを宮崎県は一生懸命育てると。ほとんどの子供たち、8割が都会に行ってしまう。宮崎県が金を出すことも必要だけれども、全部都会に行くために育てるのに、もっと国からもらえませんかと言われたんです。それは当然だなと。それこそ、宮崎県で人材を育てるけれども、宮崎県に残る人間はほんの1割か2割ですね、そういう子供たちは。みんなが都会に行く。だから、知事に、国からこういう施設整備の予算をもっと取ってくれませんか。先生たちは何にも言えないと。やっ

ぱり知事や教育長は怖いんですよ。言えないんです。だから、私はきょうあえてこの問題を出したんですけれども、知事、何かの機会に、国にこういう施設整備をやるように、そういう費用を取れるように、ぜひお願いをして私の質問を終わりますが、知事の答弁をお願いします。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のように、恐らく交付税交付金の議論になるかと思えますけれども、そういったものの増額確保も要望していかなければいけない。あるいは基準財政需要額と収入額の算入の仕方、その率の割合ですね。あるいは新政権が打ち出されている一括交付金、こういったものがどういう交付金なのか、それは自主財源となり得るものなのか、配分率はどうなるのか、そういった問題も含めて、国に強く需要としての要望を行っていかねばならないと思っております。

○黒木覚市議員 以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○井本英雄副議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） 久しぶりに壇上に立ちまして、緊張をほぐしながら一般質問を進めてまいりたいと思います。今ちょうど歯の治療を始めておりまして、聞きにくいかわかりませんが、お許しをいただきたいと思っております。

本年4—6月期のGDPは、前年比0.6%の増と、久々のプラス成長となったとの発表が先日なされました。政府も事実上の景気の底打ち宣言をいたしました。しかしながら、九州・沖縄の主要企業における景況感調査などを見ますと、依然として景気の底打ちを実感できていないとする企業が大方であります。企業集積が小規模で、かつ出先機関等がその多くを占める本県としては、案に違わず、回復の兆しを見るに

はさらに時間を要すものと、国に対しても今後これらへの効果ある対策の継続や拡充を求めていかねばとの決意、そして、その先にある本県経済の回復への期待に思いをいたしていた矢先の今回の政権交代でありまして、心に残るものにも小さからぬものがあるところでもありません。

ところで、知事は、今回の総選挙に際し、「地方分権、税財源移譲、協議の場の法制化、これをマニフェストに盛り込むことが、自分がその政党を支持することの不可欠の条件である」との発言をされ、同時に、「今の政治システムを変えなくては地方の再生はあり得ない」との発言をなされました。申すまでもなく、地方分権は時の流れであり、私もみじんだにこれを否定するものではありません。しかしながら、その流れの中で、国対地方は、あるいは地方間における都市対宮崎は、今後どのように論を闘わせていったとき、果たして何を得て何を失うことになるのか。とりわけ私には税財源移譲に係る不安が大きいのであります。

それは、これこそが地方の活路への改革と、全国知事会のリードのもと、懸命に取り組んだ交付税改革や三位一体改革でありました。しかしながら、その果ては、都市部との格差は一層広がり、地方は、耐え切れぬほどの痛みを余儀なくされるところへとたどられたのであります。知事が求めておられる協議の場で、国と地方とは何を協議することとなるのか。分権に際し、知事が求めようとしている具体的内容とあわせ、お伺いをいたします。

さらに、知事は、税財源配分については、国と地方とを5対5とすべきとも申されております。しかし、これが実現し、特会直入の共有税とされたとき、果たして本県に有利となる見通

しはあるのか。先述しましたように、私はこの点に大きな不安を持つのでありますが、その自信の根拠をお聞かせください。

あわせて、分権についてであります。本県には、合併を行わず自立を選択した小規模の自治体を初め、小規模自治体は少なくありません。小規模自治体の分権の受け皿的視点も含め、地方分権に関し、お尋ねをいたします。

以上で壇上の質問を終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

国と地方の協議の場についてであります。国と地方の協議の場は、政府側で政策決定ができる責任ある立場の方と地方六団体の代表とが対等の立場で協議し、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映させることを目的とする場だと考えております。したがって、この協議の場では、全国知事会が求めている地方分権や税財源移譲のあり方等の、国と地方の関係に関する基本的な事項を協議すべきと考えております。さらに、国が地方の意見を真摯に受けとめ、その場で合意されたものは、政策の決定・実施にしっかり反映されていく仕組みにさせていただく必要があると考えております。

続きまして、地方分権における権限移譲等についてであります。国から地方への権限や事務の移譲については、まずは、地方分権改革推進委員会が勧告で示している約4,000項目の義務づけ・枠づけの見直しや、国の出先機関の廃止・統合による二重行政の排除と、それに伴う事務移譲を着実に実施していただくことだと考えております。具体的には、義務づけ・枠づけの見直しでは、保育所の最低面積基準の廃止または条例への委任、都道府県道の路線の認定等に係

る国土交通大臣への協議の廃止、事務移譲では、直轄国道、河川の地方移管などであります。なお、権限や事務の移譲を受けるためには、それに要する税財源の手当てが不可欠でありますので、全国知事会として主張しており、国と地方の税源配分を現在の6対4から5対5にすることや、地方交付税の復元・増額、地方消費税の充実等による税財源のパイそのものを大きくすることなどが必要だと考えております。

続きまして、地方分権改革においては、国と地方の役割分担を明確にした上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うとともに、地方の自主的な行政運営を支える税財源の確保・充実を図ることが不可欠であります。このため、国と地方の税源配分5対5を目指すことなどによる地方税財源の充実を図ることが必要ですが、その際には、偏在性が小さく、安定性を備えた地方税体系の構築を行うべきであると考えております。なお、偏在性の小さい地方税体系の構築を進めたとしても、宮崎のような地方と大都市との財政力格差を解消することは困難だと思っておりますので、引き続き、現在の地方交付税制度のような財政調整システムが必要だと考えております。また、その財政調整における具体的な配分方法が、本県のように財政基盤が脆弱な県にとって不利なものにならないよう、調整システムの制度設計において適切な措置を講じることを強く主張していく必要があると考えております。

続きまして、市町村への権限移譲等についてであります。私は、地方分権の本質は、地方がみずからの意思と力で、それぞれの特性に応じた地域づくりを進めることにあり、住民に身近な行政サービスは、住民の手の届くところで意

思決定できるようにすべきと考えております。ちなみに、これは地方自治法にも確保されております。そのためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村にできるだけ権限を移譲し、あわせて、その権限を適切に担っていくために必要となる税財源の移譲も行わなければならないと考えております。一方、小規模市町村の中には、組織や職員配置などの事務処理体制や財政基盤の拡充が難しいところもあると思っておりますが、そういう場合には、広域連携や定住自立圏構想による市町村間相互の機能補完、都道府県による垂直補完など、さまざまな選択ができるようにしておくことも必要だと考えております。以上です。〔降壇〕

○坂口博美議員 税財源の配分5対5ということですね。そうなりますと、例えば平成19年度の決算で税収状況を見てみますと、まず、国税収の総額が52兆7,000億円、地方税収総額が40兆3,000億円、端数処理がありますから合いませんけれども、トータルで92兆9,000億円です。これを5対5と言われるわけですから、46兆5,000億ずつということになるろうかと思えます。ですから、現在の地方の不足分6兆2,000億円を国から地方へ移譲してもらおうということになるろうと思うんですが、じゃ、その6兆2,000億円をどこから持ってくるかという話になる。現在、この財政の中で、国から地方へ支出されている分となると、同じく19年度決算で、まず、地方譲与税、特例交付税、交付税、こういった交付金のたぐいがトータルで16兆2,000億円、国庫支出金が10兆3,000億円、合計26兆5,000億です。ここから6兆2,000億を持ってきて、それを地方共有の特会に入れたときに、この26兆5,000億円というお金こそ、まさに最終的には、段階補正だ、あるいは補助率のかさ上げだということで、調

調整機能を働かせるところに投入されるお金なわけです。これを外して共有としたときに、知事は今、調整機能が必要だと言われた。必要ということはおわかっているんです。ただ、全国、例えば都道府県だけにしても47、この中で、今以上有利に宮崎に分配を勝ち取ることができるのかということでもあります。

ちなみに、平成19年の、これは決算ではなくて基準額ベースですけれども、地方税に限ってどれぐらい税金を納めてどれぐらい使ったかというのを見ても、全国平均1人当たり地方税収入額というのは13万7,000円です。宮崎県は8万5,000円です。それから、歳出を見ても、全国平均33万9,000円、宮崎県45万1,000円。ですから、全国平均の方の6割ぐらいの地方税を納めて、1.3倍ぐらいの地方行政サービスに宮崎県はあずかっているというんです。これを外して、これ以上のものあるいはこれと同等でもいいですよ、本当にそういったものが可能なのか、ここを知事はどう考えておられるのか、再度伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 地方分権の中で、現代税制の中で基幹税とされています消費税と所得税、こういったものの国と地方の配分が制度設計に生かされなきゃいけないと、基本的にはそう思っています。税財源を5対5にした場合に、人口あるいは地方税等が少ないところには当然しわ寄せが来ると理解しております。そういったところは、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、交付税を地方共有税として特会に入れて、その基準財政需要額や収入額の算入率等を調整していく必要があるかと思えます。それは都市部と地方の格差を是正するという意味です。そしてまた、地方消費税も増税を視野に入れていかなきゃいけないと思えます

が、そういった場合にも、地方に配分される地方消費税の部分、そういった率も考えていかなきゃいけない。詳しい制度設計はこれからだというふうな理解をしております。

○坂口博美議員 これからなんですね。今のは理想なんです。じゃ、先ほど言った6兆2,000億を仮に地方に回した場合に、まずは、その財源不足の穴埋めがどうやられるのか。今度は歳出レベルで見ても、国と地方の歳出、2対3に逆転したというものですけれども、19年度決算で国の歳出分が61兆4,000億です。地方が87兆9,000億。149兆2,000億——端数を四捨五入して合いませんが、ここで56兆3,000億もの財源不足が出ている。地方が約10兆円の起債発行です。国が30兆円の起債発行。ぎりぎりを越しているわけです。どこからそこに持ってこれるかということでもあります。

そしてまた、協議の場というのは、まず、国と地方の基本的なことについて仕分けをする場になるだろうという答弁でもありました。税というのは国の基本であります。法定外の目的税を除いては。だから、税については、これは国の専権ですよということを、しっかりとそこで確認させられることになろうかと思っております。新たな税の創設というのは地方には無理なわけですね。

そこで、今言われた国税なんですけれども、例えば、知事が言われるように国税の五税を見ても、今、法人税は、地方の取り分が34%、所得税、酒税が32%、たばこ税が25%、消費税、これはややこしいんですけれども、5%かかった中の1%は属地税です。返してくれる。残りの4%の中の29.5%、これが交付税へ投入される財源です。これは全国で分け合っていて、ここには先ほど言ったように調整機能がか

かったものとして分配されるわけです。これを見ても、消費税5%の中の2.8%は既に地方が取っているわけです。ですから、五税の中では軒並み3割前後を取っている。しかもこの五税の法人税、所得税、酒税というのは、昭和29年に交付税制度が始まったときには、法人税が19.874%、酒税、所得税が20%から始まって、抜本的な税制改革をやるたびに地方にしわ寄せが来た。最後には恒久減税をやった。しわ寄せが来た。これを補てんするためにかさ上げされてきて現在の率になっているんです。ですから、国ももう限界なんですね。そして、よほどのことがない限りこの数字はいじることはないと思うんです。国の専権ですよ、申し上げましたように。あとは地方が陳情していくに限る。じゃ、消費税と言われるけど、民主党は4年間凍結と言っているんです。僕は、この財源を求めるところはどこにもないと思っておりません。

そんな中で、こういった交付税を復元して、しかも増額を求めていくと言われるわけですが、どこにそのような財源があるのか。その見通しを教えてください。なぜかという、知事は、まず、これしか地方の再生はないと言いつけられたんです。それと同時に、知事の立場というのは、あの国政転身の騒動の後で、私は宮崎のために全身全霊を込めてやるんだ、わき目も振らないでと言われたから、宮崎の知事としての発言と受けとめて私は聞いているんです。断定づけられたところのその自信のほどを伺っているんです。再度お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 宮崎のためと確かに申し上げました。それは宮崎だけではなく、税財源、財政基盤が脆弱な地方ということを総括的に申し上げて、その代表である宮崎のために

と、もちろんふるさとである宮崎のためということと、もちろんふるさとである宮崎のためということと、御理解いただきたいと思っております。

財源不足、御指摘の問題ですが、私としては、偏在性の少ない消費税に一番着目をしなければいけないと考えております。この消費税を新政権は4年間凍結ということとありますが、これは将来にわたってやはり議論をしていかなきゃいけないと思っております。新政権は、国と地方の二重行政をやめる、地方分権をする、あるいは国の特会等の会計を一般会計に入れて総合的に見直すというようなことで、無駄の徹底的な廃止ということをやっておりますので、これは2～3年、数年はこれに期待できるかと、財源不足の件とありますが、これは期待できるのではないかと、思います。その後は、やはり何らかの税というものの増税というものは当然視野に入ってくるものだと考えております。議員御指摘の地方消費税、これまでかさ上げがありましたが、消費税のパイが大きくなる時に、地方と国の協議の場において十分な制度設計、つまり、地方を重視した、地方に軸足を置いた、新政権は「地方主権」と言っておられますので、地方の再生は国の再生と言っておられますので、そういったものは十分配慮されるのではないかと考えております。その辺は地方からの、特に税財源が弱体化している地方からの声を大にしていかなきゃいけないと考えております。

○坂口博美議員 それはわかっているんですよ。それがかなえば楽な話で、その見通しはなかなか大変ということと、消費税を上げたって、属分地分でしょう、今のは。半分が交付税。交付税の今後の見直しの中で、基礎的自治体を20万～30万と言っているわけですから、段階

補正は下がることはあっても上がることはない。そういったときに、消費税で果たしてその分をカバーできるかということです。どうせ税に目をつけるなら、例えば揮発油税です。これは蔵出し税でしょう。全国で4カ所ぐらいしか課税される所はないです。これはプールされる。宮崎県は、東京の1世帯当たりの乗用車所有台数の3倍です。1台当たりの年間走行距離も3倍です。こういったところをやっぱり属地にすべきだ。こういうことを主張していくべきだ。これなら、現行の税制の中で、地方の利にかなった議論をやっていけばかなうことです。だから、もうちょっと現実なところに目を向けてほしい。これは切りがないし、時間が限られているから、ここで要望、提言にしておきます。

そこで、副知事にちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほど申しました三位一体改革です。交付税改革と一緒に三位一体改革。未来があるんだということで、我々は一生懸命その動きをやってきたわけです。確かに、総務省がやってくれたことというのは、まず、基準財政収入額の算定時における県税収入、それまでは80%が算入率だったですね。それを75%に下げた。だから、5%へそくれるお金がふえたわけです。我々は確かに喜んだんですよ、あしたがあるということで。ところが、この作業が終わった平成18年、19年かな、全国の首長はみんな怒ったんですよ。何だ、この改革はと。大変な痛みが来たじゃないかということで。みんな怒ったから気がつかなかった、宮崎は特に痛いということ。

それはどういうことかといいますと、5%へそくりを取ってもいいですよ、基準財政需要額と収入額は責任持ちますよとやられたけど、需

要額算定をどんと下げてしまったわけです。あのとき、交付税だけでも実質2兆8,000億減らされて、5兆1,000億だまされたなんていうのがばんばん飛び交ったんですけど、実質2兆8,000億の交付税の削減。どうなったかという、財政の収入額と需要額との間が幅が狭くなったんですね。先ほど言いましたように、税収の5%をへそくらすわけですから、宮崎は当時で1,000億あるかないか、50億へそくれたわけです。愛知県なんて1兆円からの税収ですよ、県税。500億へそくれたわけです。そこにぼんと来たら、弾力性のある金は宮崎は50億しか持たない。都会は500億も600億も持つ。だから、地方に痛みが来たわけですね。

副知事は、そのときは宮崎にもうお見えになっていたのかな。自分の出身母体を中心になってやっていった作業ですから、一番わかりだと思えるんですけども、今回、今、知事が言われているような税財源の移譲、特会をつくって、地方の固有の税としてまずそこに入れるんだ、そして分配をやるんだという作業をやったときに、この交付税改革は、三位一体改革と同じようなところに行き着く可能性が大じゃないか。これを否定するんじゃないんですよ。こういったものを、逆に知事の思惑のように、財政基盤の弱いところにより有利な配分ルールをなんていったときに、これはつくれますか。平均で13万7,000円納めて33万9,000円と先ほど言ったんですけど、東京都なんていうのは33万納めて45万2,000円、宮崎より1,000円恩恵にあずかっているだけ。税は4倍納めているんです。そういうところが、どうぞ宮崎さん、苦しいから持っていけなんていったら、知事は即座にリコールですよ。そんな難しい作業を知事はやれるんですか。見通しあるんですか。今

からこんなのを取り込みたいというのが、今、知事が発言されるべき立場だと僕は思うんです。これしかない、県民はみんな、これが実現すれば宮崎はよくなると勘違いしますよ。まず、今の僕の心配事に対して何かいい方策があれば、副知事、教えていただきたいと思いません。

○副知事（河野俊嗣君） いろいろ御指摘をいただいたところでございますが、三位一体の改革というものが、当時、地方交付税に関して、モラルハザードの問題、無駄遣いの問題、大変厳しい批判にさらされて、国の財政改革、公共投資、社会保障とあわせて、地方財政というのが非常に目をつけられていた。そういう厳しい状況の中であって、交付税改革のみならず、補助金、税の移譲の問題、三方一両損のような形で何とかうまく進めていこうというのが、あの改革であったということでもあります。

ただ、その難しさというものは、当時も消費税の増税というのが封印されておりましたので、税財源のパイが大きくなる中での議論であった。その中での国、地方の取り合いであったということが非常に厳しくびきであったと考えております。今、質問議員御指摘のように、これからの議論というものを、今、政権与党におきまして、消費税の増税というものが4年間は凍結をされているという中で、全体のパイはふやすことができない中で同じ手法をやりますと、また非常に難しい状況になるというのは見てとれる中であります。

ただ、その中で、地域主権をうたう政権でありますので、地域への権限・財源の移譲というものを進めていくという大きな流れの中で、いかに地方が今から訴えていくかということでもあります。具体的な制度設計はこれからでありま

すが、三位一体改革のそういう反省も踏まえながら、地方への財源・権限の移譲というものを、地方六団体が心を一つにして取り組むこと、これが重要であると考えております。

○坂口博美議員 言われることを心配しているからなんですね。パイを大きくした、あるいは節約していった、地方へも配慮しようとしたって、ないそでは振れないんです。21年なんて赤字国債だけで27兆ぐらい出しているでしょう。新政権はいろんなことを約束したでしょう。節約したお金でも足りないですよ。増税をやるといったら、その前に徹底して予算をスリム化して行って、体制をスリム化して行って、国民の理解を得られるところについて、初めて増税ですよ。でも、それは起債圧縮にまず優先されるような世論になっていくと思うんです。今言われたように、地方を交付金で甘やかしていくと、幾ら使っても節約という感覚がないから、少し厳しくやって地方を自立させよう、これが三位一体であって、地方分権なんです。自分のことは自分でやれよというところに持っていこうと。それなんですよ。だからこの流れを心配しているのであって。

知事が今言われたことはわかるんですよ。でも、それはオールジャパンの立場です。オールジャパンの見解としては正しいんです。その流れしかないんです。でも、さっき申し上げましたように、知事は、オールジャパンの旗手ではなくて、宮崎の知事だということをぜひ再認識していただきたいと思うんです。最近、知事はどうも、余りにも言動が軽率だ、軽過ぎるという批判が結構出てきている。そんなのをよく耳にするんです。今言われたように、宮崎の知事の立場としてやっているのか、それとも全国区かなと、わからない、判断に迷うような発言と

か判断をされることも、今の税財源移譲、これこそ地方の再生と言われた発言もそうなんですけど、そこをぜひ再認識していただきたいというのと、私は、知事のアピール力はすごく高く評価しているし、これはどなたにもできないと思っているんです。ですから、ぜひとも、まずは、職員の皆さん、議会、市町村、県民の皆さんと一体となって、これから向かうところはかなり厳しいですよ、どこにたどり着くかわからない今後のこういった改革の流れです。だから、やっぱり一丸になっていただきたい。そのためには、申し上げますけれども、オールジャパンの旗手の東国原ではなくて、宮崎県の知事たる東国原という認識をいま一つ強く持っていたいただきたいということを要望しまして、時間が随分不足しましたので、次に県土整備部長にお伺いをしたいと思います。

県では、平成18年から、一般競争入札の中で総合評価方式による入札を実施してきております。ことしの8月までに全部で807件、請負総額にして414億円余りの総合評価方式による契約をしております。その中の350件ほどが逆転契約、いわゆる、制限価格の範囲内で一番安い人を総合評価であるがゆえに逆転して、高いけれども契約に結びついたというのが350件ありました。どれだけ逆転した金額があるかを見たとき、約8,000万ぐらいあるんです。これはこれで置いておきまして、頭に入れていただいて、そういった総合評価方式の中で際立ったのを調べたんですけれども、これは農政水産部発注です。岩戸坂トンネルというのが去年発注されました。予定価格が20億8,000万、落札が17億6,000万です。この技術提案書を私なりに、素人なりに見たんですけれども、設計に入っていない金というのが直工だけで6,000~7,000万あるんで

す。直工だけです。これは設計で計上されていないんです。落札率は84.数%、85%に近いところだったんです。

これからが問題なんですけれども、県の入札方式というのは予定価格上限拘束式です。まず予定価格をつくって、それから入札に付す。その予定価格をもとに最低制限価格を率計算で決めていく。その中でこういったことになったわけです。これは法的に問題はないのかということが1つ。それから、総合評価方式も始めて3年になるんですか、これらを今まで試行してきたときに、検証結果、課題はどういうものが見えてきているのか。もともとこの総合評価方式を導入された目的は何だったのか。この3つについてお伺いをいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 総合評価落札方式は、工事の品質確保を図る観点から、価格と、技術力など価格以外の要素を総合的に評価しまして、落札者を決定する方式であります。地域の建設業者の役割を適切に評価するとともに、技術力向上の意欲を高め、地元の建設業者の育成につながるものと考えております。

昨年度までの試行結果の検証におきましては、工事の成績評価点や発注事務所管内企業の受注率に関しまして、総合評価落札方式による入札工事のほうが、価格のみの一般競争入札による工事と比較しまして、高い数字となっております。また、過度な技術提案、いわゆるオーバースペックへの対応、あるいは試行件数の拡大に伴いまして、発注者、応札者双方の事務量の増大、こういった課題も見られたところであります。総合評価落札方式につきましては、今後とも、試行結果を検証しますとともに、幅広く意見を伺いながら、必要な見直しを行い、よりよい制度の構築に努めてまいりたいと考えて

おります。

○坂口博美議員 答弁が漏れていたと思うんですよ、法的判断というのが。それは後でいいんですけれど、総合評価方式、おっしゃったとおりなんです。点数も高いということです。それならめでたしめでたしなんですけれども、例えば、どの現場と言いませんけれども、最高点の完成検査をしたのが1年以内で被災する未満災というのでも出ておりますし、また、工事途中ですけれども、既に沈下とかで目地が、3センチ目地でしょうか、それが6センチも7センチも開いて、カルバートが傾いているんですね。こんなところも出てきている。高い点数で、未満災とか、工事途中で不都合が起こってもいいのか。あくまでも工事の点数というのは、その点数そのものは、率直にいいもの、悪いものと判断できるものではないと思うんです。一つ目の目安というとおかしいんですけれども、絶対的なものではない。品質までわかるものではないということです。使って何ぼ、何年先に何ぼのもんです。だから、品質だけでは説得材料にならないけれども、総合評価方式に一生懸命取り組んでおられるから、それはそれでよしとして、でも3年の試行なんですね。まだ出口が見えないトンネルです。ふらふらふらふらやって。だから、これについてははじめをびしっとつけないと、さっき言いましたように、業者は、県が評価対象を変えれば変えるごとに投資が要るんです。人を入れたり、物を入れたり、そのための研修を受けたり、コストがかかっているんです。落札する金額は一緒なんです。目標を変えられたらまたコストが要るということで、業者はたまったものじゃないです。だから、倒産につながっている。こここのところも十分検証していただきたいということです。

そして、もう一つ、今の答弁漏れと一緒になんですけど、我々が物を買うとしたら、同じ品質なら一番安い人がいいわけですね。65点以上あればいいわけですから。でも、最低制限価格をかけているわけです。1円でも違ったら失格にさせられているんです。この最低制限価格をなぜかけるのかということについて、その法的な根拠とか、どういうもので最低制限価格は決まるんだという計算のあり方について、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長 (山田康夫君) 最低制限価格についてでございますけれども、最低制限価格とは、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき」に設けることができるかとされているものでございます。その法的根拠につきましては、地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の第2項の規定に基づいておるところでございます。

○坂口博美議員 時間がないから先を急ぎますけれども、結論は、法的な根拠があって、1円違っても失格になっちゃうぐらい制限力の強い数字だということです。だから、びしっとしたものが積み上げられなきゃならないけれども、再入札があったり、予定者が変更になったり。これは、予定価格が違ってたんじゃないのという業者からの指摘でわかった部分です。わからないままにやっている可能性を十分まだ含んでいるということです。これは時間がかかるからこれでよします。

もう一つは、建設業法の19条の3、ここでは、原価割れの契約をやってはならないというのがあります。ここでいう「原価」とは一体何なんですか。

○県土整備部長 (山田康夫君) 建設業法第19

条の3は、不当に低い請負代金の禁止を規定したものでございますけれども、この中で「原価」という言葉が出てきております。「通常必要と認められる原価」、これにつきましては、解説によりますと、工事の施工場所の地域性、工事の具体的内容等を総合的に勘案して、通常、当該建設工事に必要と認められる価格を指しております。

○坂口博美議員 わかっているんですよ。ただ、法がこれはだめだと言っているんだから、どういうことで求めた数字がこれですとというのがないと、今、原価を出しておられないということになるんですよ、県は。ということは建設業法に違反してもわからない。建設業法ですから、官と民の取引を当然対象にしています。民と民の取引も対象にしている。県は下請を認めて下請届を金額まで入れて出させていますね。その金額が原価を割っていたときは建設業法違反になるんです。一方では、総合評価で社会性を評価しておられる。そんな業者の中に仮にプラスをくれて落札したとする。下請をたたいて原価割れ契約をやっていたのを見抜かないで、県は、コンプライアンスの徹底だ、徹底だと、業者には絞るだけ絞り上げて、県がやっていることは余りにいい加減じゃないですか。原価と最低制限価格、これをまず聞きたいのと、仮に県の最低制限価格が原価より低かった場合は、建設業法違反だから、上げなきゃだめなわけですね。だから、建設業法でいう原価というのは、ここはしっかりした根拠を持った算出の仕方を県土整備部長は説明しないと、これはちょっと問題だと思うんですけども、再度お伺いをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 建設業法でいう「通常必要と認められる原価」というのと最

低制限価格との関係と申しますか、まず、そこを整理しないといかんのかなと思っております。これにつきましては、似ているという感じもいたしますけれども、建設業法でいっております原価、いわゆる原価割れ契約の禁止につきましては、その前提条件と申しますか、「自己の取引上の地位を不当に利用した場合」というのがございます。優越的な地位にある者が、指し値発注とかそういった形で経済的に不当に圧迫するような取引をいうということでございまして、例えば、競争入札方式によって応札する請負人が、自己の企業努力によって、通常の前原価よりも安い価格でその企業が施工できると判断した場合は、この19条で言っております禁止の場合には当たらない、該当しないということでございます。

それから、最低制限価格につきましては、地方自治法に基づきまして、先ほど申し上げましたが、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときに設けることができるものであるということでございます。そして、これは、それぞれの自治体でそれぞれの基準で定めるということになっております。こういったことで、以上のように、法律上の取り扱いに違いがあるのではないかと申すように考えているところでございます。

○坂口博美議員 違いはあるんですね。優位な立場というのは、元請は優位なんです。元請さんはいろんなところから見積もりをとるわけなんです。これで来ているよということ。だから、そこに原価割れをやむなくしなきゃならないという実態がある。どうしてもそこで原価割れ、原価というものを県は判断すべきだと思うんです。と申しますのも、品確法3条の4にはこうあります。「受注者としての適格性を有し

ない業者」、いわゆる不適格業者の排除を求めているんです。だから、法を犯す業者は不適格業者です。これは排除しなきゃならない。この工夫は僕はぜひ要ると思うんです。これは宿題として置いておきます。今のようになかなか難しいところですよ、ここは判断が。

それで、質問ですけれども、さっき言われたように、法律に基づいてしっかり積み上げて、1円で失格するというような厳しい制限力を持った最低制限価格、これを過去2回見直されて上げられています。前は5%上げた。この上げられた理由というのは、なぜなんですか、5%というのを一気にぽっと上げられたけど。こんな厳しい数字を。

○県土整備部長 (山田康夫君) 建設産業が極めて厳しい経営環境に直面していますことは、十分認識をいたしているところでございます。このため、最低制限価格につきましては、建設産業の健全な発展や工事の品質確保を図る観点から、経済・雇用緊急対策も加味しまして、本年4月に、今言われましたとおり、予定価格のおおむね85~90%に引き上げたところでございます。この引き上げに当たりましては、平成19年7月に実施をしておりますコスト調査の結果、そして現在の経済・雇用情勢、こういったところを踏まえまして、今回見直しを行ったところでございます。

○坂口博美議員 コスト調査の結果でこれを変えろということではできないと思うんです。物価調査会が、単価、歩掛かりというのは、ここがぴしゃっとしたもの、共通のものをつくるわけです。あるいは単価については地域版を。だからそれは理由にならない。言われたように緊急的な経済対策だと思うんです。業者さんが悲鳴を上げてきた。陳情も上がってきた。倒産も相

次ぐ。トータル的には、県の経済あるいは県勢の発展、県民福祉の向上のためにはこのままではいけないという、いわば政治判断での最低制限価格の見直しだったと。もう一回、地方自治法に照らして上げた理由を説明していただきたいんですけど、これでなければやっぱり政治判断ですよ。僕は、その政治判断そのものは正しかったと思うんですよ、数字は別として。「最低制限価格を設定することができる」でしょう。その大前提があって、契約については、自治体は最も有利な人と契約しなければいけない。最も有利な人とは、支出を伴う行為では一番安い人である。ただし、安いがゆえに結果的に損する、手抜きをされたり、そういう心配があるときは、その基準で最低制限価格をかけて、結果的に納税者を守りなさいよ。だから、一番有利な人なんですよというのを5%上げちゃったわけです。物価の変動と言われたけど、これはスライド制度だの、物価調査会の調査による単価の見直しだのあるんです。だからそれは理由にならない。業者がこれだけ厳しくなって県経済が混乱しました。平成20年度だって、108件の県内企業倒産の中の57が建設業だったですね。ことしは41件の中の23ですか、5カ月間で。こういう状況がその前にあった。だから、これに歯どめをかけたいという政治判断じゃなかったんですか。どうなんですか、合理的な理由があるんですか。再度お伺いをいたします。

○県土整備部長 (山田康夫君) 先ほども申し上げましたけれども、建設業界が非常に厳しい状況に直面していると。そういった中で経済・雇用情勢が急速に悪化してきた。そういった社会情勢を十分かんがみたま上で、最低制限価格については、基本的には建設産業の発展、品質の

確保、この観点でありますけれども、そういった情勢をかんがみて引き上げたということもございます。

○坂口博美議員 時間がもったいないんですけど、品質の確保は、最低制限価格のルールの中にはあるんです。だからそれは違う。政治判断ですよ。政治判断とすれば、5%上げたその財政の出動ですね、高くつく。その成果が得られないとだめだと思うんです。建設業の倒産がとまったとか雇用が維持されだしたと。でも、状況はいまだに変わっていません。じゃ、どうするかですけれども、いま一度政治判断の必要なきが来ていると思うんです。それをやらなければ、法どおり徹底して安くやらせること。業者を育成していこうとしたら、やっぱりもう一度政治判断をやるべき。これは県土整備部長も責任を持って、今の状況と実態というのを知事に説明する必要があると思うんです。建設業法の目的には、建設業者の育成というのがうたわれているんです。これは、時間がないから県民政策部長に言いますけど、今、公共事業に1,200億投資しているんです。投資した相手先の契約した業者がばたばたしている。こんなもったいない公金の使い方はないですよ。公共事業には2つの目的、資本の蓄積と経済波及効果。この片発飛行しかやっていないということ。県民政策部長は、例えば総合評価方式の中でもいいですよ、政策誘導的に県政の重要課題に貢献させるような評価方式を策定するべきだと思います。

次に、急ぎますけど、受注制限を総合評価で入れられたけど、これについて説明をお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 受注制限でございます。私ども、受注状況という表現で評価

項目に加えたところがございますけれども、平成20年度の試行を見てみますと、特に受注の偏りはなかったと認識をいたしておりますけれども、工種によっては、平年並みの受注量を大幅に超えて受注した企業もあったところがございます。今後、この試行件数を充実していくことに伴いまして、過度な受注の偏りが生じる可能性があるために、品質確保の観点から、企業が過度な受注により適切な施工体制を確保できなくなることを防ぐために、今回、評価項目として受注状況を設定したところがございます。

○坂口博美議員 具体的には、過去3年間の平均受注額を上回ったときは、その年は総合評価で10点減点するというものですね。どういうことかということ、例えば、目の前に1億の物件がある。その次に5億の物件がある。1億の物件に手を出して、仮に自分が落札したら1.0倍を超してしまう。10点減点されたら致命的ですよ。5億はまずあきらめです。そういうときに、何とか5億の後に1億が出れば、5億に挑戦してだめだったら、1億は、うちのこの評価は高いから絶対いけるんだがとなったときに、何らかの理由で発注者が後ろに回すという忝意の余地は十分残るんです。忝意でなくても、設計上の検討とかいろんな状況でおくらさざるを得ないことが来る。そういったときに不信は物すごく募ります。このことは故意にやられたって、VEという手法——県土整備部長と専門的に話すからちょっとわからないかもわからんけど、VEにかければ幾らでも知恵は出てくるんです。所長が担当を呼んでから、「これ、ちょっとVEでやってみらんか」。おくらすことはできますよ。挑戦して5億をいけばめでたしめでたし。外れても1億に再度挑戦です。こういう手

法なんですよ。しかも1.0倍といたら過去より上に上がらない。業者育成を放棄している仕組みだし、これも検討を要する。だから、一般競争入札に入っていったことでこんなことをやらなきゃ帳尻が合わなくなった。官製談合で信用を失ったと言うけど、指名競争入札で談合をさせない方法というのは幾通りかあります。時間が終わったからこれでやめますけれども、知事にぜひともこのところは、これは宮崎県の大変な問題ですよ。将来に禍根を残さない改革と先ほどの政治判断、これはやっぱり必要な時期に来ていると思います。これをお願いしまして私の質問を終わります。（拍手）

○井本英雄副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、星原透議員。

○星原透議員〔登壇〕（拍手） 久しぶりの一般質問であります。おつき合いをいただきましたと存じます。

先月30日の衆議院総選挙では、自民党が大惨敗いたしました。敗因としては、都市と地方の格差や規制緩和、経済不況や雇用、年金や官僚の天下り問題など、自民党政治が失望感を与えたこと、国民や地方目線に欠け、おごりがあったと考えております。ところで、今回は郵政民営化に対し賛成か反対かを問う選挙で、多くの小沢チルドレンが誕生いたしました。今回は政権交代選挙で、子ども手当や高速道路の無料化など、おいしいことを並べての選挙で、多くの

小沢チルドレンが誕生したのであります。チルドレンが数多く当選したほうが政権をとるような選挙であれば、定数は小選挙区の300人程度でいいのではないかと考えております。そして、選挙区で落ちた人が比例区で復活するのはやはり納得がいきませんし、選挙制度を見直すべきだと考えます。また、2度の選挙で感じたことは、その時々には吹く風とマスコミの報道の仕方によって、選挙の行方、流れが決まってしまうということです。特に、テレビ報道による漢字の読み間違いや、不祥事や失態など同じ場面が幾度となく映し出されると、見ている国民は政治に嫌気が差し、一度ぐらいは政権交代してもいいのではないかと思います。あのような選挙結果になった気がしております。こうした選挙の繰り返しで政権交代をしていたら、果たして日本に明るい未来が来るのかと心配し、また危惧しております。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、地方分権改革における国と地方の協議の場の法制化についてお伺いいたします。

全国知事会が8月7日に開催した地方分権改革に関する公開討論会では、かなり踏み込んだ討論がなされたようであり、この会議に知事も出席されておられます。ところで、国と地方の協議については、過去に三位一体改革の実施に当たり、平成16年9月から翌17年12月までに14回開催された実績があり、地方側の強い要望で、国・地方の定期意見交換会が地方行財政の課題を中心にして、多くの意見交換がなされております。また、知事会では、平成19年に地方行財政会議の素案をまとめられ、分権改革委員会の勧告に協議の場の構想が見られたところでもあります。法制化実現に向けての動きは、今回

の総選挙に向けてのマニフェストに明記されたことによるもので、そこに至る経緯については御案内のとおりであります。民主党は、政府と地方の代表者等による国と地方の協議の場の法制化を約束しておりますが、知事はどういう協議の場を期待されているのかお伺いいたします。

次に、早ければ今月中にも第3次勧告が予定される地方分権改革推進委員会は、既に第2次勧告で、法令による義務づけ・枠づけについて「廃止」「条例に委任」「上書きの許容」を勧告し、3重点事項の1,207条項について、具体的に講ずべき措置を検討したところであります。いよいよ道路構造基準など896条項を廃止とすることなどを勧告する見通しであると報道されております。今までも地方分権は権限と財源の移譲に尽きると言われてきましたが、これらを将来的に担保するため、分権推進計画に義務づけ・枠づけの原則を明確にすべきと指摘し、さらに各府省の法案立案段階でチェックする政府内部の手続も確立すべきだと提言しております。地方分権改革推進委員会が近く出す第3次勧告の内容について、知事はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は自席から質問いたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

国と地方の協議の場についてであります。私は、真の地方自治を確立するためには、国と地方の関係を本当の意味で「対等・協力」の關係に改めていく必要があると考えており、新政権が約束している協議の場は、国と地方の対等な關係を明確化し、担保する場にしなければならないと考えております。したがって、この

協議の場は、例えば政府の政策決定ができる責任ある立場の方や地方六団体からの代表とを構成メンバーの基本とし、全国知事会が求めている地方分権や税財源移譲のあり方等の、国と地方の關係に関する基本的な事項を協議する場にすべきだと考えております。さらに、国が地方の意見を真摯に受けとめ、その場で合意されたものは、政策の決定・実施にしっかり反映されていく仕組みにさせていただく必要があると考えております。

続きまして、地方分権改革推進委員会の勧告についてであります。ことしの春に予定されておりました第3次勧告は、衆院選の關係などで時期がずれ込んでおりましたが、税財源の移譲に関する最終勧告に先立ち、今月下旬にも義務づけ・枠づけの見直しに関する勧告が行われるようであります。その内容は、昨年12月の第2次勧告で見直しを求めた約4,000項目のうち、委員会が特に問題と考える約900項目について、より具体的な勧告が行われるようであります。その中には、保育所の最低面積基準の廃止または条例への委任、都道府県道の路線の認定等に係る国土交通大臣への協議の廃止など、全国知事会等の地方側が要望していた項目のほとんどが盛り込まれる予定でありまして、地方の声が反映された内容になるものと考えております。また、この勧告では、すべての事項について具体的な見直しの方法が示される予定でありますので、新政権のもとで勧告の内容が確実に実行に移されることを期待しているところであります。〔降壇〕

○星原 透議員 ありがとうございます。ここで、国と地方の協議の場について、懸念される課題等はないのでしょうか。あるとすれば、どんなことが考えられるのか、知事に再度お伺い

いたします。

○知事（東国原英夫君） 懸念材料といたしましては、案件によっては、本県のような地域と都市部の地域との意見が異なるなど、全国知事会の内部や地方六団体間で意見の総意が得られないことも想定されまして、その際の地方側の意思統一をいかにして図っていくか、あるいはまた、国と地方とで意見の一致が見られない場合の調整方法をどうするかといった点、さらに合意が得られた事項を具体的な政策決定に反映させる上で、どういう形でそれを担保させるのかというような点が、懸念といえば懸念であります。

○星原 透議員 次に、本県農業の振興策についてお伺いをいたします。

現在、長引く経済不況の中、県内のあらゆる産業で厳しい状況が続いておりますが、今後、元気で活力のある宮崎を創造していくためには、まず農業の振興を図っていくべきだと考えます。今こそ安定的な農業環境を実現し、農業収入を伸ばすことを真剣に考える時期であり、抜本的な農業支援策によって本県の農業を立て直し、農業を魅力ある産業に育成して、農業の持つ可能性に注目し、その振興と活性化を図っていくことが重要であると考えております。ところで、国内食料自給率がわずか40%と先進各国の中でも最も低い我が国は、このままの状況が続けば、やがて食料の需要と供給のバランスが崩れて、価格の高い食料を輸入することになります。現に昨年は、オーストラリアでの干ばつなどの天災が原因となり、国内での小麦や大豆、トウモロコシの価格が異常に高騰し、生活不安を来したところであります。

さて、我が国の農業政策は、農地の基盤整備や農業施設の整備、機械の導入補助や育種の改

良等にこれまで力を注いできました。また一方で、後継者、担い手問題等にもいろいろと取り組まれてきましたが、なかなか後継者が育ってきておりません。なぜ後継者が育たないのか、それは農業に夢や将来性と楽しさや喜びを感じる魅力がないからだと思います。例えば、仕事に対する評価が低く、汗をかくけどもうからない、嫁さんの来手がないなど、安定した経営や生活に不安を感じていることが原因ではないかと考えます。仮に、農業所得がふえて生活にゆとりができるような状況になれば、農業後継者は育ってくるはずですから、どうすればもうかる農業になるかを考えていく必要があります。こうした視点から幾つかの質問をいたします。私は、農家所得がふえ雇用にも寄与できる産業分野が食品加工産業であり、この産業の育成と振興により、農業にも新たな成長が見込めるのではないかと考えております。本県の基幹産業である農業の振興策として、食品加工業の企業誘致や地場企業育成などに長期的に取り組むことで、農産物の付加価値を高め、農業者の所得向上や地域の雇用にもつながるものと考えておりますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 議員が御指摘のように、僕は、農林水産業、農業は、未来産業あるいは新成長産業にならなければならないと考えております。本県におきましては、食料品や飲料などの食品産業は、製造品出荷額の3割近くを占めておりまして、本県経済の中核的な産業であります。県ではこれまで、食品産業を農業県である本県にふさわしい産業と考え、地場企業の育成や食品メーカーの誘致等に取り組んでおりまして、また、食品開発センターを中心として、農畜産物の高付加価値化のための試験研究や技術移転等に取り組んでいるほか、農商工

連携事業を含め、各種制度を活用して新商品の開発や販路開拓などの支援を行っているところであり、さらに、昨年3月に「宮崎県地域産業集積・活性化基本計画」を策定し、食品産業を含むバイオ関連産業を産業集積を目指す業種の一つとして位置づけ、なお一層、企業誘致や地場企業の事業拡大に努めることとしております。今後、食の安全・安心を背景とした国産原材料の国内外での需要の増加等を踏まえ、本県は我が国だけでなく東アジア市場も視野に入れた食品産業の生産拠点にならないと考えており、その振興をこれまで以上に図り、生産者の所得向上はもちろん、本県経済の活性化や雇用拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ぜひ力を入れていただきたいというふうに思っております。

次に、昨年7月に施行されました農商工等連携促進法についてお伺いをいたします。この法律は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、経営資源を有効活用することにより、両者の経営改善を図ることを目的としております。この法施行後の取り組み状況と今後の考えられる事業展開について、商工観光労働部長及び農政水産部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 農商工連携の取り組み状況等ではありますが、まず、県行政や関係機関・団体が一致協力して農商工連携を推進するために、昨年度、「農商工連携推進ネットワーク会議」を設置するなど、官民一体となりました推進体制を整備したところがございます。また、支援機関であります県産業支援財団においては、昨年度から本年8月までに延べ208件の相談に対応するなど、農林漁業者と中小企業者のマッチングや新商品開発、事業計画

作成等の支援を行っているところでございます。さらに、本年3月に設置しました「みやぎ農商工連携応援ファンド」につきましては、第1回目の公募によりまして、新商品開発や新技術の開発など8事業を採択したところでありまして、現在、第2回目の公募を行っているところでございます。今後は、関係各部や関係団体と連携を図りながら、シンポジウムの開催等によりまして普及・PRを行い、農商工連携の取り組みを掘り起こしていくとともに、人材の育成や連携体構築のためのマッチングの促進等に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 農商工連携につきましては、農業経営の高度化による所得の向上や、農業を中心とした地域産業の活性化を図る上で、大変効果的であると考えております。このため、農政水産部といたしましては、本年4月に連携推進室を設置しますとともに、農業振興公社を農業法人等に対してアドバイスを行う地域力連携拠点として位置づけるなど、推進体制の強化を図ったところであります。今後とも、関係部局との連携を一層密にしながら、農業法人等が有する多様な事業企画の掘り起こしに努め、企業との連携による新商品の開発や販路開拓等に対するきめ細かな支援を行うことにより、本県農水産業の発展につながる成功事例を積み上げてまいりたいと存じます。

○星原 透議員 先ほど答弁にありました食品開発センターで、さまざまな商品開発を支援されておるようでありまして、商品化がまた図られ、新たな商品開発にも積極的に取り組まれているようではありますが、過去5年間の予算はその程度であったのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 食品開発センターにおける研究開発費でございますけれども、平成17年度から21年度までの5年間の平均で、年間約2,700万円の予算となっております。なお、本年度は、通常予算とは別に約4,000万円の予算措置を行いまして、新たに食品の高度な成分分析ができる装置を導入することとし、研究機能の強化を図ったところでございます。以上でございます。

○星原 透議員 これまでは大体2,700万円前後で推移し、ことしは特別に4,000万円の予算というところでありますが、ぜひ研究開発費も予算をとって取り組みをお願いしたいと思います。

次に、本県は、農林水産物の素材はどこにも負けないほど豊富な食材料があり、その資源、宝を生かし切れていないのではないかと考えております。そこで、本県のすばらしい農畜産物を生かし切るための有効活用法は考えられないのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 近年、食生活の多様化等に伴いまして、加工用・業務用野菜などの需要が増加しており、多様な農畜産物を産出する本県にとりましては、付加価値をつける加工への取り組みを強化することで、農業を核とした新たなビジネス展開が期待されるところであります。このため県では、関係機関・団体等によります「畑作農業振興プロジェクト」を立ち上げまして、加工・業務用野菜の生産振興について検討を進めますとともに、国の事業も活用しながら、産地と実需者との連携によります商品開発等への支援も行っているところであります。また、農業団体による冷凍野菜等の加工施設の整備も計画されていると伺っておりますが、今後とも、民間企業はもとより、関係機関・団体等との連携に努めながら、本県農産

物の付加価値を高める取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、本県は大消費地に対し距離的なハンディがありますから、農畜産物を加工し製品化して付加価値を高め、インターネットや直接販売など、物流の見直しにより経費を抑えられると考えます。また、食品加工団地を整備して農畜産物を加工することにより、規格外や傷物などこれまで廃棄処分していたものも活用し、資源の無駄をなくすことで農業者の所得向上にもつながると思います。さらに、関係企業を1カ所に集約して、食品加工の推進や物流コストを下げることなどを考えたらどうかと思いますが、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 食品加工団地の整備であります。本県の豊かな農産物の付加価値を高めるためには、カット野菜や粉末、ペースト等に加工する1次加工業者や最終製品にする食品メーカー等が県内に集積していることが重要な要素の一つであると考えております。特に、同一団地内に食品関連企業が入居したいいわゆる食品工業団地は、原材料流通の効率化などに効果があるほか、企業間の連携も期待されるところでございます。本県では、都城市の志比田食品工業団地が整備されておりますが、他の工業団地内においても食品製造企業の集積が進みつつあるところや、市町村においては、食品企業をターゲットにした新たな団地の構想もあると聞いております。県としましては、今後とも食品企業の集積が図られるよう、市町村とも連携しながら、企業誘致等を通じまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○星原 透議員 次に、農畜産物は生鮮物であ

りますから、鮮度が落ちれば商品価値がなくなるわけで、冷凍、冷蔵やチルド、真空パックなどの保存技術や食品加工技術、輸送技術等の研究開発に早急に取り組むべきだと考えますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 食品の保存技術等の研究であります。大消費地から遠い本県におきましては、食品の品質保持や輸送コストの低減等につながる技術開発を進めることが、豊富な農産物を生かした産業の振興や農業所得の向上を図る上で、大変重要であると考えております。このため、食品開発センターにおいては、常温で流通可能な鶏の炭火焼きやピーマンの種子を原料とする抗菌剤を用いたカット野菜の品質保持技術など、食品の保存や加工技術の研究開発に取り組んでおるところでございます。また、工業技術センターにおきましては、農産物を低コストで長期間保存できる装置の開発を、産学官連携の共同研究により進めているところでございます。このほか、総合農業試験場においては、青果物の鮮度保持に効果のあるフィルム資材を活用した長期貯蔵技術等の確立を進めているところであります。今後とも、関係機関と連携しながら、このような研究開発に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○星原 透議員 実は、私は昨年10月、千葉県柏市にあります株式会社アビーの研究室を訪ねて、アビーのCASシステムに出会い、急速冷凍技術の進歩にびっくりしたのであります。CASとは、急速凍結装置内に微弱なエネルギーを均一に発生させ、食材や食品のおいしさを変質させないように、凍結することにより新鮮さとおいしさを再現する装置であり、食品を限りなく生に戻す技術開発であります。私は今

後、このCASの活用法も考えるべきではないかと思っております。ところで、工業技術センターでも、農産物を低コストで長期間保存できる装置の開発を、産学官連携の共同研究により進められておるといことでありますが、いつごろを目途に考えられておられるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） お尋ねの研究は、県内農産物の出荷調整等が可能となるよう、農産物の保存に最適な温度や湿度の調節等を低コストで実現できる装置の開発を目指すものでございまして、本年度から国の委託研究事業の採択を受けまして、宮崎大学農学部や県内装置メーカー等と共同で実施するものでございます。研究期間は来年度までの2年間となっております。本年度は実験装置の試作を行い、温度、湿度の調節機能や耐久性など、装置の基本的性能の研究を行うこととしております。来年度は、実際に複数の農産物を用いまして実証実験を行い、農産物の鮮度維持や長期貯蔵技術の確立を図ることとしております。本装置の実用化につきましては、このような実証実験の成果を受けまして展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○星原 透議員 産地間競争に勝ち抜くためにも、一日も早い開発をお願いしておきます。

次に、販路開拓についてお伺いいたします。これまで本県は、PRや販路開拓が不十分だと言われてきましたが、東国原知事が誕生して以来、トップセールス等により、地鶏を初めマンゴーや日向夏、キンカンなど、認知度は確実に高まってきております。農畜産物を加工して製品化したものを、県内外、海外に販路開拓する販売方策を具体化し販売していくためには、どのような課題があると考えておられるのか、商

工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 販路開拓の課題でございますけれども、国内外を問わず販路開拓を図っていくためには、まず本県県産品のよさを知ってもらうこと、そして次にうまく流通経路に乗せること、そして消費者の購買意欲を喚起するための効果的なPR等が重要であると考えております。このため、現在、県では、国内外での見本市への出展、商談会の開催、流通関係者の招聘、さらにアンテナショップでの販売や物産フェアの開催などに取り組んでいるところでございますが、まずは、今後ともこれらの事業を本県の特徴を出しながら継続的に実施していくことが必要であると考えております。また、販路開拓には、日ごろから流通現場に接しておられます製造販売業者等の皆さんの主体的な取り組みが不可欠でありまして、これらの取り組みを積極的に支援していくことも重要であると考えております。さらに、消費者が求める製品づくり、他の製品との差別化を図ることが重要であります。優良県産品の推奨や専門家による商品開発のアドバイスも、今後、力を入れていかなければならないと考えております。また、富裕層が増加している中国を初めとしました東アジア諸国への販路開拓につきましては、本県食品産業の振興を図る上からも、今後ますます重要性が増すものと考えております。県では、昨年度策定しました「東アジア販路拡大戦略」に基づきまして、長期的な視野に立って戦略的な取り組みを進めておりますが、特に各国の輸入規制や文化・商慣習の違いなどに十分留意しまして、それぞれの国・地域の実情に合った対応を行う必要があると考えております。以上でございます。

○星原 透議員 次に、こうした食品加工産業

と観光を組み合わせた北海道の花畑牧場のような新たな観光スポットとなるような食品加工団地等は、観光誘致にも役立つと思いますが、商工観光労働部長の見解を伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 「食」は観光の重要な要素でございます。本県ならではの食材を加工した製品の製造過程の見学、あるいは製品をその場で購入できる食品加工施設の整備は、本県の観光に新たな魅力を加えるものになると考えております。したがって、そのような施設が本県に設置される場合には、観光施設としての視点を十分取り入れるための助言等を積極的に行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○星原 透議員 次に、農業振興策の立場からもう一点お伺いをいたします。地産地消についてであります。この運動が始まってかなりの年数がたちましたけれども、県民にどの程度浸透しているのかわかりませんが、農業振興の面から考えれば、積極的に取り組むべきであると考えております。ところで、学校給食法がことしの4月から改正されたのを受けて、農林水産省が「学校給食地場農畜産物利用拡大事業」を創設して、新たな地場産物を使った献立の食材費用を2分の1補助する対策を打ち出しております。隣の鹿児島県では、行政や農業団体、学校給食会が連携して、県産黒毛和牛の肉を学校給食に取り入れるようであります。10月からおよそ月1回の目安で黒毛和牛肉の新メニューが登場し、これまで鹿児島県のブランド食材でありながら、値段が高くて給食に導入しにくかった牛肉の地産地消に、一役買うことになりそうあります。本県では、この農林水産省の事業を食育や地産地消を推進する一環として、学校給食における地場産物の利用拡大に向けてどの

ように取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 学校給食への地場産物の利用拡大でございます。次代を担う子供たちに、本県の安全・安心で多様な食材を供給する機会をふやすことは、農林水産業に対する理解促進や命の恵みに感謝する心を培う上で、極めて意義深いことであると認識しております。このため県では、学校給食における地場産物の導入や安定供給体制の構築に向けたモデルづくりを支援しているところでございます。御質問の国の「学校給食地場農畜産物利用拡大事業」につきましては、県といたしましては、県下全地域での実施を目標に、各地域ごとに説明会や意見交換会を行いまして、11月からの実施に向けまして、学校給食関係者等との調整に努めているところであります。今後とも、各種事業を積極的に活用しますとともに、学校給食関係者等との連携を深めながら、地場産物の利用拡大にさらに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○星原 透議員 次に、教育長にお尋ねします。学校給食において地場産物の活用について、どのように取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、本県の学校給食における地場産物使用の割合について申し上げますと、文部科学省が実施しました平成19年度の「学校給食栄養報告」によりますと、食材数ベースで32.4%となっております。全国平均の23.3%を上回っているところであります。次に、活用に関する取り組みであります。学校給食の実施主体であります市町村におきましては、学校と生産者との契約により、安全・安心な地元食材を安価で安定的に購入する際の支

援や、生産者や地元企業との連携による「交流給食会」の開催などによりまして、地場産物活用が図られているところであります。県教育委員会といたしましては、毎月16日を「ひむか地産地消給食の日」とし、県内産食材の利用を働きかけますとともに、地場産物活用の体制づくりや地場産物を使った子供たちの食づくり教室開催などに取り組む「食育実践事業」を推進しているところであります。今後とも、市町村や関係部局等と連携を図りまして、学校給食における地場産物の活用にも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○星原 透議員 なお、今回の農林水産省の事業に対して、教育長はどのように考えておられるのか、再度お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校給食におきまして地場産物を活用することは、先ほど農政水産部長からの答弁にもありましたように、生産者等への感謝の心を育てますとともに、地域の食文化への理解を深める「生きた教材」となるなど、教育的効果も大きいものがあると思います。また、地場産業の振興という意味でも、意義のあるものと思います。県教育委員会といたしましても、学校における食育を推進する上から、学校給食における地場産物の利用拡大などを目的といたしました御質問の事業が円滑に進みますように、農政水産部、市町村教育委員会等と連携を図りながら、協力してまいりたいと考えております。以上です。

○星原 透議員 次に、観光行政についてありますが、まず初めに、台湾との交流促進についてお伺いをいたします。

宮崎県と台湾との交流の歴史は、これまでかなり長期にわたり実績を積んでまいりました。また、チャーター便による交流の歴史も10数年

の実績があり、観光や物産、人的交流等を深めてきたところであります。そのような経緯を経て、昨年の6月から宮崎—台北線の国際定期便が就航し、多くの県民は長年の悲願がかない、大いに喜び期待したところであり、私もその一人であります。県議会においても、日台議員連盟を平成7年に立ち上げ、これまで年1回ほど福岡弁事所の所長さんを招いて、観光関連団体等との意見交換など研修会を実施してまいりました。また、役員が代表して台湾を訪問するなど、交流にも積極的に努めてきたところであり、定期便就航に一役買うことができたと思っております。今回の就航を記念して、台湾県議会との交流を深めようと、ことしの1月と2月に2班に分かれて3県の県議会を訪問し、観光や農業等についての意見交換を行い、交流を始めたところでもあります。そうした中、先月、突然エバー航空より10月から運休するとの連絡があり、たった1年4カ月で運休になろうとはだれも予想できなかつたと思ひますし、驚きと同時に残念であり、継続してほしかつたとの思ひがあります。

ところで、台湾は、九州ほどの島に約2,300万人が住み、距離的にも近いため、親日的な方々が多く、相互交流を通じてお互いに共存共栄のできる経済・文明圏であると思ひます。今後も親善交流を深めていくべき国の一つであると考えております。そこで、今後の台湾との交流について、県はどのように考えておられるのか。また、宮崎—台北線の運休について、今後どのように対応していこうと考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) お答えいたします。

東アジアとの交流拡大を目指す本県にとりまして、台湾は重要な地位を占めておりまして、

これまで経済・観光を初め、文化・芸術、スポーツなど幅広い分野で交流促進に努めてきたところであり、今後とも、さらに拡大を図っていく必要があると考えております。このような中、宮崎—台北線については、長年にわたる要望活動とチャーター便運航の積み重ねにより実現できた路線でありまして、本県と台湾との交流拡大や地域経済活性化の基盤となる重要な路線だと考えております。県といたしましては、昨年6月の就航以来、厳しい経済環境の中、関係団体等と連携し、路線PRと利用促進に取り組んできたところでありまして、7月、8月の搭乗率は70%を超えたところではありますが、これから期待をしていただければ、今回の定期便運休は大変残念に思っているところであります。このため、早期の定期便再開に向けて、今後とも航空会社や関係機関に積極的な働きかけを行うなど、あらゆる努力をさせていただきたいと考えております。

○星原 透議員 次に、宮崎—台北線と同時に就航した小松—台北線は継続となっておりますが、なぜ宮崎線だけが運休になったのか、その原因について、小松と比較してどのように分析しておられるのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長(高山幹男君) 宮崎—台北線の運休原因につきましては、エバー航空からは、就航以来、長引く景気低迷等の影響によって搭乗率が低迷しており、さらに同社の厳しい経営状況から、路線の見直しを行う必要があるためと聞いております。また、小松—台北線との比較につきましては、同じくエバー航空からは、日本人の利用者については余り変わらないけれども、台湾においては、立山・黒部アルペンルートの知名度と人気が高くて、小松線は宮

崎線に比べ台湾からの利用者が多いことから、高い搭乗率を確保しているというふう聞いております。

○星原 透議員 小松線は人気ルートだということでありまして、我が宮崎県にはその台湾の人から見て魅力がないのかな、そのように思っております。やはり魅力あるそういう観光地なり、あるいは食べ物なり、あるいはいろんなスポーツ等の体験をするような場の提供も進めていくべきじゃないかなというふうに思います。

次に、今回の運休により、本県観光産業にとって、どのような経済的な影響があるかと考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 平成20年の県内の台湾人宿泊者数は、延べ約1万5,000人でございます。その中には福岡の定期便等を利用した観光客等もおりますので、どの程度本県定期便を利用していたかはわかりません。しかし、定期便は本県に直接観光客を呼び込める手段でございますので、今後、本県への台湾人観光客数が減少することも予想されます。もしそのようになりますと、台湾人旅行者の多かった宿泊施設、観光地はもちろん、交通機関、飲食業などに影響を与えるものと考えております。以上でございます。

○星原 透議員 次に、宮崎一台北線の再開を目指して、具体的にどのような対策を考えておられるのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 宮崎一台北線につきましては、日本と台湾の航空関係に関する合意によりまして、エバー航空が台湾の航空当局から運航会社として選定されているため、

引き続きエバー航空に早期再開を要請しますとともに、台湾の航空当局にも相談しながら、早期再開に向けて、あらゆる努力をしていきたいと考えております。私自身も、今週9月20日から22日にかけて、台湾を訪問して要請してきたところでありますが、エバー航空からは「再度、需要の動向等を分析し、今後について検討したい」とのことです。今後、運航が再開された場合には、これまで以上に日台双方においてメディア等を活用したPRを行いますとともに、鹿児島県等と連携した周遊ルートの開発、県内企業や団体への働きかけの強化、さらには将来にわたって安定的に利用者確保のために、修学旅行の誘致やスポーツ少年団等の交流拡大など、さまざまな取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 一たん休止になったものが再開するというのは、大変厳しいだろうというふうに思いますが、ぜひ粘り強い運動を展開していただきたいと思っております。

次に、今後の海外観光誘致対策についてお伺いをいたします。本県の海外誘致対策は、定期航空路線が就航している韓国のソウルに観光・経済交流事務所があり、また、中国には上海に宮崎県政府事務所を置いて、誘致活動を展開されております。ところで、台湾、香港などから比較的誘客に成功している北海道、東北を見ても、北海道と青森、岩手、秋田の3県は、ソウルとシンガポールに共同事務所を置き、広域観光による海外客の誘致に積極的に取り組まれております。そこで、本県だけの観光誘致メニューでは厳しい面があると、そのように考えておりますので、ぜひ隣県等と連携して海外共同事務所を設置し、観光誘致を行ってはどうかと考えますが、商工観光労働部長にお

伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 隣県と共同して海外事務所を設置するというごさありますが、海外からの観光客につきまして、多くの場合、複数の県をまたがった旅行行程をとりますことから、誘致活動に当たりましても、鹿児島県との連携や、南九州3県あるいは九州観光推進機構などで、九州一体となったセールスや観光コースの紹介等を行ってきているところでございます。新幹線や高速道路が整備されるなど、九州内の交通ネットワークが充実していく中で、これからの海外誘客につきましては、各県と連携しました取り組みがますます重要となってまいりますので、共同の海外事務所の設置につきましても、今後、検討課題になるものと考えております。本県の海外事務所等につきましても、そのあり方について今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○星原 透議員 それでは、ここで誘客の成功事例を紹介してみたいと思います。岐阜県高山市は、平成17年に合併し、人口は10万人規模で、面積は日本一広い市であります。決して交通の便は恵まれておらず、著名な国宝や世界遺産等もありません。しかしながら、平成19年度の観光客数は人口の約40倍の430万人余りで、4月と10月の高山祭を挟んで夏場をピークに、年間通して観光客が訪れているようであります。しかも7割がリピーターで、そのうちの1割程度が海外客であります。高山市は、ミシュランの旅行ガイドブックに三つ星で載っており、外国人観光客にも高く評価されております。平成19年には13万人以上の外国人が宿泊し、特にアジア諸国が多く、そのうちの7割が台湾人だそうであります。雪や温泉を目当てに

訪ねているようでありますが、一方で、行政の取り組み姿勢も見逃せません。高山市は、平成15年の国の観光キャンペーンであるビジット・ジャパンより20年も早く外国人客に対するPRを開始し、粘り強く働きかけたことが今日の成果に結びついたということでありまして。そこで、観光産業を本県の柱の一つとして考えておられるのであれば、誘致戦略をしっかりと練って取り組んでいくべきだと考えておりますが、今後、本県への海外からの観光誘致をどのように展開していかれるのか、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） お答えいたします。

経済、社会のグローバル化、ボーダーレス化の進展に対応して、本県におきましても、海外からの観光客誘致に積極的に取り組んできたところでありますが、今後とも、人的・物的交流が一層緊密になっていくと予想されます東アジアからの誘客を、隣県等との連携を図りながら、戦略的に進めてまいりたいと考えております。韓国、台湾につきましては、引き続き積極的な誘客に取り組んでまいりますが、それに加え、個人の観光ビザが解禁されるなど、今後、市場の拡大が見込まれる中国についても、まずは上海などの大都市をターゲットとして、中国人のニーズに合った旅行商品を開拓し提案していくなど、誘客拡大に向けて取り組みを強化していきたいと考えております。

○星原 透議員 質問は終わりましたが、少し時間が残っておりますので、先ほど質問した食品加工についての私の思いを少し述べてみたいと思います。これまでの宮崎は、農林水産業と建設産業を柱にして、地域づくりが行われてきたと思います。しかし、現在、その柱が倒れてしまいそうな中で、次の時代を担う孫たちの世

代が、宮崎に住み、地域を愛し、誇りを持ちながら生活するためにはどうしたらいいのか、孫たちが先祖の墓参りをしてくれるような地域を残すことが、私たち世代に課せられた課題だと考えております。本県の財産、宝の一つが農畜産物であります。財産を生かすことが今後の本県の生きる道だと思います。そのための一方策として、日本一の食品加工団地を目指したらどうかと考えております。例えば、農畜産物の1次加工、2次加工、3次加工の加工場を中心に、ソーセージやウインナーなどの食品加工体験ができるコーナーや、また周囲には朝夕市を開いたり、地産地消の総菜や弁当等の販売、そして飲食店等も誘致し、また地産地消の資料館とか学習館など農畜産物を中心とした食料基地、仮称「21世紀のアジアの台所」、このような名称にして食のテーマパークができれば、観光客誘致にもつながると思います。そういう地域をつくることできれば、生産と加工、流通と販売の一元化により、農家所得の向上や雇用の拡大にもつながるものと考えております。もし知事に何かあれば、コメントをいただければありがたいと思うんですが、ありませんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 先ほども答弁させていただいたとおり、私は、農林水産関係、特に農業は、未来産業、新成長産業になるべき、ならなければいけないと考えております。そういった意味では、議員が提案された、本県が食の供給地である、あるいはフードアイランドとしての先進県であるというような取り組みは、今後も続けていかなければいけない。特に食料自給率、食の安全・安心あるいは今後の食料戦略、そういったものを中長期で視野に入れて、本県がどういうポジショニングをするのか、ど

ういう位置づけをするのか、それはこの県の今後のアイデンティティーというか、生きる道につながるものだと思っておりますので、そういったことはきちんと視野に入れて、特に環境問題も含めて農林水産業というのは重要視して、我が県の基幹産業としてこれから成長していくように取り組んでいかなければいけないと考えております。

○星原 透議員 今回、台湾の定期便の運休もあったわけではありますが、やはり宮崎にそういう観光なり、あるいは体験する施設なり、あるいは食べる物、そういうものが台湾の人から見て、なかなか宮崎に観光に行こう、食べに行こう、そういうものがないからじゃないかなというふうに思っております、できればそういう面からも、何か宮崎県の財産を生かした食品加工団地、そういったものをやっぱり官民挙げてつくるべきだ、あるいはつくっていくことが将来につながると、そのような気持ちで質問をいたしたところでございます。

以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕（拍手） 愛みやぎ、函師博規です。質問の前に一言述べさせていただきます。先日、私の知人がみずから命を絶たれました。身近な方の思わぬ、予期せぬ訃報に私は耳を疑いました。その方は、周りの方には気配りを怠らず、優しい人で、仕事も一生懸命される方でした。その方がみずから命を絶つことになった。県におかれましても、マスコミ等を利用され、自殺防止対策には懸命に取り組んでいらっしゃることはよく理解しております。しかし、まだまだ差し伸べた手からこぼれ落ちる方、またその差し伸べた手が届いていない方がいらっしゃいます。県はさらなる努力

を、そして我々一人一人は、もう一度、身近な方が発せられている心の声に耳を傾けるなど行動を、何かアクションを起こしていただくことを切望いたしまして、質問のほうに入らせていただきます。

通告に従いまして質問をしてみますが、まず、現在、県内では都城盆地、西諸地区、大淀川左岸・右岸や、そして尾鈴地区などで大規模畑地かんがい用水事業が展開されております。今挙げた地域の事業費だけでも、国営事業部分3,071億円、さらに県営事業部分1,460億円の公費支出となり、これに市町村負担が加算され、そして生産者には受益面積に応じた賦課金が課せられます。規模拡大を望む生産者や収益が比較的安定している生産者にとっては、早期整備を望む声もありますが、生産者の多くは高齢者で、なおかつ後継者のいない方々からは、賦課金に対する不安を抱く方や、畑かん整備後の土地利活用に消極的な方がいらっしゃることも事実です。その生産者の実態を象徴する地域となっているのが尾鈴地域であります。その生産者の声に、何度も足を運び、今回耳を傾け、その代弁をすべく質問を練り上げてまいりました。

6月定例議会でも取り上げましたが、尾鈴北第2地区においては、県営事業の施行に関して対象農家の192人中137人の方々が反対されており、知事あてに異議申立書も提出されています。この異議申立書への回答は、現在、棚上げになったままです。県営事業施行には、受益者の3分の2以上の同意がないと施行できないわけですから、この申立書から判断するに、今後の事業推進はかなり困難な状況があると考えられます。ここに来て県営事業が頓挫するようなことがあれば、今後、年次的に着工が予定され

ている整備計画に狂いが生じるだけではなく、尾鈴地区以外の畑かん事業にも影響が出てくるゆゆしき事態にもなりかねません。知事におかれましては、現場に足を運ばれるなど、実態の把握に努められる姿勢は評価もし、ありがたく存じております。そこで、知事として今後の事業の取り扱いについては、地元調査の結果を待って事業を進めるのか、中止をするのかの判断をする意向だと伺っております。そこで、知事にお伺いします。既に一部マスコミには取り上げられておりますが、地元調査の結果はどうだったのか、県営事業の施行同意の徴集——集める作業はどこまで行われたのか、その結果を踏まえた明確な答弁を知事に求めるものであります。

以下の質問につきましては、自席より行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

尾鈴北第2地区の同意の状況についてであります。尾鈴北第2地区につきましては、16名の申請人の方から去る7月31日付で、受益農家187名中、法定同意率である3分の2を超える131名、70.1%の方々の同意書及びその他必要な書類を添えて、県に対して土地改良法に基づく施行申請書が提出されたところであります。〔降壇〕

○凶師博規議員 今の答弁、繰り返しになりますが、尾鈴北第2地区の住民から県営事業施行申請が上がってきているということは、多くの方が反対されていたにもかかわらず、ここ2～3カ月の間に、県営事業施行に必要な法定同意率の3分の2を超える方々が賛成に転じられたということになりますね。これはすごいことです。前進と理解していいと思います。

では、ここで大切なのは、次、農政水産部長にお伺いしますが、反対の意思を持たれた方々が事業施行に理解いただくには、地区申請人の方はもちろん、町当局、農林振興局などが一軒一軒、受益者宅を精力的に回って説明をされるなど、大変な努力、汗をかかれた、並々ならぬ努力があったものと拝察できるわけなんです。実際には、以前は反対署名をされていた方が今回、県営事業施行申請に名前を連ねていらっしゃる。重複されている方もたくさんいらっしゃるわけです。前回の署名と今回の署名の優先性と申しますか、整合性と申しますか、そのあたりをどのように精査されたのか、今回の施行申請が正当なのか、その精査結果を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御質問にもございましたように、反対者の方々もいらっしゃいました。それらを含めまして、今回、申請人のほうから提出されております施行申請につきまして、慎重に審査をさせていただきました。同意書等の申請書類も適正に行われております。土地改良法に基づく手続も適正に行われていると判断しております。以上であります。

○函師博規議員 今の答弁、そのまま理解いたしますと、今後、その申請書は文書開示の対象にもなります。それに耐え得る精査がされたということと理解をいたします。

それでは、申請が正式に受理をされた、これはすごいことです。このことを受けて尾鈴北第2地区への今後の対応はどうされるのか、進めるのか、中止するのか、知事の判断にかかっております。知事に見解をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 法定の3分の2を超える同意率で施行申請書が提出されまして、土地改良法上の要件を満たしておりますが、一部

の関係農家から事業の中止等を求める申立書が提出されていること等を踏まえまして、私自身、現場に出向きまして、農家の方々の率直な御意見もお伺いしたところであります。その結果、将来にわたって国民に食料を安定的に供給していくという我が国の農業の役割、さらにはその重要な役割を担う担い手の育成確保の必要性等を考えた場合、広大なまとまりのある優良農地を有する尾鈴地域において水を自由に利用できる生産環境を整備することは、極めて重要であると認識を新たにいたしました。このため、同意の状況や事業の必要性等を総合的に判断した結果、施行申請書に基づき、土地改良法の手続を進めることといたしました。なお、県に提出された申立書につきましては、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

○函師博規議員 今後は県営事業施行を粛々と進めていくというふうに理解をいたします。今まで尾鈴地区におきましては、地区を二分して意見の相違が続いてきたわけです。それが今の知事の答弁をもって、今後の方針を明確に出していただいたことによって収束に向かうことを期待したいと思います。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○中村幸一議長 傍聴席、静かにください。

○函師博規議員（続） それでは続いて、今後の畑かん事業を展開していく上での県のスタンスをお伺いしていきます。このたび県は、生産者の不安や負担の軽減のため考案されたかんがい用水の開閉栓方式、いわゆる給水栓の設置をしても水利用をしない限り賦課金が発生しないという内容を盛り込んだ尾鈴北第1地区土地改良区の定款を認可しておりますね。この開閉栓方式を導入している土地改良区は、県内では1

力所だけです。前回6月定例議会での質問に対しての答弁では、開閉栓方式を含む給水栓設置の整備面積は全体の約5分の1程度にしか達していないという答弁でした。その後実施された給水栓設置の意向確認の結果はどうだったのか、またその結果を踏まえられて今後どう対応していくのか、知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 尾鈴北第1地区におきましては、ことし5月から8月にかけて個別農家ごとに給水栓設置の意向を伺ったところ、7割を超える農家の方々がその設置を希望されているとの結果を得たところであります。広大なまとまりのある優良農地を有する尾鈴地域において、水を自由に利用できる生産環境を整備することは極めて重要であるとの認識のもと、基本的には現計画どおり事業を進めていくことといたします。しかしながら、事業の中止等を求める請願が出された都農町の受益地を含む約63ヘクタールの区域につきましては、給水栓の設置意向が低い状況にありましたので、今後、受益地の見直しも含め、関係農家を初め、町、土地改良区と調整していくこととしております。なお、この調整に当たりましては、既に水を利用されている農家や給水栓の設置を希望されている農家の意向を十分に尊重していく考えであります。

○凶師博規議員 知事、淡々とした答弁ですが、結果はすごいことになっているわけです。開閉栓方式を含む給水栓設置の同意が6月以降から一気に7割の同意まで達しているということですね。これは、もちろん地元の方なり、県当局も努力されたことでしょう。今、開閉栓設置、開閉栓方式の給水栓設置につきましても、生産者の理解がだんだんと浸透しているという現状を理解いたします。

では、関連してですが、尾鈴地区以外にも、県営事業に理解を示すものの、近年の燃料・肥料の高騰、農産物の価格低迷などの逼迫する経営情勢から、賦課金に対して不安を抱いている農家もたくさんいらっしゃいます。このような状況を勘案して、県としては、生産者の負担軽減につながる開閉栓方式導入を推進していくことが重要と考えられますが、ここでは農政水産部長に考えをお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 開閉栓方式についてでございますけれども、土地改良区は、施設の維持管理等に必要な経費を組合員から賦課徴収することができますが、その方法につきましては、それぞれの地域の実情に応じて土地改良区の総代会の議決を経て決定されることとなっております。御質問の開閉栓方式は、給水栓を設置し、実際に水を利用する方からのみ賦課金を徴収するものでございまして、後継者が不在の高齢農家や農地を貸している方でも安心して事業に参加できるものと考えております。この方式の導入によりまして、水が自由に利用できる優良農地の確保や、意欲ある農家への農地の面的集積が促進され、水利用がさらに拡大するものと期待しているところであります。

○凶師博規議員 今の答弁では、県としては推進をしていくという姿勢であることと理解いたします。しかし、開閉栓方式が推進されれば、今の答弁でもありましたが、水利用をしない生産者から賦課金が徴収できません。つまり、賦課金不足が発生するという危険性もはらんでおります。そうなると、土地改良区の財政運営が困難になるという可能性も出てまいります。そこで、地元自治体におかれましては、土地改良区に関する条例の改正を行って、一般財源から補てんする内容を既に制度化しています。県と

しても、国庫補助など土地改良区の維持補修に対し積極的に支援する姿勢は示されていますが、ここではより具体的に土地改良区に対してどの程度規模の支援が実施されるのか、再度、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御指摘にありましたように、土地改良区の適正な運営を確保していくためには、まずは畑地かんがい用水の利用拡大が基本になると考えております。このため県といたしましては、町、JAなどの関係機関と連携しまして、担い手への農地集積など畑地かんがい用水の利用拡大に向けた取り組みを強化しますとともに、施設の維持管理のための、御質問にございました国営造成施設管理体制整備促進事業や土地改良施設維持管理適正化事業等の国庫補助事業あるいは県単事業等によりまして、適正な運営が確保できるように最大限の支援をしてみたいと思います。

なお、こういった事業を活用しまして、前回もおっしゃいましたが、維持管理費6,500万という話がありました。一部、その補助を含めると、5,000万程度では現段階ではできるんじゃないかという見通しがございます。以上でございます。

○凶師博規議員 今の御答弁、国庫補助を引っ張ってくるだけではなく、県単事業をもってでも支援するという前向きな答弁をいただきました。私は、今の答弁のとおり、この畑かん事業は、国営部分や県営部分、また市町村や土地改良区といった縦割りで考えるのではなく、農業振興のため、県も最大の地方自治体としての役割や自覚を持って一体となって取り組むという姿勢が欲しかったんです。今の答弁を待っていたんです。ぜひ、今後も市町村を支え、生産者の声にしっかり耳を傾ける姿勢を貫いてくださ

い。

続けます。先日、マスコミにも大きく取り上げられていましたが、畑かん用水を畜産にも使えるようになるということです。これが実現しますと、畜産経営にも大きな経済効果があらわれると思われれます。そこで、畜産用水として利用が可能になるまでの経緯と、またその所見を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） かんがい用水の畜産としての利用でございます。本県の畜産農家の経営は、御案内のとおり、飼料価格の高騰あるいは子牛価格の低迷等、大変厳しい状況に直面しております。こういったことから、かねてより、関係市町や関係団体等から、かんがい用水を畜産にも利用できるようにしてほしいとの強い要望がございまして、こういった要望がございまして、かんがい用水の畜産への暫定的な水利用を可能とする特区提案を6月末に鹿児島県と共同で行ったところであります。国からの最終的な回答は9月末ごろになると伺っておりますけれども、現段階では、既存の制度の枠内で対応が可能であるという見解が示されております。

なお、本提案が実現した場合の経済効果等につきましては、大まかな試算でありますけれども、肉用牛、酪農、養豚、養鶏など、幅広い畜産分野において水代の節減はもとより、衛生環境の向上や暑熱抑制などの効果が見込まれ、年間約27億円程度と試算をしております。以上であります。

○凶師博規議員 大変な経済効果があらわれるというような試算をされております。ただ、この畑かん用水の畜産利用はあくまでも、答弁にもありましたが、暫定的なんです。水量に余裕があるときに利用が可能となるものであって、

畑かん事業が当初の計画どおり進めば利用ができなくなることもありますね。その内容などをしっかり周知していく、今後その周知の作業が必要かと思われます。そして、今後、畑かん事業が着々と進んでいった場合、今後の営農指導や生産者の所得向上のための戦略が大きな課題となってきます。当初作成された事業計画は時代錯誤も甚だしく、費用対効果についても算定基準となる市場価格や販路選定も刻一刻と変化している中、再度、生産者が魅力を感じ、夢が描けるように、この計画を練り直す必要が不可欠と私は考えます。これは尾鈴地区に限ったことではありません。県としては、県内のかんがい事業を推進していく上でどのようなビジョンを、戦略を持たれているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 農業を基幹産業とし、農地の約半分を畑地が占める本県におきましては、収益性が高く、競争力のある畑作農業を展開していくことが極めて重要であると認識しております。私は、本県の畑作振興に当たりましては、畑地かんがい施設を初めとする、安定的に農産物を生産できる基盤等の条件整備、意欲ある担い手への農地の面的集積による経営規模の拡大、水を生かし、消費者ニーズを踏まえた品質の高い農産物の生産などに積極的に取り組み、しっかりとした生産体制を確立することが重要であると考えております。さらには、近年、需要が急速に伸びつつある加工用・業務用野菜をターゲットとして、農商工連携によります冷凍・加工施設等の設備促進など、高付加価値化に向けた新たな取り組みを進め、消費者の期待にこたえられる安全・安心な産地づくりと農家所得の安定・向上を図ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今の知事の答弁を受け、各部連携の上、生産者が安心できるような事業計画の再度の練り直しをお願いしておきます。

今の答弁に続けるならば、特に尾鈴地区におきましては、JA尾鈴に大型出荷場も整備され、畑かん事業と連動した生産から流通への活性化が期待されております。私も県議会の立場といたしまして、これに全面的に協力をし、販路拡大等にとともに取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、次の質問、新型インフルエンザ対策についてお伺いをいたします。

執行部におかれましては、宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、いち早くその対策に乗り出されておりますが、感染の実態は計画の予想をはるかに超え、今まさに感染拡大が本格化する時期を迎えようとしております。厚生労働省の発表によりますと、感染のピークは10月上旬から中旬にかけてということで、もうそこまで迫ってきているんです。そのピーク時には全国で約5万人を超える入院患者が出ると予測されています。さらに、現在は弱毒性のウイルスが強毒性に変異する可能性も危惧されている。これは周知のとおりです。県としては、感染者及び感染の疑いのある方を入院させる場合、公立も民間も関係なく、すべての医療施設で受け入れるように方針を打ち出しています。では、現時点で県内の入院患者がどの程度出ると予測されているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今回の新型インフルエンザは弱毒性であり、大部分の方は重症化せず回復しておりますが、患者数の増加に伴い、一定の割合で入院患者が発生することが考えられます。流行ピーク時における入院患者

数につきましては、国の示した新型インフルエンザの流行シナリオを単純に本県に当てはめた予測であります。県民全体の20%が発症した場合、最大時点で1日当たり411人、また30%が発症した場合では617人が入院していると試算されます。そのうち呼吸不全や脳症などの重症例は、入院患者の約1割と言われております。

なお、この試算は最悪の事態を想定したものではありませんが、県といたしましては、このような事態にも対応できるよう医療体制の確保に努めているところであります。以上でございます。

○図師博規議員 今の御答弁ですと、600名を超える入院患者が出る可能性があるというわけですね。感染ピーク時に備えて、今から県内医療施設に600床を超える入院ベッドを新型インフルエンザ用に確保させておくということは、県立宮崎病院クラスの病院を空にして待機させなければいけないということであり、これは物理的に到底無理なことです。それを補う手段として何ができるのか、いや、何をしなければいけないのか、再び福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 流行時の入院患者数の増加に対する対策といたしましては、一度に多くの患者が発生しないようにし、流行のピークを低くなだらかにすることが重要と考えております。そのため、集団感染を早期に探知し、集団内で患者が増加するようであれば、学校等の臨時休業の措置を行うこととしております。また、入院患者に対するベッドの確保など医療体制の整備も、医師会や基幹的病院と連携し、調整を進めております。いずれにいたしましても、まずは県民の皆様一人一人が手洗いやうがい、せきエチケットの励行など、感染防止対策に努めていただくことが重要であります

ので、その理解の一助とするため、新型インフルエンザ対応ハンドブックを47万部作成し、市町村を通じて現在、各家庭に配布しているところであります。以上でございます。

○図師博規議員 予防が最大の対策であるということは、やはりこれは認識を共通しなくてはいけないところであります。入院ベッドの確保が困難であれば、ベッド不足が明らかになる前に、在宅治療体制に切りかえるため、民間医療施設と連携して訪問診療や訪問看護にマンパワーを集中させること、それに伴う必要な医療機器を備蓄しておくこと、これ等もあわせて必要だと思われま。いずれにしても、県民の方々が不安を抱くことがない万全の策を講じていただきたいと考えます。

それでは続いて、県立宮崎病院精神医療センターの療養環境確保と利便性向上についてお伺いします。

先日、愛みやぎきは、会派としてセンターの視察に行っていました。センターの構造上の問題につきましては、開設前から取り上げられていましたけれども、現場に足を運んでみますと、その課題に直面し、ぜひとも解決しなければいけない内容を明確にとらえることができました。その課題であります。まず成人と児童が同じフロアで療養されていることから、思春期にある患者が成人患者の急性増悪症状の影響を受け、治療上の障害があるということを指摘しておきます。

例えば、一つの病棟は可動式の仕切りで区切られてはいますが、音や声は遮断することができていないんです。その成人者の声に子供がおびえてしまうなど、療養環境としては適当と言いがたい現状がそこにあります。では、このような状態があることを病院局長は御存じです

か。報告を受けていますか。また、そのような状況をどう理解されているのか、お伺いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 精神医療センターの病棟構成でございますけれども、他県の例等を参考にしながら、ナースステーションを挟んで成人と児童の病室を配置しているところでございます。また、児童の病室につきましては、一般の病室よりも防音性能を高めますとともに、ただいま議員御指摘ございましたように、廊下には可動式の防音扉を設置するなど、成人患者さんの声や物音が児童患者さんに聞こえないように配慮しているところでございます。今後とも、この施設の状況等の把握に努めまして、必要があれば、新たな遮音装置の検討や患者さんの隔離エリアへの収容等、ハード面と運用面の両面での対応を行い、療養環境の維持に努めてまいりたい、このように考えております。

○図師博規議員 対策は講じられても、それは十分でないという現実をぜひ病院局長も理解していただきたい。

また、同センターには2階部分にセンターと病院本館を結ぶ通路があります。ほかの診療科を受診された方がその通路を利用して精神科受診をすることが可能になると思いきや、その通路にはかぎがかかっているんです。職員の同伴なしにはその通路利用ができない状態になっています。このため、精神科外来を受診される方は、本館正面玄関から一たん外に出て、おまけにセンターまで移動する。センターの診療室は2階にありますから、そこまで移動するという動線が非常に長い状態になっています。雨が降っているときも困られているとも聞きます。外来が2階にあることによって利便性の悪さが

あるということは、現場職員からも改善要求が上がっていると聞きますが、どうしてこのような建築構造になったのか、当局としてどのように今後対応されていく考えがあるのか、再度、病院局長にお伺いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 今、議員のほうからいろいろ御指摘がございました。そのようなお話は何っておりますし、私も、工事の終了後、それと診療開始前、たびたび行っているところでございます。そういうことで、まず患者さんの視点に立ち、あるいは現場の声に十分耳を傾けながらやっていきたいというふうに考えているところでございますけれども、いろいろな立場でいろいろな御意見等をちょうだいいたしております。そういうことで、県立病院につきましても、その時々医療ニーズに的確に対応できるように計画的に整備充実を図っているところでございまして、当センターの施設につきましても、現在いろいろと検証等もやっておりますけれども、職員の意見等にも十分配慮しながら、緊急性や必要性に応じて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○図師博規議員 今後も、今の答弁にありました現場主義での医療サービスが提供されることと、私、一番心配するのは、センター職員が疲弊してしまって——疲れ切る前に、ぜひその対応策を講じていただきたい。働きやすい環境整備に尽力されることを切に要望いたします。

また、センターが開設されて半年が過ぎております。ということは、新富にありました県立富養園が閉鎖となって半年が過ぎていくことになります。しかし、いまだに民間事業者への業務移管は行われておりません。公募したにもかかわらず、民間から手が挙がらなかった

ということは、県の貸付条件に問題があることが考えられます。富養園を利用されていた方々や家族からは、外来やデイケアの存続を要望する内容の要望書も提出されているわけですから、速やかに開設につながるよう貸付条件の再検討をあわせて申し述べておきます。

それでは、次の質問に移ります。余裕教室・廃校施設の有効活用についてお伺いいたします。

余裕教室とは、児童生徒数の減少により、既存の教室数と比較して必要学級数が減少し、将来とも恒久的に使用されないと見込まれる教室のことを言います。文部科学省が調査を始めて累計で全国に約13万教室も発生しているんです。また、文部科学省では、遊休スペースとなった学級や学校については、使われなくなった後も地域の実情に応じて積極的に活用する方針を打ち出しています。本来、国庫補助金により整備された学校施設を学校教育以外の施設に転用する場合には、国庫補助相当額を国へ返還しなければならないのですが、この規制を緩和して、一定の要件を満たせば、国庫返還をせず報告書の提出のみをもって転用ができる財産処分手続の弾力化を現在実施されております。これを利用し、全国的には、遊休スペースを学童保育に利用したり、障がい者や高齢者の福祉施設として利用する、またカウンセリングルームとしての利用、そしてまた郷土芸能の体験や伝承をするための地域との交流スペースとして利用しているなど、さまざまな形で余裕教室及び廃校の利活用が図られています。ここで、教育長にお伺いしますが、本県の余裕教室の発生状況及び近年の廃校に関する状況、そして、あわせてまた、その後の利活用の状況をお答えください。

○教育長（渡辺義人君） まず、余裕教室についてであります。市町村立小中学校では現在、約850室となっております。このうち約94%が多目的教室や特別教室など、当該学校の施設として使用されておまして、残りの教室につきましても、大部分が放課後児童クラブなどの公共用として活用されているところであります。また、県立学校についての余裕教室であります。約240室ございまして、そのすべてが選択教科のための教室や生徒会室などとして使用されているところであります。

次に、近年の廃校の状況についてであります。市町村立小中学校におきましては、年次を平成14年度から20年度に絞って申し上げますと、この間に33校が廃校となっております。このうち建物が現存しておりますのは28校であり、この28校の中の15校で社会体育施設や集会施設、また研修施設などとして活用されており、もしくは活用予定ということであります。次に、県立学校の状況でありますけれども、平成18年度末に閉校となった延岡西高校の施設がございまして、これにつきましては、現在、この施設を活用いたします総合的な特別支援学校の設置計画を進めているところであります。なお、今後閉校を迎える県立学校といたしましては、小林商業、日南農林、日南振徳商業高校等の7校がありますが、これらにつきましては、基本的には教育財産としての活用は考えていないところでありますので、庁内の各部局や市町村の意向を踏まえまして、その取り扱いにつきまして検討していくことにいたしております。

○図師博規議員 この質問を取り上げるきっかけとなったのは、実は地元木城町の中之又小学校の閉校後に開かれた跡地利用の説明会に参加

して住民の方々の声を聞いてきたからなんです。中之又地区は高齢化率が70%を超える地域です。中之又の高齢者の方々の、その生活を図る上で要介護度を私、調べたことがあります。しかし、中之又地区の方々、要介護度は低いんです。これは、健康な方々が多いというわけではなくて、介護が必要な状態になると、福祉のサービスが受けられない環境にあるということ、山をおりなくてはいけなくなる、地域を離れなくてはいけなくなるということを如実にあらわしているんです。よって、学校の跡地利用説明会では、高齢者用の施設に転用を望む声が圧倒的でした。地区の方々は、運動会や学習発表会、入学式や卒業式を通して地区の方と深くつながり、愛着ある学校の再利用を涙ながらに訴えられていました。しかし、町としては、手すりやスロープの設置、トイレ改造程度の整備はできるものの、福祉の人材確保を初めとする運営費の補助の支援まではできないというような内容でした。以前、この中之又小学校に勤務されていた校長先生がこの地域をかんがみ述べられた言葉に、「普通の小学校は地域の中にある。でも、中之又は小学校の中に地域がある。それくらい地域とのきずなが深いところなんですよ」と、愛情ある言葉を残されています。これは、小学校がなくなれば地域がなくなるということを意味していると私は思います。今後、県内には同様な中山間地域が続出するわけです。県としても、国の規制緩和策を最大限利用し、福祉施設等への転用を積極的に図り、市町村と連携し、地域の暮らしを守る施策の取り組みが強く求められていると私は考えます。この点に関して知事、中山間地域の廃校利用についての所見をお答えください。

○知事（東国原英夫君） 中山間地域におきま

して、学校は教育の場であるだけでなく、地域住民にとりまして思い入れの深い貴重な資源であり、地域の交流の拠点であります。過疎化、少子化等を背景に、中山間地域の学校が廃校となることは残念であります。一方、地域コミュニティの維持や地域の活性化を図る上から、その施設を有効に活用することは大変有意義であると考えています。県といたしましては、廃校施設等の利活用による新たな活動の場づくりなど、地域の活性化につながる特色ある取り組みを引き続き国・県の補助制度等を通じて支援していきたいと考えております。

○函師博規議員 前向きな御答弁ありがとうございます。これは中之又に限ったことではありません。高齢化率が高い地域は年々人口は減少していきます。余裕教室や廃校を福祉施設として利用し、5年から10年でも運営費の補助があれば、昭和の激動期に身を粉にして働いて支えていただいた高齢者の方々が人生最後のときまで住みなれた地域で暮らすことができるかと私は考えます。福祉や医療、その政策には費用対効果だけを掲げるのではなく、我々の世代は高齢者にそのような恩返し、それをしても私はおかしくない、またそれが必要じゃないか、この時代、思っております。

それでは、次の質問に入ります。県有施設の財産管理についてお伺いいたします。

先ほど教育長の御答弁の中にもありましたが、県立高校においても今後7校が閉校となるわけです。最近では、先ほども出てきましたが、県立富養園が閉鎖となり、その閉鎖の際、大量の県有財産、物品が不用となったと考えられますが、その県有財産がどのように有効活用されているのか、またされたのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 個別の有効活用の方策等については病院局長のほうでお答えになると思いますが、私のほうでは、一般的な不用となった物品の処理手順について御説明したいと思います。財務規則におきましては、物品について物品管理者を他の所管に移しかえます、いわゆる所管がえというものと、老朽化により使用不能となった機器等を学校の教材で用いる等、使用目的を変更いたします分類がえ、例えば公用車を廃棄したときにそれを教材として使うといった例だと思いますが、さらに、公有財産の附帯設備を取り外しまして物品として管理いたします、こういった場合には編入がえと言っておりますけれども、こういった分類を行いまして、有効活用を図ることとしていところでございます。廃止をされる施設におきましても、当然、同様な手続を行った上で、なお効率的な使用が図られないと認められる物品につきましては、所定の決裁手続を経まして、不用の決定を行いまして、売却、譲与、減額譲渡または廃棄という処理を行うこととしていところでございます。

○図師博規議員 大義は理解できました。そのような方法で整理がされておるといことですね。

それでは、個別の案件に入りますが、3月に閉鎖した富養園ですけれども、その閉鎖時に発生した一般廃棄物の物品数と総重量をお答えいただきたいと思いますが、これは病院局長、お願いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 廃棄処分をいたしました一般廃棄物の数量が1,039点、重量にいたしますと33.42トンでございます。

○図師博規議員 今の答弁ですが、私の手元には、その一般廃棄物の収集運搬の入札に関する

資料があります。これによりますと、今述べられた物品が、病棟ごと、部署ごとにきれいに書き出されてあります。答弁の内容では、総重量は33トン余りということでしたけれども、この資料によりますと、総重量は40トンとなっているんです。この7トンの差は一体何を意味するんでしょうか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 富養園の物品につきましては、精神医療センターや他の県立病院等で引き続き使用するほか、今後使用見込みがないものにつきましては、売却処分や廃棄処分を行ったところでございます。処分に当たっては、病院局財務規程に基づき具体的な判断基準を定めまして、あらかじめ対象物品のリストを作成した上で、職員に対しても指導の徹底を図り、適正な処分を行ったところでございます。御質問の一般廃棄物でございますが、トン当たりの単価契約となるために、予定総重量を示した上で入札を行っております。この予定総重量につきましては、ただいま議員御指摘にもありましたように、業者のほうに処分予定品のリストと現物を見ていただいた上で数量の見積もりを徴し、40トンというふうに設定したところでございます。また、入札と並行して、他部局での再利用の呼びかけも引き続き行いまして、引き取り手が見つかったものについては、所管がえの手続を行っておりますので、その分は予定総重量から減っております。以上のようなことから、予定総重量40トンと実際の処分量との間に約7トンの差が生じたというように考えております。

○図師博規議員 7トンはそんな簡単な量じゃないです。その見積もりによっては落札価格も全然変わってくると思われるんですが、その見積もりの誤差と他施設への移動等によるという

内容の答弁でしたが、事業発注の見積もりが、そんな7トンも違うようないいかげんな見積もりでいいんですか。私が危惧するのは、病院閉鎖時のどさくさに紛れて職員の県有財産の持ち帰りが起こり得るのではないかということです。裏金問題以降、職員の公金及び物品管理に関するコンプライアンスは徹底されていると信じてはおりますが、今後、県立高校7校の閉校を初め、行政改革の中で県有施設の統廃合が随時続いてまいります。この問題を取り上げるに当たりまして、執行部関係者と厳しい議論を交わしました。その説明を受ける中で理解に苦しむ部分もありましたが、今回は執行部の方々の説明をのみ込むことといたします。この際、知事、裏金問題からも時間が経過しておりますので、警鐘を鳴らす意味を込めた知事の所見をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 学校等の施設の統廃合等に伴いまして、当該施設で不必要となった物品等については、所管がえなどを行い、他の所属に引き継いで、より有効な活用を図っているところであります。また、今後、県において使用見込みのない物品については、不用の決定を行った後、売却、譲渡、廃棄などの方法により処分することとなります。このような一連の処分手続を含め、昨年4月から、適正な物品管理事務を確保するため、指導検査及び職員に対する研修を行う指導専門員を配置して、その強化に努めているところであります。今後とも、地方自治法や財務規則等の関係法令の定めるところにより、適正かつ厳正に執行するよう指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今の御答弁ですと、指導専門員を配置してまで徹底管理、徹底指導されているという姿勢は評価をいたします。今後も、そ

の姿勢を貫いていただき、県民との信頼構築を進められることを大いに期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○中村幸一本議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時46分散会

9月25日（金）

平成 21 年 9 月 25 日 (金 曜 日)

午前 10 時 12 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 井 本 英 雄 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 萩 原 耕 三 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)

- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 52 番 外 山 三 博 (同)
- 53 番 福 田 作 弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 高 山 幹 男 山 下 健 次 高 橋 博 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 伊 藤 孝 利 山 田 康 夫 長 友 秀 隆 日 高 幸 平 甲 斐 景 早 文 西 野 博 之 大 重 都 志 春 渡 辺 義 人 鶴 見 雅 男 城 倉 恒 雄 太 田 英 夫 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱 砂 公 一 岡 田 英 治 渡 邊 靖 之 章 富 永 博 章 日 高 正 憲 福 嶋 清 美 日 高 賢 治 山 中 康 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 一般質問

○井本英雄副議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、水間篤典議員。

○水間篤典議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。早いもので、もう3カ月前のことです。ありますけれども、6月23日、知事は、古賀選対委員長との会談後のあの発言、あの一言がなければ、今ごろは衆議院議員のバッジをつけて赤じゅうたんを踏んでおられるのではないかと言われる県民の声もあります。そういう中で知事は、「政治家の発言をどう考えますか」という問いには、「論言汗のごとしですよ」と言っておられます。一回言ったことは取り返しがつかない、政治家の宿命、あるいはまた、二転三転はできない、政治理念とか信念とかにかかわる部分はぶれてはいけないんだと言っておられました。まさにそのとおりだと思います。私も一言一句を大事にしながら御質問をしたいと思っております。

まずは、知事の政治姿勢についての問題であります。

人事院勧告についてであります。ちょうど1年ほど前の9月15日、アメリカの大手投資銀行リーマン・ブラザーズが約56兆円もの負債を抱えて破綻をいたしました。この日を境にして、世界経済は坂を転げ落ちるように下落の一端をたどり始めました。いわゆるリーマンショックであります。このリーマンショックを皮切りに、国際金融市場は麻痺状態に陥り、世

界経済は急速に失速をしたのであります。そして、世界経済の低迷が日本経済にも深刻な影を落とし、トヨタやソニーに代表される自動車、電機の輸出企業を直撃したのを初め、我が国経済は大幅に悪化の道をたどりました。このような状況下で私が特に心配をいたしますのは、個人消費の低迷であります。個人消費は内需拡大による地域経済の活性化に欠かせないものであります。厳しい雇用情勢や給与所得減少が消費者心理を冷え込ませて、消費支出を抑制し、景気回復の足かせとなりかねず、景気のさらなる悪化にもつながりかねません。しかしながら、このように国を挙げて経済対策に取り組もうとする中、5月1日には、人事院が国家公務員の夏のボーナスに関して一部凍結の勧告を行ったのであります。経済対策をこれからやろうというさなかに、どうして公務員の給与の凍結をするのか、どうも私には納得がいかないわけがあります。経済対策に水を差している気がしてならないのであります。また、本県においても、5月12日、人事委員会が国と同様の措置を検討するよう報告を行いました。これを受け、本県でもボーナスの一部凍結が実施をされました。そして、8月11日には、人事院が、国家公務員の年間のボーナスについて0.35月分の引き下げ勧告を行いました。夏に0.2月分を凍結しておりますので、冬に0.15月分の削減となるわけがあります。消費マインドに与える影響は極めて大きいものと考えます。これを本県に当てはめて考えれば、大きな民間企業の少ない本県で、公務員の給与削減の影響はさらに大きく、県内各地域の商店街や飲食店などにとって、売り上げ減少につながり、地域経済に相当なマイナスとなってあらわれるのではないかと懸念をいたすものであります。

そこでお伺いをいたします。この時期、景気浮揚のためにも、公務員給与を引き下げるべきではないと考えます。公務員給与のあり方について、知事の御所見をお伺いいたします。

また、6月のボーナスにおける国と本県での凍結額と、人事院勧告どおり0.35月分の削減を行った場合の国と本県への影響額について、総務部長にお尋ねをいたします。

次に、県有施設の活用についてお伺いをいたします。

ある県有施設の近隣に住む住民が念願の住宅建設をすることになり、上棟式に伴う来客用の駐車場として県有施設の外来者駐車場の一部使用を認めてもらいたいとお願いをしたところ、そのような目的の利用は認めていないと断われたようであります。県民あつての県有施設でありまして、当日は休日で使用していないのであり、県有施設の近隣に住む住民が特別な事情がある場合には使用許可を認めてやるべきではないかと考えます。優しく思いやりのある県の行政を考えるわけではありますが、どうか柔軟な対応をいただくように、この問題については要望いたしておきます。

公共事業についてであります。

御案内のとおり、本県建設業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、昨日の質問にもありました。その原因の一つに、公共事業を初めとする建設投資の減少があります。特に本県のような地方の建設業者にとって、生活の糧となっている県や市町村の公共事業が減少することは、大きな痛手であります。これに加えて、県は、全国の先陣を切って入札制度改革を進めており、建設業者の経営が大きく揺らぎかねないことを改めて指摘しておきたいと思っております。県にとっても重要な課題である地域の活

性化、雇用の確保は、地元の建設業者に負うところはまことに大きいのであります。ましてや、災害時の早急な対応が求められる中で、その役割を担える地元の建設業者はなくてはならない存在であります。県の進める公共投資の削減や入札制度改革については、やむを得ない背景があることは理解ができます。しかしながら、建設業者を疲弊させ追い込むような施策だけでは、良好な連携は当然図れないのであります。建設業を支援し育成することこそ、まず重点的に取り組むべきであります。県は、本年3月に、公共事業における経済・雇用緊急対策を講じました。この中では、経営の厳しい建設業者を支援する対策が講じられたはずであります。そこで、県はどのような対策を講じられたのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

次に、農政問題についてお尋ねをいたします。

我が国の農業は、農業所得の減少や高齢化、耕作放棄地の増大が進む一方で、新たな担い手の確保は進まず、農村部の条件不利地域などでは、産業としての持続性も危ぶまれる状況に直面していると言っても過言ではありません。しかし一方では、農業法人や集落営農組織などの元気な農業経営体の出現や、農商工連携などによる新たな取り組みと雇用創出への期待、消費者の国産志向や地産地消の高まりなど、窮地に置かれた我が国の農業の危機を救ってくれる新たな動きも生み出されてきております。私は、こうした状況下であるからこそ、これまで当然のこととされてきた従来の発想を転換し、危機を好機ととらえる前向きな取り組みが重要であり、農業者に安心と希望をもたらす思い切った農業改革の断行が求められていると思うのであります。この魅力あふれる郷土宮崎の農業は、

幾多の困難を知恵と工夫で乗り越えた先人たちの努力により築かれたものであり、私はこの財産を私たちの手でしっかりと受け継いでいかなければならないと考えます。そのためには、本県の農業者が希望を持って経営に邁進できる仕組みづくりや、疲弊した農業・農村の地域経済に活気と明るさを取り戻せるような施策に対して最も力を注ぐべきではないかと考えます。本県農業・農村が今後とも持続的発展を続けていくためには、ぜひ、こういった視点から施策のさまざまな検証を行い、思い切った改革を行う決意を持って本県農業振興のビジョンを示していただきたく強く願っておりますが、農政水産部長の見解をお尋ねいたします。

次に、牛肉の消費販売対策についてお伺いをいたします。私は、これまでも幾度か質問をしてまいりました。飼料用の穀物価格の高騰はピークを越えたとはいえ、いまだ高どまりの状況であります。また、生産物である畜産物価格は、世界的な景気低迷を背景に、下げどまっている状況であります。牛肉の出荷動向について見ますと、直近のデータとして、全国の屠畜頭数は9万8,000頭で、昨年同月比105.8%、昨年より相当増加をしており、その中でも和牛は3万8,900頭で、昨年同月比では113.2%と過去1年間で最も高い伸び率となっております。この傾向は秋以降も続くと思われようではありますが、このように、価格と需要が低迷する中で出荷量だけが伸びている状況にあっては、牛肉相場が上昇するというのはとても考えにくいのであります。そのような中で、私の地元、西諸畜連の子牛市場の状況を見ますと、9月の競り価格が平均で36万582円、去勢が39万8,026円、雌が31万5,019円と、去勢子牛に比べて大きく雌子牛の価格が下がっているのであります。これ

は、子牛生産農家の生産拡大や更新に対する意欲が大きく低下していくのではないかと懸念をするものであります。このような状況である今こそ、生産者の元気が出て生産意欲を高めるためには、消費販売対策に力を入れることが一つの突破口になるのではないかと考えます。そこで、宮崎牛を初めとする牛肉の消費販売対策にどのように取り組んでおられるのか、農政水産部長にあわせてお尋ねをいたします。

次に、西諸県地区の高校の再編整備についてであります。

昨年4月、小林秀峰高校が開校し、現在、工業科と商業科の1、2年生約400名が新しい校舎で学んでおります。平成23年度には、さらに高原高校が再編をされ、農業科と福祉科の生徒たちが加わり、平成25年度には6学科720名から成る総合制専門高校が完成を迎えることとなります。県内初の総合制専門高校が西諸県地域に設置をされ、その準備が順調に進んでいることは大変喜ばしいことでもあります。ところで、小林工業高校敷地は小林秀峰高校へと引き継がれますが、小林商業高校は、これからの跡地活用について考えなければなりません。教育委員会では、県立学校の跡地については、基本的に県の教育財産としての活用は考えていないとしておりますが、私としましては、地元のこともありますし、今後どのように活用されるのか大変心配をいたすものでありますが、そこで、小林商業高校の跡地活用の検討状況について、教育長にお尋ねをいたします。

また、小林秀峰高校の体育館の改築についてであります。このたび、9月補正予算に小林秀峰高校体育館の改築に係る経費が上程をされました。同校体育館の改築は、同校関係者はもちろんのこと、生徒たちや地元住民の長年の夢で

あり悲願でありました。今般、その改築が実現される予定であることは大変喜ばしいことでもあります。ところで、小林秀峰高校は、小林工業高校からの時代を通じて、全国大会等で数々の優勝実績がある新体操部やハンドボールを初め、部活動が盛んな高校であります。体育館の改築により体育授業の環境等が向上することはもちろんのことではありますが、新体操を初めとする部活動が今後ますます発展をし、全国にさらに宮崎県の名をとどろかせることを期待するものでもあります。そこで、教育長に、小林秀峰高校体育館がどのような形になるのか、改築計画の内容についてお尋ねをしておきたいと思っております。

次に、介護問題についてであります。

現在、県内に要介護者は約4万6,000人おられるということでもあります。高齢化の進行により要介護者数は今後ますますふえることが予想されまして、介護保険などの社会保障費の増加が懸念をされるところであります。また、平成18年から20年度の第3期介護保険事業支援計画における介護保険施設の整備実績は、平成23年度末までに廃止をされる介護療養型医療施設を除き、全国では計画総数約11万5,000床に対し、実績は8万1,000床と71%の整備率であったのに対して、本県では有料老人ホームなどの特定施設を含めまして97.5%と、ほぼ計画どおりの整備が行われたとのことでもあります。しかし、その一方で、昨年4月時点での本県の特別養護老人ホームの入所待機者は約3,200名に上っており、中には予約的な申し込みもあるとは聞いておりますが、要介護度4や5といった重度の方々は、老老介護などで家庭での介護力が減退する中で、在宅での介護も困難になってきていることから、特別養護老人ホームなど施設にお

ける介護サービスの充実が必要と考えます。そこで、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けて、県としてどのような対策を考えておられるのか、福祉保健部長に伺います。

次に、林業再生事業についてお伺いをいたします。

本県の杉を中心とする森林資源は年々充実の度を増し、まさに伐採時期を迎えており、いかにこの資源を有効に活用し山村地域の振興につなげていくかが重要な課題であります。特に、経済不況のあおりを受けた住宅着工戸数の落ち込みに伴い、木材需要は低迷をし、木材価格は昭和54年のピーク時に3万5,500円であったものが、ことしに入って7,000円台にまで下落するなど、山村や林業をめぐる情勢は極めて厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、国では、経済危機対策の一環として、総額1,238億円の森林整備加速化・林業再生事業が創設されたところであります。県でも、この事業を活用して、森林整備の推進や林業・木材産業の振興を図るため、去る6月議会で当該事業に係る基金10億円を積み立て、今議会に41億円余の基金積み増しを提案しておられます。そこで、現在の森林整備加速化・林業再生事業の取り組み状況はどうなっているのか、また、今後どのように対応されるのか、環境森林部長の見解をお伺いいたします。

次に、県産住宅の振興について伺います。住宅投資は、木材やコンクリートなどの資材部門ばかりではなく、大工さんや左官、上下水道、内装に至るまで際めて幅広い分野にまたがることから、オーケストラ産業とまで言われております。住宅関連団体の調査によりますと、住宅建設は家具や家電の購入にもつながることなどから、その経済波及効果は、1戸当たり、

約5,000万円とも言われております。政府も、景気後退に対応するために、住宅ローン減税や贈与税の軽減、省エネ家電の購入補助、エコポイントの導入など、個人消費を押し上げる対策をとっております。減税対策を講じるだけでなく、住宅建設を刺激することのできる施策の充実が必要であろうと思います。このような中で、県では、緊急経済対策として県産材需要の拡大を図るために、柱81本プレゼント等、木材住宅の建設促進に努めておられます。その推進状況について、環境森林部長にあわせてお伺いをいたします。

次に、宮崎県医療計画の現状について、特に小林市民病院の問題として特化してお尋ねをしてまいります。

去る9月13日、小林市立市民病院の落成式が行われました。私も出席をさせていただきました。知事代理として高橋福祉保健部長のごあいさつをいただいたところでもありました。小林市や西諸県地域住民の待望久しかった一大プロジェクトがようやく実を結んだはえある落成式でもありました。電子カルテや最新式のMRIの導入など、病院の機能等の充実も図られ、今後、この地域の医療の向上に大いに貢献すると期待をされております。しかしながら、一方で大きな課題を抱えてのスタートともなりました。鹿児島大学から派遣されていた内科医が9月末で1名退職することや、再開が待たれていた産婦人科に常勤医師の派遣が得られないことが、落成式の直前に相次いで明らかにされました。小林市立市民病院は、県の医療計画で定める7つの医療圏の一つ、西諸医療圏の中核病院であります。第2次救急医療施設や災害拠点病院として重要な位置づけがなされております。この2次医療圏が県内7つに分割して設定され

ている前提は、あくまでも、その医療圏内で住民に対し十分な2次医療が提供できるということでもあります。にもかかわらず、西諸医療圏では、その中核病院である小林市立市民病院が、せつかく施設は充実したのに、医師不足で十分な機能が発揮できないというのでは、県の医療計画は一体何を定めているのかと言いたくなるのであります。そういう意味で、小林市立市民病院の医師不足は、ある地域の単なる一つの病院のことと片づけることはできないと考えます。同病院は来年4月にグランドオープンを迎えます。小林・西諸地域の住民が安心して生活するためのよりどころとして早急な医師確保が不可欠であります。

そこでお尋ねをします。医療計画を策定し、県民にひとしく医療を提供する県の責任として、西諸県地域の拠点病院である小林市立市民病院の医師確保について、積極的に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

最後に、老人クラブについてお伺いをいたします。

先日、県老人クラブ連合会が主催する第34回のさんさんクラブ大会に出席をさせていただきました。知事も出席をしておられました。県内各地域を代表する元気な高齢者の皆様の集まりであります。老人クラブの代表者の方々が1,000人余り集まられた大会でありましたが、そこでお聞きをしました「我々高齢者が健康であることが、既に日本に貢献をしている」という言葉に非常に感銘を深くいたしました。また、老人クラブでは、高齢者の社会参加はもとより、高齢者が元気であれば社会保障費の増加も抑制ができるというすばらしい理念のもとに、健康づくりの活動にも積極的に取り組んでおられること

に対しまして、心から敬意を表するものであります。そこで、高齢者の社会参加の中心的な役割を担っている老人クラブへの支援について、どうお考えか、福祉保健部長に伺いまして、以上、壇上からの質問といたします。(拍手)
〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

公務員給与のあり方についてであります。県職員の給与は、地方公務員法により国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業の従事者の給与などの事情を考慮して定めることとされており、給与の決定に当たっては、人事委員会勧告制度の趣旨を遵守することが大切であると考えております。今年度の給与改定につきましては、現時点では、人事委員会勧告が出されておられませんので、申し上げる段階ではありませんが、基本的には、人事委員会勧告を踏まえながら、諸般の情勢も見きわめ、決定していきたいと考えております。なお、議員からお話のありました経済対策については、県として大変重要な課題であると認識しておりますが、その実施に当たっては、先ほど申し上げたことを踏まえますと、公務員給与を介してではなく、別の施策により実施することが適当であると考えております。〔降壇〕

○総務部長(山下健次君)〔登壇〕 お答えいたします。

ボーナス凍結額についてであります。まず、この6月の期末・勤勉手当の凍結額ですが、国が約740億円、本県が一般会計で約13億円であります。

次に、0.35月分の削減を行った場合の影響額についてであります。今回の人事院勧告全体の国での影響額につきましては、約1,390億円とさ

れておりますが、このうち期末・勤勉手当の削減額については、国から公式には発表されておられませんけれども、先ほど申し上げた金額740億円が0.2月分ということでございますので、そこから機械的に計算をいたしますと約1,295億円となるところでございます。また、本県で同様の削減を行った場合、一般会計で約23億円となります。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長(高橋 博君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの入所待機者解消策についてであります。待機者解消策につきましては、療養病床の転換に伴う受け皿として特別養護老人ホームなどのベッドを確保することに加え、今回、補正予算をお願いしております介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して、小規模特別養護老人ホームなどの整備を、市町村とも協議しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。さらに、ショートステイの活用や訪問介護等の在宅サービスの利用促進にも努めてまいりたいと考えております。

次に、小林市立病院の医師確保についてであります。小林市立病院は、県の医療計画において2次救急医療施設や災害拠点病院に位置づけられるなど、西諸医療圏における中核的な病院として、重要な役割を担っていただいております。昨日から新病院での診療が開始されたところでありますが、このような中で、1名の派遣医師が9月末で大学に引き上げられ、また、産婦人科の再開のめどが立っていないなど、医師不足が深刻化しており、本医療圏全体の医療提供体制の確保という観点からも、大変厳しい状況にあると認識をしております。地域の中核病院における医師確保は、喫緊の課題でありますので、県といたしましては、市町村との連携を

さらに強化し、宮崎県医師確保対策推進協議会による医師の誘致活動を積極的に展開するとともに、医師派遣システムや医師修学資金貸与制度等により、医師確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、老人クラブへの支援についてであります。県では、老人クラブの皆様が友愛活動、社会奉仕活動、健康づくり活動や子供たちの見守り活動などに日ごろから取り組んでおられることは大変意義深いものと考えており、老人クラブが行う活動等に対し助成を行うとともに、リーダー養成研修会などの取り組みについても支援しているところであります。また、今後の活動の励みとしていただけるよう宮崎県さんさんクラブ大会において、模範となる地域貢献活動等に取り組む個人やクラブに対して県知事表彰を実施しているところであります。今後とも、老人クラブ活動の活性化に向けて、引き続き支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

林業再生事業についてでございます。まず、森林整備加速化・林業再生事業は、県に基金を造成し、定額方式での間伐の推進や、木質バイオマス利活用施設の整備等を支援し、地球温暖化の防止や地域産業の振興を目的としております。県では、この予算を最大限に活用するため、5月に市町村、林業・木材産業関係者等で構成する協議会を立ち上げまして、要望調査や審査等に取り組むとともに、6月議会で10億円の基金を造成したところでございます。このような中、8月末に総額で51億円の国の内示を受けましたことから、既に国への交付申請の手続を行ったところでございます。県といたしまし

ては、川上から川下に至るさまざまな分野から多くの要望をいただいておりますので、今後、予算の執行が可能となり次第、事業が円滑に推進できるよう万全の準備を進めていきたいと考えております。

次に、県産住宅の振興についてであります。県内で生産される製材品の9割が住宅などの建築用でありまして、最近の住宅着工が急激に落ち込んでいることから、県産材の需要拡大を図るため、大黒柱1本を含む杉の柱81本をプレゼントする取り組みや、県産材をふんだんに使ったPR効果の高いモデル的な木造住宅づくりの新たな取り組みを緊急に実施することとしたところであります。現在の推進状況につきましては、柱81本プレゼントは、120棟分の公開抽せん会を2回に分けて先日行いましたが、合計340名の申し込みがありました。モデル的な木造住宅づくり公募には、県内の工務店や設計事務所から17件の提案の応募がありまして、先日開催いたしました県内外の建築木材など各分野の専門家から成ります審査会を経まして、高い事業効果が見込めます10件の提案を選定したところでございます。今後は、選定いたしました木造住宅の展示会の開催などを通しまして、県産材を使った木造住宅の普及促進を図ることとしております。いずれの事業も、「建てるなら県産材で」という県民意識を醸成し、県産材の需要拡大、ひいては地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、農業改革のビジョンについてであります。本県農業・農村が今後とも持続的に発展していくためには、現在の厳しい諸課題を真正面

からとらえ、世界的な視野と長期展望を持ち、変革の時代を勝ち抜ける魅力ある宮崎の農業を確立していく必要があると考えております。このため、県では、もうかる農業を実現できる先見性を持った攻めの施策展開と、時代の潮流・変化に的確に対応できる構造改革を推し進める、新たな農業・農村振興長期計画の策定作業に着手したところであります。本計画の策定に当たりましては、産業の垣根を越えた人・技術の連携や農業資源のフル活用による生産拡大や所得の向上、多様な担い手の参入や、農地、施設、農業技術などの資源が円滑に継承できるシステムの構築、生産と加工・流通の一体的な取り組みなど、本県農業の持つポテンシャルを生かした新たな産業の創出などの観点から、さまざまな分野の方々からの御意見等をいただきつつ、本県農業と農村に意欲と活力を取り戻す将来展望を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、牛肉の消費販売対策についてであります。牛肉の消費販売対策につきましては、従来から「より良き宮崎牛づくり対策協議会」を中心に、新規店舗の確保対策や、知事によるトップセールス等を積極的に展開した結果、首都圏における宮崎牛の常設販売店や指定店が着実に増加しております。また、県内では毎月29日を「肉の日」と位置づけ、牛肉を含む県産食肉の消費拡大キャンペーンを関係団体や食肉販売店などと一体となって実施しているところであります。さらに、今後の販路拡大を見据えた場合、香港を初めとする東アジア地域は有望な市場であることから、ミヤチクの食肉処理場を輸出の拠点として整備するなど、体制の強化を図っているところであります。また、7月末には、香港のレストランを海外では初めて「宮崎

牛」の指定店として認定したところであり、現在、さらに、マカオへの展開に向けた取り組みを進めているところであります。県といたしましては、消費が低迷している今こそ、関係機関・団体と一体となりまして消費拡大対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 答えいたします。

公共事業における経済・雇用緊急対策についてであります。建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の急速な悪化によりまして、建設産業は極めて厳しい環境に直面しているところであります。このため、建設産業を支援するための緊急的な対策として、まず、最低制限価格について、建設業の健全な発展や工事の品質確保を図るため、建設工事につきましては予定価格のおおむね85～90%に、建設関連業務につきましては、おおむね75～85%に引き上げたところであります。また、地域企業育成型総合評価落札方式について、その対象を土木一式の予定価格2,000万円未満の工事から3,000万円未満の工事へと引き上げるなど、地域の企業が受注しやすい環境をさらに整備したところであります。このほか、発注の迅速化を図るため、入札手続の短縮を行うとともに、受注機会の確保のため混合入札を拡充するなど、さまざまな取り組みを実施しているところであります。県といたしましては、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが必要と考えておりまして、今後とも、幅広く御意見を伺いながら、入札・契約制度の検証と必要な見直しを行いますとともに、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援にも努めてまいりたいと存じます。以上で

ざいます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、小林商業高校の跡地についてであります。小林商業高校の跡地につきましては、教育財産としては活用いたしません、公有財産の有効活用を図るために、地元小林市の意向も踏まえながら、その取り扱いについて現在検討を進めているところであります。なお、小林商業高校は、現在、3年生のみとなりましたが、生徒たちは、毎日、明るく元気に学習や学校行事等に取り組んでいると聞いているところであります。県教育委員会といたしましては、小林商業高校の最後の卒業生となる生徒の皆さんが笑顔で無事卒業の日を迎えることができるように見守りながら、学校と連携して閉校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小林秀峰高校体育館の改築についてであります。同校の体育館につきましては、耐震化等の緊急整備事業として、同校西側敷地に、延べ面積約1,600平米、鉄筋コンクリートづくり・一部鉄骨づくりの平屋建てとして改築を計画しているところであります。実施設計に当たりましては、アリーナ面積を現在の体育館の約1.8倍程度にする中で、体育の授業や卒業式などの式典での活用に十分対応できるものとするはもとよりであります。懸案でありました新体操やハンドボールなど部活動での年間を通じての円滑な利用についても配慮した形状とするなど、学校の要望にできるだけこたえられる内容としたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○水間篤典議員 それぞれ御答弁をいただきました。ちょっと時間があります。知事にお尋ねをしておきますが、小林市の市民病院の医師確

保の件であります。これは、私、議員になりました今、11年目を迎えているんですが、本当に、この市民病院の問題、何度ここで御質問申し上げたかと思うぐらいやってきたわけでありまして。今回、53億円をかけて小林市民病院が完成をいたしたわけでありまして、そういう中で、部長も全力を挙げて医師確保に取り組んでまいりたいとおっしゃいました。宮崎県医師確保対策推進協議会に諮りながら、県と市と連携をするということでもあります。そこで、知事も県内9市の市長会あるいは県内9市の議長会等で直接病院問題の医師確保についてお話をお聞きだと思っております。県の医療計画も平成5年6月に設定をされて、その中に二次医療圏の設定がなされたわけでありまして、そういう意味では、県の責務として、先ほど壇上で申しましたけれども、知事には一肌も二肌もここで脱いでいただいて、そして、せっかく来年4月にグラウンドオープンするこの市民病院について、医師確保をぜひともお願いをしたい。これは、小林市民からいつも言われるのは、我々も県民税を払っているんだよという声ばかりなんです。市民病院は市立のいわば自治体病院ですから、市が一般会計から繰り出しをするのも当然のことです。県は県で県病院に繰り出しするのも当然であります。そういう中では、ぜひ、我々、県税を払いながらやっているんだから、県立病院がないこの西諸地域の、そしてその中核病院の小林市民病院、どうにかしていただきたいという要望が強いんです。知事も今までの流れをすべて御存じだと思いますけれども、知事のお考えをここで御披瀝いただきまして、ぜひ、確保していただくようお願いをしたいと思います。知事の見解をお願いします。

○知事(東国原英夫君) 小林市立病院は、御指摘のように、西諸医療圏における中核的な病院として重要な役割を担っていただいております。また、医師不足が深刻化し、大変厳しい状況にあると現状の医療関係に関しては認識しております。県といたしましては、医師確保を重点施策としてさまざまな施策を展開しているところでありまして、今後も引き続き、市町村や県医師会、宮崎大学等と連携しながら、全力を挙げて医師確保に取り組んでまいりたいと思っております。

○水間篤典議員 ぜひ、よろしく願いをいたしておきたいと思えます。

それと、人事院勧告について私の考えと聞いてみますか、今、御答弁をいただいたわけですが、国も100兆円にも上る経済対策をやろうとするさなかに、片や一方では1,300億にもなるような公務員給与の引き下げ、ボーナスのカット、これを含めて、今の時期ではなくて、ちょっとずらした——私は下げるなどとは言っていないんです。ただ、人事院もそういうことを考えていただきたい。谷総裁もあと2年任期を残しながらおやめになるんですよ。まことに無責任だと私は思うんですけれども、勧告をしながら、せつかく景気の底上げを図ろうとする中で、また2番目の底が来るかもしれないというような表現の中で、県内の状況を見ますと、先ほど御答弁の、一般会計で23億ありますよ。これは、市町村を入れますと、市町村で夏で8億2,800万ぐらいあるんです。冬で約6億ぐらい。合わせますと約14億。約37~38億の県内の影響額もあるということなんです。これは可処分所得として消費拡大につながるものを、片や経済対策を打ちながら、ここでは一方に下げる、このような勧告というのは、私は人事委員

会の局長にもお聞きをしたかったですけれども、きょうはそこはよしますが、国もそういうところでは、人事院もおかしいなと思っておるところであります。

次に進みます。県産材の住宅の振興についてありますが、私は、地球規模での環境問題に対する関心が非常に高まっている、再生可能な資源である木材のよさが今こそ見直されてきておると思っております。しかしながら、木材を生産する山村地域においては、価格の低迷などとともに活力が失われてきているのも事実であります。そこで、質問で申し上げましたが、自動車業界、家電業界、今、エコポイント制度というのものもあるわけです。ですから、これだけ宮崎県が林業県として、あるいは杉粗生産18年全国ナンバー1のこの宮崎県から、県産材を使ったらエコポイントを何点か上げるよと、今、柱を81本上げるのも大事ですけれども、エコポイント制度も、宮崎県独自の、あるいは県産材でなきゃ今度は国産材でいいですよ。そういうものを国に働きかけていただきたい、そんなふうに思っております。ですから、知事としては、またいろいろ知事会等でお話があると思えますけれども、全国レベルで創設できるようなことで、本県県産材の活用を考えていただくように、エコポイントの導入も含めて、ひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

もう時間が迫りました。先ほど総務部長に壇上で言いましたけれども、ひとつ柔軟な対応をお願いしたいと思っております。県有施設は、県民のものでありますから、隣で何があるかわからない、近隣の人も大事にしていきたい。優しさ、思いやりをよろしく願いしたいと思えます。

また、商業高校の跡地の問題ですが、小林市

も、当然考えておりました、減額譲渡とかあるようではありますが、延べ払いはできないか、また検討をいただければと思っております。

以上で私の質問を終わります。よろしくお願ひします。(拍手)

○井本英雄副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) きょう、うちの息子が初めて就職試験を受けることになりました。けさ早く、まだ夜が明ける前に、家内と一緒に西都市の速川神社にお参りに行ってきました。神社に着いたころ、ようやく白々してきて夜が明けました。せっかく行ったのに神様が寝ておられたら何にもならないということで、鈴をがらんがらんと大きな音で鳴らさせていただきまして、とりあえず目を覚ましていただいて、それからしっかりとお願いをしてまいりました。まさに神様、仏様、東国原様の心境でございます。私が高校とか大学を受験するときも、両親が速川神社にお参りに行ってくれました。時代が変わっても、世代が変わっても、親が子を思う気持ちは変わらないんだなとつくづく思った次第であります。余計なことをしゃべってしまいました。これからちょっと早口でしゃべらせていただきますので、お許しをいただきたいと思います。

おごれる者は久しからずの栄枯盛衰ではないのでしようけれども、今度の衆議院総選挙で自民党が惨敗をしました。自民党は、戦後の混乱期の日本を、世界のトップレベルの経済大国に導いたという実績には誇りを持っていいと思いますが、でも、中には失政と言わざるを得ないものもあったと考へます。行き過ぎた市場原理に基づく規制緩和や構造改革もその中の一つだと考へます。自民党は、それらの失政に対して謙虚に反省をし、速やかに見直しをしていく必

要があると思います。民主党も、今回、308議席というすごい議席を獲得しました。その数におごることなく、例えば補正予算の執行の一部停止などを含め、国民や地方が混乱を来すことがないように、慎重な政権運営に努めていただくことを強く望みたいと考へます。

さて、私は、平成18年2月定例議会の一般質問で、ごみ拾い県民運動の展開を提案させていただきました。安藤知事のころです。当時、本県は、「元気みやざき県民運動」ということで、「人と自然にやさしい『元気のいいみやざき』」を基本目標にして、その目標を実現していくために、行政と県民の協働の考へ方に立ち、その運動を展開していました。具体的には、健康みやざき推進運動、環境みやざき推進運動、地域見守り推進運動の3つの運動で基本目標の実現を目指そうというものでした。そして、まさに健康みやざき推進運動の成果でしょうか、朝夕に散歩をする人が非常に多くなりました。

そこで、散歩をする人に袋を持ってもらい、ごみを拾いながら歩いてもらってはどうか。環境みやざき推進運動とあわせて一石二鳥の運動になる。割れ窓理論と同じで、だれかが捨てたごみを放置しておく、ほかの人までもが次々と捨ててしまう。ごみ拾いを経験した人は捨てないと思うし、周りの人がごみ拾いをしている姿をいつも見ていれば、これまで捨てていた人も捨てにくくなる。ごみがないことも観光立県の重要な要素であるということで、ごみ拾い県民運動の展開を提案したわけです。しかし、軽くいなされてしまいました。でも、残念ながら、今でも沿道などは目を覆いたくなるようなごみの山です。あのときと知事がかわりました。だれも考へもしなかった県庁を一大観光

地にしてこられた東国原知事です。この提案に共鳴してくださるのではないかと期待をして、再び取り上げさせていただきます。ごみ拾い県民運動の最終目的は、ごみを拾うことではなく、ごみを捨てないという意識の醸成です。県民みんなにこういう意識を持ってもらえれば、県外にも大きくアピールできると思いますし、県民自身も心豊かな暮らしができると思います。知事、県民に対して、知事の口から「ごみを拾いましょう」と訴えてもらえませんか。知事の素直な感性での答弁をお願いいたします。壇上からの質問を終わります。後は自席からの質問といたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

ごみ拾い県民運動についてであります。お話のとおり、ごみの投げ捨てや不法投棄が後を絶たない中にありまして、街中や沿道等で県民の皆さんが自主的にごみ拾いや清掃をされている姿をお見かけする機会が多うございます。そのような姿は、まさに、これまで私が申し上げてまいりました県民総力戦の目指す姿であり、さらには「おもてなし日本一 宮崎」につながる取り組みとしまして、経緯と感謝の念を覚える次第であります。町なかの方々に県民総力戦とは一体どういうことをすればいいですかと尋ねられるたびに、私は、まずはごみを捨てないでください、拾ってください、そしてあいさつをしてくださいとよく申し上げておるところでございます。県では、平成17年に「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」を制定し、空き缶等のごみの散乱防止を図りますとともに、県内一斉の環境美化運動を実施するなど、環境の美化や環境保全意識の向上に努めているところであります。今後は、条例の一層の

周知を図りますとともに、御提言の趣旨につきましても、あらゆる機会をとらえて県民の皆さんへの呼びかけを行ってまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 道路愛護デーなどの特別な日だけのごみ拾いではだめだと思いませんか。ふだんの日常のごみ拾いがごみを捨てない意識づくりになるというふうに思います。そういう意味でのごみ拾い県民運動にできればいいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、落書きに対する提案をさせていただきます。ガード下などのコンクリート壁に落書きをよく見かけます。消しても消しても書かれてしまいます。まさにイタチごっこです。でも、よく見ると、実に上手に書かれているんですね。芸術的です。こういう落書きをする人はどういう気持ちで書いているのでしょうか。もしかすると自己表現をしたいのかもしれない。

そこで提案ですが、それらの人たちに自由に表現をしてもらう場を提供したらどうでしょうか。例えば、橘公園とか橘橋、または一ツ葉ビーチなどにコンパネの壁をつくってやって、そこに自由に落書きをしてもらうんですよ。観光などのテーマを与えてもいいと思います。そして、落書きコンテストをするんです。優秀者には表彰状と記念品を贈呈します。落書き作品は、欲しい人に買ってもらうでもいいと思います。全国大会をしてもいいんじゃないでしょうか。一大イベントになるかもしれません。観光的にもおもしろいのではないかと思います。みんなが落書きとその技術を認めてやれば、町なかなどの落書きは少なくなるような気がします。世知辛い世の中です。それぐらいの余裕とユーモアのある施策があってもいいのではない

でしょうか。これも知事の素直な感性での答弁をお願いいたします。

○知事(東国原英夫君) これは、決して公共施設等への落書きを肯定しているものではありませんが、落書きをする方の心理としては、隠れてこそっとやるから楽しいのではないかなど。決して肯定しているわけじゃございませんが。その芸術性の高いものに関しては、ストリートアートというようなジャンルもございますので、この展覧会等が催されているイベントも実際ございます。御提案のようなイベントとしては、斬新な発想でユニークな発想だと理解しております。でも、その内容からして、民間団体等や市町村が、地域のさまざまな催しの中で企画してみるのも一考かなど、おもしろいのではないかと考えております。いずれにいたしましても、これからの観光誘致、観光振興には、県庁を観光地にするといったような前例にとられない自由な発想が大切ですので、常にそのような柔軟な姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 県庁職員は、非常にまじめで高い能力を持っておられると思いますけれども、ちょっとかた過ぎるんですよね。外国の報道なんかで、何でこんなことにこんなに多くの人が集まるんだろうと思われるような催し物がよくあります。言い方は悪いですがけれども、ばかみみたいな催しに喝采する人も多いと思うんです。頭を柔らかくしてユーモアのある発想で考えてみれば、びっくりするような結果が出るかもしれません。考えてみていただきたいと思っております。

次に、農業政策について質問します。

まず、お礼を申し上げます。私は、平成20年2月定例議会におきまして、かんがい用水の畜

産への利用について質問をしました。その答弁では、本来ならば目的外使用で難しいが、県としては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、関連する制度との関係もあるので、国等関連機関とも必要な協議・調整をしていくとのことでした。それから1年半。先日、新聞に「畑かん用水畜産に利用 全国初 来年度にも」という記事が出ました。非常に難しい状況の中で、担当部局の皆さんは、国との協議を重ねてこられ、全国初の判断を引き出していただきました。難しいと答えたものはそれから先に進むことは余りないと思いますが、県民のために何とかしたいという思いで頑張ればこういう結果も導き出せるんだなと感激をしているところです。これまで、国との交渉をしてこられた担当者から心から感謝を申し上げ、農家が一日も早くこの恩恵を受けることができるように、さらなる御努力をお願いしたいというふうに思います。

さて、質問ですが、田野町は畑作農業地帯があります。田野町のある農家から相談がありました。この前、燃油や肥料、飼料の高騰がありました。肥料の高騰分に対しても補助があるということで、納品書や領収書を持って申請に行かれました。その農家は100万円以上の肥料を使っており、20万円ちょっとの補助金が出ると言われたそうです。でも、結果的には補助金は1円ももらえませんでした。田んぼの減反・転作をしていなかったからです。この農家は畑作主体の認定農家で、葉たばこや大根などを何町もつくっておられますが、田んぼはいわゆる迫田で、3～4畝のものを合わせて1反5畝ぐらいしかない、いわゆる飯米農家であります。このような畑作農家に対しても、肥料高騰対策の支援を受ける要件として、転作の達成を求める

のはいかがなものでしょうか。農政水産部長、考えをお聞かせください。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 農家への支援についてでございますけれども、認定農業者等の地域農業の担い手に対して、各種の支援策が十分に行き届くことは大変重要であると考えております。御質問にございました肥料高騰対策は、国が20年度の補正事業として実施したものでありまして、事業の対象農家は生産調整の達成者となっておりますところであります。こういったことから、県といたしましては、生産調整の実施に当たりましては、関係機関・団体と連携を図りながら、各種制度の周知徹底と必要な情報の提供を行いますとともに、地域の実態を踏まえた生産者間の調整など、達成に向けた取り組みを進めてきたところでございますが、今後は、さらに御質問のような農家の要望が十分反映された取り組みとなるよう、最大限の努力をしてみたいと考えております。以上であります。

○横田照夫議員 ありがとうございます。ぜひ、そのように御努力をお願いしたいと思います。

例えば、以前の品目横断的取り組みでもそうだったと思いますけれども、直接農家に指導したり、いろいろな手続の世話をする職員は、全国一律の農政に対して、これはおかしい、宮崎に合わないと感じることはないのでしょうか。もし感じるのであれば、国の方針に従順に従うのではなく、国に物申すぐらいのことがあってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。先ほど申し上げました畑地かんがい用水の畜産利用などは、まさに現場の実情をしっかりと国に訴え、国が認めたという成功例であります。農業政策は、国が北海道から九州

まで全国一律で進めるのではなく、各地域の条件に合ったものをそれぞれの地域の判断で進めていくべきだと考えます。まさに、知事がいつも言われる地方分権が必要だと思います。今回、民主党が進めようとしている農家所得補償制度も、本当に宮崎県農業にプラスになるのかどうかをしっかりと見きわめ、合わないと判断できれば、その旨を堂々と伝えていくべきだと考えますが、知事はどう思われますか。

○知事(東国原英夫君) 民主党のマニフェスト等によりますと、今回の所得補償制度では、「生産数量の目標に従って、米・麦・大豆などの主要農産物を生産する販売農家に対し、全国一律の単価に基づく生産費と販売価格との差額を補償する」とされております。さらに、畜産物や水産物などに対象範囲を拡大することとなっております。一方、本県の基幹品目であるところの野菜や果樹については、土地利用型作物と異なりまして、恒常的に生産費が販売価格を上回る状態ではないとの判断から、所得補償の対象とされておられません。この所得補償制度につきましては、平成23年度からの本格実施に向け、来年1年間をかけて、詳細な制度設計を行うスケジュールとなっておりますので、その動向等も十分見きわめながら、本県においては、米は、東北・北陸の大産地に比べて、零細規模農家が多く、かつ、麦・大豆の作付面積も少ないこと、そして野菜・果樹も、昨今の重油や各種資材の価格高騰の影響等で、経営は大変厳しい状況にあることなどの本県の実情が十分反映され、本県農業者にとりましても、生産意欲の向上や将来的な経営展望が描ける制度となるよう、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひ、そのように御努力をお

願いたします。

次に、幼児保育及び幼児教育について伺います。

女性の労働力率は、いわゆるM字カーブを描くそうです。つまり、20代前半でピークになった後、20代後半から30代前半にかけて結婚、出産などのために低下をし、その後再び上昇して、40代後半にもう一度ピークを迎えるのだそうです。宮崎県では、女性の労働力率も出生率もともに高いという統計結果が出ています。これは、本県で子育てと仕事の両立が非常にうまくいっている証拠であり、その第一の理由として、認可保育所の充実が挙げられます。宮崎県では、ことしの4月1日現在で399カ所の認可保育所があり、2万7,600人という多くの児童が通園をしております。これらのうちの多くの認可保育所では、通常の保育に加え、例えば延長保育や一時・特定保育、休日保育などの特別保育事業や放課後児童クラブなど、子育て世帯の保護者のニーズに応じたきめ細やかな保育事業を積極的かつ真摯に取り組んでおられます。

このような認可保育所を取り巻く情勢としまして、国が新たに進めようとしている保育制度改革があります。この保育制度改革に当たって、ことしの2月24日の「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」という第1次報告では、現在、保育は、市町村に実施義務があり、保育所はそれに基づいて委託を受けて保育を実施していることから、保育料は直接市町村が徴収しているわけではありますが、これを保育所に行わせるなどの検討案が示されているようでもあります。このような動きに対して、現場の声として、保育所は子供の幸せを第一に考える地域の子育て支援拠点であり、保育の質の向上につながらないのではなどの不安の声も

聞こえています。そこで、今回の「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」という第1次報告に対する県の認識を、福祉保健部長、お聞かせください。

○福祉保健部長(高橋 博君) 第1次報告におきましては、保育の契約の相手方を市町村から保育所との直接契約に変更することや、保育料徴収について、市町村と保育所の役割分担の見直しを行うことなどが示されております。この報告に対しましては、保護者が保育所を自由に選ぶことができるなどの声がある一方で、仮に保育料の徴収業務を保育所が行うことになれば、本来の保育業務がおろそかになるおそれがあるなどの声も関係者から聞かれるところでもあります。いずれにしましても、保育所は子供の最善の利益の確保が使命であり、慎重に結論が出されるべきだと考えますので、今後とも、国の動向を注視してまいりたいと思います。以上でございます。

○横田照夫議員 今回の保育制度改革はまだ検討中でありまして、昨年12月16日案では、例えば、フルタイムではなくパートで半日ぐらい働いている親は、半日は保育が可能ということで、4時間から6時間ぐらいしか保育所に預けられないというようなことが書いてあったようですが、2月24日の第1次報告では、パートタイム、早朝・夜間の就労などの場合も保育の必要性を認定するとなっております。まだ最終結論には至っていないようでありますので、この段階で、地域の実情に配慮して、保育の質の低下につながらないよう国に申し入れをしてほしいと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 保育所は、保育者と保護者が緊密な連携のもと、子供を育てる

保育の専門施設として、さらには、地域の子育て支援拠点として、近年ますます重要になっていると認識しております。保育の質の確保につきましては、従来から国に対し、保育士配置の最低基準の引き上げ等について申し入れを行っているところでありますが、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 親が失職をした場合、本来ならば保育に欠ける状態ではないから預けられないのですけれども、求職期間中は最大2カ月の保育が認められているそうです。でも、この就職難の時代に2カ月ぐらいではなかなか職は見つけられません。一定期間の延長はできないもののでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 保護者が求職中の場合は、平成17年6月の国の通知により保育所の利用が可能となっております。これを受け、市町村においては、保育需要や保育所の受け入れ体制等地域の実情を十分考慮の上、受け入れの適切な期間を設定されております。県としましては、近年の厳しい雇用情勢から、求職期間中の保育所利用が容易となるよう、市町村に対し助言してまいりたいと考えております。以上でございます。

○横田照夫議員 現在、公立保育所の社会福祉法人への移譲、いわゆる民営化が進んでおり、平成18年度から20年度の3年間で22カ所が廃止され、民営化されております。この民営化についての県の認識をお伺いします。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 市町村においては、多様な保育サービスの提供や行財政改革の観点から、近年、公立保育所の民営化が進められております。民営化については、地域の実情を踏まえ、市町村において判断されているとこ

ろであります。県としましては、市町村が行う民営化につきまして、安全・安心な保育サービスの継続・向上を図る観点から、引き続き、必要な助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 この保育事業について担当部局と話をしておりますと、何とももどかしさを覚えてしまいます。保育制度改革に対しては国に要望していくということですし、現場の保育に関しては事業主体である市町村に助言をしていくということです。県が主体的・主導的にできることというのはないのでしょうか。保育現場からは、県に対して、ああしてほしい、こうしてほしいといった要望はどんどん上がってきます。それらの要望に対して、どのように対処していこうと考えておられるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 保育現場の意見・要望等につきましては真摯に耳を傾けるべきと考えており、従来から、保育の実施主体である市町村と協議しながら対応してきているところであります。県としましては、子供の最善の利益が確保できるよう、市町村や保育現場の意見等を踏まえるとともに、子育て中の家庭の実情を把握しながら、今後一層、適切に対応してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。市町村や保育現場との意見交換を十分にさせていただきながら、適切な対応をお願いいたします。

あわせて、このまま少子化が進んでいきますと、保育所全体の定員割れが起こってくるものが考えられます。その対策も今から考えておく必要があると思いますので、しっかりとした検討をお願いしたいと思います。

次に、幼稚園についてお伺いします。幼稚園

に対しては、平成12年度より私立幼稚園入園料軽減補助事業を創設され、新入園児の入園料の一部を県費で負担することにより、園児の確保による経営の安定と保護者負担の軽減を図ってこられました。この補助事業は、少子化対策としても、公私間、幼保間の公的助成格差是正のためにも極めて有効であります。よって、この入園料軽減補助事業は今後ともずっと堅持していくべきと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 私立幼稚園入園料軽減補助事業は、事業開始から10年を経過したところであり、その間、保護者の負担軽減に役立ってきているものと考えております。今後の実施につきましては、当事業を初めとする子育て支援策の展開に十分留意しながら、本県の財政状況も踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 また、私立幼稚園でも、保護者や地域のニーズに応じて、預かり保育に取り組んでおられます。ここ数年、預かり保育希望者はふえ続け、担当職員を増員するなど、経費支出増の状態になっているようです。しかし、私立幼稚園の預かり保育におきましても、その助成額は、先日の徳重議員の質問にありました保育所の放課後児童クラブと同じように、国の予算措置額に全く達しておりません。詳しく言いますと、保育担当教職員1名以上、預かり園児1～15名の場合、国基準額100万円に対して現行額60万円、教職員2名以上、園児16～30名の場合、140万円が80万円、教職員3名以上、園児31名以上の場合、180万円が80万円となっています。これでは、私立幼稚園が、地域における幼児教育センターとしての役割はなかなか果たせません。私立幼稚園の預かり保育補助交付額

を国庫補助水準まで引き上げる必要があると考えますが、いかがでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 私立幼稚園の預かり保育は、子育て支援対策の一環として、ほぼすべての幼稚園で実施され、保護者等からその充実が望まれております。県といたしましては、極めて厳しい財政状況にありますが、補助対象となる幼稚園のすべてに支援を行っていききたいという考えから取り組んでいるところであります。今後につきましては、子育て支援策の展開や財政状況を踏まえながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 前の質問も今の質問も、財政状況を踏まえながら総合的に検討していくという答弁ですが、これに対しても何とももどかしさを覚えてしまいます。子育て支援は、本年度の重点施策の一つですよ。重点施策もその他の施策も同じように予算の削減をするのであれば、何のための重点施策かわかりません。選択と集中とか分別のある予算配分を言うのであれば、重点施策にはもっと予算配分があつてしかるべきと考えます。この質問に対しては、今後の成り行きをしっかりと見守っていききたいと思えます。

次に、認定こども園についてですが、認定こども園は平成18年度に就学前の教育・保育のニーズに対応する新たな選択肢として誕生しました。国では、現在、2,000園の認定こども園を想定しておりますが、本年4月現在で全国358施設、本県では11施設しか対応しておりません。助成金がないことが大きなブレーキになっており、これ以上の拡大には黄色信号が点滅しているような状態です。認定こども園を軌道に乗せるためには行政の支援が必要不可欠です。出生

率の優等生である宮崎県民のニーズが高い少子化対策・子育て支援対策をさらに進展させるためにも、認定こども園に対する格段の財政支援と市町村への指導が必要と考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 認定こども園につきましては、制度創設からこれまで、新たな財政支援はございませんでしたが、昨年度設置しました安心こども基金の活用により、事業費の補助が可能となったところであります。市町村に対しましては、引き続き、安心こども基金や制度の周知を図ってまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 よろしくお願いたします。

次に、商工会について質問します。

商工会は、地域経済の振興、雇用創出、そして地域産業の活性化を図る唯一の地域経済団体・経営支援団体として、より豊かな地域社会を築くことを目指して、いろいろな活動をおられます。そこで、まず最初に、地域産業振興の核である商工会の役割、必要性について、県はどのような認識を持っておられるのかをお伺いたします。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 商工会の役割についてでございますが、商工会は、商工会法に基づきまして、原則、町村を単位として設立されておまして、商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進に資することを目的に、日ごろから、地域の商工業者に対しまして、金融、税務、労務などの相談や研修会、講習会の開催など、さまざまな経営支援を行っております。さらに、近年では、関係機関等との連携による商品開発や販路拡大など、高度・専門化する経営課題にも取り組んでいます。地域経済が厳しい中、まさに商工会は地域振興の牽

引役として、また、国・県・市町村の施策の推進役として、大きな役割を果たしているものと考えております。以上でございます。

○横田照夫議員 商工会は基本的に営利活動が制限されており、その財政収入の7割を補助金に頼っております。しかし、国・県・市町村の財政が厳しくなったり、会員数が減少する中で、事業の効率化や高度化を進めるために、みずから組織の合理化計画を策定し、人員削減を進めてきました。しかし、これ以上の削減は、商工会の特徴である地域密着型の経営支援体制の崩壊を招きかねません。商工会職員及び人件費補助金の確保についての県の考えをお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 本県には現在39の商工会がありまして、県では、経営指導員等の人件費補助など、その運営費について助成を行っているところでございます。近年、商工会に対しまして、小規模事業者のさまざまな支援ニーズや、農商工連携、地域資源活用等の新たな施策への対応が求められております。このため、商工会がその役割を果たすためには、優秀な人材の確保が重要でありますので、県といたしましては、そのあたりを十分配慮しながら、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。なお、県も厳しい財政状況にあります。商工会にありましては、地域内の商工会議所等との連携によりまして、効率的に広域的・専門的な取り組みができる経営支援体制の構築を期待しているところでございまして、また、お願いもしているところでございます。以上でございます。

○横田照夫議員 会員からの経営支援ニーズは、社会情勢の変化に伴い多様化、個性化してきております。この支援ニーズに的確に対応す

るためには、職員の資質向上は喫緊の課題です。経営指導員、経営・情報支援員の中小企業大学校への研修派遣枠の拡大はできないものか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 小規模事業者の多様なニーズに対応しまして、的確な経営支援を行うためには、経営指導員等の資質の向上が重要でありますことから、県では、職員研修にかかる経費を助成しております。お尋ねの中小企業大学校の研修派遣枠につきましては、平成19年度に5名、平成20年度に11名、さらに今年度は14名と拡大しております。今後も意欲ある職員につきましては、積極的にこたえてまいりたいと考えております。以上でございます。

○横田照夫議員 先ほど、商工会は地域振興の牽引役として、また、国・県・市町村の施策の推進役として、大きな役割を果たしていると御答弁いただきましたが、それならば、なおのこと、その役割を十分に果たせるような体制強化をする必要があると考えます。しかし、現場からこのような要望がいつも上がってくることを考えると、県の持っている認識との乖離がまだまだあるように感じます。その乖離をできるだけ縮められるように、さらなる御努力をお願いしたいと思います。

次ですが、先日、新聞に「過疎地で店舗を構え、トラックで移動販売も続けてきた個人商店が閉店した」という記事が載っていました。この移動販売に頼っていたひとり暮らしの高齢者は、これからどうやって生きていけばいいのかと肩を落としていたそうです。正直言って、こういう過疎地で個人商店を維持していくのは無理だと思います。でも、どういうところに住んでいようと、人並みの生活を守ってやるのは行

政の義務なのではないでしょうか。県が地元商工会と連携して移動販売車を回すための手助けはできないものかをお尋ねいたします。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 中山間地域におきましては、住民の高齢化や人口減少による個人商店の廃業によりまして、日用品の調達が困難となっております。このため、県といたしましては、昨年度から、中山間地域の商工会と連携しまして、宅配の事業化について検討を行っております。今年度は、美郷町の北郷地区、南郷地区でモデル事業に取り組んでいるところでございます。このほか、ふるさと雇用再生基金を活用した宅配事業が、すき商工会等においても実施されております。既にこういった事業に取り組んでいる民間事業者も存在しておりますが、少子高齢化の進展等とともに、宅配事業の需要は高まってくると思いますので、商工会がどのように関与していくのか、市町村や商工会とも十分議論していきたいと考えております。以上でございます。

○横田照夫議員 中山間地などの過疎地では、ビジネスとして成り立たないから業者が撤退するのだと思います。ビジネスとして成り立たないものを何とかするのが行政の役割なのではないでしょうか。住みなれた地域で最後まで暮らしたいという高齢者が、過疎地で自立した生活を続けるためには、商工や福祉が垣根を越えた、共同の取り組みが必要だと思います。中山間地域対策も重点施策の一つです。早急の取り組みをお願いしたいと思います。

次に、三世同居についてお伺いします。

家族の分化・核家族化の傾向が進み出しても随分になると思います。核家族化が進み出した要因は幾つもあると考えますが、この傾向は

今後もさらに進行していくのではないのでしょうか。私の周りでも、親が立派な家を持っていても、子供は別に家を建てているという例がたくさん見れます。でも、これはこれで、建設関連業などが潤うなど、いわゆる内需の拡大等で経済発展に大きく寄与しているとは思いますが。しかし、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が大幅に増加するなど、核家族化が抱える問題も次第に顕著になってきました。大きな家族規模のときは、病気になったときや高齢者介護なども家族内の相互協力でカバーできていましたし、子育てや教育なども祖父母の手助けや経験が大いに役立っていました。しかし、核家族ではそれができず、高齢者介護は公的なサービスとして行う必要が出てきましたし、育児ノイローゼや児童虐待などの現象も多く見受けられるようになりました。そして、このような核家族により生み出される現象をカバーするために、行政は大きな財政負担をせざるを得なくなったと考えますし、その行政負担は今後さらに大きくなるのではないかと思います。

そこで、それらの負担を家族内で吸収してもらえるように、三世代同居へ政策的誘導はできないのでしょうか。今、エコカー減税やエコカー補助金で、ハイブリッドカーの製造が間に合わないくらい注文が来ているそうです。これは、まさにエコカー転換に対する政策誘導だと考えます。減税や補助によりさらに財政負担がふえるじゃないかという意見もあるかもしれませんが、それ以上のものを家族内で吸収してもらえるようにも思えます。もちろん、どういう家族形態で住むのかという判断はそれぞれの自由であります。でも、社会負担や行政負担がさらに大きくなっていくことを考えると、ここらあたりで三世代同居への誘導も考えていいのでは

ないのでしょうか。三世代同居への政策的誘導に対する知事の考えをお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 親、子、孫と一緒に暮らす三世代同居は、昭和60年には全世帯の約13%であったものが、平成17年には6.9%と、本県においても減少しておりまして、その背景としては、やはり都市部への人口流出や住環境の問題、あるいは県民の価値観の変化などが挙げられる要因だと思っております。一方、核家族化の進行や高齢者世帯の増加によりまして、介護や子育てへの不安など、さまざまな課題が生じております。御指摘のとおり、三世代同居あるいは近居は、このような課題の解決につながることを期待できるほか、子供たちの豊かな人間性や社会性をはぐくむためにも、その意義は大きいと考えておりますが、その一方で、だれと一緒にどこに住むのかということは、各個人の判断・価値観によるものであることも事実であります。このため、まずは、すべての世代が生き生きと安心して暮らせるよう、各地域における働く場の確保や、医療・福祉の充実等に取り組みますとともに、あわせて、三世代同居あるいは近居につきましても、同居率の高い他県の状況や、本県における実態等について調査してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今は、以前と比べると、ある意味では比較にならないほど豊かになりました。でも実際は、高齢者の問題とか子育て、教育の問題など、これが本当に豊かな社会なのだろうかと思われるような事象が多発をしております。その原因の一つが核家族化だとしたら、その解消に向けて第一歩を踏み出すことも大事なのではないのでしょうか。みんなで考えていただきたいというふうに思います。

ちょっと急ぎ過ぎまして、時間が余りました

けれども、これで質問のすべてを終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○井本英雄副議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕〔拍手〕 昨年、延岡市が募集した詩集「あなたの大切な人に伝えたいこころのメッセージ」が発表されました。その中に2つの感動的な詩がありました。作者名は公表されていません。その一つに次のような詩があります。お父さんが息子に贈った詩です。

「学校に行けんでごめんなさいと謝った結婚披露宴 泣くなよ もう自分を許していいんだよ」。登校拒否だったのでしょうか、両親に心配をかけ続けたのでしょうか、結婚披露宴で「学校に行けんでごめんなさい」と泣く自分の息子に、「泣かんでいいがね。いろいろあったけど、こんなに立派なお嫁さんをもらえたじゃないか。おまえこそ立派な社会人になったじゃないか」。登校拒否という回り道をしたけれども、学歴ではなく立派な社会人となった息子を前に、家族の危機を乗り越えた父の許しや愛が感じられます。「学校に行けんでごめんなさいと謝った結婚披露宴 泣くなよ もう自分を許していいんだよ」。

もう一つは、自分の夫に贈った言葉です。

「結婚させてください 頑固一徹の父の前に手をついたあなた あの日の手の震えを忘れられません」。説明は要らないと思います。作者名

は公表されていませんので、私は、この詩の作者は、いろいろな家庭の問題を持つ40歳ぐらいの主婦の方だろうと想像しておりました。そして私は、この詩を私の議会だよりに載せました。ところが、しばらくしてある日、1通のはがきが私の家に届きました。中身は、「太田さんの議会だよりに載せられていたこの詩は私の詩です。私の詩を取り上げていただいてありがとうございます。亡くなった父の法事の際に、頑固だった父のことを思い出したのです」とありました。私はお会いしたくなり、その方を訪ねていきました。何とその方は70歳を超えるおばあちゃんでした。老いてもなおそのみずみずしい感性に感動いたしました。そしてまた、この人間社会を健全にすることができるのは家庭であり、夫婦愛が基本なのではないかなと思いました。

県行政の中には、人間の心を育て扱う教育行政、そしてよき人間社会の秩序を守ろうとする警察行政があります。そのいずれもが今日の日本の家庭のありよういかに大きく左右されているのではないのでしょうか。県教育委員会、県警察本部の御苦勞もいかにばかりかと思うわけですが、一方、県民の皆様にも、よき家庭づくり、健やかな家庭づくりを強く訴えたいと思います。そして我々議員の県政の場での努力が、そのための条件づくりの一助になればいいかなと思うところであります。

それでは、通告に従い質問をいたします。この話は後で教育問題との関連もあります。

まず、地方分権についてであります。

知事はよく、地方分権ということをこれまで訴えてこられました。私も、20代のころから市役所に勤め、同僚や先輩職員と、「地方自治とは何だろう」「真の住民サービスとは何だろ

う」、そういった議論をしてきました。そして3割自治の問題、超過負担の問題、補助金行政といった問題に触れたとき、自治体が憲法の範囲内においてある程度の自主権を持つべきではないか、国の意向に余りにも縛られ過ぎで、その自治体特有の行政ができないのではないかなどの疑問を持ったことがあります。そういう意味では、40年近く前、私が議論していたことが、ようやく「地方分権」という言葉でクローズアップされてきたようにも思います。ただ、当時と違ったことは、今日の地方分権というのが市町村合併や道州制との関連を持って語られているという思いがあります。特に知事は、9月16日の新聞報道によると、「道州制を考える研究会発足」という記事の中で「分権の最終形は道州制となる」と言い切っておられます。そこで、知事が考えておられる分権の中身、また、それが市町村合併や道州制とどのような関連があるのか、どのようにイメージされているのかを伺いたいと思います。

後は質問者席でさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

地方分権についてであります。地方分権の本質は、地方がみずからの意思と力でそれぞれの特性に応じた地域づくりを進めることにあり、住民に身近な行政サービスは住民の手の届くところで意思決定できるようにすべきだと考えております。そのためには、住民に身近な地方に権限を移譲し、あわせて、その権限を適切に担っていくために必要となる税財源の移譲も行わなければならないと考えております。その中で、小規模市町村の中には組織や職員配置などの事務処理体制や財政基盤の拡充が難しいとこ

ろもあると思いますので、広域連携などによる市町村間相互の機能補完や都道府県による垂直補完などさまざまな選択ができるようにしておくことも必要であり、そのような中では、市町村の自主的な判断として合併を選択されることもあり得ると考えております。また、道州制は、行政権、立法権、財政権を兼ね備えた地方政府の確立を目指すもので、地方分権の一つの姿になり得るものと考えておりますが、まずは権限・税財源を地方に移譲する地方分権改革を確実に推進していくことが必要だと考えております。〔降壇〕

○太田清海議員 権限を地方に移譲させていくということ等ではありますが、私がこれまで知事のいろんな発言を聞いておまして、地方分権を進めていく場合の国の形といいますか、あるいは、国の役割といったものをどう考えておられるのか。権限移譲した場合のですね。

○知事(東国原英夫君) 私は、この国のありようとして、これまでの中央集権型国家から、地域や住民が主役となる、いわゆる地域主権型国家への大きな転換が必要だと考えております。そのためには、国と地方の役割分担を明確にし、国から地方への権限移譲を大胆に進める必要がありますが、基本的には、国は、外交、防衛、危機管理、治安など国家の存立や安全保障に係るもの、国土の保全、食料安全保障、資源エネルギー対策などの国家戦略に係るものに徹し、地方は、住民生活や地域づくりに直接かわる分野について幅広く役割を担うべきだと考えております。

○太田清海議員 国の役割であります。一般的に、今言われたように防衛とか外交、条約締結、そういったものが言われたりもするわけですが、地方分権を進めていく上において、国は

これだけの仕事ですよという中に——総選挙もありましたけれども——医療とか年金の問題、がたがたしてきた社会保障制度の中で分権を進めていって、その分権されたところの自治体が自己責任ですよと言われるようなことではやっていけないのではないかという不安もあるわけです。私もきのう読んだんですが、道州制ビジョン懇談会の中間報告の中に、国の役割として16項目ほど挙げられております。この中を読みますと、その16項目以降に、生活保護、年金、医療保険等のナショナルミニマム並びに警察云々ということについては十分な論議を行い、自治体と道州、そして国が責任を持つべき部分を今後検討しなければならないというふうな表現になっておりまして、医療保険とか年金といった制度ががたがたになったら、幾ら分権をしたって、自治体の経営といいますか運営が難しいのではないかという思いがするわけですが、知事からの今までのメッセージで余りその辺を聞かなかったものですから。社会保障の確立・安定が基本的に大事ではないかと思うんですが、その辺は知事どうお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 御指摘のとおり、社会保障制度は、国民の安全・安心、そして生活の安定を支えるセーフティネットでありまして、大変重要な課題であると考えております。したがって、この分野に関する分権改革については、基本的には全国的に一律の水準を確保するとともに、質の高いサービスを効率的に提供していくという視点に立って、年金、医療保険、介護保険、生活保護など、それぞれの制度の特性に応じた個別具体的な検討が必要であろうと考えております。

○太田清海議員 結局、雇用の問題とか金融対策、景気対策、景気・雇用対策に失敗して失業

者がちまたにあふれるという状況の中で、道州制なり分権の基礎自治体の中で、地域主権と言いながら、そういった対応が果たしてできていくのかなという不安もあります。ですから私は、国の責任として、社会保障制度の根幹に当たる部分はきちっと国のほうで確立をしてもらわないと、なかなか困難ではないかなという感じがいたします。これは今後の議論に付していきたいなというふうに思います。

次に、今度は権限移譲を受ける自治体のほうの事情なんですけど、けさも水間議員のほうからも、公務員の賃金を上げるべきじゃないか、地域の活性化のためにはそういう視点を持つべきじゃないかという指摘もあつたわけですけども、今、自治体では、人をふやすということは何か悪いイメージで見られているような雰囲気がある中で、果たして分権という名の権限移譲でそれを本当に受けることができるかどうか、その辺は知事はどうお考えでしょうか。今、地域の雰囲気として、人をふやしたらならんとか、賃金を上げたらならんというような雰囲気が醸成をされている中で、果たして権限移譲等がうまくいくのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 行財政改革は、行政事務を効率的・効果的に遂行し、低コストで質の高い行政サービスを提供するという意味で、常に取り組んでいくべき課題だと考えております。一方、地方分権の推進は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村に、権限と必要な財源を移譲することが中心でありますので、行財政改革にも留意しながら、分権に対応できる、しっかりした体制の整備を図っていくことが必要だと考えております。また、先ほどの答弁と重複いたしますが、自治体によっては、組織や

職員配置などの事務処理体制や財政基盤の拡充が難しいところもあると思われしますので、広域連携や定住自立圏構想による周辺市町村との相互の機能補完、都道府県による垂直補完など、さまざまな形態の選択ができるようにしておくことも必要だと考えております。

○太田清海議員 本当にいろんな悩みが出されるわけですが、自治体において、そういう仕事を住民の身近な仕事として受けようじゃないかというのはあると思うんです。そういった受けるだけの力をつけてあげるということも、私は大事なことではないかと思えます。

それから、道州制の研究会というものが設置をされたということで、この前、知事のほうから答弁がありました。この研究会の設置でありますけれども、道州制の導入を前提にしたものなのか、道州制がどういうものなのかということの研究するものなのか。この設置の目的についてお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 地方分権・道州制研究会は、今月 1 日に庁内横断的な組織として設置したものでありますが、その設置目的は、財政基盤が脆弱でインフラ整備もおこなっている本県にとっての望ましい地方分権推進のあり方を検討するということでもあります。その中で道州制につきましては、広域連携等の道州制によらない手法との比較、本県としての道州制導入のメリットやデメリットや課題の整理、道州制導入を想定した場合、本県が埋没しないための方策はどうあるべきかなどについて検討を行うこととしております。

○太田清海議員 私も自分の議会だよりは道州制の問題を書いて、市民の方々には配ったところなんです、道州制の議論というのも、住民の方々の議論も通しながら合意をもって形成

されるべきだと思います。県民にぜひそういったものを、是非も含め知らしめていただきたいなと思うわけです。

私は、一つ道州制で心配するのは、例えば琵琶湖というのが滋賀県にありますけれども、開発をする場合、琵琶湖も淀川が流れておりますので、関連すれば京都、大阪、それから大阪湾ということで考えれば兵庫、奈良、三重県あたりがその流域として関連があるということを知っております。琵琶湖の開発をするということになったときに、1つの道州をつくれれば道州の議会で一発で意思決定ができるじゃないかというようなことでは、やや問題がまた出てくるのではないかと。いわゆる意思決定を余りにも簡略化するような道州制になってはいけないのではないかとこの危惧を持っております。それぞれの関連するそれぞれのロケーションにおける自治体が、それぞれの議会で、琵琶湖のいろんな開発、変更を加えることがいいのかどうかということ、いろんな角度から議論をして時間をかけてでもやっていくというのは、私は民主主義の形成としては必要な時間ではないかなと思えます。ただ、道州制というものが意思決定の効率化という視点だけで述べられるとするならば、問題があるのではないかとこのことを指摘しておきたいと思えます。その時間をとることのほうが、私は日本の民主主義の発展のためにはなるのではないかとこのように思っております。

それから合併との関係であります、宮崎県も合併をずっと行ってきました。合併せずに頑張っているところも、職員に問いかけしながら、「覚悟を決めて残っていくぞ」という首長からのメッセージも贈られながら頑張っているところがいっぱいあります。市町村合併につい

でも、道州制ということに議論を持っていこうとするならば検証をすべきではないか。行政の中で検証なしに道州制ということにはならんのではないか、検証をすべきではないかと思いますが、例えば道州制研究会の中でそういった検証がなされるのかどうか。検証するのかどうかも含め知事の意見を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 将来、道州制が導入された場合、現在の県の垣根がなくなりまして、すべての市町村は厳しい地域間競争にさらされることになることが予想されます。また、これまで県が行ってきた業務の多くは市町村が担うこととなります。このため市町村におきましては、合併を選択するかどうかにかかわらず、何らかの方法で行財政基盤の強化を図り、基礎自治体としての体力をつけておく必要があると考えております。このような中で、お尋ねの市町村合併の検証であります。合併の効果が変わるには一定の期間を要することから、本来その検証には中長期的な視点が必要であると考えております。しかしながら、国において今回の合併推進が本年度をもって一区切りとされたこともあり、今後、関係市町と連携しながら、合併後の効果や課題の把握に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 合併の効果等を把握するというのは、いつごろからとかいうお考えがありますか。その辺はどうでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 合併は今、遂行、促進されたばかりですので、これは中長期で見なきゃいけないと思います。1～2年たってからの話となると思いますが、いずれにしても、市町村と意見を交わしながら検証に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 先ほど言いました道州制ビ

ジョン懇談会中間報告の中にも、道州制を導入するプロセスの中で、これまで取り組んできた市町村合併、三位一体改革、構造改革の問題、その効果について早急に検証を行い、修正すべき点は速やかに修正していくことが重要であるというふうにも述べられています。いわゆる検証をなささいということなんですが、これは先ほどのビジョンの23ページに書いてあります。こういったのもできるだけ早くしていかないと、道州制との関連が強いと思いますので、それはぜひお願いしておきたいと思います。

ちょっと話題は変わりますが、分権のところで言いますと、気になる新聞記事が載っておりましたので披露しますと、実は和歌山県では、市町村負担金については県職員の人件費や旅費が含まれておると、であるから来年度から原則廃止するというような報道がなされております。今まで常任委員会やこの議場でも質問された方もいらっしゃるんですが、県としては「問題ない」というような言い方で聞いておりますけれども、本県では和歌山であるような問題がないのかどうか。市町村負担金の、県で分権のあいう立場から見た場合の問題はないのかどうか。見直しの検討といったものはないのかどうか。もう一回確認させていただきます。

○知事（東国原英夫君） 県が実施する公共事業等の一部につきましては、法律等に基づき、受益者負担の観点から市町村から負担金を徴収しております。本県の市町村負担金の内訳は国庫補助事業の対象経費のみでありまして、直轄事業負担金のような職員の退職手当や管理職の人件費、庁舎の維持管理費など、国庫補助事業で認められていない経費については負担を求めておりません。ただし、市町村負担金に関しましては、県から市町村の担当部局に対する負担

金の詳細提示や説明が不十分な事業もあったことは反省すべき点と考えておりますので、今後、その内容について説明責任を果たしていくため、市町村への十分な情報提供や説明を行う方向で、関係部局において検討を進めてまいりたいと考えております。

また、御質問にありました報道について確認しましたところ、和歌山県では、今後、市町村から意見を伺った上で事業の内容、性格を分析し、廃止するもの存続するものを整理する予定であるとのことでありました。

○太田清海議員 わかりました。

次に、テーマを変えまして、青少年自然の家の利用の問題について、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

県内に3カ所、青少年自然の家というのがあります。宮崎県青島青少年自然の家、むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家と聞いておりますが、この家の設置目的と利用状況についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 青少年自然の家につきましては、自然体験活動、スポーツ活動、交流活動や集団宿泊生活を通じ、青少年の豊かな情操や社会性等を養うことによって、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を図ることを目的として設置しております。平成20年度の青少年自然の家の利用状況は、日帰りも含めた利用者数では3施設合計で16万8,689人で、このうち宿泊利用者数は7万238人です。施設ごとの内訳は、青島が3万4,051人、むかばきが1万7,987人、御池が1万8,200人で、学校行事の集団宿泊学習や部活動などでの県内の小・中・高校生等の利用が約9割を占めております。以上でございます。

○太田清海議員 この3施設については、指定

管理ということでなされているというふうに伺っております。今、数字の発表がありましたが、年次的に見ると傾向的にはふえているというふうに見えていいのでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 宿泊延べ人数の推移で申し上げますと、平成17年度、平成18年度、平成19年度と年々増加しておりますけれども、平成20年度においては、平成19年度より若干下回っているというような傾向でございます。

○太田清海議員 指定管理の中でそれなりの努力をされているということでもあろうかと思いますが、実はいろんなホテル業界の方に聞きますと、設置目的以外の宿泊をさせているのではないとか、民業圧迫になるぞというような声も聞かれるわけです。本当に設置目的どおりであればいいんですが、そういう声もあるわけで、民業圧迫にならないための調和のとれたお互いのすみ分けというのが必要だろうと思うんですが、その辺はどう対応されているのでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 青少年自然の家は、一般の宿泊施設とは異なり、社会教育研修施設としてのさまざまな機能や特色を有していることから、利用者の方々が、自然体験や交流活動などその目的に応じて利用されているものと考えております。県としましては、施設設置の趣旨に即した利用者受け入れが重要であると考えておりますので、施設の適切な運営を図ることを目的とする運営連絡会議等の場で、青少年の健全育成活動を伴わない単なる宿泊のみの利用等の受け入れを行わないよう指導しております。以上でございます。

○太田清海議員 先ほど言われた運営連絡会議というものですが、これは具体的に言いますと

どういう組織になるのでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) これは、県と指定管理者による青少年自然の家の運営改善に向けた協議の場ということで、関係者の集まりでございます。

○太田清海議員 県も加入されているということですが、民業同士のお互いのすみ分けというのは、微妙な線もあって大変だろうとは思いますが。ただ、死活問題もかかってくるものですから、目的を逸脱したやり方をされると、やっぱり大変なんです。それで、そういったところをお互いきちっとさせるためには、お互いの組織が活性化していけばいいわけで、地元のホテル業界と青少年自然の家の指定管理を受けている団体との定期的な話し合いの場といいますか協議の場、そういうのはあったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 協議の場の設定につきましては、施設の運営に関して地元の皆様に御理解をいただくことは重要でありますので、各施設所在地の地元自治体などと意見交換を行いながら対応してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今、地元自治体と協議しながらということですが、直接話し合うということはまだ想定されていない、いわゆる自治体を通しながらということなんでしょうか、今の説明は。

○福祉保健部長(高橋 博君) 当面は、地元自治体の御意見も伺いながらということで考えております。

○太田清海議員 わかりました。確かにそうでしょう。地元自治体をトンネルで越してはいけませんので、そういうやり方をせざるを得ない

と思いますが、地元の方々との円満な協議の場というのは、私は将来必要ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、長浜海岸の侵食対策についてであります。これについては、以前から要望したり質問をしたりしておるわけですが、私も、長浜海岸、方財という延岡の海岸があるんですが、侵食状況を見てまいりました。県としてはどのように現状を認識されておられるのか、県土整備部長にお伺ひしたいと思います。

○県土整備部長(山田康夫君) 長浜海岸につきましては、侵食傾向の海岸であるというふうに認識をいたしております。しかしながら、平成17年台風14号が来襲いたしましたけれども、それ以降台風の接近が少ないことや、平成19年度からは延岡新港のしゅんせつ土砂を侵食対策として長浜海岸に搬入したこともありまして、現在は比較的安定している状況であるというふうに考えております。

○太田清海議員 今、言葉で「侵食傾向の海岸」というような言われ方をしましたが、この意味は、侵食されているんだよという意味の言葉なんですか。もう一回確認させてください。

○県土整備部長(山田康夫君) 侵食が著しい海岸という認識でございます。

○太田清海議員 わかりました。実は方財でも護岸をつくっておりますが、下から砂が掘られて護岸がだんだん低下したり陥没しているところもあります。これも対策を早急にやらないかんのじゃないかなと思いますが、実はあそこには延岡新港もあります。この新港のしゅんせつ土砂の取り扱いについて、これは長浜海岸に戻すべきじゃないか。それを永久に繰り返さなければならぬけれども、基本的には戻さないと、どんど

ん侵食が始まりますよということを訴えてきたところではありますが、延岡新港のしゅんせつ土砂の扱いの基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 港湾等のしゅんせつ土砂につきましては、海岸侵食対策等の有効な資源であるということから、県と港を利用している企業によりまして、しゅんせつした延岡新港の土砂は、長浜海岸を含む一連の海岸へ運んで砂浜の復元を図っているところでもあります。

○**太田清海議員** 延岡新港の砂は、港湾課が港湾のほうで管理している砂と旭化成の管理している砂もあるんですが、これを両方とも戻すということになったということによろしいでしょうか。

○**県土整備部長（山田康夫君）** そのとおりでございます。

○**太田清海議員** わかりました。戻すということを決定してもらっているということであれば、よかったと思っております。

実はきょうは、ことしの3月15日の朝日新聞を資料として出したかったんですが、タイミングが悪くて出せませんでした。これはどういうことが書いてあるかということ、鳥取砂丘も、港にたまった砂を戻すということで、がけ崩れ、侵食がだんだんおさまってきているという報告もあります。これは事前にお渡ししておりますので。やむを得ないけれども、砂はもとに戻す。外に運び出さない、埋め立て等に使わないということの基本としなければ、だんだん予算の無駄遣いになっていくがなという思いもいたしますので、その辺の確認をお願いしたいと思います。鳥取砂丘の取り扱いについての御感想は、専門家から見た場合どう思われますか。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 海岸侵食対策につきましては、海岸の地形や波の条件などを総合的に勘案しまして、砂を補給する工法、あるいは構造物の設置によりまして波や砂の移動を制御する工法、こういった工法がとられておるわけでございます。御質問にありました、港湾に堆積した土砂を近くの侵食された海岸に砂浜材料として戻すサンドリサイクルということにつきましては、有効な方法の一つであるというふうに考えております。

○**太田清海議員** 五ヶ瀬川の激特事業がありましたが、本当にありがたく思っております。災害をなくすための事業であります、その掘削土砂についても長浜海岸に戻してはどうかということ、地区の区長さんたちの署名を持って要望したこともありますけれども、この掘削土砂の再利用、長浜に戻すということについてはいかがだったのでしょうか。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 五ヶ瀬川激特事業につきましては、国土交通省の事業でございますけれども、この事業で掘削した土砂の利用につきましては、関係機関等と協議を行った結果、掘削した土砂が長浜海岸の砂の質と著しく異なるということから、環境に影響を及ぼすことが懸念をされましたので、利用を見送ったところでございます。

○**太田清海議員** ちょっと濁りが出るとかいうことだったのかなとは思いますが、どうせ川にある砂は海に行っちゃうんです。海に戻るわけですから、それを戻すだけのことだから、私はそんなに関係ないと思うんです。専門家から見た場合、いろんな問題があるかと思いますが、今後、土砂が出た場合には、川底を掘るという意味もありますので、ぜひ戻すことをお願いしたいと思います。

最後になりますが、五ヶ瀬川河口、いわゆる北川から流れ込む河口があります。船が通るわけですけれども、このしゅんせつ土砂の取り扱いはどうでしょうか。これもやっぱり戻すということになっていませんか。

○県土整備部長（山田康夫君） 延岡港のしゅんせつ土砂につきましては、これまで北浦古江港の埋め立てに利用してまいりましたけれども、今後のしゅんせつ土砂につきましては、関係機関等と調整を図った上で、長浜海岸などの砂浜の補給材として活用してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 古江のほうに持っていったということですが、今後、埋め立てには使えないだろうと思うんです。ひどい状況になっていくということをぜひ——基本的には戻すということを確認していただきたいと思っております。あといろんな具体的な提案もありますが、これは次の機会にしたいと思えます。

次に、県立病院の問題についてであります。病院局長にお尋ねいたします。

県立病院の経営形態検討委員会の分科会が行われております。実は、延岡でこの分科会をするときに多少さざ波が立ったといいますか、分科会の目指すところが、県としては既に方針が決まっているんじゃないかというようなこともささやかれたりしたことがあります。この分科会に対する県としての基本的なスタンスはどういうことかということを、きちっと確認しておきたいと思えます。

○病院局長（甲斐景早文君） この分科会でございますけれども、医療を提供する立場や医療を受ける立場の代表、さらには経営等の専門家や関係機関など幅広い分野の方々を委員といたしまして、地域の実態に即した自由な議論・検

討を行っていただいているところでございます。各分科会の検討結果につきましては、今後、検討委員会で総合的に検討を行いまして、さらには分科会での再検討も経て、検討委員会としての最終結論をまとめていただくことになっております。

○太田清海議員 私は、この分科会というのは、本当に分科会の皆さんにお任せをしながらということ、いろんな資料の提供は県がやります、その誘導先は県は思っておりません、どこに持っていかうというのは県はありませんということだろうなと思いつつ質問したんですが、そういうことでいいですか。県としては、独法がいいとか何とかがいい、そういうものは持ってなくて、皆さんに本当に協議をお願いしたという基本的なスタンスでよろしいのでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） 御指摘のとおりでございます。

○太田清海議員 わかりました。

ちょっと順番を変えますが、延岡市では、新規開業者に対する助成を行って地域医療を守ろうという努力をしております。今回また、延岡市の夜間急病センターの深夜帯での診療日を拡充していくということも、10月3日からやるといって報道されています。こういったことについて延岡市のほうでも、医師確保のために、地域医療のためにいろいろ手を打っておるわけですが、ここに対する病院局としての評価といいますか、そういったのはどうお考えでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立延岡病院につきましては、医師負担の軽減を図ることが喫緊かつ最重要の課題でありまして、医師の派遣元であります大学医局からも、医師の疲弊した

現状の抜本的な解決を強く求められているところでございます。このため病院局におきましては、いわゆるコンビニ受診自粛のキャンペーン等に積極的に取り組むとともに、地元市町村に対して初期救急医療体制の充実を要請してきたところでございます。このような中で、御指摘のように延岡市夜間急病センターでの深夜帯の診療日が、現行の週1回から、内科に限ってはでございますけれども、週2回に拡充されることは、市民医療の充実はもとより、救急医療における延岡病院の負担軽減に資するものと考えております。今後とも、地元市町村におかれましては、初期救急医療体制のさらなる充実を図っていただきたいというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。県と市の関係も、お互いの努力をお互いに促進し合うような関係であってほしいなとも思っております。

ちょっとまた話題は変わりますが、県病院の問題で感じたことであります。医師や看護師、宮崎市などから通勤している人もいらっしゃると思うんですが、通勤されている方がどれくらいいらっしゃるのか。また、例えば列車事故等があつてばったりとまったり、不測の事態もあつたりするのかなと思っておりますが、その辺の対応はどうなっておるのでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成21年6月現在で総勢519名の医療スタッフがおりますけれども、このうちで地元の延岡市、門川町及び日向市以外から通勤している職員は63名となっております。今御指摘ございました、例えば台風など前もって予測ができる場合は、必要な職員は病院内に待機いたしますけれども、地震災害の場合など予測できない場合は、まずは近隣に居住しており

ます職員で必要な体制を確保しますとともに、その他の職員につきましても、可能な手段で至急、病院に駆けつけることといたしております。

○太田清海議員 不測の事態ということですから、常にそういったことを想定しながら努力はされていると思いますが、ぜひ十分な対応をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、教育問題についてお伺いいたします。

まず、免許更新制度であります。これも私もたびたび質問をしましてまいりました。ただ、どうしても気になるところもありまして、特に今度、政権交代のある中で、民主党政権の中では、免許更新制については、6年制の大学での養成期間を設けて、基本的には廃止するというふうなイメージでとらえておりますが、この免許更新制度については、受けなくていい人が既に存在をするというふうにも聞いております。どういう人たちが免除されているのかを確認したいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 教育職員免許法に基づく同法施行規則及び県教育委員会規則におきまして、免許管理者であります県教育委員会に更新講習の免除申請を行うことによりまして、免許状が更新されることになる免除対象者が規定をされております。その内訳といたしましては、1つには、校長、副校長、教頭などの教職員を指導する職にある者、2つには、教育委員会事務局の指導主事や社会教育主事などの学校教育または社会教育に関する専門的事項を指導する立場にある者、3つ目には、学習指導や生徒指導に関し特に顕著な功績があつたとして、教育委員会が実施する教育功労者表彰などを受けた者、4つ目には、免許状更新講習の講師に

なった者とされているところであります。

○太田清海議員 これは国の制度でありましたので、宮崎県の教育委員会の中での議論もなかなか大変だったろうと思います。ただ私は、教育現場から見たときに、これは余りいい制度じゃないなど。特に免除されている人がおる、現場の第一線で働く人たちは免許を受けなきゃいかんという心理的な圧迫というのは、教育になじまないものを持っているんじゃないかなというふうにも思っております。後でまた言いますが。

次に、この更新研修を受講するに当たって、個人負担というのがあるというふうに聞いております。具体的にはどんなことでしょうか。

○教育長(渡辺義人君) まず、更新講習を受講するに当たりまして受講料が必要になります。この受講料につきましては、講習を開設する大学等が決めておりますが、県内の大学では、更新に必要な30時間の受講につき3万円となっております。またこのほか、更新等申請手数料や受講に当たっての交通費等が別途必要になります。以上です。

○太田清海議員 先生方が公に黒板に向かって一生懸命子供に教えていく、その自分の免許にまた3万円というお金を費やすというのも、制度の欠陥じゃないかなと思っております。この免許更新制が見直されるのではないかと、見直してほしいと私は思っておりますが、これも聞くところによると、2年間で免許更新を受ければいいということですから、今、廃止されるのかなと思ったら、「おれ、来年受けよう」とか引き延ばして、「廃止されたら受けんでいいから」というようなことにもなるわけです。現場の先生は、3万円を納めてやるのかどうかでは物すごく心配なことだろうと思います。将来の

人もですね。こういう混乱をもたらした政治が悪かったわけですが、そういう混乱がないよういろいろ対応しておかにはやならんと思います。が、いかがでしょうか。

○教育長(渡辺義人君) 今、議員の御指摘にもありましたけれども、教員免許更新制につきましては、教育職員免許法の改正によりましてことしの4月から導入されたものでありまして、この更新制を含めた教員免許制度全般につきましては、法律に基づきまして全国的に実施をされているところであります。今、現場に混乱が生じないかという御意見もありましたけれども、今申し上げましたように、法律に基づいて全国的に実施されておるものでありますので、そういった御懸念の点も含めまして、国において十分な議論がなされるべきものというふうに考えております。以上です。

○太田清海議員 わかりました。

次に、教職員評価制度についてであります。管理職が——「部下の人」という言葉がいかがかわかりませんが、職員の方を評価するというのはあるだろうと思います。ただ、教職員同士がお互いを評価し合う仕組みがあるというふうにも聞いております。こういったのがどういうものか。

○教育長(渡辺義人君) 管理職が行います教職員の評価は、透明性・納得性の高いものとするため多面的に行われる必要があります。このため、教務主任や学年主任などの教職員が、関係する教職員の授業力や企画立案力、人材育成力、使命感や自己管理能力などについて把握いたしまして、これを「参考意見聴取シート」として管理職に提出しております。管理職はこれも参考にして評価を行い、当該教職員に対しまして、この結果をフィードバックする際に、他の

教職員がどういった見方をしているのかを、必要に応じて本人に伝えているところであり、また、この教職員評価制度につきましては、これまで評価の方法や内容の工夫等改善を図ってきたところであり、今後も、制度の適切な運用によりまして、教職員の人材育成と学校の組織力向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○太田清海議員 教職員評価制度というのは、私は、校長先生が自分の責任でもって評価をしていくというのが基本的な形だろうと思うんです。それをお互いがというのは、やり過ぎじゃないかなという感じもいたします。その辺があるとするならば、多少改善をすべきところはしていただきたいというふうに思います。

特に教育現場では、聞いた話ですが、先生が一生懸命教えている、生徒から「三流大学じゃないか」と言われたりする、非常にくらぶことです。それは相手の子供さんの親がそんなふうには言っているのかなとも思ったりするんですが、それから、運動会の際に花火を上げる。罵詈雑言の電話が学校にかかってくる、「何で花火を上げるとか」というようなことで、昔に比べて、今の地域の中での難しい問題も出てきていると思います。モンスターペアレントの問題もありました。自分の子供がアルバムの中に入れていないじゃないかというようなこともあったりする、そういった世の中になっていますので、先生方も非常に苦労されていると思うんです。ぜひこのあたり、ふわっとするような県の教育行政を追求していただきたいなと思っております。

続きまして、基金事業についてお尋ねをいたします。

高等学校の修学支援金基金事業において私立

高等学校の授業料が減免、その要件の中に市町村税均等割の世帯が加えられたと聞いております。最近の経済状況の悪化を見ると、所得が減った家庭については、税の制度上、均等割というのは1年後に反映されますので、即効性がないのではないかとこのように思います。現行制度ではこのような家庭に対する対応はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。県民政策部長。

○県民政策部長(高山幹男君) 私立高等学校の授業料減免補助金についてでありますけれども、これは、私立高等学校が授業料を減免した場合に、それに対して補助を行うことによりまして、生活困窮世帯等の生徒の学費負担の軽減を図ることを目的としておるわけでございますけれども、その補助要件の一つに、「解雇、倒産等による家計急変」というものがございまして、御指摘の経済状況の悪化等に伴い収入が激減した世帯につきましては、この要件を適用することによりまして、家計が急変したその年度から対応することが可能となっております。

○太田清海議員 家計急変ということでは即できるということですね。これは本当にそのPRをしないといけないと思います。知らない人がおるとのことじゃいかんと思いますので、ぜひその辺はよろしくお伺いしたいと思います。

最後に、総務部長にお伺いしたいと思います。妊婦健康診査支援基金、こういったものは6月議会で議決されたわけですが、この基金事業、いわゆる3カ年とか2カ年という限りのある事業で適用するのはちょっと問題があるんじゃないかという気がしますが、市町村でも基金が終わった後の問題もありますので、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 御指摘のありまし

た妊婦健康診査支援基金、こういった事業のように実施期間終了後の対応、2年なり3年なりその後の対応はどうするのかということですが、これらは地方が抱える喫緊の課題に対応した事業でございます。さらに今回、従来、財政措置のなかった部分に対して、経済対策として臨時交付金により時限的な措置がなされたものでございますけれども、その後の事業継続のための財政措置について、現段階では示されておりません。少子化対策など地方が取り組むべき重要施策につきましても、その着実な推進の観点から、財政措置の継続が必要でございますので、基金事業の実施期間終了後に大きな混乱が生じないように、市町村を初め関係機関との連携を図りながら、国に対して財政措置の継続を強く要望してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 以上で質問を終わりたいと思います。残されたのは次の議会でやりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、権藤梅義議員。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 代表質問、一般質問の最後の登壇者となりました。議場の皆さんも大変お疲れと思いますが、気合いを入れて質問したいと思いますので、最後までよろしく願いいたします。

それではまず、国土形成計画について伺います。前金子一義国土交通相は、衆議院選挙直前の8月4日に、北海道と沖縄を除き全国を8ブロックに分けた、今後10年の地域づくりの基本となる広域地方計画を決定しております。国土形成計画は、1962年から5次にわたって策定された全国総合開発計画(全総)にかわるものとして、国主導の開発を見直し、地方の自発的取り組みを尊重するため、全国計画とは別に、初

めて地方計画を定めたものであります。したがって、これに先立ち、地方自治体や経済団体、国の出先機関などをつくる協議会が原案をつくり、各地の意見を募って修正を加えたものであります。また、国交・農林水産両省は同日に、地方計画と連動して道路や港湾、農地などの整備を進めるため、各地の5年間の「社会資本の重点整備方針」も発表しております。この中での九州圏としての役割は、日本の中でも東アジアに最も近い位置にあることから、アジアの企業や人材を受け入れるための環境整備を促進し、交通網を充実させることにより、九州と東アジアの日帰りビジネス圏を広げる。そして集積が進んでいる自動車や半導体産業をさらに成長させ、九州の発展を引っ張ること等がうたわれております。そこで知事に、東アジアと九州、九州の中の本県の役割等がどのように期待できると受けとめているか伺います。

また、九州や本県では、関西に次ぐ太陽電池の集積地となる中、昭和シェル石油が、国富町の日立プラズマディスプレイの土地、建物を活用しC I S太陽電池製造工場に転用するとの朗報もあります。さらに、若干遅きに失した感がありますが、南九州地域の自動車関連産業の取引拡大を図ろうとする県は、企業同士の連携体構築に動き始めているようであります。一方、福岡県では、水素タウンの整備が9月から始まると聞きます。これは、九州大学や新日鉄、トヨタ自動車、東芝といった有力企業と福岡県などが一体となって水素の活用を現実化させようとの力強い試みであり、三菱重工業やホンダなどの福岡県以外の九州地区に生産拠点を持つ企業も多く、九州全体に広がる可能性があると言われております。少し飛躍しますが、沖縄発のバイオ燃料ジャトロファの話も——本県でもテ

スト的に一部栽培されているようですが——夢でなくなりつつあると言われております。今後、本県の工業化に向けて重要な時期を迎えると思うのでありますが、知事のこれらに対する認識を伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 九州圏広域地方計画についてであります。ことし8月に策定されました九州圏広域地方計画におきましては、「東アジアとともに発展し、活力と魅力あふれる国際フロンティア九州」を基本目標に、九州圏の今後の発展についてその基本的方向が示されたわけでありまして。この中では、成長する東アジアを視野に入れ、自動車関連産業や環境・エネルギー産業、農林水産業など、各地域の特性や強みを生かした産業分野の成長を促進するとともに、貿易の拡大や国際的な交流・連携を深めていくこととされております。この中で本県におきましては、「九州圏の持続的な成長を実現する成長型・牽引型産業群の形成」における太陽光関連産業や環境・バイオマス関連産業、「東アジアへの近接性等を活用したフード・観光アイランドの形成」における農林水産業や観光産業など、本県の資源や強みを生かした産業振興の方向性が位置づけられたところでありまして。さらに、「九州圏の一体的な発展を実現する基幹都市連携軸の形成」において、本県の産業振興を図る上で重要な意義を有する東九州自動車道や九州横断自動車道延岡線などの社会基盤の整備促進が盛り込まれたところでありまして。

続きまして、本県の工業化についてであります。九州圏広域地方計画等を踏まえながら、私は、本県工業振興の今後の方向といたしまし

て、本県のイメージにふさわしい太陽光関連産業のさらなる集積や、林産資源、畜ふん等を活用したバイオマス関連産業の創出など、新エネルギー分野に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、本県の豊かな農産物等を生かせる食品関連産業につきましては、その生産拡大だけでなく、機能性食品等の開発を進め、健康・医療分野への参入を目指してまいりたいと考えております。さらに、自動車関連産業につきましても、北部九州地区の集積を生かして、県内企業の参入、取引拡大をより一層図るとともに、電気自動車など次世代自動車への転換も見据えた取り組みを進めてまいりたいと考えております。 [降壇]

○権藤梅義議員 ありがとうございます。

次に、米国とのFTA交渉について伺います。

国際間の協議で大変難解な問題であると認識をしておりますけれども、既にWTO交渉等のスケジュールが非常に進んでおります。この問題は、世界貿易機構(WTO)の多角的貿易交渉(ドーハ・ラウンド)の非公式閣僚会合として、次官級会合が9月4日ニューデリーで開かれ、次の段階として9月15日にジュネーブで再開されております。その後、昨日から本日にかけてピッツバーグでのG20金融サミットで何らかのメッセージを発する必要があると言われております。ただ、4日と15日の会合では、あくまで交渉日程や手法について話し合っただけで、具体的な争点が議論になったわけではないとも言われております。4日の会議には主要国は大臣が出席しましたが、日本からは石破前農相は出席しませんでした。しかし一方では、主要国の首脳間で合意した2010年中のラウンド妥結に向けて一応の道筋を示したとする見方もあ

ります。このような中で、米国など先進国は、「自由化される品目の細部まで同時に詰めるべきであり、そのためには2国間交渉も重視すべきだ」という主張であります。この点が、インドやブラジル等の工業化の途上国と利害が対立し、特に昨年の場合、特別緊急輸入制限（セーフガード）の発動要件をめぐって行き詰まってしまったと聞いております。

そこで、F T AもW T Oも、もともと一連のものでありますし、もっと言うならば、農家の所得補償制度もこれらにつながる論議であろうと思うわけであります。そういう中で所得補償やF T Aを各論として論じる向きもありますが、農業県の知事として、また知事会として、今日までどのような立場でこの問題に取り組んでこられたのか、知事に伺います。

○知事（東国原英夫君） 経済のグローバル化が進み、我が国の対外的・経済的發展や世界との協調・協力の重要性が高まる中で、現在、W T Oの多国間貿易交渉が進められておりますが、それを補完するE P AやF T A、いわゆる2国間協定の締結が近年急速にふえてきております。W T O交渉につきましては、その行方がいまだ見えない中で、農業を基幹産業とする本県においては、農業者はもとより関連産業も含めた県経済への影響が懸念されることから、農業分野の交渉に当たっては、食料安全保障の確保や農業の多面的機能に配慮し、我が国農業の持続的な発展が可能となるよう交渉すること、万が一、重要品目数の確保などで我が国の主張が配慮されない交渉結果となった場合は、国の責任において、国内農業に与える影響を最小限にとどめる十分な支援策を講じること等の提案、要望を本県独自に行うとともに、九州及び全国知事会などあらゆる機会を通じて働きかけ

てまいりました。

また、日米F T A交渉に関しましては、現在、民間レベルでの議論の段階と伺っておりますが、農業分野の対応については、我が国は今や世界最大の農畜産物の純輸入国であり、仮に競合する農畜産物がさらに市場開放されれば、本県のみならず我が国の農業全体に致命的な影響等を及ぼすことから、農業者の将来的な不安等を払拭する観点からも、断固たる厳しい姿勢で臨んでいただきたいと思います。

○榎藤梅義議員 ちょっと欲張って通告しておりますので、次の問題に入らせていただきます。

次は、知事の「訴訟も視野に入ってくる」という発言で、我々も何のことかなと思ったんですが、知事は、今月10日の県議会の招集日に記者団に、「民主党が検討している補正予算の一部執行停止が実施された場合に、法的根拠はどう整理するのか。訴訟も当然視野に入ってくる」と述べ、強い反対の態度を表明されておりますが、その真意を伺いたいと思います。当時、知事は、執行停止の民主党の態度そのものに反対したかったのか、それとも本当に法律に触れるような行動を民主党がとると感じての発言なのかであります。私などからしますと、一国の政府が法に触れるようなことをするはずがないと思います。過去にも、原潜の寄港や自衛隊の海外派遣の問題等で、常に内閣法制局が横にいて判断を示してきました。今回も我々はそんなことをするはずがないと思いますし、知事の見識にもかかわる問題と考えます。知事は政治的に民主党にプレッシャーを与えるために行った発言としか思えないのでありますが、いかがお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 予算の執行停止に関

しまして、マスコミの取材に対する私の発言は、仮に執行停止が行われれば、本県を初め地方公共団体に大きな混乱が生じることが懸念されるため、適切ではないという気持ちから、強い抗議として表現したものであります。いたずらに法的な手段に打って出るという趣旨ではございません。マスコミの報道等によりますと、さきの閣議決定に基づき、現在、各省庁において対象事業を検討されているところでありますので、地方における経済・雇用対策に支障を来すことがないよう、全国知事会や「国と地方の協議の場」を初め、あらゆる機会を通じて地方の立場を強く訴えてまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 わかりました。

次に、東国原知事のマニフェストに基づく重点施策「新みやざき創造戦略」の達成度について、外部の有識者でつくる評価委員会は、9月1日に2008年度の評価結果を知事に報告しております。56項目のうち、進捗評価の7割はA評価であります。成果の評価になると4割にダウンしております。成果が順調な「A」評価は24項目、一定の成果は上がっているが努力を要する「B」は29項目などとなっております。昨年の評価公表の際に、県議会から「機能が不十分」との意見がありまして、2008年度実績から成果評価も加えることになったものであります。知事はどのようにこの結果等について受けとめておられるか伺います。

○知事（東国原英夫君） 政策評価につきましては、新みやざき創造戦略を対象として、工程表どおり実施できたかどうかを評価する進捗評価に加え、今年度は、県民生活に及ぼした効果等を評価する成果評価を行いました。その結果、進捗についてはおおむね順調との評価であ

りましたが、成果については、今後努力を要するとされたものが過半数を占めており、各施策の取り組みが成果に十分に結びついていない面があるとの評価でありました。私といたしましては、この評価結果を真摯に受けとめ、努力を要するとされた項目については、その要因の分析等を行った上で、今後の新たな施策・事業の検討を行い、新みやざき創造戦略の推進に努めてまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 次に、7月16日の地元の宮日の「くろしお」欄で以下のような指摘がされております。

「橋本大二郎前高知県知事がかつて、政党との関係を厳しく戒めたことがあった。知事は政党と関係を絶つべきだと。（中略）政党が知事に近づく理由がある。知事の持つ現実的な権力の近くにおいて、その政党の所属議員や関係者が自分の仕事のしやすい環境をつくるためという。（中略）全国知事会が、与野党のマニフェストの地方分権政策で特定政党支持を表明しないことを決定。代わりに政策を採点し、公表することで一致した。（中略）特に東国原知事のような無党派を旗印に当選した知事が特定政党支持を主張することに、多くの県民には戸惑いが残る。（中略）多様な民意が交錯する知事会の場が、単一方向に集約されること。採用されなくてよかったが、その方向がミスリードした際にどんな責任をとれるのか。

佐々木毅東京大前総長が新著「政治の精神」（岩波新書）で「政治権力の魔性」に触れている。その帰結としての墮落についても。権力は陥りやすい自己陶醉をどこかで抑制しなければならない。謙虚を映す鏡は常に「民」から送られる」と述べています。

知事の国政転身騒動を総括した全員協議会の

場で、知事は、政党との関係を、「今後はニュートラルに戻して知事職に専念したい」と述べたと私は記憶しているのですが、衆議院選挙後の「自分が荷担していればもっと別の結果になったのではないか」といった趣旨の発言が聞かれますと、「何だ」ということになります。大変失礼な引用を用いての質問ではありますが、知事の言動は本当にニュートラルになっているのか、所感を伺います。

○知事（東国原英夫君） さきの総選挙をめぐる私の一連の行動は、「宮崎のため、地方のため、地方分権・地域主権を勝ち取る」という私の政治理念に基づくものであり、また全国知事会と歩調を合わせた行動でありました。特に議員が引用されました、全国知事会における政党支持に関する発言は、政権選択選挙という機会をとらえて、マニフェストを評価した上で、知事会として地方分権に限定した政党支持を行うことが、地方分権を確実に前進させるために有効ではないかと問題提起したものであります。

また、総選挙後の発言につきましては、さきの総選挙における一連の私の対応が自民党大敗の原因の一つではないかと尋ねられたことに対して回答したものであります。この発言の趣旨は、「多くの国民が自民党に変化を求めており、また政治全体に変化を求めている。私も、「日本のために、例えば中央集権から地方分権へと国家のあり方を根本から変えるなど、政権与党として自民党に自己変革していただきたい」と申し上げました。しかしながら、こうした声に十分にこたえていただけなかったことが敗因の一つではないか」とお答え申し上げたものであります。私は、県知事として、特定の政党や団体の支援を受けず、いわゆる「しがらみのない県政運営」を基本的政治理念としており

ますので、今後とも、これまでと同様に中立、不偏不党の姿勢でまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 十分ではありませんが、大体わかりました。

次に、九州農業白書が発表されまして、九州の2007年の農業産出額は前年比2.4%増の1兆6,256億円と、2年ぶりにふえたことが報告されています。一方では、担い手不足や高齢化等で今後の生産体制は弱体化し、農業基盤は揺らいでいるとも警鐘を鳴らしております。しかし、農商工連携や新商品開発、そして集落営農やブランド化の推進など、工夫によっては今後の農業に光明やたくましさを感じさせるところであります。

なお、白書によりますと、今後の課題解消に向けて、生産体制の整備や地産地消の動き、さらには観光資源としての農業振興等の芽が育ちつつあるとも指摘されております。また、自然環境には恵まれておりますが、本県は消費地から離れております。おのずと品目や分野も限られるものと思えますし、ある程度集約された現状ではあります。

しかし、さらに農業従事者が希望を持って農業を続けるためには、行政としてどのような環境整備が今後必要であり、県央地区と県南、県北、あるいは平野部と中山間部でも違いがあるものと思えます。7月に本県で行われた全国農業コンクールを前に、知事は熱く本県の農業振興を語っておられますが、本県農業の課題と対処するための施策の基本的な点をお示し願いたいと思えます。

また、農政水産部長には、県が取り組んでおります農業経営力強化支援事業の応募や進捗状況などの現状をお尋ねします。

○知事(東国原英夫君) 温暖な気候に恵まれながらも、大消費地から遠隔地にある本県は、冬場の施設野菜や畜産を中心に集約的な施設型農業を展開してきた結果、ピーマンを初めキュウリ、肉用牛、豚、ブロイラー等で全国上位の生産量を誇るなど、全国屈指の農業県に発展してまいりました。しかしながら、本県農業も担い手の減少や高齢化が進む中で、原油・配合飼料価格の高騰を初め、景気悪化による農畜産物価格の低迷など、かつて経験したことのない大変厳しい経営環境に直面しており、新たな変革の時を迎えていると考えております。そのためにも、あらゆる分野の人・技術と連携しながら、これまで培ってきた農業資源と潜在能力をフル活用した収益性の高い生産構造への転換が急務と考えております。具体的には、多様な担い手の参入を促し、育て、支える環境づくり、「宮崎産なら安全・安心」といった消費者に信頼される産地づくりや、農産物加工による付加価値向上と物流の効率化、自然エネルギーやバイオマス資源を活用し、環境に配慮した低コスト生産構造への転換、農業を核とした中山間地域の活性化と農商工連携による総合的な産業への推進などに取り組み、農業者の所得向上を通じて、農業者が誇りとやりがいの持てる「魅力ある宮崎の農業」を確立してまいりたいと考えております。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 農業経営力強化支援事業についてでありますけれども、この事業は、国のふるさと雇用再生特別基金を活用しまして、農業・農村における雇用創出を図るため、経営規模の拡大や多角化を目指す農業法人や認定農業者に対しまして、新規雇用に要する経費を支援するものであります。7月に事業の公募を行いまして、当初目標の70名を上回

る75名の新規雇用を行います44の農業法人を決定し、現在、それぞれの法人等において雇用が進められているところであります。各法人等の経営力強化に向けた具体的な取り組み内容としましては、業務用野菜の需要に応じた経営規模の拡大、建設業から農業への新規参入、耕作放棄地の再生に取り組む新たな法人の設立などとなっております。このような取り組みによりまして、農業生産の中核を担う法人の育成はもとより、法人就農による新たな担い手の育成・確保を通じて生産体制の強化が図られるものと考えております。以上であります。

○榎藤梅義議員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。

次に、高原町の県畜産試験場から県産和牛の冷凍精液が盗まれた事件は、県警の努力によりまして事件の全貌が把握され、裁判も開かれ収束に向かいつつありますが、我々に2つの教訓と申しますか問題を認識させてくれました。一つは、管理の難しい冷凍精液ではありますが、本県畜産の宝でありますから、貴重品扱いの管理を行ってほしいと県民は希望しているものと思っております。そこでまず、農政水産部長に伺いますが、管理上のこれまでの問題点と、再発防止に向けての改善点を伺います。

○農政水産部長(伊藤孝利君) ストロウの管理についてでございます。従来の畜産試験場における冷凍精液の管理体制等につきましては、場内の複数の箇所保存されていたことや、施設が万全でなかったことなどの不備、さらには県有財産管理に対する認識不足があり、このことが今般の盗難事件の誘因になったものと考えております。このため畜産試験場では、分散していた保管場所を1カ所に集めて集中管理しますとともに、侵入防止さくの設定や二重施設

実施、パスワードを利用した警備システムの導入などの再発防止策に直ちに取り組んだところであり、また、凍結精液の在庫管理を強化しますとともに、職員に対する危機管理意識の徹底にも努めているところであり、今後、二度とこのようなことが生じないように、再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 次に、今回の事件を通じて、県外への流出、特に遠くはライバルでもありません北海道まで流出しており、過去において相当に常習化していたのではないかという疑問も持たれております。最新の技術では、1本のストローから最大数十個の受精卵をつくる技術も発達しております。また、本県においては、優秀な種雄牛を育成するため、年間約2億円からのコストをかけて宮崎方式と呼ばれる供給体制をとってきました。しかし、今回の事件で明らかになったことは、県外流出の防止についても、確認事項であって法的強制力がないため、今後も流出する可能性はありますし、特に児湯・西都の会員への域内の提供においては、提供しないことは独占禁止法に触れるということも言われております。そこで農政水産部長に、今後の宮崎方式の供給体制と県外流出の防止についてのどのような検討が行われているか伺います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） ストローの供給体制でございますが、県有種雄牛は、社団法人宮崎県家畜改良事業団で一括管理を行っておりまして、その精液ストローは、各地域の家畜改良協会を経て家畜人工授精師に譲渡されております。精液ストローの譲渡を受けた家畜人工授精師は、その利用状況を情報入力システムによりまして家畜改良事業団へ報告することになっております。しかしながら、現行のシステ

ムでは、精液ストローを毀損した場合や、実際にみずから使用しなかった場合などは把握できないこと、また使用の都度報告することが担保されていないことなどから、すべての利用状況が十分確認されているとは言えない状況でございます。そこで、県といたしましては、適正な流通を確保していくため、今般、関係団体等から成る協議会を設置しまして、精液ストローのすべての利用状況がタイムリーに報告され、県内の利用状況を踏まえた厳格な需給管理が可能となるような新たなシステムづくりについて、現在検討を進めているところであります。

○榎藤梅義議員 次は、新型インフルエンザ——これは大変たくさんの方が質問しておりますが、私も伺います。

県は、全国に先駆けまして、新型インフルエンザ対策強化のため、課長級の「感染症対策監」を新設する人事を発表しております。これまでの全国や厚労省の立場は、流行を防止する立場であったと思うのですが、この水際作戦は、最善を尽くしましたが、残念ながら防ぎ得ませんでした。現在までに新型が、ソ連型、香港型等次々に発生してきております。今回も、これを既定の方針として、拡大や流行を抑える方向に向かうべき時期に来ているのではないかと思います。そこで、一つには、県民がインフルエンザの状態を認識した場合の処方、つまり、通常の場合かかりつけ医に診てもらおう等、医療現場の混乱を防ぐためには、県民や患者の不安を解消し、スムーズにリードすることが大切と考えます。そのためには、専門的な、ウイルスや学校の休校の基準も大切ですが、県民の側から見た予防措置としての注意事項、手洗いやうがい、ワクチン接種の優先順位や発病した場合の心がけ、学校や学級閉鎖の対処の仕方な

ど、余り大騒ぎせずに県民が自然体で対処できるようにしていくことではないかとも考えます。今後の対応について福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 新型インフルエンザの予防としましては、まず、県民の皆様が、予防の基本である手洗いやうがいを徹底していただくこととあります。特に持病をお持ちの方などは、流行期にはできるだけ外出を控えるなどしていただくことが大事です。また、持病のある方にはワクチンが優先接種されることになっております。もし発熱やせきなどのインフルエンザの症状がある場合は、あらかじめお近くの医療機関へ相談の上、マスクを着用して受診していただくようにしております。なお、万一学校などにおいて集団感染が発生した場合は、臨時休業等の要請基準に基づき、学級閉鎖等の措置を行っていただくこととしております。県といたしましては、県民の皆様が新型インフルエンザの正しい知識を得ていただくため、対応ハンドブックの作成・配布や、県庁ホームページなどを通じた普及啓発を図っているところであります。以上でございます。

○榎藤梅義議員 次は、雇用を初めとする労働問題を、知事並びに商工観光労働部長に伺います。

この9月8日に今月の月例経済報告がなされ、失業率が過去最高の5.7%を記録し、最後の記者会見に臨んだ林経済財政担当相は、「景気はまさに正念場。経済対策が民間需要の自立的な回復につながり切っていないので、新政権には、慎重に景気対策に配慮した経済運営をやってもらいたい」と要望されております。雇用動向調査の内容を見ますと、正社員やパートタイム労働者など常用の労働者全体のうち、就

労や転職で新たに事業所に採用された人の割合を示す入職率は、前年度より1.7ポイント低い14.2%と3年連続で低下しておりますし、離職率は14.6%と入職率を上回っております。そこで、本県においても同様の内容かと思いますが、本県の各種の指標と産業別の分析等を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 雇用関係の各種指標についてでございますけれども、まず、有効求人倍率につきましては、直近の7月で0.40倍となっております。新規求人数を見ますと、産業別では、特に製造業が前年同月比で328人、約4割の減となっております。

次に、新規高等学校卒業者の求人倍率につきましては、直近の8月で0.33倍となっております。昨年同月が0.53倍でありましたので、大変厳しい状況となっております。求人数を見ますと、産業別では、特に製造業が前年同月比で344人、約5割の減となっております。

次に、事業所規模5人以上の入職率及び離職率につきましては、毎月勤労統計調査により見ますと、直近の6月で、入職率が1.42%に対しまして離職率が1.65%となっております。産業別では、特に飲食店・宿泊業が、入職率1.73%に対しまして離職率が7.47%となっております。

最後に、雇用保険受給者数につきましては、直近の7月で1万1,311人と、前年同月比で2,952人、約4割の増となっております。産業別では、特に製造業が3,487人と、前年同月比で約2.5倍となっております。

以上のように、求人が大変減る中で離職者が多くなっているなど、大変厳しい雇用情勢が続いているところでございます。

○榎藤梅義議員 ただいま部長にお答えいただいて、大変な状況だという認識を改めてしたと

ころであります。お答えいただいた問題点や問題意識を踏まえまして、基本的な政策に加えて、今回、国の経済対策等で雇用の創出を試みようとしているわけですが、その内容と期待される効果等について、知事に伺います。

○知事(東国原英夫君) ただいま担当部長が申しましたとおり、雇用情勢は大変厳しい状況にありますことから、県では、6月に策定した新たな経済・雇用対策に基づき、国の経済対策による事業を最大限活用しながら各種の事業を実施しているところであります。今回の補正予算にも総額366億円を計上しているところであります。具体的には、ふるさと雇用再生特別基金事業などの直接的な雇用対策で3億5,000万円余の予算を計上しておりますが、これまでの対策とあわせて30億4,000万円余の事業により、1,638人の雇用を見込んでおります。このほか、すそ野の広い、雇用に即効性のある公共事業を実施することとしております。

また、中長期的な視点からの産業づくり対策といたしまして、産業基盤の整備による既存産業の活性化や、農商工連携等、本県の特性を生かした新産業の創出に向けた事業などを引き続き実施してまいります。これらの対策によりまして、県内の雇用の場が確保・創出されるとともに、将来における雇用の安定につながる礎づくりが図られるものと考えております。大変厳しい雇用情勢の中でありまして、今後とも県民生活を支える雇用の確保に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 次は、最低賃金の引き上げについて部長に伺います。厚生労働省は、2009年度に実施する都道府県別の最低賃金、一般に言う時間給の改定見直しを9月2日に発表しております。45都道府県で据え置きが2県あるほ

か、年間1円から25円引き上げる方向と聞きますが、本県の実情を伺いますと同時に、今後の効力発生までの手続等を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 今回の最低賃金の引き上げにつきましては、大変厳しい経済情勢の中で、本県労働者の賃金実態などの実情を踏まえ、国が設置しております審議会におきまして、公益・労働者・使用者代表の各委員が慎重に審議されまして決定されたものであると認識しております。なお、今後の手続につきましては、9月14日に宮崎労働局長が最低賃金決定の公示を行ったところをございまして、公示期間が満了する10月14日以降は、県内のすべての労働者に適用されることとなります。

○榎藤梅義議員 次は、障がい者雇用の問題であります。景気の低迷で、2008年度に解雇された障がい者は、前年度の1.8倍の2,774人に上ると言われておりまして、ハローワークを通じて求職のあった12万件近くに対して、就職できた人は4万4,000人で、就職率は37.1%と報じております。前年度より5ポイント以上下がっているようであります。日本の企業には、障害者雇用促進法により全従業員数の1.8%の障がい者を雇うことが義務づけられております。ドイツやフランスでは5~6%の雇用率のようであります。国内では実際には1.59%で、過半数の企業が未達成だと聞きます。本県の実情と課題を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(高橋博君) まず、障がい者雇用の現状についてであります。宮崎労働局の調査では、平成20年6月1日現在で、法定雇用率1.8%が適用される県内企業559社のうち、法定雇用率を達成した企業の割合は63.3%で、都道府県別で2位となっております。ま

た、障がい者実雇用率は1.97%で、都道府県別で7位となっております。

次に、課題についてであります。障がい者が身近なところで就業の相談ができ、必要な支援が受けられる体制の整備や、企業の障がい者雇用に対する理解の促進が重要であると考えております。このため、障がい者の就業・生活に関する総合相談窓口である「障害者就業・生活支援センター」を5カ所設置するとともに、企業向けセミナーや企業における職場実習の受け入れ促進などの取り組みを推進しているところであります。県としましては、厳しい経済状況の中ではありますが、今後とも、宮崎労働局等の関係機関と連携し、障がい者雇用の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○権藤梅義議員 次は、観光振興について伺います。

2008年に本県を訪れた県外からの観光客は448万4,000人で、東国原効果と言われる昨年の3.5%増から、一転して対前年比1.1%のマイナス。県内を合わせた観光客数は1,217万7,000人で、前年を1.4%割り込んでおります。また同時に、県内上位20カ所の観光地と施設ごとの訪問客数も公表されています。1位はやはり高千穂峡の149万6,000人、13.7%増であり、2位は鶴戸神宮の102万6,000人、15.5%増であります。特筆すべきはやはり県庁であり、47万1,000人、73.1%増、このルート上の平和台公園44万7,000人、9.5%増などであります。関係者の努力のせい、あるいはまた不況のせいかわかりませんが、青島と青島神社74万5,000人、11.7%増、宮崎神宮50万9,000人、14.8%増が目立ち、軒並み10%以上落ち込んだ中で大変健闘しております。そこで、県の観光調査の結果をど

のように知事は総括しておられるか。

さらには、景気後退や、長崎線や台湾線の廃止・運休などのマイナス要因も考えられる中、来年度以降の観光振興の強化のため各観光地に求めることや、行政としての支援をどのように考えているか、知事に伺います。

○知事(東国原英夫君) 平成20年の観光客数につきましては、神話やいやしなどに関連する観光地の一部は増加しておりますが、世界的な経済不況などで旅行環境が悪化したこともあり、県全体としては前年に比べ減少しておりますので、今後は、県内観光地全体の底上げを図っていく必要があります。このようなことから、今年度新たに、主要観光地を見詰め直す観光地総点検を、地元市町村等と連携しながら実施しているところであります。また、宮崎観光遺産や恋旅プロジェクトなどの新たな取り組みも始めたところです。今後とも、市町村等への必要な支援や、民間の主体的な活動の促進を図るとともに、私も先頭に立ってアピールし、県全体の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 引き続き観光関係の質問ですが、リクルート社の1万8,000人を対象とした調査結果について伺いたいと思います。まず、「九州の宿泊旅行好評」との観点から、沖縄に続き大分が3位、熊本4位、長崎が5位、鹿児島8位となっており、本県は残念ながら入っておりませんが、この結果をどのように見ているか伺います。

また、魅力ある特産品や土産物では、鹿児島県が2位、長崎が5位、宮崎が8位に入っていますが、その評価の内容をどのように見ているか。

また、知事が最も力を入れておられる「地元

の人のホスピタリティー（もてなしの心）を感じた」との評価は、1位沖縄、2位鹿児島で、宮崎が5位、熊本が7位となっていますが、これらの評価結果等を踏まえてどのように観光客増に結びつけようと考えておられるか、知事のお考えを伺います。

○知事（東国原英夫君） リクルート社の調査によりますと、本県は、宿泊施設の評価についてはランク外であります。土産品とホスピタリティーについては、全国でも上位にランクされております。これらは、いずれも観光振興を図る上で重要でありまして、さらに充実を図らなければならないと考えております。特にホスピタリティーについては、おもてなし日本一を目指して積極的な取り組みを進めていきたいと考えております。そのため昨年度から、観光関係団体等のおもてなし向上の取り組みを支援するとともに、県民への啓発活動等を展開しておりまして、先般、県で取りまとめた調査結果では、本県のおもてなしに対して「満足」と答えた観光客の割合は86.5%で、前年より約11ポイント増加しているところであります。今後とも、本県を訪れた方々に、「来てよかった」「また来たい」と思っただけのような、「おもてなし日本一 宮崎」の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 次は、エバー航空の台北線運休の問題であります。昨年度、前任の県民政策部長がエバー航空本社に出向いた際に、我々も日台議連の調査団、訪問団の第一陣として同席する機会を得ました。エバー本社の議論は、昨日、星原議員の質問にもありましたので重複は避けませんが、一つには、台湾側の乗客の苦情として、免税店の店や品数が貧弱なことや、石川県と同時に就航した台湾便であります。当初

の予測に反して石川県の搭乗率ははるかに高く、もっと努力してほしい旨の意見の内容だったと記憶しております。一方、南九州地域として鹿児島県が中華航空と交渉を進めている情報について、知事は既に御存じと思いますが、新幹線の開通後を見越して着々と準備を進めると聞きます。そこで、エバー航空の発表に当たって、事前に何らかの説明を受けていたのか。また、その後の対応はどのようなことをしたのか。さらに、7月、8月の搭乗率は高かったと聞きますが、今後の再開に向けた情報等はあるのか、知事に伺います。

○知事（東国原英夫君） 今回の台北線の運休につきましては、エバー航空から突然連絡があったものでありまして、最近の搭乗率は70%を超えるなど、これからの期待をしていただけに、大変驚くとともに残念に思ったところであります。また、その後の対応につきましては、直ちに担当課長を台湾に派遣し、エバー航空へ運航継続を要請するとともに、9月20日からは、担当部長を台湾に派遣し、エバー航空や台湾の航空当局に、早期再開の要請や再開に向けた御協力をお願いしたところであります。今後につきましては、エバー航空は、需要の動向等を再度詳細に分析し検討したいとのことであります。県といたしましては、早期の定期便再開に向けて、今後とも航空会社や関係機関に積極的な働きかけを行うなど、あらゆる努力をしてまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 次に、2011年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開通に向けた、熊本、鹿児島、宮崎3県の観光ルートの開発は注目されているところでありますが、現在の検討内容や、今後充実すべき取り組み、さらには10年度とのつなぎ等について、商工観光労働部長に伺いま

す。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 九州新幹線全線開通を本県の観光振興に生かすためには、魅力的な観光ルートを開発すること、そしてまた、それを旅行商品につなげていくことが重要であると考えております。このため、現在、県内の市町村、宿泊施設、各種交通機関等と一体となりまして、レンタカーや高速バスの利便性向上などの2次アクセス対策を検討しているところでございます。また、隣県も含めた魅力ある広域的な観光ルートづくりや、新幹線停車駅から観光地をめぐりながら本県につながる観光バスルートの実証実験等にも取り組んでおります。なお、これらの観光ルートづくりでは、阿蘇、人吉、霧島地域などの隣県の観光地等との連携が重要でありますので、今後ますます強化してまいりたいと考えております。また九州観光推進機構でも、新幹線効果を沿線以外の地域へ波及させるための周遊プランづくりなどを実施することとしております。以上でございます。

○榎藤梅義議員 次は、生活保護の問題であります。

雇用情勢の悪化などを背景に生活保護の受給者が急増している問題で、全国受給者は今年3月で119万2,745世帯となりまして、11カ月連続で最多記録を更新中とのことでもあります。特に、昨年12月から毎月1万人を超えるペースで増加し、増加幅も大きくなっているようです。財政負担の割合は、国が4分の3、自治体が4分の1を担っており、とりわけ都市部の自治体は財政負担の増大で悲鳴を上げております。大阪市は8月、臨時的任用職員を55人採用予定しているが、それでも追いつかない状況といたしまして、名古屋市中村区役所では担当職員の残業

は月100時間を超える状況といたします。そこで伺いますが、本県の都市部の増加傾向と対応の実態、並びに県として協力すべきことを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県におきましても、被保護世帯は昨年度以降、増加傾向にあり、平成21年8月の速報値では1万892世帯に達し、昨年同月と比較すると、市部で811世帯、郡部で99世帯増加しております。特に増加の大きい宮崎市では、21年4月1日付の人事異動で職員の配置増が行われたところではありますが、その後も被保護世帯の増加が続き、現在は社会福祉法の標準配置数を下回っております。このため、今月初めに実施しました指導監査において、人員の確保をお願いしたところでもあります。県としましては、各福祉事務所において生活保護が適正かつ円滑に実施されるよう、生活保護に従事する職員に対する研修や個別ケースについての助言・指導を行うなど、職員の資質の向上に努めているところであります。以上でございます。

○榎藤梅義議員 生活保護の制度は、1950年の制度開始以降、抜本的に見直されたことはありませんでした。現行制度は、医療、住宅、教育、介護など8つの扶助分野で、健康で文化的な最低限度の生活に必要な基準額を設定し、収入が基準合計額を下回る場合は、その差額が世帯ごとに支給される制度となっております。また、全国知事会と全国市長会による「新たなセーフティネット検討会」は、2006年に提案をまとめ、稼働世代のための期限を切った有期保護制度の創設、高齢者世帯対象制度の分離、収入などが生活保護受給要件に近いボーダーライン層に対する就労支援制度の創設等を柱とする提案をまとめています。そして、この座長を務

めた地方財政審議会の木村陽子委員は、「今の制度は、貧困原因が違う高齢者も就労可能な世代も一緒くたにして見ている。貧困との闘いにおいて有効ではない」と語っておられます。これらの状況を踏まえまして、県や市町村は、生活保護制度の運用に就職支援を初め注意を要すると言われておりますが、福祉保健部長の現状認識と今後の対応を伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 生活保護につきましては、少子高齢化や家族形態の変容といった社会状況への対応や、最近の経済環境、雇用情勢への対応が求められているところであります。このような状況の中、県としましては、被保護世帯の生活の再建を図るため、単なる経済的給付だけでなく、就労支援を初めとした自立支援の取り組みを推進するとともに、「保護を受けるべき人が受け、保護を受けてはならない人は受けない」という、いわゆる漏給・濫給防止に努め、生活保護の適正実施を図ってまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 次は、全国の自治体が2006年度から2008年度に、特別養護老人ホームや介護型療養病床などの介護施設の目標を設定しましたが、現実にはマイナス等が生じている事例があります。これは、さきに71. 数%というお話もありました。福祉保健部長に、今回の計画未達成が大きかった理由と、本県の待機者の実情や今後の対策をどのように考えておられるか伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 介護保険施設の整備目標774床に対して、実績マイナス29床との報道につきましては、介護保険施設のうち介護療養病床がマイナス640床となったことが大きな要因であります。これは、640のベッドがなくなったわけではなく、同数が医療療養病床や一

般病床等に移行したためでございます。しかし、これらの介護療養病床が廃止される23年度末までは、いつでも再び介護療養病床へ復帰することも可能とされておりますので、20年度末までの計画期間中に640床分の受け皿を整備するわけにもいかなかったということでもあります。なお、介護療養病床は平成23年度末で廃止されますので、それまでには特別養護老人ホームなどの施設整備等を行い、確実に受け皿を整備することとしております。

○榎藤梅義議員 次は自殺対策でございますが、県の自殺対策推進協議会が今月9日に開かれました。県内の自殺者数は363人ということで、昨年よりも31人減って、全国で4番目になったわけであります。依然として深刻な問題であるということを確認いたしました。意見交換の場では、NPO法人宮崎自殺防止センターの甲斐妙子所長からの、「自殺防止に向けた活動も3年目。啓発事業から、未遂者や自殺者の遺族支援へのステップアップが必要だ」という意見もありますし、細見潤・県精神神経科診療所協会会長は、「自殺とアルコール」という問題を指摘されております。今後のあり方としては、自殺の多くは、その背後に社会的な問題があり、防ぐことができるという観点から、主要な要因を把握して対策を立てるべきと思いますが、福祉保健部長の考えを伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成20年の県警本部の統計によれば、自殺の要因は、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題や家庭問題などが挙げられております。県では、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業の中で、うつ病に対応できるかかりつけ医の養成や、自死遺族支援者に対する研修などを行い、自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切に対応できる人材

の育成に努めているところでございます。また、地域の実情に応じたきめ細かい対策を実施する市町村に対し、補助を行うこととしたところであります。さらに、要因の一つである多重債務につきましては、相談機能の強化や相談窓口の周知、金融教育などに取り組んでいるところであります。県としましては、さきに創設した地域自殺対策緊急強化基金を活用し、民間団体等の意見も踏まえながら、市町村や関係機関と協力して、より効果的な自殺対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほどお尋ねがありました入所待機者の実情と今後の対策について、漏れておりましたのでお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所待機者の実情と今後の対策についてでございますけれども、平成20年3月末での特別養護老人ホームの待機者は3,200人余りとなっております。これらの待機者対策として、21年度からの第4期計画を着実に実行するとともに、今回、補正予算をお願いしております介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して、小規模特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの整備を行うこととしております。なお、基金を活用した整備は、第4期計画の上乗せ整備ということでございますので、介護保険財政への影響を十分検討することを条件に、市町村と協議を進めているところでございます。

○榎藤梅義議員 教育長に対する質問を1問残しましたが、時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○中村幸一議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 一般質問に続いてですが、議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」について、今回の補正は、主に経済・雇用対策の実施に伴う予算として、一般会計で449億4,000万円余が計上されました。今回の補正予算が、落ち込んだ経済や雇用の創出に有効活用され、直接、県民の暮らしの支援につながるよう期待をするものです。

その上に立って、まず、新たな4つの基金造成事業について、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業、そして高等学校等生徒修学支援基金事業について、その事業内容と具体的な事業計画を御説明ください。とりわけ、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業については、実質約2年半の事業となりますが、その後の対応はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

次に、生活福祉資金貸付事業について、低所得者への生活支援をより充実させるために、国の制度見直しを図られたようですが、どのように改善されたのかお聞かせください。

次に、臨時特例つなぎ資金貸付事業について、事業内容と具体的な事業計画をお聞かせください。

また、雇用対策関連事業での雇用実績について伺いたいと思います。

あわせて、失業者数はどの程度把握しておら

れますか、お伺いをいたします。

次に、議案第7号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。今回、新規の手数料及び手数料の引き上げに関するものが提案をされています。その内容と引き上げ理由をお聞かせください。

また、この新規手数料の徴収と手数料の引き上げによる増額見込みについてもお聞かせください。

次に、議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について、県立泉ヶ丘高等学校附属中学校の新設についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

また、新設するに当たって、保護者や地元の意見をどのように把握されたかについても伺いたいと思います。

それぞれ担当部局から御答弁をいただきたいと思います。お願いいたします。以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業についてであります。事業内容につきましては、国の交付金を活用して基金を設置し、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するために、施設の耐震化及びスプリンクラー整備を促進するものであります。具体的な事業計画ですが、本年度、基金の積立金として12億4,700万1,000円、スプリンクラー整備事業として、障害福祉関係施設の2施設分6,037万9,000円を計上しております。なお、本年度は耐震化整備の計画はございません。

次に、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業についてであります。事業内容につきましては

は、国の交付金を活用して基金を設置し、介護職員の賃金改善を行う事業者へ直接、介護職員処遇改善交付金として助成する事業であります。具体的な事業計画ですが、本年度の基金積立金として29億6,114万4,000円、21年度分の交付金として5億5,890万9,000円を計上しております。なお、国はこの事業を平成23年度までとしておりますが、その後につきましては現在のところ不明であります。

次に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金についてであります。事業内容につきましては、国の交付金を活用して基金を設置し、小規模特別養護老人ホーム等の整備を促進するとともに、既存の特別養護老人ホーム等におけるスプリンクラー整備を支援するものであります。具体的な事業計画ですが、本年度、基金の積立金として10億41万6,000円、また今年度事業分として、介護施設の整備事業が5億5,600万円、スプリンクラー整備事業が4億4,400万円の計10億円を計上しております。

次に、生活福祉資金貸付事業についてであります。この事業の改善点としましては、資金種類の整理・統合、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の低減化等の見直しが行われたところであります。

次に、臨時特例つなぎ資金貸付事業についてであります。事業内容につきましては、公的給付制度等を申請中の住居のない離職者に対して、当該給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けるものであります。貸付限度額は10万円以内、貸付利率は無利子で、連帯保証人は必要としません。なお、本年度の貸付原資として約2,900万円を予定しており、今後の申請状況に応じて貸し付けを行うこととしております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

緊急雇用対策関連事業での雇用実績などについてでございます。県では今年度から、ふるさと雇用再生特別基金事業などを市町村と連携して実施しているところでございまして、今回の3億5,000万円余の補正予算とこれまでの対策とを合わせまして、1,638人の雇用を見込んでいるところでございます。

また、県内の失業者数でございますが、総務省が実施しております労働力調査では、平成21年4月から6月期平均で2万6,000人と公表されております。ただし、これはあくまでモデル推計値であるため、正確な失業者数につきましては、来年実施される国勢調査で明らかになるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、高等学校等生徒修学支援基金事業についてであります。この事業は、国の補正予算を活用して基金を造成し、3年間の臨時的な措置として、経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保を図るものであります。事業の内容は、基金を取り崩して財源に充て、知事部局所管の私立高等学校授業料減免補助金と、教育委員会所管の高等学校等生徒を対象とする県奨学金事業への資金補給の2つを行うものであります。このうち教育委員会所管の事業は、宮崎県育英資金による平成20年度の奨学金貸与者実績を基準として、平成21年度から23年度までの各年度ごとに、貸与者が増加した分に対して、その経費を本基金から充当するものであります。基金の額は6億5,000万円とし、また、本年度の貸付金等として1億円余を

計上しているところであります。なお、平成23年度末における事業終了後、基金に残余がある場合には、国に返還することになります。

次に、議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。都城泉ヶ丘高等学校附属中学校は、本県中等教育の一層の活性化を図るとともに、中高6年間の計画的・継続的な特色ある教育活動を通して、郷土の産業や医療等の中核となる人材はもとより、次代の日本や世界を切り開く人材の育成等を目的として設置するものであります。新たな県立中学校を都城泉ヶ丘高等学校に併設することとしたのは、設置目的を実現するために理数科に接続するのが効果的であること、また、余裕教室の数や体育館の広さなど中学校を併設するために必要な施設・設備が整っていること、さらには、遠方から通学する生徒の交通の利便性などをもとに、総合的に判断したことによるものであります。なお、新たな中高一貫教育校の設置に当たりましては、平成18年度に開催しました宮崎県学校教育改革推進協議会や、北諸県地区での地区別協議会、及び平成19年度の中高一貫教育校調査・研究委員会などで保護者や有識者などからの御意見をいただき、それらを踏まえて決定したところであります。以上です。〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 お答えします。

「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」関係についてであります。猟銃等に係る警察関係手数料につきましては、銃砲刀剣類所持等取締法の関係手数料の標準を定めた政令、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」を基準といたしまして、条例で手数料額を定めているところであります。今回の改

正内容及び引き上げの理由であります。近年の猟銃による凶悪事件発生等を踏まえまして、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布をされまして、猟銃等の所持許可に関しては要件の厳格化を図ることとされたところであります。これによりまして新たな制度として、75歳以上の方が銃砲刀剣類の所持許可を受ける場合または猟銃等の所持許可を更新する場合の認知機能検査の導入がなされ、また、猟銃の所持許可または更新を受ける場合に、猟銃の操作及び射撃技能に関する講習の受講義務が新設をされ、さらに、14歳以上18歳未満の者が射撃指導を受けるための年少射撃資格認定の制度が新設されたことに伴いまして、許可等に係る6種類の手数料を新たに設けることとされたものであります。

また、所持許可要件の厳格化を図るために、調査する審査項目をふやしまして、猟銃または空気銃所持許可申請手数料など、現行の5種類の手数料につきまして、審査事務に係る労力、時間等が増加することに伴いまして、引き上げを行うこととされたものであります。

次に、今回の新規手数料と手数料の引き上げによる増額見込み額についてであります。条例改正前における平成21年度の手数料収入見込み額と条例改正後の見込み額を比較しますと、150万円強が増額になると見込んでおります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

2～3再質疑をさせていただきたいと思っております。一つには、介護職員処遇改善の事業でありますけれども、今後はまだ不明ということがあります。しかし、現場では、2年半たったら給与水準が下がったということになれば、職員の

生活設計は成り立ちませんし、事業所も安心して給与を上げることができないというような混乱が起きることが予想されると思います。ですから、何らかの対応が求められると思うんですけども、県としての検討が全くなされていないのか、その辺のところをあわせて伺いたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 今、御指摘ありましたように、その後につきましては現在のところ不明でございますので、事業所といたしましても、例えば手当だとか一時金で対応するなど、それぞれでの対応を検討されているという状況でございます。県といたしましては、申し上げましたように、まだその後が明らかではありませんので、今のところはそういう状況を見守っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 介護現場では大変な労働条件の中で働いておられるというのは、皆さん周知の事実だというふうに思います。国も、そういうことも含めてこういう対応策を出されたと思いますので、2年半ですべてが改善できるという可能性も、今のところ非常に薄いと思いません。やはり事業継続は必要だなというふうにも思っておりますので、ぜひ今後、検討していただきたいと思っております。

次に、生活福祉資金事業について、あわせて再質疑をさせていただきます。一つには、今度、制度の見直しが行われて、本当に必要な方とか希望される方への利用がスムーズに図られることが重要だと思います。それで、所得制限について伺いたいんですけれども、障がいを持っておられる方には所得制限がないというふうに聞いておりますし、それ以外では市町村民税の非課税程度ということになっているようです。しかし、地域の実情に応じてこの制限が決

められるということになっているようで、都道府県でその基準は違うし、決められるということのようなんですけれども、本県としては、基準はどの辺に置いてこの制度を運用しようとしておられるのか、お聞きしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 手元に詳細な資料を持ち合わせておりません。申しわけありません。

○前屋敷恵美議員 先ほど言いましたように、この制度がスムーズに活用されるためには、より広い方々に対応できるような条件整備というのが必要だと思いますので、ぜひその辺のところを考慮して、この基準というものも設けていただきたいというふうに思います。

それと、この制度を運用するに当たって、厚生労働省から通知が届いているかと思います。市町村への指導も含めて、新しい制度の周知徹底についてどのように図られるのか。よりいい制度として広く活用して、現下の厳しい雇用状況を踏まえた取り組みにしてほしいという中身の厚生労働省通達のようなので、ぜひそういったものが実施されることを願っているわけですが、今後どのように新しい制度の徹底について考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今、議員が御指摘のように、各市町村に集まっていたいただきまして、通知の内容あるいは趣旨について十分徹底をしていくようにしてまいりたいというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後、もう一点ですが、泉ヶ丘高校の附属中学校の設立の点についてですけれども、目的であるとか、地域の皆さん方の意見の掌握だとかいう御答弁をいただいたところですが、今後の

方針として、引き続いて、一貫校としての体制といたしますか、附属中学校新設を進めていく考えでいるのか、その辺を聞かせてください。

○教育長（渡辺義人君） 県立中学校ということでお答えさせていただきますが、これまでに中高一貫型としては、五ヶ瀬中等教育学校、それから宮崎市内にあります宮崎西高等学校附属中学校、それから今回の都城地区での附属中学校ということで、県内バランスよく3つの形で設置ができたと思っておりますので、現在のところは、新たな中学校の設置というのは考えていないところであります。以上です。

○前屋敷恵美議員 結果的には今度3校目になるということなんですけれども、私は、高校入試で子供たちを振り分けないという意味からも、すべての学校での中高一貫教育というのが望ましいんじゃないか、その基礎をつくるための一つの施策なのかなというふうにも考えられないこともないと思っているんですが、そういう方向性があるのかどうか聞かせてください。

○教育長（渡辺義人君） 中高一貫校として今申し上げたわけでありまして、それ以外の小中高一貫とか中高一貫、あるいは小中高大とか含めて、一貫教育につきましては、県教育委員会の方針といたしまして、「地域の特性に応じた多様な一貫教育の推進」ということで、全県的に展開をしているわけでありまして、そういった多様な一貫教育の一環としての中学校の設置ということでもありますので、議員が今おっしゃいましたようなことは、全県的に対応ができていないのではないかなというふうに思っております。以上です。

○前屋敷恵美議員 以上で質疑を終わらせていただきます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 先ほどお尋ね

がありました、生活福祉資金の貸し付けの要件でございますけれども、低所得世帯につきましては市町村民非課税世帯を対象とし、高齢者世帯については600万円程度ということでございます。以上です。

○前屋敷恵美議員 後はほかで深めさせていただけます。ありがとうございました。

○中村幸一議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

◎ 議案第17号から第27号まで採決

○中村幸一議長 次に、さきに提案のありました、公安委員会委員、人事委員会委員及び公害審査会委員の任命または選任の同意についての議案第17号から第27号までの各号議案を議題といたします。

お諮りします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号から第27号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第16号まで及び請願
委員会付託

○中村幸一議長 次に、今回提案されました議案第1号から第16号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす26日から10月1日までは、常任委員会及び特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月2日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時19分散会

10月2日（金）

平成 21 年 10 月 2 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 井 本 英 雄 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 萩 原 耕 三 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)

- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 52 番 外 山 三 博 (同)
- 53 番 福 田 作 弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 公 安 委 員 警 察 本 部 長 人 事 委 員 長 代 表 監 査 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 高 山 幹 男 山 下 健 次 高 橋 博 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 伊 藤 孝 利 山 田 康 夫 長 友 秀 隆 日 高 幸 平 甲 斐 景 早 文 西 野 博 之 大 重 都 志 春 渡 辺 義 人 田 代 知 代 鶴 見 雅 男 黒 木 奉 武 城 倉 恒 雄 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱 砂 公 一 岡 田 英 治 渡 邊 靖 之 富 永 博 章 日 高 正 憲 福 嶋 清 美 日 高 賢 治 山 中 康 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。

議案第1号から第16号まで、並びに請願第25号から第28号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会の報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

今回の補正は、経済・雇用対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであり、449億4,000万円余の増額補正であります。この結果、一般会計の予算規模は6,281億3,500万円余となります。

補正予算に要する一般会計の歳入財源につきましては、国庫支出金336億3,300万円余、県債44億2,400万円余、繰入金39億8,600万円余、繰越金23億7,400万円余が主なものとなっております。

このうち、県民政策部所管の予算につきまし

ては8億5,600万円余の増額補正であり、補正後の予算額は107億1,100万円余となります。

また、総務部所管の予算につきましては74億9,000万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,439億4,900万円余となります。

このことについて、委員より、「補正予算について、国の執行停止の可能性はあるのか」との質疑があり、当局より、「現在、今年度の補正予算については、10月2日をめどに国の各省庁において見直し作業が進んでおり、詳細についてはわからないが、少なくとも今年度執行分の基金事業等については影響はないのではないかと考えている。また、来年度以降分については、地方における混乱を最小限にしながら、政策の必要性によっては、基金ではなく当初予算で措置されることもあると聞いている。ただ、新政権の新しい政策に要する経費に充てられる財源が、国の財政全体としてどういう動きになるのかを注視している。県へ既に財政措置されているものへの影響は最小限とするよう、今後も全国知事会初め地方六団体等を通じて要望していく」との答弁がありました。

次に、内航フェリー運航緊急対策支援事業であります。

この事業は、高速道路料金引き下げに対応して、本県内の港湾を発着する内航フェリーの運航事業者が行う利用促進キャンペーンに係る経費の一部を補助することにより、内航フェリーの競争力を維持・確保するものです。

このことについて、委員より、高速料金値下げに伴う輸送実績への影響等について質疑があり、当局より、「昨年後半からの景気低迷や高速道路料金引き下げなどの影響により、旅客、車両輸送の実績が前年度を下回る厳しい状況となっている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「高速料金の値下げは、国の施策に関する事なので、国に対して要望を行っているのか」との質疑があり、当局より、「本年3月に大分、鹿児島と3県合同で国土交通省に対し、6月には知事が直接、国土交通大臣に対して要望活動を行ったところである」との答弁がありました。

次に、太陽光発電システム導入促進事業についてであります。

この事業は、太陽光発電システムの導入補助制度を本年1月から再開するなどの国の動きと連動して、ソーラーフロンティア構想の推進を加速化させ、太陽光発電システムの導入促進を図ることを目的に、住宅用システム等を導入する場合、その経費の一部を補助するものです。

このことについて、委員より、「計画件数を超えて申し込みがあった場合、次年度分を前倒しで執行できるのか」との質疑があり、当局より、「これまでの実績を踏まえ計画しているが、事業の利用状況も見ながら追加の措置については考えなければならない場合もあり得る。また、本年度事業は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するが、来年度はグリーンニューディール基金を活用する予定である。当該事業は、温室効果ガスを1990年比25%削減という新政権の方針にも沿ったものであることから、国には引き続き事業の必要性は伝えながら、計画どおり事業を進めていきたい。また、事業の前倒しについては、県の予算措置上、課題として検討することになる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「太陽熱温水器は、太陽光発電に比べ熱交換率が50%と高く、その上設備投資額が格安であるので、補助制度を導入してはどうか」との要望がありました。

次に、平成20年度市町村普通会計決算についてであります。

このことについて、委員より、「実質公債費比率が18%以上となった場合、起債する際に知事の許可が必要となるが、そうした起債許可団体に対して県はどのような指導をしているのか。また、経常収支比率について95%以上の6市町については、経常的な一般財源の中で市町の裁量で使える部分は5%ということになり、ほとんど何もできないということになるのではないか」との質疑があり、「実質公債費比率が18%以上になると、それぞれの団体で7年以内をめどに18%未満にする計画を作成し、県はこの計画に基づき市町村に助言を行うことになる。また、経常収支比率については、分母となる地方交付税が大きく削減された三位一体の改革を契機に大きく悪化したところである。今後とも、地方交付税、税収の確保等財源の獲得に努めていく必要があることから、国に対しては、地方への権限移譲とともに財源移譲もあわせて要望していく」との答弁がありました。

次に、宮崎県土地利用基本計画書の改定についてであります。

このことについて、委員より、「市町村の合併に伴い、特に宮崎市においては周辺市町村との間で土地利用に関する不公平感が出てきている。土地利用の規制は地域の活性化に大きく影響があることは、イオンショッピングセンター出店の例を見ても明らかである。地域の実態に合わせた土地利用計画書にしていきたい」との要望があり、当局より、「具体的な許可または計画の変更に当たっては、当然に個別規制法の規定を踏まえて行われるものであるが、今回の改定では、特に市街化調整区域内の農業地域については、従前の「特定の場合に限り都市的

利用を認める」という文言について、一定の場合については、「土地利用の変更等を検討することができるものとする」と例示するなど明確化を図ったところである」との答弁がありました。

次に、平成21年度の政策評価の結果についてであります。

これは、平成19年6月に策定した宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」の重点施策について、平成20年度の取り組みを対象として実施したものであります。

このことについて、委員より、「評価の低い施策の中には、困難な問題ではあるが、県政課題として取り組むべき重要な施策もあるはずである。現場である各部局の職員ともよく議論をしながら進めていただきたい。また、長期的に取り組むべき施策は複数年度の評価が必要なものもあるので、評価項目を含めた評価方法等について、先進県の状況等も踏まえ今後も研究を進めていただきたい」との要望があり、当局より、「外部評価委員会でも、成果をはかる指標や対象とする期間など評価のあり方について議論が行われたところである。現在の政策評価は2年目、成果評価については今年度から始めたところであり、今後ともよりよい評価となるよう取り組んでいきたい。また、19年6月に策定した現行の新みやざき創造計画の計画期間が23年3月までとなっていることから、今後の本県の施策についてその方向性を示すため、おおむね20年を見通した将来ビジョンを含めた次期総合計画の策定作業をスタートさせる予定であり、その中でも評価のあり方について検討していきたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「県民政策及び行財政対策に関する調

査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願1件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、国の経済・雇用対策補正に基づく交付金により、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金など新たに3つの基金の造成や、安心こども基金等の積み増しを行うとともに、これらの基金や地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した事業などに伴う118億2,700万円余の増額補正となっており、この結果、福祉保健部全体の補正後の一般会計予算額は952億8,400万円余となります。

このうち、社会福祉施設耐震化等事業についてであります。

これは、地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備やスプリンクラーの整備の補助を行うものであります。

このことについて、委員より、「スプリンクラーの設置も命にかかわる大事なことであるが、県内の61の透析医療機関のうち、約半数の30の医療機関に自家発電機器がない。阪神・淡路大震災のときの教訓から、停電の際の透析機器の電源確保は重要であるので、透析医療機関の自家発電機器の整備の補助についても取り組めないか検討してほしい」との要望がありました。

次に、介護職員処遇改善交付金事業についてであります。

これは、介護職員の賃金改善を含む処遇改善計画を作成した事業者からの申請に基づき、介護報酬の支払いにあわせ交付金を交付するものであります。

このことについて、委員より、「この交付金は100%介護職員に対してのものであり、おおむね月額1万5,000円分の賃金改善となるのか」との質疑があり、当局より、「その後の検証も行うので、すべて介護職員の賃金改善に充てられる。また、サービス種類ごとに、全国平均の介護職員数に基づいた交付率が決まっているので、個々の事業所の介護職員数が平均より多いか少ないかにより賃金改善額は違ってくる」との答弁がありました。

また、そのほかにも、今回の補正予算では、地域における介護ニーズに対応するための介護基盤の緊急整備を行う介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した事業や、子育て環境の整備を支援する安心こども基金を活用した事業などが提案されており、その財源として、福祉保健部では本県の福祉の向上につながる5つの基金を所管しております。

このことについて複数の委員より、「これらの基金は平成23年度までの事業に対するもので

あるが、その財源である国の交付金のうち来年度以降分の財源については不透明であるので、今後の事業執行に影響のないよう財源の確保について取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県地域医療再生計画についてであります。

これは、今年度の国の補正予算で措置された地域医療再生臨時特例交付金の配分を受けるために、今年度から平成25年度までの5カ年間の計画を策定するものであり、現在の地域医療の抱える課題の具体的な解決につなげるため、今月中に国に提出するものであります。

その計画案について当局より、「認定される計画は2計画までのため、人口当たりの医師数がより少なく、救急医療体制の強化が急務である宮崎県北部・日向入郷圏域と都城北諸県・西諸圏域を選定した上で、県内全域に効果が及ぶ事業を積極的に盛り込んだ」との報告がありました。

その具体的な内容の中には、多くの議員が一般質問等で取り上げてきましたドクターヘリの導入などについても計画の中に盛り込む予定であり、当委員会といたしましても、計画が認定され、事業が早期に実施されるよう要望するものであります。

次に、宮崎県社会福祉事業団自立化事業についてであります。

これは、平成17年度からの5カ年事業として、以前は10億円前後の県からの財政支援に依存していた宮崎県社会福祉事業団の経営自立を目的に創設されたもので、そのうち自立化交付金については、毎年度8億円を5年間で40億円交付するものであります。

このことについて当局より、「当初予定で

は、40億円のうち施設修繕費等の積算額は15億円となっていたが、障害者自立支援法の制定・施行を初め、福祉を取り巻く法制度が大きく変化したことから執行を控え、今年度末で積立金が約13億円となる予定である。また宮崎県社会福祉事業団から、交付金による施設修繕費等積立金については、施設修繕費等の執行に充当し、全額執行するまで、来年度以降も執行計画の協議及び実績の報告を行うことについて確約書の提出があった」との報告がありました。

当委員会といたしましては、今年度が宮崎県社会福祉事業団自立化事業の最終年度でありますので、宮崎県社会福祉事業団が経営自立し、施設修繕費等積立金については適切な執行がなされるように当局の指導が行われることを要望いたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願3件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億6,700万円余の増額補正であり、その主な内容は、経済・雇用対策の実施に伴うものであります。

また、特別会計では、宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計で2億2,500万円余の増額補正、宮崎県営国民宿舎特別会計で1億6,300万円余の増額補正であり、補正後の特別会計の合計予算額は21億1,600万円余となります。その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は536億9,300万円余となります。

このうち、アンテナショップ整備充実事業についてであります。

このことについて、委員より、「現在、みやざき物産館や新宿みやざき館があるが、県産品の販路拡大を図るため、大阪、福岡にも店舗を展開するのか」との質疑があり、当局より、「厳しい財政状況にあるため、新たに店舗を出店するのではなく、本県出身者が経営する店舗に県産品を置く方法など、さまざまな視点から最も効果的・効率的な多店舗展開について調査・研究を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、えびの高原スポーツレクリエーション施設及び県営国民宿舎「えびの高原荘」についてであります。

このことについて、委員より、「両施設は鹿児島県との県境に位置しており、鹿児島県側には霧島温泉郷もある。鹿児島県とは、県境周辺への観光客誘致に関する情報交換を行っているのか」との質疑があり、当局より、「両県が連携することは重要である。九州新幹線の全面開

通もにらみ、観光客誘致のルートづくりなどの具体的取り組みについて今後も力を入れていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で102億3,600万円余の増額補正であり、その主な内容は、経済・雇用対策の実施や国庫補助決定等に伴うものであります。その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,011億6,500万円余となります。

まず、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

このことについて、委員より、「明け渡し請求に至るほど滞納額が高額になる前に、何らかの対策を講じているのか」との質疑があり、当局より、「滞納の初期段階から納付指導、催告を行っている。和解まで至ったのは、粘り強く納付指導を行ってきた結果であると考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「市町村によっては、保証人に対して厳しい督促を行っていると聞きますが、県も同様の対応をしているのか」との質疑があり、当局より、「保証人を交えた協議や保証人に対する督促も行っている。しかし、保証人を立てることが困難な方々も多いので、保証人に対する訴えの提起を行うことは、入居者に不利益を与えることも懸念される。今後も滞納の解消に向けさらに努力をしていきたい」との答弁がありました。

次に、入札・契約制度についてであります。

このことについて、委員より、「総合評価落札方式について、評価項目や配点、地域企業育成型についても問題点があるのではないかと」との質疑があり、当局より、「総合評価落札方式

においてさまざまな課題があり、制度の検証・見直しを行っていく必要があると認識している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「設計に当たっては、設計漏れのないよう、現場の実態に合った適正な設計が必要である」との意見や、「見積もりによる2次製品などの単価は非公表となっているが、業者が幾らで見積書を提出しているのか知ることのできる者は、競争において優位に立つことができる。公平性の確保という観点からも、県の情報提供のあり方について検討が必要ではないか」との意見がありました。

また、さきの9月30日には、当委員会より知事に対し、入札・契約制度に係る最低制限価格及び指名競争入札のあり方について、早急な見直しを求める申し入れを行ったところであります。

次に、「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書」についてであります。

経済・生活苦による自殺者や自己破産者の増加など深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げなどを含む同法が、2010年6月までに完全施行される予定であります。

改正法の成立後、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、その成果を上げつつありますが、一部には、改正法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。しかし、改正貸金業法の完全施行の延期や、貸金業者に対する規制を緩和することは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないものであり、断じて許されるものではありません。

せん。

このようなことから、国に対して、改正貸金業法の早期完全施行等について強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で93億6,400万円余の増額補正であり、その主なものは経済・雇用対策の実施に伴う補正で、補正後の一般会計予算額は352億2,800万円余となります。また特別会計では、拡大造林事業特別会計において1,300万円余の増額補正であり、補正後の特別

会計予算額の合計は5億9,600万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は358億2,500万円余となります。

このうち、森林整備加速化・林業再生事業についてであります。

これは、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進と、木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現を図るため、間伐等の森林整備や森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を目指すものであり、事業の進め方として、県に基金を造成し、その基金を取り崩しながら今後3カ年間実施するものであります。

このことについて、委員より、「素材流通コストの支援について、どのようなものが対象となるのか」との質疑に対し、当局より、「間伐材の搬出において間伐材の安定取引の協定を締結し、その運賃を負担するほうを対象に運賃を助成するものである」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で26億7,200万円余の増額補正であり、その主なものは、経済・雇用対策の実施及び国庫補助決定に伴うもので、補正後の一般会計予算額は448億6,600万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は454億4,600万円余となります。

このうち、施設園芸加温システム転換推進事業についてであります。

これは、地球温暖化対策として、炭酸ガス排出抑制への取り組み強化や、重油価格高騰に伴う高コスト構造からの転換が求められる中で、省エネルギー化のさらなる推進とクリーンな新

エネルギー加温機の導入支援を図るものであります。

このことについて、委員より、「木質バイオマス加温機設備の導入支援について、本県の木材資源である木質ペレットの供給体制はどのような状況にあるのか」との質疑があり、当局より、「県外からは安定的に供給できており、県内での製造も動きが出ている。また、環境森林部と今後の対応について協議を進めている」との答弁がありました。

次に、両部局に関連してのバイオマス燃料について、委員より、「間伐材等を原料とするバイオマス燃料の木質ペレットの供給が県内ではおこなわれているような状況である。これについて、環境と農政の両部局が連携をして、バイオマス燃料の安定供給支援と木質ペレット利用施設の整備促進に向けて、今後さらなる積極的な取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

また、環境森林部における造林、保育等の森林整備及び植栽未済地の解消に関する事業について、当局より、「森林の整備やシカ防護さく等の設置を行うものである」と説明がありました。

このことについて委員より、「鳥獣被害対策についての要望をかなり多く聞いているが、野猿被害への対応状況はどのようなものであるか」と質疑がありました。これに対して当局より、「シイタケの被害対策についての要望に対しては対応ができてきている状況である」との答弁がありました。

また、農政水産部にも関連することとして、委員より、農政当局に対し、「鳥獣被害対策についての要望を多く聞いているので、予算を最大限に活用して柔軟に対応していただきたい」

との要望がありました。

次に、両部局の予算全般に関して、委員より、「かなりの額の補正予算が措置されているが、経済・雇用対策として効果を発揮させるためにも、迅速な予算執行を図れるよう努めるべきである」との意見がありました。

また、複数の委員より、「予算については、現状では方向性が不透明な部分もある。予算的に非常に困窮している状況であるので、今後さらなる無駄な歳出の削減に努力をしつつも、予算確保には万全を期して対応していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてであります。

今回の補正は経済・雇用対策の実施等に伴うもので、教育委員会所管では、一般会計で16億7,200万円余の増額補正であり、この結果、補

正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,169億4,200万円余となります。

このうち、高等学校等生徒修学支援基金事業についてであります。

これに対して、委員より、「本事業は、国からの臨時特例交付金を活用した3カ年にわたる事業であり、国の補正予算の執行停止及び見直しを実施された場合、今後の事業執行に影響はないのか」との質疑があり、当局より、「現在、情報収集に努めているところであるが、予算措置されるかどうか、今のところ確実な情報が得られていない」との答弁がありました。これに対して委員より、「厳しい経済情勢が続く中、奨学金制度の利用者増も見込まれるところであるので、情報収集に努めつつ、仮に財源措置がない場合でも、現行の基金で適切に対応してほしい」との要望がありました。

次に、県立学校を対象に実施した大麻等薬物に関するアンケート調査結果についてであります。

このことについて、委員より、「薬物の使用について誘われたことがある」「薬物を使用している生徒のうわさを聞いたことがある」「親しい友人等から薬物の使用を誘われたら断り切れずに使用する」と回答した生徒が少なからずいるということは、大変な問題であり、薬物乱用防止に係る今後の指導はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「今回の調査結果を踏まえ、学校において薬物乱用防止教室を早急に実施し、既に実施している学校においても全校集会等で再度指導を図っていく」との答弁がありました。このことについて委員より、「学校現場の実態を的確に把握し、学校、保護者、警察、地域等で連携・協力して、生徒の薬物乱用防止に関する指導の充実を図ってほ

しい」との要望がありました。

次に、議案第7号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてあります。

これは、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化が図られ、審査項目が追加されたこと、また、射撃技能に関する講習等が必要となったことにより、これらの手数料が新設または変更されたものであります。

このことについて、委員より、「条例改正により新たに経済的負担を求めることになるが、銃砲刀剣類の所持許可要件の厳格化の効果を説明していく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「銃砲刀剣類の使用、所持等に関する危害を防止し、県民の安全・安心を図るためであるという趣旨を理解していただくよう努めていく」との答弁がありました。

次に、日向市日知屋での工業用水道施設配水管の漏水についてであります。

このことについて、当局より、「長年の通行車両等の振動により地盤の不等沈下が生じたため、通常は使用していない予備の旧配水管接続部に漏水が発生したものである」との説明があり、委員より、「企業局の工業用水道事業は、県北部の重要拠点である細島工業団地への配水を担っているため、漏水箇所を早期復旧に努めるとともに、万全の体制での維持管理をお願いしたい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出をされました議案及び請願について討論を行います。

まず、議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてです。県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校設置について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、県立都城泉ヶ丘高等学校に定員40名の附属中学校を設置して、同校生徒は、原則同高等学校の理数科に無試験で進学し、中高一貫教育を行うというものです。

しかし、新たな県立中学校の設置の目的を、一部の生徒を対象に、よりすぐれた人材の育成に置いていることが、果たして本来の公教育のあり方と照らしてどうなのか、疑問はないのかということなのです。

義務教育である中学校教育において、希望者とはいえ、小学校卒業時に選別が行われ、特別な教育が与えられることが、果たして多感な子供たちにどのような影響を及ぼすのか、しっかりと検証しなくてはならないことではないでしょうか。とりわけ義務教育においては、どの子供も学ぶ喜びが実感できるような行き届いた

教育を進めることが責務であって、その本旨を全うできるように努めることこそが求められているのではないのでしょうか。

よって、一部ではあっても差別、選別を持ち込むような教育のあり方に疑問を呈し、反対するものです。

次に、請願についてです。新規請願第26号「宮崎県における自衛隊病院の誘致促進に関する要望についての請願」の採択について、反対するものです。

同請願は、地域医療の崩壊を解消するために自衛隊病院の誘致を要望するという内容のものです。確かに現在、救急医療に迅速に対応できない地域医療の深刻な事態が、医師不足等を背景に起きており、一刻も早く解決しなければならない課題であることは言うまでもありません。しかし、安易に自衛隊病院の誘致を求めることで、地域医療の抱える根本的な問題が解決されるのでしょうか。防衛省が2008年4月から、一般国民の利用を認めることを決定したとありますが、防衛省の「自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令」においては、診療の対象は、自衛隊員及び関係者の診療に支障を及ぼさない限度において他の者の診療を行うことができると規定しています。これでは、自衛隊病院が地域医療を担う医療機関としてはおのずと限界があり、期待できないのは明らかではないでしょうか。

今求められているのは、国民の立場に立って、国や自治体の責任で国民の命と健康を守る、本来の国民医療のあり方を確立することだと思います。実際、自治体や議会、地域住民と一体となって医師の確保などを図り、救急医療体制の確立に努力している自治体もあり、安易な自衛隊病院の誘致などに頼るやり方は、こ

うした努力や医療のあり方そのものをなし崩しにしかねません。国民医療の本来のあり方を追求する、この方向で解決を図ることにこそ力を注ぐことが重要であり、その必要性を強く訴え、本請願に賛同できないことを表明するものです。

また、前回に引き続き継続審査との報告がありました、請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」、第9号の「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願」、第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」、第19号「平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願」及び第20号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について、採択を求めるものです。

後期高齢者医療制度は、開始から1年半が経過し、ますます制度そのものの理不尽さや不備が指摘をされ、今、廃止を求める声が圧倒的になっています。高齢者のだれもが安心して医療が受けられるように改善することを求めた同請願を2年間も継続審査で保留にすることは、県議会の見識や責任も問われるものではないでしょうか。

また、中小企業振興基本条例の制定についても、地元の中小企業の経営の安定と活力の回復が図られてこそ、地域経済の活性化、雇用の安定、県民生活の向上につながるもので、条例の制定は望ましいものです。

また、障害者自立支援法の抜本的改善を図ることは、まさに喫緊の課題であり、前回も申し上げましたが、すべての会派が紹介議員となっている同請願を今回もさらに継続審査とすることは、全く道理ある対応とは言えません。

また、「最低賃金の引き上げを求める請願」及び「物価に見合う年金引き上げを求める請

願」については、現在の大きな課題である、働いても生活が成り立たないという、いわゆるワーキングプアをなくすためにも、年金を頼りに生活する国民の暮らしを守るためにも、当然、早急に改善が必要なものです。

このいずれの請願も県民の暮らしにとって切実なものであり、請願者の思いを十分に受けとめ、その願いにこたえることは県議会の責務です。請願者の意思を十分に尊重して、今議会での請願採択を強く求め、討論といたします。

〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第8号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第8号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第7号まで及び

第9号から第16号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第1号から第7号まで及び第9号から第16号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

◎ 請願 1 件採決

○中村幸一議長 次に、請願第26号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 請願 3 件採決

○中村幸一議長 次に、請願第25号、第27号及び第28号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号、第11号、第19号及び第20号について、一括お諮りいたします。

各請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、各請願は

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りをいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました各請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成21年10月2日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

第9回都道府県議会議員研究交流大会への

議員の派遣

平成21年10月2日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 商工建設常任委員長 宮原 義久
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書

平成21年10月2日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 蓬原 正三
野辺 修光
萩原 耕三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

地方の道路整備予算の確保に関する意見書

◎ 議員発議案第3号から第5号まで追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第3号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第3号及び第4号採決

○中村幸一議長 まず、議員発議案第3号及び第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

討論の通告はありません。

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議員発議案第3号及び第4号については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第5号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第5号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕（拍手） それでは、発議者を代表して、「地方道路整備予算の確保に関する意見書」の提案理由を説明させていただきます。

道路は、人、物、金、文化など、活力ある地域社会の形成はもとより、住民にとって生活を支え、救急医療など命の基盤となりますので、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本であります。

中山間地が多い本県においては、自動車交通に依存する割合が高いにもかかわらず、高規格幹線道路の供用率が42%と、全国の68%を大きく

く下回る低い水準にあり、道路整備が大きく立ち遅れている状況にあると言わざるを得ません。

とりわけ、西九州では1年半後に新幹線が全線開通を迎えようとしている中であって、東九州自動車道の日も早い完成は、県民の長年の悲願であり、計画どおりの完成が待ち望まれているところであります。

都市と地方の地域間格差は、それがもつて、景気・雇用等産業の格差、教育の格差、医療格差、所得の格差と連動しているのが実情であります。九州内における東西の地域格差がますます拡大している中であって、高速道路を初めとした本県の道路交通ネットワークの整備、すなわち同じレベルでの道路の連結は必要不可欠であります。

よつて、本会議は国に対して——本県のように著しくおくれた地方とはいへ、豊かな人材、豊かな食料、豊かな文化など、都市部及び国家繁栄の一翼を担っているものであります。その意味で、均衡ある国土発展のため道路整備が着実に行われるよう、友愛の精神をもつて予算を十分に確保されるよう要望するものであります。

何とぞ議員各位の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。以上です。(拍手)

[降壇]

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は1人10分以内となっております。

質疑の通告がありますので、発言を許します。権藤梅義議員。

○権藤梅義議員 質疑の前に、今回の問題は8月25日に採決が一度行われたわけでありつが、これをめぐる部分から私はまだ続いているというふうに思つておるわけでありつ。議長、副議長は、私どもの会派に(「9月じゃないか」と呼ぶ者あり)、8月でしょう——失礼しました。9月。訂正をいたします。

私が申し上げたいのは、議長、副議長は確かに私どもの会派を訪問されまして、「こんにちは。どうでしょうか、テーブルについてくれませんか」というようなごあいさつには何度か見えました。そこで私は、「議長、副議長が、今回この採決を強行されたことについて、我々の会派としては意見があります。確認はされておるとしても、もう一度自民党さんに、全党会派の意見書作成についての認識や協力を促してほしい」、そういう意味のことを要望したわけでありつが、今日までそれが実現をしていなかったというふうに私は感じております。そういったことで、先日まで私どもは、調整後のテーブルにつけという議長、副議長の調整であれば、従わなければいけないということでありましたけれども、何らのそこに内容のない、ただ戻れということについては、党の立場として不本意だということと今日を迎えたということとをまず表明をいたしまして、質疑に入ります。

(「質疑をやりなさい、質疑を」と呼ぶ者あり) 質疑をやつている。「多数決でいくのも方法だ」と議長、副議長で言われたので、そういったことの確認を、私どもの党として表明をしたということでありつ。

それから、質疑ですが、昨年12月17日に「道路整備財源の確保に関する意見書」という

ものを、私どもの議会で国に提出いたしておりますが、この中には、東九州自動車道、それから九州横断道延岡線、こういったものはっきりうたってあります。それから、道路ニーズが高いところへの重点配分をすべきだ、こういったことも入っておるわけでありまして。こういったことに対して、今回の意見書というもののまづ確認でありますけれども、もちろん、東九州高速道路や九州横断道延岡線というものは、この文意の中に入っておるといふふうに解釈すべきかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○中村幸一議長 榑藤議員、だれに発言を。

○榑藤梅義議員 一応、最初に名前が書いてあります蓬原議員に伺いたいと思います。

○蓬原正三議員 本来は提案理由説明者に質問があるものかなと思っておりますが、新しいルールがここでできたのかなと思いつつ、御質問いただきましたので、謹んで喜んで御答弁を申し上げますが、今おっしゃったように、これは「地方の道路整備予算」となっておりますので、広義の意味での道路予算というふうにとらえていただければありがたいかというふうに思っております。御質問のとおりであります。

○榑藤梅義議員 既に、東国原知事、さらには、一昨日、県下の首長さんを中心とした陳情団等が前原国土交通相に会って、東九州自動車道等については必要な道路ということでやるんだと、こういう確認をされておるわけでありまして、そういった中で、私も東九州高速道路は絶対にお願ひしたいと思っております。もちろん私どもも地方道の建設は願っておるところであります。

まず、今回出された文言の中で、昨年度というのが本当に昨年度なのか、今年度なのかとい

う部分の疑問について、お答えを願いたいと思います。

○蓬原正三議員 恐らく6行目、「昨年度の道路特定財源の一般財源化により」ということだと思っておりますが、昨年度だったというふうには私どもは思っております。間違いはないと思っております。

○榑藤梅義議員 私は今年度じゃないかと思うんですが、それは、後のほうの文章を見ますと、「国の直轄事業予算は大幅な削減となっております」ということでありますから、昨年度ということになると08年度なのか、今年度だったら09年度なのか。08年度は大幅に削減されていたのかどうか。この確認であります。

○蓬原正三議員 09年度だというふうに認識しております。

○榑藤梅義議員 09年度であれば、文言を修正すべきと思うんでありますが、いかがでしょうか。

○蓬原正三議員 昨年度、道路特定財源の一般財源化によって、ことしは前年度並みとなったものの、ことしは直轄事業予算が大幅な削減となったのでという意味であります。この文案のとおりであります。何か表現上おかしいところがあるのでしょうか。

○榑藤梅義議員 時間がなくなりますから繰り返しはしませんが、私はこの文章の中に「今年度」という言葉がどこかに必要じゃないかなと、国の直轄事業が削減ということの中には。そういう気持ちで質問したということでありまして。

次に進みますが、「国の直轄事業予算は大幅な削減となっております」ということでありますが、本来からこの問題の認識をするのであれば、現在までに——意見書が必要だということ

であれば、意見書を今まで出していないじゃないか、出すべきじゃなかったんじゃないか、こういう議論に対しては議論をされたのかされなかったのか、あるいはどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○蓬原正三議員 本議会ではこれまで、道路整備の確保ということについては、自民党政権時代にも再三、これは県民の悲願だということを出してきておりますし、また現実には、私は7月の末だったというふうに思っておりますが、毎年、高速道路整備促進期成同盟会なるものも行われ、そこで各市町村長さんもおいでいただいて、早く整備促進すべしというものも出してありますし、再三議会でも出してきておりますから、当然そういうことの議論も踏まえて、また新たにここで、「転ばぬ先の杖」と申しますか、いろんな変化があるときでございますから、ちゃんと出しておこう。

しかも、申し添えるならば、今も榎藤議員からお話がありましたが、一昨日でしたか、各高速道路の沿線の市町村長さんたちが国土交通大臣に陳情に行かれました。その際にも、民主党議員の外山議員、川村議員——これは無所属であります、会派だけ所属のようでございませぬけれども——行かれておりますので、そういう状況を見て議論をして出してきたということがあります。

〔「質問に答えていない」と呼ぶ者あり〕

○榎藤梅義議員 私は、昨年12月17日から今日まで意見書は出されていないんじゃないかということ指摘したわけではありますが、よろしいです。私は、意見書提出というものについては、基本認識が、具体的な現場や事実認識を検証した後に、地方議会の立場からはっきり意見を述べるというのが基本的なスタンスだろうと

いうふうに思うわけでありませぬ。

それから、次に進みますが、今回の意見書は、昨年12月の議会でも出された意見書とほぼ内容的には同じものなのかなというふうに思います。12月の議会がまだあるわけでありませぬけれども、私は、今回のこの意見書が出されれば、少なくとも年度を区切って、一事不再議というようなことを考えれば、12月はないのかなというふうにも思うわけでありませぬが、そのあたりについてはどのような議論がなされたのか伺いたいと思います。

○蓬原正三議員 今後のことについては、次の議会をどうするかという話になるかと思いますが、意見書はその都度、政治的にいろいろ国のほうも変わっていくでしょうから、必要であればそのときまた議論すべきことかなというふうに思っています。

○榎藤梅義議員 私が申し上げたのは、先ほどの繰り返しになりますが、私どもの意見書の提出は、現場あるいは事実を検証して、それに基づいて地方議会としての意思表示であるということでありませぬから、昨年12月に予算編成を控えて出された意見書、それに類するものが今回であれば、次は12月の議会ではないんじゃないかなと思っておるということ、私の意見として表明して、質疑を終わります。以上です。

○中村幸一議長 以上で質疑は終わりました。

○中村幸一議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕 「地方の道路整備予算の確保に関する意見書」に対し、反対の立場から討論を行います。

我が民主党会派は、これまで、我が県の活力ある地域社会形成と県民の生活、命の基盤として、高速道路を初めとする道路整備の充実について、あらゆる機会、あらゆる方策を通して、自民党政権、自公政権に強く訴え続けてきました。しかしながら、自民党政権は、残念なことに、地方の現状に目もくれず、我が県の現状は高規格幹線道路の供用率42%と、全国の68%に比べ極めて低い水準にあります。

宮崎県の政治力は、これまでずっと保守王国であり、「自民党にあらざれば政治家にあらざ」と豪語し、衆参、比例合わせて7名の自民党所属国会議員を擁した時期もありました。まことしやかに伝わった話の中には、現職建設大臣でありながら落選した大物自民党議員は、「私を落選させたからには、宮崎県の道路建設は1メートルたりとも進めさせない」と言ったとか。今回の第45回衆議院議員選挙においては、「民主党政権になったら道路はできない」などとネガティブキャンペーンばかりを必死に張りました。道路建設を、国民の、県民の生活のため、地域発展のためととらえるのではなく、選挙の道具、自分の選挙当選のため、有権者誘導の道具としてもあそんできた自民党政治の被害者は、まさに宮崎県民だと言わざるを得ません。

予想どおり、今回の選挙では民主党を中心と

する勢力の圧勝、政権交代の実現という歴史的な選挙となりました。得票率、現行法下最高69.28%、単独議席数最高308、当選率最高、民主93.3%、新人当選者数最高158、前職落選者数最高185、女性当選者数最高54、世襲当選者数最少75、選挙区における得票率と議席占有率、民主73.7%、このような簡単な数字を並べただけでも歴史的転換期が訪れていることがはっきりします。

細川内閣の成立は、戦後の日本的システムが解体を始める最初の事件であったと言われます。その後、自民党は、55年体制をバックに社会党を巻き込んで政権に復帰し、16年の月日が流れました。この間に、2005年の郵政選挙に代表される小泉純一郎の勝利によって自民党は支持を取り戻したかのようなありさまでした。が、それは没落過程を一時的にとめるカンフル剤にすぎませんでした。かえって自民党は、既成の組織の崩壊、社会格差の増大、セーフティネットの破壊、リーダーの不在などによってその基盤が崩れ、リーマンショックでとどめを刺されたのです。総選挙による自民党の敗北は、偶然性によるものではなく、歴史的・構造的理由によるものなのです。

民主党は、マニフェストに「官僚主導から政治家主導の政治」を掲げています。内閣の成立前から官僚の側の抵抗、緊張はすさまじく、また、執行をとめられそうな事業の関係者の反応は大きく、官僚に依存した政治を変えるということは、具体的な政策が変わることによりインパクトがあったことを実感します。地方分権も、ここが変わらなければ実効性のあるものとはなりません。今後、政治のシステム自体が変わっていくと思われれます。議会そのもののあり方、議会と官僚の関係、知事のための分権化で

はない、市民、地域に住む人たちのための分権化、市民参加の制度が考えられていくことと予想できます。そのためには、情報公開、説明責任が必ず必要であり、風通しのよい社会をつくることが重要と考えます。民主党政権ではもう既にその方向に向かっており、先日、民主党小沢幹事長がイギリスへ調査に行ったことでも立証されています。

私たち宮崎県議会を取り巻く環境は、このように変わってきているのです。事態をのみ込めないでいるのは、ひとえに自民党県議団です。今回の意見書によって議会を混乱させるべきではなく、政権がかわったのですから、落ちついて冷静な判断が必要と思われまます。

今回の意見書にかかわる動きとして、28日には東国原知事が前原国交大臣に会われました。知事が所管大臣と会われたのですから、それなりの感触はお感じになったことと思います。また、外山参議院議員、川村衆議院議員、道久衆議院議員の3名と首藤延岡市長を初めとする9市長の官民と県でつくる要請団も前原大臣に会われ、前原大臣は、「国全体で税金の使途を考える責務があるが、必要な道路はつくる」と明言されています。

これまで民主党国会議員は、鳩山由起夫代表を初め、菅直人、小沢一郎、岡田克也、前原誠司、藤井裕久、玄葉光一郎、樽床伸二、馬淵澄夫、福山哲郎、川端達夫、津村啓介、渡辺周、大串博志などなど、今回の内閣の主要メンバーが、挙げれば切りがないほど宮崎県の現状調査に来ています。民主党県議団はどの場面でも、強く宮崎県の高速道の早期完成について求めています。それは至極当然なこととして取り組んでいます。

今回の意見書は、自民党会派からの説明によ

ると、「意見書というよりも要望書なので、賛成してほしい」と言ってこられました。釈迦に説法ですが、意見書とは、地方公共団体の公益に関する事件に関し、議会が地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめた文書のことをいう。議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる。自治法第99条。

自治法は、地方公共団体の一機関としての議会の意思表示を認めているが、この場合の議決は、機関意思の決定であって、団体意思の決定ではない。地方議会の意見書提出権は、議会は当該地方公共団体の機関であって法人格はなく、したがって、請願を行う権能がないので、それにかかわって意見書の提出を認めたものである。

意見書を提出する要因は、おおむね次の2つに大別することができる。1、当該地方公共団体の住民から国政事務または法定受託事務について制度の改善または新設を促進されたいとする請願・陳情や住民運動がある場合、2、国政に反映させるために、当該議会独自の意思に基づく場合である。例えば住民の請願を議会が採択した場合は、同請願の趣旨に沿って当該議会としての機関意思を別途意見書としてまとめて提出することとなる。当該地方公共団体の公益に関する事件につき、住民の代表機関たる議会の意見を関係行政庁に対して表明する権限を与えたのは次の理由による。すなわち、地方公共団体の事務については、議会の有する条例制定権や予算審議権を通じて処理したり、執行機関に対する監視的権限を行使することにより議会の意見を十分反映することが可能である。しかし、当該地方公共団体やその機関の権限に属し

ない、国政事務のほかの地方公共団体の事務については、みずから適切に処理する方法はない。さらに、当該地方公共団体の事務であっても、現在の制度やその運用によっては適切に処理できない場合もある。そこで、このような場合に対処するために意見書提出権を与えたのですというものです。

意見書は、自民党会派の言う要望書というものとは本質的に違うものです。今回の意見書は、我が会派の権藤議員の質疑でも明らかのように、議会を混乱させるだけでなく、中身はなくともただ出せばよいというだけとしか思えません。宮崎県議会としてのステータスでもなく、議員の数で押し切るという、政策的というより政局的な意味合いのものです。

国民が選択した政権は、税金の使い方が自民党政権と違うのです。宮崎県の高速道路は自民党政権では完成することはできませんでした。しかし、間違いなく民主党政権において完成するので。

以上、真に宮崎県民にとって必要な意見書と言えるのか指摘して、反対討論といたします。

〔降壇〕

〔「問題発言じゃが」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第5号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論をいたします。元気を出していきますので、よろしく願いをします。

近代の道路交通路の変革は、冒険と発見の時代でもある大航海時代に始まったと言われておりますが、それ以前にも、「すべての道はローマに通ず」という格言が示すように、道路網の整備は、古代より国家の命運を握るほどの最重要事項でありました。もちろん、帝政ローマ時

代と時代は大きく異なるわけですが、間もなく九州新幹線が全線開通しようとしている中であって、東九州自動車道を初め高速道路と一体となって機能する国県道等の整備が大きく立ちおけている本県の現状を、これ以上放置することは許されませんし、このままでは地域間の格差が大きく広がるばかりであります。

また、中山間地域や県道の大部分を占める本県の地方道が、とりわけ救急医療面や防災面での県民の安心を支える命の道として大いに期待されていることは、皆様御案内のとおりであります。

こうした状況を踏まえ、本県議会においては、平成18年3月、平成19年9月、平成20年12月と毎年のように、道路整備予算の確保や高速道路等の整備促進などを求める意見書を、ただいま反対討論をされた民主党さんの御理解もいただきながら提出をしているところであります。

今回の意見書は、これまでの意見書に比べますと幾分控え目な内容であります。また、各会派の皆さんの御賛同ができるだけ得られるよう、我が自由民主党の中でも議論を重ねてまいりました。当初提出した内容を一部見直した上で提案をさせていただいております。恐らく、県内の道路整備をこれ以上進めなくても構わないという考えの方は、ここには1人もいらっしゃらないと思います。政権が変わった今だからこそ、皆さん一丸となって、改めて地方から声を上げていこうじゃありませんか。すべての道はローマに通じたように、私どものこの意見書の趣旨が、皆さんや国に通じることを願ってやみません。

議員各位におかれましては、以上申し上げました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよ

ろしくお願いを申し上げ、賛成討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第5号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議員発議案第5号については、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号から第32号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第28号から第32号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の概要について、御説明を申し上げます。

初めに、議案第28号「平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成20年度の一般会計と13の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,783億8,608万円、歳出5,711億7,865万2,000円となっており、翌年度の繰越事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支は23億7,425万9,000円となっております。

す。

平成20年度の財政運営につきましては、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、歳入確保対策等により収支不足の圧縮に努めますとともに、本県が抱える政策課題に的確に対応するため、新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進を図ったところであります。

今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれますことから、引き続き、基金の取り崩しに頼らない財政運営への転換に向けて、積極的な行財政改革に取り組んでいく必要があるものと考えております。

議案第29号から議案第32号までは、平成20年度の4つの公営企業会計の決算について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このほか報告が1件ございますが、説明は省略させていただきます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

次の本会議は、7日午前10時開会、総括質疑であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時27分散会

10月7日（水）

平成 21 年 10 月 7 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 函師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)

- 51 番 米良政美 (自由民主党)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 高橋博 吉瀬和明 渡邊亮一 伊藤孝利 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 鶴見雅男 城倉恒雄 太田英夫 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 局長 事務局 次長 総務課 課長 議事課 課長 政策調査課 課長 議事課 課長補佐 議事担当主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|--|--|

◎ 総括質疑

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第28号から第32号までに対する総括質疑であります。

それでは、ただいまから総括質疑に入ります。

総括質疑についての取り扱いは、お手元に配付の総括質疑時間割のとおり取り運びます。

〔巻末参照〕

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自民党の外山衛でございます。

質疑の前に、先日、急逝をされました中川昭一前議員に対し、御冥福を心からお祈り申し上げます。志半ばでもあり、さぞ無念であったろうと思います。人は生まれたときから死に向かって生きているとも言います。一秒先、一分先に起こることがわかるのならば、事故などに遭うこともないのであります。一方、過ぎ去った時間、つまり過去は取り戻せない。私がこうして話すうちにも時は進んでいるわけでありまして、すべてが過去の出来事となっております。日々の暮らしに忙殺され、厳しい社会環境、まさに混濁の世に身を置いている日常であります。わかっているもなかなか実践できない一日一日を、もっと言えば一分一秒を、瞬間を大事に後悔することなきよう生きるべきと思うところでもあります。中川前議員の死に限らず、人の死に直面しますと、いろんなことを考えさせられます。自分にどのくらいの時間が与えられているのかは神のみぞ知ることでありま

すけれども、生きざまというものに重きを置いて頑張らねばと思っております。

議案第28号から第32号の「平成20年度決算の認定について」に対し、自由民主党を代表しまして総括質疑を行います。

さて、昨年度の県政を振り返ってみますと、平成20年度当初予算は、東国原知事にとっては初めての通年予算でありました。また、組織においても、知事部局を1部減らし、少子化対策や企業誘致推進、観光誘客やPR強化のために新たに局を設置するなど、思い切った組織体制の構築をなされました。平成20年度当初予算について知事は、財政改革を推進しつつ、存在感のある自治体になることを目指し、優先度が高く、特色ある施策には積極的に取り組む「オンリーワンの宮崎を目指して～宮崎再生推進予算」として編成をしたとされております。予算編成時に目指された方向に基づいて、予算がきちんと執行され、その結果、当初目的とした成果がしっかりと上げられたのかという観点から、各分野にわたり、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず初めに、平成20年度決算に対する総括的な質疑を行います。

平成20年度の一般会計決算は、歳入が5,783億円余、歳出が5,711億円余となり、前年度と比較して、歳入が219億円余の増、歳出が194億円余の増となっております。率で言いますと、歳入が前年度に比べ3.9%の増、歳出が3.5%の増と、10年ぶりに増加に転じております。翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では、23億7,425万円余となり、黒字が確保されましたが、単年度収支については、前年度の約5億5,000万円の黒字から、一転して約1億余の赤字となっております。

内訳を見ても、歳入については、税源移譲の平年度化の影響で個人県民税が増収となったことにより、県税が0.6%増となったものの、財政調整積立金の取り崩し等による繰入金が増加して53.8%も増加しております。また、地方交付税は0.1%の微減で、前年度とほぼ同額を確保できており、国庫支出金が15.9%増となっておりますが、全体的には基金の取り崩しで賄っているのが実情であり、依然として大変厳しい状況となっております。歳出については、労働費が、ふるさと雇用再生特別基金、緊急雇用創出事業の創設積み立てなどにより、675.9%の大幅な増となりましたが、農林水産業費や土木費は、公共事業の削減などにより、それぞれ6.2%の減、5.5%の減となっております。なお、県債発行額は677億7,090万円と、前年度に比べ3億4,740万円の減と、5年連続減少しております。一方、県債現残高は9,104億8,342万円と、前年度と比べ約42億円減ってはおりますが、依然として今後の公債費負担が本県財政にとって大きな圧迫要因となることが懸念されます。また、財政指標を見ても、財政構造の硬直性を示す経常収支比率が94.5%とさらに悪化し、公債費負担比率も23%と、危険ラインとされる20%を超える状況が続いております。このように大変厳しい財政状況の中での県政運営であったわけではありますが、平成20年度の決算状況について、どのように受けとめ、どう総括をされているのか、知事に所見をお伺いします。

そしてもう一点、少子高齢化、過疎化の進行や世界的な経済危機の影響に加え、依然として厳しい財政状況など、本県を取り巻く情勢は、極めて厳しい状況が続いているところであります。こうした状況におきまして、県においては、平成19年度から22年度までの4年間、行財

政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを推進されているところであります。この財政改革プログラムには、知事のマニフェスト等も踏まえ、収支不足の圧縮額についての目標と、事業費ベースでの歳出見直し額についての目標という2つの目標が掲げられておりますが、その進捗状況、また、それに対してどのように評価しているのかを伺い、壇上からの質疑を終わり、以降、自席から質疑をいたします。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

決算の総括についてであります。本県の財政は、自主財源の占める割合が低く、財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の減少や社会保障関係費の増大等により、引き続き、大変厳しい財政運営を強いられました。このため、平成20年度の財政運営に当たりましては、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直しの強化など、行財政改革の徹底を図る一方、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略等に基づく重点施策の推進に取り組むとともに、世界的な金融危機の影響による深刻な本県経済情勢に際しましては、国に先駆けて措置した経済・雇用緊急対策に係る補正予算による対策を講ずるなど、スピード感を持って取り組んだところであります。また、予算の執行に当たりまして、本県の財政状況について、職員一人一人が十分認識し、年度を通じて計画的・効率的な執行を図るとともに、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や徹底した経費節減に努めたところであります。このような取り組みの結果、平成20年

度は、全体としては厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。

続きまして、財政改革プログラムの見直し目標のうち、まず目標1については、4年間の計画期間累計で一般財源ベース676億円を見直すものでありますが、平成20年度は、目標額147億円に対して約319億円の見直しを行ったところであり、2年間の累計で約541億円となっております。また、もう一つの目標2については、平成18年度を基準として、単年度で事業費ベース350億円を見直すものでありますが、平成20年度は約504億円の見直しを図ったところであり、しかしながら、こうした歳出削減等の取り組みにもかかわらず、景気後退に伴う県税の減収や地方財政対策等の影響など、目標の設定以降の状況変化によって収支不足額は拡大しつつあり、今後とも、県の財政状況は予断を許さない状況にあるものと認識しております。〔降壇〕

○外山 衛議員 次に、県税収入についてであります。

県税収入の決算状況を見てみますと、1,009億350万円余と、前年度と比べ5億5,000万円余の増収となり、前年度に引き続き増加をしております。一方、不納欠損額は、市町村が賦課徴収する個人県民税も含め、2億500万円余と、前年度と比較して3,300万円余り減少しておりますが、収入未済額は26億800万円余と、前年度より1億4,000万円余りふえております。世界的な金融危機からくる不況が、我が国全体の景気悪化に影響をもたらしている状況をかんがみますと、やむを得ない側面があるかとも思いますが、県民負担の公平性といった観点からすれば、収入未済額の圧縮は大変重要な課題である

と考えます。収入未済額の圧縮に対する平成20年度の取り組みと今後の対策について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 御指摘のとおり、平成20年度の県税の収入未済額につきましては、前年度に比べまして1億4,000万円余増加しておりますが、これは、税源移譲によりまして個人県民税の収入未済額が1億9,000万円余増加したことによるものでございます。個人県民税につきましては、市町村から滞納案件の引き継ぎを受けまして、県が滞納処分を行います直接徴収、あるいは税務職員の併任人事交流など、市町村と一体となりました徴収対策を行うとともに、徴収対策会議の開催あるいは徴収実務研修を実施してきたところでございます。この結果、現年度課税分につきましては、徴収率は96.3%から97.0%ということで、0.7ポイント改善されました。さらに、収入未済額につきましても、前年度に比べまして1億5,000万円余の圧縮となったところでございます。また、滞納繰越分でございますが、これについても徴収率28.3%から32.5%ということで、これも4.2ポイント改善できたところでございます。さらに、県が直接賦課徴収を行います自動車税などその他の県税につきましては、滞納整理の早期着手を行いますとともに、滞納処分の的確な実施、タイヤロックやインターネット公売、こういった手法の活用など、滞納処分の強化を図った結果、収入未済額を4,000万円余圧縮できたところでございます。今後とも、これらの対策を積極的に進めてまいりますとともに、特に収入未済額の7割を占めます個人県民税につきましては、市町村との連携を密にした取り組みをより一層強化してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、ふるさと納税制度につ

いてであります。

平成20年5月に、ふるさと納税制度がスタートいたしました。これは、かつて住んでいた、子供時代を過ごした地域など、現在本人が住んで生活をしている地域以外の自治体に、住民税の一部を納めることを可能とする制度であります。制度そのものの是非はいろいろと意見が分かれるところであり、ここでとやかく言うつもりはありませんが、県においても「ふるさと宮崎応援寄付金」として、県外在住の方々から幅広く寄附を募ってきたところでもあります。他県におきましては、一人で億単位の寄附をされた方もいるようではありますが、平成20年度の寄附金の状況とこの実績をどう評価されるのかを総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 平成20年度における県の受け入れ件数及び金額でございますが、36件、878万7,000円となっております。また、この評価についてでございますけれども、この寄附金は、ふるさとを応援したいという思いを寄附という形で受け入れるものでございまして、基本的には、寄附される方の自発的な意思に基づくべきものと考えております。したがって、一概に件数や金額だけでは評価することは難しいものと思っておりますけれども、宮崎県を「ふるさと」として思い、そして力をかしたいという皆様のお気持ちに対しましては、心より感謝申し上げますとともに、大変ありがたい浄財でございますので、御意思に沿って本県の活性化につながる施策に有効活用させていただきたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、組織改正についてであります。

厳しさを増す財政状況の中で、県民総力戦による新しい県づくりや新みやぎき創造戦略の着

実な推進を図るため、人材や財源など限られた経営資源を有効に活用できるよう、知事は平成20年4月1日付で大規模な組織改正を実施されました。本庁においては、県民基点の政策立案や総合的な政策推進を図るとともに、県民協働を推進し、質の高い県民生活の実現を図る県民政策部を新設したのを初め、少子化対策や子供に関する施策を総合的に推進することも政策局、企業誘致を推進する企業立地推進局、県外への情報発信や観光客誘致、移住等の交流促進を図る観光交流推進局など、3つの局を新たに設けたところでもあります。また、課の単位では、中山間地域対策などに対応するための中山間・地域対策室、知事のトップセールスや県外PRを強化推進するためのみやぎきアピール課の設置などが、この当時、大きな話題となりました。さらに、出先機関においては、県税・総務事務所や福祉子どもセンターなどが設置をされております。民間企業などでは、経営上、意思決定を迅速化させることや、決定された方針がより効率的・効果的に実施できるよう、組織の見直しを行うのが一般的であります。平成20年度の組織改正により、行政運営の迅速化・効率化がどのように図られたのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 議員御指摘のように、各種の組織改編を20年度において行ったところでございます。この効果でございますけれども、やはり重点目標の推進のために、一定の決裁権限を局長等に持たせるということで意思決定が迅速となって、機動的な対応が可能になったのではないかと考えております。また、福祉と農政の出先機関等の統合等をやりましても、これら関連性の高い分野を統合することによりまして、マンパワーの確保が図られ

るとともに、業務執行に当たりましては意見交換が活発化するという事で、各分野のより一層の連携強化につながったと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、中山間地域・植栽未済地対策についてであります。

中山間地域という言葉が公式に使われるようになったのは、昭和63年の農業白書からであったと記憶しておりますが、それから20年以上が経過し、中山間地域の状況はそれ以前に比べて大きく変化し、深刻さの度合いを増しております。本県の県土を大きく占める中山間地域が衰退していくことは、本県全体の衰退につながるものであり、中山間地域の活力再生を図る取り組みが必要であるとして、平成20年度の重点施策の一つに中山間地域対策を位置づけられました。また、中山間地域を限界集落などのマイナスイメージでとらえるのではなく、中山間地域にありながら、元気な集落づくりに取り組んでいる地域を「いきいき集落」と命名するなど、イメージの転換にも努められております。平成20年度の中山間地域対策の事業として、どのような取り組みをされ、その成果はどうであったのか、県民政策部長及び環境森林部長にお伺いします。

○県民政策部長（高山幹男君） 中山間地域対策でありますけれども、昨年度は、中山間・地域対策室を新設いたしますとともに、知事を本部長にいたしまして全部局長等で構成します中山間地域対策推進本部を設けるなど、庁内の体制整備を図ったところでございます。また、中山間地域が抱える課題や施策の整理を行いまして、集落の活性化、日常生活の維持・充実、それから産業の振興、これを今後の対策の3つの柱といたしまして、全部局が連携して施策を推進していきますことを推進本部で決定したとこ

ろであります。具体的な取り組みといたしましては、先ほど御質問にもございましたけれども、住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落を「いきいき集落」と命名いたしまして、県下全域から募集するなど、集落づくりの機運の醸成に努めましたほか、コミュニティバスなど地域の実情に応じた効率的な交通システムの再編に対する支援、地域資源を活用した新たな雇用創出のための支援等に取り組んだところでございます。これらの取り組みによりまして、集落の自主的な活動による地域づくりの動きが活発化するなど、一定の成果が得られたところでありますが、地域を取り巻く状況は依然として厳しいものがございますので、引き続き、推進本部を中心に効果的な対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 環境森林部におきましては、山村地域における産業の振興という観点から、中山間地域対策に取り組んでいるところでございます。具体的には、山村地域における就業機会や所得を確保するための森林整備を行うとともに、乾シイタケの生産振興のための乾燥機22台の導入に加えまして、木材生産のコスト削減につながります林道等の基盤整備や、高性能林業機械29台の導入を支援したところでございます。また、林業担い手を確保・育成するため、林業担い手対策基金を活用いたしまして、林業技術者25名の養成研修や、林業就業者の各種社会保険の掛金助成等も実施いたしております。このような取り組みによりまして、生産コストの削減や就労環境の改善が図られますとともに、乾シイタケ生産量が646トンと対前年比7%の増加や、林業への新規就業者が200名となるなど、山村地域の活性化に寄与したものと考えております。

○外山 衛議員 中山間地域の森林は、土砂崩れや洪水の防止、良質な水や木材の供給、人々の憩いの場の提供など、多くの役割を担っておりますが、伐採後3年以上過ぎても植林がされていない植栽未済地の解消を図ることが、健全で多様な森林づくりのためには重要であります。この植栽未済地の問題につきましては、県も相当力を入れて取り組まれておりますが、その対策の成果と今後の施策の展開について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 植栽未済地対策につきましては、平成18年の調査で確認されました約2,000ヘクタールに、その後発生しました約500ヘクタールを加えました約2,500ヘクタールを対象に事業を実施しております。平成20年度から総合対策で取り組んだわけでございますけれども、その成果といたしましては、補助事業等を活用しました造林や天然更新によりまして、419ヘクタールを解消しております。これまでに全体の約4割に当たる1,100ヘクタールが解消されておまして、今後とも、市町村のあっせんにより、林業公社が有利な制度事業を活用して行う造林に加えまして、森林環境税を活用した広葉樹の植栽や、分収林制度を活用しました造林などに積極的に取り組みまして、平成22年度までに解消することとしております。

○外山 衛議員 次に、県民との協働についてであります。

知事は、平成20年度当初予算編成の基本方針として、財政の健全化、選択と集中、県民総力戦の3つの柱を掲げられ、各種施策を推進されてまいりました。この中の県民総力戦については、ボランティアやNPOを初めとする民間との協働に積極的に取り組んでいくとし、そのことで、より県民の視点に立った事業を実施され

てきたことと思います。NPOとの協働については、本来行政が責任を持って担うべき分野の事業に対して、行政とNPOの役割分担をしっかりと行い、NPOの有する専門性や柔軟性などの特性をうまく引き出しながら取り組むことが重要であると考えます。昨年度の新規事業である「県民との協働」推進事業では、県とNPOとの提案公募型事業を実施されておりますが、どのような公募型事業を実施され、それについてNPOの特性をどのように活用することができたのかを、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 提案公募型事業でありますけれども、これは新みやざき創造戦略の中から、例えば、子育てとまちづくりというような複数の施策分野に関連していることを条件に、NPOから事業の提案を受け、3つの事業を選定して、県とNPOとの協働で実施したものでございます。具体的には、大淀川等でのカヌー体験など、自然環境を生かして観光を推進する事業、西都原考古博物館に竪穴式住居を復元しまして、文化的資源と観光資源として活用する事業、それから韓国で県産木材の認知度を高めるとともに、木材を通して宮崎と韓国の子供が交流する事業、この3つを実施いたしました。これらの事業につきましては、NPOの持ちます柔軟な発想力でありまして、特定分野における専門的知識、迅速に対応する機動力、新しい課題への先駆的な取り組みなど、NPOの特性が生かされたものと考えております。

○外山 衛議員 行政とNPOでは全然文化が違うわけでありまして、当然仕事をする人の考え方も根本的に違うと思いますが、行政とNPOと一緒に仕事をしていく中で、いわゆる混乱

等はなかったのか、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（高山幹男君） 提案公募型事業を実施するに当たりましては、県とNPOが、事業の内容、スケジュール、役割分担等につきまして、事前に十分協議しまして、合意した上で事業を開始いたしまして、実施段階においても、緊密に連携を図りながら、協働で取り組んだものでございます。事業の中には、複数の部局にまたがる関係で、事前協議に時間を要したのもございましたが、協議を重ねる中で相互理解が図られまして、計画どおりに実施できたというふうに考えております。

○外山 衛議員 次に、地域医療体制についてであります。

いつでもどこでも県民が安心して良質な医療サービスを受けられるように、地域医療体制を充実させることは重要であります。しかしながら、平成16年度から始まった新臨床研修制度により、研修医みずからが研修施設の病院を選べるようになったため、地方で研修を行う臨床研修医が減少し、地方と都市部における医師数の偏在や小児科などの特定診療科における医師不足など、地域医療を取り巻く環境は厳しい状況となっております。私の地元日南市の医師不足も深刻な問題となっております。このような中、県においては、平成20年度を初年度とする宮崎県医療計画を策定し、すべての県民が質の高い医療サービスを安心して受けられる医療体制の確立を目指し、さまざまな施策を推進されておりますが、慢性的な医師不足は容易には解消されない状況にあると思われまます。そこでお尋ねします。平成20年度に、僻地や小児科など特定診療科の医師不足対策として、どのような取り組みを行い、成果はどうであったのか。ま

た、僻地医療の確保や医師不足等で深刻の度合いを増している救急医療体制の充実強化をどの程度図ることができたのかを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） まず、深刻化する医師不足対策といたしましては、医師修学資金等の県独自の事業を展開するとともに、市町村と一体となった医師確保事業の推進や国への抜本的な対策の要望など、さまざまな取り組みを行ったところであります。この結果、僻地では、自治医科大学卒業医師等11名を7市町村に派遣したほか、医師派遣システムにより、新たに1名の医師を採用したところであります。また、小児科については、新たに県内で小児科の専門研修を行う研修医に対して研修資金を貸与する「小児科専門研修資金貸与制度」を創設し、6名の医師に貸与を行っております。次に、僻地医療の確保につきましましては、無医地区巡回診療や僻地診療所の整備・運営への補助を行い、医療の確保に努めるとともに、医学生の僻地医療に対する理解を深める臨床研修ガイダンス事業を実施し、27名の参加があったところであります。また、救急医療につきましましては、2次、3次の救急医療施設の支援に努めるとともに、市町村に対し、初期救急の充実を働きかけ、延岡市の夜間急患センターで診療時間が延長されるなど、一定の充実が図られたところであります。医師確保を初め解決すべき医療課題も多いことから、今後とも、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、子育て支援対策についてであります。

本県の平成20年の合計特殊出生率は1.60と、平成19年よりわずかに上昇はしましたが、少子化の進行に歯どめがかかったとは到底言い切れ

ない状況であります。ことし6月に発表された東京都のNPO法人の子育て環境調査において、宮崎市が全国の政令指定都市や中核市の中で、最も子育てをしやすい都市に選ばれておりますが、このように安心して子供を産み育てることができる環境づくりを全県的に進めていくことが重要であると思っております。さらに、経済的負担の軽減や、地域で子育てを支援する体制づくりの推進、ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直しも大きな課題であります。平成20年度に取り組まれた子育て支援対策の事業とその成果について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成20年度は、少子化対策や子供に関する施策を総合的に推進するため、福祉保健部内に「こども政策局」を設置し、各部局との連携により、次世代育成支援宮崎県行動計画に基づく各種施策の推進に努めたところであります。具体的には、平成20年10月から、乳幼児医療費助成事業の助成対象年齢を、入院・入院外とも小学校入学前までに拡充するとともに、地域における子育て支援を推進するため、市町村やNPO等に対する助成事業などに取り組んだところであります。また、社会全体での機運醸成を図る「みんなで子育て応援運動」や、多様なニーズに対応した保育サービス・児童の放課後対策の充実、さらには子育てと仕事の両立支援など、幅広い観点からの対策に取り組んだところであります。このような取り組みの結果、子育て家庭の経済的負担の軽減を初め、子育て支援の機運の醸成や仕組みづくりが進むなど、安心して子育てのできる環境の整備が図られつつあるものと考えております。

○外山 衛議員 次に、自殺予防対策について

であります。

我が国では、平成10年以降、年間の自殺者が3万人を超える状況にあり、自殺は今や大きな社会問題に発展しております。本県においては、平成9年に年間の自殺者が300人を超え、平成10年以降はおおむね300人台後半で推移しておりますが、人口100万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）においては、全国平均を大幅に上回る状況にあり、全国でも自殺死亡率が高い県となっております。自殺者の70～80%程度は精神障がいにかかっており、その中でも約半数は、うつ病を中心とする気分障がいとの報告もあるようであります。このため、うつ病などの気分障がいの早期発見や治療体制の整備、専門的な相談体制の整備などが重要になるとは思われますが、これら自殺予防対策について、どのような取り組みをされてきたのかを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） うつ病などの精神疾患を早期に発見し、適切に対応するため、県では、平成20年度から新たに内科医などのかかりつけ医を対象に、うつ病診察の知識や技術及び精神科医等との連携方法を習得するための研修会を開催したほか、看護師、薬剤師に対する研修も実施したところであります。また、自殺者には中年の男性も多いことから、職場におけるメンタルヘルス対策を進めるために、企業の経営者に対する研修なども行っております。さらに、専門的な相談体制の整備として、精神保健福祉センターに「こころの電話」を開設し、平成20年度には5,323件の相談に対応しているほか、当センターや各保健所では、定期的に精神科医による健康相談を実施しております。

○外山 衛議員 また、自殺予防の受け皿とな

る相談窓口についてであります。どこに相談すればよいのか、相談を受け付けている時間がどうなっているのか、県民の皆さんのほとんどが知らないのではないかと思います。窓口をつくっても、それを知っている人が少なければ意味がないわけですが、相談窓口の県民への周知は十分に図られてきたのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、自殺など深刻な心の悩みを初め、経済・生活問題、健康問題など、さまざまな相談窓口を記載した「こころの電話帳」を、市町村、保健所、社会福祉協議会、警察署等を通じて県民に配布し、相談窓口の周知に努めているところであります。また、昨年4月には、インターネットを通じて相談窓口の情報を提供する「みやざきこころ青Tねっと」の運用を開始し、年間約5万件のアクセスがあったところであり、県民への周知が徐々に進んできていると考えております。

○外山 衛議員 次に、森林環境税についてであります。

本県が有する豊かな森林は、県民の生命や財産の保全を初め、良質な水や空気の供給など、本県の豊かな自然環境や生活環境を守る役割を果たしているほか、毎年100万立方メートルを超える杉などの木材を生み出し、林業・木材産業を通じて地域経済を支える役割を担っております。しかしながら、中山間地域における人口の減少や高齢化、木材価格の低迷などにより、適切な管理や整備が行われない森林がふえてきており、森林の荒廃と環境への影響が懸念されております。このため、森林の持つ公益的機能が将来にわたって持続的に発揮できるよう、県や県民などが協働して取り組む森林環境の保全に関する施策を推進することを目的に、平成18年

度から森林環境税が導入されたところであります。新たに税金が導入された際には、いろいろと話題にもなったようではありますが、その後、税金がどのように活用されているのか、余り県民に広く認識されていないのではないかと考えております。平成20年度に実施された森林環境税を活用した森林保全等の取り組み状況はどうであったのか、また、実施した事業の県民への周知や説明はどのようになされたのかを、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税の平成20年度の主な取り組みといたしましては、森林への理解や関心を深めるために、55の森林ボランティア団体などに対しまして、活動費の助成とか苗木の提供を行いまして、66ヘクタールの森林づくりが実施されました。また、企業への働きかけを行うことによりまして、県内外5つの企業が森林所有者等と協定を結びまして、企業による森林づくりが行われたところであります。また、42の学校、地域に対しまして、自然体験活動の指導者を派遣するなど、森林環境教育への支援も行ったところであります。また、さらには、公益上重要な森林を対象にいたしまして、広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹が入りまじった森林へ誘導するための間伐等を、23市町村で378ヘクタール実施しますとともに、新たに4市町村が取り組みました約26ヘクタールの公有林化に対しても支援を行ったところでございます。次に、県民への周知につきましてでございますが、県立図書館等でのパネル展示によるPR活動に取り組みますとともに、新聞やテレビ等のメディアによる広報活動を初め、森林づくりの活動報告書などを県内各市町村等に配布しまして、周知に努めたところでございます。

○外山 衛議員 次に、企業立地についてであります。

近年、全国各地で企業誘致活動が競い合うように進められており、地域に新たな企業を呼び込むことは、今後、人口減少と高齢化が同時に進行していく中では、雇用の場や税収を確保できるといったメリットにとどまらず、地域全体の活性化に寄与する面もあると考えております。新みやざき創造計画にあるとおり、平成22年度までに、新規立地企業件数100社、新規雇用創出数1万人を目標に、さまざまな取り組みがなされていると思いますが、平成20年度における企業誘致の件数と最終雇用予定者数について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 企業誘致の件数などについてでございますけれども、平成20年度の企業誘致件数は25件であります。これに伴う最終雇用予定者数は1,239人となっております。

○外山 衛議員 20年度には、企業立地を促進するために、製造業などの第一線で活躍されてこられた民間企業経験者を企業誘致コーディネーターとして公募されましたが、こういった経験を持つ方々を選定されたのかを、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 企業誘致コーディネーターであります。企業誘致コーディネーターにつきましては、東京地区2名、愛知地区、大阪地区、福岡地区にそれぞれ1名の合計5名の方を選定しておりまして、電気・情報関連企業の経験者が2人、自動車関連企業の経験者、それから商社経験者、IT専門誌の経験者がそれぞれ1名でございます。

○外山 衛議員 企業誘致コーディネーターは、各県外事務所と連携をしながら活動を行っ

ていると聞いておりますが、県外事務所にもそれぞれ企業誘致活動を行う県職員が配置されていると思います。それぞれどのように役割分担をして活動を行っているのか、また企業誘致コーディネーターを設置した成果は具体的に何か出ているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 企業誘致コーディネーターと県外事務所の職員との役割分担などではありますが、県外事務所の企業誘致担当職員につきましては、これまでに培ったノウハウや本県関係者等の人脈を生かしまして、企業訪問を初めとする誘致活動を行っているところでございます。一方、企業誘致コーディネーターにつきましては、民間企業の経験によるノウハウ、人脈を活用しまして、本県の企業立地環境のPRや企業情報の収集を行うほか、状況に応じまして、適宜、県外事務所の企業誘致担当職員と連携しまして、誘致活動を行っているところでございます。具体的な成果といたしましては、平成20年度における企業訪問の全体の件数が1,448件と、前年度より807件増加しております。また、首都圏で開催された展示会におきまして、企業誘致コーディネーターが接触したことをきっかけとしまして、誘致活動が始まりまして、本県への立地につながった事例もでございます。そのほか、県内自治体の企業誘致担当者研修会の場や県内企業を訪問した際に直接助言をいただくなど、本県の企業誘致活動のレベルアップにつながっております。

○外山 衛議員 続きまして、知事のトップセールスについてであります。

知事は就任直後から、県産品の販路拡大や観光客誘致を図るため、全国各地でトップセールスを積極的に展開され、マンゴーや地頭鶏、宮

崎牛などの農産物を初め、県庁の観光スポット化、高千穂のスピリチュアルPRなど、本県の知名度を全国的に高められたものと考えております。平成20年度は、みやぎきアピール課が新たに設けられ、知事のトップセールスを戦略的に実施されてきたところではありますが、具体的にどのようなトップセールスをされてきたのかを、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） トップセールスについてであります。知事の情報発信力を最大限に活用し、本県の魅力を効果的に発信するため、各部局と連携しまして、数多くのトップセールスに取り組んだところでございます。具体的には、大手量販店や有名ホテルなど、情報発信力の強い民間企業の協力を得まして、全国の主要都市で開催しました「宮崎フェア」などで、しゅんの農産物を初め特産品や観光地など、本県の総合的な魅力を知事が直接、消費者等にアピールしました。また、東京や大阪、山形、宮城など、他県の知事と連携しまして、相互に郷土の魅力を競い合うなど、PR効果の高いイベント等を通じたトップセールスも実施いたしました。これらは、知事みずからのセールスということで、注目度も高く、多くの来場者でにぎわったほか、マスメディアでも大きく報道されまして、本県のさまざまな魅力が全国各地に発信できたものと考えております。

○外山 衛議員 関連ですが、ことし2月には、首都圏を中心に、県産品と観光を集中的にPRするためのイベント「みやぎウィーク」を開催されましたが、事業の内容と成果について、あわせて商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 「みやぎウィーク」についてであります。「みやぎ

ウィーク」は、本県の魅力を効果的に発信するため、大消費地であり、報道各社の集積する首都圏をメイン会場に、本県の代表的な農産物の出荷が集中します2月初旬に開催いたしました。その内容につきましては、大手コンビニエンスストアや有名百貨店におきまして、本県の食材を活用したお弁当やスイーツといったオリジナル商品を開発・販売していただくなど、約4,000店舗の協力を得まして実施したところでございます。また、大手量販店における農産物フェアのほか、有名ホテル等におきましては、宮崎グルメフェアなども実施いただいたところでございます。これらによりまして、本県の魅力を集中的にPRできましたほか、各企業の情報発信力を活用したことで、広がりのあるアピールになったものと考えております。加えまして、協力いただいた企業の中で、宮崎の食材を活用した新商品の開発や観光キャンペーンの検討が始まるなど、新たな動きも出てきているところでございます。

○外山 衛議員 次に、九州観光推進機構による観光誘客についてであります。

官民が一体となって九州観光を活性化することを目的に、平成17年に九州観光推進機構が設立され、九州における観光客の受け入れ体制の整備や、国内外の重要市場をターゲットとした観光誘客活動などを実施しております。九州観光推進機構は、九州7県を初め、旅行会社や旅客会社などからの出向職員で構成されており、その活動に要する経費は、それぞれの負担金などで賄われております。九州観光推進機構が設立されて今年度で5年目を迎えており、県も毎年約3,000万円の負担金を拠出し、あわせて職員も派遣しているわけではありますが、正直なところ、その成果がよく見えてこないと思っております。

ます。3,000万円を県単事業で活用すれば、それなりの大きな事業が展開できるわけですが、九州観光推進機構が平成20年度にどのような事業を行い、それが本県観光にどの程度の効果をもたらしたのかを、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 九州観光推進機構の活動等についてでございますが、九州観光推進機構は、国内外からの誘客等に広域で取り組むために、九州各県と経済界が一体となって設立したものでございます。平成20年度の事業につきましては、国内の誘客対策として、東京など主要都市で延べ8回、120社の旅行会社を集めての旅行商談会や、12万人を集客しました東京での観光・物産PRイベントなどを開催するとともに、大手航空会社やJRと連携しました大型タイアップキャンペーンを実施したところでございます。一方、海外からの誘客につきましては、東アジア地域で計8回、延べ265社の旅行会社を集めての旅行商談会を開催しましたほか、宮崎ルートを組み入れた旅行会社等の招聘事業を16回にわたり実施しますとともに、台湾など6カ所の国際観光展で九州観光をPRしたところでございます。これらの取り組みによりまして、単県で実施するよりも効果的・効率的な観光PRやセールス、認知度の向上などが図られ、本県を含む広域ルートの旅行商品の造成などに結びついたものと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、耕作放棄地対策についてであります。

本県の耕作放棄地は、平成12年度から平成17年度までの5年間で240ヘクタール増加し、そのうち230ヘクタールが、農業に全く従事しない土地持ち非農家となっております。こ

れは、農地を相続したものの、実際には農業を継いでいない事例が大半を占めているものと考えられます。農業従事者の高齢化によって、規模縮小や離農が進み、農地を受ける担い手がいなくなっている状況においては、土地条件が悪い農地を中心に、今後ますます耕作放棄地が増加していくことが懸念されます。耕作放棄地がふえれば、農業生産の減少による食料自給率の低下、農地の多面的機能の維持が困難になるといった問題のほか、地域の景観が損なわれるなど、地域全体の活力にも悪影響を及ぼすとされていることから、全国的にその解消に努めているものと理解しております。県においては、平成20年度にどのような耕作放棄地対策に取り組み、どの程度の解消を図ることができたのかを、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 耕作放棄地対策でございます。本県では、平成20年度に耕作放棄地の現状を把握するための全体調査を実施しまして、県全体で2,907ヘクタールの耕作放棄地を確認しており、このうち1,209ヘクタールは再生利用を図るべき農地とされております。これらを踏まえまして、県といたしましては、平成20年度より「みやざきフロンティア農地再生事業」を積極的に推進し、事業の進行管理を行いますプロジェクトチームや専任のコーディネーターを市町村に設置しまして、耕作放棄地の再生整備などに取り組んだところであります。これらの取り組みの結果、平成20年度では、24市町において約76ヘクタールの耕作放棄地を解消したところでございます。以上でございます。

○外山 衛議員 次に、食の安全・安心確保の取り組みについてであります。

大阪の高級料亭における牛肉産地偽装事件、

長崎県の食品加工工場で起きた中国産冷凍野菜の産地偽装事件、本県の業者も影響を受けた事故米の不正転売事件など、記憶をさかのぼると、私たちの食の安全を脅かす事件が近年、相次いで発生していたことが思い出されます。本県において、台湾産ウナギが宮崎県産として偽装販売されていた事件も、またしかりであります。警察庁の生活経済事件のまとめによると、食品の産地を偽装するなど食の安全にかかわる違法行為で、全国の警察がことし1月から6月に摘発をした事件は45件、昨年1年間に摘発された37件を既に上回り、急増しているとのことであります。食の安全・安心を確保するためには、食品業界のコンプライアンスの徹底や、店頭に並ぶ食品表示の適正化に向けた取り組みなどが重要であると思いますが、昨年度実施された「みやざき食の安全・安心確保総合対策事業」の内容と成果について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御質問の「みやざき食の安全・安心確保総合対策事業」は、食の安全・安心の確保に関する普及啓発や、食品表示の監視・指導体制の強化を目的として取り組んだところでございます。具体的には、食品事業者等に対しまして、食品表示や衛生管理等を内容とする研修会を開催しますとともに、「食品表示110番」の設置や「食品表示ウォッチャー」及び「みやざきブランドGメン」の委嘱、さらには県職員による小売店等の巡回調査を実施したところでございます。これらの取り組みを通しまして、食品関係者における意識の醸成や不適正な表示の監視体制の強化、販売店等に対する迅速な改善指導が図られ、食品表示の適正化に寄与することができたものと考えております。

○外山 衛議員 次に、農水産業における燃油・飼料高騰対策についてであります。

金融市場が不安定な中において発生した昨年の異常な原油価格の高騰は、原材料や飼料、食料等の価格高騰と相まって、県民生活や県内の産業全体に深刻な影響を及ぼしたところであります。特に本県の基幹産業である農業においては、ビニールハウスを主体とする施設園芸を中心に、重油価格の高騰が経営を圧迫し、畜産業では飼料価格が、また水産業でも燃油価格の高騰が、それぞれコスト削減努力を上回るような形で影響を及ぼし、危機的な状況に陥ったところであります。このような中、県議会自由民主党では、知事に対する緊急の申し入れを行い、県においては、補正予算での対応を含め、各種資金の利子補給や省エネ対策などを実施されたところでありますが、これら緊急対策の効果はどうであったのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御質問の燃油・飼料価格高騰への緊急的な対策につきましては、補正予算での対応を含めまして、各種資金制度の拡充・創設や施設園芸の省エネ対策の拡充を行ったところでございます。この結果、資金対策では、緊急支援資金が施設野菜を中心に293件で7億600万円余、家畜飼料運転資金が50件で13億600万円余、漁業近代化資金が13件で1億9,900万円余の融資実績となったところであります。また、省エネ対策では、国庫・県単事業を活用しまして、583戸の生産農家に、内張二層カーテン74ヘクタール、循環扇等54ヘクタールの整備を行ったところであります。これらの対策によりまして、農業者や漁業者の資金繰りの円滑化や燃油経費の削減が図られ、経営の維持・安定に寄与することができたものと考え

ております。

○外山 衛議員 もう一点ですが、農水産業における雇用対策についてであります。

昨年度は、年末年始を中心に、国内景気が急速に冷え込んでいく中、製造業を中心に非正規労働者の解雇が急増し、こうした派遣切りが大きな社会問題にまで発展したところであります。このような中、慢性的な担い手不足に悩む農業や漁業に対する関心が高まり、ことし1月下旬に県庁で開催された臨時の就農相談会に、契約を解除された派遣職員など、多くの方が相談に来られたと聞いております。本県の新規就農者は、平成10年以降、増加傾向にあります。みずから農業経営を開始しようとする者は、依然として低い水準にあり、一方で農業法人等への就業者はふえております。また、漁業従事者は、全国同様、年々減少している状況にあります。県では、平成20年度1月補正予算において、景気低迷により企業活動が縮小していく中、農業や漁業への就業を促進するため、緊急対策の事業を実施されたところであります。これら取り組みの内容と成果について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 就業促進のための緊急対策であります。まず、農業分野につきましては、農業大学校などの圃場管理のため、農業に関心のある方々を3月末まで臨時雇用しますとともに、就農に向けた技術指導や営農相談など、きめ細かなフォローアップを実施いたしました。また、農業法人等と県内外の求職者とのマッチング面接会を実施しますとともに、新たに雇用を行った農業法人等に対して、雇用に要する経費を支援したところであります。これら取り組みの結果、45名の方々が農業法人への就職や就農に向けた研修など、農業分

野へ進んでおられます。次に、漁業分野につきましては、漁業就業希望者に対しまして、3月末まで漁業経営体において水揚げ作業等の現場研修を実施し、研修生と受け入れ先に対しまして、研修に係る経費を支援したところであります。これらの取り組みの結果、4名の方々がブリ等を対象とした沿岸漁業法人に雇用されたところであります。以上であります。

○外山 衛議員 次に、道路整備の取り組みと成果についてであります。

近年、都市部を中心に、地方における道路整備が税金の無駄遣いの象徴であるかのように言われることに対して、強い憤りを感じているところであります。道路は、活力ある地域社会を形成し、豊かで潤いのある生活空間を実現する上で、欠かすことのできない最も重要な社会資本であります。特に中山間地域が多い本県にとっては、公共交通機関が未発達であることや、自動車の人口当たりの保有台数が他県と比較して高いことなどから、道路の整備促進を多くの県民が熱望している状況にあります。しかしながら本県は、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高速道路の供用率が42%、国県道の改良率が65%しかなく、これはいずれも九州最下位であり、全国的に見ても下位に位置しております。そこでお聞きします。平成20年度において、道路整備にどのように取り組み、どのような成果があったのかを、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 道路整備についてでございます。本県の道路整備につきましては、高速交通ネットワークを形成する東九州自動車道等の整備促進とこれに合わせたアクセス道路の整備、災害時の孤立化解消を目的とした生命線道路の整備や防災対策、さらに渋滞緩

和及び交通の安全確保などを目的とした道路整備を重点項目としまして、効率的・効果的に進めてきたところであります。平成20年度の具体的な成果としましては、国道218号北方延岡道路の延岡市北方から舞野間約6キロメートルの完成供用に合わせまして、北方インター線の供用を行っているほか、宮崎市の国道269号加納工区や日南市の酒谷榎原線榎原工区など、12路線の12工区を完成供用し、部分供用を含めまして、約15キロメートルを供用したところであります。さらに、交通安全対策として、自動車交通量が多い通学路を中心に、約4キロメートルの自転車歩行者道を整備しております。以上でございます。

○外山 衛議員 次に、建設産業対策についてであります。

前知事が官製談合により逮捕された事件を契機に、県では入札・契約制度改革を急速に促進し、これに近年の公共事業の大幅な縮減なども相まって、建設業の平成20年の倒産件数は55件と、前年の55件と連続して50件を超えるなど、建設産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況になっております。しかしながら、建設産業は、社会資本の整備や地域経済・雇用の担い手として、その果たすべき役割や寄せられる期待は、極めて大きいものがあると考えております。県においても、建設産業を、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つとして認識されており、平成20年度は、建設産業対策を特に重点的に推進すべき施策として位置づけられたところであります。建設産業対策として、平成20年度にどのような取り組みをされ、成果はどうであったのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 県におきましては、大変厳しい経営環境にある建設産業に対し、県内建設産業の健全な発展を図るため、平成20年度は、建設産業対策を重点施策の一つに位置づけまして、総合的な対策を講じてきたところであります。具体的には、県内9カ所に設置しました経営相談窓口において134件の経営相談を受けたほか、県内3カ所で新分野進出セミナーを開催したところであります。また、建設業に軸足を置きながら、新分野への進出を目指す32の建設業者に対して補助を行いますとともに、県建設事業協同組合を通じた金融支援なども行ったところであります。このような取り組みにより、建設業者における経営基盤強化のための環境整備などが図られたものと考えております。また、経済・雇用緊急対策等として、本年1月と2月に、県土整備部で総額51億円余の公共事業を柱とする増額補正を行いまして、切れ目のない発注にも努めてきたところであります。

○外山 衛議員 建設産業に関する最大の課題、これが入札・契約制度改革であります。前知事による官製談合事件以降の性急な制度改革が、建設産業を取り巻く環境を大変厳しいものにしておると考えております。この入札・契約制度改革について、平成19年度の決算質疑において、知事は「制度の検証と見直しを継続していきたい」と答弁されておりますが、平成20年度において、どのような検証と見直しが行われたのかを、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の急速な悪化によりまして、建設産業は極めて厳しい経営環境に直面しているところであります。入札・契約制度につ

きましては、このような状況も踏まえ、入札状況等の分析に加えまして、発注機関や関係団体等からも幅広く意見を伺いながら、随時、見直しを行ってきております。平成20年度は、予定価格の事後公表の試行を行いますとともに、技術力や地域貢献度が高く、地域に根差した建設業者が受注しやすい環境を整備する観点から、本県独自の地域企業育成型の総合評価落札方式を創設したところであります。また、経済・雇用緊急対策として、最低制限価格の引き上げや混合入札の柔軟な対応による受注機会の確保、地域企業育成型総合評価落札方式の対象範囲の拡充などを20年度に決定いたしまして、今年度、取り組んでいるところであります。

○外山 衛議員 次に、学校支援地域本部事業についてであります。

近年、いじめや不登校、非行など、子供を取り巻くさまざまな問題が発生しておりますが、その背景には、都市化や核家族化、少子化の進行、さらには地域のつながりの希薄化、個人主義の浸透などによる、いわゆる地域の教育力の低下があると指摘されております。それぞれの地域で、子供が多くの人たちと触れ合い、さまざまな活動を通じて学ぶことは多いはずであります。地域の子供は地域で育てる環境づくりが大切なのであります。一方、教育現場においては、学校が余りにも多くの問題を抱えており、教員が本来最も力を注ぐべきである教育活動以外の業務量が大幅に増加していることも問題になっております。こうした状況を改善するため、平成20年度に新規事業として取り組まれた学校支援地域本部事業の成果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校支援地域本部事業は、学校が必要とする活動につきまして、地

域の方々をボランティアとして派遣することによりまして、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えるものであります。事業初年度であります平成20年度は、17の市町におきまして、21の学校支援地域本部が設置され、学校と地域との連携・調整に当たりますコーディネーターを配置したことなどによりまして、延べ2万5,000人を超える地域の方々に、ボランティアとして、例えば登下校時の安全指導や読み聞かせ活動、学習支援活動などをしていただいたところであります。これらの活動によりまして、教職員が子供と向き合う時間が確保されるなど、教育活動の充実が図られたと考えております。一方、学校支援ボランティアの方々にとっては、子供たちと触れ合う活動が、自己実現や生きがいづくりにつながっているという声も寄せられているところであります。県教育委員会といたしましては、未実施の市町村への普及啓発に努めますとともに、今後とも、学校支援活動の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○外山 衛議員 続きまして、学校職員の健康対策についてであります。

今から3年ほど前、東京都内の公立小学校で、採用されたばかりの新人教員が、教室でのいじめをきっかけに保護者との関係がこじれ、うつ病を発症して自殺をしたという大変痛ましい事件が起き、私も大きな衝撃を受けたことを覚えております。病気やけがなどで休職している全国の教職員のうち、うつ病などの精神性疾患で休職している教員数は、平成19年度で4,995人と前年度より300人以上ふえており、年々増加傾向にあります。本県におきましても、平成20年度に精神性疾患で休職をした教職員数は51人と、平成16年度の33人から大幅に増加している

状況にあります。教育現場におきましては、少子化が進む中であって、学校や教職員に求められる機能や役割が複雑化・多様化しており、あわせて、保護者の過大な要求や期待などが、教員の心理的負担を増大させているのではないかと考えております。精神性疾患で休職する教員が増加している現状について、どのように考えておられるのか、また、その対策としてどのような取り組みをされたのかを、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 教職員の精神性疾患につきましては、職場でのストレスや家庭内の問題など、その原因はさまざまありますが、本人やその家族の生活に深刻な影響があるばかりでなく、学校運営にとりましても大きな課題の一つであると認識しております。このため、県教育委員会といたしましては、平成20年度から新たに「学校職員健康づくり総合支援事業」に取り組むこととし、管理職や衛生管理者等を対象とした研修会の開催や、メンタルヘルスに関する相談窓口の設置等により、教職員の心の病の予防や早期発見・相談に努めたところがあります。あわせて、精神性疾患等により休職中である教職員の円滑な職場復帰と再発防止を目的として、平成17年度から希望者に対して行っております教職員職場復帰トレーニングを、平成20年度におきましても引き続き実施したところがあります。以上です。

○外山 衛議員 次に、企業局の平成20年度決算についてであります。

平成20年度の公営企業会計決算では、電気事業は純利益が7億4,000万円余で、前年度と比較して2億7,000万円余の増、率にして58.2%の増となりましたが、工業用水道事業は純利益が5,400万円余、前年度比で2,900万円余のマイ

ナス、地域振興事業は純利益が400万円余、前年度比で140万円余のマイナスとなっております。また、平成20年度末の電気事業の企業債残高は75億7,000万円余で、前年度より約6億7,000万円減少しており、工業用水道事業の有利子負債残高も1億6,000万円余と、前年度より約5,200万円減少するなど、計画的に削減が行われております。電力市場の自由化など、企業局を取り巻く環境も厳しさを増す中、計画的な事業運営に努められているようではありますが、平成20年度の決算状況について、どのように受けとめられ、どう総括されておられるのかを、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（日高幸平君） 企業局におきましては、平成20年度は、電気料金の引き下げ等、厳しい経営環境の中でのございましたが、引き続き健全経営を維持しますために、「企業局経営ビジョン」に基づきまして、電気事業及び工業用水道事業につきましては、適切な設備の運用に努めますとともに、業務の効率化や経費の節減、効率的・計画的な設備投資などに取り組んだところがございます。また、地域振興事業では、指定管理者と連携しながら、サービスの向上と利用促進に取り組んでおまして、平成20年度は3事業とも純利益を確保できたところがございます。このような中で、基幹事業でございます電気事業では、森林整備事業や環境関連事業等の財源といたしまして、一般会計へ6億円の貸し付けを行いますとともに、ダム上流域の未植栽地等を購入いたしまして、水源涵養林として植林を行う「緑のダム造成事業」などに取り組んだところがございます。また、工業用水道事業では、受水企業の負担軽減を図るために、未達水量料金を引き下げるとともに、配水池の耐震補強工事などを実施したところござ

います。このようなことから、平成20年度はおおむね順調な経営ができたものと考えておりました。経済性を発揮しながら一般会計や地域への貢献など、公営企業としての目的でございます。県民福祉の向上に寄与できたものと認識いたしております。

○外山 衛議員 次に、県病院事業中期経営計画についてであります。

これまで多くの県民の生命を救ってきた県立病院は、近年の少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療を取り巻く環境の変化などにより、経営状況が厳しくなっております。しかしながら、地域医療の中核病院として県立病院が果たす役割は大きく、安心して安全な医療サービスが持続的に提供されることを多くの県民が期待しているものと考えます。このような中、病院局においては、経営健全化を図り、高度で良質な医療を効果的・安定的に提供するため、平成18年度から22年度までの中期経営計画を策定したところであります。計画では、各病院とも経営改善に努め、一般会計からの繰入金削減を行った上で、平成22年度にはすべての病院での黒字化を目指すとしており、また、職員数もアウトソーシングなどによって、最終年度には119名の削減を図るとしております。この事業運営の目標について、平成20年度決算における実績と、計画の最終年度となる来年度の見通しを病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成20年度は、4病院全体で8億6,800万円余の赤字となりました。前年度であります19年度と比較いたしますと、いわゆるコンビニ受診の自粛や医師不足等による患者数の減少により、2億100万円余り赤字が拡大したところでございます。しかしながら、診療報酬改定に伴う施設基準への的確な対

応や、延岡病院における診療報酬の包括請求方式でありますいわゆるD P Cへの移行等の収益確保に努める一方で、徹底した経費削減に取り組んだ結果、中期経営計画の目標を1,900万円上回り、3年連続で目標を達成したところでございます。近年、医師不足が全国的な問題となるなど、病院事業を取り巻く環境は計画策定時とは大きく変化しております。計画の最終目標である3病院すべてにおける単年度での黒字化の達成についても大変厳しい状況にございますが、引き続き、最重要課題であります医師確保に努めますとともに、これまでの経営努力を一層徹底いたしまして、目標達成に向けまして、病院局職員が一丸となって全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○外山 衛議員 次に、薬物乱用防止対策についてであります。

最近、有名芸能人や大学生などが薬物使用で逮捕される事件が相次いでおり、大麻などの薬物が現代社会の中に広く蔓延している実態を改めて認識し、その事実に恐ろしささえ感じております。県内においても、ことしの春、宮崎市内のサーフショップ店長などが大麻取締法違反で検挙されておりますが、9月14日の宮崎日日新聞の報道によりますと、本県でも毎年50人から80人が薬物の使用や所持で検挙されているとのことであり、大変驚かされたところであります。そこで、警察本部長にお伺いいたします。平成20年に薬物の使用や所持で検挙された者は何名おり、年代別の内訳はどうなっているのかをお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 本県における平成20年の覚せい剤や大麻等の薬物事犯の検挙人員は、合計79名でございます。その年代別内訳につきましては、19歳以下が5人、20～29歳

が24人、以下30代が27人、40代が11人、50代が12人、60歳以上につきましてはゼロという状況でございます。この薬物事犯の検挙人員79人のうち、30人が大麻事犯によるものでありますが、その6割に当たります18人が30歳未満の若者でありまして、本県におきましても、全国傾向同様、若者の間における大麻事犯の蔓延、これが危惧されるところであります。

○外山 衛議員 薬物は、最初は本当に軽い気持ちから始めるケースが多いとも聞きますが、それが依存症になってくれば、もはや取り返しがつかなくなり、いずれ大きな事件に発展することも懸念されるわけでありまして。平成20年度における薬物乱用防止対策について、どのような取り組みをされたのかを、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 薬物事犯対策につきましては、供給源の遮断と需要の根絶が重要と考えておりまして、そのため、税関、海上保安庁等の関係機関と連携して、密売人や末端乱用者などの徹底検挙を図っております。また、取り締まりだけではなく、広報啓発活動の推進も重要でありまして、これまでも、県、市町村、厚生労働省等の関係機関・団体と連携を緊密にいたしまして、薬物乱用防止のためのキャンペーン等の広報啓発活動を強力に推進してきたところであります。特に若い世代に対しましては、規範意識醸成のために、小・中・高校生に対して直接、薬物乱用の危険性、有害性を訴える薬物乱用防止教室を開催しておりまして、平成20年度は、延べ161回、約3万6,000人の児童生徒を対象に実施しております。さらに、新たな取り組みといたしまして、県内10大学の学生担当者を集めて薬物乱用防止対策会議を開いたほか、大学生を対象とした薬物乱用防

止講話を実施いたしまして、これまでに県内5つの大学で合計約2,000人が受講しているところであります。

○外山 衛議員 質疑は以上で終わりますけれども、時間がありますので一言。

先日、激動の昭和史を駆け抜けた実業家・白洲次郎の生涯を描いたテレビドラマがNHKで放送されました。ごらんになられた方も多かったと思いますが、終戦直後、GHQ支配下の我が国で、吉田茂首相の側近として政治の中核で活躍をし、日本国憲法の成立にも深くかかわったのは、皆様御存じのとおりであります。彼の生き方は、カントリー・ジェントルマンと称されておりますが、これは、地方に住みながらも中央に目を光らせる本当の紳士であるという意味や、時流に流されず、みずからの考えを身をもって実行する人のことをあらわすとされております。また、妻である白洲正子は、自身の著書の中で、遠くから中央の政治を眺めているため、渦中にある政治家には見えないことがよくわかる、有事になれば中央に駆けつけて意見をする、といった表現でこの言葉の意味を説明されております。

ここであえて申し上げたいと思いますが、今議会におきまして、自由民主党が提案した「平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書」「地方の道路整備予算の確保に関する意見書」に、一部の会派の方々が反対をされました。私は、カントリー・ジェントルマンのごとく、地方から中央に目を光らせ、必要があれば中央に意見を上げていくという精神が感じられなかったことが非常に残念であります。地方議会にある私たちは、地方のことを第一義に考え、政党にとらわれることなく、中央に対して常に意見を上げていく姿勢を失ってはならない

と考えるのであります。私たちは、政権与党が自由民主党であったときも、よいことはよい、悪いことは悪いと意見を申し上げてきたつもりでおりますし、今後もこの姿勢を崩すつもりはありません。皆様に理解を賜りますよう申し上げます。私の総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質疑は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後1時0分開議

○井本英雄副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

○高橋透議員〔登壇〕(拍手) 台風18号が接近をしておりますが、被害のないようにお祈りをするばかりでございます。

社会民主党県議団を代表して総括質疑を行います。

東国原知事就任後、東国原現象とまで言われた知事人気で、宮崎が全国から注目を浴びるようになりました。観光客はふえ、特産品も売れ、県庁が宮崎観光の新たなスポットになりました。知事就任2年目の20年度も、その勢いを持続されたままスタートしたと思います。その20年度は、宮崎再生の正念場の年と知事が位置づけられた決算であります。まず、3つの重点施策でありました中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策の総括的な成果について、知事に伺います。

後は質問者席から質疑を行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいた

します。

重点施策についてであります。平成20年度におきましては、新みやざき創造戦略や本県が直面する課題を踏まえた重点施策として、3つの項目に取り組んだところであります。

まず、中山間地域・植栽未済地対策につきましては、中山間・地域対策室の設置など庁内の体制を整えるとともに、地域が抱える課題に対応した取り組みを展開したところであります。「いきいき集落」を初め、集落の自主的な活動による地域づくりの動きの活発化が図られたものと考えております。また、県内の植栽未済地約2,500ヘクタールの早期解消に向けて、造林事業等を実施し、昨年度は、計画を上回る419ヘクタールの解消を図ったところであります。

次に、子育て・医療対策についてであります。子育て対策として、乳幼児医療費助成対象の拡充や地域における子育て支援など、総合的な対策を講じたところであり、平成20年の本県の合計特殊出生率は1.60と、一昨年から0.01ポイント上昇しております。また、医療対策として、医師修学資金の貸与や僻地医療機関に対する医師派遣などにより、医療提供体制の充実に努めたところでありますが、現在の状況を踏まえますと、一層の取り組みの強化が必要と考えております。

最後に、建設産業対策につきましては、建設投資が減少する中、他分野への進出や経営基盤強化への支援を行っております。また、世界的な経済危機を踏まえた公共事業の追加実施などの緊急的な対策もあり、経営や雇用を下支えする一定の効果があったものと考えております。しかしながら、建設産業は依然として厳しい経営環境にありますので、今後とも、実情に応じたきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えて

おります。〔降壇〕

○高橋 透議員 それでは次に、3つの重点施策につきまして、それぞれ具体的に伺ってまいりたいと思います。主要施策で成果を得たものがあると思います。あるいは事業の背景、情勢の急激な変化などさまざまな要因があつて成果が得られなかったものもあると思います。これから効果があらわれるものがあると思うんです。率直な答弁を執行部にお願いしたいと思います。

まず、中山間地域・植栽未済地対策であります。中山間地域の課題を地域の人々が解決するコミュニティビジネス創業、このことについての実績はどうであったか、担当部長にお尋ねします。

○県民政策部長（高山幹男君） まず、中山間地域コミュニティビジネス応援事業でありますけれども、これは、地域資源を活用した産業の振興など、地域の課題に地域の人々が主体となって取り組む新たなビジネスの立ち上がり支援するものでございます。今回、例えば木城町におきまして、その豊かな自然環境等を活用した心の人間ドックとか、子供の心理相談を行います「木城福祉村」を開設する事業など、合計3つの事業が創出されまして、23名が雇用されております。

○高橋 透議員 今るる説明がございましたが、このコミュニティビジネスの創業、中山間地域活力再生事業というのがあります。この概要の一つであると思いますが、お配りされております各部局別の新規・重点事業として挙げられていたものなんですね。ただ、「主要施策の成果に関する報告書」には記載されていないんです。その理由について伺います。

○県民政策部長（高山幹男君） 中山間地域の

振興を図るための事業といたしましては、先ほど御質問にありました「コミュニティビジネス応援事業」のほか、「個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業」とか、「国土保全山村集落生活環境整備事業」等の各種事業を実施いたしましたけれども、このうち、「主要施策の成果に関する報告書」の中には、主な事業としまして、市町村と住民が一体となった地域づくりを支援する「個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業」とか、過疎地域等の活性化に資する体験・交流イベントを実施いたします「宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業」等を記載したところでございます。

○高橋 透議員 年度当初に主な新規と重点事業として挙げられていたわけですが、そのすべてをこの成果報告書に載せることは困難だと思っておりますが、私がここで申し上げたいのは、成果が出ていない事業について明らかにすることは、少ししにくいかもしれませんが、報告書にない事業についても、今後、決算特別委員会が設置される予定でありますから、その中でしっかり率直な総括を、報告書にないものも説明を丁寧にいただきたい。そのことは要望にしておきたいと思っております。

ところで、今おっしゃったコミュニティビジネス創業ですけど、中山間地域活力再生事業という中の一つであったわけですが、この事業は21年度の施策に反映されたんでしょうか。お尋ねします。

○県民政策部長（高山幹男君） 中山間地域活力再生事業につきましては、昨年度、部局連携による総合的な事業といたしまして実施したものであります。この中では、例えば、先ほどのコミュニティビジネスの創業支援でありますとか、次世代に引き継いでいきたい県民の宝を

「みやざき観光遺産」として認定する事業、各地域を代表する「みやざきの祭り」の選定など、さまざまな取り組みを行ったところであります。21年度におきましては、これらの事業の成果を踏まえまして、中山間地における幅広い創業を支援いたします「中山間地域雇用創出支援事業」や、みやざき観光遺産やみやざきの祭りをより一層PRいたします「一村一祭アピール事業」など、中山間地域の活性化を図るための各種施策に取り組んでいるところでございます。

○高橋 透議員 先ほど、新規事業で主要施策の成果の報告書に載せたということで、個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業、これをよく調べてみますと、当初予算は5,372万1,000円だったのが、補正で3,145万9,000円に減額され、決算では2,824万8,000円となっているんです。この事業についてはどのように総括しているのか、お答えください。

○県民政策部長（高山幹男君） 個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業、これは、市町村と地域住民が一体となって進めます個性豊かな地域づくりに対しまして、3カ年を限度に支援を行うものでありまして、20年度は11件を採択いたしております。市町村からは計16件の申請がありまして、事業の趣旨に合致する12件の事業を採択したところでありますが、その後、市町村の都合によりまして辞退等がありまして、大幅な補正減を行ったものでございます。この事業におきましては、例えば、綾町における新たな滞在型ツアーの実施など、個性豊かな地域づくりについて一定の成果が上がったものと考えております。活力ある地域づくりのためには、このように地域が主体となった取り組みに対する支援が必要でございますので、今後も市町村

と十分に連携しながら、事業が有効に活用されるよう努めてまいりたいと思っております。

○高橋 透議員 次に進んでいきますが、植栽未済地対策であります。午前の質疑の中で、いわゆる2,000ヘクタール、その後の500ヘクタール、そのうちの1,100ヘクタールが初年度で解消されたということで、ひょっとしたら3年でゼロ、これは間違いない数字じゃないかと思っております。問題は、今ある未済地とは別に、新たに伐採された後の植栽未済地が発生いたしますね。その対策がどうなのかということが一つのポイントになるわけであって、新規事業の方針にもあったんですが、新たな植栽未済地の発生を抑制するための事業、計画的に再造林がされているのか、初年度の実績についてお尋ねします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 新たに植栽未済地を発生させないための取り組みといたしましては、主に、植栽未済地抑制対策事業ということで取り組んでおりまして、その抑制対策事業の中身といたしましては、いわゆる再造林を促すと。森林所有者の負担を軽減して、通常の補助率に7%のかさ上げをするというようなことを行いまして、再造林を促進するというものでありまして、平成20年度の計画は1,100ヘクタールでありましたけれども、1,120ヘクタールの実績は出しているところでございます。

○高橋 透議員 今、1,100の計画とおっしゃっていましたが、その計画というのは、伐採された面積を調査されて把握した数字かどうか、確認します。

○環境森林部長（吉瀬和明君） その1,100の計画は、伐採された後の数字をそのときそのときに把握することは——今の2,500ヘクタールとい

うのは昨年調査したわけでございますけれども、これから調査してそういうのは明らかになってくるわけでございますが、それまで再造林をやられていた面積、あるいは再造林を目指していた面積というのは、1,500あるいは1,600という目標があります。それにつきまして、自力で再造林される方もいらっしゃいますので、補助事業といたしましては、1,100を一応目標としておるといところでございます。

○高橋 透議員 調査がなかなか困難ということで、過去のいろんなデータからして、計画が1,100で、自力で造林されているものをひっくりめると、おおむね順調にいつているような状況がうかがえました。わかりました。

次に、子育て・医療対策についてお尋ねしていきますが、子育て支援及び医療対策、特段成果のあった取り組みについて、それぞれ担当部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） まず、子育て支援対策の成果についてであります。平成20年度は、子育て家庭の経済的負担の軽減や、地域における子育て支援などに重点的に取り組んだところでもあります。具体的には、乳幼児医療費助成事業の助成対象年齢を、入院・入院外ともに小学校入学前までに拡充し、地域における子育て支援を充実するため、NPO等に対する助成事業などに取り組んでおります。また、子育て支援の意識醸成を図る「みんなで子育て応援運動」や、多様なニーズに対応した保育サービスの充実などにも取り組んでまいりました。このような取り組みの結果、経済的負担の軽減を初め、意識の醸成や仕組みづくりが進むなど、子育て支援の充実が図られつつあるものと考えております。

次に、医療対策の成果についてであります

が、深刻化する医師不足に対処するため、平成20年度も、県の重点施策としてさまざまな医師確保対策に取り組んだところであります。具体的には、僻地における医師確保を図るため、自治医科大学卒業医師等11名を7市町村に派遣するとともに、医師派遣システムで新たに1名の医師を採用しております。また、僻地や救命救急科等特定診療科の医師を確保するため、9名の医学生に新たに修学資金の貸与を行っております。さらに、特に不足している小児科医の確保を図るため、昨年度、専門医研修資金貸与制度を創設し、6名に貸与を行ったところであります。

○高橋 透議員 次に行きたいと思っております。子育ての関係で2～3具体的に聞いていきますが、未婚化・晩婚化に対応するための、独身男女の出会いの機会づくりを支援する「みやぎき新たな出会い応援事業」の成果について、担当部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 独身男女の出会いのきっかけづくりと民間における取り組みの活性化を目的に、「みやぎき新たな出会い応援事業」に取り組んだところでもあります。具体的には、「縁結び応援団」として活動していただく県内の民間団体などを募集し、80の団体に登録していただいております。この応援団が企画する出会いの機会の情報を、約600名の独身男女に14回にわたり提供してきております。これらの取り組みにより、多くの独身男女がさまざまな企画に参加され、出会いのきっかけができるとともに、応援団の活動により、社会全体で結婚を応援する機運の醸成が図られつつあると考えております。

○高橋 透議員 同じような趣旨だと私は理解をするんですけど、中山間・地域対策室に「宮

崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業」というのがあるんですが、この成果と、今おっしゃった「みやざき新たな出会い応援事業」との関連はどうなっているのか、お尋ねします。

○県民政策部長（高山幹男君） 宮崎魅力再発見の事業でありますけれども、これは独身男女の出会いの場を創出することによりまして、地域資源の再発見とか交流人口の拡大を図ろうというものでございます。平成20年度は、福岡地区から独身女性延べ40人近くの参加をいただきまして、西米良村と諸塚村において交流・体験イベント、福岡市において両村のPRイベントをそれぞれ実施しまして、地域資源の再発見とか地域情報の発信等を行ったものであります。事業終了後も、県外からの参加者がプライベートで再び両村を訪れるなど、交流の拡大が図られておりますが、この事業の目的は地域活性化というものであったんですけれども、その結果として結婚のきっかけづくり等につながれば、「みやざき新たな出会い応援事業」の趣旨にも通ずるものというふうに思っております。（「連携関係」と呼ぶ者あり）直接事業として連携しておりませんが、そういったもので結果的に結婚等につながれば、趣旨としては通ずるものがあるというふうに思っております。

○高橋 透議員 この2つの事業については、独身男女の出会いをサポートするねらいは共通するものがあると思うんです。だから、部局を超えて連携があってもよかったんじゃないかなと思うんです。縦割りをいろいろ批判されますし、横断的な政策を今目指しているわけですから、連携を今後ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の建設産業対策については、午前の質疑に重複しますので、割愛をいたしたいと思ひま

す。

次に、20年度の決算の総括についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

これについても午前の質疑である程度出ておりますが、収入未済額及び不納欠損額についてどう総括するか、お尋ねするわけです。自主財源の根幹、いわゆる県税収入ですけれども、午前の知事の答弁、県税収入は減少したというふうにおっしゃっています。これはとらえ方の違いでしょうけど、19年、20年はふえているんですね。1,000億円を超えて県税収入は上がっているわけだから、それは訂正していただきたいと思ひているんです。20年度も対前年度比0.6%ふえているわけです。一方で、収入未済額というのは、午前もありましたが、26億800万ふえている。昨年度に比べて、県税だけ見ても1億4,700万余ふえているんです。監査委員も指摘していただけますけれども、効果的な徴収対策の要望もあっております。どう総括するか、担当部長にお尋ねします。不納欠損額もあわせてお答えください。不納欠損額も午前の質疑で出ておりましたが、2億500万円余。これも前年度と比較して、県税に限って今申し上げていますが、不納欠損額については昨年より3,300万円ほど減っているんです。これについてもあわせて総括をどうするのか、担当部長に伺ひます。

○総務部長（山下健次君） 収入未済額、不納欠損額、いずれも高橋議員御指摘のとおりでございます。まず、収入未済額につきましては、個人県民税の収入未済額が大きく増加したということが主要な要因となっております。一方、不納欠損額につきましては、お話ございましたように3,300万円余減少しているところでございます。個人県民税の総量が大きくなったということでは、滞納整理の早期着手なり、ある

いは滞納処分の的確な実施、さらには、直接徴収するのは市町村でございますので、市町村と連携した徴収対策を進めるといったことが重要ではないかというふうに考えております。

○高橋 透議員 税源移譲されたものですから、個人県民税がふえたわけですね。しかし徴収率はよくなったということで、努力を理解するわけですが、収入未済額の割合というのが余り変わらんから、これでよしということにはならんと思うんです。徴収率はもちろん上げてもらっているんですが、パイがふえたら、その分収入として徴収するべきだと思うので、限りなくその努力はしていただきたい。しかし、午前の答弁にもありましたように、自動車税についてもすごくアップされているし、タイヤロックなどいろんな手段もとられましたね。そういう意味では大変御苦勞があると思うんです。特に20年から不景気で、大変な公務員バッシングにも遭いながら。実は、私も1年ほど徴収の経験があるんです。ちょっと思い出すんですけれども、滞納整理で夜間徴収に行きましたら、目の前に包丁が刺さりました。2人で行きますが、そのときにひるんじやいけないんです。私はそばにいて、上司を前に出しました。そこでうまく話をして帰るわけですけれども、現場で徴収に携わる方々には非常に御苦勞があるんです。行けば、公務員に対するやっかみどころか罵声を浴びせられています。おまけに、けさの新聞では、県の人事委員会から報告があって、また給与も下がるというようなことでしょうかから、現場の士気も心配するわけです。一方では、一生懸命仕事をされて徴収率を上げていらっしゃるわけです。執行部の方々はその辺は百も承知でしょうから、末端の現場の方々への一層の御配慮、そしてまた、一層の徴収努力を

お願いしておきたいと思っております。

次に移りますが、不用額もそれぞれ昨年からふえたところがあるわけで、20年度の不用額が20億8,300万円余です。前年度に比べて7,700万円余の増となっております。主なものが農林水産費の6億5,100万円余、総務費が3億8,900万円余、教育費2億8,900万円余、公債費が2億8,200万円余などであります。その内容と原因について、担当部長にそれぞれお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 私のほうから総務費と公債費の不用額についてお答えいたしますが、総務費の不用額の主なものといたしましては、県税、国庫補助金等県で収納した歳入について還付が生じた場合の償還金、これが8,100万円余でございます。さらに、鳥インフルエンザの防疫業務あるいは緊急災害等の不測の事態が発生した場合の、主として職員の時間外勤務手当でございますが、これが8,400万円余、市町村の雇用創出及び離職者対策に係る施設整備等を支援する元気市町村支援資金4,400万円、こういったものでございます。こういったような費用につきましては、年度末までの所要額を見込むことが困難でございます。予算の性質上、不測の事態に備える必要がありますことから、年度末まで予算を計上しておりまして、結果として不用額が生じたものでございます。また、公債費の不用額につきましては、そのほとんどが、最終予算に対して年度末に発行する県債に係る経費でございます。発行額の抑制など経費の節減に努めたことによるものでございます。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 農政水産部の不用額であります。御質問にございました農林水産業費の不用額6億5,100万円余のうち、5億2,008万円余でございます。その主な内容であ

りますが、農作物対策費における負担金補助及び交付金の2億2,800万円余や、農地防災事業費における工事請負費の7,700万円余、内水面漁業振興対策事業費における負担金補助及び交付金等の1,200万円余でございます。その主な原因は、農作物対策費及び農地防災事業費につきましては、入札残や計画の見直しによる執行残でございます。また、内水面漁業振興対策事業費につきましては、コイヘルペスウイルス病の発生がなかったことによる処分費等の執行残によるものでございます。以上であります。

○教育長（渡辺義人君） 教育費のうち、教育委員会に係る不用額は2億7,000万円余であります。その主な内容は、学校職員の給料、職員手当等の人件費が7,095万円余、育英資金貸与事業における貸付金が2,271万円、宮崎県教職員互助会に対する補助金が2,253万円であります。主な原因であります。人件費につきましては、職員の産休・病休等補充のための臨時的任用職員に係る給与等の執行残によるもの、育英資金貸与事業の貸付金につきましては、家計急変に対応するための緊急採用枠等の不用分によるもの、また、宮崎県教職員互助会に対する補助金につきましては、補助対象事業の見直しに伴う執行残によるものであります。以上です。

○高橋 透議員 次に移ります。予算執行に対する監査委員審査意見についてお尋ねをさせていただきます。

予算執行に対する監査委員の審査意見について伺うわけですが、工事等の変更契約について審査意見書の欄に、「変更理由に妥当性を欠くと思われるもの」あるいは「他業者の受注機会を損なうおそれもある」と指摘されているわけですが、それぞれ具体例をお伺いします。

○代表監査委員（城倉恒雄君） まず、工事等

の変更契約における変更理由に妥当性を欠くと思われる具体例についてでありますけれども、例えば、漁港関係の津波対策工事におきまして、水門操作盤や道路排水のつけかえ工事の追加を行っていたもの、それから、土木関係の主要地方道改良工事におきまして、歩道の舗装工事の追加を行っていたものでありますけれども、いずれのケースも、当初の工事設計の段階で十分に検討を行っておれば、変更契約の必要はなかったのではないかというふうに思っております。

次に、他業者の受注機会を損なうおそれのあるものの具体例でありますけれども、土木関係の地すべり激甚災害対策特別緊急工事現場業務委託におきまして、本来、別途契約すべき道路維持作業の業務を変更契約で追加していたものがございました。以上です。

○高橋 透議員 その中の道路改良工事に絞ってお伺いしますが、変更契約について、もう少し経過を県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 注意事項の対象となりました工事でございますが、延長320メートルの車道及び歩道の舗装工事であります。当初、旧道部分については道路区域の廃止を考えておりましたが、一般車両からの不法投棄を防止し、段差のない安全な歩道敷として有効に活用するため、変更契約により歩道舗装を追加で施工したものでございます。

○高橋 透議員 これについて私も担当と話をさせていただいたんですが、確かに、最初から、現場説明なり、現地の地域住民の方を含めてそういう協議をしておくべきものだったのかなと思いますが、強いて言えば変更の時期だと思うんです。だから、ここまでこういった書き

物にして指摘をされることかと。これは一生懸命指摘された結果だと思いますが、職員の現場での士気もいろいろと踏まえながらやっていただいたほうがいいかなと思います。私は変更の時期に問題があると思われるものですから、その辺の監査側からの指摘について、いま一度代表監査委員にお尋ねいたします。

○代表監査委員（城倉恒雄君） この道路改良工事の設計変更につきましては、私も実際にこの現場を見ておりますけれども、設計段階での現場の状況確認とか事前の検討が十分行われておれば——歩道舗装の面積が当初736平米であったものが約2倍の1,428平米に拡大されているものでございますけれども——設計変更は必要なかったのではないかなというふうに思っておりますし、変更契約による工事の追加施工などが安易に行われることがないように、職員の業務に対する取り組み姿勢も含めて注意を促したものでございます。

○高橋 透議員 わかりました。次に移っていきます。その他の施策について重立ったものをお伺いしていきます。

まず、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業の成果であります。午前も質疑があったわけですが、19年は全国ワースト2位でしたね。20年度はやや改善されて、自殺者数も394人から363人に減少をして、自殺率はワースト4位であります。しかし、依然として自殺率は高い水準にあるわけですが、20年度特に効果のあった取り組みについてお伺いします。自殺対策本部長である知事に答弁をお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業につきましては、自殺に対する偏見を取り除くための啓発活動などの1次予防、自殺のリスクが高い方の早期発見・早期治

療ができるような人材の養成や体制の整備などの2次予防、さらに、自死遺族や自殺未遂者に対する心のケアなどの3次予防に取り組んでいるところでもあります。自殺対策につきましては、中長期的な取り組みが必要と言われておりますので、現時点で事業の効果について一概に申し上げることは困難ではありますが、普及啓発の結果、県民の自殺問題に対する関心は高まりつつあると考えております。

○高橋 透議員 知事も今おっしゃいましたように、関心度の高まり、午前中もありましたように、相談の仕組みというのをよく御存じないんですね。午前中も相談件数についてありました。特にその中でも日南からの相談が少ないらしいんです。この前の自殺対策フォーラムでそういう報告を受けました。いろんな啓発を今後お願いしたいと思います。それと、昨年度末につくられた自殺対策行動計画、300人以下という数値目標は私はいかがなものかなと思うんです。後で交通対策問題で聞きますけど、交通事故死50人以下、これはないでしょう。300人以下という数字を人の命に照らすのはどうかなと思いますので、御一考いただければというふうに思います。

次に、宮崎フィルム・コミッション事業の取り組みと成果について、担当部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 宮崎フィルム・コミッションは、映画、テレビドラマ、コマーシャル等のロケーションの積極的な誘致を図るため、平成18年に官民共同で設立されたものでございます。平成20年度におきましては、ホームページ等を活用した本県ロケ地情報の発信を行うとともに、ロケ地候補地等を掲載したロケガイドブックを作成しまして、映画制

作会社などへの誘致活動を行ったところがございます。また、本県でのロケの可能性を持つ映画やテレビ番組の事前調査等に対する支援や情報提供も積極的に行ったところがございます。

このような取り組みの結果、映画「39枚の年賀状」やテレビ番組など、33件のロケ等がございまして、映像を通じて本県の魅力を全国に発信することができたと考えております。

○高橋 透議員 次に、新みやざき創造計画における戦略別施策体系に、「知事を先頭に、映画制作会社や監督等へのPR活動」とあります。このフィルム・コミッションに関係することなんですが、ロケ誘致の積極的な推進に知事はどう取り組まれたのか、その実績もあわせて知事にお尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) 私は、映画やテレビドラマ、CMなどのロケの誘致につきましましては、映像を通じて本県の魅力を広く発信できることから、これまでさまざまな機会を通じて、宮崎のすばらしいロケ環境等をPRしてきております。先ほど部長がお答えしましたロケ等の実績には、このような私のセールス活動の効果もあったものと考えておりますが、あくまでもFCが窓口になったものでありまして、それ以外にも多数ロケの実現に至った番組などもございます。また、ロケの誘致に関しましては、私が出演することがロケの条件だったり、他の番組に出演すること、そのかわりに別の番組でロケをするというような、いわゆるバーターの条件もあったりしております。今後出演番組を取捨選択する中、そういうバランスをどう検討していくか、あらゆる機会もとらえながら今後ともロケの誘致に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○高橋 透議員 フィルム・コミッション事業

は、結構大きな経済効果をもたらします。ぜひ知事の能力を発揮いただく分野じゃないかと思っておりますので、今後とも御努力をお願いしたいと思います。

全部できないような時間になりましたので、飛ばしていきます。順番がちょっとかわるかもしれませんが、警察本部長になるんですが、交通事故発生状況と対策及び成果についてお尋ねをしていきます。平成20年中の交通事故の発生状況と24時間経過後の死者は何人であるのか、また、その事故防止のためにどんな対策がとられたのか、また、その成果についてもお伺いをいたします。

○警察本部長(鶴見雅男君) 平成20年中の交通事故の発生状況でありますけれども、物損事故も含めましたすべての事故発生が3万1,266件、人身事故が9,384件、死者が48人、負傷者が1万1,607人でありまして、前年対比で人身事故件数、死者数及び負傷者数が減少をしております。また、24時間経過後30日以内に亡くなられた方は10人であります。過去5年間では合計65人で、各年6人から19人の間で推移をしているという状況であります。

事故防止のための対策であります。平成20年中は、「交通死亡事故抑止“チャレンジ70・5S”プラン」と銘打ちまして、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、速度抑制等被害軽減対策の強化、信号の遵守等交通マナーアップの推進、薄暮時の街頭活動強化等の死亡事故抑止対策を推進したところでありまして。その結果、交通事故死者数は2年連続して減少、対前年比マイナス32人、特に高齢者の死者がマイナス20人と大きく減少しましたことから、交通死亡事故抑止対策については相応の成果があったものと考えております。

○高橋 透議員 その説明のあった中で、24時間経過後30日以内の交通事故による死亡者数、これは公表されていませんね。これは公表できないものなんですか。

○警察本部長（鶴見雅男君） 24時間経過後30日以内の交通事故死者数につきましては、統計としての数字はとっております。警察におきましては、一般的に、交通事故によって発生から24時間以内に亡くなった方を交通事故死者数として公表をしております。その理由といたしまして、統計というのは、交通事故防止対策を推進するためのものであるということで、早い段階で把握できる数値が必要であるということ、それから、国の交通安全基本計画が24時間死者を採用していることなどによるものであります。30日死者につきましても、当県におきまして統計をとっておりますので、必要に応じて活用しているところでありまして、現在、一般的に使われている24時間死者数を用いた迅速・的確な交通死亡事故抑止対策を推進しているところでございます。なお、警察庁等におきましては、全国統計をホームページ等で公表しているところでございます。

○高橋 透議員 公表できない理由というのはわかるんですが、私、実は10月1日に免許の切りかえに行きまして、優良運転者ですから、30分で講習は終わるわけです。その中で指導官が交通事故の状況なり、今、本部長がおっしゃったような統計を説明されるわけです。確かに昨年の交通事故の死者は48名とおっしゃいました。事故も3万件を超える件数が毎年起きています。ということは1日に80件ですか、毎日80件事故が起きていると。問題は、死亡者は48人だけ、それ以外にも実は亡くなっているんだということをおっしゃるんです。だから、交通

事故の死というのは大変な数字というのが実はあるんだと。そして、よく考えてみると、20年、30年前と比べるとかなり医学は発達しましたから、延命装置で助かっている部分があると思うんです。だから、20年、30年前に引き直すと大変な数字になってくるような気もして。私は、こういった数字をしっかりと県民に明らかにすべきじゃないかと思うんです。直近の数字はできなくても、過去の数字をああいいう講習会で県民に教えることはできないんですか。

○警察本部長（鶴見雅男君） 先ほども申し上げましたけれども、当然統計はとっておりますが、1カ月後になるということでございます。この数字につきましては、必要に応じて活用しているということでございまして、議員御指摘のように、更新時講習等、それから交通事故防止の啓発、そういったところでそういった数字を活用している状況でございます。

○高橋 透議員 わかりました。必要に応じて活用されているということですから、これは県民の啓発に十分効果をあらわすと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育委員会のほうにお尋ねしていきます。学力向上関係の事業であります。授業力リーダー養成塾の塾長というのがいらっしゃいます。講師の方ですね。スーパーティーチャーという方もいらっしゃいますが、この方々たちの連携をどう図られてきたのか、教育長にお尋ねをします。

○教育長（渡辺義人君） 授業力リーダー養成は、特定の教科ごとに地域性も考慮して養成塾を設けて、授業力にすぐれた中堅の教諭を塾長として、塾生となる若手教諭の授業力の向上を目指すものであります。一方、スーパーティーチャー制度は、他の教諭のモデルとなるような

教諭が、公開授業等を通して、そのすぐれた教育実践力や高い指導技術などを、県内全域のあらゆる世代の教諭に普及させようというものであります。このような2つの取り組み等を中心として、教員に求められる指導力や資質の向上を図っているところでありますが、授業力リーダー養成にスーパーティーチャーがかかわることや、養成塾の塾生が将来スーパーティーチャーを目指すことなど、今後とも相互の連携が深まっていくように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 授業力リーダー養成塾の平成20年度の塾長の名簿を見ましたら、5人いらっしゃいますけど、スーパーティーチャーは1人なんですね。私は、スーパーティーチャーだからこそ指導ができるという冠がついたと思うんです。あと4人の方になぜスーパーティーチャーがつかなかったのか、その点について説明できるでしょうか。5人塾長がいらっしゃいますが、1人しかスーパーティーチャーの肩書きがないんです。あと4人の方にスーパーティーチャーの肩書きがない理由は何でしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 先ほど申し上げましたように、授業力リーダー養成塾の塾長については、若手教員に対して直接指導するというのをねらいにしたものでありますので、いずれも教科指導力等のすぐれた教員を任命しているところでありますけれども、平成20年度の場合、5名の塾長の中に1名はスーパーティーチャーが加わっておりました。もともとスーパーティーチャーについては、県内全域の教諭を対象にするということでスタートした経緯等もございまして、そのような形ですみ分けをしているところでありますけれども、一部教科によっては、スーパーティーチャーが塾長に加わ

るといことも、可能性としては当然にあり得るといことでもあります。スーパーティーチャーの方々が養成塾の塾長にすべてというわけにはなかなかまいらないと思ひますけれども、一方ではスーパーティーチャーの負担感もあるわけでありまますので、その辺にも配慮しながら適切に運用していきたい、このように考えております。以上です。

○高橋 透議員 もうちよっと細かいところを聞きたいんですが、時間がございませんで、次の問題に移ります。小規模校を残す施策について質疑を行うわけですが、中学校における少人数学級編制モデル校、昨年度は6校指定されているわけですが、学力向上対策のために推進されてきたと思ひます。逆に、小規模校の学力向上対策、小規模校を残すための施策というものはどう取り組まれたのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） まず、小規模校における学力向上対策でありますけれども、小規模校におきましては、人数が少ないという特性を生かして、一人一人の児童生徒に応じたきめ細かな学力向上対策が行われております。一方、児童生徒一人一人が互いに切磋琢磨しながら学力向上に取り組むことができるように、県内の市町村におきましては、近隣の小学校同士が連携を図りまして、一つの学校に集合して学習に取り組むなど、さまざまな対策が講じられているところであります。県教育委員会といたしましては、県教育研修センターにおきまして、小規模校に初めて赴任した教諭を対象とした研修講座を開設したり、小規模校のニーズに応じて直接学校に出向いて指導方法についての校内研修をサポートしたりするなどの、小規模校の学力向上に努めているところであります。

一方で、小規模校を残す施策というか、あり方でありすけれども、基本的には、設置者である市町村において十分に検討がなされるべきものというふうに考えておりますけれども、各市町村におきましては、小規模校において児童生徒を確保するために、地域のよさを生かしまして、都市部から留学生を受け入れます山村留学制度でありますとか、大規模の学校から小規模の学校に就学することができる小規模特認校制度を設けているところもございます。県教育委員会といたしましては、市町村の意向を十分尊重しながら、子供たちによりよい教育環境が提供できるように、今後とも情報提供や必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 私も小規模校出身でありまして、母校がもう40人を切りました。小学校は。小規模校に対する目配りをぜひひとつよろしくお願いしたいと思います。

最後に1点だけ、全部できませんので、農政水産部長、農産物のブランドの取り組みと成果ですね。知事の強力な宣伝力によって20年度もかなり物を売っていただいたというふうに思います。知事の宣伝によってブランド化を押し上げて付加価値もつけていった。代表される取り組みについてごく簡単に説明いただければ幸いです。

○農政水産部長（伊藤孝利君） ブランド対策でございますけれども、本県では、「宮崎産なら安全・安心」、「選んで買うなら宮崎産」といった、消費者の信頼獲得によります定番・定着化を目指したブランド対策に取り組んでいるところであります。平成20年度の主な取り組みとしましては、新たに「みやざきフレッシュキャベツ」を商品ブランドとして認証しますと

ともに、県内外でのみやざきフェアの開催や、知事のトップセールス等によります情報発信、全国トップクラスの残留農薬検査体制を確立するための支援等を行ったところでございます。これらの取り組みによりまして、県産品の認知度の向上や取引先とのパートナーシップの強化が図られ、本県農畜産物の定番・定着化が一層進んだものと考えております。以上であります。

○高橋 透議員 もう時間がありません。足らざる面あるいは具体的ないろんな質疑につきましては、この後、設置される予定の決算特別委員会で議論を深めていきたいと思っております。

以上で質疑を終わります。（拍手）

○井本英雄副議長 次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕（拍手） 愛みやざき、松田勝則です。ここにおりますと、今大変はげらしい思いがいたします。下界の天候はどうであるのか、この天候が大きな災いに転じぬよう祈りつつ、また、この質疑の機会を与えてくれた会派の仲間の、それから、多くの支援者の方々、職員の方々に感謝を申し上げ、愛みやざきを代表し、総括質疑を行います。

平成20年度の国の予算のキーワードは、「希望と安心の国の実現」でした。歳出の特別枠としての地方再生対策費の創設など、地方財政対策が講じられたものの、地方財政計画への歳出規模は83兆4,014億円と前年度比0.3%の増にとどまり、厳しい財政状況でのスタート。一方で、本県は、東国原知事にとって初の通年予算であり、財政改革プログラムを推進しながら存在感のある自治体を目指しました。そして、「オンリーワンの宮崎を目指して～宮崎再生推進予算」として20年度予算は編成されたわけですが、徹底した経費の削減、予算の効率的な執

行に県民も大きな期待を寄せました。財政の硬直化の中で制限ある予算をどのように活用したのか、苦心の跡が主要施策の成果報告書からも随所に見てとれます。新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進、県民目線による見直し、そして県民総力戦による実行を基本計画とした宮崎再生推進予算は、ポイントを3つに絞り込み、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策と、3大重点施策を選定したことに大きな意気込みを感じたものです。知事にその取り組みと成果を伺います。

以下は自席にて質疑いたします。(拍手)

[降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 重点施策の成果についてであります。平成20年度におきましては、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策の3つを重点施策として取り組んだところであります。

まず、中山間地域対策につきましては、中山間・地域対策室など庁内体制を整備し、集落の活性化、日常生活の維持充実、産業の振興の3つを施策の柱として、全部局が連携した取り組みを行ったところであります。その結果、「いきいき集落」を初めとする地域づくりに向けた自主的な活動の活発化や、地域資源を生かした雇用の創出など、厳しい状況の中、中山間地域の活性化に向けた一定の成果があったのではないかと考えております。また、植栽未済地対策につきましても、計画を上回る419ヘクタールの解消を図るとともに、新たな発生防止に努めたところであります。

次に、子育て・医療対策につきましては、乳幼児医療費助成対象の拡充や、地域における子育て支援の充実などに取り組んでおりまして、本県の平成20年の合計特殊出生率は1.60と、一

昨年に続き、全国2位となっておりますが、地域医療については依然として多くの課題がありますので、引き続き、医療提供体制の充実に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

次に、建設産業対策につきましては、経営基盤の強化や新分野進出に対する支援を行ったところであります。また、経済危機に対応した緊急的な経済・雇用対策の実施により、経営や雇用の下支えに努めてきたところでありますが、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますので、今後とも実情に応じたきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。

[降壇]

○松田勝則議員 次に、その3つの重点施策の各分野から1点ずつ担当部長に伺います。

まずは、中山間地域・未植栽地対策についてです。里山エリア再生交付金森林整備事業では、森林の機能増進のために、居住地域周辺の森林、いわゆる里山での森林整備を進めました。決算額は、前年度と比べ1,480万円余アップの約2億8,100万円余となり、地域の魅力づくりへのさらなる取り組みの姿勢は評価するところですが、主要内容の造林、除間伐などの実績は、面積にして、前年度と比べ209ヘクタール減の1,810ヘクタールとなっております。予算の増額に対し、この施業面積の減少の理由を環境森林部長、お聞かせください。

○環境森林部長(吉瀬和明君) この事業につきましては、里山周辺の森林整備と獣害防護さくを設置するものでございます。近年、シカによる被害が人家や里山近くまで拡大していますことから、平成20年度は、この防護さく設置の事業量が増加したことが森林整備の実施面積が減少した理由でございます。

○松田勝則議員 シカが県の造林事業にまで影響したということになるかと思えます。

次に、子育て支援計画について伺います。

「安心して子どもを生み、育てられる社会づくり」をスローガンに、子育て支援体制の充実が図られました。中でも、女性や子供の健康に対する保健医療体制の充実を推進する母子保健対策事業においては、予算が、19年度の6,400万円余から、20年度は7億9,000万円余と大幅に増額しております。福祉保健部長、この10倍近くの増額理由は何か、お示してください。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成20年度の母子保健対策事業では、国からの交付金を財源に、宮崎県妊婦健康診査支援基金として7億2,754万6,000円を造成いたしました。この造成により大幅に決算額がふえたところではありますが、本基金の活用により、平成21年度と22年度に市町村が行う妊婦健康診査の公費負担分を助成し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることとしております。

○松田勝則議員 続けて伺います。この事業の中で、不妊サポートの一環として特定不妊治療費給付事業があります。保険の適用されない不妊治療を受ける方々への支援ですが、件数にして、前年度から25件増加して304件と前進しています。しかし、不妊治療は、ケースによっては50万から100万もの高額の治療費がかかるのが現状であります。全額を行政が負担せよとは申しませんが、県の不妊治療に対するこの財政支援は県民の実情に即しているのか、評価と課題について、同じく福祉保健部長に見解を伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 不妊治療費助成事業につきましては、体外受精や顕微授精などの特定不妊治療を対象として、夫婦1組に対

し、年2回、1回につき10万円を限度に助成するものであります。不妊治療につきましては多額の費用がかかり、経済的負担も大きいことから、所得要件の緩和や助成期間の延長などの制度の拡充が図られ、毎年助成件数が増加しているところでもあります。今後とも、不妊に悩む方々の経済的負担の軽減を図っていく必要があると考えております。

○松田勝則議員 年2回、1回につき10万円の支援を5年間継続、最高で1組100万円の財政支援が受けられるということなのですが、さらに、不妊対策は、出生届の窓口である市町村こそ、大きく任を負うべきだと思うんですけども、県内の各市町村で、県の補助に上乗せして治療費を支給している自治体があれば、お示してください。

○福祉保健部長(高橋 博君) 県の助成に上乗せした助成を実施している市町村は、綾町と三股町でございます。

○松田勝則議員 続きまして、自主財源の確保について2点、総務部長に伺います。

20年度の本県の自主財源比率は38.6%、前年度0.1ポイントの増にすぎず、財政基盤が脆弱であることは変わりありません。自主財源の根幹をなす県税での収入未済額の現状とその圧縮にどう対処されたのか。なかんずく、個人県民税の徴収については、監査委員から毎年このような指摘を強く受けております。すなわち、「賦課徴収を行う市町村と連携を一層密にして、各市町村の実情に即した支援策を進めるよう」との要望ですが、指摘を受け、20年度はどのように取り組んだのかお聞かせください。

○総務部長(山下健次君) 平成20年度の県税収入未済額は26億800万円余となっております、前年度に比べて1億4,000万円余増加をして

いるところがございます。収入未済額の圧縮につきましては、租税負担の公平性あるいは収入確保の観点から、重要な課題でございます。滞納整理の早期着手あるいは滞納処分の的確な実施を行ってきたところがございますが、特に、収入未済額の約7割を占めます個人県民税につきましては、重点税目として位置づけまして、県が市町村にかわって滞納処分を行います直接徴収、あるいは税務職員の併任の人事交流など、市町村と一体となった徴収対策を行いますとともに、徴収対策会議の開催あるいは徴収実務研修を実施してきたところがございます。今後とも、市町村との連携をより一層密にして、個人県民税の徴収対策を進めて進めてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 20年度は、地方法人特別税の創設、またリーマンショックに端を発する景気の後退により、本県の企業収益も悪化の傾向にあったと聞き及びます。法人二税、軽油引取税などは減少しましたが、法人事業税においては徴収状況はどうであったのか、20年度の法人数と徴収率を伺います。

○総務部長(山下健次君) 平成20年度に法人事業税の申告があった法人数は、2万1,828法人でございます。また、20年度の徴収率でございますが、現年度分で99.9%、滞納繰り越し分で21.0%、合計99.7%となっているところがございます。

○松田勝則議員 法人税につきましては、法人税の占める内訳の中で誘致企業がどれぐらいの割合を占めているのか、このようなデータを求めましたら、そういった情報は持ち合わせていないということでありました。これは総務部の所管でないとしても、商工観光労働部におきましてはやはり押さえておくべきことではなからう

かと思っております。

続きまして、平成18年度に判明しました不適正な事務処理、県民は裏金事件と呼んでいまだに記憶に新しいところなのですが、再発防止に向け、全庁挙げて予算執行システムの見直しや職員の意識向上などを図り、また調整事務費を導入するなど、努力の跡が見られます。その中で、特に、会計管理局は再発防止にどう取り組み、それはどう功を奏したのか、会計管理者に伺います。

○会計管理者(長友秀隆君) 会計管理局では、平成20年度に、不適正な事務処理の防止策として3つのことに取り組みました。第1に、会計職員の意識の改革でございます。第2といたしまして、財務会計職員の研修の充実強化でございます。第3といたしまして、組織体制の充実強化ございました。

具体的なその取り組みでございますけれども、意識改革につきましては、各所属の出納員と会計事務の正しいあり方につきまして意見交換会を行いますとともに、出納員の使命感と責任感の自覚を促すための「出納員心得」というものを作成・配付いたしまして、改めて会計職員としての公金に対する意識改革に努めました。続きまして、財務会計研修につきましては、これまでの一方的な講義形式の研修から、事例等を中心といたしまして、職員がみずから考えるといったものに変えまして、工夫を凝らしまして、実務の強化を行ったところがございます。また、組織体制につきましては、平成20年度から、会計課の中に専任の特別審査指導担当を設置いたしまして、これまで一部でしか実施いたしておりませんでした実地指導検査を、予算を執行するすべての出先機関について実施するなど、きめ細かな対応をいたしたところで

ございます。その結果、職員の公金に対する意識改革や、財務会計事務への理解不足の解消が図られまして、以前に発生いたしました不適正な事務処理の再発防止につながっているものと考えておるところでございます。以上でございます。

○松田勝則議員 会計職員の意識の改革、実務能力の向上、スキルアップを図って再発防止に尽力していると、自信のほどを伺ったわけなんです。一方、現場においての書きかえや肩がわりなどの不適正な事務処理は、物品調達のある方に起因するとの報告がなされました。物品調達部門での再発防止策はどう改善されたのか、総務部長、お示してください。

○総務部長(山下健次君) 物品調達事務につきましては、各県税・総務事務所ごとに、管内出先機関の物品調達事務及び納品検査を一元化いたしました。さらに本庁におきましても、総務事務センターに物品納品検査員を1名配置するといったことで、物品の検査を原則一元化したところでございます。また、例外的に各所属において行います納品検査、これにつきましても、2名以上による検査の実施に努めることといたしまして、検査体制の充実を図ったところでございます。さらに、総務事務センターには物品管理事務指導専門員を2名配置いたしまして、平成20年度においては、出先機関117カ所において指導・検査を実施したところでございます。加えまして、職員に対する研修につきましては、物品管理の基礎研修や各地区での出前研修等を実施して充実を図ったところでございます。これらの取り組みを継続して実施していくことによりまして、不適正な事務処理の再発防止は図られるものと考えております。

○松田勝則議員 のど元の熱い今だけでなく、

これから未来永劫にわたって、本県においてはこういった不適正な事務処理の再発防止が図られるものと考えているのですが、さらに、不適正な事務処理が知事の呼びかけで判明するまでは、従前の監査体制をもってしては見抜けなかったわけですが、その再発防止のために、監査事務局は監査能力の向上にこの20年度、一年をかけてどう取り組んだのか、代表監査委員に伺います。

○代表監査委員(城倉恒雄君) 平成20年度におきましては、内部統制機能に視点を置いた監査を実施するとともに、対象所属や対象項目の絞り込みなど、監査の重点化を図ったところでございます。具体的に申し上げますと、1つには、法令遵守に関する研修や職場内における自己点検の取り組みが行われているのか。2つには、物品取扱業者との取引で、納入品や金額が契約と一致しているか、物品の発注に際し、一部の業者に偏っていないか、予算消化のための予算令達はなかったのか、などについて重点的に監査を実施したところでございます。なお、加えて、今年度は、事前の通告なしに行う監査、いわゆる抜き打ち監査を実施するなどしまして、再発防止により一層努力していきたいというふうに考えております。

○松田勝則議員 抜き打ち検査は今までなくて今年度から導入ということを伺いましたが、監査委員からの指摘のほとんどが文書により通知をされているというふうに伺います。つまり、現場での指導はまだまだ少ないと感じるんですが、指摘事項の改善確認というのはどのように行われているのか。精査に精査を重ねて指摘した事項が確実に各部署において改善されているのか。そのチェック機能はどう働いているのかを代表監査委員に伺います。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 監査において指摘事項等があった場合には、所属長に対してはもちろんでございますけれども、そこを所管する部長等に対してもその改善状況について報告を求めておりました、毎年改善内容を確認しております。さらにまた、翌年度も監査をするわけでございますけれども、その際にも、指摘事項等については改善状況を再度確認しております。以上です。

○松田勝則議員 再々のチェック機能が働いているというふうに理解いたしました。このように、各部署で不適正な事務処理の再発防止に懸命に取り組み、県民の信頼の回復にこたえんとした20年度の一連の対策を知事はどう総括されるか、お聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 一連の不適正な事務処理に対し、予算・物品の購入システム面などにおける再発防止策について、全庁的に積極的に取り組んできた結果、一定の成果を上げたものと考えております。加えて、不適正な事務処理があのように長期にわたり県庁内で行われてきた原因は、やはり、職員のコンプライアンス意識の問題や公金に対する意識の欠如であると考えております。このため、庁内に副知事をトップとするコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、各所属にコンプライアンスリーダーを配置して、定期的な点検、職場研修を行うなど、全庁的に職員の意識改革に取り組んできたところでありまして、以前に比べ、職員のコンプライアンス意識も相当程度高まってきたものと考えております。今後とも、職員の意識改革の取り組みを継続して行うことにより、不適正な事務処理のような問題が二度と生じないよう、職員を指導してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 次に、テーマを県民の意見の反映に移します。

県民一人一人の思いが反映されてこそその県民目線、県民総力戦の宮崎県であり、そのためには、県民による県政への参加意識を醸成することが肝要と強く感じております。その中で、20年度は広聴活動が一段と活性化しました。県民の皆様の声をもっともっとお聞きするため、県内各地に知事また職員が赴き、ひざを交える県民フォーラム、県民ブレイン座談会、そして、県民からの御意見・御要望をちょうだいする「県民の声」のコーナーなどの事業。私は、5月に、県内最大の離島である延岡市の島浦島で開催された座談会に出席し、島の方々の熱烈な歓迎と白熱した意見交換に、県民総力戦の醍醐味を味わいました。「もっと県は知事をつれてきてくれ」と、知事のコンパニオンを自称する漁師の方々が、常に知事だけではなく、県の職員さんがこの島に来てくれたということに対しての喜びを感じていらっしやいました。県民が最も求めているサービスの一つが、これら行政とのひざ詰めのお話にあると感じております。20年度における県の広聴活動の実績を伺います。そして、大切なことは、県民からの一方通行ではなくて、貴重な御意見を県が受けとめた後、どう対応したのか、さらには、どのように県政に反映させたのかを、県民政策部長、お聞かせください。

○県民政策部長（高山幹男君） 20年度におきましては、知事が地域の皆様と意見交換を行います県民フォーラムを県内各地で7回、県政の重要課題に関して専門家等と意見を交換いたします県民ブレイン座談会を、少子化とか林業などさまざまなテーマで8回開催をいたしております。また、電話やはがき等によります「県民

の声」につきましては、約3,300件を直接受け付けております。これらを通じまして、県民の皆様からは、中山間地域の現状でありますとか有害鳥獣の問題など、幅広い貴重な御意見をいただいております。フォーラム等におきましては知事が直接お答えしておりますが、その他につきましては、必要に応じ、関係部局から回答をいたしております。また、業務の改善等すぐ取り組めるものにつきましては、迅速に対応いたしますとともに、施策の立案とか新規予算への反映についても努めているところでございます。

○松田勝則議員 今お聞かせいただきましたように、「県民の声」に対しましては、当然相手方がわからない要望もあるでしょうけれども、スピーディーに対応しているということなんです。知事がよく言っているしゃるスピード感というものを持ってすれば、県民の方々からいただいた要望・意見に、県はどのような間隔、どのようなスパンで答えているのか、お聞かせください。

○県民政策部長（高山幹男君） 先ほど申しましたように、県にたくさんの御意見をいただいているんですけれども、このうち「県民の声」につきましては、お答えが必要なものにつきましては、受付日から原則として2週間以内に回答することといたしております。また、さまざまな御意見のうち早急に対応すべきものについては、担当部局において直接お話を伺ったり、現場を調査するなどの迅速な対応に努めているところでございます。

○松田勝則議員 2週間以内の回答ということですが、1点伺います。1回お声をいただいたら最長2週間まで延ばしているのか、それとも、よく民間では着確といって、「御意見を承

りました」という着確の連絡をするんですが、それも2週間以内になされているのか、お聞かせをいただけますか。

○県民政策部長（高山幹男君） 済みません、質問がよく理解できなかったんですが、もう一度お願いできますか。

○松田勝則議員 県民へ反応するとき2週間以内ということでありまして。最初の反応が最長2週間まで余裕があるのか、それとも、例えば電話ではなくてメールですか手紙の場合もあるじゃないですか。その場合に、「届きましたよ。確かに受け取りました」という反応をすぐにはしているのかということをお伺いしております。

○県民政策部長（高山幹男君） 御意見等伺いまして、私どもからお答えするというのが2週間以内と、そういう対応をしております。

○松田勝則議員 民間の感覚からすると2週間というのは長いのかな。その内容を答える云々は別として、とりあえず、とりあえずという言い方は悪いですね、「確かに意見を承りました」というファーストアプローチはもっと早くてもしかるべきじゃなからうかと思えます。

続きまして、県民政策部長に伺った次に、我々議員も県庁職員も宮崎県民の一員ですが、その県職員から県政の課題に対応するプランを募集した「提案・かえるのたまご」事業は話題を喚起しました。知事の独自性を打ち出した取り組みの一つと評価しますが、この事業のねらいはどこにあるのでしょうか。何を以て選考の基準とし、そして20年度は何件事業化されたのか。その結果、この取り組みは県庁職員の意欲の向上にどうつながったのか。プランナーである知事に伺います。

○知事（東国原英夫君） 「提案・かえるのたまご」は、県庁内に埋もれたアイデアを掘り起

こし、県政の各種課題の解決や事務改善に役立てるため、職員から提案や取り組み事例を募集するものであります。平成20年度には143件の政策提案がありまして、アイデアの実効性、実現性、費用対効果や独創性などの観点から優秀提案を選考し、5件について知事表彰を行ったところであります。また、職員からの提案をもとに平成20年度に事業化したのは、「宮崎おもてなし日本一実践事業」や「みやざき新たな出会い応援事業」など3件であります。これらの取り組みにより、職員一人一人が新しい発想とチャレンジ精神を持って業務に取り組む組織風土が醸成されるとともに、優秀な提案は表彰され、事業化されるチャンスもあることから、職員のモチベーション向上につながっているものと考えております。

○松田勝則議員 このかえるのたまごをまさにふ化させるために、知事はこの事業をどう育てたのか。選考過程での情報把握や選考へのかかわりをいま一度伺います。

○知事(東国原英夫君) 「提案・かえるのたまご」につきましては、集まったすべての提案について私みずから目を通しております。また、最終審査を行う「かえるのたまご審査委員会」では、私自身が審査委員長を務め、提案した職員からプレゼンテーションを受けた上で、優秀提案の選定を行っております。

○松田勝則議員 続きまして、人づくり事業について福祉保健部長に伺います。

人材の育成は早急に結果が出るものではありませんが、各課各分野においても担い手育成は重要な課題と認識しています。人づくり事業の中において、20年度は、婚活とも言えるマッチング事業が目立ちました。私たちは、婚活は行政が行うことかとの疑問も持ちましたが、2点

の事業について伺います。先ほど休航となったエバー航空を利用した「台北出合いの旅」事業は、そこにおいて県費はいかほど負担されたのか、その成果として、参加された方々のその後の状況はどう把握しているのか、県民政策部長に伺います。

○県民政策部長(高山幹男君) 台北出合いの旅は、御質問ありましたように、台北線開設記念事業の一環といたしまして実施したものでありまして、その中には、台北の旅行会社とかマスコミを招待しての「宮崎の夕べ」、宮崎の観光と物産フェアなどとともに、路線の利用促進を目的に実施したものでありまして、交流会に関しましては、交流会の開催やバス借上げの経費として約110万円を支出いたしております。また、参加された方々のその後につきましては、同窓会を開催されたといった情報をお聞きしております。

○松田勝則議員 その後の成果については、同窓会までのレベルで、その後は把握をしていないということですね。先ほどの「提案・かえるのたまご事業」の関連で、縁結びネットワークの創設や、その縁結び事業への支援が目立ちます。「宮崎魅力発見 出合い・ふれあい交流事業」は、出合いの場の創出で、地域資源の再発見、交流人口の拡大を通じた過疎地域の活性化を図りました。一方、児童家庭課が主体となって取り組んだ「みやざき新たな出会い応援事業」は、まさに少子化対策として、結婚を社会全体で応援する仕組みづくりに着手、メルマガによる出合いの情報提供から結婚のきっかけづくりを支援するというような事業です。このユニークな事業はどう成果を上げたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) この事業は、

「縁結び応援団」として活動していただく県内の民間団体等を募集し、この応援団が企画する出会いの機会の情報を独身男女に提供することにより、出会いのきっかけづくりと民間における取り組みの活性化を目的に実施したものであります。これにより、20年度末で縁結び応援団が80団体、独身男女が約600名の登録があり、県内において、毎月多くの出会いのイベントや結婚に関する講座などが企画されたところであり、これらの企画には多数の独身男女が参加されており、出会いのきっかけづくりや社会全体で結婚を応援する気運の醸成について、一定の成果が得られたものと考えております。

○松田勝則議員 600人の登録があったという成果なんです、その後、カップルの成立はどこまで進んだらうか、県民として気になるところなんです、事業の成果の延長線上にあります進展状況はどう把握していらっしゃるのか、伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） この事業は、独身男女の出会いのきっかけづくりと民間における取り組みの活性化を目的に実施したものであることから、イベントに参加された方のその後の状況は調査しておりませんが、縁結び応援団の方々からは、イベントでの出会いを契機におつき合いを始められた参加者もいらっしゃるというふうに伺っております。

○松田勝則議員 出会いの場をつくるまでが県の仕事ということですね。

続きまして、人づくりを受けて、次に、子育て支援事業について教育長に伺います。

「郷土の宝『宮崎人』づくり」事業は、人材育成がこれからの県づくりの基本となるとの概念で推進されています。特に、知事の提唱される「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」の

スローガンのもと、家庭、学校はもとより、地域が一体となつての子育ての気運が感じられます。教育庁では、「地域で子どもを育てる『地域教育システム創造』実践モデル事業」で地域教育の推進を図りましたが、その成果と、さらに課題をお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 御指摘の事業につきましては、学校、家庭、地域社会が一体となつて地域ぐるみでの教育の推進を目指すものでありまして、宮崎市を初め、県内に7つのモデル地区を指定し、平成18年度から3カ年間実施してまいったところであります。本事業の成果といたしましては、例えば、地域住民による子供の登下校の見守り活動や、竹馬、おじゃみ遊びなどの子供たちと地域住民とのふれあい活動など、本事業への参加者が、平成20年度には延べ17万6,589名と、3年間で約5倍になるなど、モデル地区における地域ぐるみの教育が推進されたところであります。今後は、モデル地区における取り組みを継続していただきますとともに、他の地域にも普及・拡大していくことが必要だと考えておりますので、市町村が独自に実施される事業や、平成20年度から取り組んでおります学校支援地域本部事業の中で、本事業の成果を生かしていただくよう、市町村を支援してまいりたいと考えております。以上です。

○松田勝則議員 次に、育児の分野で総務部長に伺います。我が会派では、間もなく父親になって1年を迎えようとする西村議員もおるわけでございますけれども、我が会派は男性職員の育児休業について提案をしてきました。平成20年度、県庁の男性職員における育児休業の取得状況はどうなっているか、お示しく下さい。

○総務部長（山下健次君） 平成20年度の県庁

全部局におきます男性職員の育児休業取得者数は、5名でございます。

○松田勝則議員 5名ということで、育児休業の対象となる職員が今回いかほどいるのか調査できなかったんですけれども、子育てにおいて県庁の男性職員が育児休業などを取得しやすい環境づくりにどう取り組んでいるのか、続けて総務部長に伺います。

○総務部長(山下健次君) これまで、育児休業を初めといたしまして、男性職員の育児参加休暇や子の看護休暇などの制度について整備拡充を行いますとともに、会議の場とか庁内の電子掲示板での制度周知等、制度の活用促進あるいは意識の醸成を図ってきたところでございます。こういったことで、今後とも職員の意識的確な把握、さらなる啓発に努めつつ、支援制度の充実あるいは利用しやすい環境づくりについて、一層の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 続きまして、入札制度の改革について4問、県土整備部長に伺います。

公共三部において20年度の発注状況はどうであったのか。一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の件数を、代表して県土整備部長、お示してください。

○県土整備部長(山田康夫君) 発注件数でございます。環境森林部、農政水産部及び県土整備部の三部合計で申し上げます。建設工事は、一般競争入札が2,227件、随意契約が818件の合計3,045件となっております。また業務委託は、一般競争入札が482件、指名競争入札が768件、随意契約が840件の合計2,090件となっております。

○松田勝則議員 続いて、事業契約後の工事費の変更状況はいかがか、伺います。工事費・委

託費の増額、減額の件数と割合、また事業費の大幅な変更は、競争入札制度が正しく機能しているのか、あるいは発注側であります県の積算技術に改善の余地があるのではないかなどと疑問を呈するところですが、理由をお聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 工事につきましては、3,045件のうち、増額変更が1,878件で全体の61.7%、減額変更が362件で全体の11.9%となっております。主な変更理由としましては、工事の実施過程において、現地の形状や地質、湧水等の状態が設計図書に示された施工条件と一致しないために、施工数量や工法等に変更が生じたことによるものであります。業務委託につきましては、2,090件のうち、増額変更が770件で全体の36.8%、減額変更が217件で全体の10.4%となっております。主な理由としましては、ボーリング調査において、地盤が当初の想定と異なり、地質ごとの数量等に変更が生じたことや、用地測量において、当初予定していた面積と実測による面積との間に増減が生じたことなどによるものであります。

○松田勝則議員 現場においては必ず変更がつきものだという認識は持っておりますが、さらに同じく、20年度の事業で工事・業務委託で不調・不落となった件数はいかほどであったか、お示してください。

○県土整備部長(山田康夫君) 応札者が一者もない入札不調につきましては、公共三部合計で、建設工事で102件発生をし、業務委託では発生いたしておりません。また、応札はあるが落札者がいない不落につきましては、公共三部の合計で、建設工事で57件、業務委託で7件発生をいたしております。

○松田勝則議員 入札不調は、聞きますと、県

土整備部がとりわけ多かったということですが、その理由をどう分析されているか、お聞かせください。

○県土整備部長（山田康夫君） 入札不調のお尋ねでございます。県土整備部におきましては、主に昨年12月以降、1,000万円未満の小規模な災害復旧工事や舗装工事を中心に発生をいたしております。主な原因としましては、災害復旧工事の発注が、一部の地区で12月に地元市の発注と重なったことや、小規模な工事におきましては、建設業者が応札を敬遠する傾向にあること、増額補正したことにより、12月以降に舗装工事が集中しまして、配置する技術者が不足したことなどが考えられます。以上でございます。

○松田勝則議員 続いて、就業支援について商工観光労働部長に伺います。

産業人材の確保・育成施策の一環として、研究開発などの分野に特化した人材育成の取り組みが進む中、20年度の新規事業である誘致企業IT人材養成支援事業など、ITに特化した事業が3件あります。誘致企業への人材育成、特に、約2,800万円の予算を組んで振興に当たったコールセンター人材育成の取り組み内容及び成果をお聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 誘致企業への人材育成につきましては、コールセンターを含むIT関連企業への就職内定者を対象とした研修事業を実施しておりまして、20年度はコールセンター1社の108名について研修を行い、誘致企業の円滑な事業開始を支援したところでございます。また、コールセンターへの就職希望者に特化した研修事業も実施しておりまして、20年度は3地区で計14回開催して、受講者は400名でありました。このうち125名がコール

センター等に就職しております。

○松田勝則議員 受講者のうち約3分の1がコールセンターへの就職がなかったということですね。企業誘致とあわせまして、何といたっても地場産業、また県内企業の育成支援も大きな課題になりますが、新たに事業を起こそうという動き、いわゆるベンチャー企業などに対して本県の支援状況はどうであるのか、続けてお聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県では、ベンチャー企業等が行う新商品開発や新分野進出等に対する支援策を、県産業支援財団と連携しながら実施しておるところでございます。平成20年度の主な実績としましては、総合相談窓口配置している専門性の高い7名のコーディネーターが、977件の相談に対応し、アドバイスをを行ったほか、新規創業者向けのセミナーを2地区で開催いたしました。また、産学官共同研究グループが行う研究開発7件への支援を行ったほか、新商品開発や販路開拓を支援する2つの基金を造成したところでございます。さらに、ベンチャー企業等の資金調達を支援するため、県内のベンチャーファンドを通じて2件の投資を行うなど、創業から事業化までの各段階に応じた各種の支援を行ったところでございます。

○松田勝則議員 次に、警察本部長に伺います。まさに本県に台風17号、18号が接近しております。けさ、各出先に電話をしましたら、早くもけさからそれぞれが宿直体制で今夜に当たるということでありました。災害対策は各課で体制をとっているということですがけれども、警察では、災害・テロ対策充実強化として、装備機材や非常食の購入などに2,369万円余を充当しております。日々の災害に対する準備は心強い

限りなんです、テロ対策は我が宮崎県民にはなじまない事業でもあります。本県においてテロはどのような想定のもとに取り組みられているのか、機密事項も多いこととは存じますが、伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） テロの現状と取り組みということでございますけれども、世界各地でイスラム教過激派による大規模無差別テロが続発しております。日本もその標的として名指しをされているということもありまして、極めて厳しい情勢にあるという認識をしております。警察といたしましては、全国警察を挙げた問題でありまして、国際テロリストの入国を阻止し、テロを未然に防止するために、入国管理局等関係機関と連携した水際対策、関連情報の入手に努めておりますほか、多数人が集まる空港、主要交通機関、そういったところや、国民生活に重大な影響を及ぼすライフラインなど、関連施設の警戒を強化しているところであります。災害・テロ対策につきましては、装備資機材の充実を図りますとともに、部隊に対する実践的訓練の実施により技能の向上に努め、災害・テロ警備に万全を期しているところでございます。

○松田勝則議員 DVに関しましては割愛をさせていただきます。

最後の設問になります。県立病院の経営について病院局長に伺います。

過ぐる20年度は、医師不足問題に市民が一丸となって取り組み、大難を乗り切った、そのような感想を持つ日南、延岡の各県立病院ですが、本県の県立病院は、今まさに経営形態を定める岐路にあり、宮崎病院を含め、その動向は県民の大きな関心を集めていることは言うまでもありません。経営の安定化と地域医療の充実

を主眼に、病院局は日々大変な努力を重ねておられることに敬意を表しますが、さて、4月に移転した富養園を合わせた県立4病院における人件費はどのような状況か。医師、看護師、事務職員、その他の職員の4つに分類して、医業収益に対する人件費比率を伺います。

○病院局長（甲斐景早文君） 医業収益に対する人件費比率でございますが、全体では53.4%となっております。御指摘の職種別によりまして、医師が13.5%、看護師が31.1%、事務職員が2.6%、その他の職員が6.2%というふうになっております。

○松田勝則議員 同じく分母となります県立病院における診療科ごとの収益状況はどうなっているか、伺います。

○病院局長（甲斐景早文君） 診療収入の多い診療科ごとに申し上げます。ベスト3で申し上げたいと思いますが、まず多い順に、内科、外科、整形外科の順となっております。また、少ない診療科につきましては、これも3科申し上げますと、少ない順に、麻酔科、放射線科、精神科となっております。

○松田勝則議員 私の地元であります延岡病院を見ますと、どうしても収益の少ない診療科から次々に休診という形になっているような気がしますが、そのようなことがないように努力をいただきたいと思っております。

最後になります。県立病院の医師不足の一因として、延岡病院では過重労働が挙げられています。市民の協力で夜間救急患者も3割ほど減少し、医療現場にもゆとりが出てきたと聞いておりますが、実際、医師や看護師の方々は十分に休めているのか気になるところであります。県立病院における医師、看護師の育児休暇の取得率についてお伺いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 育児休業の取得率の定義でございますが、出産または配偶者の出産、この両方を合わせましたもののうちで、育児休業を開始した者の占める割合を育児休業取得率ということで申し上げますと、平成20年度は、医師14名が育児休業取得の対象となります。このうち1名が取得しております、率にしますと7.1%になるかと思えます。それから、看護師につきましては、50名のうち43名が取得しております、取得率ということになりますと86.0%になります。

○松田勝則議員 以上申しまして、愛みやぎきの総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○井本英雄副議長 次は、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従いまして、平成20年度の決算について、公明党を代表し、総括質疑を行います。

山積する県政の諸課題の解決が期待される中、平成20年度の予算は、東国原県政にとって初の通年予算となりました。知事は、本県の厳しい財政状況にかんがみ、行財政改革を推進しつつ、本県が存在感のある自治体となることを目指され、予算の編成執行に当たっては、優先度が高く、また特色のある施策には積極的に取り組むとして、「オンリーワンの宮崎を目指して～宮崎再生推進予算」と銘打ち、20年度予算を編成し、執行されました。所期の目的が達成されたか否か、以下、何点かについて知事並びに関係部長、病院局長、教育長、警察本部長にお尋ねをしてみたいと思います。

初めに、行財政改革について知事に伺います。本県財政は大変厳しい状況であり、多額の収支不足の圧縮を図る努力とともに、将来にわたって健全性が確保される財政構造へ転換しな

ければなりません。そのために県は、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムを作成し、実行しておりますが、20年度の成果と評価について知事に伺います。

また、一方、改革には痛みが伴います。今回の衆議院選の与党の敗北の一因に、三位一体の改革を初めとしたさまざまな構造改革により、労働のあり方の激変、都市と地方の格差、また、持てる者と持たない者との間に大きな格差が生じてしまったことが底流にあったと思われれます。県政においてはこのような格差は絶対につくってはなりません。県の進める行財政改革は、果たして県民に大きな負担を強いることになっていないのか、県民生活に及ぼす影響について知事はどのように分析されておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、総務部長に2点お伺いをいたします。平成20年度決算の本県の実質公債費比率は12.6%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はないとなっておりますが、実質公債費比率12.6%というのは全国的に見てどのような位置にあるのか、また、財政の健全度から見てどのような状況と考えてよいのか、お尋ねをいたします。

次に、将来負担比率についてお伺いをいたします。本県の将来負担比率は、平成20年度決算において194.3%で、早期健全化基準の400%を下回っており、これも、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はないとなっております。そこでお尋ねをいたしますが、将来負担比率194.3%は全国各県の中ではどのような位置にあり、また、この数値は、現状から見て、県民への負担というものはどのような状況にあると見ておられるのか、お尋ねをいたします。

以上で壇上の質問を終わります。後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 財政改革プログラムの成果等についてであります。本県の財政は、自主財源の占める割合が低く、財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の減少や社会保障関係費の増大等により、引き続き大変厳しい財政運営を強いられました。このため、平成20年度の財政運営に当たりましては、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、歳出面において、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直しの強化等を図るとともに、歳入面において、ネーミングライツの導入を初めとする収入の確保等に取り組んだところであります。また、予算の執行に当たりまして、年度を通じた計画的・効率的な執行や、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保、徹底した経費節減等に努めたところであります。しかしながら、このような取り組みにもかかわらず、地方財政対策等の影響や予想を上回る歳出の増加など、見直し目標を設定した後の大きな状況変化によって収支不足額は拡大しつつあり、今後とも県の財政状況は予断を許さない状況にあると認識しております。

次に、行財政改革の影響についてであります。行財政改革大綱2007の財政改革プログラムにおきましては、大幅な増加が見込めない歳入に見合った歳出規模・構造とするため、人件費や公債費など義務的経費を圧縮するほか、公共事業を初めとする投資的経費を縮減・重点化するとともに、一般行政経費についてもゼロベースから徹底した見直しを行うなど、収支不足を圧縮する対策を集中的に実施しているところであります。一方では、少子高齢化の進行等に伴

い、累増する社会保障関係経費について、効率的かつ適切な措置に努めるとともに、本県が抱える政策課題に的確に対応するため、選択と集中の理念のもと、事務事業の見直しにより捻出した財源を有効に活用して、新みやざき創造戦略等に基づき、重点的に推進すべき新規・改善事業等について積極的に取り組んでいるところであります。したがって、これまでの改革の取り組みにより、歳出構成の割合は変化してきているものと認識しておりますが、依然として厳しい財政状況において、県民にとって必要不可欠な行政サービスの水準を維持するためには、財政改革プログラムに基づく取り組みを着実に推進していくことが重要であると考えております。〔降壇〕

○総務部長(山下健次君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、実質公債費比率についてであります。実質公債費比率は、公営企業の元利償還金に対する繰出金等を含めました実質的な公債費の財政規模に占める割合を示す指標でありまして、当該年度を含む過去3年間の平均値で算出をいたしますが、本県の平成20年度決算における実質公債費比率は12.6%でございますけれども、これは総務省発表の速報値によりますと、全国平均の12.8%を下回っておりまして、数値の低いほうから全国15位となっているところでございます。実質公債費比率につきましては、18%以上になりますと、県債の発行に当たって総務大臣の許可等の制限が生じますし、さらに25%以上になりますと、財政健全化計画策定等の義務が課されることとなります。本県の数値を見ますと、直ちに起債許可団体となることなどは想定できないところでございますが、今後とも本県財政の健全性を確保していく観点から、財

政改革プログラムの着実な取り組みにより、地方税や地方交付税を初めとする一般財源の確保とともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行いまして、県債発行額の抑制に努める必要があるものと考えております。

次に、将来負担比率についてであります。この将来負担比率は、一般会計や特別会計だけでなく、公営企業、公社、さらには第三セクター等を含めた、県として将来負担すべき負債総額の財政規模に対する割合を示す指標でございますが、本県の将来負担比率194.3%は、これも総務省の速報によりますと、数値の低いほうから数えて8番目に位置しておりまして、全国平均の219.3%と比較して25ポイント低い状況でございます。しかしながら、財政規模の約2倍の額が県民の将来負担となり得るといふ状況は重い事実でございます。本県財政の健全性を確保していく観点から、県債残高の圧縮や公社等の経営の自立化と効率化など、財政改革プログラム及び公社等改革指針に基づく取り組みを着実に推進することが必要であると考えております。以上でございます。〔降壇〕

○長友安弘議員 今、財政改革等についてお尋ねをしたわけでありまして、例えば投資的経費の決算額で見ますと、その年によりまして災害等ありますから、いろいろあるんですけれども、平成17年は投資的経費が1,897億あったわけです。ところが、平成20年は1,135億ということで、実にその差が498億円あるわけでございます。これがいかに建設事業を初めとした部門に多大な影響を与えているかということとはよく考えていただかなくちゃいけない。また、一般行政経費につきましても、20年度は、国の施策、生活対策等が入りまして大変な膨らみを持ちました。したがって、行政の分野に

よってはゆとりを持てる、ゆとりを持てるといったらおかしいですけれども、今までできなかったことを少しでもやれるような余裕が生じたかもしれませんが、冷静に見ますと、平成17年度1,753億円であったものが平成19年度は1,677億円ということで、これも76億円減っているんです。これが事務事業等の縮小にもつながっておりますし、あるいは人件費の削減等にもつながっている。ひいては景気等にも影響してきているというふうに思われます。したがって、財政を健全に保つことは当然の責務でございますけれども、同時に、改革の痛みという部分、このことはくれぐれもよく考えていただいて県政の運営に当たっていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、20年度の重点施策について関係部長にお尋ねをしてみたいと思っております。

重なる部分ははしょる部分もありますので、それは申し上げたいと思っておりますが、初めに、中山間地域・植栽未済地対策について伺います。杉生産量日本一を誇る本県林業というのも、木材価格の低迷によりまして生産意欲もそがれている。一方、農業もまた、農地の集約というのはなかなか困難を極めて、大規模農業というのもままならず、農林業を継ぐ後継者というのは本当に限られ、地域では高齢化、過疎化が進行し、中山間地域の荒廃等も大変懸念をされます。また、中には、集落の存続さえ危惧される場所もあるという状況でございます。それゆえに、重点施策の一つとして中山間地域・植栽未済地対策を上げられたと思うんです。中山間地域対策として、個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業、中山間地域商業活性化支援事業等実施をされたわけでありまして、どのよ

うな成果を上げられたのか、また、どんな課題が残ったのか、お尋ねをしたいと思います。

○県民政策部長（高山幹男君） 個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業であります。これは、市町村と地域住民が一体となって進める個性豊かな地域づくりを、3カ年を限度として支援するものでありまして、20年度は11件を採択したところであります。この中では、例えば綾町におきます、照葉樹林ボランティアガイドなどと連携した新たな滞在型ツアーの実施、日之影町におきましては、神楽や歌舞伎などの伝統芸能の後継者を育成する体制づくりに着手されるなど、地域資源を生かした魅力ある取り組みが進められたところでございます。活力ある地域づくりのためには、このような取り組みが県の支援終了後も持続していくことが重要でございますので、継続的な住民参加や市町村との協働を、今後ともより一層推進していくことが必要であるというふうに思っております。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中山間地域商業活性化支援事業についてでございますが、中山間地域においては、住民の高齢化や人口減少による個人商店の廃業等によりまして、日用品の調達に不便を来しているところがございます。このため、商工会、行政、宅配事業者などで構成する協議会を設置しまして、県内4地域を対象にアンケート調査を実施しますとともに、生活用品等の宅配事業や簡単な家屋補修など、日常生活に必要なサービスを提供する事業につきまして、調査研究を行いました。この結果、採算性や実施体制等について課題が明らかになったところでございます。

○長友安弘議員 次に、植栽未済地解消対策について取り上げておりましたけれども、植栽未済地解消対策事業並びに植栽未済地抑制対策事

業、わが町のいきいき森林づくり推進事業、これは省きます。

次に、同じく20年度の重点施策の中で、子育て・医療対策について福祉保健部長にお尋ねをいたします。本県の合計特殊出生率は、先ほどから出ておりますように1.60となりました。全国の1.37に比べますと高いと言えますけれども、合計特殊出生率が2.07以上ないと社会の活力は保てないと言われておりますが、子育て支援策の充実の本県にとっても喫緊の課題であります。また、本県の医療の急がれる課題というのは、医師不足の解消、特に産科・小児科医等の不足の解消、救急医療体制の整備であり、また県域全体の医療格差の是正を図ることです。そこで、初めに、重点施策の子育て・医療対策について伺いますが、子育て対策について、子育て支援乳幼児医療費助成事業、あるいは安心してお産のできる体制推進事業等が進められましたけれども、具体的な成果と今後の課題について伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） まず、乳幼児医療費助成事業についてであります。平成20年度の助成実績は、件数では対前年度比38.2%増の79万4,512件、金額では17.8%増の7億2,169万1,000円となっております。このうち、昨年10月から拡大しました3歳以上小学校入学前の入院外医療費の助成につきましては、件数で19万1,053件、金額で1億582万2,000円となっております。この結果、子育て家庭の負担軽減が一層図られたところであり、今後とも、事業の安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設安全対策事業につきましては、施設職員を対象に、県内3カ所で救急救命法等の安全管理研修を行いますと

もに、10施設に対し、ガラス飛散防止等の整備への助成を実施したところであります。この結果、児童の安全・安心の向上が図られたものと考えておりますが、今後とも施設職員の安全管理意識のさらなる向上が必要でありますので、引き続き啓発等を行ってまいりたいと存じます。

次に、安心してお産のできる体制推進事業についてであります。本県におきましては、地域分散型の周産期医療体制の整備により、安心してお産のできる体制の確保を図っております。平成20年度は、ネットワークの中核となる県総合周産期母子医療センターに宮崎大学医学部附属病院を指定し、県立3病院を含め、地域の中核となる7つの医療機関を地域周産期母子医療センターに認定したところであります。今後とも、連絡会議の開催や周産期保健医療ガイドラインの活用等により、関係機関相互の連携を一層強化してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 医療対策についてであります。小児科専門医の育成確保事業は省きます。へき地診療委託事業あるいは小児救急拠点病院整備事業についての成果と課題について伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) まず、へき地診療委託事業につきましては、県医師会等の協力を得ながら3つの事業を実施したところであります。1つは、無医地区巡回診療委託事業で、4市町村の7地区で84回実施し、605名が受診しております。また、無歯科医地区巡回診療委託事業を1市1地区で27回実施し、167名が受診しております。さらに、最寄りの開業医等が僻地診療所に出張して診療を行うへき地出張所診療委託事業では、3市1町の7診療所で295回実施し、2,455名が受診しております。いずれも僻地

医療を確保するための主要事業であり、引き続き、効果的に事業を実施していくことが求められていると考えております。

次に、小児救急拠点病院整備事業ですが、これは小児科医の絶対数の不足を背景に、県において3つの子ども医療圏を設定し、広域での小児医療体制の整備について検討する中で、都城市郡医師会病院を県西部の拠点病院として位置づけ、その運営を支援したところであります。今後の拠点病院の整備につきましては、各圏域における小児科医数の動向を見ながら、引き続き、県医師会や宮崎大学、地元市町村等の関係機関との協議を行っていく必要があると考えております。

○長友安弘議員 次に、同じく平成20年度の重点施策の3つ目でございますが、建設産業対策について商工観光労働部長に伺います。建設産業対策の一つとして実施されました中小企業融資制度貸付金建設産業等支援貸付の実績と課題について伺います。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 建設産業等支援貸付は、厳しい経営状況にあります建設産業などの中小企業者の資金繰りを支援するため、平成20年度に創設したものでございます。20年度の融資実績は、融資枠20億円に対しまして23件の1億4,550万円にとどまりましたが、これは昨年10月末、国の資金繰り対策として緊急保証制度が創設されたことに伴いまして、この制度と連動したセーフティネット貸付に利用がシフトしたものと考えております。建設産業など厳しい経営状況にある中小企業者に対しましては、引き続き、関係機関と連携し、金融面、経営面双方から総合的な支援を行う必要があると考えております。

○長友安弘議員 今、重点施策につきまして

は、成果と課題についてのみお伺いをいたしました。評価につきましては、政策評価が内部的にも行われましたし、評価委員会による外部評価もなされたということでお尋ねをいたしませんでした。その中で、進捗状況に関しては、「すべての項目において、工程表どおり進んでいる」というA評価が71%でございますので、これは本当にいいほうではないかというふうに思っております。しかしながら、成果に関しましては、24項目が「概ね順調に成果が上がっている」ということでありますけれども、30項目が「一定の成果は上がっているが、努力を要する」、1項目が「十分な成果が上がっているとは言えず、全体的にさらなる努力を要する」ということで、53%以上が、努力を要するという評価が出ました。このことにつきましては、今後さらなる施策の成果が上がるように、評価が上がるように頑張っていたいただきたいと思います。

特に、Cという評価が与えられましたのを見てもみますと、生活保護世帯の生活力向上及びひとり親家庭の自立のための支援の強化ということで、これもなかなか限度があるかと思えますけれども、確かにさまざまな施策の中でそういう声が上がっているのも実態であります。生活保護の申請をしたいという人がふえてまいりました。このあたりを十分に勘案しながら施策を考えていただかなくてはいけないんじゃないかというふうに思っております。

あと、2項目が、「現時点では、成果が上がっているか判断できない又判断することは適当でない」ということで、地域ぐるみで取り組む治療から予防への医療に関する問題、さらにまた、被災者の生活を支援する災害時安心基金、これは災害がないほどいいわけでありまし

て、その評価をどうするかというのは今後の話になろうかと思えますけれども、いずれにしても、さらなる成果が施策に対しては上がっていくように努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、重点事業等について関係部長にお尋ねをいたします。

「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略についてでありますけれども、これも3項目お願いしておきましたが、2番目の中学校学級編制調査研究事業は省きます。みやざき小中学校学力向上推進事業、みやざきの教師力アップ事業、この成果と今後の課題について教育長にお尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) 初めに、みやざき小中学校学力向上推進事業であります。この事業は、児童生徒の学力等の状況を総合的かつきめ細かに把握・分析し、的確な学力向上対策に生かすことを目的としておりまして、小学校5年生と中学校2年生を対象とした学力意識調査や、教員の指導力を高める授業研究会などを実施したところであります。事業の成果といたしましては、各学校において、学力意識調査の結果をもとにしながら、学力向上に向けた改善計画書を作成したことにより、子供たちにとってこれまで以上に理解しやすい、いわゆるわかる授業が展開されるようになってまいりました。また、教員の指導力を高める授業研究会を県内で52回開催したことによりまして、授業改善の視点を明確にした工夫ある取り組みが進められたところであります。課題といたしましては、活用する力を高めていくための取り組みを充実させていくことであるととらえておりますので、国が行っております学力学習状況調査と関連づけた分析を行いながら、今後とも学力向上

に努めてまいりたいと考えております。

次に、みやぎきの教師力アップ事業についてありますが、この事業は、教師に求められる授業力、幅広い社会性、マネジメント力の育成を目指しまして、スーパーティーチャー制度の推進等を内容として、平成19年度から実施しているものであります。成果といたしましては、各学校における校内研修の活性化や、授業力リーダー養成塾の開催、スーパーティーチャーによる授業公開を通して求められる授業力や専門性が高まり、教師一人一人の指導力と資質の向上につながっていると考えております。課題といたしましては、事業の成果を県内の教師に広く普及していくことが必要であると考えておりますので、今後とも、市町村教育委員会や各学校との連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○長友安弘議員 次に、「成熟社会における豊かな暮らし」戦略について1点だけお伺いをいたします。「予防から終末期までのがん対策体制整備事業」の成果と課題について、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 予防から終末期までのがん対策体制整備事業につきましては、平成20年度は、がん診療連携拠点病院の機能強化や、がん診療に携わる医師を対象とした緩和ケア研修会を実施するとともに、市町村のがん検診情報等のブログを開設するなど、体制の整備を図ったところであります。しかしながら、がん検診の受診率が低いことや、在宅緩和ケア体制の整備がおくれていることなどの課題があり、今後とも、事業の着実な推進により、これらの課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、「『経済・交流』拡

大」戦略について、これも1点だけ伺います。東アジア販路拡大戦略策定事業につきまして、商工観光労働部長に成果と課題について伺います。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 東アジア販路拡大戦略策定事業は、急速な経済発展を遂げる東アジアへの県産品の一層の販路拡大を図っていくための指針となります「みやぎ県産品東アジア販路拡大戦略」を策定したものでございます。この戦略では、富裕層が増加しています中国や、輸出の障壁が比較的少ない香港、シンガポール、台湾など、6カ所を重点国・地域として定め、県産品の定番・定着化、県内企業の輸出力の強化、輸出拡大の支援の3つの柱に基づきまして、総合的な取り組みを行っていくこととしておりまして、平成20年度現在、52社の本県の輸出者数を、平成25年度には70社にするという数値目標を設定したところでございます。今後は、この戦略に基づき、各国の輸入規制や文化・商慣習の違いなどに十分留意しながら、物産フェアや商談会の開催など、それぞれの国・地域の実情に合った施策を、関係団体と一体となって積極的に展開していく必要があると考えております。

○長友安弘議員 最近、漁業関係者から、漁業に対する質問が少なくなったんじゃないかということがありまして、少し漁業の問題を農政水産部長にお尋ねしたいと思います。まず1点目は、地域漁業経営改革対策事業につきまして、その成果と今後の課題についてお伺いしたいと思います。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 地域漁業経営改革対策事業でございますけれども、本事業は、経営改善計画に基づく新技術の導入や経営の多角化など、地域の漁業者グループが実施し

まず経営安定に向けた新しい取り組みを支援するものでございます。初年度であります平成20年度におきましては、3つのグループの計画を認定し、コスト削減のための発光ダイオード集魚灯や、漁獲物の鮮度を保持するための海水冷却装置の導入などへの支援を行ったところでございます。今後は、策定された経営改善計画が着実に実施されることが重要でございますので、十分なフォローアップを行いますとともに、本県漁業が直面している厳しい経営環境を踏まえまして、本事業の積極的な活用を促進してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 もう一点伺いますが、近海物の魚が非常に少なくなったということでありませけれども、さまざまな対策が考えられると思います。豊かな日向灘創出プロジェクト事業について、成果と課題をお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 豊かな日向灘創出プロジェクトでございますけれども、本事業は、日向灘の沖合や沿岸域に生産力の高い漁場を造成するため、魚のえさとなりますプランクトンなどを増加させるマウンド魚礁などの新たな魚礁の整備について、適地選定などの基礎調査に取り組んでいるものでございます。平成20年度におきましては、沖合域のマウンド魚礁の適地選定や、沿岸域におきます試験礁の設置を行ったところでございます。今後は、引き続き調査を実施しますとともに、この結果を踏まえまして、国の事業を活用しまして、魚礁の整備と生産力の高い漁場の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 底びき網の漁業者との間では話し合いがされたということでございますので、構造物をつくるときには、そのほかのそう

いう関係の方々とも調整を図っていただいで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、警察本部長にお伺ひをしたいと思います。最近、犯罪が大分抑制されたというお話は伺っておりますけれども、地域の安全を守る街頭活動強化事業につきまして、具体的な成果と、今後の課題があればお伺ひをしたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 地域の安全を守る街頭活動強化事業の平成20年度におきます主な活動実績でございますけれども、まず、交番相談員につきましては、12警察署の主要交番に47名を配置いたしまして、地理教示や拾得・遺失物、各種相談に対応いたしましたほか、平成20年度からは、交番前の立ち番や子供見守り活動等を実施するなどの運用強化を図っております。また、警察安全相談員につきましては、警察本部及び8警察署に18名を配置し、約4,500件の相談に適切に対応しております。さらに、スクールサポーターにつきましては、警察本部及び都城、延岡の各警察署に計4名を配置いたしまして、約150件の相談・助言、約1,500回の学校訪問及びパトロール活動等、少年の非行防止や犯罪防止活動を推進したところでございます。これらの対策を推進しました結果、刑法犯認知件数、検挙件数ともに過去最悪を記録いたしました平成14年と比較いたしますと、平成20年は、認知件数が約6,600件、35%減少した一方で、検挙率は約20%近く向上したということ、数値的には治安の回復が図られているというふうに考えております。少年の非行問題に関しましても、不良行為少年補導人員数が、ピークであった平成17年と比較いたしますと約5,000人減少しているところであります。今後も引き続き、地域住民の皆様と一体となって、犯罪の

起こりにくい安全で安心なまちづくりに取り組むほか、家庭、学校はもちろんのこと、地域ボランティアの協力をいただきながら、子供の見守り、社会全体での青少年の健全育成など、こういったことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○長友安弘議員 先ほどの重要施策のところでも、外部評価のお話をさせていただきましたけれども、さまざまな施策を展開されて、課題をお聞きいたしました。事業も、単年度で終わるもの、継続的なもの、さまざまありまして、課題のあるものないもの、あるかと思うんですけれども、そういうものにつきましては、さらに県民の目線に立って、成果が大いに上がるようにお願いしておきたいと思えます。

最後に、監査意見書についてでありますけれども、1点目は、平成20年度の歳入歳出決算意見書によりますと、審査の結果、計数は正確であり、事務事業は所期の成果をおさめ、財産の取得管理・処分並びに財務会計事務はおおむね適正に執行されているとありました。その中で、予算の執行について、随意契約並びに工事等の変更契約について検討する必要があるとの意見が付されておりました。ただ、このことにつきましては、19年度の決算についても指摘があったわけですが、当局がかなり努力をされまして改善が重ねられております。しかしながら、本年度もそういう意見が付されていたということで、先ほどちょっと出ましたけれども、農政水産部長にお伺いします。どういう事例があったのか、また、その改善にどう取り組んでいかれたのか、お尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御質問の件につきましては、門川漁港及び土々呂漁港で実施

いたしました津波対策工事についてであります。内容につきましては、当初の工事設計が十分でなかったことから、変更契約による追加工事を行っており、「留意を要する」といった御指摘でございました。このため、現場条件を十分に把握した上で、関係機関や設計コンサルタントとの十分な調整を行いまして、複数人で設計書の精査を徹底することにより、適切で円滑な事業の執行が図られるよう改善を図ったところでございます。以上であります。

○長友安弘議員 一層の改善が図られるようにお願いをしたいと思います。

最後に、宮崎県立病院事業会計の審査意見について病院局長にお尋ねをいたします。県立病院会計は、平成9年度に赤字に転じて以降、累積欠損金が増加しており、厳しい経営状況になっているとして、中期経営計画及び各病院の実行計画を着実に実行するとともに、医師の確保、費用削減への取り組み、診療報酬制度に的確に対応した取り組み、医薬未収金の回収及び発生防止等に留意し、改善を図ってほしいとの意見が付されておりました。その中で、後発医薬品、これの採用についてはどのように取り組んでいこうと思っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 後発医薬品でございませうけれども、経営上の効果が高いというふうに考えられることから、金額の高いもので各病院における薬事委員会で院内の合意が得られたもの等について、順次採用に向けた取り組みを行っているところでございます。医薬品の採用に当たりましては、薬効に関する科学的データの検証はもとより、メーカーの納入や情報提供の体制等が重要となりますので、薬品ごとにこれらの状況を確認しながら対応していると

ころでございます。今後とも、安全で安心な医療を提供することを最優先しながら、後発医薬品の採用について着実な推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

○長友安弘議員 後は決算分科会のほうでさらに論議をさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして総括質疑を終わります。

(拍手)

○井本英雄副議長 ここで休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時30分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 民主党県議団を代表いたしまして総括質疑を行います。知事を初め、各関係部長や病院局長、教育長にお伺いいたしますので、答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、財政運営について、知事にお伺いいたします。

平成20年度の一般会計の歳入決算額は約5,784億円、前年度比約220億円の増加、歳出決算額は約5,712億円、前年度比約194億円の増となっています。この結果、歳入歳出差し引き額である形式収支は約72億円の黒字、これから翌年度に繰り越すべき財源約48億円を差し引いた実質収支は約23億円の黒字です。さらに、この実質収支額から前年度の実質収支額約24億円を差し引いた単年度収支は約1億円の赤字です。本県の財政は、県税等の自主財源比率が低く、財政基盤が脆弱な構造で課題を抱えており、今後、社会保障関係費や公債費の増大等により財政状況はさらに厳しさが増すことが予想されます。厳

しい本県の財政状況を踏まえ、将来にわたって安心して健全性が確保される財政構造への転換に向けて、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムの着実な実行が大きな課題です。義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化を図るとともに、一般行政経費について、ゼロベースからの徹底した見直しを行うこととされました。知事はこの1年を振り返り、この平成20年度の財政運営をどのように総括しているのか。また、行財政改革大綱2007の進捗状況についてお伺いをいたします。

また、知事のマニフェストを具体化するための宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」の重点施策について、平成20年度の取り組みを対象とした政策評価委員会の評価の結果について、知事にお伺いします。各重点項目の取り組みを進捗と成果の観点から実施した評価です。全体的な評価の進捗状況は、A評価が40項目、B評価が16項目、C評価はなし。成果に関しては、評価の高いAが24項目、一定の成果を評価するBが29項目、さらなる努力を要する評価のCが1項目、成果が判断できないが2項目です。経済情勢が激変した中での評価でもありますが、知事の所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質疑は終わります。残りの質疑は質問席からとり行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

決算に対する評価についてであります。本県の財政は、自主財源の占める割合が低く財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の減少や社会保障関係費の増大等により、引き続き大変厳しい財政運営を強いられました。このため、平成20年度の財政運営に当たりましては、宮崎県行財

政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直しの強化など行財政改革の徹底を図る一方、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略等に基づく重点施策の推進に積極的に取り組みました。また、世界的な金融危機の影響による深刻な本県経済情勢を踏まえ取りまとめました「経済・雇用緊急対策」に基づき、国に先駆けて補正予算を措置するなど、スピード感を持って取り組んだところであります。さらに、予算の執行に当たりまして、本県の財政状況について職員一人一人が十分認識し、年度を通じて計画的・効率的な執行を図るとともに、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や徹底した経費節減に努めたところであります。このような取り組みの結果、平成20年度は、全体としては厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。

次に、行財政改革の進捗状況等についてであります。平成20年度における行財政改革につきましては、行財政改革大綱2007に基づき、簡素で効率的な組織の見直しや適正な定員管理に取り組むとともに、財政健全化に向けた取り組みをさらに積極的に推進したところであります。具体的には、8部体制を7部体制に見直し、総職員数を91人純減したほか、財政面では、平成21年度予算編成に当たり、一般財源ベースで、投資的経費の縮減・重点化により約5億円、事務事業や県単補助金の見直しにより約58億円の収支改善を図ったところであり、全体としてはおおむね順調に推移していると考えております。

政策評価の結果についてであります。政策評価につきましては、平成20年度の取り組みを対

象として、新みやざき創造戦略を工程表どおり実施できたかどうかを評価する進捗評価に加え、今回は新たに、県民生活に及ぼした効果等を評価する成果評価を行いました。その結果、進捗については、おおむね順調との評価でありましたが、成果については、今後努力を要するとされたものが過半数を占めるなど、全体として厳しい評価でありました。私といたしましては、この評価結果を真摯に受けとめ、努力を要するとされた項目については、その要因等の分析を行った上で、今後の新たな施策・事業の検討を行い、新みやざき創造戦略の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○田口雄二議員 御答弁ありがとうございます。

知事に再度お伺いいたします。政策評価の結果につきましてですが、知事のマニフェストを具体化するための宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」の評価でありますので、知事御自身にとりましてのいろんな思い入れもあるかと思えますが、力を注いだにもかかわらず、経済環境の激変等により思いどおりに進捗しなかった施策も当然あるかと思えます。しかし逆に、知事御自身と評価委員会の評価が異なっているもの、評価に対して異を訴えたい、もう少し評価をしてほしいと思うような主要施策があるかお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 政策評価につきましては、まず、担当課及び総合政策課で内部評価を行い、その評価結果を踏まえた上で評価委員会の中で議論を重ね、最終的な評価結果を取りまとめていただきました。この中で成果評価につきましては、成果があらわれるまでに時間がかかるものがあることや、昨年来の厳しい経済情勢の影響などにより、進捗に比べて厳しい評

価になることはある程度予想していたところでありまして、内部評価と外部評価、そして私自身の認識に大きな差はなかったものと考えております。私といたしましては、厳しい評価となった項目については、県の今後の取り組みに対する期待のあらわれでもあると思っておりますので、その結果をしっかりと受けとめ、少しでも成果が上げられるよう取り組んでいきたいと考えておるところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。知事御自身の評価と政策評価委員会の評価には大きな差はないものと確認することができました。

次に、総務部長にお伺いをいたします。20年度決算状況について、一般会計の歳出の義務的経費は約2,562億円で、前年度に比べ公債費が約8億円増となったものの、人件費が約46億円の減となっています。行財政改革の進捗によるものなのか、この人件費の大きな減少の要因について、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) 御指摘ございましたように、19年度と比較しまして人件費46億円減少しておりますけれども、主なものとしたしましては、一つは、退職者数が前年度より70名程度減少したことに伴います退職手当の減によりまして約21億円、宮崎県行財政改革大綱2007に基づく適正な定員管理や給与構造改革による一般職給与水準の引き下げに伴います一般職の給料の減によりまして約13億円、さらに、期末勤勉手当等の職員手当の減によりまして約9億円、こういったものでございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。人件費の減の要因は、退職者が70名ほど減少したということで約21億円の減、それと職員の給与と手当の減の計22億円が主な要因とわかりまし

た。

再度伺いますけれども、約70名もの退職者が減少したのはなぜか、たまたま前年度の退職者が多かったのか、退職者の推移も含めて、総務部長に再度お伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) これは、知事部局、教育委員会、さらに警察本部を合わせた退職者数でございますけれども、平成17年度から19年度にかけてまして、いわゆる団塊の世代の影響もございまして増加をしてきたわけでございますが、これが20年度は一たん減少したということでございまして、21年度の予定としてはまたふえる見込み、そういった状況でございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

それでは、再度、20年度決算状況についてお伺いをいたします。投資的経費は約1,136億円で、前年度に比べ、公共事業の減などにより普通建設事業が約54億円の減、災害復旧事業費が約52億円の減となっており、総額で前年度比8.6%、約107億円の減となっています。官製談合事件による入札制度の見直しにより一般競争入札が導入されました。改革前の平成18年度と比較すると落札率が下がっていると思っておりますが、平成20年度の事業と比較した場合、落札率の低下分はどの程度の総額になるのか、公共三部の各部長にそれぞれお伺いいたします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 環境森林部の平成20年度の建設工事に係ります落札率は、平成18年度に比べますと12.5ポイント低下しております。この低下分を平成20年度建設工事の予定価格総額49億円に乗じますと約6億円となります。以上です。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 農政水産部の平成20年度の建設工事に係る落札率は、平成18

年度に比べまして9.2ポイント低下し、85.4%となつてございます。この低下分を平成20年度の農政水産部の建設工事の予定価格総額133億円に乗じますと約12億円になります。

○県土整備部長（山田康夫君） 県土整備部の平成20年度建設工事に係る落札率は、平成18年度に比べまして8.9ポイント低下し、84.0%となっております。この低下分を平成20年度の県土整備部の建設工事の予定価格総額485億円に乗じますと約43億円になります。

○田口雄二議員 それぞれありがとうございます。単純に、公共三部の低下分の合計は約61億円になると思います。この分新たな事業ができるということではありますが、減り続けている投資的経費も前年比で107億円減少しておりますので、建設業の皆さんはやっぱり大変だと思っております。状況をよく理解することができました。

続きまして、医療・福祉行政についてお伺いをいたします。

昨年も県内の各地域において、またしても医師不足問題で明け暮れた1年でありました。特に県立病院を見ても、日南病院の小児科医2名、延岡病院の6名の医師の年度末の退職問題等で、平成20年度も大揺れに揺れました。地域の高度医療を一手に担う総合病院の危機に、地域の皆さんは、地域医療の確保の強い思いから、コンビニ受診を抑制し、また署名活動を実施し、日南病院で約4万人、延岡病院で約15万2,000人と、短期間に実に多くの署名を集め、知事と宮大医学部長に届けさせていただきました。その切なる思いと関係各位の御尽力により、日南、延岡の両県立病院は、万全とは言えませんが、どうにか体制を維持することができるようになりました。改めて、平成20年度の

県立病院の医師確保対策と実績について、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 病院局におきましては、医師の確保は喫緊かつ最重要の課題でありまして、そのため平成20年度は医師の勤務環境の改善や医師確保体制の強化に取り組んだところでございます。具体的には、今お話にもございましたように、いわゆるコンビニ受診自粛キャンペーンの取り組み等により、救急の外来患者を県立病院全体で約3割減少させたほか、宿日直応援医師の派遣依頼を行うなど医師の負担軽減に取り組むとともに、臨床研修医等の確保に向けて報酬単価の大幅な処遇改善を行ったところでございます。

また、各病院長が連携を強化いたしまして、県立病院全体の視点に立って医師確保に関する情報収集を行うとともに、宮崎大学医局を初め各大学医局に対し医師の派遣を繰り返し強力に要請したほか、本県出身の医師や臨床研修医への個別の働きかけも積極的に行ってきたところでございます。その結果、本年4月現在、県立病院全体で、今お話にもございましたように診療科による偏在等もありますけれども、昨年4月に比べまして4名増の173名を確保したところでございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。延岡病院はここ数年、例年のように、年度末になりますと医師の退職問題が発生しております。これから先がちょっとまた心配ではありますけれども、引き続き医師確保対策には全力を尽くしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

同じく、本県の医師不足対策と実績についてお伺いをいたします。本県が医師不足といっても、県全体では医師が減っているわけではあり

ません。逆に増加いたしております。平成18年の12月末で2,557人、平成8年時と比較してもこの10年で363人、約16%も増加しています。現在の都城北諸県郡医療圏の医師数の357人以上増加しているということになります。人口10万人当たりの医師数にしても、全国平均を上回る222.7人、全国で22番目です。しかし、小児科や僻地における医師不足、宮崎市周辺地域に医療資源が集中し、医療格差が増大する一方です。本県の医師不足対策と課題、そして実績について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 御指摘がありましたように、医師不足や医師の地域的な偏在が、僻地医療や救急医療など地域医療提供体制の確保に深刻な影響を及ぼしておりますことから、平成20年度も医師確保に重点的に取り組んだところであります。具体的には、僻地における医師確保を図るため、自治医科大学卒業医師等11名を7市町村に派遣するとともに、医師派遣システムで新たに1名の医師を採用しております。また、僻地はもとより、救命救急科等特定診療科の医師を確保するため、9名の医学生に新たに修学資金の貸与を行っております。さらに、特に不足している小児科医の確保を図るため、昨年度、専門医研修資金貸与制度を創設し、6名に貸与を行ったところであります。このほか、公立病院等の求人情報を全国に発信するなど、市町村と一体となった取り組みや臨床研修医を確保する取り組みなども行ったところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、県全体では10年で医師が363人増加しております。これで医師不足になるわけですから、医師の適正配置ができないものか、本当にやり切れない思いがいたして

おります。県レベルではどうしようもありませんが、先進国で行われているような地域ごとの定員枠などが設けられないか、新政権に期待をしたいと思っております。

次に、本県の医師不足の要因の一つに、本県に医学部が宮崎大学1校しかなく、またその宮崎大学医学部に本県出身者が少ないことがネックになっていました。本県出身者をいかにふやすかが医師不足対策の一つで、県は平成18年度から地域枠を設定いたしました。平成20年度の宮崎大学医学部に入学しました本県出身者数と全体に占める比率について、地域枠の入学実績とあわせて、福祉保健部長に再度お伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成20年度の宮崎大学医学部における入学者総数は100名で、このうち本県出身者は26名、全体の26%となっており、この26名のうち地域枠による入学者数は10名となっております。なお、地域枠が設定される前の平成17年度の実績と比較しますと、平成17年度は入学者総数100名に対し本県出身者は16名でありましたので、本県出身者の割合は着実に高まっているものと考えております。

○田口雄二議員 本県出身者の比率がかなり上がってきていることは心強い限りです。ただ医療現場で活躍するにはまだまだ時間を要します。さらなる医師不足対策には力を入れていただきたいと思っております。

続きまして、景気・雇用対策について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

一昨日は、太陽電池製造の昭和シェルソーラーが国富町の日立プラズマディスプレイの宮崎工場を買収して第3工場の誘致企業認定、立地調印式がとり行われたといううれしいニュースがありました。経済状況が大変厳しいときに世

界最大級の工場ができることは、本県にとりまして大変明るい話題です。その企業誘致についてお伺いをいたします。

平成20年度後半は、リーマンショックにより世界同時不況に陥り、景気状況が大幅に悪化し、日向市の細島に進出予定である中国木材などのように進出を一時的に保留する企業や、完全に白紙に戻した企業もあるかもしれません。先ほどの知事に伺いました新みやざき創造計画の重点施策の評価では、「戦略的企業誘致活動の推進」の重点項目は、進捗、成果ともにB評価と厳しいものでありました。平成20年度の誘致企業の件数は前年より3件増加して25件、最終雇用予定数が前年より65人増の1,239人とお聞きしています。誘致企業の25社の内訳について、業種別、地区別等の状況や特徴をお伺いさせていただきます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 25件の業種別につきましては、製造業が18件、情報サービス業が5件、流通関連業が2件となっております。地区別では、県央地区が12件、県西地区が8件、県北地区が3件、西都・児湯地区が2件となっております。また、県外からの新規立地が8件、既に誘致した企業の増設や地場企業の増設による立地が17件となっております。特徴といたしましては、昨年夏ごろまでは、精密機械関係製造業、自動車部品関係の製造業、そして雇用効果の大きなコールセンター等の立地がありました。経済に陰りの見え始めた秋以降は、食品関係や木材加工関係など地域資源を活用した製造業の立地が多くなっております。

〔「県北が少ないぞ」と呼ぶ者あり〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。今話にもありましたが、ちょっと県北が少ないなという思いもいたしております。

ただ、高校生なんかも県内に就職したいという方が非常に多いわけですが、実際、就職口がなく、県内にとどまることができずに県外に行っている方も非常に多いということもありますので、さらに企業誘致には努力していただきたいと、そのように思っております。

次に、農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を持ち寄り、新商品や新サービスの開発等に取り組むのが農商工連携ですが、各種助成を行う「みやざき農商工連携応援ファンド」の概要と助成対象事業の具体例について、また、21年度からの運用に向けて企業や農林水産業者への周知等の取り組みについて、再度、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ファンド事業は、県や県内金融機関の融資によりまして県産業支援財団に総額25億2,000万円の基金を造成し、その運用益を財源としまして県内の農林漁業者と中小企業者の連携体に取り組む事業等に対しまして支援を行うものでございます。対象となる事業は、本県の農林水産物を原料とした加工食品などの新商品・新サービスの開発や販路開拓の取り組みのほか、中小企業が有する技術を生かしました農林水産物の生産や加工に必要な機械、生産システム等の開発等でございます。また、ファンドの運用等の周知につきましては、昨年度、農林漁業団体や商工業団体等26機関の参加による「農商工連携推進ネットワーク会議」等を設置しまして、これらを通じて関係機関や末端組織への周知を図ったところでございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

次に、県立産業技術専門校についてお伺いをいたします。平成15年4月に、21世紀にふさわしい職業能力開発の中核的施設として開校され

ました。確かな技能を身につけられる専門校として貴重な人材育成の場となっています。西都市と高鍋町に設置されていますが、それぞれの20年度の在校生の実情と修了生の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） まず、西都市にあります本校につきましては、高校卒業者等を対象に幅広い分野のニーズに対応できる中核的技能者を育成しております。県外からの入校生1名を含む76名が入校し、在校生は139名となっております。修了生は、女子3名を含む62名、平均年齢は20.7歳となっております。1人平均12の資格を取得しまして、県内40名、県外21名、計61名が就職しているところでございます。

次に、高鍋校は、中学校卒業生や知的障がい者等を対象に若年技能者の育成に努めております。在校生が28名、全員県内出身者となっております。修了生は、女子3名を含む20名、平均年齢は17.4歳となっております。このうち18名が就職し、全員が県内への就職となっております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。かなり厳しい経済環境の中で非常に高い就職率だと思っております。特に2年間の履修期間で1人で平均12の資格を取得するというふうにお聞きしましたが、これは目的意識をはっきりと持って取り組んでいるからではないかと思っております。今後も貴重な人材育成の場として可能性をしっかりと引き出せる指導をお願いしたいと思っております。

それと、高鍋校には、非常にうれしいことに知的障がい者を対象にした販売実務科があるようですが、知的障がい者の在校生の状況を、再度、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 知的障がい者の訓練を行う販売実務科の在校生は8名でございます。そのうち6名が県内に就職しているところでございます。以上でございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。障がい者雇用の面からも非常にありがたい専門校だと思っておりますので、さらなる充実を図っていただくように、よろしく願い申し上げます。

次に、道路行政についてお伺いします。

本県の長年にわたる大きな課題である道路整備についてお伺いをいたします。公共交通網の極めて少ない本県においては、道路交通に依存する度合いが極めて高いにもかかわらず、午前中の外山議員の答弁にありましたように、高速道路の供用率、国道、県道の改良率も九州最下位と、道路事情は非常に厳しい状況です。今回私は、総選挙の関連で、広い宮崎2区の中山間地を初め、ふだん余り走らないところも走り回り、さらに道路事情がよくわかりました。結構、思っていた以上に幹線は以前に比べるといい道路になってきているんですが、いざ枝葉の道路に入ると離合するのも困難なところの連続でした。道路整備のおくれ、改良の必要性をまさに感じる事となりました。そこで、平成20年度はどのような点に力を入れて道路整備を行ってきたのか、またどのような成果があったのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 道路整備についてであります。本県の道路整備につきましては、東九州自動車道を初めとする高速道路やインターチェンジのアクセス道路としまして、国道218号北方延岡道路の延岡市北方から舞野間約6キロメートルの完成供用にあわせ北方インター線の供用を行ったところであります。また、

都市部の渋滞対策としまして、宮崎市の国道269号加納工区や日向市の県道土々呂日向線平岩工区を整備するなど、合わせて12路線12工区を完成供用しまして、部分供用を含めまして約15キロメートルを供用したところであります。さらに、災害時の孤立化解消を図り、救急医療施設へつながる生命線道路としまして、延岡市の県道檜原細見線の黒仁田工区など、新たに11路線13工区を整備に着手しております。

○田口雄二議員 それでは次に、災害対策についてお伺いいたします。

今年はもう台風は来ないと安心していましたが、それをあざ笑うかのように、今まさに台風が接近してまいりました。大きな被害が出ないことを願うばかりです。

平成17年9月の台風14号の未曾有の洪水被害を受けた大淀川、五ヶ瀬川流域に対し、河川激甚災害対策特別緊急事業、通称激特事業が採択されました。河川の掘削、築堤、護岸、ポンプ設置による内水対策といった河川改修などによる整備がおおむね5カ年をめどに行われ、同規模の洪水が発生しても床上浸水などの被害を軽減するものです。私は県議会一般質問で、激特事業で建設されていた延岡市の排水ポンプを請け負った建設会社が2度にわたり倒産し、完成が大幅におくれた件で何度か質問させていただきました。その排水ポンプも無事、台風シーズン直前の昨年9月1日に、完成ではありませんが、緊急時に手動でポンプを動かしていただけることになりまして、事なきを得ました。幸い、その後台風の襲来はありませんでしたが、この機転のきいた対応に地元の皆さんも大変喜んでいました。心からお礼を申し上げます。

激特事業は、一部を除き、基本的には平成21年度までの事業期間ですが、平成20年度までの

進捗状況について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） いわゆる激特事業についてでございます。まず、大淀川につきましては、平成20年度までに国において、本川の河道掘削や、宮崎市瓜生野地区外4地区で築堤が完成しております。また県では、支川大谷川の金竹川樋門の改築や飯田川の排水ポンプが完成したところであります。また、支川瓜田川等において、河道拡幅、橋梁かけかえ等の工事を行ったところであります。

次に、五ヶ瀬川につきましては、平成20年度までに国において、大瀬川との洪水の流れを分離する隔流堤を760メートルのうち500メートルを、さらに大瀬川の河道掘削を完成しております。また県におきましては、蛇谷川の排水ポンプが完了したところでありまして、さらに、国から受託して整備をしている安賀多橋につきましては、平成20年度は、旧橋を撤去しながら、6基の下部工のうち3基の建設に着手しております。平成20年度末の事業全体の進捗状況につきましては、事業費ベースで大淀川が約76%、五ヶ瀬川が約80%となっております。

○田口雄二議員 最後の質疑になりますが、教育行政について教育長にお伺いをいたします。

県内のすぐれた指導力を有する教師の活用などにより、県立高校教師の指導力向上を図り、本県の高校生の学力向上を目指す「高校生の学力向上支援事業」の取り組みと成果について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 「高校生の学力向上支援事業」は、県立高校教員の指導力向上を図ることによりまして、本県高校生の学力の向上を目指すもので、3つの事業から成っております。1点目は、教科指導力向上支援教員の任命

と指導力向上研修会の開催であります。すぐれた指導力を有する教員54名を教科指導力向上支援教員に任命し、授業公開や授業研修会を行い、延べ318名の教員が参加いたしました。2点目は、問題作成力アップ研修会の開催であります。教員のテスト問題作成や教材作成の能力を高めるため、外部講師を招聘し教科別の研修会を行い、114名の教員が参加いたしました。3点目は、普通科高校サマーセミナーであります。教科指導力向上支援教員を講師として、大学進学を希望する高校3年生を対象に、進路希望別に9つの講座を設け、3日間の合同学習会を開催し、私立高校生34名を含む580名の高校生が参加いたしました。

事業実施後のアンケートによりますと、研修会に参加した教員の98.4%が「授業改善に活用できる」と答え、合同学習会に参加した高校生では、その95.5%が「参加してよかった」と答えております。教員にとりましては自分の授業を見直す機会となり、生徒にとっては、同じ目標を持つ他校の生徒の刺激を受け、目標達成への意欲を高める契機となるなど、一定の成果が上がっていると考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。サマーセミナーとは、夏季講習の延長線上ぐらいに私は思っていたんですが、進路希望先の東大や九大、あるいは医学部などの具体的な大学名や学部を挙げて、そこに進路希望先が同じ私立校生も入れて実施すると、今回の件で教育委員会の皆さんとのやりとりの中で聞くことができました。まるで塾や予備校がやっているような取り組みで、意識を高めながら目標に向かって生徒同士が競い合う、また参加した先生同士も感化され相乗効果が出るのではないかと、想像していた以上に踏み込んだ取り組みであると私は

思いました。

それぞれに丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

最後になりますが、台風18号の被害が最小限にとどまることを祈りつつ、これを持ちまして私の総括質疑を終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党県民の会の濱砂守でございます。

本日、10月7日は、グレゴリオ暦で年始から280日(うるう年では281日)目になります。年末まであと85日、まさに光陰矢のごとし、日々大事に生きたいものであります。お疲れでしょうが、もうしばらく御辛抱賜りたいと思います。

さて、前回私が総括質疑をさせていただいたのは、平成18年11月定例会の11月18日、ちょうど、本県土木行政のトップである土木部長など幹部職員3名が、官製談合事件、公共事業発注に関する競売入札妨害の容疑で逮捕された2日後のことでありました。それから13日後の12月1日、このことにより本県議会が安藤忠恕前知事の不信任決議案を可決、安藤前知事は一たんは、議会を解散させず、みずからも辞職しないという方針を表明されました。しかしながら、その3日後の12月4日、一転して辞職の意思を表明され、任期途中において安藤前知事が辞職されたのは、いまだ記憶に新しいところでございます。

その後、翌年の平成19年1月21日、安藤前知事の辞職に伴う出直し知事選で東国原英夫知事が初当選をされました。早いもので、東国原知事就任から3年が経過しようとしております。議場の顔ぶれもかなり変わってまいりました。

今ではすっかり東国原県政が定着してまいりましたが、知事が就任した直後の平成18年度決算は、官製談合事件からの出発で決算不認定、翌年の平成19年度決算は、裏金、預け等不適正な事務処理問題で決算不認定、2年続けて不名誉な結果となっております。平成20年度決算こそは、しっかりと議会の認定を受け、県民の信頼を回復していただきたいと願うものであります。

それでは、議案第28号「平成20年度歳入歳出決算の認定について」、議案第31号、第32号、公営企業会計決算の認定についてに対し、自由民主党県民の会を代表して総括質疑を行います。

初めに、平成20年度決算についてであります。

県では、第2期の「新たな財政改革推進計画」に基づき、予算の効率的・重点的な配分を基本としつつも、大規模な基金の取り崩しをせざるを得ないなど、大変厳しい財政運営が行われていると考えますが、昨年度は5億5,800万円余の黒字であるにもかかわらず、平成20年度の単年度収支は1億900万円余の赤字となっております。単純な比較はできないものと思いますが、歳入の確保、歳出の削減といった努力をしてもなお赤字であることについてどのように分析しておられるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、平成20年度の3つの重点施策のうち、建設産業対策についてお伺いをいたします。建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況ではありますが、地域経済と雇用を支える重要な産業であることから、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりや新分野進出に対する支援策として、平成20年度から22年度までの事

業で建設産業育成総合対策事業を策定し、1億8,600万円余が予算化されております。その内容は、経営基盤の強化支援、地域企業としての建設産業の育成、不良不適格業者排除のための総合的な対策の確立であります。県土整備部長にお伺いをいたします。事業の効果があれば建設業の倒産も底をつくはずであります。なかなか下げどまりにならないようであります。それぞれ事業の成果はどうだったのかお伺いをいたします。

次に、一般競争入札の拡大により、だれでも入札に参加できることになり、経営力のない業者が応札した結果、倒産などにより工事がとまったりした例があると聞きます。実態についてお伺いをいたします。

また、不良不適格業者排除のため、施工体制監視チームが平成19年度より設置されています。平成20年度の実績についてお伺いをいたします。

次に、年度末における財産の状況について、2点伺います。まず、物品であります。物品については、自動車類及び取得価格100万円以上の備品現状が報告されております。区分に「机・椅子類」という項目があり、平成20年度末現在で登録数は46であり、平成20年度中に1点減少しております。取得価格100万円ということ、机・いす類でそのような高額なものがあるかと若干不思議であります。机・いす類には具体的にどのようなものがあるのか。また、昨年減少している備品については何なのか、総務部長に伺います。

2点目は、債権であります。債権のほとんどが貸付金であり、その総額は平成20年度末で437億円余が計上されております。内訳は、林業公社貸付金元利合計229億1,900万円余を筆頭に、

順に、市町村振興基金64億円、育英資金貸付金50億円などになっております。基本的には貸付金は償還されるものと考えておりますが、仮に償還されないとなると県財政に大きな打撃となるわけであります。そこで、債権総額の約半分を占める林業公社貸付金元利金について回収が困難となるようなことはないのか、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、1月補正についてであります。リーマンショックに端を発した世界的な不況のあおりを受け、国はもとより各県においても緊急の経済対策が行われ、本県におきましても、昨年1月補正に引き続き、本年度当初予算、6月補正、6月追加補正、9月補正とたび重なる対策が講じられたところであります。これらはいずれも緊急対策であり、即時の効果が期待されるところでありますが、1月補正の効果はどうだったのか、繰り越しの状況も含めて知事に伺います。

次に、使用料・手数料についてであります。決算額については103億円余で、歳入に占める割合は1.8%とさほど大きくはありませんが、県税等と異なり、施設の使用や許可等に当たって徴収されるものであり、徴収漏れが発生するケースはそれほど多くなく、逆に徴収漏れがあってはならない歳入であると思えます。今回の使用料及び手数料の収入未済額が2,600万円余あり、そのほとんどは公営住宅使用料であります。徴収対策の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、交通基盤整備事業について伺います。

地域自立・活性化交付金事業における道路整備についてであります。この事業は、主要観光地へのアクセス道路の整備を行い、地域資源を生かした観光振興活動に寄与するというもので

あります。県土整備部長に伺います。事業費は21億1,000万円、事業期間は平成20年度から22年度までであります。平成20年度に実施した事業内容、件数、箇所等についてお伺いをいたします。

次に、道路関連であります。主要観光地へのアクセス道路も必要であります。公共交通手段の少ない中山間地域こそ道路網の整備は必要であります。平成20年度の中山間地域の道路整備はどうであったのかお伺いをいたします。

今後、中山間地域、特に過疎・高齢化の進む山間僻地の道路整備がどうなるか不安であります。今後の中山間地域の道路整備についてどのような見解をお持ちなのかお伺いをいたします。

次に、特別会計決算についてであります。本県には13の特別会計がありますので、そのうち幾つかについて質疑をいたします。

初めに、小規模企業者等設備導入資金特別会計についてであります。歳入歳出予算現額5億7,400万円余に対し調定額27億円余で、約4倍以上であります。収入率が425.9%であり、収入済み額についても24億円余となっております。この予算現額と調定額との差が何であるのか。また、収入未済額が2億9,000万円余と前年度に比べ増加しており、未済額の圧縮が課題であると考えますが、どのように取り組んでこられたのか、あわせて商工観光労働部長にお伺いをいたします。

次に、農業改良資金特別会計であります。決算状況を見てみますと、貸付金の収入未済額が1億300万円余となり、前年度に比べ623万円余増加しております。厳しい経済状況等も収入未済額の増加に影響しているものと思われませんが、収入未済額に対するこれまでの取り組みに

ついて、農政水産部長にお伺いをいたします。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計についてであります。本特別会計は、収入済み額1億8,900万円余のうち繰越金が1億4,700万円余と多額になっておりますが、資金の効果的な活用についてどのように考えているのか。また、歳出についても、予算現額1億8,700万円余に対し支出済み額が1,400万円余となっており、執行率が7.9%と低調であります。その原因について、農政水産部長にお伺いをいたします。

次に、山林基本財産特別会計及び拡大造林事業特別会計についてであります。これらはいずれも県営林事業の円滑な運営を図るために設置されているものであります。地方公営企業等金融機構からの借入金残高が両会計合わせて約25億円にも上っており、諸経費の節減と、より効率的な運営が望まれますが、20年度中の取り組み内容について、環境森林部長にお伺いをいたします。

次に、林業改善資金特別会計についてであります。木材価格が長期間にわたり低迷を続けるなど、林業経営を取り巻く環境には大変厳しいものがあります。この資金は林業従事者への支援の大きな柱であります。収入済み額4億5,700万円余のうち、主なものは繰越金の3億3,700万円余及び農林水産業貸付金元利収入1億1,400万円余となっております。予算現額に対して収入済み額は2億円余の増となっているにもかかわらず、収入未済額1,500万円余のほとんどが過年度収入となっております。林業・木材産業改善資金貸付金の利用状況及び収入未済額の状況について、環境森林部長にお伺いをいたします。

最後に、母子寡婦福祉資金特別会計についてであります。調定額に対する収入率は74.7%、収入未済額は2億1,800万円余に上っておりま

す。前年度に比べ439万円の増となっておりますが、その内容と20年度中の回収への取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

また、それぞれの特別会計における債権保全方法についても、あわせてお答えをいただきたいと思っております。

次に、議案第31号、宮崎県地域振興事業会計決算の中で、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設について伺います。この河川敷ゴルフコースは平成2年11月1日から営業を開始しておりますが、河川敷ならではのフラットなレイアウトに加えて低料金でもあり、高齢者や女性の利用者がふえていると聞いております。しかし、年間の延べ利用客を見ますと、20年度では3万7,971人と、目標の3万7,000人は上回ったものの、18年度、19年度ともに維持してきた3万8,000人台後半を割り込んでしまいました。対前年比では事業収益で227万8,000円の減、事業費で87万6,000円の減、結果、収支が140万2,000円の減となっております。目的である、県民の健康増進や生きがいづくりに寄与するためにも、利用者数をふやす工夫が欲しいものであります。そこで、企業局長にお伺いをいたします。利用者をつやす取り組みとして、これまでどのような方策をとってこられたのか。また、今後さらなるサービスの改善についてはどのようにお考えになられておるか、お伺いをいたします。

次に、議案第32号、宮崎県立病院事業会計決算についてお伺いをいたします。県立4病院合計の20年度事業収益は259億6,700万円で、前年度比10億2,700万円の減、事業費用は268億3,600万円で、前年度比8億2,500万円余の減となっております。結果、収支が2億200万円の悪化となっております。大幅な費用の減額があるた

め、赤字は拡大してはならないものの、費用の削減の努力だけではおのずと限界があります。事業収益の拡大を図らない限り、黒字化の目標達成は困難ではないかと思われま

す。病院局長にお伺いをいたします。まず、収益確保策として、新たな施設基準の取得はどのようなものがあり、どれくらいの効果があったのか。今後の施設基準取得の見込みについてもあわせお伺いをいたします。

また、経費削減対策として診療材料調達の委託料や薬剤の共同購入等の取り組みが図られておりますが、それぞれどのくらいの効果が上がっているのか。また、今後の改善策についてはどのようなことを検証されているのかお伺いをいたしまして、壇上からの質疑を終わります。後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

単年度収支についてであります。単年度収支は、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であります。実質収支には前年度までの収支の累積が含まれることから、当該年度だけの収支を把握する場合に利用する数値であります。平成20年度の財政運営に当たりましては、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づく行財政改革の徹底を図る一方、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進に積極的に取り組むとともに、世界的な金融危機の影響による深刻な本県経済情勢を踏まえ取りまとめました「経済・雇用緊急対策」に基づき、国に先駆けて補正予算を措置するなど、スピード感を持って取り組んだところであります。

御指摘のように、平成20年度の単年度収支は

マイナスとなっておりますが、これは平成19年度の実質収支、いわゆる剰余金を平成20年度における積極的な施策推進のための財源として活用した結果であると考えているところであります。また、平成19年度の実質収支が大きかったことも、平成20年度との差し引きにおいて影響しているものと考えております。

続きまして、平成20年度1月補正予算についてであります。本県におきましては、昨年末の12月26日に「経済・雇用緊急対策」を策定し、それに伴い緊急を要する対応として、1月に臨時議会をお願いし64億2,000万円余の補正予算を議決いただいたものであります。この補正予算においては、経済対策として、中小企業融資制度のセーフティネット貸付融資枠拡大に15億円、県民生活に直結する公共事業等による県内経済への波及を図る対策として39億8,000万円余、公共事業以外では、木材流通設備等の整備等に6億7,000万円余、雇用創出につながる産業振興のための対策として1億8,000万円余、雇用対策として介護職等への就職支援など8,000万円余を措置いたしました。議決後は速やかに事業を実施するよう努め、1月補正予算額のうち36億円余を執行することにより、県民生活や中小企業を初め、県内経済の回復、また雇用創出に寄与したものと考えます。また、補正の時期的にも切れ目のない対策の実施を想定しており、残り28億円余につきまして翌年度に繰り越して予算を執行したところであります。〔降壇〕

○総務部長(山下健次君)〔登壇〕 お答えいたします。

取得価格100万円以上の備品の机・いす類の内訳についてであります。机類の主なものとしたしましては、会議用机が5点、いす類につきましては、応接セットや治療用いすが7点、その

ほかには展示台や実験・実習台及び診察台、手術台等のいわゆる台類が34点となっております。また、平成20年度に1点減少しておりますけれども、これは、老朽化により使用不能となりましたスポーツ指導センターの陸上用の決勝審判台でございます。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

母子寡婦福祉資金についてであります。まず、未収金の償還対策につきましては、福祉子どもセンター等に配置している母子自立支援員等が電話や面接等による日常的な償還指導を行うとともに、年3回設定している償還指導強化月間には、夜間を含めた訪問指導や徴収、さらには滞納者及び保証人に対する催告等も実施してきたところですので。また、本庁と出先機関の長等で構成する貸付制度運用対策連絡会議において、滞納の発生防止や早期対応など償還の方策を協議し、効果的な収納促進に努めたところがあります。

次に、債権の保全につきましては、すべての貸付について保証人を立てることを要件とし、さらに、高校や大学などへの進学に必要な就学支度金や修学資金につきましては、児童も連帯借受人として貸し付けを行ったところがあります。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

まず、林業公社貸付金についてであります。林業公社が平成19年度に過去5年間の立木価格をもとに試算しました長期収支によりますと、県の貸付金につきましては、分収林事業が終了いたします平成80年度には利息を除いて返済できることになっております。しかしながら、現在、木材価格は大幅に下落しております、こ

のまま推移した場合は償還見通しに影響することと考えられますので、木材価格の動向等を注視しながら公社の経営改善を指導してまいりたいと考えております。

次に、山林基本財産特別会計及び拡大造林事業特別会計についてであります。両特別会計の債務につきましては、平成14年度から19年度までの借りかえによりまして約7億7,000万円の債務の軽減を図ったところがあります。また、森林整備など県営林の事業運営につきましては、国庫補助事業等の積極的な導入や事務費等の管理経費の節減など効率的な運営に努めてきたところがあります。この結果、昨年度は両会計合わせまして約1,900万円の歳出の縮減を図ったところがございます。

次に、林業改善資金特別会計についてであります。平成20年度の林業・木材産業改善資金貸付金の利用状況につきましては、貸付枠2億5,000万円に対しまして、その84%に当たる2億1,057万円となっております。その主なものは、製材・加工施設の整備や高性能林業機械の購入などです。また、収入未済金の状況につきましては、平成20年度末現在で1,551万4,715円が収入未済となっておりますが、昨年度は49万6,000円を回収し、わずかずつではありますが年々減少している状況にあります。

なお、債権の保全につきましては、連帯保証人を立てるとともに、600万円以上は担保提供等を条件として貸し付けることとしております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕 答えします。

小規模企業者等設備導入資金特別会計についてでございます。この特別会計は、国の制度事業であります小規模企業者等設備導入資金貸付

などを実施するために設置しております。予算現額と調定額に差異が生じておりますが、これは近年、貸付需要の低迷によりまして新規貸付額が償還額を下回ったために多額の繰越金が発生したためでございます。

また、収入未済案件につきましては、訪問や電話、文書督促等による回収に努めてきたところでございます。しかしながら、大半が抵当権の実行等による手続も終わっておりまして、また、貸付実施後30年余を経過し、加えまして、主債務者、連帯保証人の高齢化も進んでおりますことから、年々回収は困難となってきました。

なお、本特別会計の貸付につきましては、連帯保証人の徴求に加え、必要に応じて不動産担保を徴求するなど、債権保全に努めているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、農業改良資金特別会計についてであります。農業改良資金特別会計の収入未済につきましては、償還の督促とあわせまして、借受者の農業経営の改善が適切に図られるよう、各農林振興局と農協等が連携しまして、延滞が発生した初期の段階から営農指導等を実施しますとともに、保証人を交えた面談を行うなど、分割納付も含め延滞者の個々の実情に応じた償還指導を行っているところであります。しかしながら、経済変動など農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっておりますことから、今後はさらにきめ細かな償還指導を行いまして収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと存じます。

なお、債権保全の方法につきましては、平成14年度までは県が直接貸し付け、保証人2人以上を立てていただいております。平成15年

度以降はすべて融資機関を通じた転貸貸し付けを行っておりまして、機関保証をつけていただいております。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計についてであります。本特別会計では、沿岸漁業者に対して経営改善等のための資金の貸し付けを実施しておりますが、水産業を取り巻く環境が厳しい中で設備投資意欲が減退していることなどにより、近年の貸し付け実績は年々減少傾向にあるところでございます。このため、平成20年度は漁協に対して要望調査を行い、借入申請の随時受け付けや貸付回数制限の緩和を行ったところでありますが、昨年度は、御案内のような急激な燃油価格の高騰等もありまして、資金需要が減少し、執行率が低下したものと考えております。今後は、さらなる運用面での改善等を検討しながら、本資金の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、債権保全の方法につきましては、連帯保証人2人以上を立てていただいております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

建設産業育成総合対策事業についてであります。まず、経営基盤の強化支援といたしましては、県内9カ所の経営相談窓口の設置のほか、新分野進出セミナーの開催や、建設業に軸足を置きながら新分野への進出を目指す建設業者32社に対して補助を行ったところであります。

次に、地域企業としての建設産業の育成につきましては、小規模工事を念頭に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすい、本県独自の地域企業育成型総合評価落札方式を導入したところであり、平成20年度は予定価格2,000万円未満の土木一式工事を対象に110

件の試行を行い、このうち109件の工事で発注事務所管内に本店を有する企業が落札したところであります。

最後に、不良不適格業者排除のための対策といたしましては、昨年12月に、建設業法の法令遵守に関する情報を幅広く収集するための「建設業者ホットライン」を設置しまして、32件の相談を受けたほか、154件の立入検査を実施し、法令に違反した建設業者には、建設業法に基づく監督処分等の措置を講じたところであります。このような取り組みにより、技術と経営にすぐれ地域に根差した企業が伸びていける環境づくりが図られてきているものと考えております。

次に、県土整備部における工事の倒産などによる影響についてであります。平成20年度の建設工事においては、倒産により契約の解除を行ったものが2件ございます。なお、この2件の契約については、契約解除後直ちに再入札し契約を行い、工事は年度内に完了しております。

次に、施工体制監視チームの実績についてであります。平成20年4月から21年3月までの間に施工中であった工事のうち577件について、主任技術者の常駐の状況や下請契約の締結内容、元請業者の下請業者に対する関与状況などについて点検を実施いたしました。その結果、現場に備えておくべき施工体制台帳等の不備や、工事内容が不明確な下請契約が締結されている例などが確認をされまして、発注機関を通じて是正指導を行ったところであります。また、現場の主任技術者が適正に配置されていない建設業法違反が確認をされまして、入札参加資格停止処分を行ったケースもございました。監視チームの点検を通じて、手抜き工事や下請業者への

過度なしわ寄せなどの防止と、発注者と受注者双方の施工体制の確保に関する意識の向上が図られたものと考えております。

次に、公営住宅使用料の徴収対策への取り組み状況についてであります。平成20年度の公営住宅使用料の収入未済額は2,327万3,730円となっており、前年度と比較しまして328万7,377円増加をしております。公営住宅使用料の徴収対策への取り組みにつきましては、滞納者に対しまして滞納の初期の段階から文書や電話による督促を行いますとともに、11月の滞納整理強化月間や、3月及び5月の出納閉鎖に伴う滞納整理重点月間を中心に、夜間訪問や連帯保証人を交えた個別相談など集中的な徴収対策に、組織を挙げて取り組んだところであります。また、再三にわたる納入督促にも応じない滞納者に対しましては、必要に応じて明け渡し請求訴訟などの法的措置を講じたところであります。今後とも、入居者の負担の公平性の観点から、滞納者への徴収対策を徹底しますとともに、必要に応じて法的措置を講じるなど、収入未済額の解消に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、地域自立・活性化交付金事業における道路整備についてであります。地域自立・活性化交付金事業は平成19年度に創設され、地域の活性化を支援するために基盤整備事業やソフト施策を一体的に実施するものであります。御質問にありますとおり、本県におきましては、主要観光地へのアクセス道路を対象に良好な道路環境づくりを重点的に取り組んでいるところであります。平成20年度に実施した内容としましては、国道218号外15路線において、舗装補修が28カ所、災害防除が6カ所、橋梁補修が2カ所、道路情報装置の更新が1カ所の計37カ所と

なっております。また、ソフト施策としまして、九州風景街道に関する地元の活動団体に対しまして活動費を補助しております。

最後に、中山間地域の道路整備についてであります。本県の中山間地域の道路整備につきましては、災害時の孤立化解消を目的としました生命線道路の整備や防災対策などを重点項目としまして、効率的・効果的に進めてきたところであり、平成20年度には、生命線道路の改良事業としまして、西米良村の国道219号木之口工区や小林市の県道宮崎須木線下田工区などの完成供用をしており、また新たに、椎葉村の国道327号石原工区や美郷町の国道388号牛山工区に着手したところであります。さらに、落石等の防災対策としまして、平成20年度に24カ所の危険箇所の整備をしたところであります。

今後の中山間地域の道路整備につきましては、厳しい財政状況ではありますが、1.5車線の道路整備の手法を取り入れるなど、創意工夫を凝らしながら、安全で安心して暮らせる県土づくりに向け道路整備が着実に進みますよう、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○企業局長（日高幸平君）〔登壇〕 お答えいたします。

一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用者増への取り組みと今後のサービスの改善についてでございます。

まず、利用者増への取り組みであります。これまで企業局では、指定管理者と連携をしながら、県民が利用しやすい低廉な基本料金を設定してまいりました。その上で、高齢者やジュニア、女性を対象とした割引料金や土曜日の食事つきプレー、早朝・薄暮プレーの割安な料金設定な

ど、利用形態に応じて多様な割引を行いますとともに、飲料メーカーなどの企業が協賛するコンペを初め、魅力ある企画コンペを年間160回以上実施をいたしまして、利用者増に取り組んでまいってきたところでございます。

また、今後のサービスの改善についてでございますが、指定管理者と引き続き連携いたしまして、ゴルフコースの状態やレストランのメニュー、接客の状況などにつきまして、利用者の意見やニーズを細かく把握しながらサービスの改善に努め、高齢者や女性、ジュニアなど広く県民に愛されるゴルフ場づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、施設基準の取得についてであります。平成20年度は、4月に行われた診療報酬の改定に対応いたしまして、新たに53の施設基準の取得を行ったところであります。このうち主なものでは、ハイリスク妊娠管理加算で約1,500万円、検体検査管理加算Ⅱで約2,000万円の収益増があったと推計をいたしております。また、今年度は、施設基準取得に必要な人員体制が整ったことにより、入院時医学管理加算や医師事務作業補助体制加算等、新たに17の施設基準の取得を行っておりまして、来年4月に行われる予定の診療報酬の改定につきましても的確に対応いたしまして、収益の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、経費節減策の効果と今後の改善策についてでございます。まず、診療材料の調達につきましては、平成19年11月から委託を行っておりますが、初めて年間を通して実施いたしました20年度では、約1億8,300万円、率にして6.9

%の削減が図られました。また、薬品費につきましては、総額で約2億3,500万円の減となっておりますが、このうち共同購入による効果は、前年度比で約1,400万円、率にして0.4%と試算しているところであります。今後の経費節減につきましては、これまでの取り組みに加えて、共同購入の拡大や一人一改善運動の推進等により、職員一人一人がコスト意識を持って徹底的に見直しを図るなど、病院局職員が一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○濱砂 守議員 それでは自席から、時間がありませんので、はしょって質疑をしていきたいと思います。

まず、物品についてであります。事務用の机とかいす、100万円以上の高価なものがかかなりあるという説明でありましたが、最も高価な机、いすというのは、どこでどのように使用されているんですか。

○総務部長（山下健次君） まず、机でございますが、高いものから3点申し上げますと、県立美術館のミーティングテーブルが207万円余、これは会議室で使っていらっしゃるようでございます。さらに、芸術劇場の役員会議用テーブル、これは176万円、さらに、議会事務局の議運室の机、これが130万9,000円でございます。それからいす類でございますが、知事室の応接セットが266万円、ちなみにこれは平成2年の購入でございます。それから西都原考古博物館の応接セットが173万円余、それから県立美術館の応接セット、これは館長室のようですが、155万、こういった状況でございます。

○中村幸一議長 総括質疑の途中でございますが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○濱砂 守議員 ちなみに、我が県のトップであります知事の机、いす、あるいは議長の机、いすはいかほどですか。

○総務部長（山下健次君） 知事室の机が、片そで机とわき机2つ合わせまして58万224円、それから議長室の机は、両そで机で10万7,520円。さらに、いすでは、知事室が12万円、議長室が27万円ということで、これはいずれも取得は平成3年とか昭和63年とか、そういったことでございます。

○濱砂 守議員 わかりました。

次に、債権について伺います。林業公社貸付金についてであります。林業公社が管理している森林面積はどれくらいあるのか、立木価格の見込みはどのくらいあるのかお尋ねいたします。環境森林部長。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林業公社が管理しております森林面積につきましては、20年度末で1万855ヘクタールとなっております。立木価格でございますが、今の実績で言いますと、平成20年度は、杉の45年生以下で1立米当たりの立木価格は3,000円ということになっております。以上です。

○濱砂 守議員 約1万800ヘクタールの立木価格の総額、見込みで結構ですが、どのくらいですか。環境森林部長。

○環境森林部長（吉瀬和明君） その数字を今手元に持っていません。済みません。

○濱砂 守議員 先ほど平成80年に回収できる見込みだということだったんですが、ここでの立米当たりの金額は幾らぐらいで見積もっておられるんですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 先ほどもちよっと申しましたけれども、過去5年間の立木価格をもとに試算した長期収支でございます

ので、例えば杉の45年生以下でいきますと、1立米当たり3,800円で計算をしております。

○**濱砂 守議員** 木材価格はだんだん低迷をしていく、今、市場価格で立米当たり7,000円ちょっとぐらいなんです。出しに9,000円ぐらいかかりますから、価格を森林勘定であらわすとよくわかるんですが、これは貸付金で見たときも229億円余りあるということですから、実際にこの価格ほどの森林の木材価格があるのかどうかということなんです。どうですか。

○**環境森林部長(吉瀬和明君)** 非常に現在、木材価格は低下しておりますので、そこらあたりは今のところ厳しい状況かと思えます。今の相場価格で言いますと、なかなか厳しい状況かと思えます。

○**濱砂 守議員** そうなんです。完全に宮崎県の林業政策の失敗策なんです、これは。(「全国」と呼ぶ者あり) 全国ですが、宮崎は素材生産量日本一ですから。長期的に見て見通しがなかったということなんです。だから、これは今からの検討課題として、山主にその責任を押しつけないように、毎年8億円なり9億円の繰り出しをやっています。そのお金はだんだん積み重なっていくが、すべて山に負担させる。すると、分収ですから、山主に3割、県が7割とかいう形でやっていると思うんですが、その部分が山主に負担が毎年毎年かかっていくということなんです。これをさせないようにしていただきたい。お願いしておきます。

○**環境森林部長(吉瀬和明君)** 先ほどの長期収支で見込みました全体の立木価格につきましては、現在約580億円を見込んでいるところでございます。

○**濱砂 守議員** 間違いないですか。森林勘定じゃないですか。

○**環境森林部長(吉瀬和明君)** 現在の価格ではなくて、試算しました長期収支で見込んだ立木価格の全体が約580億ということでございます。

○**濱砂 守議員** それは、時間がありませんので……。

それから農業改良資金特別会計ですが、収入未済額、14年度までの直貸資金の件数と金額をお願いいたします。

○**農政水産部長(伊藤孝利君)** 農業改良資金の平成14年度までの直貸資金のうち、収入未済額につきましては、22件、1億300万円となっております。

○**濱砂 守議員** 次に、林業改善資金特別会計ですが、これの収入未済額のうち貸付基準日の最も古いものはいつなのか、件数と金額についてお願いいたします。

○**環境森林部長(吉瀬和明君)** この貸付金の最も古いものは53年度に貸し付けたものでありまして、件数は4件、収入未済額は394万4,000円となっております。

○**濱砂 守議員** この資金で購入された林業機械など既に現物がないものもあると聞いておるんですが、実態はどうなんですか。環境森林部長。

○**環境森林部長(吉瀬和明君)** この収入未済に係るものにつきましては、事業の中止や火災等による消失等によりまして、現在はそのほとんどのものが処分されている状況にあります。

○**濱砂 守議員** それで、かなり長期化になって貸付が回収されていない。それに保証人がついているんですが、保証人も払う意思があれば時効を中断しているんです。時効が成立しない。だから、督促なんかを送って払う意思を確認ができれば、時効中断しますので、ずっと引

き続いてやってきている。もうそろそろその辺のけじめをつけるべきじゃないかと思うんです。何十年も引きずって現物もない、本人が死んでおるところもある、そういう状況だものですから、それをどうするのか。環境森林部長。

○環境森林部長（吉瀬和明君） その方法も一つの方法かとは思いますが、現在、収入未済のうち約半数が、わずかずつではありますけれども毎年償還されております。また、残りの方につきましても、督促なり面談を行ったりしまして、返還に応じる考えの方もいらっしゃいますので、今後とも可能な限り、面談等によりまして返還していただく取り組みを粘り強く続けていきたいというふうに考えております。

○濱砂 守議員 農業改良資金特別会計も林業改善資金特別会計も、それぞれ特別会計には不納欠損額が発生していないんです。ずっと。例えば住宅使用料とかについては5年で不納欠損に計上していきますね。この分はないんです。全部、支払い能力のない保証人にずっとかぶせているという状況なんですが、その辺についてはどうですか。環境森林部長。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 保証人を含めまして約半数の方が返済されているという現状もありますし、面談に応じて返還に応じる考えの方もいらっしゃるようでございます。また、不納欠損処理といいますと、これは国の原資も入っておりますので、そこらあたりとの協議も必要になってきますので、今のところは粘り強く対応していこうと思っております。

○濱砂 守議員 時間が経過をいたしましたので、またゆっくり質問させていただきたいと思いますが、もうそろそろ不納欠損処理をする時期じゃないかと思うんです。両会計とも。ほかの会計も、母子寡婦福祉資金もそうですね。だ

から、そのようなものを今後検討していただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。最後の質疑となります。早速入らせていただきます。

平成20年度決算に関する総括質疑を行います。

今回の決算の結果は、一般会計において、歳入5,783億8,600万円余、歳出5,711億7,800万円余、実質収支で23億7,400万円余の黒字となっています。しかし、これまでの三位一体の改革の中で、後年度措置をするとしながら、臨時財政対策債など地方に負担を負わせるやり方で、借金をしながらの厳しい財政運営が強いられ、20年度、県債発行は抑制したとはいえ、県債残高は9,104億8,300万円余と、依然として膨大な額が残されています。県民生活では派遣切りやリストラの風が吹き荒れる中、企業の社会的責任を問いながらも、自治体としての失業・雇用対策も求められる深刻な状況でもありました。20年度の決算をしっかりと総括して新年度予算に生かさなければならぬと思います。

まず、財政運営について伺います。歳入で、地方交付税の代替債である臨時財政対策債の当年度額及び対策債がどれほど交付税措置されているか。また、これまでの対策債に対する交付税措置状況を総務部長にお伺いし、後は質問者席から続けさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

臨時財政対策債についてであります。平成20年度における臨時財政対策債の発行額は234

億7,300万円であります。また、臨時財政対策債の償還費につきましては、平成20年度において88億円余が地方交付税で措置をされているところであります。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、地方財政法等におきまして、その全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入することが明記をされているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 続いて、県税収入について、税源移譲により個人県民税が増収になる中で、個人県民税の収入未済もふえています。また、公営住宅使用料の収入未済も増加をしていますが、それぞれの要因をどのように分析しておられるか伺います。

○総務部長（山下健次君） 個人県民税の収入未済額につきましては、前年度に比べまして1億9,000万円余増加をしておるところでございますが、これは、平成19年度におきます税源移譲によりまして調定額、未済額とも大幅に増加したことに伴いまして、平成20年度に繰り越されました収入未済額が5億7,000万円余増加するなど、前年度の税源移譲の影響があらわれたことによるものと考えております。なお、現年度課税分の収入未済額は1億5,000万円余圧縮をされまして、徴収率は、現年度課税分及び滞納繰越分ともに、それぞれ前年度より改善されたところでございます。

○県土整備部長（山田康夫君） 公営住宅使用料の収入未済についてでございます。平成20年度におきましては、滞納者数288名で、収入未済額は2,327万3,730円となっております。前年度と比較して、滞納者数で70名、収入未済額で328万7,377円増加をしております。このこと

につきまして滞納者の状況から分析いたしますと、金額10万円未満の少額の滞納者が、288名のうち214名で、前年度に比べて65名増加するなど、昨今の厳しい経済情勢に伴う収入の減少等の影響もあったものと考えております。

○前屋敷恵美議員 収入未済については、悪質な滞納者を除けば、県民の厳しい生活状況の縮図であるとも言えるというふうに思います。ですから、その状況をしっかりと把握して対応することが大事だというふうに思います。

次に、歳出について伺います。20年度、不用額が28億8,300万円余と、前年度より増加をしています。特に民生費と衛生費の不用額について、その主なものと不用になった理由、また、不用になったものについて十分な手当てができていたのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 民生費の不用額につきましては、昨年度末に障害者自立支援対策臨時特例基金が延長されたことに伴い、施設改修等の事業の一部が翌年度以降の実施に変更されたこと、障がい者に対する自立支援医療費やひとり親家庭医療費助成事業について、患者数が見込みを下回ったこと等によるものであります。また、衛生費の不用額は、肝炎医療費や難病患者を対象とした特定疾患医療費について、受給者数や治療費が見込みを下回ったこと等によるものであります。いずれの不用額につきましても、翌年度以降の実施となったことや、実績が見込みを下回ったことによるものであり、必要な額は手当てできていると考えております。

○前屋敷恵美議員 扶助費等の予算については十分措置ができるように努める必要があるというふうに思いますので、今後ともその方向で執行していただきたいと思います。

また、28億円もの不用額ですが、効果的な運用で県民施策に活用できるように——28億という巨額ですから——的確な予算の編成、そして運用が必要であるということを指摘しておきたいと思えます。

次に、予算執行における監査意見書での指摘事項について伺います。県の補助金交付に係る事務処理についての指摘がなされておりますが、どのような内容でしょうか。また、財務会計事務についても、依然として多くの事務処理の誤りが見られたと指摘があります。この点についても、どのような内容か、あわせてお聞かせいただきたいと思えます。

○代表監査委員（城倉恒雄君） まず、補助金交付に係る事務処理についての指摘でございますけれども、例えば、年度当初に行うべき補助金の交付決定が、特段の理由がないにもかかわらず年度末に行われていたケースがありましたし、また別の事例では、補助事業の内容が20%以上の大幅な変更となっていたにもかかわらず、交付要綱に沿った変更手続が行われていないものなどがございました。

次に、財務会計事務の指摘でありますけれども、その中で、例えば収入支出の事務では、財産貸付料などの納入期限が誤っていたもの、生産物売り払い収入などの調定事務がおくれているもの、それから通勤手当等の認定誤りにより支給額に過不足を生じていたものなどがございました。また、契約事務では、5月に結んだとされる委託契約が、契約そのものの作成は10月に行われたといった例などがございました。以上です。

○前屋敷恵美議員 ただいま指摘事項の内容をお示しいただきましたが、特に財務会計事務に対する指摘に対して、その受けとめと今後の対応、

どのように考えておられるか伺いたいと思えます。

○会計管理者（長友秀隆君） 財務会計の事務処理の誤りが多く発生する原因は、財務会計の知識不足、あるいは公金に対する認識不足があると考えております。会計管理局といたしましては、このような監査委員の御指摘を厳粛に受けとめまして、事務処理の誤りがなくなりますよう、財務会計の研修や個別の事務指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ改善に努めていただきたいというふうに思えます。

次に、特別会計について伺います。沿岸漁業改善資金特別会計については、貸付金の執行残が不用額として毎年多額に及んでおります。執行率が極めて低い状況ですが、十分有効活用できるように制度の改善を図ることが必要だと思います。監査委員からの指摘にもこの点ございますが、どのように分析しておられるのか伺いたいと思えます。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 沿岸漁業改善資金特別会計につきましては、昨年度は、御案内のような急激な燃油価格の高騰等もございました。資金需要が減少し執行率が低下したものと考えております。この資金につきましては、平成20年度に借入申請の随時受け付け、あるいは貸付回数制限の緩和等を行ったところでありますが、今後はさらに運用面での改善等を検討しながら、本資金の有効活用を促進してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 一部改善も図られているようではありますが、実際、漁業者を助けるものにならなくてはなりませんので、さらに引き続き、利用しやすいように改善を図ってい

ただきたいというふうに思います。

次に、各種施策、事業について伺います。

まず、福祉関連で、市町村国保において、各自治体における国保税の滞納の状況、また、滞納世帯に発行される短期保険証や資格証明書の発行状況、無保険世帯の状況など、把握しておられるところを伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成20年6月1日現在で滞納世帯数は5万870世帯で、このうち短期被保険者証を交付されている世帯数は1万4,414世帯で、資格証明書を交付されている世帯数は3,762世帯であります。また、被保険者証、短期被保険者証、資格証明書いずれも持っていない、いわゆる未交付世帯は、平成20年11月30日現在で9,193世帯となっております。

○前屋敷恵美議員 あわせて福祉保健部長に、後期高齢者医療制度についても伺いたいと思います。保険料の滞納世帯には、1年以上経過した場合に、ここも資格証明書が発行されるというような制度の中身になっておりますが、1年半経過した中で、今の現状を教えてくださいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 後期高齢者医療制度で平成20年度中に短期被保険者証及び資格証明書を交付された方はおりません。

○前屋敷恵美議員 今いらっしゃらないということでありましたけれども、個別に聞いた点では数名おられるというところがありましたので、県全体の状況を伺いたいと思って質問をさせていただいたところです。また把握に努めていただきたいというふうに思います。

昨年と比べても滞納世帯はふえておりますし、資格証の発行もふえているという状況があります。保険証がないという状況が何を意味するのか、県民の暮らしがどういう状況なのかと

ということが推しはかれるというふうに思っております。現在、子供のいる世帯には短期保険証を交付することが義務づけられるようになりましたけれども、保険証のない世帯に思いをはせて、適切な指導、援助、また支援を行えるような体制をとっていただきたいというふうに思っております。

次に、商工労働政策関連で伺います。失業対策、雇用の確保としてどのような取り組みが行われてきたか、その成果について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 失業者対策等についてでございます。平成20年度におきましては、雇用情勢の悪化を受けまして、宮崎労働局等と連携し、緊急の労働相談窓口を設置したほか、共同就職支援センターの設置による非正規労働者の再就職支援など、失業者等への支援に取り組んだところでございます。また、新たな雇用の創出を図るため、2月補正予算におきまして、ふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を創設したところでございます。

○前屋敷恵美議員 あわせて、中小商工業者への融資について、信用保証協会の保証承諾件数、また金額の実績を伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 信用保証協会の保証承諾状況でございます。平成20年度の信用保証協会の保証承諾件数は、前年度比32.8%増の8,953件、保証承諾額は、前年度比41.4%増の937億8,934万円となっております。

○前屋敷恵美議員 今、景気の低迷が長引く中で、地域経済を支えるのは地元の中小業者でありますので、ここへの大きな支援が新たな雇用の拡大にも結びつくという観点から、そういう

方向性を持って対応することが必要であるというふうに思っております。ぜひその点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育関連で伺ひます。平成20年度における県立学校についての耐震化の取り組みと耐震化率について、その到達を伺ひます。

また、特別支援学校についての現状、また教育に携わる教員の方々への研修等の実施状況についてお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） まず、耐震化についてであります。平成20年度における県立学校の耐震補強工事は、14校16棟について行ったところであり、20年度末における耐震化率は85.4%に達したところであります。なお、この耐震化率は、九州では第1位、全国では第10位となっております。

続きまして、特別支援教育関係であります。まず、本県の特別支援学校は現在15校ありまして、在籍する幼児・児童生徒数は、平成21年5月1日現在で1,188名であります。

次に、平成20年度の研修の実施状況であります。特別支援学校のすべての教職員と、幼稚園や保育所、小中学校、高等学校の希望者を対象に、特別支援教育専門性向上研修を実施し、2,442名が受講しております。また、小中学校、高等学校等の特別支援教育コーディネーターを対象にしまして、特別支援教育コーディネーターステップアップ研修を実施しておりますが、672名が受講しております。さらに、平成19年度から3カ年計画で、小中学校のすべての管理職と教員を対象に、特別支援教育理解啓発研修を実施しておりますが、平成20年度は2,061名が受講しております。以上です。

○前屋敷恵美議員 続いて、県立病院事業会計について伺ひたいと思ひます。県立病院事業の

決算で、単年度の純損失が8億6,000万円余、累積欠損額が258億6,000万円余となっております。この赤字の要因をどのように分析されておられるかということ、また、今回の決算を踏まえて、地域医療の中核を担う県立病院としての役割をどのように総括し、どう改善を図ることにしているのか、あわせて伺ひたいと思ひます。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成20年度は、診療報酬改定に伴う施設基準への的確な対応や、延岡病院におけるDPC（診療報酬の包括請求方式）への移行などによりまして収益確保に努める一方で、徹底した経費削減に取り組んだところであります。いわゆるコンビニ受診の自粛や医師不足等による患者数の減少により、前年度より赤字幅が広がる結果となつたところでございます。地域医療の中核としての県立病院の役割は、地域の医療機関との機能分担や連携の強化を図りながら、地域からの紹介等による重篤な患者さんの受け入れを行い、民間で対応できにくい高度医療を提供していくことにあると考えております。このため、これまでの経費節減の取り組みを一層徹底しますとともに、最重要課題である医師の確保に努めまして、収益の向上を図り、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひそういう方向で進めていただきたいと思ひます。県民の生命、健康に責任を負い、地域医療の中核として高度医療にも責任を負う県立病院は、一面的に採算性を問えるものではないというふうに思ひます。公的病院の役割は、自治体本来の役割として、私は再認識することが大事だというふうに考えます。今後の努力を大いに期待をしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

最後になりますが、今回の質疑も限られた時間の中での質疑でしたので、決算の内容は特別委員会でもっと深めさせていただきたいと思っておりますが、決算を通して、行政運営、財政運営のあり方、またさまざまに県民の暮らしの実態が浮き彫りになり、改めて県民の暮らしに責任を負う地方自治体としての役割が問われてくることと思います。

最後に知事に、平成20年度の決算をどのように総括をしているのか伺いたしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本県の財政は、自主財源の占める割合が低く財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の減少や社会保障関係費の増大等により、引き続き大変厳しい財政運営を強いられました。このため、平成20年度の財政運営に当たりましては、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき行財政改革の徹底を図る一方、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略等に基づく重点施策の推進に積極的に取り組みました。また、世界的な金融危機の影響による深刻な本県経済情勢を踏まえ取りまとめました「経済・雇用緊急対策」に基づき、国に先駆けて補正予算を措置するなど、スピード感を持って取り組んだところであります。さらに、予算の執行に当たりまして、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や徹底した経費節減に努めたところであります。このような取り組みの結果、平成20年度は、全体としては、厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたと考えております。

○前屋敷恵美議員 質疑の中でも申し上げましたけれども、今、県民の置かれている暮らしの状況をしっかりと踏まえて、県民の暮らしに責任を負う県政を進めていくためにも、この20年

度決算をしっかりと踏まえて、新年度の予算に生かしていくという方向で進めていただきたいと思います。このことを申し上げて質疑を終わらせていただきます。（拍手）

○中村幸一議長 以上で総括質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、議会運営委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

平成21年10月7日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第6号上程、採決

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号から第32号まで

決算特別委員会付託

○中村幸一議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第28号から第32号までの各号議案については、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時35分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 井本 英雄
副委員長 高橋 透

○中村幸一議長 以上で報告は終わりました。

あすからの日程をお知らせします。

あす8日から19日までは、決算特別委員会及び議事整理のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、20日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後5時36分散会

10月20日（火）

平成 21 年 10 月 20 日 (火曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (42 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 33 番 星原透 (自由民主党)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)

- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)
- 欠席議員 (1 名)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|----------|-------|---|
| 知事 | 東国原英夫 | |
| 副知事 | 河野俊嗣 | |
| 県民政策部長 | 高山幹男 | |
| 総務部長 | 山下健次 | |
| 福祉保健部長 | 高橋博 | |
| 環境森林部長 | 吉瀬和明 | |
| 商工観光労働部長 | 渡邊亮一 | |
| 農政水産部長 | 伊藤孝利 | |
| 県土整備部長 | 山田康夫 | |
| 会計管理者 | 長友秀隆 | |
| 企業局長 | 日高幸平 | |
| 病院局長 | 甲斐景早 | 文 |
| 財政課長 | 西野博之 | |
| 教育委員長 | 大重都志 | 春 |
| 教育長 | 渡辺義人 | |
| 公安委員長 | 野中玄雄 | |
| 警察本部長 | 鶴見雅男 | |
| 人事委員長 | 黒木奉武 | |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|---|
| 事務局 局長 | 濱砂公一 | |
| 事務局 次長 | 岡田英治 | |
| 総務課 長 | 渡邊靖之 | |
| 議事課 長 | 富永博章 | |
| 政策調査課 長 | 日高正憲 | |
| 議事課 長 補佐 | 福嶋清美 | |
| 議事担当 主幹 | 日高賢治 | 二 |
| 議事課 主査 | 山中康 | |
| 議事課 主査 | 前田陽 | 一 |

◎ 議員の辞職許可

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。ここで、議員より辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

辞 職 願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成21年10月20日

宮崎県議会議員 井本 英雄

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました井本英雄議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、井本英雄議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、井本英雄議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席をお願いします。

〔井本議員退席〕

○中村幸一議長 お諮りいたします。

井本英雄議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、井本

英雄議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時6分開議

◎ 副議長の選挙

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時48分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に、野辺修光議員、高橋透議員、凶師博規議員、新見昌安議員、田口雄二議員、水間篤典議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○中村幸一議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○中村幸一議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名の記載を願います。

立会人の立ち会いを願います。

これより投票に移ります。

それでは、議席順に順次投票を願います。

〔各議員投票〕

○中村幸一議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の点検をお願いいたします。

〔開票・点検〕

○中村幸一議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数41票、うち有効投票41票であります。無効投票はありません。

有効投票中、萩原耕三議員21票、徳重忠夫議員20票であります。

以上の結果、萩原耕三議員が最高点であり、かつ法定得票数以上でありますので、副議長に当選をされました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○中村幸一議長 ただいま副議長に当選されました萩原耕三議員が議場におられますので、本席から、会議規則第35条の規定により当選の告知をいたします。

御承諾を願います。

ここで、副議長のごあいさつがあります。萩原耕三議員の登壇を願います。

○萩原耕三副議長〔登壇〕(拍手) 不肖、私には身に余る、身の丈に過ぐる役職を与えてい

ただきまして、心から感謝を申し上げます。選任された以上は、議長を補佐しながら一生懸命努めてまいります。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

〔降壇〕

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○中村幸一議長 次に、議案第28号から第32号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、高橋透副委員長。

○高橋透議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員会に付託されました議案第28号から32号に係る「平成20年度決算の認定について」、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入5,783億8,608万円、歳出5,711億7,865万2,000円で、前年度決算額と比べ、それぞれ歳入が3.9%、歳出が3.5%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は72億742万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は23億7,425万9,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で歳入が95億8,617万4,000円、歳出が63億7,727万6,000円で、差引残額は32億889万8,000円となっております。

次に、議案第29号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は52億5,341万円、事業費用は45億423万3,000円で、当年度純利益は7

億4,917万7,000円であります。供給電力量の目標達成率は、年間を通じて発電に効率的な降雨があったことにより、109%となっており、電力収入の目標達成率も102.6%となっております。

次に、議案第30号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は3億3,654万3,000円、事業費用は2億8,240万4,000円で、当年度純利益は5,413万9,000円であります。なお、給水量の目標達成率は92.8%となっております。

次に、議案第31号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は2,603万8,000円、事業費用は、2,197万7,000円で、当年度純利益は406万円であります。なお、施設利用者数の目標達成率は102.6%となっております。

最後に、議案第32号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成20年度の収支状況は、総収益が259億6,722万7,000円、総費用が268億3,600万8,000円で、差し引き8億6,878万1,000円の赤字となり、3年連続で中期経営計画の目標を上回ったものの、前年度に比べ2億182万3,000円の赤字額の増加となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第28号については、賛成多数、議案第29号から32号については、全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項として、本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなど、構造的な課題を抱えており、財政運営の硬直化が一段と進んでいる状況にあります。よって、引き続き財政改革の着実な推進に取り組むことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討・改善を求めるものであります。

1つ、個人県民税を中心とした収入未済額の一層の縮減を図るとともに、厳しい徴収現場において、日夜徴収業務に当たる職員の健康管理には十分配慮すること。

1つ、県内における重要行事の中には、知事出席が参加者の励みとなるなど関係者に及ぼす影響が大きい場合があるので、知事出席予定の行事については、その重要性も十分勘案して日程調整を行うこと。

1つ、鉄道期成同盟会については、具体的なテーマを掲げて取り組みを行うこと。

1つ、本県物流の現状と課題を検討していくに当たっては、本県以外のルートを利用している事業者にも呼びかけて検討するとともに、経済の合理性を基準にして、利用する港の絞り込みをし、大消費地に向けた集荷体制について、隣県も含めた海上交通の取り組みを検討すること。

1つ、消防広域化については、組織上は一本化しても運用面で配慮するなど、各消防本部の理解が得られるよう議論をした上で、妥当な結論が出せるようにすること。

1つ、民生委員・児童委員について、欠員が生じているので、市町村等と協力して民生委員・児童委員を確保し、研修の機会をふやすな

ど、資質の向上に取り組むこと。

1つ、動物の愛護及び適正飼育の普及啓発について、先進自治体においては、犬・猫の処分件数が大幅に減少しているところがあるので、本県においても、さらに積極的に取り組むこと。

1つ、県立病院について、前年度に比べ赤字額が増加したが、高度医療の提供を行うとともに、民間医療機関にできない不採算部門の医療を担うという使命があるので、経費節減の努力は必要であるが、今後も優秀な医師確保に努め、よりよい医療を提供すること。

1つ、「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業について、宮崎の食を取り上げることは、観光客だけではなく、生産者やその提供者にとっても、非常によいことであるので、関係部局間で連携し、特産品の十分な供給体制の整備を図りながら、今後もパンフレット等を有効に活用して、宮崎の食を含めた観光のPRに努めること。

1つ、農商工連携について、宮崎の素材に付加価値をつけ、どのように新商品の開発につなげていくか、民間企業とも協力して農商工連携の流れを早急につくる取り組みを積極的に行うこと。

1つ、公共交通安全施設の整備について、事故を未然に防止するためにも、要望があったがいまだ整備に至らない箇所については、看板等を設置するなど、危険箇所を住民に知らしめる方法を考え、安全・安心な交通環境の確保に努めること。

1つ、公共事業における予算執行のあり方について、経済情勢が厳しい時期でもあるので、地域経済の活性化を図るためにも、繰り越しも含め、より一層の有効かつ効率的な予算執行

に努めること。

1つ、スギ花粉発生源対策における花粉の少ない苗の生産について、花粉症対策は県民が健やかな生活を送る上で、必要不可欠なものであるので、今後もさらなる推進に努めること。

1つ、グリーン・ツーリズム支援における農家民宿について、観光面で商工観光労働部、旅館業法の手続面で福祉保健部と各部局にまたがるため、関係部局と総合的に調整しながら取り組みを進めること。

1つ、畜産試験場の和牛精液ストローの保管・管理について、今後、関係者との信頼関係を回復するための一層の努力をすること。

1つ、総合評価落札方式について、業者の深刻な現状を踏まえ、早急にそのあり方を考えるとともに、景気を刺激するような対策に全力で取り組むこと。

1つ、鳥獣被害対策について、20年度の事業実績の効果が発揮されるよう、今後も継続して捕獲、防除等による対策を推進するとともに、地域の深刻な状況を認識し、より住民の目線に立って、環境森林部、農政水産部の両部局が連携することはもとより、県全体の施策として総合的に取り組むこと。

1つ、学校職員のメンタルヘルスを含めた健康増進対策について、地域全体で学校の先生を支えていくという姿勢で、総合的な対策を推進すること。

1つ、高齢歩行者等の交通安全対策について、高齢者の交通安全教育を推進し、高齢歩行者等の事故防止に努めること。

1つ、電気事業における売電価格について、安定的な経営が維持できるよう交渉に努めるとともに、事業の効率的な運営により、経営基盤の強化を図ること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります
が、今後の予算編成及び事業執行に当たって
は、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項に
ついて、特段の改善と努力が図られるよう、重
ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについて
は、会議録への登載を議長にお願いし、当委員
会の審査の経過及び結果についての報告を終わ
ります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 決算特別委員長の審査結果報
告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内とい
たします。

討論の通告がありますので、発言を許しま
す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋
敷恵美でございます。議案第28号「平成20年度
宮崎県歳入歳出決算の認定について」の討論を
行います。

まず、財政運営では、国の三位一体の改革に
より、地方交付税が大幅に削減されるもとで、
その代替財源としての臨時財政対策債の発行
は、234億7,300万円に上っています。20年度に
おける臨時財政対策債の償還費は、88億円余が
地方交付税で措置されているようですが、それ
を含めての地方交付税は1,890億円余であり、し
かも前年度を下回っています。これでは臨時財
政対策債の元利償還はいつになったら完了す
るのでしょうか。こうした財政運営は健全な姿で
はありません。国にも大きな責任があります。
今、何より地方交付税をもとに戻すことが重要

であり、そのためにも無駄を削り、軍事費や大
企業優遇税制にメスを入れ、財源確保を図るよ
う国に要求すべきであり、このことは新政権の
課題でもあると思います。

また、個人県民税や公営住宅使用料等の収入
未済が増加していますが、こうしたことは、昨
今の厳しい経済情勢を反映したものであり、と
りわけ国保税を納めたくても納められない滞納
世帯は昨年度を上回る5万870世帯に及んでお
り、その5割を超す世帯が保険証がない、あつ
ても1カ月程度の短期保険証や窓口全額自己負
担の資格証明書という状況です。こうした県民
の暮らしの状況をしっかり掌握し、格差と貧困
が広がる中で、県民の暮らしや福祉をどう守る
か、県民の苦労に心を寄せ、地方自治体の本旨
を全うする行政が求められていると思います。
そこで、歳出における行政運営、各種事業につ
いて述べます。

まず、福祉や医療については、乳幼児医療費
助成が小学校就学前までに拡充が図られ、まだ
改善の余地はありますが、子育て支援の前進で
あると評価をするものです。今後、総合的な子
育て支援に取り組んでほしいと思います。

しかし、一方、特に後期高齢者医療制度の実
施が高齢者に重い医療費負担や医療差別をもた
らしており、早急な解決が迫られています。県
としても、制度廃止を求めるべきだと思いま
す。

また、特別養護老人ホーム等の整備のおくれ
や、民生費や衛生費等での扶助費等の執行残が
見られますが、とりわけ現下の厳しい経済状況
のもとで、暮らしや健康を支える点でも、医療
費の公費負担などを十分に行うことや、特養ホ
ームの整備を充実させて、入所待機者の解消を
図ることは切実です。

商工政策については、セーフティネット貸付などの拡大が図られ、中小企業の資金繰り対策に一定の成果が見られました。しかし、雇用の確保の点では、緊急雇用対策なども年末打ち出されましたが、十分再就職に道を開くまでには至らず、派遣切りなどが広がる中で、まずは失業者を出させないための企業に対する行政としての役割を十分に果たすことなどが求められていると思います。また、企業立地促進補助金等の直接助成による企業誘致での雇用の確保も進められました。企業誘致も一つの方策ではありますが、過度な条件競争に走ることをないようにすることが重要であり、同時に、地域経済を支えて頑張っている地元中小企業が取り組む雇用の拡大にも直接助成を行うなどの支援が必要です。

農業関連では、食料基地を自負する本県の農業を発展させるためには、農家を直接支える価格保障や所得補償を充実させることが必要ではなかったでしょうか。そのためにも不要不急の農業土木工事等の見直しなどが求められたと思います。

また、市町村合併の問題については、その促進のための支援交付金や無利子貸付など、かなりの財源を投入して推進が図られてきたところです。本来、市町村合併は、住民の暮らしの中から住民の意思に基づいて必然的に発生し自治体が判断するもので、国や県の思惑で、しかもさまざまな支援策を講じて強力的に推進するようなものではありません。ましてや、住民の意思を明確に示す住民投票すら行われずに合併が進められたところも多くあり、認められるものではありません。

以上、平成20年度決算について、幾つかの主な問題点を指摘し、十分に県民の思いを受けと

めていく行財政運営に努めることが必要であることを述べ、決算の認定に反対をするものです。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第28号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第28号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数、よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第29号から第32号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第29号から第32号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長報告のとおり認定されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成21年10月20日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会
議への議員の派遣

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年9月定例県議会を閉会いたします。

午前11時17分閉会

◎ 議員発議案第7号追加上程、採決

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第7号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第7号については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

資

料

平成21年9月定例県議会日程

41日間

月日	曜	区分	議事	備考
9. 10	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
11	金	休会	(議案調査)	代表質問通告締切 12:00
12	土		(閉庁日)	
13	日			
14	月	休会	(議案調査)	一般質問通告締切 12:00
15	火	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
16	水			
17	木			請願締切 12:00
18	金			一 般 質 問
19	土		(閉庁日)	
20	日			
21	月		(閉庁日) 敬老の日	
22	火		(閉庁日) 国民の休日	
23	水		(閉庁日) 秋分の日	
24	木	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
25	金		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
26	土		(閉庁日)	
27	日			
28	月	休会	常 任 委 員 会	
29	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
30	水			特 別 委 員 会 議会運営委員会

月日	曜	区分	議事	備考
10. 1	木	休会	(議事整理)	
2	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 決算議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
3	土		(閉庁日)	
4	日			
5	月	休会	(議案調査)	総括質疑通告締切 12:00
6	火			
7	水	本会議	総括質疑 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算認定)	議会運営委員会 9:30
			決算特別委員会	
8	木	休会	決算特別委員会	
9	金			
10	土		(閉庁日)	
11	日			
12	月		(閉庁日) 体育の日	
13	火	休会	決算特別委員会	
14	水		(議事整理)	
15	木			
16	金		決算特別委員会	
17	土		(閉庁日)	
18	日			
19	月	休会	(議事整理)	
20	火	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1168
平成21年9月10日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成21年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第2号 平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第5号 平成21年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)
- 議案第6号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例
- 議案第12号 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
- 議案第13号 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
- 議案第14号 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例
- 議案第15号 財産の無償譲渡について
- 議案第16号 損害賠償の額の決定について

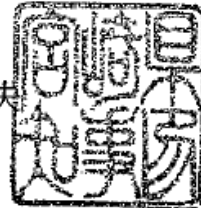
(文書取扱 財政課)

215-1180

平成21年9月15日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成21年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

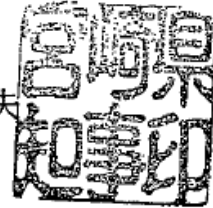
- 議案第17号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第18号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第19号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第24号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第25号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第26号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第27号 公害審査会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

215-1204
平成21年10月2日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英夫



議案の送付について

平成21年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第28号 平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第29号 平成20年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- 議案第30号 平成20年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第31号 平成20年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第32号 平成20年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

平成21年9月定例会

代表質問時間割

9月15日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	自由民主党	野辺 修光	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	中野 廣明	13:00~15:00	

9月16日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
3	社会民主党	外山 良治	10:00~11:50	休憩
4	愛みやざき	西村 賢	13:00~14:40	休憩
5	公明党	河野 哲也	14:50~16:20	

9月17日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
6	民 主 党	井上紀代子	10:00~11:30	休憩
7	自由民主党県民の会	徳重 忠夫	13:00~14:30	

* 会派別の質問時間

自由民主党 120分以内
社会民主党 55分以内
愛みやざき 50分以内
公明党 45分以内
民 主 党 45分以内
自由民主党県民の会 45分以内

平成21年9月定例会

一般質問時間割

9月18日(金)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
1	公明党	新見 昌安	10:00~11:00	
2	自由民主党	河野 安幸	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	宮原 義久	13:00~14:00	
4	社会民主党	満行 潤一	14:00~15:00	

9月24日(木)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
5	自由民主党	黒木 覚市	10:00~11:00	
6	自民党鳳凰の会	坂口 博美	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	星原 透	13:00~14:00	
8	愛みやざき	函師 博規	14:00~15:00	

9月25日(金)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
9	自由民主党県民の会	水間 篤典	10:00~11:00	
10	自由民主党	横田 照夫	11:00~12:00	休憩
11	社会民主党	太田 清海	13:00~14:00	
12	民主党	権藤 梅義	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

平成21年9月定例会

総括質疑時間割

10月7日(水)

順序	会派	質疑者	時間	備考
1	自由民主党	外山 衛	10:00~12:00	休憩
2	社会民主党	高橋 透	13:00~13:40	
3	愛みやざき	松田 勝則	13:40~14:20	
4	公明党	長友 安弘	14:20~15:00	休憩
5	民主党	田口 雄二	15:10~15:50	
6	自由民主党県民の会	濱砂 守	15:50~16:30	
7	日本共産党	前屋敷恵美	16:30~16:50	

※ 会派別の質疑時間

自由民主党	60分以内
社会民主党	20分以内
愛みやざき	20分以内
公明党	20分以内
民主党	20分以内
自由民主党県民の会	20分以内
日本共産党	10分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第4号	平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第5号	平成21年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)					可決
第6号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第7号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第8号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第9号	宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例				可決	
第10号	宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例		可決			
第11号	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例		可決			
第12号	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例		可決			
第13号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例		可決			
第14号	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例					可決
第15号	財産の無償譲渡について				可決	
第16号	損害賠償の額の決定について		可決			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 5 号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			
第 9 号	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願			継続		
第 1 1 号	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		継続			
第 1 9 号	平成 2 1 年度宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		
第 2 0 号	物価に見合う年金引き上げを求める請願		継続			
第 2 5 号	大淀川水系河川整備計画の見直しと事業促進に関する請願			採択		
第 2 6 号	宮崎県における自衛隊病院の誘致促進に関する要望についての請願		採択			
第 2 7 号	「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書」（案）の採択と関係機関への提出を求める請願			採択		
第 2 8 号	「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書」の採択と関係機関への提出を求める請願			採択		

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成21年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める 請願 請願第11号 障害者自立支援法の抜本的改善を求める 請願 請願第20号 物価に見合う年金引き上げを求める 請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」 の制定を求める請願 請願第19号 平成21年度宮崎地方最低賃金改正に ついての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	決算特別委員会
第28号	平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第29号	平成20年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	
第30号	平成20年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について	
第31号	平成20年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	
第32号	平成20年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

決算特別委員会各分科会主査報告

その1 総務政策分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成20年度の一般会計の決算規模は、歳入が5,783億8,608万円、歳出が5,711億7,865万円余で、前年度決算額と比べ、それぞれ歳入が3.9%、歳出が3.5%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は72億742万円余であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は23億7,425万円余の黒字となっております。

本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなど構造的な課題を抱えており、経常収支比率や公債費負担比率の悪化等、財政運営の硬直化が一段と進んでいる状況にありますので、当局におかれては、引き続き財政改革の着実な推進に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、県税等の歳入の確保についてであります。

平成20年度決算における個人県民税の収入未済額が18億8,518万円余と、県税全体の収入未済額の7割を超える状況となっております。

このことについて当局より、「各県税・総務事務所においては、平成19年度から導入した併任人事交流制度による県税職員の市町村への派遣を強化するとともに、地方税法に基づく徴収引き継ぎや管内市町村との合同の徴収対策会議の開催、滞納整理のための実務研修、共同徴収等を実施するなど、市町村と一体となった徴収体制の充実に努めている。また、本庁税務課においても、担当職員3名を配置し、市町村に併任派遣するとともに、県税職員と一体となって、徴収対策について市町村へ必要な助言を行うなど、収入未済額の圧縮対策に取り組んでいる」との答弁がありました。

当局におかれましては、個人県民税を中心とした収入未済額の一層の縮減を図るとともに、厳しい徴収現場において、日夜、徴収業務に当たる職員の健康管理には十分配慮をしていただくことを要望するものであります。

次に、知事出張における公務、政務の整理等についてであります。

このことについて、委員より、県外への知事出張における公務、政務の区分け及びそれに伴う公費支出について質疑があり、当局より、「公務、政務については、担当課において、その内容により明確に区分している。公務に伴う旅費については公費負担だが、空き時間に政務が入った場合や、政務のために宿泊する場合のタクシー代・宿泊代等は、知事の自己負担となる」との答弁がありました。

また、知事出席予定の行事調整について、委員より、「県内における重要行事の中には、知事出席が参加者の励みとなる等、関係者に及ぼす影響が大きい場合があるので、行事の重要性も十分勘案して日程調整をしていただきたい」との要望がありました。

次に、鉄道活性化対策推進についてであります。

このことについて委員より、「日豊本線の高速化に向けた国やJRに対する要望については、具体的

な事業費等も示しながら要望していくことが必要ではないか」との質疑があり、当局より、「事業費の積算については、条件のとり方でかなり違ってくる。県としては、国における施設整備に対する支援制度の改善要望を行う一方、利用促進を図りながら、JRが投資しやすいような形に持って行くことが必要であると考えている」との答弁がありました。さらに、別の委員より、「あと2年で九州新幹線が全線開通する。鉄道期成同盟会についても具体的なテーマを掲げて取り組みを行ってほしい」との要望がありました。

次に、物流効率化推進についてであります。

このことについて複数の委員より、「本県物流の現状と課題を検討していくに当たっては、本県以外のルートを利用している事業者にも呼びかけて検討していくことが必要ではないか。また、経済の合理性を基準にして、利用する港の絞り込みをし、大消費地に向けた集荷体制について、隣県も含めた海上交通の取り組みを検討してほしい」との要望がありました。

次に、消防広域化等体制強化促進についてであります。

当局より、「平成20年3月に、宮崎縣市町村消防広域化推進計画を策定し、20年度において、県域一消防本部体制、3消防本部体制について広域化のメリット、デメリットを検討してきた。広域化のためには、全消防本部の合意、共通認識が必要であるので、今後とも話し合いの機会を設けていきたい」との説明がありました。このことについて委員より、「組織上は一本化しても運用面で配慮するなど、各消防本部の理解が得られるよう議論をした上で、妥当な結論が出せるようお願いしたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その2 厚生分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成20年度宮崎県歳入歳出決算及び宮崎県立病院事業会計の決算認定につきまして、慎重に審査をいたしました結果、全会一致によりこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、民生委員・児童委員についてであります。

中核市である宮崎市を除く民生委員・児童委員の本県の定数は1,909人ですが、6市1町において合計34人の欠員が生じております。当分科会といたしましては、独居老人の増加、児童虐待件数の増など、民生委員・児童委員の期待される役割はますます重要度が増しているため、市町村等と協力して民生委員・児童委員を確保し、研修の機会をふやすなど資質の向上に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発についてであります。

平成20年度より、少しでも犬、猫が処分されないように、NPO法人と協働事業を開始し、譲渡の推進が図られ、また以前に比べて県民の動物愛護の意識が高まってきた結果、処分件数が減少しておりま

す。

しかし、先進自治体においては、動物愛護センターを拠点とした取り組みにより、犬、猫の処分件数が大幅に減少しているところがあります。当分科会といたしましては、本県においても、さらに取り組みを行うよう要望いたします。

次に、宮崎県立病院事業会計の決算の概要についてであります。

平成20年度の収支状況は、総収益が259億6,700万円余、総費用が268億3,600万円余で、差し引き8億6,800万円余の赤字となり、3年連続で中期経営計画の目標を上回ったものの、前年度に比べ2億100万円余の赤字額の増加となっております。

これは、地域との連携により医療機関のすみ分けが進んだことや、いわゆるコンビニ受診の自粛、さらには一部診療科の休診等により患者数が減少したことによるものであります。当分科会としては、県立病院の使命として、高度医療の提供とともに、民間医療機関にできない不採算部門の医療を担うという役目もあるので、経費節減などの努力は必要であるが、今後も県民の命を守るために優秀な医師確保に努め、よりよい医療を提供していただくよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その3 商工建設分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業についてであります。

委員より、「マスメディア活用広報の展開、パンフレット等作成などがあるが、その中には観光の一つのポイントでもある食に関するものも含まれているのか」との質疑があり、当局より、「食も宮崎の大きな魅力であり、エージェント等へセールスを行う際、宮崎の食を紹介し、誘客を図っている」との答弁がありました。このことについて委員より、「パンフレット等で宮崎の食を取り上げることは、観光客だけではなく、生産者やその提供者にとっても非常によいことである。関係部局とも連携し、特産品の十分な供給体制の整備を図りながら、今後もパンフレット等を有効に活用して、宮崎の食を含めた観光をPRしてほしい」との要望がありました。

次に、農商工連携についてであります。

委員より、「新商品開発や販路開拓等について、関係部局、民間企業、金融機関等との連携体制はあるのか」との質疑があり、当局より、「昨年12月に農商工連携推進ネットワーク会議を設置し、協議を行っている。また、農商工連携マッチングフェアや金融機関と共催の商談会も開催していく予定である」との答弁がありました。このことについて委員より、「鹿児島県では金融機関が農商工連携にかなり力を入れていると聞く。宮崎の素材に付加価値をつけ、どのように新商品の開発につなげていくか、

民間企業とも協力して、農商工連携の流れを早急につくる取り組みを積極的に行ってほしい」との要望がありました。

次に、公共交通安全施設の整備についてであります。

委員より、「歩道整備の要望をしているが、いまだ整備に至らない箇所では事故が起きた場合は、行政の責任はどうか」との質疑があり、当局より、「予算の関係もあり、すべてを整備できない状況であるが、歩道の部分ではなく側溝にふたをする、ラインを引くなど2次的な交通安全対策を行い、事故防止に努めている」との答弁がありました。このことについて委員より、「事故を未然に防止するためにも、要望があったが未整備である箇所については、看板や表示を設置するなど危険箇所を住民に知らしめる方法を考え、安全・安心な交通環境の確保に努めてほしい」との要望がありました。

最後に、公共事業における予算執行のあり方についてであります。

委員より、工事請負費等の入札残についての質疑があり、当局より、「箇所ごとの入札残をまとめ、新たな箇所を施工したり箇所間流用を行うなど、事業全体の進捗を図るよう努めている」との答弁がありました。

当分科会といたしましては、経済情勢が厳しい時期でもあるので、地域経済の活性化を図るためにも、繰り越しも含め、より一層の有効かつ効率的な予算執行に努めるよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その4 環境農林水産分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、スギ花粉発生源対策における花粉の少ない苗の生産についてであります。

このことについて当局より、「本県の取り組みについては先進的であると思われるが、今後も林業技術センターと連携を図りながら、樹種の多様化について研究を進めていきたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「花粉症対策は、県民が健やかな生活を送る上で必要不可欠なものであることから、今後もさらなる推進に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、グリーン・ツーリズム支援についてであります。

このことについて委員より、「農家民宿は、観光面で商工観光労働部、旅館業法の手続面で福祉保健部と、各関係部局にまたがるため、関係部局と総合的に調整しながら取り組みを進める必要がある」との意見がありました。

次に、畜産試験場の和牛精液ストローの保管・管理についてであります。

このことについて委員より、「今回の盗難事件により、県の保管・管理のあり方に、生産者から非常

に厳しい声が寄せられている。今後、関係者との信頼関係を回復するためにも、一層の努力をしていただくようお願いしたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「一から体制の見直しを進めており、今後も農家の方々の信頼の確保に向けて最善の努力を尽くしていく」との答弁がありました。

次に、総合評価落札方式についてであります。

このことについて委員より、「近年の公共事業の大幅な縮減及び競合激化により、建設業者の倒産件数は依然として多く、深刻な状況が続いており、業者は悲鳴を上げている。このような現状を踏まえ、早急にそのあり方を考えるとともに、これだけ景気が落ち込んでいる中であるので、景気を刺激するような対策に全力で取り組むようお願いしたい」との要望がありました。

最後に、鳥獣被害対策についてであります。

このことについて委員より、「20年度の事業実績の効果が発揮されるよう、今後も継続して捕獲、防除等による対策を推進していただきたい」との要望がありました。

また他の委員より、「地域の住民は、鳥獣被害により生産活動の意欲を失い、非常に困窮している。このままでは、過疎化、高齢化の中で山村を守ることをできなくなってしまい、手おくれとなってしまう可能性がある。これだけ深刻な状況に陥っていることを認識しつつ、今後は、より住民の目線に立って、環境森林部、農政水産部の両部局が連携することはもとより、県全体の施策として総合的に取り組んでほしい」との要望がありました。

当分科会としましては、以上の点について要望するものであります。

以上、当分科会の報告を終わります。

その5 文教警察企業分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成20年度宮崎県歳入歳出決算、宮崎県電気事業会計、宮崎県工業用水道事業会計、及び宮崎県地域振興事業会計決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、学校職員の健康増進対策についてであります。

委員より、「メンタルヘルスを含めた学校職員の健康増進対策として、どのような取り組みを行っているか」との質疑があり、当局より、「平成20年度に、県内のすべての小中学校・県立学校及び保健所等から成る『学校職員健康づくり推進協議会』を県内7地区に立ち上げ、各地区の関係機関が連携して、管理職や各学校の衛生管理者等への研修や、メンタルヘルスの悩みを抱えている教職員からの個別相談窓口の設置等の取り組みを行っている」との答弁がありました。このことについて委員より、「今後とも、地域全体で学校の先生を支えていくという姿勢で、総合的な健康増進対策を推進してほしい」との要望がありました。

次に、高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育についてであります。

委員より、「高齢歩行者等の交通安全対策について、どのような取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「夕方から夜にかけて、自宅付近の道路を横断している高齢者が被害に遭う事故が平成19年に多発したことから、平成20年度は、警察官・交通安全指導員が延べ約7万人の高齢者宅を個別訪問し、基本的な交通ルール等を指導するといった取り組みを強化したところである」との答弁がありました。このことについて委員より、「今後とも、高齢者の交通安全教育を推進し、高齢歩行者等の事故防止に努めてほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県電気事業会計決算の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は52億5,300万円余、事業費用は45億400万円余で、当年度純利益は7億4,900万円余であります。供給電力量の目標達成率は、年間を通じて発電に効率的な降雨があったことにより109%となっており、電力収入の目標達成率も102.6%となっております。

次に、宮崎県工業用水道事業会計決算の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は3億3,600万円余、事業費用は2億8,200万円余で、当年度純利益は5,400万円余であります。なお、給水量の目標達成率は92.8%となっております。

最後に、宮崎県地域振興事業会計決算の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は2,600万円余、事業費用は2,100万円余で、当年度純利益は400万円余であります。なお、施設利用者数の目標達成率は102.6%となっております。

これらの審査の中で、委員より、売電価格の長期的な見通しについて質疑があり、当局より、「売電価格は、電気事業に要する適正な費用に事業報酬を加えた総括原価の考え方に基づき、九州電力との交渉によって決定されているが、企業債の償還が進み支払い利息が減少するほか、これまでの設備投資の減価償却費も減少することから、費用そのものが下がっていく傾向にあり、売電価格も下がることが予想される」との説明がありました。このことについて委員より、「売電価格については、安定的な経営が維持できるよう交渉に努めるとともに、事業の効率的な運営により、経営基盤の強化を図ってほしい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	10月2日・可決
〃 第2号	平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第4号	平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	平成21年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)	〃
〃 第6号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例	〃
〃 第12号	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例	〃
〃 第13号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例	〃
〃 第14号	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例	〃
〃 第15号	財産の無償譲渡について	〃
〃 第16号	損害賠償の額の決定について	〃
〃 第17号	公安委員会委員の任命の同意について	9月25日・同意
〃 第18号	人事委員会委員の選任の同意について	〃
〃 第19号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第24号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第25号	公害審査会委員の任命の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	公害審査会委員の任命の同意について	9月25日・同 意
〃 第27号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第28号	平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月20日・認 定
〃 第29号	平成20年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	〃
〃 第30号	平成20年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
〃 第31号	平成20年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	〃
〃 第32号	平成20年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
議員発議案 第1号	平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書	9月18日・可 決
〃 第2号	生活者を優先し地方重視の予算措置を求める意見書	〃 ・否 決
〃 第3号	第9回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣	10月2日・可 決
〃 第4号	改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書	〃
〃 第5号	地方の道路整備予算の確保に関する意見書	〃
〃 第6号	決算特別委員会の設置について	10月7日・可 決
〃 第7号	九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会議への議員の派遣	10月20日・ 〃

意見書、その他

平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書

世界的な金融危機による景気後退は、我が国の経済を急速に悪化させ、本県の景気・雇用情勢も厳しい局面を迎えている。

こうした未曾有の経済危機を克服するため、経済危機対策として総額1兆3千925億6千万円の平成21年度補正予算が5月29日に成立し、これに基づき、本県でも6月補正予算及び9月補正予算において、景気・雇用緊急対策の予算措置等をしたところであり、既に多くの事業が実施されている。

このような中、国において今年度補正予算の一部執行停止が議論されているが、これにより地方向けの予算が執行停止されることになると、本県の景気・雇用に多大な影響を及ぼすことになり、県民生活に大きな混乱が生じることが懸念される。

特に、本県の雇用情勢は、極めて厳しい状況が続いており、失業率がさらに悪化することが予想される中においては、当面の景気・雇用対策は国と地方が協力しながら取り組んでいくことが重要である。

よって、国においては、地方経済に与える影響が大きい平成21年度補正予算について、執行停止を行うことがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣 菅直人様
総務大臣 原口一博様
財務大臣 藤井裕久様

第9回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目 的 議会の住民代表機能の在り方や監視機能及び政策立案機能の強化などについての意見交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 期 間 平成21年11月13日（金）から
平成21年11月14日（土）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する11名以内

改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書

経済・生活苦による自殺者や自己破産者の増加などの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、年収の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止などを含む同法が、2010年6月18日までに完全施行される予定である。

改正法の成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は多重債務相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付の提供、金融経済教育の強化、ヤミ金融の撲滅に向けた取締りの強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、その成果を上げつつある。

ところが、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

改正貸金業法の完全施行の先延ばしや、金利規制などの貸金業者に対する規制を緩和することは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないものであり、断じて許されるものではない。

よって、国においては、今般設置された消費者庁の所管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談窓口体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分に確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 総 財 厚 経 国 金 消	議 議 閣 務 務 生 済 家 金 消	院 院 総 務 務 生 済 公 安 担 当	議 院 理 大 大 大 業 委 員 会 委 員 大 大	長 長 臣 臣 臣 臣 長 臣 臣	横 江 鳩 原 藤 長 直 中 亀 福	路 田 山 口 井 妻 嶋 井 井 嶋	孝 五 由 紀 一 裕 正 静 瑞	弘 月 夫 博 久 昭 行 洽 香 穂	様 様 様 様 様 様 様 様 様 様
--	--	---	--	---	--	--	---	--	--

地方の道路整備予算の確保に関する意見書

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、住民にとって生活を支え、命の基盤となる、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本である。

特に、本県においては、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高規格幹線道路の供用率が42%と全国の68%に比べ極めて低い水準にあるなど道路の整備が立ち遅れている。

また、昨年度の道路特定財源の一般財源化により、地方への補助金・交付金は前年度並みとなったものの国の直轄事業予算は大幅な削減となっており、今後の整備の進捗が心配されることとなった。

都市と地方の地域間格差が拡大している中であって、地方が自立し、都市と地方が一体となって発展していくためには、高速道路をはじめとした道路網の整備が必要である。

よって、国においては、本県のように著しく遅れた地方の道路整備が着実に進むための予算を十分に確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 様
国 土 交 通 大 臣	前 原 誠 司 様

決算特別委員会の設置について

- 1 名 称 決算特別委員会
- 2 目 的 次の各号議案の審査
- ・ 議案第28号「平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
 - ・ 議案第29号「平成20年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」
 - ・ 議案第30号「平成20年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について」
 - ・ 議案第31号「平成20年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」
 - ・ 議案第32号「平成20年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」の審査
- 3 権 限 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。
- 4 定 数 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員

九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会議への議員の派遣

- 1 目 的 地方の視点に立った道州制を含む国・地方の将来のあり方についての情報及び意見の交換
- 2 派遣場所 鹿児島市
- 3 期 間 平成21年11月4日（水）から
平成21年11月5日（木）まで
- 4 派遣議員 松村悟郎 太田清海

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	—	—	—	
厚 生	1	3	4	
商 工 建 設	3	2	5	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	4	5	9	

請願番号	請願第25号	受理年月日	平成21年9月16日
<p>請願者 住所・氏名</p>	<p>志和池地区及び庄内地区自治公民館連絡協議会 都城市上水流町4523 公民館長 瀬之口 忠彦 都城市上水流町1686 公民館長 内村 逸夫 都城市上水流町993 公民館長 倉盛 章夫 都城市下水流町329-26 公民館長 平原 洋和 都城市下水流町2352-1 公民館長 瀬戸口 龍壹 都城市下水流町3190-3 公民館長 益留 政樹 都城市下水流町3376-1 公民館長 福元 幸夫 都城市岩満町881 公民館長 巢立 謙佑 都城市岩満町264 公民館長 吉村 則夫 都城市丸谷町2669 公民館長 吉行 利美 都城市丸谷町2769 公民館長 小岩屋 民夫 都城市丸谷町3147 公民館長 鳥越 久司 都城市丸谷町454-2 公民館長 児玉 紘一 都城市丸谷町1764-1 公民館長 水流 幸一 都城市野々美谷町2409 公民館長 島盛 勇 都城市野々美谷町1388-15 公民館長 崎田 靖寛 都城市野々美谷町1524 公民館長 瀬戸山 久美 都城市野々美谷町885-2 公民館長 横山 信幸 都城市野々美谷町2974-5 公民館長 中山 涼一 庄内地区自治公民館連絡協議会 都城市菓子野町9,985-1 公民館長 今村 壮二</p>		

<p>請願の件名</p>	<p>大淀川水系河川整備計画の見直しと事業促進に関する請願 (請願の趣旨)</p> <p>平成18年3月に策定された「大淀川水系河川整備計画」で、国土交通省の計画対象区間とされている『庄内川』と『高崎川』の河川整備計画の早急な見直しと、併せて河川改修工事の早期着手について宮崎県当局より関係機関へ働きかけていただくよう要望いたします。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>近年、地球温暖化の影響の下、極地的な集中豪雨や、台風の大規模化等で、全国的に風水被害が多発している状況です。当地域も台風接近の度に、河川の外水氾濫に伴う農作物の冠水被害及び住宅の床上浸水等、常に警戒等が必要であり住民の防災に対する意識が非常に高い地域でもあります。実際、台風等による被害を毎年のように被っており、近年では平成5年8月、平成9年9月、平成17年9月と、幾度となく甚大な被害を受けております。</p> <p>その反面、大淀川水系の流域に位置する都城市は、常に水と共生する市民の姿を市内全域で見ることができますし、かたや利水の面でも農業用水等、多大な恩恵を受けており市民が誇れる河川でもあります。</p> <p>このような状況の下、平成15年2月に、国土交通省が大淀川水系の長期的な河川整備の基本方針を定める「大淀川水系河川整備基本方針」を策定したのを受けて、平成18年3月には、国土交通省九州地方整備局と宮崎県及び鹿児島県は、大淀川水系の河川整備にかかるこれまでの経緯を踏まえて、今後概ね30年間の整備内容を具体化する「大淀川水系河川整備計画」を策定いたしました。</p> <p>しかし、策定されました「大淀川水系河川整備計画」を精査してみると、国土交通省の計画対象区間とされている河川のうち、庄内川と高崎川の河川整備計画は、治水の観点から少々疑問を感じ得ます。何故ならば『大淀川上流部の庄内川合流点上流地区、高崎川合流点付近においては、河道断面が、不足していること等から、近年溢水する事態が頻発しています』と河川整備計画に明記されているにも関わらず、実際の計画にはその意図が十分に反映されておらず対応策が不十分であるという点です。</p> <p>その庄内川は、大淀川合流点より1.2km迄が国土交通省の計画対象区間となっていますが、左岸側の大淀川合流点付近は、一部暫々定堤防のため洪水時には外水氾濫し、約49haもの区域が浸水いたします。</p> <p>浸水区域のほとんどが農地であり農作物は、塵芥等により甚大な被害を被って壊滅状態となりますし、その復旧までには多大な費用と日数を必要としております。</p> <p>また、稲穂が冠水しますと米の品質低下、収量減に繋がり、3割から4割の大幅な収量減は、耕作者にとって大きな死活問題で</p>
--------------	---

もあります。

このように、地域一帯は稲作が中心の田園地帯で、毎年、浸水被害の不安を伴いながら農作業に勤しんでいるような状況であります。

高崎川は、大淀川合流点より2.0km迄が国土交通省の計画対象区間であり、そのうち右岸側の一部約0.8kmは、河川整備計画に盛り込まれていますが、この区間は兩岸とも外水氾濫し、農地並びに市道等が冠水するにも関わらず、全域的な河川整備計画とはなっておりません。

このような状況下で、今回の河川整備計画に盛り込まれております、右岸側の約0.8km区間を先行して河川改修していただくことは、地域にとって大変有り難い事ではあります。

しかしながら、暫定的に一部の区間のみを改修することは、その分暫々定堤防である左岸側の浸水区域が拡大し、今まで以上に甚大な被害を誘発することが懸念されますので、バランスのとれた河川行政を執行していただきたいと思っております。

高崎川の外水氾濫による浸水面積は、左岸側約49ha、右岸側約37ha、兩岸合わせて約86haと膨大な区域が浸水いたします。その区域のほとんどは、農地であり毎年のように農作物の冠水被害を庄内川流域と同じように受けております。更には、谷ヶ久地区では家屋の床上浸水等多発し、生活道路である市道も冠水の為、しばしば全面交通止も余儀なくされており孤立する状況が頻繁に発生しております。

今回、「大淀川水系河川整備計画」の策定は既に完了し、次の段階に進んでいることと思っておりますが、『本計画は、現時点の流域の社会経済情勢、自然環境状況、河道状況等に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗、災害等の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います』と、河川整備計画に明記されているとおり、更なる見直し等についても柔軟に対応できる、崇高な理念の下に策定された素晴らしい河川整備計画であると思っておりますので、市民生活の『安全・安心の確保』という観点から、下記のとおり「大淀川水系河川整備計画」の見直しと事業促進について、宮崎県当局より関係機関へ強く働きかけをしていただくよう請願するものであります。

尚、別添資料として、写真、附図を添付いたします。

記

1. 庄内川左岸側の暫々定堤防区間を、新たに大淀川水系河川整備計画に盛り込んでいただきたい。
2. 高崎川右岸側約0.8kmの河川整備計画区間以外の、左岸側及び右岸側の暫々定堤防区間を、新たに大淀川水系河川整備計

	<p>画に盛り込んでいただきたい。</p> <p>3. 庄内川及び高崎川の河川改修工事に早期着手し、河川流域で生活する市民に、『安全で安心できる河川』を早急に提供していただきたい。</p> <p>以上のおり、地方自治法第124条に基づき請願書を提出いたします。</p>
紹介議員	<p>星原 透</p> <p>徳重 忠夫</p> <p>萩原 耕三</p> <p>満行 潤一</p> <p>山下 博三</p> <p>蓬原 正三</p>
摘要	

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第26号	受理年月日	平成21年9月17日
請願者住所・氏名	宮崎県自衛隊病院の誘致促進を望む会 西都市有吉町2丁目3番地 会長 安 藝 國 宏 西都市大字童子丸605番地 副会長 牧 久 夫 西都市大字岡富592番地 副会長 長 友 正 雄		
請願の件名	宮崎県における自衛隊病院の誘致促進に関する要望についての請願 (要旨) 宮崎県の地域医療の崩壊を解消するために、国の機関で設置・運営する自衛隊病院を誘致促進していただきますよう特段のご配慮をお願いします。 (理由) 宮崎県においては、救急医療に対応できない地域医療の崩壊が発生しています。最大の原因は、救急を担う医師・看護師の不足と医療現場の疲弊であるといわれています。 宮崎県の県立病院の医師不足状況は、延岡病院では、眼科、精神科、消化器内科の休診、日南病院の小児科問題が発生し、3箇所 の県立病院の経営状態は、赤字経営が続き、経営形態を協議する検討委員会が設置されています。 西都医師会病院は、西都、児湯地区住民の中核的救急医療を担ってききましたが、医師不足、医療関係者の待遇、医療施設の老朽化等、厳しい経営状態に陥っています。このため、緊急を要する患者は、宮崎市郡医師会病院に搬送されてきましたが、その医療保険費は、40億円にも及ぶ状況になっています。 また、搬送を受ける宮崎市郡医師会病院でも、内科医の不足に伴い、救急患者を市郡の医師による輪番制で受け入れていますが、		

	<p>限界状況にあります。</p> <p>県内の小林、日南地域においても、医師不足により、休診する科目が発生し、中核的救急医療体制が崩壊しています。</p> <p>国の機関で、唯一、医師を確保している機関は、自衛隊病院であります。</p> <p>自衛隊病院は、総合病院規模の施設、職員を有し、自衛隊中央病院の他、全国の自衛隊基地に、陸上7、海上5、航空3の16カ箇所を設置されています。</p> <p>防衛省は、2008年4月から一部に限定していた自衛隊関係者以外の一般国民の利用を新病院を含めて、すべての病院で認めることを決定しています。</p> <p>また、近年では、自衛隊病院の医官を地方の公立病院や僻地医療に対する派遣を検討されていると聞いております。</p> <p>九州では、福岡、熊本、別府に陸上、佐世保に海上、那覇に航空の各自衛隊基地が配置されています。</p> <p>宮崎県には、陸上自衛隊都城駐屯地、えびの駐屯地部隊、海上東京通信隊えびの送信所、航空自衛隊新田原基地、航空自衛隊高畑山分屯基地等5箇所に自衛隊基地が配置されていますが、現在、自衛隊病院は配置されていません。</p> <p>つきましては、県内の自衛隊隊員、家族の医療体制の確立と併せて、宮崎県内の医師不足により医療崩壊状況にある地域医療の健全化を図り、医師養成の機関として、自衛隊病院の誘致促進を早急に展開していただきますよう、県民を代表しまして切望するものであります。</p>								
紹介議員	<table border="0"> <tr> <td>濱砂 守</td> <td>満行 潤一</td> </tr> <tr> <td>田口 雄二</td> <td>押川 修一郎</td> </tr> <tr> <td>西村 賢</td> <td>松村 悟郎</td> </tr> <tr> <td>坂口 博美</td> <td>河野 哲也</td> </tr> </table>	濱砂 守	満行 潤一	田口 雄二	押川 修一郎	西村 賢	松村 悟郎	坂口 博美	河野 哲也
濱砂 守	満行 潤一								
田口 雄二	押川 修一郎								
西村 賢	松村 悟郎								
坂口 博美	河野 哲也								
摘要									

請願番号	請願第27号	受理年月日	平成21年9月17日
請願者住所・氏名	宮崎市広島1丁目11番17号 (社)宮崎県労働者福祉団体中央会 会長 新名照幸		
請願の件名	<p>「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書」(案)の採択と関係機関への提出を求める請願</p> <p>1. 請願の要旨</p> <p>別紙1「改正貸金業法の早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書(案)」と同趣旨の意見書を採択いただき、関係機関に提出されるよう請願いたします。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>(1) 深刻な多重債務問題</p> <p>わが国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1にのぼります。</p> <p>このような中、多重債務問題が深刻化しています。消費者金融から3社以上の借入れがある利用者は300万人、200万人以上が3ヶ月以上に亘って返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも14万件に及びます。過酷な取立て、多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶ちません。</p> <p>これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのがクレジット・サラ金・商工ローンなどの貸金業者の高金利、過剰与信、苛酷な取立て及び大量宣伝などです。</p> <p>(2) 国民的な運動の成果としての貸金業法改正</p> <p>こうした多重債務問題の解決をめざして、2006年には消費者金融の高金利の引き下げ等を求めて法曹界や労働者福祉団体・被害者団体などが結束し、幅広い国民的な運動を繰り広げてきました。341万筆にも及ぶ請願署名や、43都道府県、1,136市町村議会での意見書採択などにより世論、政府を動かし、最終的に、2006年12月、貸金業界等の抵抗にも関わらず、貸金業法の画期的な改正という大きな成果をあげました。</p> <p>政府も多重債務問題の深刻さを認識し、多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セ</p>		

	<p>ーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。</p> <p>現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつあります。</p> <p>そして、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることとなります。</p> <p>(3) 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。</p> <p>(4) しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。</p> <p>改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではありません。</p> <p>(5) 今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、ーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などなのです。</p>
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二
摘要	

新規請願

商工建設常任委員会

請願番号	請願第28号	受理年月日	平成21年9月17日
請願者住所・氏名	宮崎市宮田町11番32号正力ビル3階1号 「日弁連多重債務対策本部」委嘱委員 弁護士 宮田尚典		
請願の件名	<p>「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書」の採択と関係機関への提出を求める請願</p> <p>1 請願の要旨</p> <p>別紙1「改正貸金業法早期完全施行並びに個人及び中小事業者救済のために自治体での多重債務救済制度充実等を求める意見書(案)」と同趣旨の意見書を採択いただき、関係機関に提出されるよう、別紙3記載の紹介議員の紹介をもって、請願致します。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>(1) 宮崎県では、人口当たりの自己破産件数が全国1位から3位で推移しており、自殺者も同様です(別紙2の3自殺対策白書)。高金利問題で最も大きな被害を受けている地域の一つです。</p> <p>全国では、経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定です。</p> <p>(2) 改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が</p>		

	<p>大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあります。</p> <p>ところが、「消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている」、「特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加している」などを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調が一部にあります。</p> <p>しかし、いわゆるバブル崩壊後の経済危機の際、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化したのです。</p> <p>改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招くものであり、許されるものではありません。</p> <p>(3) 今、多重債務者や中小事業者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などなのです。</p>
紹介議員	横田 照夫 十屋 幸平
摘要	

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第11号	受理年月日	平成20年12月4日
請願者 住所・氏名	宮崎市祇園3丁目158 宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 会長 川畑 紀一郎		
請願の件名	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		
紹介議員	外山 良治 十屋 幸平 宮原 義久 井上紀代子 前屋敷恵美 武井 俊輔 河野 哲也		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第19号	受理年月日	平成21年 6月 5日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市広島2丁目4番地11 TOKIWA20ビル2階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山 節夫		
請願の件名	平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願		
紹介議員	田口 雄二 満行 潤一		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第20号	受理年月日	平成21年 6月17日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 委員長 津守 信弘		
請願の件名	物価に見合う年金引き上げを求める請願		
紹介議員	満行 潤一 井上 紀代子 前屋敷 恵美		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月10日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（黒木覚市、西村両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第16号上程 知事提案理由説明
9月11日	金	休 会	（議案調査）
9月12日	土		
9月13日	日		
9月14日	月	休 会	（議案調査）
9月15日	火		議案第17号～第27号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・野辺修光議員、 自由民主党・中野廣明議員）
9月16日	水		代表質問（社会民主党宮崎県議団・外山良治議員、 愛みやざき・西村 賢議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
9月17日	木		代表質問（民主党宮崎県議団・井上紀代子議員、 自由民主党県民の会・徳重忠夫議員）
9月18日	金	本 会 議	一般質問（新見、河野安幸、宮原、満行各議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程 議員発議案第1号提案理由説明（野辺議員） 質疑（権藤議員） 議員発議案第2号追加上程 議員発議案第2号提案理由説明（高橋議員） 議員発議案第1号及び第2号に対する討論 （議員発議案第1号に賛成）（萩原議員） （議員発議案第1号に反対）（田口議員） （議員発議案第2号に賛成）（囃師議員） （両案とも賛成）（前屋敷議員） 採決（議員発議案第2号）（否決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月18日	金	本 会 議	採決（議員発議案第1号）（可決）
9月19日	土		
9月20日	日		
9月21日	月		
9月22日	火		
9月23日	水		
9月24日	木		
9月25日	金	一般質問（水間、横田、太田、権藤各議員） 議案に対する質疑（前屋敷議員） 採決（議案第17号～第27号）（同意） 議案・請願委員会付託	
9月26日	土		
9月27日	日		
9月28日	月		
9月29日	火	休 会	常任委員会
9月30日	水		特別委員会
10月1日	木		（議事整理）
10月2日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第8号に反対、請願第26号採択に反対、請願第5号、第9号、第11号、第19号、第20号継続審査に反対）（前屋敷議員） 採決（議案第8号）（可決） 採決（議案第1号～第7号、第9号～第16号）（可決） 採決（請願1件）（採択） 採決（請願3件）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第3号～第5号追加上程 議員発議案第3号、第4号採決（可決） 議員発議案第5号提案理由説明（萩原議員） 質疑（権藤議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月2日	金	本 会 議	討論（議員発議案第5号に反対）（井上議員） 討論（議員発議案第5号に賛成）（宮原議員） 採決（議員発議案第5号）（可決） 議案第28号～第32号上程 知事提案理由説明
10月3日	土		
10月4日	日		
10月5日	月		(議案調査)
10月6日	火		
10月7日	水	本 会 議	総括質疑（外山 衛、高橋、松田、長友、田口、濱砂、前屋敷各議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第6号上程、採決（可決） 議案第28号～第32号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） 決算特別委員会
10月8日	木	休 会	決算特別委員会
10月9日	金		
10月10日	土		
10月11日	日		
10月12日	月		
10月13日	火	休 会	決算特別委員会
10月14日	水		(議事整理)
10月15日	木		
10月16日	金		決算特別委員会
10月17日	土		
10月18日	日		
10月19日	月	休 会	(議事整理)
10月20日	火	本 会 議	議員の辞職許可 副議長の選挙（萩原議員当選） （萩原議員21票、徳重議員20票） 決算特別委員長審査結果報告

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月20日	火	本 会 議	討論（議案第28号に反対）（前屋敷議員） 採決（議案第28号）（認定） 採決（議案第29号～第32号）（認定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第7号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 副 議 長 (前) 井 本 英 雄

宮 崎 県 議 会 議 員 黒 木 覚 市

宮 崎 県 議 会 議 員 西 村 賢